

土木工事施工管理基準 新旧対照表

土木工事施工管理基準(まえがき)

県の現行基準(H27)	
土木工事施工管理基準	
<p>この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、土木工事共通仕様書(案)第1編1-1-23「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p>	
1. 目的	<p>この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。</p>
2. 適用	<p>この管理基準は、兵庫県県土整備部が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。</p>
3. 構成	<pre> graph LR A[施工管理 (工事写真を含む)] --- B[] B --- C[工程管理] B --- D[出来形管理] B --- E[品質管理] </pre>
4. 管理の実施	<p>(1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。</p> <p>(2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対したちに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p>

県の新基準(H29)	
土木工事施工管理基準	
<p>この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、土木工事共通仕様書(案)第1編1-1-23「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p>	
1. 目的	<p>この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。</p>
2. 適用	<p>この管理基準は、兵庫県県土整備部が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。</p>
3. 構成	<pre> graph LR A[施工管理 (工事写真を含む)] --- B[] B --- C[工程管理] B --- D[出来形管理] B --- E[品質管理] </pre>
4. 管理の実施	<p>(1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。</p> <p>(2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対したちに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p>

土木工事施工管理基準 新旧対照表

土木工事施工管理基準(まえがき)

県の現行基準(H27)	
土木工事施工管理基準	
5.	管理項目及び方法
(1)	<p>工程管理</p> <p>受注者は、工程管理を工事内容に応じた方式(ネットワーク(PERT)又はバーチャート方式など)により作成した実施工程表により行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。</p>
(2)	<p>出来形管理</p> <p>受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表又は出来形図を作成し管理するものとする。ただし、測定数が10点未満の場合は出来形成果表のみとし、出来形図の作成は不要とする。なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1箇所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。</p>
(3)	<p>品質管理</p> <p>1. 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図又は、品質管理図表(ヒストグラム、$\chi-R$、$\chi-Rs-Rm$など)を作成するものとする。ただし、測定数が10点未満の場合は品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とする。</p> <p>この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種(イ)、(ロ)、の条件に該当する工事および低入札価格調査の対象となった工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。</p> <p>(イ)路盤</p> <p>維持工事等の小規模なもの(施工面積が1,000㎡以下のもの)</p> <p>(ロ)アスファルト舗装</p> <p>維持工事等の小規模なもの(同一配合の合材が100t未満のもの)</p> <p>2. 受注者は、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁(高さ2.5mを超えるもの)については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。</p>
(4)	<p>低入札価格調査の対象となった工事の品質管理</p> <p>1. 低入札価格調査対象となった工事の場合は、品質管理基準の適用について、試験区分の「その他」を「必須」に読み替えるものとする。ただし、「必須」に読み替える項目のうち省略する項目については監督員の指示を受けるものとする。</p> <p>2. 試験に際しては原則として監督員が立会するものとするが、「土木工事施工管理基準」に定めるものについては試験成績表等による確認とする。</p>

県の新基準(H29)	
土木工事施工管理基準	
5.	管理項目及び方法
(1)	<p>工程管理</p> <p>受注者は、工程管理を工事内容に応じた方式(ネットワーク(PERT)又はバーチャート方式など)により作成した実施工程表により行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。</p>
(2)	<p>出来形管理</p> <p>受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表、出来形図、管理図等を作成し管理するものとする。</p> <p>なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。</p>
(3)	<p>品質管理</p> <p>1. 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図又は、品質管理図表(ヒストグラム、$\chi-R$、$\chi-Rs-Rm$など)を作成するものとする。</p> <p>この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種(イ)、(ロ)、の条件に該当する工事および低入札価格調査の対象となった工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。</p> <p>(イ)路盤</p> <p>維持工事等の小規模なもの(施工面積が1,000㎡以下のもの)</p> <p>(ロ)アスファルト舗装</p> <p>維持工事等の小規模なもの(同一配合の合材が100t未満のもの)</p>
(4)	<p>低入札価格調査の対象となった工事の品質管理</p> <p>1. 低入札価格調査対象となった工事の場合は、品質管理基準の適用について、試験区分の「その他」を「必須」に読み替えるものとする。ただし、「必須」に読み替える項目のうち省略する項目については監督員の指示を受けるものとする。</p> <p>2. 試験に際しては原則として監督員が立会するものとするが、「土木工事施工管理基準」に定めるものについては試験成績表等による確認とする。</p>


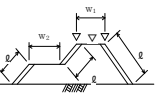
土木工事施工管理基準 新旧対照表 土木工事施工管理基準(まえがき)


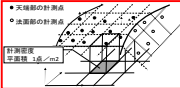

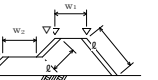
県の現行基準(H27) 土木工事施工管理基準	
6.	<p>規格値</p> <p>受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。</p>
7.	<p>その他</p> <p>受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対したただちに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p>

県の新基準(H29) 土木工事施工管理基準	
6.	<p>規格値</p> <p>受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。</p>
7.	<p>その他</p> <p>(1) 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対したただちに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>(2) 3次元データによる出来形管理 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」の規定によるものとする。 また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」の規定によるものとする。</p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p>

土木工事施工管理基準 新旧対照表

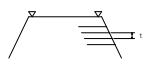
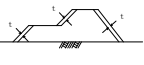
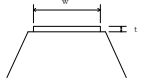
出来形管理基準 第01編 共通編

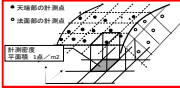
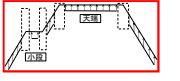
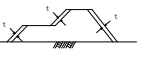
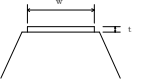
県 現行基準 (H26)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		
						法長ℓ	ℓ<5m -200 ℓ≥5m 法長-4%			
			3		盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は各法肩で測定。ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		
					法長ℓ	ℓ<5m -100 ℓ≥5m 法長-2%	幅 w ₁ , w ₂			

県 新基準 (H29)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		
						法長ℓ	ℓ<5m -200 ℓ≥5m 法長-4%			
				2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
					平場	標高較差	±50 ±150	法面(小段含む)		
			3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は各法肩で測定。ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		
					法長ℓ	ℓ<5m -100 ℓ≥5m 法長-2%	幅 w ₁ , w ₂			

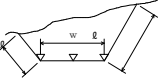
土木工事施工管理基準 新旧対照表

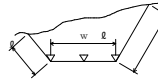
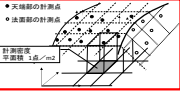
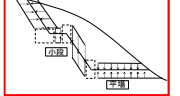
出来形管理基準 第01編 共通編

県 現行基準 (H26)																		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要								
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3															
											4	盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽ 厚 さ t 控 え 長 さ	-50 -50 設計値以上	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
											5	法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。			
											6	堤防天端工	厚さt	t<15cm	-25	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは、施工延長200mにつき1箇所、200m以下は2箇所、中央で測定。		
														t≥15cm	-50			
														幅 w	-100			

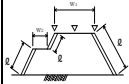

県 新基準 (H29)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	2	盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	-50	-150	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>	 
						法面	標高較差	-50	-170		
						法面	標高較差	-60	-170		
						法面	4割勾配(小段含む)				
						※ただし、この勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したものの					
						4	盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽ 厚 さ t 控 え 長 さ	-50 -50 設計値以上		
5	法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。							
6	堤防天端工	厚さt	t<15cm	-25	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは、施工延長200mにつき1箇所、200m以下は2箇所、中央で測定。						
			t≥15cm	-50							
			幅 w	-100							

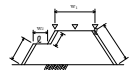
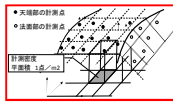
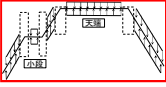
土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第01編 共通編

県 現行基準 (H26)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。			
						法長ℓ	ℓ<5m				-200
							ℓ≥5m				法長-4%
幅 w	-100										

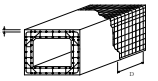
県 新基準 (H29)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。			
						法長ℓ	ℓ<5m				-200
							ℓ≥5m				法長-4%
幅 w	-100										
				2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	 		
					平場	標高較差	±50	±150			
					法面 (小段含む)	水平または標高較差	±70	±160			

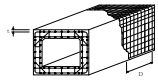
土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第01編 共通編

県 現行基準 (H26)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。		
						法長ℓ	ℓ<5m -100 ℓ≥5m 法長-2%			
幅	w ₁ ,w ₂	-100								
			5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		

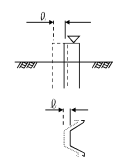
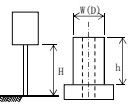
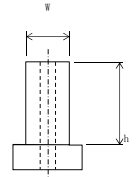
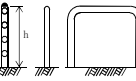
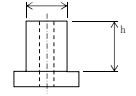
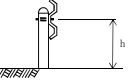
県 新基準 (H29)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。		
						法長ℓ	ℓ<5m -100 ℓ≥5m 法長-2%			
幅	w ₁ ,w ₂	-100								
			5	2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	平均値 個々の計測値	±50 ±150	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
天端 標高較差	±50	±150								
			5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		

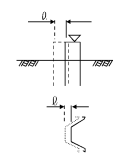
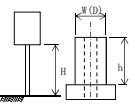
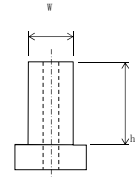
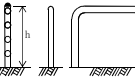
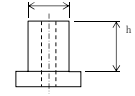
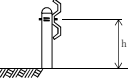
土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第01編 共通編

県 現行基準 (H26)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 無筋、 鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$		
						かぶりt	±φかつ 最小かぶり	D:n本間の延長 n:10本程度とする φ:鉄筋径		
						工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書(設計編13.2)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋編 6.6)による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、第3編2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。				

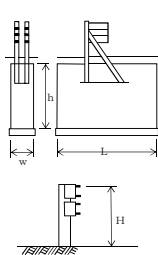
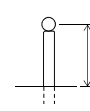
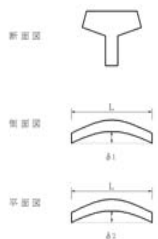
県 新基準 (H29)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 無筋、 鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$		
						かぶりt	±φかつ 最小かぶり	D:n本間の延長 n:10本程度とする φ:鉄筋径		
						工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書(標準 7編 2章 2.1)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋編 6.6)による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、第3編2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。				

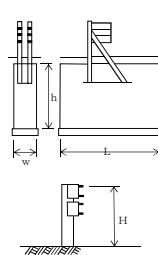
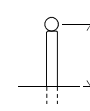
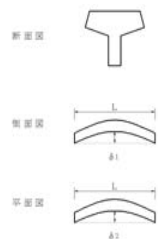
土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編①

県の現行基準 (H26)																		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要							
3	2	3	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高 ∇	± 50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 変位は、施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1箇所、延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。										
						根入長	設計値以上											
						変位 l	100											
			5		縁石工 (縁石・アスカープ)	延長 L	-200	1箇所/1施工箇所										
			6	小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1箇所/1基 基礎1基毎											
					幅 w(D)	-30												
					高さ h	-30												
					根入れ長	設計値以上												
			7	防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1箇所測定。										
						高さ h	-30											
					パイプ取付高 H	+30	1箇所/1施工箇所											
-20																		
8	1	路側防護柵工 (ガードレール) (ガードパイプ)			基礎	幅 w	-30							1箇所/施工延長40m 40m以下のものは、2箇所/1施工箇所。				
					高さ h	-30												
2			ビーム取付高 H	+30	1箇所/1施工箇所													
			-20															

県の新基準 (H29)																		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要							
3	2	3	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高 ∇	± 50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所、延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。										
						根入長	設計値以上											
						変位 l	100											
			5		縁石工 (縁石・アスカープ)	延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所										
			6	小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基 基礎1基毎											
					幅 w(D)	-30												
					高さ h	-30												
					根入れ長	設計値以上												
			7	防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。										
						高さ h	-30											
					パイプ取付高 H	+30	1ヶ所/1施工箇所											
-20																		
8	1	路側防護柵工 (ガードレール) (ガードパイプ)			基礎	幅 w	-30							1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。				
					高さ h	-30												
2			ビーム取付高 H	+30	1ヶ所/1施工箇所													
			-20															

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第03編 土木工事共通編①

県の現行基準 (H26)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	土木工事共通編	2	3	8	3	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	1箇所/1基礎毎	
								高さ h	-30		
						延長 L	-100	1箇所/1施工箇所			
						ケーブル取付高 H	+30 -20				
9	区画線工	厚さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1箇所テストピースにより測定。							
		幅 w	設計値以上								
10	道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1箇所/10本 10本以下の場合は、2箇所測定。							
11	コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82「表-Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗布作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗布作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする							
13	1	プレテンション桁 製作工 (購入工) (けた橋)	桁長 L(m)	±L/1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS製品の場合は、JIS認定工場の成績表にかえることができる。 JIS製品以外はJIS製品に準じる。						
			断面の外形寸法	±5							
			橋桁のそり δ1	±8							
			横方向の曲がりδ2	±10							

県の新基準 (H29)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	土木工事共通編	2	3	8	3	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	1ヶ所/1基礎毎	
								高さ h	-30		
						延長 L	-100	1ヶ所/1施工箇所			
						ケーブル取付高 H	+30 -20				
9	区画線工	厚さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。							
		幅 w	設計値以上								
10	道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。							
11	コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82「表-Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗布作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗布作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする							
13	1	プレテンション桁 製作工 (購入工) (けた橋)	桁長 L(m)	±L/1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。						
			断面の外形寸法	±5							
			橋桁のそり δ1	±8							
			横方向の曲がりδ2	±10							

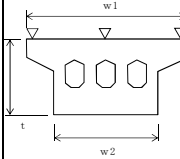
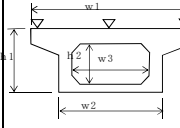
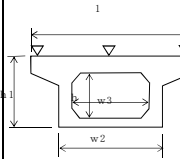
土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第03編 土木工事共通編①

県の現行基準 (H26)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	13	2	プレテンション 製作工 (購入工) (スラブ桁)	桁長 L	±10…… L≤10m ±L/1000… … L>10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS製品の場合は、JIS 認定工場の成績表にかえるこ とができる。 JIS製品以外はJIS製品に準じ る。			
						断面の外形寸法	±5				
						橋桁のそり δ	±8				
						横方向の曲がりδ 2	±10				
				14	1	ポストテンション 桁製作工	幅(上) w1	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレ ストレンシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端 部、中央部の3箇所とする。 なお、JISマーク表示品を使用 する場合は、製造工場の発行 するJISに基づく試験成績表に 替えることができる。		注)新設のコンクリート構造 物(橋梁上・下部工および 重要構造物である内空断 面積25㎡以上のボックスカ ルバート(工場製作のプレ キャスト製品は全ての工程 において対象外)の鉄筋 の配筋状況及びひかぶり については、「非破壊試験に よるコンクリート構造物中 の配筋状況及びひかぶり測 定要領」も併せて適用す る。
	幅(下) w2	±5									
	高さ h	+10 -5									
	桁長 ℓ 支間長	ℓ<15…±10 ℓ≥15… ±(ℓ-5) かつ-30mm 以内									
						桁長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面 寸法測定箇所は、図面の寸法 表示箇所にて測定。			
				15		プレキャストセグ メント 主桁組立工	桁長 ℓ 支間長	ℓ<15…±10 ℓ≥15… ±(ℓ-5) かつ-30mm 以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレ ストレンシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端 部、中央部の3箇所とする		
							横方向最大タワミ	0.82			

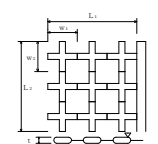
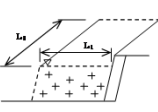
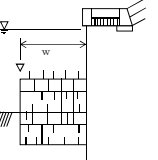
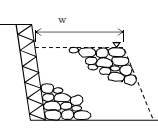
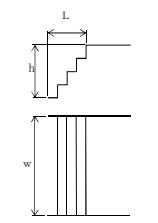

県の新基準 (H29)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	13	2	プレテンション 製作工 (購入工) (スラブ桁)	桁長 L	±10…… L≤10m ±L/1000… … L>10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用 する場合は、製造工場の発行 するJISに基づく試験成績表に 替えることができる。			
						断面の外形寸法	±5				
						橋桁のそり δ	±8				
						横方向の曲がりδ 2	±10				
				14	1	ポストテンション 桁製作工	幅(上) w1	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレ ストレンシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端 部、中央部の3箇所とする。 なお、JISマーク表示品を使用 する場合は、製造工場の発行 するJISに基づく試験成績表に 替えることができる。		注)新設のコンクリート構造 物(橋梁上・下部工および 重要構造物である内空断 面積25㎡以上のボックスカ ルバート(工場製作のプレ キャスト製品は全ての工程 において対象外)の鉄筋 の配筋状況及びひかぶり については、「非破壊試験に よるコンクリート構造物中 の配筋状況及びひかぶり測 定要領」も併せて適用す る。
	幅(下) w2	±5									
	高さ h	+10 -5									
	桁長 ℓ 支間長	ℓ<15…±10 ℓ≥15… ±(ℓ-5) かつ-30mm 以内									
						横方向最大タワミ	0.82				
						プレキャストセグ メント 桁製作工 (購入工)	桁長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面 寸法測定箇所は、図面の寸法 表示箇所にて測定。		
				15		プレキャストセグ メント 主桁組立工	桁長 ℓ 支間長	ℓ<15…±10 ℓ≥15… ±(ℓ-5) かつ-30mm 以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレ ストレンシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端 部、中央部の3箇所とする		
							横方向最大タワミ	0.82			

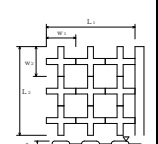
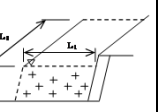
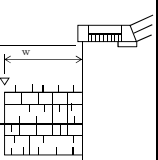
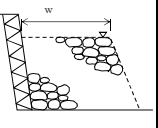
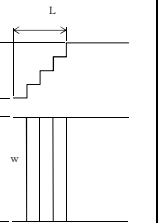
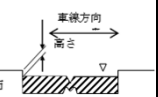
土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第03編 土木工事共通編①

				県の現行基準 (H26)						
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	3	16	PCホロースラブ製作工	基準高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所(支点付近)で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編2-18-2床版工に準ずる。 l :桁長(m)		注)新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工程において対象外))の鉄筋の配筋状況及びひかぶりにについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」も併せて適用する。
						幅 w_1, w_2	$-5 \sim +30$			
						厚さ t	$-10 \sim +20$			
						桁長 l	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots \pm (l-5)$ かつ -30mm 以内			
						幅(上) w_1	$-5 \sim +30$			
						幅(下) w_2	$-5 \sim +30$			
17	1	PC箱桁製作工	基準高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所(支点付近)で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編2-18-2床版工に準ずる。 l :桁長(m) 各桁毎に全数測定。 一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		注)新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工程において対象外))の鉄筋の配筋状況及びひかぶりにについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」も併せて適用する。			
幅(上) w_1	$-5 \sim +30$									
幅(下) w_2	$-5 \sim +30$									
内空幅 w_3	± 5									
高さ h_1	$+10$ -5									
内空高さ h_2	$+10$ $+10$									
2	2	PC押出し箱桁製作工	幅(上) w_1	$-5 \sim +30$	桁全数について測定。 桁縦断面法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編2-18-2床版工に準ずる。 l :桁長(m)		注)新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工程において対象外))の鉄筋の配筋状況及びひかぶりにについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」も併せて適用する。			
幅(下) w_2	$-5 \sim +30$									
内空幅 w_3	± 5									
高さ h_1	$+10$ -5									
内空高さ h_2	$+10$ -5									
桁長 l	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots \pm (l-5)$ かつ -30mm 以内									

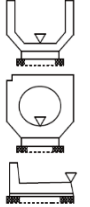
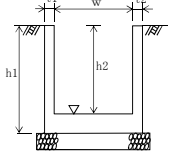
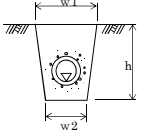
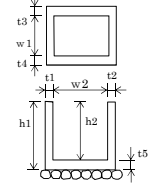
				県の新基準 (H29)						
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	3	16	PCホロースラブ製作工	基準高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で1ヶ所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編2-18-2床版工に準ずる。 l :桁長(m)		注)新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工程において対象外))の鉄筋の配筋状況及びひかぶりにについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」も併せて適用する。
						幅 w_1, w_2	$-5 \sim +30$			
						厚さ t	$-10 \sim +20$			
						桁長 l	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots \pm (l-5)$ かつ -30mm 以内			
						幅(上) w_1	$-5 \sim +30$			
						幅(下) w_2	$-5 \sim +30$			
17	1	PC箱桁製作工	基準高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で1ヶ所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編2-18-2床版工に準ずる。 l :桁長(m) 各桁毎に全数測定。 一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		注)新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工程において対象外))の鉄筋の配筋状況及びひかぶりにについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」も併せて適用する。			
幅(上) w_1	$-5 \sim +30$									
幅(下) w_2	$-5 \sim +30$									
内空幅 w_3	± 5									
高さ h_1	$+10$ -5									
内空高さ h_2	$+10$ $+10$									
2	2	PC押出し箱桁製作工	幅(上) w_1	$-5 \sim +30$	桁全数について測定。 桁縦断面法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編2-18-2床版工に準ずる。 l :桁長(m)		注)新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工程において対象外))の鉄筋の配筋状況及びひかぶりにについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」も併せて適用する。			
幅(下) w_2	$-5 \sim +30$									
内空幅 w_3	± 5									
高さ h_1	$+10$ -5									
内空高さ h_2	$+10$ -5									
桁長 l	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots \pm (l-5)$ かつ -30mm 以内									

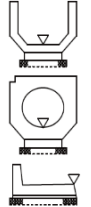
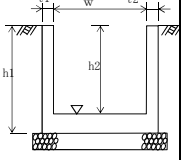
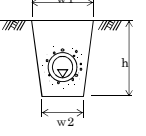
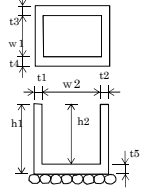
土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編①

県の現行基準 (H26)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	土木工事共通編	2	3	18	根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
							厚さt	-20				
							幅W ₁ , W ₂	-20				
						延長L ₁ , L ₂	-200	幅、厚さは40個につき1箇所測定。				
						乱積	基準高▽		±t/2			1施工箇所毎
							延長L ₁ , L ₂		-t/2			
					沈床工	基準高▽	±150	1組毎				
						幅 w	±300					
						延長 L	-200					
					20	捨石工	基準高▽	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
							幅 w	-100				
延長 L	-200											
23	階段工	幅 w	-30	1回/1施工箇所								
		高さ h	-30									
		長さ L	-30									
		段 数	±0段									
26	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。							
			表面の凹凸	3			表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下					
			仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2								

県の新基準 (H29)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	土木工事共通編	2	3	18	根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
							厚さt	-20				幅、厚さは40個につき1箇所測定。
							幅W ₁ , W ₂	-20				
						延長L ₁ , L ₂	-200	1施工箇所毎				
						乱積	基準高▽	±t/2	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			1施工箇所毎
							延長L ₁ , L ₂	-t/2				
					19	沈床工	基準高▽	±150	1組毎			
							幅 w	±300				
							延長 L	-200				
					20	捨石工	基準高▽	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
							幅 w	-100				
延長 L	-200											
23	階段工	幅 w	-30	1回/1施工箇所								
		高さ h	-30									
		長さ L	-30									
		段 数	±0段									
26	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。							
			表面の凹凸	3			表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下					
			仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2								

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編①

県の現行基準 (H26)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	土木工事共通編	2	3	31	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
							延長 L	-200	1箇所/1施工箇所		
					2	側溝工 (場所打水路工)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
							厚さ t1, t2	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h1, h2	-30			
					延長 L	-200	1施工箇所毎				
					3	側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。(なお、製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による。)		
							幅 w1, w2	-50			
							深さ h	-30			
							延長 L	-200			
32	集水樹工	基準高▽	±30	1箇所毎 ※は、現場打部分のある場合							
		※厚さ t1~t5	-20								
		※幅 w1, w2	-30								
		※高さ h1, h2	-30								

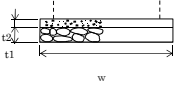
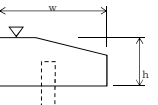
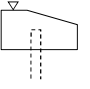
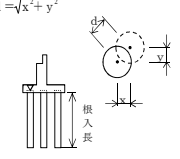
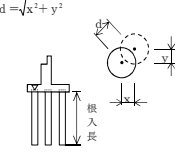
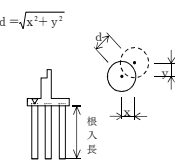
県の新基準 (H29)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	土木工事共通編	2	3	31	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
							延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所		
					2	側溝工 (場所打水路工)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
							厚さ t1, t2	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h1, h2	-30			
					延長 L	-200	1施工箇所毎				
					3	側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。(なお、製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による。)		
							幅 w1, w2	-50			
							深さ h	-30			
							延長 L	-200			
32	集水樹工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合							
		※厚さ t1~t5	-20								
		※幅 w1, w2	-30								
		※高さ h1, h2	-30								

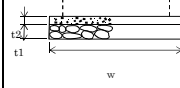
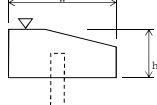
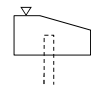
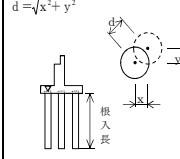
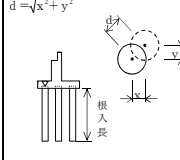
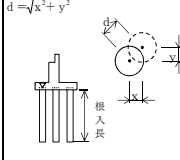
土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編①

県の現行基準 (H26)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	33		現場塗装工	塗 膜 厚				
土木工事共通編	一般施工	共通の工種					a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。 ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500m ² とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。		

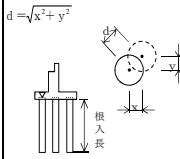
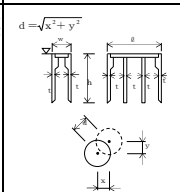
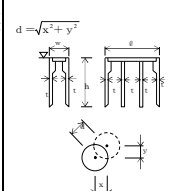
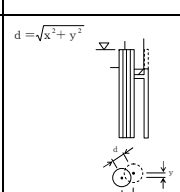
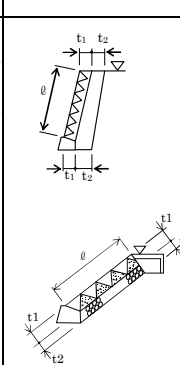
県の新基準 (H29)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	33		現場塗装工	塗 膜 厚				
土木工事共通編	一般施工	共通の工種					a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。 ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500m ² とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。		

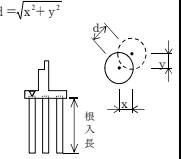
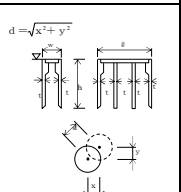
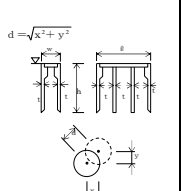
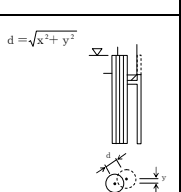
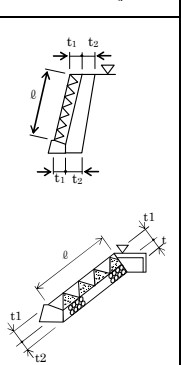
土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第03編 土木工事共通編①

県 現行基準(H26)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3	土木工事共通編	2	4	基礎工	1	一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 				
							厚さ t1,t2	-30					
							延長 L	各構造物の規格値による。					
					3	1	基礎工(護岸) (現場打)	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 			
								幅 w	-30				
								高さ h	-30				
					2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 				
							延長 L	-200					
					4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 			
								根入長	設計値以上				
								偏心量 d	D/4以内 かつ100以内				
								傾斜	1/100以内				
2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 									
		根入長	設計値以上										
		偏心量 d	100以内										
		傾斜	1/100以内										
		杭径 D	設計値以上										
5	場所打杭工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 									
		根入長	設計値以上										
		偏心量 d	100以内										
		傾斜	1/100以内										
		杭径	[設計径(公称径)-30]以上										

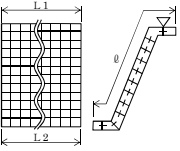
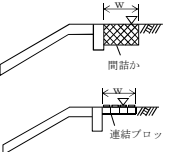
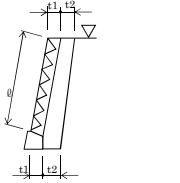
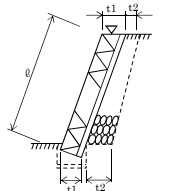
県 新基準(H29)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3	土木工事共通編	2	4	基礎工	1	一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 				
							厚さ t1,t2	-30					
							延長 L	各構造物の規格値による。					
					3	1	基礎工(護岸) (現場打)	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 			
								幅 w	-30				
								高さ h	-30				
					2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 				
							延長 L	-200					
					4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 			
								根入長	設計値以上				
								偏心量 d	D/4以内 かつ100以内				
								傾斜	1/100以内				
2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 									
		根入長	設計値以上										
		偏心量 d	100以内										
		傾斜	1/100以内										
		杭径 D	設計値以上										
5	場所打杭工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 									
		根入長	設計値以上										
		偏心量 d	100以内										
		傾斜	1/100以内										
		杭径	[設計径(公称径)-30]以上										

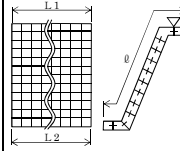
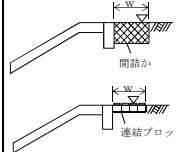
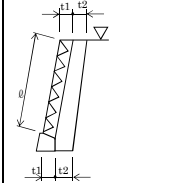
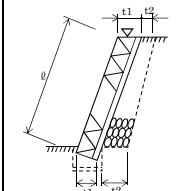
土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第03編 土木工事共通編①

県 現行基準(H26)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	土木工事共通編	2	4	基礎工	6	深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
							根入長	設計値以上			
							偏心量 d	150以内			
							傾斜	1/50以内			
					7	オープンケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については、各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
							ケーソンの長さ l	-50			
							ケーソンの幅 w	-50			
							ケーソンの高さ h	-100			
							ケーソンの壁厚 t	-20			
		偏心量 d	300以内								
		8	ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については、各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 				
				ケーソンの長さ l	-50						
ケーソンの幅 w	-50										
ケーソンの高さ h	-100										
ケーソンの壁厚 t	-20										
偏心量 d	300以内										
9	鋼管矢板基礎工	基準高▽	±100	基準高は、全数を測定。偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 						
		根入長	設計値以上								
		偏心量 d	300以内								
5	石・ブロック積(張)工	3	1	コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)(コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。				
					法長 l	l < 3m				-50	
						l ≥ 3m				-100	
					厚さ(ブロック積張) t1					-50	
					厚さ(裏込) t2					-50	
					延長 L					-200	

県 新基準(H29)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	土木工事共通編	2	4	基礎工	6	深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。
							根入長	設計値以上			
							偏心量 d	150以内			
							傾斜	1/50以内			
					7	オープンケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については、各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
							ケーソンの長さ l	-50			
							ケーソンの幅 w	-50			
							ケーソンの高さ h	-100			
							ケーソンの壁厚 t	-20			
		偏心量 d	300以内								
		8	ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については、各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 				
				ケーソンの長さ l	-50						
ケーソンの幅 w	-50										
ケーソンの高さ h	-100										
ケーソンの壁厚 t	-20										
偏心量 d	300以内										
9	鋼管矢板基礎工	基準高▽	±100	基準高は、全数を測定。偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 						
		根入長	設計値以上								
		偏心量 d	300以内								
5	石・ブロック積(張)工	3	1	コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)(コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。				
					法長 l	l < 3m				-50	
						l ≥ 3m				-100	
					厚さ(ブロック積張) t1					-50	
					厚さ(裏込) t2					-50	
					延長 L					-200	

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編①

県 現行基準(H26)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3	土木工事共通編	2	5	石・ブロック積(張)工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50mにつき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 			
								法長 ℓ	-100				
								延長 L_1, L_2	-200				
						3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50mにつき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 			
								幅 w	-100				
								延長 L	-200				
						4	緑化ブロック工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50mにつき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。 			
									法長 ℓ			$\ell < 3m$	-50
												$\ell \geq 3m$	-100
									厚さ(ブロック) t_1			-50	
									厚さ(裏込) t_2			-50	
									延長 L			-200	
						5	石積(張)工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50mにつき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。 			
									法長 ℓ			$\ell < 3m$	-50
												$\ell \geq 3m$	-100
厚さ(石積・張) t_1	-50												
厚さ(裏込) t_2	-50												
延長 L	-200												

県 新基準(H29)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	土木工事共通編	2	5	石・ブロック積(張)工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50mにつき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 		
								法長 ℓ	-100			
								延長 L_1, L_2	-200			
					3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50mにつき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 			
							幅 w	-100				
							延長 L	-200				
					4	緑化ブロック工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50mにつき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。 			
								法長 ℓ			$\ell < 3m$	-50
											$\ell \geq 3m$	-100
								厚さ(ブロック) t_1			-50	
								厚さ(裏込) t_2			-50	
								延長 L			-200	
					5	石積(張)工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50mにつき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。 			
								法長 ℓ			$\ell < 3m$	-50
											$\ell \geq 3m$	-100
厚さ(石積・張) t_1	-50											
厚さ(裏込) t_2	-50											
延長 L	-200											

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第03編 土木工事共通編②

県 現行基準 (H26)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1箇所を割りとし、道路中心線および端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を割り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所を割り測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

県 新基準 (H29)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所を割りとし、道路中心線および端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を割り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、 舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合 が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
						アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編②

県 現行基準 (H26)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 上層路盤工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1箇所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
						幅	-50	-50	—	—			

県 新基準 (H29)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 上層路盤工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、 舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合 が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。			
						幅	-50	-50	—	—				
						アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースカナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第03編 土木工事共通編②

県 現行基準 (H26)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 上層路盤工 (セメント(石灰)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
						幅	-50	-50	—	—			

県 新基準 (H29)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 上層路盤工 (セメント(石灰)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。			
						幅	-50	-50	—	—				
						アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースカナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編②

県現行基準(H26)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1箇所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
						幅	-50	-50	—	—				

県新基準(H29)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
						幅	-50	-50	—	—				
						アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(舗装工事欄)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編②

県現行基準(H26)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工(基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1箇所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25	-25	—	—				

県新基準(H29)															
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要		
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工(基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			
						幅	-25	-25	—	—					
						アスファルト舗装工(基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編②

県現行基準(H26)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	3	排水性舗装工 上層路盤工 (セメント(石灰)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-50	-50	—	—			

県新基準(H29)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	9	3	排水性舗装工 上層路盤工 (セメント(石灰)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			
						幅	-50	-50	—	—				
					排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編②

県 現行基準 (H26)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1箇所の割合とし、厚さは1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			

県 新基準 (H29)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-50	-50	—	—				
						排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の白標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第03編 土木工事共通編②

県現行基準(H26)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1箇所の割合とし、厚さは1,000㎡に1箇所の割合でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	—	—			

県新基準(H29)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1000㎡に1箇所の割合でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	—	—			
						排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編②

県現行基準(H26)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	土木工事共通編	6	一般舗装工	9	6	排水性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは1,000㎡毎に1個の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
							幅	-25	-25	—	—			
						平坦性	—		3mプロフィールメータ(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					

県新基準(H29)																
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)							
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	9	6	排水性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
									幅	-25	-25	—	—			
						排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			
					平坦性	—	3mプロフィールメータ(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下									

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第03編 土木工事共通編②

県 現行基準 (H26)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—		基準高は片側延長40m毎に1箇所 の割で測定。 厚さは片側延長200m毎に1箇所を 掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1箇所測定。 ※歩道舗装に適用する。		
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10				
							t ≥ 15cm	-45	-15				
						幅	-100		—				

県 新基準 (H29)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—		基準高は片側延長40m毎に1ヶ所 の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所 掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※歩道舗装に適用する。		<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での 管理が可能な工事をいい、基層および表層 用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当 する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模 は小さいものの、管理結果を施工管理に反映 できる規模の工事をいい、同一工程の施工日 数が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷 を与える恐れのある場合は、他の方法によるこ とができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略 することができる。</p>
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10				
							t ≥ 15cm	-45	-15				
						幅	-100		—				
					透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理 において「地上型レーザースキャ ナーを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)」に基づき出来形管理を 実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満た す計測方法により出来形管理を 実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計 測精度として±10mmが含まれて いる。 3. 計測は設計幅員の内側全面と し、全ての点で標高値を算出する。 計測密度は1点/m2(平面投影面 積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該 層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する 場合は、直下層の目標高さ+直下 層の標高較差平均値+設計厚さか ら求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での 管理が可能な工事をいい、基層および表層 用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当 する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模 は小さいものの、管理結果を施工管理に反映 できる規模の工事をいい、同一工程の施工日 数が数日連続する場合は該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略 することができる。</p>		
厚さあるいは 標高較差	t ≥ 15cm	±90	+50 -15										
	t < 15cm	+90 -70	+50 -10										

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第03編 土木工事共通編②

県 現 行 基 準 (H26)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1箇所 の割で測定。 厚さは片側延長200m毎に1箇所 コアを採取して測定。 ※歩道舗装に適用する。				
						幅	-25	—					

県 新 基 準 (H29)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割 で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所 コアを採取して測定。 ※歩道舗装に適用する。			<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
						幅	-25	—					
					透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。</p>			<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編②

県現行基準(H26)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1箇所の割合とし、厚さは1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-50	-50	—	—			

県新基準(H29)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-50	-50	—	—			
						厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編②

県現行基準(H26)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工(基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1箇所の割合とし、厚さは1,000㎡に1箇所の割合でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	—	—			

県新基準(H29)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工(基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1000㎡に1箇所の割合でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	—	—			
					グースアスファルト舗装工(基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第03編 土木工事共通編②

県現行基準(H26)																			
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)										
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下									
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工(セメント(石灰・石膏)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコーアを採取もしくは掘り起こして測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	幅	-50	—			
								4	コンクリート舗装工(アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12			-3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコーアを採取して測定。	幅	-25	—
								5	コンクリート舗装工(コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10	-3.5			幅は、延長80m毎に1箇所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	幅	-25	—	
							平坦性	—	コンクリートの硬化後3mプロファイルメータにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	目地段差	±2						
							目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。									
							6	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工(下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1箇所の割を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。	基準高▽	±40	±50	—		
							厚 さ	-45	-15										
幅	-50	—																	
7	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工(粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所の割を掘り起こして測定。	幅	-50	—										

県新基準(H29)																			
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)										
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下									
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工(セメント(石灰・石膏)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコーアを採取もしくは掘り起こして測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	幅	-50	—			
								4	コンクリート舗装工(アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12			-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコーアを採取して測定。	幅	-25	—
								5	コンクリート舗装工(コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10	-3.5			幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	幅	-25	—	
							平坦性	—	コンクリートの硬化後3mプロファイルメータにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	目地段差	±2						
							目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。									
							6	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工(下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	基準高▽	±40	±50	—		
							厚 さ	-45	-15										
幅	-50	—																	
7	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工(粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	幅	-50	—										

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第03編 土木工事共通編②

県現行基準(H26)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコーアを採取もしくは掘り起こして測定。 小規模とは、表面及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方で、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表面及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコーアを採取して測定。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						幅	-50	—					
						厚 さ	-9	-12	-3				
						幅	-25	—					
						厚 さ	-15	-4.5	—				
						幅	-35	—					
	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	工事規模の考え方で、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表面及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
				厚 さ	-45	-15							
				幅	-50	—							
				厚 さ	-25	-30	-8						
				幅	-50	—							
				平坦性	—	転圧コンクリートの硬化後3mプロファイルメーターにより(σ)2.4mm以下							
目地段差	±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。											
2	薄層カラー舗装工 上層路盤工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。					
		幅	-50	—									
		厚 さ	-15	-4.5	—								
		幅	-35	—									
		厚 さ	-25	-30	-8								
		幅	-50	—									
平坦性	—	転圧コンクリートの硬化後3mプロファイルメーターにより(σ)2.4mm以下											
目地段差	±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。											

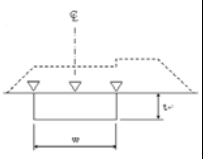
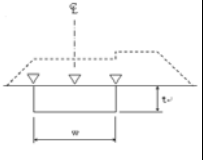
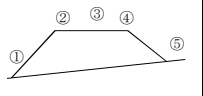
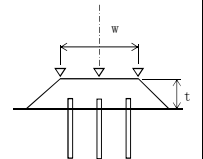
県新基準(H29)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコーアを採取もしくは掘り起こして測定。 小規模とは、表面及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方で、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表面及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコーアを採取して測定。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						幅	-50	—					
						厚 さ	-9	-12	-3				
						幅	-25	—					
						厚 さ	-15	-4.5	—				
						幅	-35	—					
	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	工事規模の考え方で、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表面及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
				厚 さ	-45	-15							
				幅	-50	—							
				厚 さ	-25	-30	-8						
				幅	-50	—							
				平坦性	—	転圧コンクリートの硬化後3mプロファイルメーターにより(σ)2.4mm以下							
目地段差	±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。											
2	薄層カラー舗装工 上層路盤工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。					
		幅	-50	—									
		厚 さ	-15	-4.5	—								
		幅	-35	—									
		厚 さ	-25	-30	-8								
		幅	-50	—									
平坦性	—	転圧コンクリートの硬化後3mプロファイルメーターにより(σ)2.4mm以下											
目地段差	±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。											

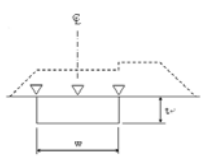
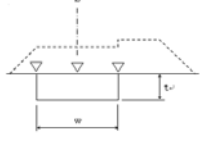
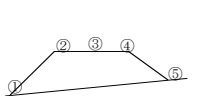
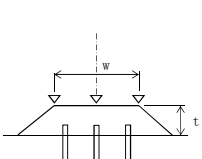
土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編②

県現行基準(H26)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	土	工	6	13	3	薄層カラー舗装工 上層路盤工 (セメント(石灰)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコーアを採取もしくは掘り起こして測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコーアを採取して測定。		
							幅	-50	—					
							厚 さ	-15	-20	-5				
					4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	幅	-50	—					
							厚 さ	-9	-12	-3				
							幅	-25	—					
					5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3				
							幅	-25	—					
							厚 さ	-15	-20	-5				
					14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50				—
								厚 さ	-45	-15				—
								幅	-50	—				
2	ブロック舗装工 上層路盤工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8									
		幅	-50	—										
		厚 さ	-25	-30	-8									

県新基準(H29)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	土	工	6	13	3	薄層カラー舗装工 上層路盤工 (セメント(石灰)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコーアを採取もしくは掘り起こして測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコーアを採取して測定。		
							幅	-50	—					
							厚 さ	-15	-20	-5				
					4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	幅	-50	—					
							厚 さ	-9	-12	-3				
							幅	-25	—					
					5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3				
							幅	-25	—					
							厚 さ	-15	-20	-5				
					14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50				—
								厚 さ	-45	-15				—
								幅	-50	—				
2	ブロック舗装工 上層路盤工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8									
		幅	-50	—										
		厚 さ	-25	-30	-8									

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編②

県 現行基準(H26)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	7	2	路床安定処理工	基準高▽	±50	延長40m毎に1箇所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。		
						施工厚さt	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
		3	置換工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは中心線及び端部で測定。				
				置換厚さt	-50					
				幅 w	-100					
				延長 L	-200					
		4	表層安定処理工(サンドマット海上)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 w、(L)は施工延長40mにつき1箇所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L)はセンターライン及び表裏法肩で行う。				
				法長 l	-500					
				天端幅 w	-300					
				天端延長 L	-500					
5	パイルネット工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。						
		厚さ t	-50							
		幅 w	-100							
		延長 L	-200							

県 新基準(H29)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	7	2	路床安定処理工	基準高▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。		
						施工厚さt	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
		3	置換工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。				
				置換厚さt	-50					
				幅 w	-100					
				延長 L	-200					
		4	表層安定処理工(サンドマット海上)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 w、(L)は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3ヶ所。 (L)はセンターライン及び表裏法肩で行う。				
				法長 l	-500					
				天端幅 w	-300					
				天端延長 L	-500					
5	パイルネット工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。						
		厚さ t	-50							
		幅 w	-100							
		延長 L	-200							

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編②

県 現行基準(H26)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	土木工事共通編	2	一般施工	7	地盤改良工	サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		
							幅 w	-100			
							延長 L	-200			
		8	締固め改良工(サンドコンパクションパイル工)	位置・間隔 w	±100	100本に1箇所。100本以下は2箇所測定。1箇所に4本測定。ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		杭 径 D	設計値以上		
				打込長さ h	設計値以上				全本数		
				サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン サンドコンパクション パイルの砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。		※余長は、適用除外			
		9	固結工(粉体噴射攪拌工)(高圧噴射攪拌工)(スラリー攪拌工)(生石灰パイル工)	基準高▽	-50	100本に1箇所。100本以下は2箇所測定。1箇所に4本測定。		位置・間隔 w	D/4以内		
				杭 径 D	設計値以上						
				深度 L	設計値以上	全本数		※余長は、適用除外			
						$L = \ell_1 - \ell_2$ ℓ_1 は改良体先端深度 ℓ_2 は改良体天端深度					
		10	仮設工	5	1	土留・仮締切工(H鋼杭)(鋼矢板)	基準高▽	±100	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所。(任意仮設は除く)		
根入長	設計値以上										
2	土留・仮締切工(アンカー工)			削孔深さℓ	設計深さ以上	全数(任意仮設は除く)		配置誤差 d	100		

県 新基準(H29)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	土木工事共通編	2	一般施工	7	地盤改良工	サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		
							幅 w	-100			
							延長 L	-200			
		8	締固め改良工(サンドコンパクションパイル工)	位置・間隔 w	±100	100本に1ヶ所。100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		杭 径 D	設計値以上		
				打込長さ h	設計値以上				全本数		
				サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン サンドコンパクション パイルの砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。		※余長は、適用除外			
		9	固結工(粉体噴射攪拌工)(高圧噴射攪拌工)(スラリー攪拌工)(生石灰パイル工)	基準高▽	-50	100本に1ヶ所。100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。		位置・間隔 w	D/4以内		
				杭 径 D	設計値以上						
				深度 L	設計値以上	全本数		※余長は、適用除外			
						$L = \ell_1 - \ell_2$ ℓ_1 は改良体先端深度 ℓ_2 は改良体天端深度					
		10	仮設工	5	1	土留・仮締切工(H鋼杭)(鋼矢板)	基準高▽	±100	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。(任意仮設は除く)		
根入長	設計値以上										
2	土留・仮締切工(アンカー工)			削孔深さℓ	設計深さ以上	全数(任意仮設は除く)		配置誤差 d	100		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編②

県 現行基準(H26)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3	土木工事共通編	2	10	仮設工	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張工)	法 長 l	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所。			
							延長 L_1 L_2	-200	1施工箇所毎			
						4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高 ∇	-50	施工延長50mにつき1箇所。延長50m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 (任意仮設は除く)		
								天 端 幅 w	-100			
								法 長 l	-100			
						5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高 ∇	-50	施工延長50mにつき1箇所。延長50m以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 (任意仮設は除く)		
					9	地中連続壁工 (壁式)	地中連続壁工 (壁式)	基準高 ∇	± 50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2箇所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1箇所、延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
								連壁の長さ l	-50			
								変 位	300			
								壁 体 長 L	-200			
10	地中連続壁工 (柱列式)	地中連続壁工 (柱列式)	基準高 ∇	± 50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2箇所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1箇所、延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		D: 杭径					
			連壁の長さ l	-50								
			変 位 d	$D/4$ 以内								
			壁 体 長 L	-200								

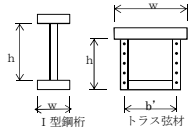
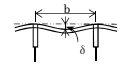
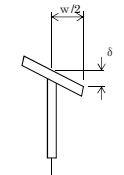
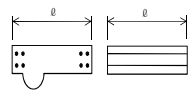
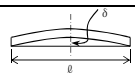
県 新基準(H29)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3	土木工事共通編	2	10	仮設工	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張工)	法 長 l	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
							延長 L_1 L_2	-200	1施工箇所毎			
						4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高 ∇	-50	施工延長50mにつき1箇所。延長50m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 (任意仮設は除く)		
								天 端 幅 w	-100			
								法 長 l	-100			
						5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高 ∇	-50	施工延長50mにつき1箇所。延長50m以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 (任意仮設は除く)		
					9	地中連続壁工 (壁式)	地中連続壁工 (壁式)	基準高 ∇	± 50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2箇所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1箇所、延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
								連壁の長さ l	-50			
								変 位	300			
								壁 体 長 L	-200			
10	地中連続壁工 (柱列式)	地中連続壁工 (柱列式)	基準高 ∇	± 50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2箇所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1箇所、延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		D: 杭径					
			連壁の長さ l	-50								
			変 位 d	$D/4$ 以内								
			壁 体 長 L	-200								

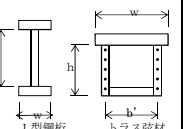
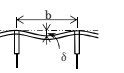
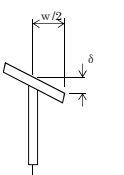
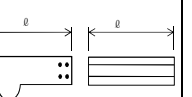
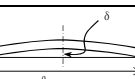
土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編②

県 現行基準(H26)																	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要							
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1													
											測定項目 上沓の橋軸及び 直角方向の長さ寸法	JIS B 0403 CT13	製品全数を測定。 ※1) 片面削り加工も含む。 ※2) ただし、ソールプレート接 触面の橋軸直角方向の長さ 寸法に対してはCT13を適用す る。				
												全 移 動 量 ℓ				ℓ ≤ 300mm	±2
																ℓ > 300mm	±ℓ/100
												組 立 高 さ H 適用 造 用 コ ン ク リ ー ト 構 造				上、下面加工仕 上げ	±3
																H ≤ 300mm	±3
												普 通 寸 法				鑄放し長さ寸法 ※1)、※2)	JIS B 0403 CT14
																鑄放し肉厚寸法 ※1)	JIS B 0403 CT15
																削り加工寸法	JIS B 0405 粗級
																ガス切断寸法	JIS B 0417 B級

県 新基準(H29)																
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要						
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1		測定項目 上下部 用鋼構 造物と の接合 中心距 離	孔の直径差 センターボスを基準 にした孔位置のずれ	+2 -0	製品全数を測定。 ※1) 片面削り加工も含む。 ※2) ただし、ソールプレート接 触面の橋軸及び橋軸直角方 向の長さ寸法に対してはCT13 を適用する。							
							中 心 距 離	≤1000mm				1以下				
								>1000mm				1.5以下				
							ア ン カ ー ボ ル ト 用 孔 (鑄 放 し)	孔の直径				≤100mm >100mm	+3 -1 +4 -2			
								孔の中心距離				JIS B 0403 CT13				
							セ ン タ ー ボ ス	ボスの直径				+0 -1				
								ボスの高さ				+1 -0				
							測定項目 上沓の橋軸及び 直角方向の長さ寸法	JIS B 0403 CT13				製品全数を測定。 ※1) 片面削り加工も含む。 ※2) ただし、ソールプレート接 触面の橋軸及び橋軸直角方 向の長さ寸法に対してはCT13 を適用する。				
								全 移 動 量 ℓ							ℓ ≤ 300mm	±2
															ℓ > 300mm	±ℓ/100
組 立 高 さ H 適用 造 用 コ ン ク リ ー ト 構 造	上、下面加工仕 上げ	±3														
	H ≤ 300mm	±3														
普 通 寸 法	鑄放し長さ寸法 ※1)、※2)	JIS B 0403 CT14														
	鑄放し肉厚寸法 ※1)	JIS B 0403 CT15														
	削り加工寸法	JIS B 0405 粗級														
	ガス切断寸法	JIS B 0417 B級														

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編②

県 現行基準(H26)																															
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要																					
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	12 工場 製作工 共通	1	4	仮設材製作工	部 材	部 材 長 ℓ(m)	±3……ℓ≤ 10 ±4……ℓ> 10	図面の寸法表示箇所にて測定。																						
												3	1	桁製作工 (仮組検査を実施 する場合) (シミュレーション 仮組検査を実施 する場合)	フランジ幅w (m) 腹板高 h(m) 腹板間隔b' (m)	±2…… w≤0.5 ±3…… 0.5<w≤1.0 ±4…… 1.0<w≤2.0 ±(3+w/2) 2.0<w	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近 を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜 き取った部材の中央付近を測 定。														
																					部 材 精 度	板 の 平 面 度 δ (mm)	鋼桁及びト ラス等の部 材の腹板	h/250	主桁 各支点及び各支間中央付近 を測定。 h: 腹板高(mm) b: 腹板又はリブの間隔(mm) w: フランジ幅(mm)						
																							箱桁及びト ラス等のフ ランジ鋼床 版のデッキ プレート	b/150							
																							フランジの直角 度 δ (mm)	w/200							
																					部 材 長 ℓ (m)	鋼桁	±3……ℓ≤ 10 ±4……ℓ> 10	原則として仮組立をしない部 材について、主要部材全数を 測定。							
																						トラス、 アーチなど	±2……ℓ≤ 10 ±3……ℓ> 10								
																					圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ/1000	—	主要部材全数 を測定。 ℓ: 部材長(mm)							
																					※規格値のw,ℓに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ,フランジの直角度δ,圧縮材の曲りδ」の規格値のh,b,w,ℓに 代入する数値はmm単位の数値とする。										

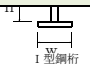
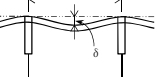
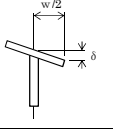
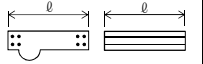
県 新基準(H29)																															
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要																					
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	12 工場 製作工 共通	1	4	仮設材製作工	部 材	部 材 長 ℓ(m)	±3……ℓ≤ 10 ±4……ℓ> 10	図面の寸法表示箇所にて測定。																						
												3	1	桁製作工 (仮組検査を実施 する場合) (シミュレーション 仮組検査を実施 する場合)	フランジ幅w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔b' (m)	±2…… w≤0.5 ±3…… 0.5<w≤1.0 ±4…… 1.0<w≤2.0 ±(3+w/2) 2.0<w	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近 を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜 き取った部材の中央付近を測 定。 なお、JISマーク表示品を使用 する場合は、製造工場の発行 するJISに基づく試験成績表に 替えることができる。														
																					部 材 精 度	板 の 平 面 度 δ (mm)	鋼桁及びト ラス等の部 材の腹板	h/250	主桁 各支点及び各支間中央付近 を測定。 h: 腹板高(mm) b: 腹板又はリブの間隔(mm) w: フランジ幅(mm)						
																							箱桁及びト ラス等のフ ランジ鋼床 版のデッキ プレート	b/150							
																							フランジの直角 度 δ (mm)	w/200							
																					部 材 長 ℓ (m)	鋼桁	±3……ℓ≤ 10 ±4……ℓ> 10	原則として仮組立をしない部 材について、主要部材全数を 測定。							
																						トラス、 アーチなど	±2……ℓ≤ 10 ±3……ℓ> 10								
																					圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ/1000	—	主要部材全数 を測定。 ℓ: 部材長(mm)							
																					※規格値のw,ℓに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ,フランジの直角度δ,圧縮材の曲りδ」の規格値のh,b,w,ℓに 代入する数値はmm単位の数値とする。										


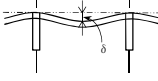
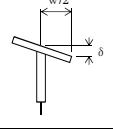
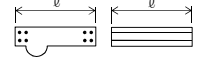
土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編②

県 現行基準(H26)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	12 工場 製作 工共通	3	1	桁製作工 (仮組検査を実施 する場合) (シミュレーション 仮組検査を実施 する場合)	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	$\pm (10+L/10)$ $\pm (10+Ln/10)$	各桁毎に全数測定。			
						主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \dots B$ ≤ 2 $\pm (3+B/2)$ $\dots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。			
						主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \dots h \leq 5$ $\pm (2.5+h/2)$ $\dots h > 5$	—	両端部及び中心部を測定。		
						主桁、主構の通り δ (mm)	$5+L/5 \dots L \leq 100$ $25 \dots L > 100$	—	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L: 測線長 (m)		
						主桁、主構のそり δ (mm)	$-5 \sim +5 \dots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots 20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \dots 40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \dots 80 < L \leq 200$	各主桁について10~12m間隔を測定。 L: 主構の支間長 (m)	各主構の各格点を測定。 L: 主構の支間長 (m)		
						主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	設計値 ± 10	—	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。		
						主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1,000$	各主桁の両端部を測定。 h: 主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h: 主桁の高さ (mm)		
						現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	設計値 ± 5	—	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1, \delta 2$ のうち大きいもの設計値が5mm以下の場合は、マイナス側については設計値以上とする。		
※規格値のL.B.hに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ 」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。											

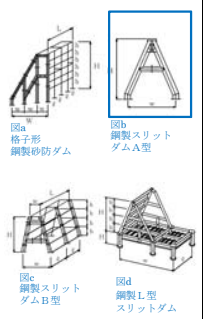
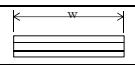

県 新基準(H29)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	12 工場 製作 工共通	3	1	桁製作工 (仮組検査を実施 する場合) (シミュレーション 仮組検査を実施 する場合)	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	$\pm (10+L/10)$ $\pm (10+Ln/10)$	各桁毎に全数測定。			
						主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \dots B$ ≤ 2 $\pm (3+B/2)$ $\dots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。			
						主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \dots h \leq 5$ $\pm (2.5+h/2)$ $\dots h > 5$	—	両端部及び中心部を測定。		
						主桁、主構の通り δ (mm)	$5+L/5 \dots L \leq 100$ $25 \dots L > 100$	—	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L: 測線長 (m)		
						主桁、主構のそり δ (mm)	$-5 \sim +5 \dots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots 20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \dots 40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \dots 80 < L \leq 200$	各主桁について10~12m間隔を測定。 L: 主構の支間長 (m)	各主構の各格点を測定。 L: 主構の支間長 (m)		
						主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	± 10	—	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。		
						主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1000$	各主桁の両端部を測定。 h: 主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h: 主桁の高さ (mm)		
						現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	± 5	—	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1, \delta 2$ のうち大きいものなお、設計値が5mm未満の場合は、隙間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例: 設計値が3mmの場合、隙間の許容範囲は0mm~8mm)		
※規格値のL.B.hに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ 」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。											

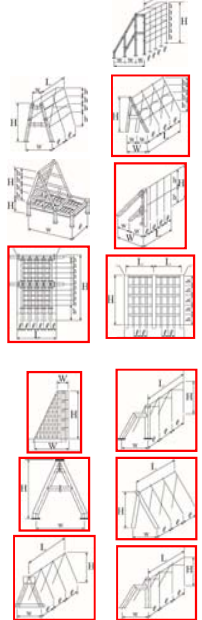
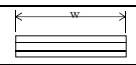

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編②

県 現行基準(H26)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
3	土木工事共通編	2	12	3	工場製作工共通	桁製作工 (仮組検査を実施しない場合)	フランジ幅w (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。				
							腹板高 h (m)	$\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$					
							腹板間隔b' (m)	$\pm (3+w/2) \dots$ $2.0 < w$					
							鋼桁等の部材の腹板	$h/250$				主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h: 腹板高(mm) b: 腹板又はリブの間隔(mm) h: フランジ幅(mm)	
							板の平面度δ (mm)	$b/150$					
箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート													
フランジの直角度δ (mm)	$w/200$	主要部材全数を測定。											
部材長ℓ (m)	鋼桁 $\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$												
※規格値のw,ℓに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ,フランジの直角度δ」の規格値のh,b,w,ℓに代入する数値はmm単位の数値とする。													

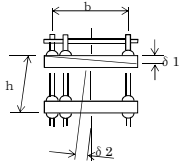
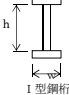
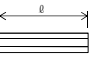
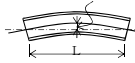
県 新基準(H29)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
3	土木工事共通編	2	12	3	工場製作工共通	桁製作工 (仮組検査を実施しない場合)	フランジ幅w (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。				
							腹板高 h (m)	$\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$					
							腹板間隔b' (m)	$\pm (3+w/2) \dots$ $2.0 < w$					
							鋼桁等の部材の腹板	$h/250$				主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h: 腹板高(mm) b: 腹板又はリブの間隔(mm) h: フランジ幅(mm)	
							板の平面度δ (mm)	$b/150$					
箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート													
フランジの直角度δ (mm)	$w/200$	主要部材全数を測定。											
部材長ℓ (m)	鋼桁 $\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$												
※規格値のw,ℓに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ,フランジの直角度δ」の規格値のh,b,w,ℓに代入する数値はmm単位の数値とする。													

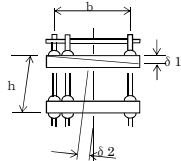
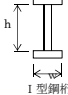

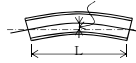
土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編②

県 現行基準(H26)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工共通	桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。				
							堤長 L	±30					
							堤長 ℓ	±10					
							堤幅 W	±30					
							堤幅 w	±10					
							高さ H	±10					
							ベースプレートの高さ	±10					
							本体の傾き	±H/500					
						4	検査路製作工	部材	部材長 ℓ(m)	±3……ℓ≤10 ±4……ℓ>10	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						5	鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 w(m)	0～+30	製品全数を測定。		
									仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ1(mm)			
フィンガーの食い違い δ2(mm)	0～±2	 (実測値) δ2											
6	落橋防止装置製作工	部材	部材長 ℓ(m)	±3……ℓ≤10 ±4……ℓ>10	図面の寸法表示箇所にて測定。								

県 新基準(H29)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工共通	桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。				
							堤長 L	±30					
							堤長 ℓ	±10					
							堤幅 W	±30					
							堤幅 w	±10					
							高さ H	±10					
							ベースプレートの高さ	±10					
							本体の傾き	±H/500					
						4	検査路製作工	部材	部材長 ℓ(m)	±3……ℓ≤10 ±4……ℓ>10	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						5	鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 w(m)	0～+30	製品全数を測定。		
									仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ1(mm)			
フィンガーの食い違い δ2(mm)	0～±2	 (実測値) δ2											
6	落橋防止装置製作工	部材	部材長 ℓ(m)	±3……ℓ≤10 ±4……ℓ>10	図面の寸法表示箇所にて測定。								

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編②

県 現行基準(H26)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作 施工共通	7		橋梁用防護柵製作工	部	部材長 l (m)	$\pm 3 \dots \dots l \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots l > 10$	図面の寸法表示箇所所で測定。		
						材					
			8	アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 $\delta 1$ (mm)	$b/500$	軸心上全数測定			
						鉛直度 $\delta 2$ (mm)	$h/500$				
						高さ h (mm)	± 5				
			9	プレビーム用桁製作工	部	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \dots \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots \dots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots \dots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots \dots 2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。			
							フランジの直角度 δ (mm)			$w/200$	各支点及び各支間中央付近を測定。
						部材長 l (m)	$\pm 3 \dots \dots l \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots l > 10$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。			
						仮組立時	主桁のそり	$-5 \sim +5$ $\dots \dots L \leq 20$ $-5 \sim +10$ $\dots \dots 20 < L \leq 40$		各主桁について10~12m間隔を測定。	
			10	鋼製排水管製作工	部	部材長 l (m)	$\pm 3 \dots \dots l \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots l > 10$	図面の寸法表示箇所所で測定。			
材											

県 新基準(H29)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作 施工共通	7		橋梁用防護柵製作工	部	部材長 l (m)	$\pm 3 \dots \dots l \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots l > 10$	図面の寸法表示箇所所で測定。		
						材					
			8	アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 $\delta 1$ (mm)	$b/500$	軸心上全数測定			
						鉛直度 $\delta 2$ (mm)	$h/500$				
						高さ h (mm)	± 5				
			9	プレビーム用桁製作工	部	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \dots \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots \dots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots \dots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots \dots 2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。			
							フランジの直角度 δ (mm)			$w/200$	各支点及び各支間中央付近を測定。
					部材長 l (m)	$\pm 3 \dots \dots l \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots l > 10$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。				
					仮組立時	主桁のそり	$-5 \sim +5$ $\dots \dots L \leq 20$ $-5 \sim +10$ $\dots \dots 20 < L \leq 40$		各主桁について10~12m間隔を測定。		
			10	鋼製排水管製作工	部	部材長 l (m)	$\pm 3 \dots \dots l \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots l > 10$	図面の寸法表示箇所所で測定。			
材											

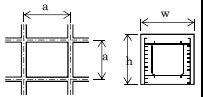
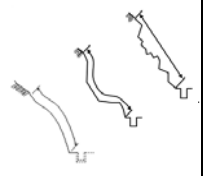
土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編②

県 現行基準(H26)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	11		工場塗装工	塗 膜 厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。 ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500m ² とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。 ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。		
					13 橋 梁 架 設 工	架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	全長L(m) 支間長Ln(m)	±(20+L/5) ±(20+Ln/5)	各桁毎に全数測定。 L:主桁・主構の支間長(m)	
			通 り δ(mm)	±(10+2L/5)	L:主桁・主構の支間長(m)					
			そ り δ(mm)	±(25+L/2)	主桁・主構を全数測定。 L:主桁・主構の支間長(m)					
			※主桁、主構の中心間距離B(m)	±4..... B≤2 ±(3+B/2).. B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。					
			※主桁の橋端における出入り差 δ(mm)	設計値±10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。					
			※主桁、主構の鉛直度 δ(mm)	3+h/1000	各主桁の両端部を測定。 h:主桁・主構の高さ(mm)					
			※現場継手部のすき間 δ1,δ2(mm)	設計値±5	主桁・主構の全継手数の1/2を測定。 δ1,δ2のうち大きいもの 設計値が5mm以下の場合、 マイナスを認めない。					
					※は仮組立検査を実施しない工事に適用。					
					架設工(コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設) 架設工支保工(固定) (移動) 架設桁架設 (片持架設) (押出し架設)	全長・支間	—	各桁毎に全数測定。		
						桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
						そ り	—	主桁を全数測定。		

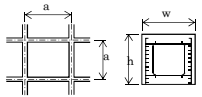
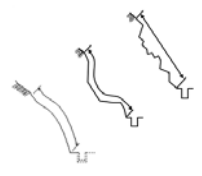
県 新基準(H29)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	11		工場塗装工	塗 膜 厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。 ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500m ² とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。 ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。		
					13 橋 梁 架 設 工	架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	全長L(m) 支間長Ln(m)	±(20+L/5) ±(20+Ln/5)	各桁毎に全数測定。 L:主桁・主構の支間長(m)	
			通 り δ(mm)	±(10+2L/5)	L:主桁・主構の支間長(m)					
			そ り δ(mm)	±(25+L/2)	主桁・主構を全数測定。 L:主桁・主構の支間長(m)					
			※主桁、主構の中心間距離B(m)	±4..... B≤2 ±(3+B/2).. B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。					
			※主桁の橋端における出入り差 δ(mm)	±10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。					
			※主桁、主構の鉛直度 δ(mm)	3+h/1000	各主桁の両端部を測定。 h:主桁・主構の高さ(mm)					
			※現場継手部のすき間 δ1,δ2(mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1,δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、 隙間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例:設計値が3mmの場合、 隙間の許容範囲は0mm~8mm)					
					※は仮組立検査を実施しない工事に適用。					
					架設工(コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設) 架設工支保工(固定) (移動) 架設桁架設 (片持架設) (押出し架設)	全長・支間	—	各桁毎に全数測定。		
						桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
						そ り	—	主桁を全数測定。		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編②

県 現行基準(H26)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3	土木工事共通編	2	14	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 ℓ	$\ell < 5m$ -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
							$\ell \geq 5m$	法長の-4%				
							盛土法長 ℓ	$\ell < 5m$ -100				
							$\ell \geq 5m$	法長の-2%				
					延長 L	-200	1施工箇所毎					
					2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ℓ	$\ell < 5m$ -200	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
							$\ell \geq 5m$	法長の-4%				
							厚さ t	$t < 5cm$ -10				施工面積200㎡につき1箇所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2箇所。検査孔により測定。
	$t \geq 5cm$	-20										
	延長 L	-200	1施工箇所毎									
	3				3	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ	$\ell < 3m$ -50	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。			
							$\ell \geq 3m$	-100				
							厚さ t	$t < 5cm$ -10				200㎡につき1箇所以上、200㎡以下は2箇所をせん孔により測定。
							$t \geq 5cm$	-20				
						延長 L	-200	1施工箇所毎				
						4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 ℓ	$\ell < 10m$ -100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。	
$\ell \geq 10m$									-200			
幅 w									-30			
高さ h	-30											
枠中心間隔 a	± 100											
延長 L	-200	1施工箇所毎										
2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 ℓ	$\ell < 10m$ -100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。								
		$\ell \geq 10m$	-200									
		延長 L	-200				1施工箇所毎					
		延長 L	-200				1施工箇所毎					



県 新基準(H29)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3	土木工事共通編	2	14	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 ℓ	$\ell < 5m$ -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
							$\ell \geq 5m$	法長の-4%				
							盛土法長 ℓ	$\ell < 5m$ -100				
							$\ell \geq 5m$	法長の-2%				
					延長 L	-200	1施工箇所毎					
					2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ℓ	$\ell < 5m$ -200	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
							$\ell \geq 5m$	法長の-4%				
							厚さ t	$t < 5cm$ -10				施工面積200㎡につき1箇所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2箇所。検査孔により測定。
	$t \geq 5cm$	-20										
	延長 L	-200	1施工箇所毎									
	3				3	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ	$\ell < 3m$ -50	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。			
							$\ell \geq 3m$	-100				
							厚さ t	$t < 5cm$ -10				200㎡につき1箇所以上、200㎡以下は2箇所をせん孔により測定。
							$t \geq 5cm$	-20				
						延長 L	-200	1施工箇所毎				
						4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 ℓ	$\ell < 10m$ -100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。	
$\ell \geq 10m$									-200			
幅 w									-30			
高さ h	-30											
枠中心間隔 a	± 100											
延長 L	-200	1施工箇所毎										
2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 ℓ	$\ell < 10m$ -100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。								
		$\ell \geq 10m$	-200									
		延長 L	-200				1施工箇所毎					
		延長 L	-200				1施工箇所毎					



土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編②

県 現行基準(H26)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3	土木工事共通編	2	14	6	アンカー工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$			
						配置誤差 d	100					
						せん孔方向 θ	±2.5度					
	15	擁壁工共通	1	(一般事項) 場所打擁壁工		基準高 ∇	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。				
						厚さ t	-20					
						裏込厚さ	-50					
						幅 $w1, w2$	-30					
						高さ	$h < 3m$					-50
							$h \geq 3m$					-100
延長 L	-200	1施工箇所毎。										
2			プレキャスト擁壁工		基準高 ∇	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。					
					延長 L	-200					1施工箇所毎。	
3			補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)		基準高 ∇	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。					
					高さ h	$h < 3m$					-50	
						$h \geq 3m$					-100	
					鉛直度 Δ	±0.03h かつ ±300以内						
					控え長さ	設計値以上						
					延長 L	-200					1施工箇所毎	

県 新基準(H29)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3	土木工事共通編	2	14	6	アンカー工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$			
						配置誤差 d	100					
						せん孔方向 θ	±2.5度					
	2	共通施工	1	(一般事項) 場所打擁壁工		基準高 ∇	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
						厚さ t	-20					
						裏込厚さ	-50					
						幅 $w1, w2$	-30					
						高さ	$h < 3m$					-50
							$h \geq 3m$					-100
延長 L	-200	1施工箇所毎。										
2			プレキャスト擁壁工		基準高 ∇	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。					
					延長 L	-200					1施工箇所毎。	
2	一般施工	3	補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)		基準高 ∇	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。					
					高さ h	$h < 3m$					-50	
						$h \geq 3m$					-100	
					鉛直度 Δ	±0.03h かつ ±300以内						
					控え長さ	設計値以上						
					延長 L	-200					1施工箇所毎	

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編②

県 現行基準(H26)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
3	土木工事共通編	2	15	4	井桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。					
						法長ℓ	ℓ < 3m				-50		
							ℓ ≥ 3m				-100		
						厚さ t1,t2,t3	-50						
	延長 L1,L2	-200	1施工箇所毎										
	16	浚渫工共通	3	1	1	浚渫船運転工(ポンプ浚渫船)	上限	下限	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。横断方向は、5m毎。また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。				
							電気船	200ps				+200	-800
								500ps				+200	-1000
								1000ps				+200	-1200
							ディーゼル船	250ps				+200	-800
420ps								+200				-1000	
600ps								+200				-1000	
1350ps							+200	-1200					
幅							-200						
延長							-200						
2	浚渫船運転工(グラブ浚渫船)(バックホウ浚渫船)	基準高▽	上限+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。横断方向は、5m毎。また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。									
		幅	-200										
		延長	-200										

県 新基準(H29)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
3	土木工事共通編	2	15	4	井桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。					
						法長ℓ	ℓ < 3m				-50		
							ℓ ≥ 3m				-100		
						厚さ t1,t2,t3	-50						
	延長 L1,L2	-200	1施工箇所毎										
	16	浚渫工共通	3	1	1	浚渫船運転工(ポンプ浚渫船)	電気船	200ps	-800~+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。横断方向は、5m毎。また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。			
								500ps	-1000~+200				
								1000ps	-1200~+200				
								ディーゼル船	250ps				-800~+200
									420ps				-1000~+200
600ps									-1200~+200				
1350ps							-1200~+200						
幅							-200						
延長							-200						
2							浚渫船運転工(グラブ浚渫船)(バックホウ浚渫船)	基準高▽	+200以下				延長方向は、設計図書により指定された測点毎。横断方向は、5m毎。また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。
	幅	-200											
	延長	-200											

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編②

県 現行基準(H26)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	18	2	床版工	基準高 ∇	± 20	基準高は、1径間当たり2箇所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部3点、幅は1径間当たり3箇所、厚さは型枠設置時におおむね10mに1箇所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		
						幅 w	$0 \sim +30$			
						厚さ t	$-10 \sim +20$			
						鉄筋のかぶり	設計値以上			
						鉄筋の有効高さ	± 10			
						鉄筋間隔	± 20			
上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	± 10	1径間当たり3箇所(両端及び中央)測定。 1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。								

県 新基準(H29)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	18	2	床版工	基準高 ∇	± 20	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1ヶ所当たり両端と中央部3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10mに1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		
						幅 w	$0 \sim +30$			
						厚さ t	$-10 \sim +20$			
						鉄筋のかぶり	設計値以上			
						鉄筋の有効高さ	± 10			
						鉄筋間隔	± 20			
上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	± 10	1径間当たり3箇所(両端及び中央)測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。								

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第04編 港湾編

現行基準(H26)																															
編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考																			
4	港	湾	工	事	共	通	工	程	6	圧	密	・	排	水	工	7	グラベルドレーン	位置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定	移動毎及び監督員の指示による。	1cm	管理図に測定結果を記入し提出	±10cm	自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要							
																		天端高	打込記録の確認	全 数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 +規定しない -0	+: 設計値より浅い(高い)ことをいう。 -: 設計値より深い(低い)ことをいう。 ()は陸上							
																		先端深度	打込記録の確認	全 数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	先端深度 +0 -規定しない	+: 設計値より浅い(高い)ことをいう。 -: 設計値より深い(低い)ことをいう。 ()は陸上							
																		砕石の投入量	打込記録の確認	全 数	0.1㎡	打込記録紙に砕石の投入量を記入し提出									
																		7	締	固	工	1	ロッドコンパクション	位置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定	移動毎及び監督員の指示による。	10cm	管理図に測定結果を記入し提出	±10cm	自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要	
																								充填材の投入量			1.0㎡	測定記録等の提出			
																								天端高	打込記録の確認	全 数	10cm	打込記録の提出	天端高 +規定しない -0	+: 設計値より浅い(高い)ことをいう。 -: 設計値より深い(低い)ことをいう。	
																								先端深度	打込記録の確認	全 数	10cm	打込記録の提出	先端深度 +0 -規定しない	+: 設計値より浅い(高い)ことをいう。 -: 設計値より深い(低い)ことをいう。	
																		2	サンドコンパクション	パイ	ル	位置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定	移動毎及び監督員の指示による。	1cm	管理図に測定結果を記入し提出	±10cm	様式・出来形4-2参照。 自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要			
																							天端高	打込記録の確認	砂杭全数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 +規定しない -0	+: 設計値より浅い(高い)ことをいう。 -: 設計値より深い(低い)ことをいう。 ()は陸上		
																							先端深度	打込記録の確認	砂杭全数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	先端深度 +0 -規定しない	+: 設計値より浅い(高い)ことをいう。 -: 設計値より深い(低い)ことをいう。 ()は陸上		
																							砂の投入量	打込記録の確認	砂杭全数	0.1㎡	打込記録紙に砂の圧入量を記入し提出				
																							盛りり量	レベル、音響測深機又はレドにより測定	完了後 測線・測点間隔は設計図書による。	10cm	盛りり量の平面図を作成し提出				
																		3	盛	上	土	砂	撤	去	量	レベル、音響測深機又はレドにより測定	完了後 測線・測点間隔は設計図書による。	10cm	撤去量の平面図を作成し提出		
																										撤去量					
5	敷	砂	均	し	位置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定	海上施工は改良杭全数。 陸上施工は設計図書による。	1cm	管理図に測定結果を記入し提出	トランシット及び光波測距儀等により測定する場合は設計図書による	4-3-3-6-2敷砂均しを適用する。																				
						鉛直度	トランシット及び傾斜計等により処理機の鉛直度を測定	改良杭全数 深度方向に2~5m程度毎に測定(引抜きと貫入時)	1分又は1cm	改良杭先端部の軌跡図を作成し提出	設計図書による。	陸上施工は除く。																			

新基準(H29)																															
編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考																			
4	港	湾	工	事	共	通	工	程	6	圧	密	・	排	水	工	7	グラベルドレーン	位置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定	移動毎及び監督員の指示による。	1cm	管理図に測定結果を記入し提出	±10cm	自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要							
																		天端高	打込記録の確認	全 数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 +規定しない -0	+: 設計値より浅い(高い)ことをいう。 -: 設計値より深い(低い)ことをいう。 ()は陸上							
																		先端深度	打込記録の確認	全 数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	先端深度 +0 -規定しない	+: 設計値より浅い(高い)ことをいう。 -: 設計値より深い(低い)ことをいう。 ()は陸上							
																		砕石の投入量	打込記録の確認	全 数	0.1㎡	打込記録紙に砕石の投入量を記入し提出									
																		7	締	固	工	1	ロッドコンパクション	位置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定	移動毎及び監督員の指示による。	10cm	管理図に測定結果を記入し提出	±10cm	自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要	
																								充填材の投入量			1.0㎡	測定記録等の提出			
																								天端高	打込記録の確認	全 数	10cm	打込記録の提出	天端高 +規定しない -0	+: 設計値より浅い(高い)ことをいう。 -: 設計値より深い(低い)ことをいう。	
																								先端深度	打込記録の確認	全 数	10cm	打込記録の提出	先端深度 +0 -規定しない	+: 設計値より浅い(高い)ことをいう。 -: 設計値より深い(低い)ことをいう。	
																		2	サンドコンパクション	パイ	ル	位置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定	移動毎及び監督員の指示による。	1cm	管理図に測定結果を記入し提出	±10cm	様式・出来形4-2参照。 自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要			
																							天端高	打込記録の確認	砂杭全数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 +規定しない -0	+: 設計値より浅い(高い)ことをいう。 -: 設計値より深い(低い)ことをいう。 ()は陸上		
																							先端深度	打込記録の確認	砂杭全数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	先端深度 +0 -規定しない	+: 設計値より浅い(高い)ことをいう。 -: 設計値より深い(低い)ことをいう。 ()は陸上		
																							砂の投入量	打込記録の確認	砂杭全数	0.1㎡	打込記録紙に砂の圧入量を記入し提出				
																							盛りり量	レベル、音響測深機又はレドにより測定	完了後 測線・測点間隔は設計図書又は監督員との協議による。	10cm	盛りり量の平面図を作成し提出				
																		3	盛	上	土	砂	撤	去	量	レベル、音響測深機又はレドにより測定	完了後 測線・測点間隔は設計図書又は監督員との協議による。	10cm	撤去量の平面図を作成し提出		
																										撤去量					
5	敷	砂	均	し	位置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定	海上施工は改良杭全数。 陸上施工は設計図書又は監督員との協議による。	1cm	管理図に測定結果を記入し提出	トランシット及び光波測距儀等により測定する場合は設計図書による	4-3-3-6-2敷砂均しを適用する。																				
						鉛直度	トランシット及び傾斜計等により処理機の鉛直度を測定	改良杭全数 深度方向に2~5m程度毎に測定(引抜きと貫入時)	1分又は1cm	改良杭先端部の軌跡図を作成し提出	設計図書又は監督員との協議による。	陸上施工は除く。																			

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第04編 港湾編

現行基準(H26)																									
編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考													
4	港	湾	工	事	共	通	工	事	共	通	編	編													
													3	9	1	深層混合処理杭	天端高 先端深度	深度計、ワイヤー線 出長さ、潮位計、乾舷 及び処理機等により 確認	改良杭全数	1cm	打込記録紙又は打 込記録データに天端 高、先端深度を記入 し管理表を提出	天端高 +規定しない -0 先端深度 +0 -規定しない	+：設計値より浅 い(高い)ことをい う。 -：設計値より深 い(低い)ことをい う。 ()は陸上		
													3	9	2	固化工	固化材吐量	流量計等により 硬 化 材のm当りの吐量 を確認	改良杭全数	1ℓ 又は 1t	打込記録紙又は打 込記録データに固化 材吐出量を記入し提 出				
													3	9	3	盛上り量	音響測深機又はレ ッドにより測定	改良前、改良後	10cm	盛上り量の図面を作 成し提出					
													4	4	敷砂均し									4-3-3-6-2 敷砂均 しを適用する。	
													5	5	事前混合処理	延長	スチールテープ、間 縄等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記 入し提出	+規定しない -0				
													5	5	天端高 天端幅	陸上部：スチールテ ープ、レベル、光波測 距儀等で測定 水中部：スチールテ ープ、間縄、レッド又は 音響測深機により測 定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下 測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	天端幅10cm 天端高1cm 10cm	管理図に天端高、天 端幅を記入し提出	設計図書による。			設計図書又は監督 員との協議による。		
													6	6	表層固化処理	延長	スチールテープ、間 縄等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記 入し提出	+規定しない -0				
													6	6	天端高、天端 幅、厚さ	スチールテープ、レ ベル、光波測距儀等 で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端幅10cm 天端高・厚さ1cm	管理図に天端高、天 端幅、厚さを記入し 提出	設計図書による。			設計図書又は監督 員との協議による。		
													9	9	洗掘防止工	敷設位置	スチールテープ、間 縄等により測定	始、終端及び変化する 箇所毎並びに20 mに1箇所以上	10cm	測定表及び敷設図 を作成し提出	設計図書による。	様式・出来形4-4 参照 アスファルトマット、 繊維系マット、ゴム マット、合成樹脂系 マット		様式・出来形4-4 参照 アスファルトマット、 繊維系マット、ゴム マット、合成樹脂系 マット	
													9	9	洗掘防止工	重ね幅	スチールテープ等 により測定	1枚に2点	1cm	測定表及び敷設図 を作成し提出	50cm以上(アスファ ルトマット、繊維系 マット、ゴムマット) 30cm以上(合成樹脂 系マット)				
													9	9	洗掘防止工	延長	スチールテープ、間 縄等により測定	マットの中心を区間 毎及び全長	10cm	測定表及び敷設図 を作成し提出	+規定しない -10cm				
													10	10	中詰工	1	砂・石材中詰	天端高	レベル、スチールテ ープ等によりケーソン 天端面からの下りを測 定	1室につき1箇所 (中心)	1cm	管理表を作成し提出	陸上±5cm 水中±10cm		様式・出来形4-5 参照
													10	10	中詰工	2	コンクリート中詰 プレバッドコンク リート中詰	天端高	レベル、スチールテ ープ等によりケーソン 天端面からの下りを測 定	1室につき1箇所 (中心)	1cm	管理表を作成し提出	陸上±3cm 水中±5cm		
													11	11	蓋コンクリート	1	蓋コンクリート	天端高	レベル、スチールテ ープ等により測定	1室につき1箇所 (中心)	1cm	管理表を作成し提出	陸上±3cm 水中±5cm		様式・出来形4-6 参照

新基準(H29)																									
編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考													
4	港	湾	工	事	共	通	工	事	共	通	編	編													
													3	9	1	深層混合処理杭	天端高 先端深度	深度計、ワイヤー線 出長さ、潮位計、乾舷 及び処理機等により 確認	改良杭全数	1cm	打込記録紙又は打 込記録データに天端 高、先端深度を記入 し管理表を提出	天端高 +規定しない -0 先端深度 +0 -規定しない	+：設計値より浅 い(高い)ことをい う。 -：設計値より深 い(低い)ことをい う。 ()は陸上		
													3	9	2	固化工	固化材吐量	流量計等により 硬 化 材のm当りの吐量 を確認	改良杭全数	1ℓ 又は 1t	打込記録紙又は打 込記録データに固化 材吐出量を記入し提 出				
													3	9	3	盛上り量	音響測深機又はレ ッドにより測定	改良前、改良後	10cm	盛上り量の図面を作 成し提出					
													4	4	敷砂均し									4-3-3-6-2 敷砂均 しを適用する。	
													5	5	事前混合処理	延長	スチールテープ、間 縄等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記 入し提出	+規定しない -0				
													5	5	天端高 天端幅	陸上部：スチールテ ープ、レベル、光波測 距儀等で測定 水中部：スチールテ ープ、間縄、レッド又は 音響測深機により測 定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下 測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	天端幅10cm 天端高1cm 10cm	管理図に天端高、天 端幅を記入し提出	設計図書による。			設計図書又は監督 員との協議による。		
													6	6	表層固化処理	延長	スチールテープ、間 縄等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記 入し提出	+規定しない -0				
													6	6	天端高、天端 幅、厚さ	スチールテープ、レ ベル、光波測距儀等 で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端幅10cm 天端高・厚さ1cm	管理図に天端高、天 端幅、厚さを記入し 提出	設計図書による。			設計図書又は監督 員との協議による。		
													9	9	洗掘防止工	敷設位置	スチールテープ、間 縄等により測定	始、終端及び変化する 箇所毎並びに20 mに1箇所以上	10cm	測定表及び敷設図 を作成し提出	設計図書による。	様式・出来形4-4 参照 アスファルトマット、 繊維系マット、ゴム マット、合成樹脂系 マット		様式・出来形4-4 参照 アスファルトマット、 繊維系マット、ゴム マット、合成樹脂系 マット	
													9	9	洗掘防止工	重ね幅	スチールテープ等 により測定	1枚に2点	1cm	測定表及び敷設図 を作成し提出	50cm以上(アスファ ルトマット、繊維系 マット、ゴムマット) 30cm以上(合成樹脂 系マット)				
													9	9	洗掘防止工	延長	スチールテープ、間 縄等により測定	マットの中心を区間 毎及び全長	10cm	測定表及び敷設図 を作成し提出	+規定しない -10cm				
													10	10	中詰工	1	砂・石材中詰	天端高	レベル、スチールテ ープ等によりケーソン 天端面からの下りを測 定	1室につき1箇所 (中心)	1cm	管理表を作成し提出	陸上±5cm 水中±10cm		様式・出来形4-5 参照
													10	10	中詰工	2	コンクリート中詰 プレバッドコンク リート中詰	天端高	レベル、スチールテ ープ等によりケーソン 天端面からの下りを測 定	1室につき1箇所 (中心)	1cm	管理表を作成し提出	陸上±3cm 水中±5cm		
													11	11	蓋コンクリート	1	蓋コンクリート	天端高	レベル、スチールテ ープ等により測定	1室につき1箇所 (中心)	1cm	管理表を作成し提出	陸上±3cm 水中±5cm		様式・出来形4-6 参照

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第04編 港湾編

編		章		節		条		枝番		工 種		管理項目		測定方法		測定密度 (H26)		測定単位		結果の整理方法		許容範囲		備 考																																																																																																																																																																			
編 4 港湾 工事 共通 編	章 3 一般 施工	節 3 共通 の 工 程	条 1 2 蓋 ブ ロ ッ ク 工 程	枝番 1	工 種 蓋 ブ ロ ッ ク 製 作	管理項目 幅、高さ、長さ、壁厚	測定方法 スチールテープ等により測定	測定密度 型枠取外し後全数	測定単位 1cm	結果の整理方法 管理表を作成し提出	許容範囲 幅 +2cm、-1cm 高さ+2cm、-1cm 長さ+2cm、-1cm 壁厚±1cm	備 考																																																																																																																																																																															
																										枝番 2	工 種 蓋 ブ ロ ッ ク 据 付 (天端高)	管理項目 蓋ブロック据付(天端高)	測定方法 レベル、スチールテープ等により測定	測定密度 1室につき1箇所	測定単位 1cm	結果の整理方法 管理表を作成し提出	許容範囲 陸上±3cm 水中±5cm	備 考																																																																																																																																																									
																																			枝番 1 3 鋼 矢 板 工	工 種 先 行 掘 削	管理項目 位置	測定方法 トランシット、光波測距離、スチールテープ等により測定	測定密度 全 数	測定単位 10cm	結果の整理方法 測定表を作成し提出	許容範囲 設計図書による。	備 考																																																																																																																																																
																																												枝番 1 3 鋼 矢 板 工	工 種 掘 削 長 掘 削 深 度	管理項目 掘削長 掘削深度	測定方法 レベル等により測定	測定密度 全 数	測定単位 10cm	結果の整理方法 測定表を作成し提出	許容範囲 設計図書による。	備 考																																																																																																																																							
																																																					枝番 1 3 鋼 矢 板 工	工 種 掘 削 径	管理項目 掘削径	測定方法 スチールテープ等により測定(水中の場合はケーシング径等により確認)	測定密度 全 数 (水中の場合は適宜)	測定単位 10cm	結果の整理方法 測定表を作成し提出	許容範囲 設計図書による。	備 考																																																																																																																														
																																																														枝番 2	工 種 鋼 矢 板	管理項目 打込記録	測定方法 共通仕様書第4編 5-3-13.2(10)	測定密度 40枚に1枚	測定単位	結果の整理方法 打込記録を提出	許容範囲	備 考 様式・出来形4-7参照																																																																																																																					
																																																																							枝番 2	工 種 矢 板 壁 延 長	管理項目 矢板壁延長	測定方法 スチールテープ等により測定(天端付近)	測定密度 施工中適宜 打込完了時	測定単位 1cm	結果の整理方法 管理表を作成し提出	許容範囲 +矢板1枚幅 -0	備 考																																																																																																												
																																																																																枝番 2	工 種 矢 板 法 線 に 対 する 出 入 り	管理項目 矢板法線に対する出入り	測定方法 トランシット、光波測距離、スチールテープ等により測定	測定密度 打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	測定単位 1cm	結果の整理方法 管理表を作成し提出	許容範囲 ±10cm	備 考 全数を目視で確認																																																																																																			
																																																																																									枝番 2	工 種 矢 板 法 線 に 対 する 傾 斜	管理項目 矢板法線に対する傾斜	測定方法 トランシット、光波測距離、下げ振り、傾斜計等により測定	測定密度 打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	測定単位 1/1,000	結果の整理方法 管理表を作成し提出	許容範囲 10/1,000以下	備 考																																																																																										
																																																																																																		枝番 2	工 種 矢 板 法 線 方 向 の 傾 斜	管理項目 矢板法線方向の傾斜	測定方法 トランシット、光波測距離、下げ振り、傾斜計等により測定	測定密度 施工中適宜 打込完了時(両端部)	測定単位 1cm 1/1,000	結果の整理方法 管理表を作成し提出	許容範囲 上下の差が矢板1枚幅未満 10/1,000以下	備 考																																																																																	
																																																																																																											枝番 2	工 種 矢 板 天 端 高	管理項目 矢板天端高	測定方法 レベルにより測定	測定密度 打込完了時、20枚に1枚	測定単位 1cm	結果の整理方法 管理表を作成し提出	許容範囲 ±10cm	備 考 全数を目視で確認																																																																								
																																																																																																																				枝番 2	工 種 矢 板 継 手 部 の 離 脱	管理項目 矢板継手部の離脱	測定方法 観 察 (水中部は潜水士)	測定密度 全 数	測定単位	結果の整理方法 観察結果を報告	許容範囲	備 考																																																															
																																																																																																																													枝番 2	工 種 鋼 管 矢 板	管理項目 打込記録	測定方法 共通仕様書第4編 5-3-13.2(10)	測定密度 20本に1本	測定単位	結果の整理方法 打込記録を提出	許容範囲	備 考																																																						
																																																																																																																																						枝番 2	工 種 矢 板 壁 延 長	管理項目 矢板壁延長	測定方法 スチールテープ等により測定(天端付近)	測定密度 施工中適宜 打込完了時	測定単位 1cm	結果の整理方法 管理表を作成し提出	許容範囲 設計図書又は監督員との協議による。	備 考																																													
																																																																																																																																															枝番 2	工 種 矢 板 法 線 に 対 する 出 入 り	管理項目 矢板法線に対する出入り	測定方法 トランシット、光波測距離、スチールテープ等により測定	測定密度 打込完了時、10本に1本及び計画法線の変化点	測定単位 1cm	結果の整理方法 管理表を作成し提出	許容範囲 ±10cm	備 考 全数を目視で確認																																				
																																																																																																																																																								枝番 2	工 種 矢 板 法 線 に 対 する 傾 斜	管理項目 矢板法線に対する傾斜	測定方法 トランシット、光波測距離、下げ振り、傾斜計等により測定	測定密度 打込完了時、全数確認後10本に1本及び変化点	測定単位 1/1,000	結果の整理方法 管理表を作成し提出	許容範囲 10/1,000以下	備 考																											
																																																																																																																																																																	枝番 2	工 種 矢 板 法 線 方 向 の 傾 斜	管理項目 矢板法線方向の傾斜	測定方法 トランシット、光波測距離、下げ振り、傾斜計等により測定	測定密度 施工中適宜 打込完了時(両端部)	測定単位 1cm 1/1,000	結果の整理方法 管理表を作成し提出	許容範囲 上下の差が矢板1枚幅未満 10/1,000以下	備 考																		
																																																																																																																																																																										枝番 2	工 種 矢 板 天 端 高	管理項目 矢板天端高	測定方法 レベルにより測定	測定密度 打込完了時、10枚に1枚	測定単位 1cm	結果の整理方法 管理表を作成し提出	許容範囲 ±10cm	備 考 全数を目視で確認									
																																																																																																																																																																																			枝番 2	工 種 矢 板 継 手 部 の 離 脱	管理項目 矢板継手部の離脱	測定方法 観 察 (水中部は潜水士)	測定密度 全 数	測定単位	結果の整理方法 観察結果を報告	許容範囲	備 考

編		章		節		条		枝番		工 種		管理項目		測定方法		測定密度 (H29)		測定単位		結果の整理方法		許容範囲		備 考																																																																																																																																																																		
編 4 港湾 工事 共通 編	章 3 一般 施工	節 3 共通 の 工 程	条 1 2 蓋 ブ ロ ッ ク 工 程	枝番 1	工 種 蓋 ブ ロ ッ ク 製 作	管理項目 幅、高さ、長さ、壁厚	測定方法 スチールテープ等により測定	測定密度 型枠取外し後全数	測定単位 1cm	結果の整理方法 管理表を作成し提出	許容範囲 幅 +2cm、-1cm 高さ+2cm、-1cm 長さ+2cm、-1cm 壁厚±1cm	備 考																																																																																																																																																																														
																									枝番 2	工 種 蓋 ブ ロ ッ ク 据 付 (天端高)	管理項目 蓋ブロック据付(天端高)	測定方法 レベル、スチールテープ等により測定	測定密度 1室につき1箇所	測定単位 1cm	結果の整理方法 管理表を作成し提出	許容範囲	備 考																																																																																																																																																									
																																		枝番 1 3 鋼 矢 板 工	工 種 先 行 掘 削	管理項目 位置	測定方法 トランシット、光波測距離、スチールテープ等により測定	測定密度 全 数	測定単位 10cm	結果の整理方法 測定表を作成し提出	許容範囲 設計図書又は監督員との協議による。	備 考																																																																																																																																																
																																											枝番 1 3 鋼 矢 板 工	工 種 掘 削 長 掘 削 深 度	管理項目 掘削長 掘削深度	測定方法 レベル等により測定	測定密度 全 数	測定単位 10cm	結果の整理方法 測定表を作成し提出	許容範囲 設計図書又は監督員との協議による。	備 考 + : 設計値より浅いことをいう - : 設計値より深いことをいう																																																																																																																																							
																																																				枝番 1 3 鋼 矢 板 工	工 種 掘 削 径	管理項目 掘削径	測定方法 スチールテープ等により測定(水中の場合はケーシング径等により確認)	測定密度 全 数 (水中の場合は適宜)	測定単位 10cm	結果の整理方法 測定表を作成し提出	許容範囲 設計図書又は監督員との協議による。	備 考																																																																																																																														
																																																													枝番 2	工 種 鋼 矢 板	管理項目 打込記録	測定方法 共通仕様書第4編 5-3-13.2(10)	測定密度 40枚に1枚	測定単位	結果の整理方法 打込記録を提出	許容範囲	備 考 様式・出来形4-7参照																																																																																																																					
																																																																						枝番 2	工 種 矢 板 壁 延 長	管理項目 矢板壁延長	測定方法 スチールテープ等により測定(天端付近)	測定密度 施工中適宜 打込完了時	測定単位 1cm	結果の整理方法 管理表を作成し提出	許容範囲 +矢板1枚幅 -0	備 考																																																																																																												
																																																																															枝番 2	工 種 矢 板 法 線 に 対 する 出 入 り	管理項目 矢板法線に対する出入り	測定方法 トランシット、光波測距離、スチールテープ等により測定	測定密度 打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	測定単位 1cm	結果の整理方法 管理表を作成し提出	許容範囲 ±10cm	備 考 全数を目視で確認																																																																																																			
																																																																																								枝番 2	工 種 矢 板 法 線 に 対 する 傾 斜	管理項目 矢板法線に対する傾斜	測定方法 トランシット、光波測距離、下げ振り、傾斜計等により測定	測定密度 打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	測定単位 1/1,000	結果の整理方法 管理表を作成し提出	許容範囲 10/1,000以下	備 考																																																																																										
																																																																																																	枝番 2	工 種 矢 板 法 線 方 向 の 傾 斜	管理項目 矢板法線方向の傾斜	測定方法 トランシット、光波測距離、下げ振り、傾斜計等により測定	測定密度 施工中適宜 打込完了時(両端部)	測定単位 1cm 1/1,000	結果の整理方法 管理表を作成し提出	許容範囲 上下の差が矢板1枚幅未満 10/1,000以下	備 考																																																																																	
																																																																																																										枝番 2	工 種 矢 板 天 端 高	管理項目 矢板天端高	測定方法 レベルにより測定	測定密度 打込完了時、20枚に1枚	測定単位 1cm	結果の整理方法 管理表を作成し提出	許容範囲 ±10cm	備 考 全数を目視で確認																																																																								
																																																																																																																			枝番 2	工 種 矢 板 継 手 部 の 離 脱	管理項目 矢板継手部の離脱	測定方法 観 察 (水中部は潜水士)	測定密度 全 数	測定単位	結果の整理方法 観察結果を報告	許容範囲	備 考																																																															
																																																																																																																												枝番 2	工 種 鋼 管 矢 板	管理項目 打込記録	測定方法 共通仕様書第4編 5-3-13.2(10)	測定密度 20本に1本	測定単位	結果の整理方法 打込記録を提出	許容範囲	備 考																																																						
																																																																																																																																					枝番 2	工 種 矢 板 壁 延 長	管理項目 矢板壁延長	測定方法 スチールテープ等により測定(天端付近)	測定密度 施工中適宜 打込完了時	測定単位 1cm	結果の整理方法 管理表を作成し提出	許容範囲 設計図書又は監督員との協議による。	備 考																																													
																																																																																																																																														枝番 2	工 種 矢 板 法 線 に 対 する 出 入 り	管理項目 矢板法線に対する出入り	測定方法 トランシット、光波測距離、スチールテープ等により測定	測定密度 打込完了時、10本に1本及び計画法線の変化点	測定単位 1cm	結果の整理方法 管理表を作成し提出	許容範囲 ±10cm	備 考 全数を目視で確認																																				
																																																																																																																																																							枝番 2	工 種 矢 板 法 線 に 対 する 傾 斜	管理項目 矢板法線に対する傾斜	測定方法 トランシット、光波測距離、下げ振り、傾斜計等により測定	測定密度 打込完了時、全数確認後10本に1本及び変化点	測定単位 1/1,000	結果の整理方法 管理表を作成し提出	許容範囲 10/1,000以下	備 考																											
																																																																																																																																																																枝番 2	工 種 矢 板 法 線 方 向 の 傾 斜	管理項目 矢板法線方向の傾斜	測定方法 トランシット、光波測距離、下げ振り、傾斜計等により測定	測定密度 施工中適宜 打込完了時(両端部)	測定単位 1cm 1/1,000	結果の整理方法 管理表を作成し提出	許容範囲 上下の差が矢板1枚幅未満 10/1,000以下	備 考																		
																																																																																																																																																																									枝番 2	工 種 矢 板 天 端 高	管理項目 矢板天端高	測定方法 レベルにより測定	測定密度 打込完了時、10枚に1枚	測定単位 1cm	結果の整理方法 管理表を作成し提出	許容範囲 ±10cm	備 考 全数を目視で確認									
																																																																																																																																																																																		枝番 2	工 種 矢 板 継 手 部 の 離 脱	管理項目 矢板継手部の離脱	測定方法 観 察 (水中部は潜水士)	測定密度 全 数	測定単位	結果の整理方法 観察結果を報告	許容範囲	備 考

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第04編 港湾編

現行基準(H26)																						
編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考										
4	港	湾	工	事	共	通	鋼	矢	板	打込記録	共通仕様書 第4編3-3-14-2(10)	40枚に1枚	打込記録を提出	様式・出来形4-7 参照								
										矢板壁延長	スチールテープ等により測定(天端付近)	施工中適宜 打込完了時	1cm	管理表を作成し提出	+矢板1枚幅 -0							
										矢板法線に対する出入り	トランシット、光波測距儀、スチールテープにより測定	打込完了時、10本に1本及び計画法線の変化点	1cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認						
										矢板法線に対する傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、10本に1本及び計画法線の変化点	1/1,000	管理表を作成し提出	10/1,000以下							
										矢板法線方向の傾斜		施工中適宜 打込完了時(両端部)	1cm 1/1,000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1枚幅未満 10/1,000以下							
										矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に1枚	1cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認						
										矢板継手部の離脱	観 察 (水中部は潜水士)	全 数		観察結果を報告								
										3	控	鋼	杭	打込記録	共通仕様書 第4編3-3-14-3(8)	20本に1本	打込記録を提出		様式・出来形4-10 参照			
														杭頭中心位置	トランシット、光波測距儀、スチールテープ	打込完了時、全数	1cm	管理表を作成し提出	10cm以下			
														杭天端高	レベルにより測定	打込完了時、全数	1cm	管理表を作成し提出	±5cm			
														杭の傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1'	管理表を作成し提出	直杭2°以下 斜杭3°以下			
										プレキャストコンクリート	コン	クリ	ート	控	壁	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外後全数	1cm	管理表を作成し提出	幅 +2cm、-1cm 高さ+2cm、-1cm 長さ+2cm、-1cm 壁厚±1cm	
																法線に対する出入	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1cm	管理表を作成し提出	±5cm	
																隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1cm	管理表を作成し提出	設計図書による。	
																延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	1cm	管理表を作成し提出		
																天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所	1cm	管理表を作成し提出		
																場所打コンクリート	コン	クリ	ート	控	壁	天端高又は厚さ
										天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1cm	測定表を作成し提出	±2cm							
										延長	スチールテープ等により測定	法線上	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0							
										法線に対する出入	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	1スパン2箇所	1cm	測定表を作成し提出	±3cm							

新基準(H29)																						
編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考										
4	港	湾	工	事	共	通	鋼	矢	板	打込記録	共通仕様書 第4編3-3-14-2(10)	40枚に1枚	打込記録を提出	様式・出来形4-7 参照								
										矢板壁延長	スチールテープ等により測定(天端付近)	施工中適宜 打込完了時	1cm	管理表を作成し提出	+矢板1枚幅 -0							
										矢板法線に対する出入り	トランシット、光波測距儀、スチールテープにより測定	打込完了時、10本に1本及び計画法線の変化点	1cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認						
										矢板法線に対する傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、10本に1本及び計画法線の変化点	1/1,000	管理表を作成し提出	10/1,000以下							
										矢板法線方向の傾斜		施工中適宜 打込完了時(両端部)	1cm 1/1,000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1枚幅未満 10/1,000以下							
										矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に1枚	1cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認						
										矢板継手部の離脱	観 察 (水中部は潜水士)	全 数		観察結果を報告								
										3	控	鋼	杭	打込記録	共通仕様書 第4編3-3-14-3(8)	20本に1本	打込記録を提出		様式・出来形4-10 参照			
														杭頭中心位置	トランシット、光波測距儀、スチールテープ	打込完了時、全数	1cm	管理表を作成し提出	10cm以下			
														杭天端高	レベルにより測定	打込完了時、全数	1cm	管理表を作成し提出	±5cm			
														杭の傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1'	管理表を作成し提出	直杭2°以下 斜杭3°以下			
										プレキャストコンクリート	コン	クリ	ート	控	壁	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外後全数	1cm	管理表を作成し提出	幅 +2cm、-1cm 高さ+2cm、-1cm 長さ+2cm、-1cm 壁厚±1cm	
																法線に対する出入	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1cm	管理表を作成し提出	±5cm	
																隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1cm	管理表を作成し提出	設計図書又は監督員との協議による。	
																延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	1cm	管理表を作成し提出		
																天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所	1cm	管理表を作成し提出		
																場所打コンクリート	コン	クリ	ート	控	壁	天端高又は厚さ
										天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1cm	測定表を作成し提出	±2cm							
										延長	スチールテープ等により測定	法線上	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0							
										法線に対する出入	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	1スパン2箇所	1cm	測定表を作成し提出	±3cm							

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第04編 港湾編

県 現行基準 (H26)															
編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考			
4	港湾工事共通編	3	1	4	控 工	4 腹 起	取付高さ	レベル等により測定	取付完了時、両端(継手毎)全数	1cm	管理表を作成し提出		様式・出来形4-8参照		
							継手位置	観 察	取付完了時、全数		観察結果を報告				
							ボルトの取付	観 察	取付完了時、全数		観察結果を報告				
							矢板と腹起しとの密着	観 察	タイロッド毎、全数		観察結果を報告				
							タイロッド取付	取付高さ及び水平度	レベル等により測定	締付後両端、全数	1cm	管理表を作成し提出		様式・出来形4-9参照 腹起しに取り付ける場合は不要	
						矢板法線に対する取付角度及び取付間隔	スチールテープ等により測定	締付後両端、全数	1cm	管理表を作成し提出					
						定着ナットの締付け	観 察	全 数		観察結果を報告	ねじ山が3つ山以上突き出していること。				
						ターンバックルのねじ込み	観 察	全 数	1cm	観察結果を報告	定着ナットの高さ以上				
						リングジョイントのコンクリートへの埋込み	観 察	全 数		観察結果を報告					
						支保材の天端高	レベル等により測定	適 宜	1cm	管理表を作成し提出					
					タイワイヤー取付	取付高さ	レベル等により測定	締付後両端、全数	1cm	管理表を作成し提出		腹起しに取り付ける場合は不要			
						矢板法線に対する取付角度及び取付間隔	スチールテープ等により測定	締付後両端、全数	1cm	管理表を作成し提出					
						定着ナットの締付け	観 察	全 数		観察結果を報告	ねじ山が3つ山以上突き出していること。				
						定着具端部径の取付け	観 察	全 数		観察結果を報告					
						トランベッドシースの取付	観 察	全 数		観察結果を報告					
						1 5 鋼 杭 工	2	鋼 杭	打込記録	4-3-3-15-2-9 打込記録	20本に1本	打込記録を提出		様式・出来形4-10参照	
									杭頭中心位置	トランシット、光波測距離、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数	1cm	管理表を作成し提出	10cm以下	
									杭天端高	レベル等により測定	打込完了時、全数	1cm	管理表を作成し提出	±5cm	
									杭の傾斜	トランシット、光波測距離、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1'	管理表を作成し提出	直杭2 以下 斜杭3 以下	
									打込記録	JIS A 7201記録	支持杭は全数、支持杭以外は20本に1本		JIS A 7201付表5 打込み工法記録を作成し提出 管理表を作成し提出		
1 6 コ ン ク リ ー ト 杭 工	1	コンクリート杭工	打込記録	JIS A 7201記録	支持杭は全数、支持杭以外は20本に1本		JIS A 7201付表5 打込み工法記録を作成し提出 管理表を作成し提出								
			杭頭中心位置	トランシット、光波測距離、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数	1cm	管理表を作成し提出	10cm以下							
			杭天端高	レベル等により測定	打込完了時、全数	1cm	管理表を作成し提出	±5cm							
			杭の傾斜	トランシット、光波測距離、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1'	管理表を作成し提出	直杭2 以下 斜杭3 以下							

県 新基準 (H29)															
編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考			
4	港湾工事共通編	3	1	4	控 工	4 腹 起	取付高さ	レベル等により測定	取付完了時、両端(継手毎)全数	1cm	管理表を作成し提出		様式・出来形4-8参照		
							継手位置	観 察	取付完了時、全数		観察結果を報告				
							ボルトの取付	観 察	取付完了時、全数		観察結果を報告				
							矢板と腹起しとの密着	観 察	タイロッド毎、全数		観察結果を報告				
							タイロッド取付	取付高さ及び水平度	レベル等により測定	締付後両端、全数	1cm	管理表を作成し提出		様式・出来形4-9参照 腹起しに取り付ける場合は不要	
						矢板法線に対する取付角度及び取付間隔	スチールテープ等により測定	締付後両端、全数	1cm	管理表を作成し提出					
						定着ナットの締付け	観 察	全 数		観察結果を報告	ねじ山が3つ山以上突き出していること。				
						ターンバックルのねじ込み	観 察	全 数	1cm	観察結果を報告	定着ナットの高さ以上				
						リングジョイントのコンクリートへの埋込み	観 察	全 数		観察結果を報告					
						支保材の天端高	レベル等により測定	適 宜	1cm	管理表を作成し提出					
					タイワイヤー取付	取付高さ	レベル等により測定	締付後両端、全数	1cm	管理表を作成し提出		腹起しに取り付ける場合は不要			
						矢板法線に対する取付角度及び取付間隔	スチールテープ等により測定	締付後両端、全数	1cm	管理表を作成し提出					
						定着ナットの締付け	観 察	全 数		観察結果を報告	ねじ山が3つ山以上突き出していること。				
						定着具端部径の取付け	観 察	全 数		観察結果を報告					
						トランベッドシースの取付	観 察	全 数		観察結果を報告					
						1 5 鋼 杭 工	2	鋼 杭	打込記録	4-3-3-15-2-9 打込記録	20本に1本	打込記録を提出		様式・出来形4-10参照	
									杭頭中心位置	トランシット、光波測距離、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数	1cm	管理表を作成し提出	10cm以下	
									杭天端高	レベル等により測定	打込完了時、全数	1cm	管理表を作成し提出	±5cm	
									杭の傾斜	トランシット、光波測距離、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1'	管理表を作成し提出	直杭2 以下 斜杭3 以下	
									打込記録	JIS A 7201記録	支持杭は全数、支持杭以外は20本に1本		JIS A 7201付表5 打込み工法記録を作成し提出 管理表を作成し提出		
1 6 コ ン ク リ ー ト 杭 工	1	コンクリート杭工	打込記録	JIS A 7201記録	支持杭は全数、支持杭以外は20本に1本		JIS A 7201付表5 打込み工法記録を作成し提出 管理表を作成し提出								
			杭頭中心位置	トランシット、光波測距離、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数	1cm	管理表を作成し提出	10cm以下							
			杭天端高	レベル等により測定	打込完了時、全数	1cm	管理表を作成し提出	±5cm							
			杭の傾斜	トランシット、光波測距離、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1'	管理表を作成し提出	直杭2 以下 斜杭3 以下							

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第04編 港湾編

		現 行 基 準 (H26)																																
編	章	節	条	枝	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考																						
4	港	湾	工	事	共	通	電	気	防	食	1	電	取付位置	目視(承諾された図面より確認)潜水士による	取付完了後、全数	設計図書による	確認結果を提出		様式・出来形4-11参照															
													電位測定	測定機器による。	取付完了後、測定端子取付箇所毎	1mV	測定表を作成し提出	飽和かんこう電極基準： -770mV 海水塩化銀基準： -780mV 又は飽和硫酸銅電極基準 -850mV																
											2	FRP	モ	ル	タ	ル	被	覆	取付高さ(被覆範囲)	レベル等により測定	完了後、保護カバーの上端又は下端高さ(被覆範囲の確認) 鋼管杭：全数 矢板：1打設3箇所以上	設計図書による。	測定表を作成し提出	設計図書による。	測定密度における矢板1打設とは、コンクリート・モルタルの配合1回当たりの打設を示す。									
																			3	ベ	ト	ロ	ラ	タ	ム	被	覆	取付高さ(被覆範囲)	レベル等により測定	完了後、保護カバーの上端又は下端高さ(被覆範囲の確認) 鋼管杭：全数 矢板：監督員の指示による	設計図書による。	測定表を作成し提出	設計図書による。	
																												4	コ	ン	ク	リ	ー	ト
											5	防	食	塗	装	高さ(被覆範囲)	レベル等により測定	完了後、上端・下端高さ(被覆範囲の確認) 鋼管杭：全数 矢板：50mに1箇所以上	設計図書による。	測定表を作成し提出	設計図書による。													
																1	9	コ	ン	ク	リ	ト	舗	装	工	高 さ	レベル等により測定	舗装は中心及び両端部の3点を延長20mに1箇所、道路舗装は中心及び両端部の3点を延長40mに1箇所	1cm	測定表を作成し提出	±4cm	様式・出来形4-12参照		
																										厚 さ	レベル等により測定	舗装は1,000㎡に1箇所、道路舗装は設計図書による。	1mm	測定表を作成し提出	+規定しない -4.5cm			
											幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	舗装は延長20mに1箇所、道路舗装は延長40mに1箇所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -5cm																		
											延 長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	両端2箇所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0																		
											2	上	層	路	盤	厚 さ	レベル等により測定	舗装は1,000㎡に1箇所、道路舗装は設計図書による。	1mm	測定表を作成し提出	+規定しない -2.5cm													
																幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	舗装は延長20mに1箇所、道路舗装は延長40mに1箇所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -5cm													
																延 長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	両端2箇所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0													
											3	コ	ン	ク	リ	ト	舗	装	工	厚 さ	レベル等により測定	舗装は中心及び両端部の3点を延長20mに1箇所、道路舗装は中心及び両端部の3点を延長40mに1箇所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -1cm	コンクリート版の厚さ、その他を確認するため、監督員が必要と認めるときは、コアを採取する。								
																				幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	舗装は延長20mに1箇所、道路舗装は延長40mに1箇所	1mm	測定表を作成し提出	+規定しない -2.5cm									
延 長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	両端2箇所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0																													
平坦性	3mプロファイルメータにより測定	各レーン毎全延長	1mm	記録紙及び管理表を作成し提出	機械舗設の場合：2mm以下 人力舗設の場合：3mm以下																													

		新 基 準 (H29)																																
編	章	節	条	枝	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考																						
4	港	湾	工	事	共	通	電	気	防	食	1	電	取付位置	目視(承諾された図面より確認)潜水士による	取付完了後、全数	設計図書又は監督員との協議による。	確認結果を提出		様式・出来形4-11参照															
													電位測定	測定機器による。	取付完了後、測定端子取付箇所毎	1mV	測定表を作成し提出	飽和かんこう電極基準： -770mV 海水塩化銀基準： -780mV 又は飽和硫酸銅電極基準 -850mV																
											2	FRP	モ	ル	タ	ル	被	覆	取付高さ(被覆範囲)	レベル等により測定	完了後、保護カバーの上端又は下端高さ(被覆範囲の確認) 鋼管杭：全数 矢板：1打設3箇所以上	設計図書又は監督員との協議による。	測定表を作成し提出	設計図書又は監督員との協議による。	測定密度における矢板1打設とは、コンクリート・モルタルの配合1回当たりの打設を示す。									
																			3	ベ	ト	ロ	ラ	タ	ム	被	覆	取付高さ(被覆範囲)	レベル等により測定	完了後、保護カバーの上端又は下端高さ(被覆範囲の確認) 鋼管杭：全数 矢板：監督員の指示による	設計図書又は監督員との協議による。	測定表を作成し提出	設計図書又は監督員との協議による。	
																												4	コ	ン	ク	リ	ー	ト
											5	防	食	塗	装	高さ(被覆範囲)	レベル等により測定	完了後、上端・下端高さ(被覆範囲の確認) 鋼管杭：全数 矢板：50mに1箇所以上	設計図書又は監督員との協議による。	測定表を作成し提出	設計図書又は監督員との協議による。													
																1	9	コ	ン	ク	リ	ト	舗	装	工	高 さ	レベル等により測定	舗装は中心及び両端部の3点を延長20mに1箇所、道路舗装は中心及び両端部の3点を延長40mに1箇所	1cm	測定表を作成し提出	±4cm	様式・出来形4-12参照		
																										厚 さ	レベル等により測定	舗装は1,000㎡に1箇所、道路舗装は2-89の測定基準又は設計図書による。	1mm	測定表を作成し提出	+規定しない -4.5cm			
											幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	舗装は延長20mに1箇所、道路舗装は延長40mに1箇所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -5cm																		
											延 長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	両端2箇所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0																		
											2	上	層	路	盤	厚 さ	レベル等により測定	舗装は1,000㎡に1箇所、道路舗装は2-89の測定基準又は設計図書による。	1mm	測定表を作成し提出	+規定しない -2.5cm													
																幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	舗装は延長20mに1箇所、道路舗装は延長40mに1箇所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -5cm													
																延 長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	両端2箇所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0													
											3	コ	ン	ク	リ	ト	舗	装	工	厚 さ	レベル等により測定	舗装は中心及び両端部の3点を延長20mに1箇所、道路舗装は中心及び両端部の3点を延長40mに1箇所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -1cm	コンクリート版の厚さ、その他を確認するため、監督員が必要と認めるときは、コアを採取する。								
																				幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	舗装は延長20mに1箇所、道路舗装は延長40mに1箇所	1mm	測定表を作成し提出	+規定しない -2.5cm									
延 長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	両端2箇所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0																													
平坦性	3mプロファイルメータにより測定	各レーン毎全延長	1mm	記録紙及び管理表を作成し提出	機械舗設の場合：2mm以下 人力舗設の場合：3mm以下																													

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第04編 港灣編

編 章 節 条 枝 工 種 管理項目 測定方法		現行基準(H26)		測定単位		結果の整理方法		許容範囲		備考		
4 港灣工事共通編	3 一般施工	2 0 ア ス フ ア ルト 舗 装 工	1 下 層 路 盤	高さ	測定密度	1cm	測定表を作成し提出	±5cm				
					舗装は中心及び両端部の3点を延長20mに1ヶ所、道路舗装は中心及び両端部の3点を延長40mに1ヶ所							
					レベル等により測定	1mm	測定表を作成し提出	+規定しない -4.5cm				
				厚さ	舗装は1,000㎡に1ヶ所、道路舗装は設計図書による。	1mm	測定表を作成し提出	+規定しない -4.5cm				
					レベル等により測定							
					舗装は延長20mに1ヶ所、道路舗装は延長40mに1ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -5cm				
				幅	両端2ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0				
					レベル等により測定							
					舗装は延長20mに1ヶ所、道路舗装は延長40mに1ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -5cm				
				延長	両端2ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0				
					レベル等により測定							
					舗装は延長20mに1ヶ所、道路舗装は延長40mに1ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -5cm				
	2 上 層 路 盤	高さ	測定密度	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -3cm						
			舗装は1,000㎡に1ヶ所、道路舗装は設計図書による。									
			レベル等により測定	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -5cm						
		幅	舗装は延長20mに1ヶ所、道路舗装は延長40mに1ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -5cm						
			レベル等により測定									
			舗装は延長20mに1ヶ所、道路舗装は延長40mに1ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -5cm						
		延長	両端2ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0						
			レベル等により測定									
			舗装は延長20mに1ヶ所、道路舗装は延長40mに1ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -5cm						
		3 基 層	厚さ	抜き取りコアをスチールテープ等で測定	1,000㎡に1ヶ所	1mm	測定表を作成し提出	+規定しない -1.2cm	様式・出来形4-13参照			
				レベル等により測定								
				舗装は延長20mに1ヶ所、道路舗装は延長40mに1ヶ所	1mm	測定表を作成し提出	+規定しない -2.5cm					
幅	両端2ヶ所		1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0							
	レベル等により測定											
	舗装は延長20mに1ヶ所、道路舗装は延長40mに1ヶ所		1mm	測定表を作成し提出	+規定しない -2.5cm							
延長	両端2ヶ所		1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0							
	レベル等により測定											
	舗装は延長20mに1ヶ所、道路舗装は延長40mに1ヶ所		1mm	測定表を作成し提出	+規定しない -2.5cm							
4 表 層	厚さ		抜き取りコアをスチールテープ等で測定	1,000㎡に1ヶ所	1mm	測定表を作成し提出	+規定しない -9mm	様式・出来形4-13参照				
			レベル等により測定									
			舗装は延長20mに1ヶ所、道路舗装は延長40mに1ヶ所	1mm	測定表を作成し提出	+規定しない -2.5cm						
	幅	両端2ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0							
		レベル等により測定										
		舗装は延長20mに1ヶ所、道路舗装は延長40mに1ヶ所	1mm	測定表を作成し提出	+規定しない -2.5cm							
	延長	両端2ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0							
		レベル等により測定										
		舗装は延長20mに1ヶ所、道路舗装は延長40mに1ヶ所	1mm	測定表を作成し提出	+規定しない -2.5cm							
	平坦性	3mプロフィールメータにより測定	各レーン毎全延長	1mm	記録紙及び管理表を作成し提出	2.4mm以下						
	2 1 植 生 工	1 張 芝 筋 芝	材料の使用数量 長さ、幅 (面積) 植生状況	使用数量表等により確認	施工完了後	使用数量表等を作成し提出	+規定しない -0					
				施工完了後	10cm (0.1㎡)	管理表を作成し提出	+規定しない -0					
観察				施工完了後、区域全体	観察結果を報告							
3 播 種 種子吹付		材料の使用数量 長さ、幅 (面積) 植生状況	使用数量表等により確認	施工完了後	使用数量表等を作成し提出	+規定しない -0						
			施工完了後	10cm (0.1㎡)	管理表を作成し提出	+規定しない -0						
			観察	施工完了後、区域全体	観察結果を報告							
5 播 栽		材料の使用数量 樹高、枝張り幅、幹周 植付け状況	使用数量表等により確認	搬入時、全数	使用数量表等を作成し提出	+規定しない -0						
			種類毎、搬入後適宜	樹高、枝張り幅10cm 幹周り1cm	管理表を作成し提出	+規定しない -0						
			観察	施工完了後、全体	観察結果を報告							
5 海 上 地 盤 改 良 工		2 床 掘 工	1 ポンプ床掘 グラブ床掘 硬土盤床掘 砕岩床掘 バックホウ床掘	水深 (底面) (法面)	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	設計図書による。	10cm	断面図に実測値を記入し提出	±30cm又は設計図書による。	断面図は監督員が指示したとき作成し提出		
					音響測深機、レッド又はレベル等により測定	設計図書による。	10cm	断面図に実測値を記入し提出	外側2m(法面に直角)内側30cm(法面に直角)又は設計図書による。			
					音響測深機、レッド又はレベル等により測定	設計図書による。	10cm	断面図に実測値を記入し提出	外側2m(法面に直角)内側30cm(法面に直角)又は設計図書による。			
	音響測深機、レッド又はレベル等により測定				設計図書による。	10cm	断面図に実測値を記入し提出	外側2m(法面に直角)内側30cm(法面に直角)又は設計図書による。				
	音響測深機、レッド又はレベル等により測定				設計図書による。	10cm	断面図に実測値を記入し提出	外側2m(法面に直角)内側30cm(法面に直角)又は設計図書による。				
	6 置 換 工	2 置 換 材 均 し	延長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	管理図に延長を記入し提出	+規定しない -0	様式・出来形4-14参照				
				測定密度	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -5cm					
				レベル等により測定								
				舗装は延長20mに1ヶ所、道路舗装は延長40mに1ヶ所	1mm	測定表を作成し提出	+規定しない -4.5cm					
				両端2ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0					
				レベル等により測定								
				舗装は延長20mに1ヶ所、道路舗装は延長40mに1ヶ所	1mm	測定表を作成し提出	+規定しない -2.5cm					

編 章 節 条 枝 工 種 管理項目 測定方法		新基準(H29)		測定単位		結果の整理方法		許容範囲		備考		
4 港灣工事共通編	3 一般施工	2 0 ア ス フ ア ルト 舗 装 工	1 下 層 路 盤	高さ	測定密度	1cm	測定表を作成し提出	±5cm				
					舗装は中心及び両端部の3点を延長20mに1ヶ所、道路舗装は中心及び両端部の3点を延長40mに1ヶ所							
					レベル等により測定	1mm	測定表を作成し提出	+規定しない -4.5cm				
				厚さ	舗装は1,000㎡に1ヶ所、道路舗装は設計図書による。	1mm	測定表を作成し提出	+規定しない -4.5cm				
					レベル等により測定							
					舗装は延長20mに1ヶ所、道路舗装は延長40mに1ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -5cm				
				幅	両端2ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0				
					レベル等により測定							
					舗装は延長20mに1ヶ所、道路舗装は延長40mに1ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -5cm				
				延長	両端2ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0				
					レベル等により測定							
					舗装は延長20mに1ヶ所、道路舗装は延長40mに1ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -5cm				
	2 上 層 路 盤	高さ	測定密度	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -3cm						
			舗装は1,000㎡に1ヶ所、道路舗装は設計図書による。									
			レベル等により測定	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -5cm						
		幅	舗装は延長20mに1ヶ所、道路舗装は延長40mに1ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -5cm						
			レベル等により測定									
			舗装は延長20mに1ヶ所、道路舗装は延長40mに1ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -5cm						
		延長	両端2ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0						
			レベル等により測定									
			舗装は延長20mに1ヶ所、道路舗装は延長40mに1ヶ所	1mm	測定表を作成し提出	+規定しない -2.5cm						
		3 基 層	厚さ	抜き取りコアをスチールテープ等で測定	1,000㎡に1ヶ所	1mm	測定表を作成し提出	+規定しない -1.2cm	様式・出来形4-13参照			
				レベル等により測定								
				舗装は延長20mに1ヶ所、道路舗装は延長40mに1ヶ所	1mm	測定表を作成し提出	+規定しない -2.5cm					
幅	両端2ヶ所		1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0							
	レベル等により測定											
	舗装は延長20mに1ヶ所、道路舗装は延長40mに1ヶ所		1mm	測定表を作成し提出	+規定しない -2.5cm							
延長	両端2ヶ所		1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0							
	レベル等により測定											
	舗装は延長20mに1ヶ所、道路舗装は延長40mに1ヶ所		1mm	測定表を作成し提出	+規定しない -2.5cm							
4 表 層	厚さ		抜き取りコアをスチールテープ等で測定	1,000㎡に1ヶ所	1mm	測定表を作成し提出	+規定しない -9mm	様式・出来形4-13参照				
			レベル等により測定									
			舗装は延長20mに1ヶ所、道路舗装は延長40mに1ヶ所	1mm	測定表を作成し提出	+規定しない -2.5cm						
	幅	両端2ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0							
		レベル等により測定										
		舗装は延長20mに1ヶ所、道路舗装は延長40mに1ヶ所	1mm	測定表を作成し提出	+規定しない -2.5cm							
	延長	両端2ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0							
		レベル等により測定										
		舗装は延長20mに1ヶ所、道路舗装は延長40mに1ヶ所	1mm	測定表を作成し提出	+規定しない -2.5cm							
	平坦性	3mプロフィールメータにより測定	各レーン毎全延長	1mm	記録紙及び管理表を作成し提出	2.4mm以下						
	2 1 植 生 工	1 播 芝 筋 芝	材料の使用数量 長さ、幅 (面積) 植生状況	使用数量表等により確認	施工完了後	使用数量表等を作成し提出	+規定しない -0					
				施工完了後	10cm (0.1㎡)	管理表を作成し提出	+規定しない -0					
観察				施工完了後、区域全体	観察結果を報告							
3 播 種 種子吹付		材料の使用数量 長さ、幅 (面積) 植生状況	使用数量表等により確認	施工完了後	使用数量表等を作成し提出	+規定しない -0						
			施工完了後	10cm (0.1㎡)	管理表を作成し提出	+規定しない -0						
			観察	施工完了後、区域全体	観察結果を報告							
5 播 栽		材料の使用数量 樹高、枝張り幅、幹周 植付け状況	使用数量表等により確認	搬入時、全数	使用数量表等を作成し提出	+規定しない -0						
			種類毎、搬入後適宜	樹高、枝張り幅10cm 幹周り1cm	管理表を作成し提出	+規定しない -0						
			観察	施工完了後、全体	観察結果を報告							
5 海 上 地 盤 改 良 工		2 床 掘 工	1 ポンプ床掘 グラブ床掘 硬土盤床掘 砕岩床掘 バックホウ床掘	水深 (底面) (法面)	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	設計図書による。	10cm	断面図に実測値を記入し提出	±30cm又は設計図書による。	断面図は監督員が指示したとき作成し提出		
					音響測深機、レッド又はレベル等により測定	設計図書による。	10cm	断面図に実測値を記入し提出	外側2m(法面に直角)内側30cm(法面に直角)又は設計図書による。			
					音響測深機、レッド又はレベル等により測定	設計図書による。	10cm	断面図に実測値を記入し提出	外側2m(法面に直角)内側30cm(法面に直角)又は設計図書による。			
	音響測深機、レッド又はレベル等により測定				設計図書による。	10cm	断面図に実測値を記入し提出	外側2m(法面に直角)内側30cm(法面に直角)又は設計図書による。				
	音響測深機、レッド又はレベル等により測定				設計図書による。	10cm	断面図に実測値を記入し提出	外側2m(法面に直角)内側30cm(法面に直角)又は設計図書による。				
	6 置 換 工	2 置 換 材 均 し	延長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	管理図に延長を記入し提出	+規定しない -0	様式・出来形4-14参照				
				測定密度	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -5cm					
				レベル等により測定								
				舗装は延長20mに1ヶ所、道路舗装は延長40mに1ヶ所	1mm	測定表を作成し提出	+規定しない -4.5cm					
				両端2ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0					
				レベル等により測定								
				舗装は延長20mに1ヶ所、道路舗装は延長40mに1ヶ所	1mm	測定表を作成し提出	+規定しない -2.5cm					

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第04編 港湾編

県 現行基準(H26)																
編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考				
編 4 港湾工事共通編	章 3 一般施工	節 6 基礎工	条 2 基礎盛砂工	枝番 2	盛砂均し	延長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない -0	様式・出来形4-1参照				
						天端高 天端幅 法面勾配	スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±30cm 天端幅、法面勾配は設計図書による。					
				節 4 基礎捨石工	条 1	基礎捨石(均しを行わない面)	天端高	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	設計図書による。				
							法 面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下 測点3点以上、但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上	10cm	出来形図を作成し提出	設計図書による。				
							天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	設計図書による。				
					枝番 2	捨石本均し	天端高	延長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上又は監督員の指示による。	10cm	出来形図を作成し提出	設計図書による。			
								レベル又は設計図書により測定	測線及び測点間隔は10m以下	1cm	出来形図を作成し提出	±5cm	様式・出来形4-15参照			
								天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm			
							枝番 3	捨石荒均し	天端高	延長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上又は監督員の指示による。	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	
										天端高	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	注)-1 ±50cm、岸壁前面+0、-20cm又は設計図書による。異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角)±30cm 又は設計図書による。	注)-1 係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。
										法 面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下 測点3点以上、ただし、マウンド厚2m以下の場合は2点以上	10cm	出来形図を作成し提出	注)-2 ±50cm(法面に直角) 異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角)±30cm 又は設計図書による。	注)-2 係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。
									天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm		
										延長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上又は監督員の指示による。	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	
										天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	
				節 6 基礎ブロック工	条 1	基礎ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出	幅 +2cm、-1cm 高さ+2cm、-1cm 長さ+2cm、-1cm 壁厚±1cm	様式・出来形4-18参照 ブロック(方塊)			
							対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出					
							型枠形状寸法(異形ブロック外観)	観 察	型枠撤入後適宜		観察結果を報告					
							型枠形状寸法(異形ブロック外観)	観 察	全 数		観察結果を報告					

県 新基準(H29)																
編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考				
編 4 港湾工事共通編	章 3 一般施工	節 6 基礎工	条 2 基礎盛砂工	枝番 2	盛砂均し	延長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない -0	様式・出来形4-1参照				
						天端高 天端幅 法面勾配	スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±30cm 天端幅、法面勾配は設計図書による。					
				節 4 基礎捨石工	条 1	基礎捨石(均しを行わない面)	天端高	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	設計図書又は監督員との協議による。				
							法 面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下 測点3点以上、但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上	10cm	出来形図を作成し提出	設計図書又は監督員との協議による。				
							天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	設計図書又は監督員との協議による。				
					枝番 2	捨石本均し	天端高	延長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上又は監督員の指示による。	10cm	出来形図を作成し提出	設計図書又は監督員との協議による。			
								レベル又は設計図書により測定	測線及び測点間隔は10m以下	1cm	出来形図を作成し提出	±5cm	様式・出来形4-15参照			
								天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm			
							枝番 3	捨石荒均し	天端高	延長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上又は監督員の指示による。	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	
										天端高	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	注)-1 ±50cm、岸壁前面+0、-20cm又は設計図書による。異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角)±30cm 又は設計図書による。	注)-1 係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。
										法 面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下 測点3点以上、ただし、マウンド厚2m以下の場合は2点以上	10cm	出来形図を作成し提出	注)-2 ±50cm(法面に直角) 異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角)±30cm 又は設計図書による。	注)-2 係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。
									天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm		
										延長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上又は監督員の指示による。	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	
										天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	
				節 6 基礎ブロック工	条 1	基礎ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出	幅 +2cm、-1cm 高さ+2cm、-1cm 長さ+2cm、-1cm 壁厚±1cm	様式・出来形4-18参照 ブロック(方塊)			
							対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出					
							型枠形状寸法(異形ブロック外観)	観 察	型枠撤入後適宜		観察結果を報告					
							型枠形状寸法(異形ブロック外観)	観 察	全 数		観察結果を報告					

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第04編 港湾編

県 現行基準(H26)													
編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考	
4 港湾工事共通編	3 一般施工	6 基礎工	6 基礎ブロック工	2	基礎ブロック据付	法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1cm	管理表を作成し提出	±5cm		
						隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1cm	管理表を作成し提出	ブロック(方塊)3cm以下		
						延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	1cm	管理表を作成し提出			
						天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最上段のみ)	1cm	管理表を作成し提出			
						摩擦増大用マット敷設位置	スチールテープ等により確認	始・終端及び変化する箇所毎	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	設計図書による。		
						高さ	スチールテープ等により測定	完成時、四隅	1cm	管理表を作成し提出	+3cm -1cm	様式・出来形4-16参照	
	7 本体工(ケーソン式)	2 ケーソン製作工	ケーソン製作	幅	スチールテープ等により測定	各層完成時に中央部及び底版と天端は高壁	1cm	管理表を作成し提出	+3cm -1cm				
				長さ	スチールテープ等により測定	各層完成時に中央部及び底版と天端は高壁	1cm	管理表を作成し提出	+3cm -1cm				
				壁厚	スチールテープ等により測定	各層完成時、各壁1箇所	1cm	管理表を作成し提出	±1cm				
				底版厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	底版完成時、各室中央部1箇所	1cm	管理表を作成し提出	+3cm -1cm				
				フーチング高さ	スチールテープ等により測定	底版完成時、四隅	1cm	管理表を作成し提出	+3cm -1cm				
				対角線	スチールテープ等により測定	底版完成時及び完成時	1cm	管理表を作成し提出	±5cm				
				バラスト	レベル、レッド等により測定	各室中央部1箇所	1cm	管理表を作成し提出	砕石・砂 ±10cm コンクリート ±5cm	投入量管理			
				法線に対する出入	トランシット及びスチールテープ等により測定	据付完了後、両端2箇所	1cm	管理表を作成し提出	防波堤 ケーソン質量 2,000t未満 ±20cm 2,000t以上 ±30cm 岸 壁 ケーソン質量 2,000t未満 ±10cm 2,000t以上 ±15cm	様式・出来形4-17参照			
				据付目地間隔	スチールテープ等により測定	据付完了後、天端2箇所	1cm	管理表を作成し提出	防波堤 ケーソン質量 2,000t未満 20cm以下 2,000t以上 30cm以下 岸 壁 ケーソン質量 2,000t未満 10cm以				
				天端高さ	レベルにより測定	据付完了後、四隅中詰完了時、四隅	1cm	管理表を作成し提出					
				延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上	1cm	管理表を作成し提出					

県 新基準(H29)													
編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考	
4 港湾工事共通編	3 一般施工	6 基礎工	6 基礎ブロック工	2	基礎ブロック据付	法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1cm	管理表を作成し提出	±5cm		
						隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1cm	管理表を作成し提出	ブロック(方塊)3cm以下		
						延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	1cm	管理表を作成し提出			
						天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最上段のみ)	1cm	管理表を作成し提出			
						摩擦増大用マット敷設位置	スチールテープ等により確認	始・終端及び変化する箇所毎	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	設計図書又は監督員との協議による。		
						高さ	スチールテープ等により測定	完成時、四隅	1cm	管理表を作成し提出	+3cm -1cm	様式・出来形4-16参照	
	7 本体工(ケーソン式)	2 ケーソン製作工	ケーソン製作	幅	スチールテープ等により測定	各層完成時に中央部及び底版と天端は高壁	1cm	管理表を作成し提出	+3cm -1cm				
				長さ	スチールテープ等により測定	各層完成時に中央部及び底版と天端は高壁	1cm	管理表を作成し提出	+3cm -1cm				
				壁厚	スチールテープ等により測定	各層完成時、各壁1箇所	1cm	管理表を作成し提出	±1cm				
				底版厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	底版完成時、各室中央部1箇所	1cm	管理表を作成し提出	+3cm -1cm				
				フーチング高さ	スチールテープ等により測定	底版完成時、四隅	1cm	管理表を作成し提出	+3cm -1cm				
				対角線	スチールテープ等により測定	底版完成時及び完成時	1cm	管理表を作成し提出	±5cm				
				バラスト	レベル、レッド等により測定	各室中央部1箇所	1cm	管理表を作成し提出	砕石・砂 ±10cm コンクリート ±5cm	投入量管理			
				法線に対する出入	トランシット及びスチールテープ等により測定	据付完了後、両端2箇所	1cm	管理表を作成し提出	防波堤 ケーソン質量 2,000t未満 ±20cm 2,000t以上 ±30cm 岸 壁 ケーソン質量 2,000t未満 ±10cm 2,000t以上 ±15cm	様式・出来形4-17参照			
				据付目地間隔	スチールテープ等により測定	据付完了後、天端2箇所	1cm	管理表を作成し提出	防波堤 ケーソン質量 2,000t未満 20cm以下 2,000t以上 30cm以下 岸 壁 ケーソン質量 2,000t未満 10cm以				
				天端高さ	レベルにより測定	据付完了後、四隅中詰完了時、四隅	1cm	管理表を作成し提出					
				延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上	1cm	管理表を作成し提出					

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第04編 港湾編

		県 現行基準 (H26)											
編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考	
編 4 港湾工事共通編	章 3 一般施工	節 8 本体工（ブロック式）	条 々	枝番	工 種	本体ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取り後全数	1cm	管理表を作成し提出	幅 +2cm -1cm 高さ+2cm、-1cm 長さ+2cm、-1cm 壁厚±1cm	様式・出来形4-18参照 L型ブロック セルラーブロック ブロック(方塊)
							対角線	スチールテープ等により測定	型枠取り後全数	1cm	管理表を作成し提出		様式・出来形4-18参照 セルラーブロック ブロック(方塊)
							型枠形状寸法(異形ブロック)	観 察	型枠撤入後適宜		観察結果を報告		
							型枠形状寸法(異形ブロック)ブロック外観(異形ブロック)	観 察	全 数		観察結果を報告		
							法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1cm	管理表を作成し提出	±5cm	
							隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1cm	管理表を作成し提出	L型ブロック セルラーブロック5cm以下 直立消波ブロック ブロック(方塊)3cm以下	
	節 9 本体工（場所打式）	2	場所打コンクリート工	防波堤	天端高又は厚さ	レベル等により測定	天端面は1スパン4箇所以上 パラベット頂部は1スパン2箇所以上	1cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合 は±2cm 天端高さ又は厚さ を超える場合は +5cm、-2cm	様式・出来形4-21参照 天端高さ又は厚さ の管理項目の選 定は設計図書による。		
					天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合 は±3cm 天端幅10mを超える 場合は+5cm、-3cm			
					延長	スチールテープ等により測定	法線上	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0			
					法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2箇所	1cm	測定表を作成し提出	±5cm (注)又は設計図書による。			
					岸 壁	天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1cm	測定表を作成し提出	±2cm	天端高又は厚さの 管理項目の選 定は設計図書による。	
					天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1cm	測定表を作成し提出	±2cm			
延長	スチールテープ等により測定	法線上	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0								
法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2箇所	1cm	測定表を作成し提出	±3cm								
防舷材ベッド	スチールテープ等により測定	スパン毎	1cm	測定表を作成し提出									

		県 新基準 (H29)											
編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考	
編 4 港湾工事共通編	章 3 一般施工	節 8 本体工（ブロック式）	条 々	枝番	工 種	本体ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取り後全数	1cm	管理表を作成し提出	幅 +2cm -1cm 高さ+2cm、-1cm 長さ+2cm、-1cm 壁厚±1cm	様式・出来形4-18参照 L型ブロック セルラーブロック ブロック(方塊)
							対角線	スチールテープ等により測定	型枠取り後全数	1cm	管理表を作成し提出		様式・出来形4-18参照 セルラーブロック ブロック(方塊)
							型枠形状寸法(異形ブロック)	観 察	型枠撤入後適宜		観察結果を報告		
							型枠形状寸法(異形ブロック)ブロック外観(異形ブロック)	観 察	全 数		観察結果を報告		
							法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1cm	管理表を作成し提出	±5cm	
							隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1cm	管理表を作成し提出	L型ブロック セルラーブロック5cm以下 直立消波ブロック ブロック(方塊)3cm以下	
	節 9 本体工（場所打式）	2	場所打コンクリート工	防波堤	天端高又は厚さ	レベル等により測定	天端面は1スパン4箇所以上 パラベット頂部は1スパン2箇所以上	1cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合 は±2cm 天端高さ又は厚さ を超える場合は +5cm、-2cm	様式・出来形4-21参照 天端高さ又は厚さ の管理項目の選 定は設計図書又 は監督員との協議 による。		
					天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合 は±3cm 天端幅10mを超える 場合は+5cm、-3cm			
					延長	スチールテープ等により測定	法線上	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0			
					法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2箇所	1cm	測定表を作成し提出	±5cm (注)又は設計図書による。			
					岸 壁	天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1cm	測定表を作成し提出	±2cm	天端高又は厚さの 管理項目の選 定は設計図書又 は監督員との協議 による。	
					天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1cm	測定表を作成し提出	±2cm			
延長	スチールテープ等により測定	法線上	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0								
法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2箇所	1cm	測定表を作成し提出	±3cm								
防舷材ベッド	スチールテープ等により測定	スパン毎	1cm	測定表を作成し提出									

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第04編 港湾編

県 現行基準 (H26)																				
編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考								
4	港湾工事共通編	3	一般施工																	
													9	本体工（場所打式）						
		10	本体工（捨石・捨ブロック式）																	

県 新基準 (H29)												
編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
4	港湾工事共通編	3	一般施工		3	水中コンクリート工						4-3-9-2 場所打ちコンクリート工を適用する。
					4	プレバッドコンクリート工						4-3-9-2 場所打ちコンクリート工を適用する。
					5	水中不分離性コンクリート工					4-3-9-2 場所打ちコンクリート工を適用する。	
		10	本体工（捨石・捨ブロック式）	3	本体捨石工					4-3-6-4 基礎捨石工を適用工を適用する。		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第04編 港湾編

県 現行基準 (H26)																					
編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考									
4	港	湾	工	事	共	通	編	3	1	2	裏込材 (均しを行わない面)	天端高	レベル、レッドにより測定	測線及び測点間隔は10m以下	陸上 1cm 水中 10cm	出来形図を作成し提出	設計図書による。				
												法 面	レベル、レッドにより測定	測点は3点以上	10cm	出来形図を作成し提出	設計図書による。				
												天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	設計図書による。				
												延 長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上又は監督員の指示による	10cm	出来形図を作成し提出	設計図書による。				
												3	裏込均し	天端面	レベル、レッドにより測定	測線及び測点間隔は10m以下	陸上 1cm 水中 10cm	出来形図を作成し提出	±20cm		
														法 面	レベル、レッドにより測定	測点は3点以上	10cm	出来形図を作成し提出	±20cm (法面に直角)	マット等を使用する場合を含む。	
														天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm		
														延 長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上又は監督員の指示による	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm		
												4	吸出し防止材	敷設位置	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1箇所	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	設計図書による。	様式・出来形4-4参照 アスファルトマット、繊維系マット、ゴムマット、合成樹脂系マット	
														重ね幅	スチールテープ等により測定	1枚に2点	1cm	測定表及び敷設図を作成し提出	50cm以上(アスファルトマット、繊維系マット、ゴムマット) 30cm以上(合成樹脂系マット)		
														延 長	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	+規定しない -10cm		
												3	裏埋工	裏埋材	地盤高 (陸上部)	レベル等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	1cm	平面図に実測値を記入し提出	設計図書による。	変化点は測定する。
															(水中部)	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm	平面図に実測値を記入し提出	設計図書による。	変化点は測定する。
												4	裏埋土工	土砂掘削 土砂盛土	地盤高	レベル等により測定	法肩、法尻及び中心を延長20mに1箇所以上	1cm	測定表を作成し提出	設計図書による。	様式・出来形4-25参照
															幅	スチールテープ等により測定	延長20mに1箇所以上	10cm	測定表を作成し提出	設計図書による。	
															法 長	スチールテープ等により測定	延長20mに1箇所以上	10cm	測定表を作成し提出	設計図書による。	
															延 長	スチールテープ等により測定	両端及び中心	10cm	測定表を作成し提出	設計図書による。	

県 新基準 (H29)																					
編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考									
4	港	湾	工	事	共	通	編	3	1	2	裏込材 (均しを行わない面)	天端高	レベル、レッドにより測定	測線及び測点間隔は10m以下	陸上 1cm 水中 10cm	出来形図を作成し提出	設計図書又は監督員との協議による。				
												法 面	レベル、レッドにより測定	測点は3点以上	10cm	出来形図を作成し提出	設計図書又は監督員との協議による。				
												天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	設計図書又は監督員との協議による。				
												延 長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上又は監督員の指示による	10cm	出来形図を作成し提出	設計図書又は監督員との協議による。				
												3	裏込均し	天端面	レベル、レッドにより測定	測線及び測点間隔は10m以下	陸上 1cm 水中 10cm	出来形図を作成し提出	±20cm		
														法 面	レベル、レッドにより測定	測点は3点以上	10cm	出来形図を作成し提出	±20cm (法面に直角)	マット等を使用する場合を含む。	
														天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm		
														延 長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上又は監督員の指示による	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm		
												4	吸出し防止材	敷設位置	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1ヶ所	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	設計図書又は監督員との協議による。	様式・出来形4-4参照 アスファルトマット、繊維系マット、ゴムマット、合成樹脂系マット	
														重ね幅	スチールテープ等により測定	1枚に2点	1cm	測定表及び敷設図を作成し提出	50cm以上(アスファルトマット、繊維系マット、ゴムマット) 30cm以上(合成樹脂系マット)		
														延 長	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	+規定しない -10cm		
												3	裏埋工	裏埋材	地盤高 (陸上部)	レベル等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	1cm	平面図に実測値を記入し提出	設計図書又は監督員との協議による。	変化点は測定する。
															(水中部)	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm	平面図に実測値を記入し提出	設計図書又は監督員との協議による。	変化点は測定する。
												4	裏埋土工	土砂掘削 土砂盛土	地盤高	レベル等により測定	法肩、法尻及び中心を延長20mに1ヶ所以上	1cm	測定表を作成し提出	設計図書又は監督員との協議による。	様式・出来形4-25参照
															幅	スチールテープ等により測定	延長20mに1箇所以上	10cm	測定表を作成し提出	設計図書又は監督員との協議による。	
															法 長	スチールテープ等により測定	延長20mに1ヶ所以上	10cm	測定表を作成し提出	設計図書又は監督員との協議による。	
															延 長	スチールテープ等により測定	両端及び中心	10cm	測定表を作成し提出	設計図書又は監督員との協議による。	

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第04編 港湾編

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	県 現行基準(H26)				備考			
							測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法		許容範囲		
4	港湾工事共通編	3	1	土	一般施工									
		4	路床盛土工	高さ	レベル等により測定	舗装は中心及び両端部の3点を延長20mに1箇所、道路舗装は中心及び両端部の3点を延長40mに1箇所	1cm	測定表を作成し提出	±5cm					
					幅	スチールテープ等により測定	舗装は延長20mに1箇所、道路舗装は延長40mに1箇所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -10cm				
					延長	スチールテープ等により測定	両端2箇所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0				
				2	維持塗装工	1	係船柱塗装	塗装箇所	目視(承諾された図面より確認)	塗装完了後、全数	確認結果を提出	設計図書による。		
							鋼 製	塗装箇所	目視(承諾された図面より確認)	塗装完了後、全数	確認結果を提出	設計図書による。		
							その他	塗装箇所	目視(承諾された図面より確認)	塗装完了後、全数	確認結果を提出	設計図書による。		
2	構造物撤去工	2	1	コンクリート取壊し	幅、高さ、延長	トランシット、スチールテープ等により測定	設計図書による。	設計図書による。	管理表を作成し提出	設計図書による。				
					外 観	目視又は潜水土による観察	設計図書による。		観察結果を報告	設計図書による。				
		1	水中コンクリート撤去	幅、高さ、延長	トランシット、スチールテープ等により測定	設計図書による。	設計図書による。	管理表を作成し提出	設計図書による。					
				外 観	潜水土による観察	設計図書による。		観察結果を報告						
		2	鋼矢板等切断撤去	幅、高さ、延長	スチールテープ等により測定	設計図書による。	1cm	測定表を作成し提出	設計図書による。					
				外 観	目視又は潜水土による観察	設計図書による。		観察結果を報告						
		3	腹起・タイ材撤去	形状寸法	スチールテープ等により測定	設計図書による。	設計図書による。	測定表を作成し提出	設計図書による。					
				外 観	目視又は潜水土による観察	設計図書による。		観察結果を報告						
		4	舗装版撤去	幅、高さ、延長	トランシット、スチールテープ等により測定	設計図書による。	設計図書による。	管理表を作成し提出	設計図書による。					
				外 観	目視による観察	設計図書による。		観察結果を報告						
5	石材撤去	幅、高さ、延長	トランシット、スチールテープ等により測定	設計図書による。	設計図書による。	管理表を作成し提出	設計図書による。							
		外 観	目視又は潜水土による観察	設計図書による。		観察結果を報告								
6	ケーソン撤去	形状寸法	スチールテープ等により測定	設計図書による。	設計図書による。	測定表を作成し提出	設計図書による。							
		外 観	目視又は潜水土による観察	設計図書による。		観察結果を報告								
7	ブロック撤去	形状寸法	スチールテープ等により測定	設計図書による。	設計図書による。	測定表を作成し提出	設計図書による。							
		外 観	目視又は潜水土による観察	設計図書による。		観察結果を報告								
8	鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去	形状寸法	スチールテープ等により測定	設計図書による。	1cm	測定表を作成し提出	設計図書による。							
		外 観	目視又は潜水土による観察	設計図書による。		観察結果を報告								

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	県 新基準(H29)				備考		
							測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法		許容範囲	
4	港湾工事共通編	3	1	土	一般施工								
		4	路床盛土工	高さ	レベル等により測定	舗装は中心及び両端部の3点を延長20mに1箇所、道路舗装は中心及び両端部の3点を延長40mに1箇所	1cm	測定表を作成し提出	±5cm				
					幅	スチールテープ等により測定	舗装は延長20mに1箇所、道路舗装は延長40mに1箇所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -10cm			
					延長	スチールテープ等により測定	両端2箇所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0			
				4	法面工								
2	維持塗装工	1	係船柱塗装	塗装箇所	目視(承諾された図面より確認)	塗装完了後、全数	確認結果を提出	設計図書又は監督員との協議による。					
			鋼 製	塗装箇所	目視(承諾された図面より確認)	塗装完了後、全数	確認結果を提出	設計図書又は監督員との協議による。					
			その他	塗装箇所	目視(承諾された図面より確認)	塗装完了後、全数	確認結果を提出	設計図書又は監督員との協議による。					
		3	緑金物塗装										
2	構造物撤去工	2	1	コンクリート取壊し	幅、高さ、延長	トランシット、スチールテープ等により測定	設計図書又は監督員との協議による。	設計図書による。	管理表を作成し提出	設計図書又は監督員との協議による。			
					外 観	目視又は潜水土による観察	設計図書又は監督員との協議による。		観察結果を報告	設計図書又は監督員との協議による。			
		1	水中コンクリート撤去	幅、高さ、延長	トランシット、スチールテープ等により測定	設計図書又は監督員との協議による。	設計図書による。	管理表を作成し提出	設計図書又は監督員との協議による。				
				外 観	潜水土による観察	設計図書又は監督員との協議による。		観察結果を報告					
		2	鋼矢板等切断撤去	幅、高さ、延長	スチールテープ等により測定	設計図書又は監督員との協議による。	1cm	測定表を作成し提出	設計図書又は監督員との協議による。				
				外 観	目視又は潜水土による観察	設計図書又は監督員との協議による。		観察結果を報告					
		3	腹起・タイ材撤去	形状寸法	スチールテープ等により測定	設計図書又は監督員との協議による。	設計図書による。	測定表を作成し提出	設計図書又は監督員との協議による。				
				外 観	目視又は潜水土による観察	設計図書又は監督員との協議による。		観察結果を報告					
		4	舗装版撤去	幅、高さ、延長	トランシット、スチールテープ等により測定	設計図書又は監督員との協議による。	設計図書による。	管理表を作成し提出	設計図書又は監督員との協議による。				
				外 観	目視による観察	設計図書又は監督員との協議による。		観察結果を報告					
5	石材撤去	幅、高さ、延長	トランシット、スチールテープ等により測定	設計図書又は監督員との協議による。	設計図書による。	管理表を作成し提出	設計図書又は監督員との協議による。						
		外 観	目視又は潜水土による観察	設計図書又は監督員との協議による。		観察結果を報告							
6	ケーソン撤去	形状寸法	スチールテープ等により測定	設計図書又は監督員との協議による。	設計図書による。	測定表を作成し提出	設計図書又は監督員との協議による。						
		外 観	目視又は潜水土による観察	設計図書又は監督員との協議による。		観察結果を報告							
7	ブロック撤去	形状寸法	スチールテープ等により測定	設計図書又は監督員との協議による。	設計図書による。	測定表を作成し提出	設計図書又は監督員との協議による。						
		外 観	目視又は潜水土による観察	設計図書又は監督員との協議による。		観察結果を報告							
8	鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去	形状寸法	スチールテープ等により測定	設計図書又は監督員との協議による。	1cm	測定表を作成し提出	設計図書又は監督員との協議による。						
		外 観	目視又は潜水土による観察	設計図書又は監督員との協議による。		観察結果を報告							

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第04編 港湾編

県 現行基準 (H26)																																															
編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考																																			
4	港	湾	工	事	共	通	編	3	1	一般	施工	2	5	仮	設	鋼	板	・	H	形	鋼	杭	矢板天端高	レベル等により測定	打込完了時、20枚に1枚 (H形鋼杭は全数)	1cm	管理表を作成し提出	±10cm																			
																							根入長	レベル等により測定	打込完了時、20枚に1枚 (H形鋼杭は全数)	10cm	管理表を作成し提出	+規定しない -0																			
																							2	現	場	鋼	材	溶	接	工	形状寸法 (のど厚、脚長、溶接長等)	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適 宜	1mm	測定表を作成し提出	設計図書による。	様式・出来形4-26参照										
																															ひずみ	目視による観察	全 数		観察結果を報告												
																															有害な欠陥の有無	目視による観察	適 宜		観察結果を報告												
																							2	被	覆	溶	接	(水中)	形状寸法 (のど厚、脚長、溶接長等)	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適 宜	1mm 溶接長は1cm	測定表を作成し提出	設計図書による。													
																													外 観	潜水士による観察	全 数		観察結果を報告														
																							3	現	場	鋼	材	切	断	工	1	陸	上	現	場	切	断	形状寸法	スチールテープ等により測定	全 数	1mm	測定表を作成し提出	設計図書による。				
																																						外 観	目視による観察	全 数		観察結果を報告					
																																						形状寸法	スチールテープ等により測定	全 数	1mm	測定表を作成し提出	設計図書による。				
																																						外 観	目視又は潜水士による観察	全 数		観察結果を報告					
																																						4	清	掃	幅、長さ、延長	スチールテープ等により測定	全 数	1mm	測定表を作成し提出	設計図書による。	
																																									外 観	目視又は潜水士による観察	全 数		観察結果を報告		
																							2	削	孔	形状寸法	スチールテープ等により測定	全 数	1mm	測定表を作成し提出	設計図書による。																
外 観	目視又は潜水士による観察	全 数		観察結果を報告																																											

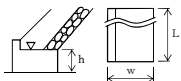
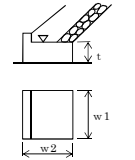
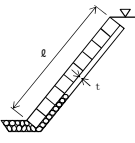
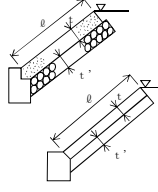
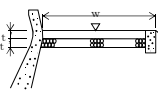
県 新基準 (H29)																																												
編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考																																
4	港	湾	工	事	共	通	編	3	1	一般	施工	2	5	仮	設	鋼	板	・	H	形	鋼	杭	矢板天端高	レベル等により測定	打込完了時、20枚に1枚 (H形鋼杭は全数)	1cm	管理表を作成し提出	±10cm																
																							根入長	レベル等により測定	打込完了時、20枚に1枚 (H形鋼杭は全数)	10cm	管理表を作成し提出	+規定しない -0																
																							2	現	場	鋼	材	溶	接	工	形状寸法 (のど厚、脚長、溶接長等)	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適 宜	1mm	測定表を作成し提出	設計図書又は監督員との協議による。	様式・出来形4-26参照							
																															ひずみ	目視による観察	全 数		観察結果を報告									
																															有害な欠陥の有無	目視による観察	適 宜		観察結果を報告									
																							2	被	覆	溶	接	(水中)	形状寸法 (のど厚、脚長、溶接長等)	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適 宜	1mm 溶接長は1cm	測定表を作成し提出	設計図書又は監督員との協議による。										
																													外 観	潜水士による観察	全 数		観察結果を報告											
																							3	スタ	ッド	溶	接	(水中)							4-3-26-2-2 被覆溶接(水中)を適用する。									
																							3	現	場	鋼	材	切	断	工	1	陸	上	現	場	切	断	形状寸法	スチールテープ等により測定	全 数	1mm	測定表を作成し提出	設計図書又は監督員との協議による。	
																																						外 観	目視による観察	全 数		観察結果を報告		
																																						形状寸法	スチールテープ等により測定	全 数	1mm	測定表を作成し提出	設計図書又は監督員との協議による。	
																																						外 観	目視又は潜水士による観察	全 数		観察結果を報告		
4	清	掃	幅、長さ、延長	スチールテープ等により測定	全 数	1mm	測定表を作成し提出	設計図書又は監督員との協議による。																																				
			外 観	目視又は潜水士による観察	全 数		観察結果を報告																																					
2	削	孔	形状寸法	スチールテープ等により測定	全 数	1mm	測定表を作成し提出	設計図書又は監督員との協議による。																																				
			外 観	目視又は潜水士による観察	全 数		観察結果を報告																																					

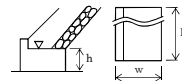
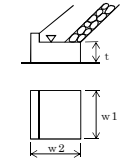
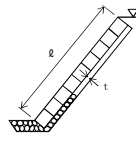
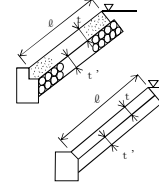
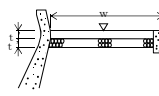
土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第06編 河川編

県 現行基準 (H26)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	摘要			
6 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基準高▽	±30	図面の表示箇所測定。				
						厚さ t	-20					
						幅 w	-30					
						高さ h	±30					
						延長 L	-50					
	7 床止め・床固め	4 床止め工	6			本土工 (床固め本土工)	基準高▽	±30	図面に表示してある箇所測定。			
							天端幅 w1, w3	-30				
							堤幅 w2	-30				
							堤 L1, L2	-100				
		水通し幅 φ1, φ2	±50									
		8					水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
								厚さ t	-30			
幅 w	-100											
5 床固め工	6				側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所測定。2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。				
						天端幅 w1	-30					
						堤幅 w2	-30					
						長さ L	-100					

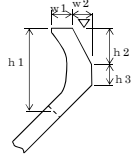
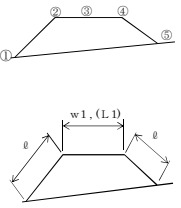
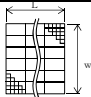
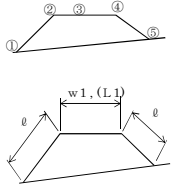
県 新基準 (H29)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	摘要			
6 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基準高▽	±30	図面の表示箇所測定。				
						厚さ t	-20					
						幅 w	-30					
						高さ h	±30					
						延長 L	-50					
	7 床止め・床固め	4 床止め工	6			本土工 (床固め本土工)	基準高▽	±30	図面に表示してある箇所測定。			
							天端幅 w1, w3	-30				
							堤幅 w2	-30				
							堤 L1, L2	-100				
		水通し幅 φ1, φ2	±50									
		8					水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
								厚さ t	-30			
幅 w	-100											
5 床固め工	6				側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所測定。2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。				
						天端幅 w1	-30					
						堤幅 w2	-30					
						長さ L	-100					

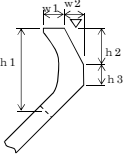
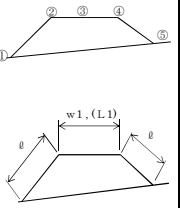
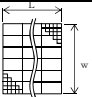
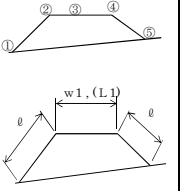
土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第07編 河川海岸

県 現行基準(H26)									
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	5 護岸 基礎 工	5		場所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50mにつき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。	
						幅 w	-30		
						高さ h	-30		
						延長 L	-200		
	6	海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	ブロック個数40個につき1箇所の割で測定。 基準高、延長は施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50mにつき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。				
			ブロック厚 t	-20					
			ブロック縦幅w1	-20					
			ブロック横幅w2	-20					
	延長 L	-200							
	6 護岸 工	4	海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50mにつき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
				法長ℓ	ℓ < 5m			-100	
					ℓ ≥ 5m			ℓ × (-2%)	
				厚さ t	-50				
				延長 L	-200				
	5	コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50mにつき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。				
			法長ℓ	ℓ < 3m			-50		
				ℓ ≥ 3m			-100		
			厚さt	t < 100			-20		
t ≥ 100				-30					
裏込材厚 t'			-50						
延長 L			-200						
8 天端 被覆 工	2	コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50mにつき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。				
			幅 w	-50					
			厚さ t	-10					
			基礎厚 t'	-45					
			延長 L	-200					

県 新基準(H29)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	5 護岸 基礎 工	5		場所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50mにつき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						幅 w	-30			
						高さ h	-30			
						延長 L	-200			
	6	海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	ブロック個数40個につき1箇所の割で測定。 基準高、延長は施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50mにつき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。					
			ブロック厚 t	-20						
			ブロック縦幅w1	-20						
			ブロック横幅w2	-20						
	延長 L	-200								
	6 護岸 工	4	海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50mにつき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。				
				法長ℓ	ℓ < 5m			-100		
					ℓ ≥ 5m			ℓ × (-2%)		
				厚さ t	-50					
				延長 L	-200					
	5	コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50mにつき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。					
			法長ℓ	ℓ < 3m			-50			
				ℓ ≥ 3m			-100			
			厚さt	t < 100			-20			
t ≥ 100				-30						
裏込材厚 t'			-50							
延長 L			-200							
8 天端 被覆 工	2	コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50mにつき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。					
			幅 w	-50						
			厚さ t	-10						
			基礎厚 t'	-45						
			延長 L	-200						

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第07編 河川海岸

現行基準(H26)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所		
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	9 波返工	3		波返工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						幅 w1, w2	-30				
						高さ h<3m h1, h2, h3	-50				
						高さ h≥3m h1, h2, h3	-100				
						延長 L	-200				
	4 突堤基礎工	4		4		捨石工	本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		
							表面均し	±100			
							基準高▽	異形ブロック据付面(乱積)の高さ			±500
								異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ			±300
							被覆均し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ			±500
								異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ			±300
							法長 l	-100			幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。
							天端幅 w1	-100			
							天端延長 L1	-200			
5			5		吸出し防止工	幅 w	-300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						延長 L	-500				
5 突堤本 体工	2		2		捨石工	基準高▽	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。			
						異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500				
						異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300				
						法長 l	-100			幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。	
						天端幅 w1	-100				
						天端延長 L1	-200				

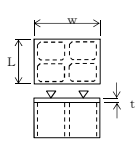
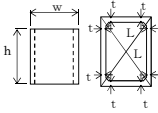
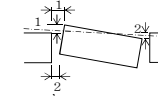
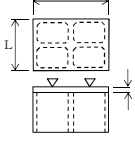
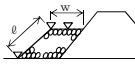
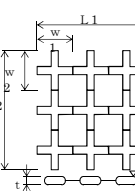
新基準(H29)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	9 波返工	3		波返工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。				
						幅 w1, w2	-30					
						高さ h<3m h1, h2, h3	-50					
						高さ h≥3m h1, h2, h3	-100					
						延長 L	-200					
	4 突堤基礎工	4		4		捨石工	本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。			
							表面均し	±100				
							基準高▽	異形ブロック据付面(乱積)の高さ				±500
								異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ				±300
							被覆均し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ				±500
								異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ				±300
							法長 l	-100				幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。
							天端幅 w1	-100				
							天端延長 L1	-200				
5			5		吸出し防止工	幅 w	-300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。				
						延長 L	-500					
5 突堤本 体工	2		2		捨石工	基準高▽	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。				
						異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500					
						異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300					
						法長 l	-100				幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。	
						天端幅 w1	-100					
						天端延長 L1	-200					

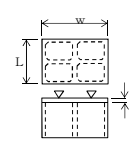
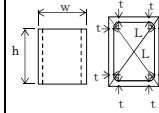
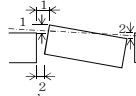
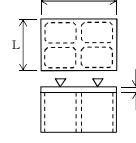
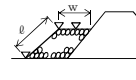
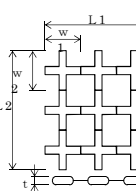
土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第07編 河川海岸

県 現行基準(H26)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所			
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	(層積)ブロック規格 26t未満	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。延長はセンターラインで行う。			
							(層積)ブロック規格 26t以上	±500				
							(乱積)	±ブロックの高さの1/2				
						天端幅 w	±ブロックの高さの1/2					
						天端延長 L	±ブロックの高さの1/2					
	9				石砕工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。	1施工箇所毎。			
						厚さ t	-50					
						高さ h	h < 3m				-50	
							h ≥ 3m				-100	
	延長 L	-200										
	10				場所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。				
幅 w						-30						
高さ h						-30						
延長 L						-200						
11				ケーソン工(ケーソン工製作)	パラスタの基準高▽	砕石、砂	±100	各室中央部1箇所				
						コンクリート	±50					
					壁厚 t1	±10	底版完成時、各壁1箇所					
					幅 w	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端					
					高さ h1	+30, -10	完成時、四隅					
					長さ L	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端					
					底版厚さ t2	+30, -10	底版完成時、各室中央部1箇所					
					フーチング高さh2	+30, -10	底版完成時、四隅					
					ケーソン工(ケーソン工据付)	法線に対する出入 1、2	ケーソン重量2,000t未満			±100	据付完了後、両端2箇所	
							ケーソン重量2,000t以上			±150		
		据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量2,000t未満	100以下	据付完了後、天端2箇所							
			ケーソン重量2,000t以上	200以下								

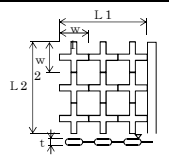
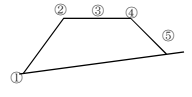
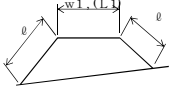
県 新基準(H29)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	(層積)ブロック規格 26t未満	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。延長は、センターラインで行う。		
							(層積)ブロック規格 26t以上	±500			
							(乱積)	±ブロックの高さの1/2			
						天端幅 w	±ブロックの高さの1/2				
						天端延長 L	±ブロックの高さの1/2				
	9				石砕工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。	1施工箇所毎。		
						厚さ t	-50				
						高さ h	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
	延長 L	-200									
	10				場所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
幅 w						-30					
高さ h						-30					
延長 L						-200					
11				ケーソン工(ケーソン工製作)	パラスタの基準高▽	砕石、砂	±100	各室中央部1箇所			
						コンクリート	±50				
					壁厚 t1	±10	底版完成時、各壁1箇所				
					幅 w	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端				
					高さ h1	+30, -10	完成時、四隅				
					長さ L	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端				
					底版厚さ t2	+30, -10	底版完成時、各室中央部1箇所				
					フーチング高さh2	+30, -10	底版完成時、四隅				
	ケーソン工(ケーソン工据付)	法線に対する出入 1、2	ケーソン重量2,000t未満	±100	据付完了後、両端2箇所						
			ケーソン重量2,000t以上	±150							
	据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量2,000t未満	100以下	据付完了後、天端2箇所							
		ケーソン重量2,000t以上	200以下								

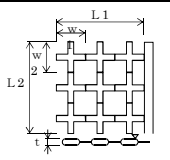
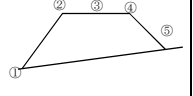
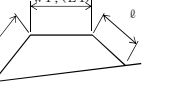
土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第07編 河川海岸

県 現行基準(H26)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	11		ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸 コンクリートブロッ ク	基準 高▽	陸 上	±30	1室につき1箇所(中心)	
						水 中	±50			
						厚 さ t	±30			
						幅 w	±30			
						長 さ L	±30			
					セルラー工 (セルラー工製 作)	壁 厚 t	±10	型枠取外し後全数		
						幅 w	+20, -10			
						高 さ h	+20, -10			
						長 さ L	+20, -10			
					セルラー工 (セルラー工据 付)	法線に対する出入 1、2	±50	据付後ブロック1個に2箇所(各 段毎)		
						隣接ブロックとの間 隔1'、2'	50以下			
					セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリート ブロック	基 準 高▽	陸 上	±30	1室につき1箇所(中心)	
水 中	±50									
厚 さ t	±30									
幅 w	±30									
長 さ L	±30									
6 根固め工	2		捨石工	基準 高▽	異形ブロック据付 面(乱積)の高 さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当 たり5点以上測定。			
					異形ブロック据付 面(乱積)以外 の高さ	±300				
				法 長 l	-100	幅は施工延長40m(測点間隔25 mの場合は50m)につき1箇 所、延長40m(又は50m)以 下のものは1施工箇所につき2箇 所、延長はセンターライン及び 表裏法肩。				
				天 端 幅 w	-100					
				天 端 延長 L	-200					
6 根固め工	3		根固めブロック工	基準 高▽	層 積	±300	施工延長40m(測点間隔25m の場合は50m)につき1箇所、延 長40m(又は50m)以下のもの は1施工箇所につき2箇所。			
					乱 積	±t/2				
				厚 さ t	-20	幅、厚さは40個につき1箇所測 定。				
				幅 w1 w2	層 積 -20 乱 積 -t/2					
				延 長L 1L2	層 積 -200 乱 積 -t/2	1施工箇所毎				

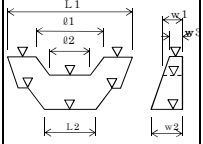
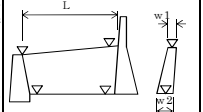
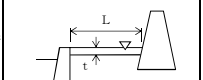
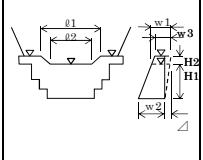
県 新基準(H29)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	11		ケーソン工(突堤 上部工)場所打コ ンクリート海岸コ ンクリートブロッ ク	基準 高▽	陸 上	±30	1室につき1ヶ所(中心)		
						水 中	±50				
						厚 さ t	±30				
						幅 w	±30				
						長 さ L	±30				
					セルラー工 (セルラー工製 作)	壁 厚 t	±10	型枠取外し後全数			
						幅 w	+20, -10				
						高 さ h	+20, -10				
						長 さ L	+20, -10				
					セルラー工 (セルラー工据 付)	法線に対する出入 1、2	±50	据付後ブロック1個に2ヶ所(各 段毎)			
						隣接ブロックとの間 隔1'、2'	50以下				
					セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリート ブロック	基 準 高▽	陸 上	±30	1室につき1ヶ所(中心)		
水 中	±50										
厚 さ t	±30										
幅 w	±30										
長 さ L	±30										
6 根固め工	2		捨石工	基準 高▽	異形ブロック据付 面(乱積)の高 さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当 たり5点以上測定。				
					異形ブロック据付 面(乱積)以外 の高さ	±300					
				法 長 l	-100	幅は施工延長40m(測点間隔25 mの場合は50m)につき1ヶ所、 延長40m(又は50m)以下のもの は1施工箇所につき2ヶ所、 延長はセンターライン及び表 裏法肩。					
				天 端 幅 w	-100						
				天 端 延長 L	-200						
6 根固め工	3		根固めブロック工	基準 高▽	層 積	±300	施工延長40m(測点間隔25m の場合は50m)につき1ヶ所、延 長40m(又は50m)以下のもの は1施工箇所につき2ヶ所。				
					乱 積	±t/2					
				厚 さ t	-20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測 定。					
				幅 w1 w2	層 積 -20 乱 積 -t/2						
				延 長L 1L2	層 積 -200 乱 積 -t/2	1施工箇所毎					

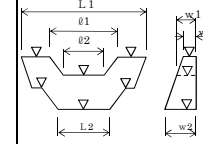
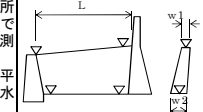
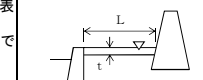
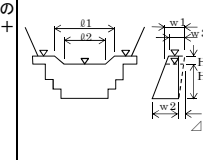
土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第07編 河川海岸

県 現行基準(H26)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所		
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	基準高▽	層 積	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 		
						乱 積	±t/2				
						厚 さ t	-20	幅、厚さは40個につき1箇所測定。			
						幅 w1, w2	-20				
						延長 L1, L2	-200				
	3 海域 堤防 (人工 リーフ・ 離岸堤・ 潜堤)	3 根固め工	3			捨石工	本 均 し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 		
							荒 均 し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ		±500	
								異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ		±300	
							被 覆 均 し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ		±500	
								異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ		±300	
法 長 l	-100	幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。									
天 端 幅 w1	-100										
天 端 延長 L1	-200										

県 新基準(H29)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	基準高▽	層 積	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 			
						乱 積	±t/2					
						厚 さ t	-20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。				
						幅 w1, w2	-20					
						延長 L1, L2	-200					
	3 海域 堤防 (人工 リーフ・ 離岸堤・ 潜堤)	3 根固め工	3			捨石工	本 均 し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 			
							荒 均 し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ			±500	
								異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ			±300	
							被 覆 均 し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ			±500	
								異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ			±300	
法 長 l	-100	幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。										
天 端 幅 w1	-100											
天 端 延長 L1	-200											

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第08編 砂防編

県 現行基準 (H26)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
8	1	3	4		鋼製堰堤仮設材 製作工	部 材	部材長 $l(m)$	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。				
							8	コンクリート堰堤 本体工	基準高 ∇	± 30	図面の表示箇所にて測定。		
							天端部 堰 幅		$w1, w3$ $w2$	-30			
							水通しの幅		$l1, l2$	± 50			
	堤 長	$L1, L2$	-100										
	6	コンクリート側壁 工	基準高 ∇	± 30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。								
			幅	$w1, w2$		-30							
			長 さ	L		-100							
			8	水叩工		基準高 ∇	± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。					
	幅	w	-100										
	厚 さ	t	-30										
	延 長	L	-100										
9	鋼製堰堤 本体工	5			鋼製堰堤本体工 (不透過型)	水 通 し 部	堤 高 ∇	± 50	1. 図面の表示箇所にて測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。				
						長 さ	$l1, l2$	± 100					
						幅	$w1, w3$	± 50					
						下流側倒れ	\sphericalangle	$\pm 0.02H1$					
						袖 部	袖 高 ∇	± 50					
							幅	$w2$			± 50		
							下流側倒れ	\sphericalangle			$\pm 0.02H2$		

県 新基準 (H29)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
8	1	3	4		鋼製堰堤仮設材 製作工	部 材	部材長 $l(m)$	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。				
							8	コンクリート堰堤 本体工	基準高 ∇	± 30	図面の表示箇所にて測定。		
							天端部 堰 幅		$w1, w3$ $w2$	-30			
							水通しの幅		$l1, l2$	± 50			
	堤 長	$L1, L2$	-100										
	6	コンクリート側壁 工	基準高 ∇	± 30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。								
			幅	$w1, w2$		-30							
			長 さ	L		-100							
			8	水叩工		基準高 ∇	± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。					
	幅	w	-100										
	厚 さ	t	-30										
	延 長	L	-100										
9	鋼製堰堤 本体工	5			鋼製堰堤本体工 (不透過型)	水 通 し 部	堤 高 ∇	± 50	1. 図面の表示箇所にて測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。				
						長 さ	$l1, l2$	± 100					
						幅	$w1, w3$	± 50					
						下流側倒れ	\sphericalangle	$\pm 0.02H1$					
						袖 部	袖 高 ∇	± 50					
							幅	$w2$			± 50		
							下流側倒れ	\sphericalangle			$\pm 0.02H2$		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第08編 砂防編

県 現行基準 (H26)																
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 基 準										
8	1	9			鋼製堰堤本體工 (透過型)	堤長L 格・B	±50	<p>図a 格子形鋼製砂防ダム</p> <p>図b 鋼製スリット</p>	備考) 格・格子型鋼製砂防ダムA:鋼製スリットダムA型B:鋼製スリットダムB型L:鋼製スリットダムL型							
						堤長ℓ 格・B・L	±10									
						堤幅W 格	±30									
						堤幅w 格・A・B・L	±10									
						高さH 格・A・B・L	±10									
					高さh 格・B・L	±10										
					6							鋼製側壁工	堤 高 ▽	±50	<p>図c 鋼製スリットダムB型</p> <p>図d 鋼製L型スリットダム</p>	1. 図面の表示箇所にて測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。
													長 さ L	±100		
													幅 w1, w2	±50		
													下流側倒れ ∟	±0.02H		
高さ h	h < 3m -50 h ≥ 3m -100															
2	5	8			魚道工	基 準 高 ▽	±30		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。							
						幅 w	-30									
						高さ h1, h2	-30									
						厚さ t1, t2	-20									
						延 長 L	-200									

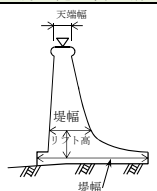
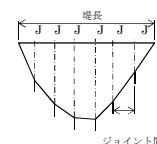
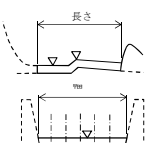
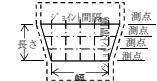

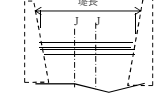
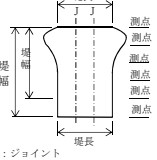
県 新基準 (H29)																
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 基 準										
8	1	9			鋼製堰堤本體工 (透過型)	堤長L 格・B	±50	図面の寸法表示箇所にて測定。 <p>図a 格子形鋼製砂防ダム</p> <p>図b 鋼製スリット</p>	備考) 格・格子型鋼製砂防ダムA:鋼製スリットダムA型B:鋼製スリットダムB型L:鋼製スリットダムL型							
						堤長ℓ 格・B・L	±10									
						堤幅W 格	±30									
						堤幅w 格・A・B・L	±10									
						高さH 格・A・B・L	±10									
					高さh 格・B・L	±10										
					6							鋼製側壁工	堤 高 ▽	±50	<p>図c 鋼製スリットダムB型</p> <p>図d 鋼製L型スリットダム</p>	1. 図面の表示箇所にて測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。
													長 さ L	±100		
													幅 w1, w2	±50		
													下流側倒れ ∟	±0.02H		
高さ h	h < 3m -50 h ≥ 3m -100															
2	5	8			魚道工	基 準 高 ▽	±30		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。							
						幅 w	-30									
						高さ h1, h2	-30									
						厚さ t1, t2	-20									
						延 長 L	-200									

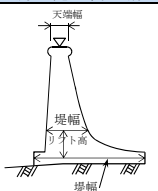
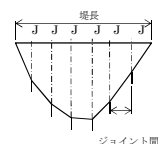
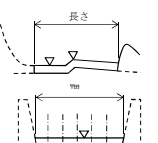
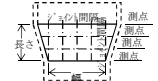
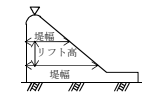
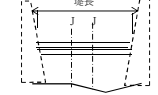
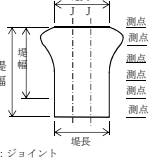
土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第08編 砂防編

県 現行基準 (H26)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。			
						厚さ t1, t2	-20				
						幅 w	-30				
						幅 w1, w2	-50				
						高さ h1, h2	-30				
						深さ h3	-30				
						延長 L	-200				
	7 地下水排除工	4		4		集排水ボーリング工	削孔深さℓ	設計値以上	全数		
							配置誤差 d	100			
							せん孔方向 θ	±2.5度			
	5			4		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		
							偏心量 d	150			
長さ L							-100				
巻立て幅 w							-50				
巻立て厚さ t							-30				
9 抑止杭工	6		6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。			
						偏心量 d	D/4以内 かつ100以内				

県 新基準 (H29)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						厚さ t1, t2	-20				
						幅 w	-30				
						幅 w1, w2	-50				
						高さ h1, h2	-30				
						深さ h3	-30				
						延長 L	-200				
	7 地下水排除工	4		4		集排水ボーリング工	削孔深さℓ	設計値以上	全数		
							配置誤差 d	100			
							せん孔方向 θ	±2.5度			
	5			4		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		
							偏心量 d	150			
長さ L							-100				
巻立て幅 w							-50				
巻立て厚さ t							-30				
9 抑止杭工	6		6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。			
						偏心量 d	D/4以内 かつ100以内				

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第09編 ダム編

県 現行基準 (H26)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工(本体)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所での測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ① 天端高(越流部堤頂高を含む)は、各ジョイントについて測定。 ② 堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 (注)堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ ジョイント間隔(横継目)は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④ 堤長は、天端中心線延長を測定。 3 ① 越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督員の指示による。 ② 監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督員の指示による。	  J : ジョイント		
						天 端 幅	±20				
						ジョイント間隔	±30				
						リ フ ト 高	±50				
						堤 幅	-30, +50				
						堤 長	-100				
					コンクリートダム工(水叩)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所での測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ① 天端高(敷高)、ジョイント間隔は各ジョイント、各測定の交差点部を測定。 ② 長さは、各ジョイントごとに測定。 ③ 幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督員の指示による。	 		
					ジョイント間隔	±30					
					幅	±40					
					長 さ	-100, +60					
					コンクリートダム工(副ダム)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所での測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ① 天端高は、各ジョイントごとに測定。 ② 堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注)堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④ 堤長は、各測点ごとに測定。	   J : ジョイント		
					ジョイント間隔	±30					
					リ フ ト 高	±50					
					堤 幅	-30, +50					
					堤 長	±40					

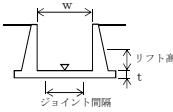

県 新基準 (H29)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工(本体)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所での測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ① 天端高(越流部堤頂高を含む)は、各ジョイントについて測定。 ② 堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 (注)堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ ジョイント間隔(横継目)は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④ 堤長は、天端中心線延長を測定。 3 ① 越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督員の指示による。 ② 監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督員の指示による。	  J : ジョイント		
						天 端 幅	±20				
						ジョイント間隔	±30				
						リ フ ト 高	±50				
						堤 幅	-30, +50				
						堤 長	-100				
					コンクリートダム工(水叩)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所での測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ① 天端高(敷高)、ジョイント間隔は各ジョイント、各測定の交差点部を測定。 ② 長さは、各ジョイントごとに測定。 ③ 幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督員の指示による。	 		
					ジョイント間隔	±30					
					幅	±40					
					長 さ	-100, +60					
					コンクリートダム工(副ダム)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所での測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ① 天端高は、各ジョイントごとに測定。 ② 堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注)堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④ 堤長は、各測点ごとに測定。	   J : ジョイント		
					ジョイント間隔	±30					
					リ フ ト 高	±50					
					堤 幅	-30, +50					
					堤 長	±40					

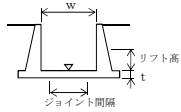

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第09編 ダム編

県 現行基準 (H26)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工(導流壁)	天端高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ① 天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ② リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注)リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。 なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③ 長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。			
						ジョイント間隔	±20				
						リフト高	±50				
						長さ	±100				
						厚さ	±20				
	2 フィル ダム	3 盛立 工	5			コアの盛立	基準高▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種(タンピングローラ)の場合。		
							外側境界線	-0. +500			
		6			フィルターの盛立	基準高▽	-0	各測点について5層毎に測定			
						外側境界線	-0. +1000				
						盛立幅	-0. +1000				
		7			ロックの盛立	基準高▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定			
						外側境界線	-0. +2000				

県 新基準 (H29)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工(導流壁)	天端高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ① 天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ② リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注)リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。 なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③ 長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。			
						ジョイント間隔	±20				
						リフト高	±50				
						長さ	±100				
						厚さ	±20				
	2 フィル ダム	3 盛立 工	5			コアの盛立	基準高▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種(タンピングローラ)の場合。		
							外側境界線	-0. +500			
		6			フィルターの盛立	基準高▽	-0	各測点について5層毎に測定			
						外側境界線	-0. +1000				
						盛立幅	-0. +1000				
		7			ロックの盛立	基準高▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定			
						外側境界線	-0. +2000				

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第09編 ダム編

県 現行基準(H26)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	2 フィル ダム	3 盛立 工			フィルダム (洪水吐)	基 準 高 ∇	±20	1. 図面の寸法表示箇所 で測定。2. 1回/1施工箇所		
						ジョイント間隔	±30			
						厚 さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リフト高さ	±20			
						長 さ L	±100			
3 基礎 グラウ チング	3 ボー リング 工				ボーリング工	深 度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンク リート面で行うカーテングラウト に適用する。		
						配 置 誤 差	100			

県 新基準(H29)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	2 フィル ダム	3 盛立 工			フィルダム (洪水吐)	基 準 高 ∇	±20	1. 図面の寸法表示箇所 で測定。2. 1回/1施工箇所		
						ジョイント間隔	±30			
						厚 さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リフト高さ	±20			
						長 さ L	±100			
3 基礎 グラウ チング	3 ボー リング 工				ボーリング工	深 度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンク リート面で行うカーテングラウト に適用する。		
						配 置 誤 差	100			

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第10編 道路編

県 現行基準(H26)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10 道路 編	1 道路 改良	3 工場 製作 工	2		遮音壁支柱製作 工	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		
	9 カル バート 工	6				場所打函渠工	基準高 ∇	± 30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定。		
							厚さ $t_1 \sim t_4$	-20			
							幅(内法) w	-30			
							高さ h	± 30			
	延長 L	$L < 20m$	-50								
							$L \geq 20m$	-100			
	11 落石 雪害 防止 工	4				落石防止網工	幅 w	-200			
							延長 L	-200			
	5					落石防護柵工	高さ h	± 30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所		
							延長 L	-200			
	6					防雪柵工	高さ h	± 30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所		
							延長 L	-200			
							基礎幅 w_1, w_2	-30			
							基礎高さ h	-30			
	7					雪崩予防柵工	高さ h	± 30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所		
							延長 L	-200			
基礎幅 w_1, w_2							-30				
基礎高さ h							-30				
アンカ一長 l							打込み l	-10%			
埋込み l							-5%				
12 遮音 壁工	4				遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所			
						高さ h	-30				
						延長 L	-200				
5					遮音壁本体工	間隔 w_1, w_2	± 15	施工延長5スパンにつき1箇所			
						支柱ずれ a	10				
						ねじれ $b-c$	5				
						倒れ d	$h \times 0.5\%$				
						高さ h	+30, -20				
						延長 L	-200				

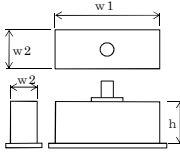
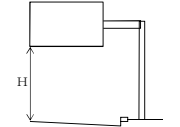
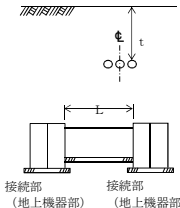
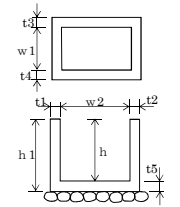
県 新基準(H29)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10 道路 編	1 道路 改良	3 工場 製作 作 工	2		遮音壁支柱製作 工	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		
	9 カル バート 工	6				場所打函渠工	基準高 ∇	± 30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定。		
							厚さ $t_1 \sim t_4$	-20			
							幅(内法) w	-30			
							高さ h	± 30			
	延長 L	$L < 20m$	-50								
							$L \geq 20m$	-100			
	11 落石 雪害 防止 工	4				落石防止網工	幅 w	-200			
							延長 L	-200			
	5					落石防護柵工	高さ h	± 30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所		
							延長 L	-200			
	6					防雪柵工	高さ h	± 30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所		
							延長 L	-200			
							基礎幅 w_1, w_2	-30			
							基礎高さ h	-30			
	7					雪崩予防柵工	高さ h	± 30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所		
							延長 L	-200			
基礎幅 w_1, w_2							-30				
基礎高さ h							-30				
アンカ一長 l							打込み l	-10%			
埋込み l							-5%				
12 遮音 壁工	4				遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所			
						高さ h	-30				
						延長 L	-200				
5					遮音壁本体工	間隔 w_1, w_2	± 15	施工延長5スパンにつき1箇所			
						支柱ずれ a	10				
						ねじれ $b-c$	5				
						倒れ d	$h \times 0.5\%$				
						高さ h	+30, -20				
						延長 L	-200				

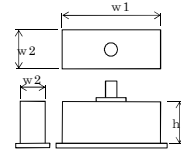
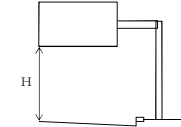
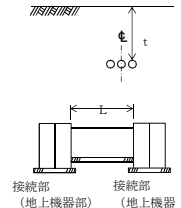
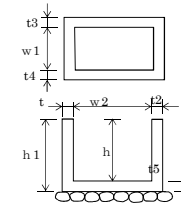
土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第10編 道路編

県 現行基準 (H26)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)		
							中規模以上	小規模以下	中規模以上		
10 道路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		—	基準高は、片側延長40m毎に1箇所 の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1箇所測定。 ※両端部2点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
						厚さ	t<15cm	-30	-10		
					幅	-100		—			
					歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ	-9		-3	幅は、片側延長80m毎に1箇所 の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1箇所コアを採取して測定。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
					幅	-25		—			

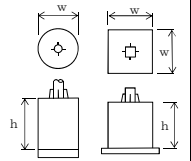
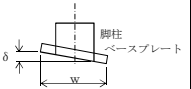
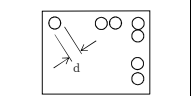
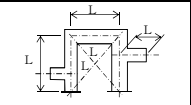
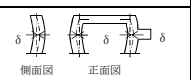
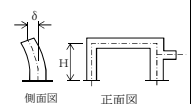
県 新基準 (H29)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
10 道路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚さ	t<15cm	-30	-10			t≥15cm
					幅	-100		—				
					歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ	-9		-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
					幅	-25		—				

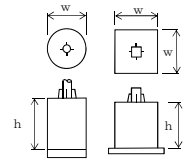
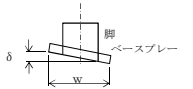
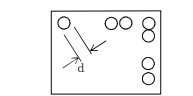
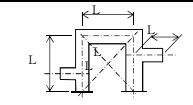
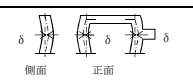
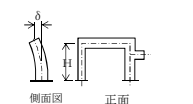
土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第10編 道路編

県 現行基準 (H26)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
10 道路 編	2 舗 装	5	9		排水性舗装用路 肩排水工	基準高 ∇	± 30	施工延長40m(測点間隔25mの 場合は50m)につき1箇所、延長 40m(又は50m)以下のものは1 施工箇所につき2箇所。				
						延長 L	-200	1箇所/1施工箇所。				
	7	踏 掛 版 工	4			踏掛版工(コンク リート工)	基準高	± 20	1箇所/1踏掛版。			
							各部の厚さ	± 20	1箇所/1踏掛版。			
							各部の長さ	± 30	1箇所/1踏掛版。			
					(ラバーシュー)	各部の長さ	± 20	全数				
						厚さ	—					
					(アンカーボルト)	中心のずれ	± 20	全数				
						アンカー長	± 20	全数				
			9	標 識 工	4			大型標識工(標識 基礎工)	幅 w_1, w_2	-30	基礎1基毎	
	高さ h	-30										
						大型標識工(標識 柱工)	設置高さ H	設計値以上	1箇所/1基			
12 道 路 付 属 施 設 工		5			ケーブル配管工	埋設深 t	0~+50	接続部間毎に1箇所				
						延長 L	-200	接続部間毎で全数				
							ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高 ∇	± 30	1箇所毎※は、現場打部分のある 場合		
					※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20						
					※幅 w_1, w_2	-30						
					※高さ h_1, h_2	-30						

県 新基準 (H29)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
10 道 路 編	2 舗 装	5	9		排水性舗装用路 肩排水工	基準高 ∇	± 30	施工延長40m(測点間隔25mの 場合は50m)につき1ヶ所、延長 40m(又は50m)以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。				
						延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所				
	7	踏 掛 版 工	4			踏掛版工(コンク リート工)	基準高	± 20	1ヶ所/1踏掛版			
							各部の厚さ	± 20	1ヶ所/1踏掛版			
							各部の長さ	± 30	1ヶ所/1踏掛版			
					(ラバーシュー)	各部の長さ	± 20	全数				
						厚さ	—					
					(アンカーボルト)	中心のずれ	± 20	全数				
						アンカー長	± 20	全数				
			9	標 識 工	4			大型標識工(標識 基礎工)	幅 w_1, w_2	-30	基礎1基毎	
	高さ h	-30										
						大型標識工(標識 柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基			
12 道 路 付 属 施 設 工		5			ケーブル配管工	埋設深 t	0~+50	接続部間毎に1ヶ所				
						延長 L	-200	接続部間毎で全数				
							ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高 ∇	± 30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		
					※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20						
					※幅 w_1, w_2	-30						
					※高さ h_1, h_2	-30						

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第10編 道路編

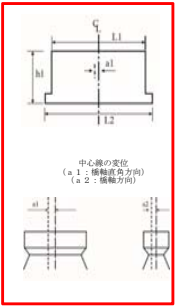
県 現行基準 (H26)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10 道路編	2 舗装	12 道路付 属施設 工	6		照明工(照明基礎 工)	幅 w	-30	1箇所/1施工箇所			
						高さ h	-30				
3 橋梁 下部	3 工場 製作 工	3			鋼製橋脚製作工	脚柱とベース プレートの鉛 直度 δ (mm)	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定			
						材 部	孔の位置	±2	全数を測定。		
							孔の径d	0~5	全数を測定。		
						仮 組	柱の中心間 隔、対角長 L(m)	±5... L≤10m ±10... 10<L≤20m ±(10+(L-20) /10)... 20m<L	両端部及び片持り部を測定。		
							立 時	はりのキャン バー及び柱 の曲がり δ (mm)	L/1,000	各主構の各格点を測定。	
	柱の鉛直度 δ (mm)	10...H≤10 H...H>10	各柱及び片持り部を測定。H: 高さ(m)								

県 新基準 (H29)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10 道路編	2 舗装	12 道路付 属施設 工	6		照明工(照明基礎 工)	幅 w	-30	1ヶ所/1施工箇所			
						高さ h	-30				
3 橋梁 下部	3 工場 製作 工	3			鋼製橋脚製作工	脚柱とベース プレートの鉛 直度 δ (mm)	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定			
						材 部	孔の位置	±2	全数を測定。		
							孔の径d	0~5	全数を測定。		
						仮 組	柱の中心間 隔、対角長 L(m)	±5... L≤10m ±10... 10<L≤20m ±(10+(L-20) /10)... 20m<L	両端部及び片持り部を測定。		
							立 時	はりのキャン バー及び柱 の曲がり δ (mm)	L/1,000	各主構の各格点を測定。	
	柱の鉛直度 δ (mm)	10...H≤10 H...H>10	各柱及び片持り部を測定。H: 高さ(m)								

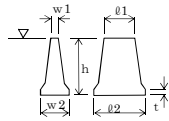
土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第10編 道路編

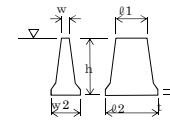
県 現行基準 (H26)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10 道路 編	3 橋梁 下部	6 橋台 工	8		橋台躯体工	基準高 ∇	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。			
						厚 さ t	-20				
						天 端 幅 w1(橋軸方向)	-10				
						天 端 幅 w2(橋軸方向)	-10				
						敷 幅 w3(橋軸方向)	-50				
						高 さ h1	-50				
						胸壁の高さ h2	-30				
						天 端 長 l1	-50				
						敷 長 l2	-50				
						胸壁間距離 θ	±30				
						支間長及び中心線の変位	±50				
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高				+10~-20
							平面位置				±20
							アンカーボルト孔の鉛直度				1/50以下

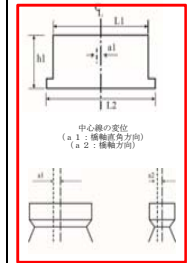
県 新基準 (H29)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10 道路 編	3 橋梁 下部	6 橋台 工	8		橋台躯体工	基準高 ∇	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。			
						厚 さ t	-20				
						天 端 幅 w1(橋軸方向)	-10				
						天 端 幅 w2(橋軸方向)	-10				
						敷 幅 w3(橋軸方向)	-50				
						高 さ h1	-50				
						胸壁の高さ h2	-30				
						天 端 長 l1	-50				
						敷 長 l2	-50				
						胸壁間距離 θ	±30				
						支間長及び中心線の変位	±50				
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高				+10~-20
							平面位置				±20
							アンカーボルト孔の鉛直度				1/50以下



土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第10編 道路編

県 現行基準 (H26)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路 編	3 橋梁 下部	7 RC 橋脚 工	9		橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び 両端部、その他は寸法表示箇 所。箱抜き形状の詳細について は「道路橋支承便覧」による。			
						厚 さ t	-20				
						天 端 幅 w1(橋 軸方向)	-20				
						敷 幅 w2(橋 軸方向)	-50				
						高 さ h	-50				
						天 端 長 l1	-50				
						敷 長 l2	-50				
						橋脚中心間距離 l	± 30				
						支間長及び中 心線の変位	± 50				
						アンカー ボルト の箱抜き 規格値	計画高				+10~-20
							平面位置				± 20
							アンカーボルト 孔の鉛直度				1/50以下

県 新基準 (H29)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路 編	3 橋梁 下部	7 RC 橋脚 工	9		橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び 両端部、その他は寸法表示箇 所。箱抜き形状の詳細について は「道路橋支承便覧」による。			
						厚 さ t	-20				
						天 端 幅 w1(橋 軸方向)	-20				
						敷 幅 w2(橋 軸方向)	-50				
						高 さ h	-50				
						天 端 長 l1	-50				
						敷 長 l2	-50				
						橋脚中心間距離 l	± 30				
						支間長及び中 心線の変位	± 50				
						支 承 部 アンカー ボルト の箱抜き 規格値	計画高				+10~-20
							平面位置				± 20
							アンカーボルト孔 の鉛直度				1/50以下



土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第10編 道路編

県 現行基準 (H26)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC 橋脚工	9		橋脚躯体工(ラーメン式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。						
						厚さ t	-20							
						天端幅 w1	-20							
						敷幅 w2	-20							
						高さ h	-50							
						長さ l	-20							
						橋脚中心間距離 l	±30							
						支間長及び中心線の変位	±50							
8 鋼製橋脚工	9	8 鋼製橋脚工	9		橋脚フーテング工(1型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。						
						幅 w(橋軸方向)	-50							
						高さ h	-50							
						長さ l	-50							
				橋脚フーテング工(門型)	9		橋脚フーテング工(門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。				
								幅 w1,w2	-50					
								高さ h	-50					
10	1	橋脚架設工(1型・T型)	1		橋脚架設工(1型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。						
						橋脚中心間距離 l	±30							
						支間長及び中心線の変位	±50							

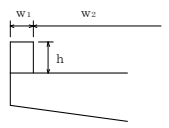
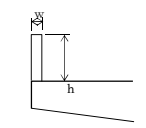
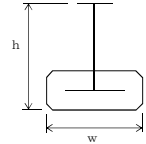
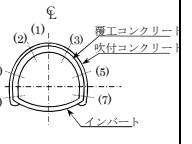
県 新基準 (H29)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC 橋脚工	9		橋脚躯体工(ラーメン式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。						
						厚さ t	-20							
						天端幅 w1	-20							
						敷幅 w2	-20							
						高さ h	-50							
						長さ l	-20							
						橋脚中心間距離 l	±30							
						支間長及び中心線の変位	±50							
8 鋼製橋脚工	9	8 鋼製橋脚工	9		橋脚フーテング工(1型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。						
						幅 w(橋軸方向)	-50							
						高さ h	-50							
						長さ l	-50							
				橋脚フーテング工(門型)	9		橋脚フーテング工(門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。				
								幅 w1,w2	-50					
								高さ h	-50					
10	1	橋脚架設工(1型・T型)	1		橋脚架設工(1型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。						
						橋脚中心間距離 l	±30							
						支間長及び中心線の変位	±50							

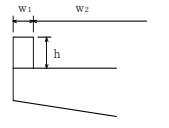
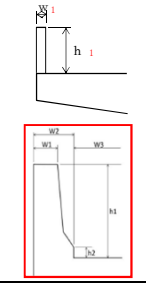
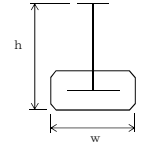
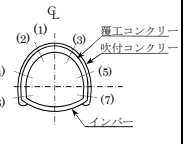
土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第10編 道路編

県 現行基準 (H26)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	10	2	橋脚架設工(門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。			
						橋脚中心間距離L	±30				
						支間長及び中心線の変位	±50				
			11	現場継手工	現場継手部のすき間 δ1, δ2(mm)	5※±5	主桁、主橋の全継手数の1/2を測定。※は耐候性鋼材(裸使用)の場合				
	4 橋梁 上部	3 工場 製	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長 l(m)	±3……l≤10 ±4……l>10	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						4 橋梁 上部	5 工場 製作 工 共通	10	支承工(鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5
	可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 +10以上	支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1)先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2)可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付時にオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3)可動支承移動量検査は、架設完了後に実施する。								
	支承中心間隔(橋軸直角方向)	コンクリート橋	鋼橋	±5	4+0.5×(B-2)	1/100					
		下 遊 の 水 平 度 の 橋 軸 直 角 方 向	橋軸方向	5							
	可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5	詳細は、道路橋支承便覧参照。								
可動支承の移動量 注3)	温度変化に伴う 移動量計算値 1/2の以上										
支承工(ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B:支承中心間隔(m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきがないことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1)先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2)可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付時にオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3)可動支承移動量検査は、架設完了後に実施する。								
可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 +10以上	上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきがないことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1)先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2)可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付時にオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3)可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。									
支承中心間隔(橋軸直角方向)	コンクリート橋	鋼橋	±5			4+0.5×(B-2)	1/300				
	支 承 の 水 平 度 の 橋 軸 直 角 方 向	橋軸方向	5								
可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5	詳細は、道路橋支承便覧参照。									
可動支承の移動量 注3)	温度変化に伴う 移動量計算値 1/2の以上										

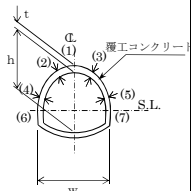
県 新基準 (H29)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	10	2	橋脚架設工(門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。			
						橋脚中心間距離L	±30				
						支間長及び中心線の変位	±50				
			11	現場継手工	現場継手部のすき間 δ1, δ2(mm)	5※±5	主桁、主橋の全継手数の1/2を測定。※は耐候性鋼材(裸使用)の場合				
	4 橋梁 上部	3 工場 製	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長 l(m)	±3……l≤10 ±4……l>10	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						4 橋梁 上部	5 工場 製作 工 共通	10	支承工(鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5
	可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 +10以上	支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1)先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2)可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3)可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。								
	支承中心間隔(橋軸直角方向)	コンクリート橋	鋼橋	±5	4+0.5×(B-2)	1/100					
		下 遊 の 水 平 度 の 橋 軸 直 角 方 向	橋軸方向	5							
	可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5	詳細は、道路橋支承便覧参照。								
可動支承の移動量 注3)	温度変化に伴う 移動量計算値 1/2の以上										
支承工(ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B:支承中心間隔(m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきがないことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1)先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2)可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3)可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。								
可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 +10以上	上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきがないことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1)先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2)可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3)可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。									
支承中心間隔(橋軸直角方向)	コンクリート橋	鋼橋	±5			4+0.5×(B-2)	1/300				
	支 承 の 水 平 度 の 橋 軸 直 角 方 向	橋軸方向	5								
可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5	詳細は、道路橋支承便覧参照。									
可動支承の移動量 注3)	温度変化に伴う 移動量計算値 1/2の以上										

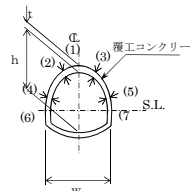
土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第10編 道路編

県 現行基準 (H26)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	4 橋梁上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定。		
						アンカーボルト孔の定着長	-20以内 かつ-1D以内	全数測定。 D:アンカーボルト径(mm)		
		5		地覆工	地覆の幅 w1	-10~+20	1径間当たり両端と中央部の3箇所測定。 			
					地覆の高さ h	-10~+20				
	有効幅員 w2				0~+30					
	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 w	-5~+10	1径間当たり両端と中央部の3箇所測定。 				
				高さ h	-20~+30					
	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。				
				高さ h	±4					
5 コンクリート橋上部	6 プレベーム桁橋工	2		プレベーム桁製作工(現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。横方向タワミの測定は、プレストレスング後に測定。桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。ℓ:スパン長 			
					高さ h	+10-5				
					桁長 ℓ スパン長	ℓ < 15.....±10 ℓ ≥ 15..... ±(ℓ-5) かつ-30mm以内				
					横方向最大タワミ	0.8ℓ				
6 トンネル(NATM)	4 支保工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。 	施工延長40m毎に図に示す。(1)~(7)及び断面変化点の検測孔を測定。注)良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準(構造編)にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。			

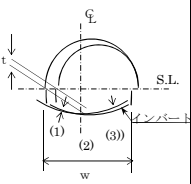
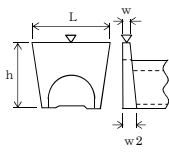
県 新基準 (H29)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	4 橋梁上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定。		
						アンカーボルト孔の定着長	-20以内 かつ-1D以内	全数測定。 D:アンカーボルト径(mm)		
		5		地覆工	地覆の幅 w1	-10~+20	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。 			
					地覆の高さ h	-10~+20				
	有効幅員 w2				0~+30					
	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 w1	-5~+10	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。 				
				地覆の幅 w2	-10~+20					
				高さ h1	-20~+30					
				高さ h2	-10~+20					
	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。				
高さ h				±4						
5 コンクリート橋上部	6 プレベーム桁橋工	2		プレベーム桁製作工(現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。横方向タワミの測定は、プレストレスング後に測定。桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。ℓ:スパン長 			
					高さ h	+10-5				
					桁長 ℓ スパン長	ℓ < 15.....±10 ℓ ≥ 15..... ±(ℓ-5) かつ-30mm以内				
					横方向最大タワミ	0.8ℓ				
6 トンネル(NATM)	4 支保工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。 	施工延長40m毎に図に示す。(1)~(7)及び断面変化点の検測孔を測定。注)良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準(構造編)にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。			

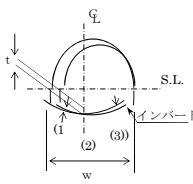
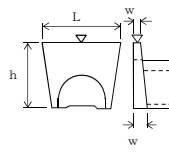
土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第10編 道路編

県 現行基準 (H26)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測。		
						角 度	—			
						削 孔 深 さ	—			
						孔 径	—			
						突 出 量	プレート下面から10cm以内			
	5 覆 工	3			覆工コンクリート工	基準高(拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1箇所。 (2) 厚 さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1箇所、(2)～(3)は100 mに1箇所割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限り。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。		
						幅 w(全幅)	-50			
						高さh(内法)	-50			
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			

県 新基準 (H29)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測。		
						角 度	—			
						削 孔 深 さ	—			
						孔 径	—			
						突 出 量	プレート下面から10cm以内			
	5 覆 工	3			覆工コンクリート工	基準高(拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1箇所。 (2) 厚 さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1箇所、(2)～(3)は100 mに1箇所割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限り。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。		
						幅 w(全幅)	-50			
						高さh(内法)	-50			
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第10編 道路編

県 現行基準 (H26)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
10 道路 編	6 トンネル (NATM)	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。				
						厚さ t	-30					
	6 インバート工	4				インバート本体工	幅 w(全幅)	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1箇所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。			
							厚さ t	設計値以上				
							延長 L	—				
	8 坑門工	4				坑門本体工	基準高 ▽	±50	図面の主要寸法表示箇所で測定。			
							幅 w1, w2	-30				
							高さ h	h < 3m				-50
								h ≥ 3m				-100
							延長 L	-200				

県 新基準 (H29)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
10 道路 編	6 トンネル (NATM)	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。				
						厚さ t	-30					
	6 インバート工	4				インバート本体工	幅 w(全幅)	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1箇所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。			
							厚さ t	設計値以上				
							延長 L	—				
	8 坑門工	4				坑門本体工	基準高 ▽	±50	図面の主要寸法表示箇所で測定。			
							幅 w1, w2	-30				
							高さ h	h < 3m				-50
								h ≥ 3m				-100
							延長 L	-200				

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第10編 道路編

県 現行基準 (H26)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
10 道路 編	6 トンネル (NATM)	8 坑門工		5	明り巻工	基準高(拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1箇所を測定。なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。				
						幅 w(全幅)	-50					
						高さh(内法) -50	-50					
						厚 さ t	-20					
						延 長 L	—					
11 共同溝	6 現場打構築工	2			現場打駆体工	基準高▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。				
						厚 さ t	-20					
						内 空 幅 w	-30					
						内 空 高 h	±30					
						ブロック長 L	-50					
		4	カラー継手工	厚 さ t	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。						
				幅 w	-20							
				長 さ L	-20							
		5	1	防水工(防水)			防水工(防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版にて測定。		

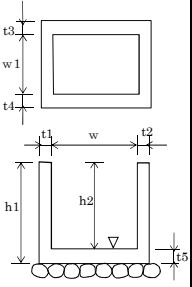
県 新基準 (H29)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
10 道路 編	6 トンネル (NATM)	8 坑門工		5	明り巻工	基準高(拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1箇所を測定。なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。				
						幅 w(全幅)	-50					
						高さh(内法) -50	-50					
						厚 さ t	-20					
						延 長 L	—					
11 共同溝	6 現場打構築工	2			現場打駆体工	基準高▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。				
						厚 さ t	-20					
						内 空 幅 w	-30					
						内 空 高 h	±30					
						ブロック長 L	-50					
		4	カラー継手工	厚 さ t	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。						
				幅 w	-20							
				長 さ L	-20							
		5	1	防水工(防水)			防水工(防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版にて測定。		

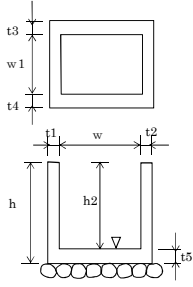
土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第10編 道路編

県 現行基準 (H26)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工(防水保護工)	厚 さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。					
											5	3	防水工(防水壁)
			幅 w	±50									
				厚 さ t	-20								
	7 プレキャスト構築工					プレキャスト躯体工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。				
							延 長 L	-200				延長:1施工箇所毎	
	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2			管路工(管路部)	埋 設 深 t	0~+50	接続部(地上機器部)間毎に1箇所。 接続部(地上機器部)間毎で全数。【管路センターで測定】				
							延 長 L	-200					
3						プレキャストボックス工(特殊部)	基 準 高 ▽	±30	接続部(地上機器部)間毎に1箇所。				

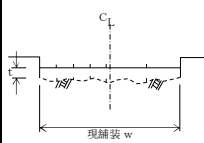
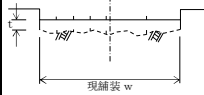
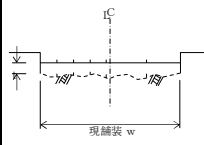
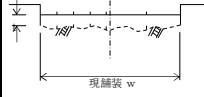
県 新基準 (H29)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工(防水保護工)	厚 さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。					
											5	3	防水工(防水壁)
			幅 w	±50									
				厚 さ t	-20								
	7 プレキャスト構築工					プレキャスト躯体工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。				
							延 長 L	-200				延長:1施工箇所毎	
	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2			管路工(管路部)	埋 設 深 t	0~+50	接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所。 接続部(地上機器部)間毎で全数。【管路センターで測定】				
							延 長 L	-200					
3						プレキャストボックス工(特殊部)	基 準 高 ▽	±30	接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所。				

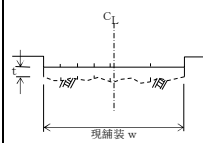
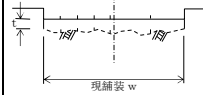
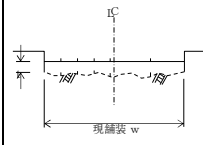
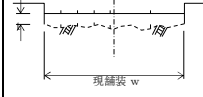
土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第10編 道路編

県 現行基準 (H26)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	12電 線共 同溝	6 付 帯 設 備 工	2		ハンドホール工	基準高 ∇	± 30	1箇所毎※は現場打部分のある場合		
						※厚さ $t1 \sim t5$	-20			
						※幅 $w1, w2$	-30			
						※高 さ $h1, h2$	-30			

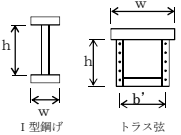
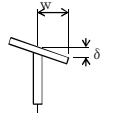
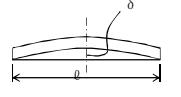
県 新基準 (H29)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	12電 線共 同溝	6 付 帯 設 備 工	2		ハンドホール工	基準高 ∇	± 30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚さ $t1 \sim t5$	-20			
						※幅 $w1, w2$	-30			
						※高 さ $h1, h2$	-30			

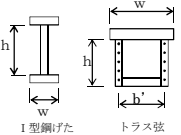
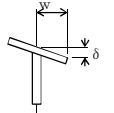
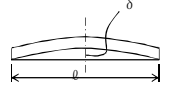
土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第10編 道路編

県 現行基準 (H26)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5		切削オーバーレイ工	厚さ t	-9	<p>厚さは40m毎に「現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1箇所割とし、延長40m未満の場合は、2箇所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。</p> 		<p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>	
						幅 w	-25				
延長 L	-100										
平坦性	—	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下									
			7		路上再生工	路盤工	厚さ t	-30	<p>幅は延長80m毎に1箇所割で測定。厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。</p> 		
幅 w	-50										
延長 L	-100										

県 新基準 (H29)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5		切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	<p>厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。</p> 		<p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
幅 w	-25										
延長 L	-100										
			7		路上再生工	路盤工	厚さ t	-30	<p>幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。</p> 		
幅 w	-50										
延長 L	-100										

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第10編 道路編

県 現行基準 (H26)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
								鋼桁等	トラス・アーチ 架		
10 道路 編	16 道路 修繕	3 工場 製作 工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2)$ $\dots 2.0 < w$	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼桁 トラス弦	
						フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell/1,000$	—	主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)		

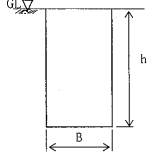
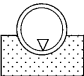
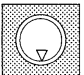
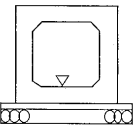
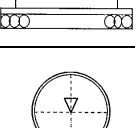
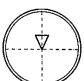
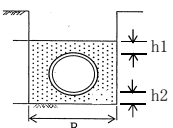

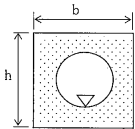
県 新基準 (H29)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
								鋼桁等	トラス・アーチ 架		
10 道路 編	16 道路 修繕	3 工場 製作 工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2)$ $\dots 2.0 < w$	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼桁 トラス弦	
						フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell/1,000$	—	主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)		

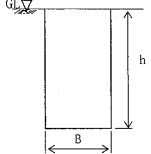
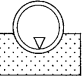
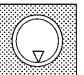
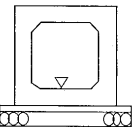
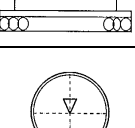
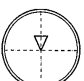
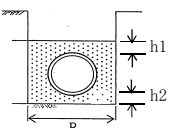

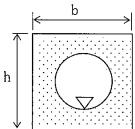
土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第11編 港湾編

県 現行基準(H26)												
編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
1 1 港 湾 編	6 臨 港 道 路	4 道 路 舗 装 工	5 道 路 付 属 工	1	緑 石	高さ	レベルにより測定	監督員の指示による。	1cm	測定表を作成し提出	±3cm	
						総延長	スチールテープ等により測定	図面に記載する箇所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -5cm	
				5	区画線及び道路標示	幅	スチールテープ等により測定	監督員の指示による。	1cm	測定表を作成し提出	±1cm	
						長さ	スチールテープ等により測定	監督員の指示による。	1cm	測定表を作成し提出	±10cm	
				6	道路標識	高さ	スチールテープ等により測定	1箇所に1回	1cm	測定表を作成し提出	±5cm	
				7	防護柵	高さ	スチールテープ等により測定	監督員の指示による。	1cm	測定表を作成し提出	+3cm -2cm	
						総延長	スチールテープ等により測定	図面に記載する箇所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -10cm	

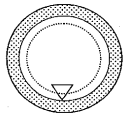
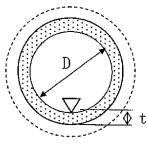
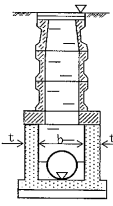
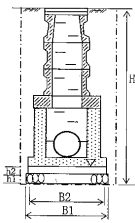
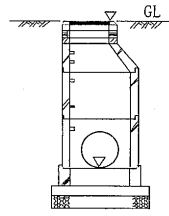
県 新基準(H29)												
編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
	6 臨 港 道 路	4 道 路 舗 装 工	5 道 路 付 属 工	1	緑 石	高さ	レベルにより測定	監督員の指示による。	1cm	測定表を作成し提出	±3cm	
						総延長	スチールテープ等により測定	図面に記載する箇所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -5cm	
				5	区画線及び道路標示	幅	スチールテープ等により測定	監督員の指示による。	1cm	測定表を作成し提出	±1cm	
						長さ	スチールテープ等により測定	監督員の指示による。	1cm	測定表を作成し提出	±10cm	
				6	道路標識	高さ	スチールテープ等により測定	1箇所に1回	1cm	測定表を作成し提出	±5cm	
				7	防護柵	高さ	スチールテープ等により測定	監督員の指示による。	1cm	測定表を作成し提出	+3cm -2cm	
						総延長	スチールテープ等により測定	図面に記載する箇所	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -10cm	

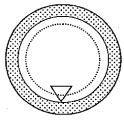
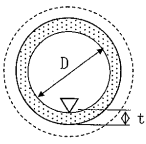
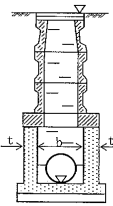
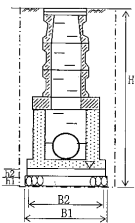
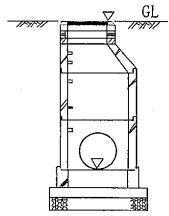
土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第13編 下水道編

県現行基準(H26)										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 3 下水道	2 管路	1 管きよ工(開削)	2 管路土工	2	管路掘削	深 さ h	設計値以上	マンホール間ごとに1箇 所測定する。		
						幅 B	-50			
		3 管布設工	2 管布設 (自然流下管)	2	管布設 (自然流下管)	基準高▽	±30	基準高、中心線の変位 (水平)は、マンホール 間の中央部及び両端部 を測定する。 延長ℓはマンホール間を 測定する。		
						中心線の変位 (水平)	±50			
						勾配	±20%			
						延長ℓ	-ℓ/500かつ -200			
			総延長L	-200						
			6 矩形渠 (プレキャスト)	6	矩形渠 (プレキャスト)	基準高▽	±30	基準高、中心線の変位 (水平)は、施行延長20 mにつき1箇所割合で 測定する。		
						中心線の変位 (水平)	±50			
						勾配	±20%			
		延長ℓ				-ℓ/500かつ -200				
		総延長L	-200							
		圧送管	2	圧送管	基準高▽	±30	施工延長40mにつき1 箇所の割合で測定す る。			
					中心線の変位 (水位)	±50				
					総延長	-200				
		4 管基礎工	4	管基礎工	砂基礎等	高さ h ₁	設計値以上	各マンホール間の中央 部及び両端部等を測定 する。		
高さ h ₂	設計値以上									
幅 B	-50									
2 管きよ工(小口径推進)	2 小口径推進工	2 推進工	2 推進工	基準高▽	±50	基準高、中心線の変位 (水平)は、推進管1本ご とに1箇所測定する。				
				中心線の変位 (水平)	±50					
				勾配	±20%					
				延長ℓ	-ℓ/500かつ -200					
				総延長L	-200					
	3 立坑内管布設工	3 立坑内管布設工	空伏工	空伏工	基準高▽	±50	1施工箇所ごとに測定す る。			
					幅 b	-30				
					高さ h	-30				
					中心のずれ	±50				
					延長	-50				
勾配	±20%									

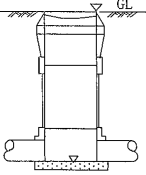
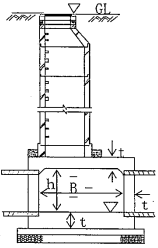
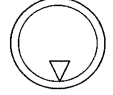
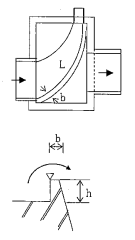
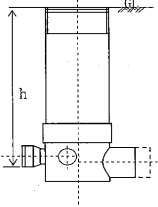
県新基準(H29)										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 3 下水道	2 管路	1 管きよ工(開削)	2 管路土工	2	管路掘削	深 さ h	設計値以上	マンホール間ごとに1ヶ 所測定する。		
						幅 B	-50			
		3 管布設工	2 管布設 (自然流下管)	2	管布設 (自然流下管)	基準高▽	±30	基準高、中心線の変位 (水平)は、マンホール 間の中央部及び両端部 を測定する。 延長ℓはマンホール間を 測定する。		
						中心線の変位 (水平)	±50			
						勾配	±20%			
						延長ℓ	-ℓ/500かつ -200			
			総延長L	-200						
			6 矩形渠 (プレキャスト)	6	矩形渠 (プレキャスト)	基準高▽	±30	基準高、中心線の変位 (水平)は、施行延長20 mにつき1ヶ所の割合で 測定する。		
						中心線の変位 (水平)	±50			
						勾配	±20%			
		延長ℓ				-ℓ/500かつ -200				
		総延長L	-200							
		圧送管	2	圧送管	基準高▽	±30	施工延長40mにつき1ヶ 所の割合で測定する。			
					中心線の変位 (水位)	±50				
					総延長	-200				
		4 管基礎工	4	管基礎工	砂基礎等	高さ h ₁	設計値以上	各マンホール間の中央 部及び両端部等を測定 する。		
高さ h ₂	設計値以上									
幅 B	-50									
2 管きよ工(小口径推進)	2 小口径推進工	2 推進工	2 推進工	基準高▽	±50	基準高、中心線の変位 (水平)は、推進管1本ご とに1ヶ所測定する。				
				中心線の変位 (水平)	±50					
				勾配	±20%					
				延長ℓ	-ℓ/500かつ -200					
				総延長L	-200					
	3 立坑内管布設工	3 立坑内管布設工	空伏工	空伏工	基準高▽	±50	1施工箇所ごとに測定す る。			
					幅 b	-30				
					高さ h	-30				
					中心のずれ	±50				
					延長	-50				
勾配	±20%									

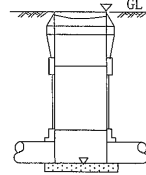
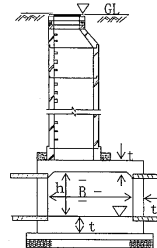
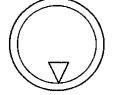
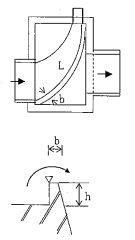
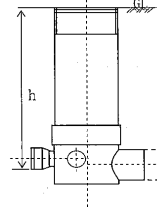
土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第13編 下水道編

県 現行基準 (H26)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1 3 下 水 道	2 管 路	4 管 き よ 工 (シ ー ル ド)	2 一 次 覆 工		掘進工	基準高▽	±50	基準高、中心線の変位(水平)は、セグメント5リングにつき1箇所測定する。			
						中心線の変位(水平)	±100				
						延長ℓ	-ℓ/500かつ -200				
				総延長L	-200						
				3 二 次 覆 工	二次覆工		基準高▽	±50	基準高、中心線の変位(水平)は、施工延長40mにつき1箇所測定する。		
				中心線の変位(水平)			±50				
			二次覆工厚 t	-20							
			仕上がり内径 D	±20			仕上がり内径は、施工延長40mにつき1箇所測定する。				
			勾配	±20%							
			延長ℓ	-ℓ/500かつ -200							
					総延長L	-200					
		5 マ ン ホ ー ル 工	2 標 準 マ ン ホ ー ル 工		標準マンホール工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。			
							幅 b(内法)				-30
							壁厚 t				-20
							人孔天端高				±30
			マンホール基礎工		マンホール基礎工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。			
						床堀深 H	±30				
						基礎幅 B1	-50				
						基礎工高 h1	-30				
						コンクリート工幅 B	-30				
		コンクリート工高 h	-10	2							
		3 組 立 マ ン ホ ー ル 工		組立マンホール工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。				
					人孔天端高	±30					

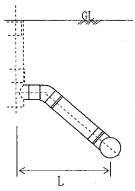
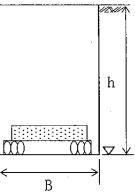
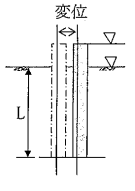
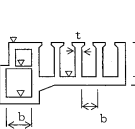
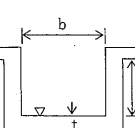
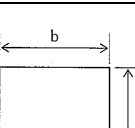
県 新基準 (H29)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1 3 下 水 道	2 管 路	4 管 き よ 工 (シ ー ル ド)	2 一 次 覆 工		掘進工	基準高▽	±50	基準高、中心線の変位(水平)は、セグメント5リングにつき1ヶ所測定する。			
						中心線の変位(水平)	±100				
						延長ℓ	-ℓ/500かつ -200				
				総延長L	-200						
				3 二 次 覆 工	二次覆工		基準高▽	±50	基準高、中心線の変位(水平)は、施工延長40mにつき1ヶ所測定する。		
				中心線の変位(水平)			±50				
			二次覆工厚 t	-20							
			仕上がり内径 D	±20			仕上がり内径は、施工延長40mにつき1ヶ所測定する。				
			勾配	±20%							
			延長ℓ	-ℓ/500かつ -200							
					総延長L	-200					
		5 マ ン ホ ー ル 工	2 標 準 マ ン ホ ー ル 工		標準マンホール工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。			
							幅 b(内法)				-30
							壁厚 t				-20
							人孔天端高				±30
			マンホール基礎工		マンホール基礎工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。			
						床堀深 H	±30				
						基礎幅 B1	-50				
						基礎工高 h1	-30				
						コンクリート工幅 B	-30				
		コンクリート工高 h	-10	2							
		3 組 立 マ ン ホ ー ル 工		組立マンホール工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。				
					人孔天端高	±30					

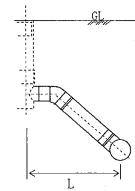
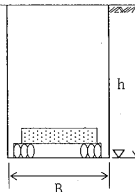
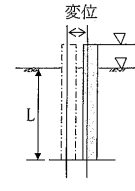
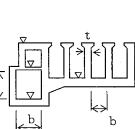
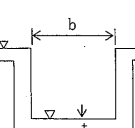
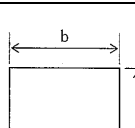
土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第13編 下水道編

県現行基準(H26)										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 3 下水道	2 管路	5 マンホール工	4 小型マンホール工		小型マンホール工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
						人孔天端高	±30			
	6 特殊マンホール工	3 躯体工		現場打ち特殊人孔		基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
						幅B	-30			
					高さh	±30				
					壁厚t	-20				
					人孔天端高	±30				
					伏せ越し管	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
				中心線の変位(水平)	±30					
					越流堰(雨水吐室)	基準高▽	±10	基準高は、中央部及び両端部を測定する。		
				幅b(厚さ)		±20				
				高さh(深さ)		±30				
				延長L(長さ)		-20				
					公共ます	ます深h	±30	1施工箇所ごとに測定する。		

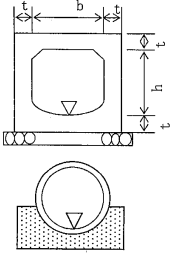
県新基準(H29)										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 3 下水道	2 管路	5 マンホール工	4 小型マンホール工		小型マンホール工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
						人孔天端高	±30			
	6 特殊マンホール工	3 躯体工		現場打ち特殊人孔		基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
						幅B	-30			
					高さh	±30				
					壁厚t	-20				
					人孔天端高	±30				
					伏せ越し管	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
				中心線の変位(水平)	±30					
					越流堰(雨水吐室)	基準高▽	±10	基準高は、中央部及び両端部を測定する。		
				幅b(厚さ)		±20				
				高さh(深さ)		±30				
				延長L(長さ)		-20				
					公共ます	ます深h	±30	1施工箇所ごとに測定する。		

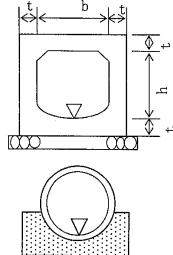
土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第13編 下水道編

県現行基準(H26)											
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1 3 下水道	2 管路	7 取付管及び びます工	4 取付管布設工		取付管	延長(L)	-200	1施工箇所ごとに測定する。			
						立坑工	基準高▽ 寸法B 深さh	±30 ±100 ±30	1施工箇所ごとに測定する。		
3 処理場・ポンプ場	5 本体仮設工	2 土留・仮締切工		2 土留・仮締切工	土留・仮締切工 (H鋼杭、鋼矢板)	基準高▽ 根入長L 変位	±50 設計値以上 100	施工延長20mにつき1箇所測定する。 20m未満は、1施工箇所につき2箇所測定する。			
						池・槽の主要構造物	基準高▽ 幅b 高さh 壁厚t 長さ	±30 ±30 ±30 -20 ただし -10 床版厚 ±50	1池(又は1槽)について、図面の主要なる寸法表示箇所を測定する。		
						池・槽の付属構造物	基準高▽ 幅b 高さh 壁厚t 長さ	±20 ±20 ±20 ±10 ±50	1施工箇所ごとに図面の主要なる寸法表示箇所を測定する。		
					開口部	幅b 高さh	±20 ±20	永久開口部ごとに測定する。			

県新基準(H29)											
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1 3 下水道	2 管路	7 取付管及び びます工	4 取付管布設工		取付管	延長(L)	-200	1施工箇所ごとに測定する。			
						立坑工	基準高▽ 寸法B 深さh	±30 ±100 ±30	1施工箇所ごとに測定する。		
3 処理場・ポンプ場	5 本体仮設工	2 土留・仮締切工		2 土留・仮締切工	土留・仮締切工 (H鋼杭、鋼矢板)	基準高▽ 根入長L 変位	±50 設計値以上 100	施工延長20mにつき1ヶ所測定する。 20m未満は、1施工箇所につき2ヶ所測定する。			
						池・槽の主要構造物	基準高▽ 幅b 高さh 壁厚t 長さ	±30 ±30 ±30 -20 ただし -10 床版厚 ±50	1池(又は1槽)について、図面の主要なる寸法表示箇所を測定する。		
						池・槽の付属構造物	基準高▽ 幅b 高さh 壁厚t 長さ	±20 ±20 ±20 ±10 ±50	1施工箇所ごとに図面の主要なる寸法表示箇所を測定する。		
					開口部	幅b 高さh	±20 ±20	永久開口部ごとに測定する。			

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第13編 下水道編

県 現行基準(H26)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 3 下水道	3 処理場・ポンプ場	7 場内管路工	9 管布設工		流入渠・流出渠	基準高▽	±30	設計図の寸法表示箇所を測定する。		
						幅 b	-30			
						高さ h	-30			
						厚さ t	-20			
						延長	L<20m -50 L≥20m -100			

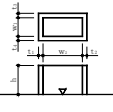
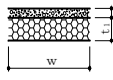
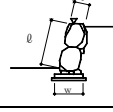
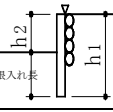
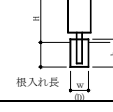
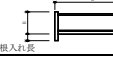
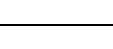

県 新基準(H29)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 3 下水道	3 処理場・ポンプ場	7 場内管路工	9 管布設工		流入渠・流出渠	基準高▽	±30	設計図の寸法表示箇所を測定する。		
						幅 b	-30			
						高さ h	-30			
						厚さ t	-20			
						延長	L<20m -50 L≥20m -100			

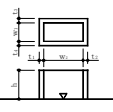
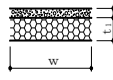
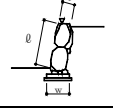
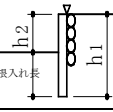
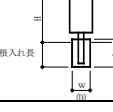
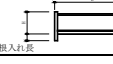
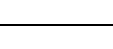

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第14編 公園緑地編

				県 現行基準 (H26)																					
編	章	節	条	枝番	工程	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要															
1 4 公園 緑地	1 基盤 整備	3 敷地 造成 工	2 表土 保全 工		表土掘削	法長 l	$l < 5m$	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 施工面積1,600㎡につき1箇所、面積1,600㎡以下のものは1施工箇所につき2箇所。																
							$l \geq 5m$	法長の-4%																	
						深さ		-30																	
						5 植栽 基工	3 透水 層工	1	開渠排水		基準高 ∇	幅 w_1, w_2	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎											
												高さ h	-30												
												延長 L	-200												
								2	暗渠排水	基準高 ∇	幅 w_1, w_2	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎												
											高さ h	-30													
							4 土層 改良 工	1	普通耕 深耕	幅 w	深さ h	-100	-50	耕耘タイプ毎につき1箇所、施工面積1,600㎡につき1箇所、面積1,600㎡以下のものは1施工箇所につき2箇所。											
																	2 混層耕 心土破砕								
								1	土性改良 中和剤施用 除塩 施肥	基準高 ∇	深さ h	-100	-50	施肥配合タイプ毎につき1箇所。施工面積1,600㎡につき1箇所、面積1,600㎡以下のものは1施工箇所につき2箇所。											
								$l \geq 5m$	法長の-2%																
								幅 w_1, w_2		-100															
						7 人工 地盤 工	2	押さえコンクリート	基準高 ∇	厚さ t	設計値以上	設計値以上	-25	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所。											
																	4	人工地盤排水層	延長 L	深さ h	-200	-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所。		
								6																	

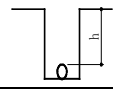
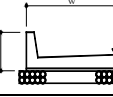
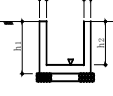
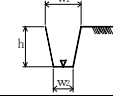
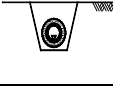
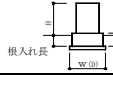
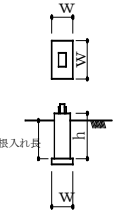
				県 新基準 (H29)																					
編	章	節	条	枝番	工程	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要															
1 4 公園 緑地	1 基盤 整備	3 敷地 造成 工	2 表土 保全 工		表土掘削	法長 l	$l < 5m$	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 施工面積1,600㎡につき1箇所、面積1,600㎡以下のものは1施工箇所につき2箇所。																
							$l \geq 5m$	法長の-4%																	
						深さ		-30																	
						5 植栽 基工	3 透水 層工	1	開渠排水		基準高 ∇	幅 w_1, w_2	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎											
												高さ h	-30												
												延長 L	-200												
								2	暗渠排水	基準高 ∇	幅 w_1, w_2	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎												
											高さ h	-30													
							4 土層 改良 工	1	普通耕 深耕	幅 w	深さ h	-100	-50	耕耘タイプ毎につき1箇所。施工面積1,600㎡につき1箇所、面積1,600㎡以下のものは1施工箇所につき2箇所。											
																	2 混層耕 心土破砕								
								1	土性改良 中和剤施用 除塩 施肥	幅 w	深さ h	-100	-50	施肥配合タイプ毎につき1箇所。施工面積1,600㎡につき1箇所、面積1,600㎡以下のものは1施工箇所につき2箇所。											
																									2
								$l \geq 5m$	法長の-2%																
								幅 w_1, w_2		-100															
						7 人工 地盤 工	2	押さえコンクリート	基準高 ∇	厚さ t	設計値以上	設計値以上	-25	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所。											
																	4	人工地盤排水層	延長 L	深さ h	-200	-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所。		
								6																	

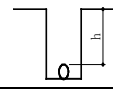
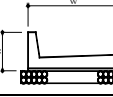
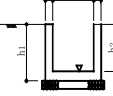
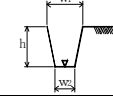
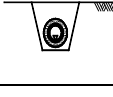


土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第14編 公園緑地編

編		章		節		条		枝番		工程		測定項目		規格値		測定基準		測定箇所		摘要						
14	公園緑地	1	基礎整備	5	7	人工地盤工	8	立排水浸透枮	8	基準高▽	±30	1箇所*は、現場打部分のある場合。														
											*厚さ t1~t4													-20		
											*幅 w1, w2													-30		
											*高さ h													-30		
		6	6	1	網柵	高さ h	±30	1箇所/1施工箇所																		
						延長 L	-200																			
		8	擁壁工	4	10	公園基礎材 公園均しコンクリート	幅 w	設計値以上	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所。施工面積1,600m ² につき1箇所、面積1,600m ² 以下のものは1施工箇所につき2箇所。																	
							厚さ t1, t2	-30																		
		8	石積工	1	19	擁壁高さ調整 崩れ積	基準高▽	基準値	1箇所/1施工箇所																	
							基準高▽	±100																		
							法長 l	l < 3m																		-50
							法長 l	l ≥ 3m																		-100
							厚さt(石積・張)t	-50																		
		厚さt(裏込)t	-50																							
延長 L	-200																									
9	土留め工	1	13	石積高さ調整	基準値▽	設計値	1箇所/1施工箇所																			
					設計値	設計値																				
10	公園施設等撤去・移設工	3	1	遊具移設	基準高▽	±50	3-9-3遊具組立設置工に準ずる。																			
					高さ h	-50																				
					根入れ長	設計値以上																				
					延長 L	-200																				
3	小工作物移設	設計高さH	設計値以上	1箇所/1基礎1基毎																						
																							幅w(D)	-30		
																							高さh	-30		
																							根入れ長	設計値以上		
2	植栽工	1	0	樹木養生工	1	防風ネット	高さH	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所。																	
							延長L	-200																		
							設計高さH	設計値以上																		
							根入れ長	設計値以上																		
		7	養生柵	設計高さH	設計値以上	1箇所/1施工箇所																				
																									根入れ長	設計値以上
																									延長L	-200
		1	埋込型樹名板	設計高さH	設計値以上	1箇所/5基礎5基毎																				
																									幅w(D)	-30
																									高さh	-30
1	根囲い保護	設計高さH	設計値以上	1箇所/1基礎1基毎																						
																							幅w(D)	-30		
																							高さh	-30		
根入れ長	設計値以上																									

編		章		節		条		枝番		工程		測定項目		規格値		測定基準		測定箇所		摘要						
14	公園緑地	1	基礎整備	5	7	人工地盤工	8	立排水浸透枮	8	基準高▽	±30	1箇所*は、現場打部分のある場合。														
											*厚さ t1~t4												-20			
											*幅 w1, w2												-30			
											*高さ h												-30			
		6	6	1	網柵	高さ h	±30	1箇所/1施工箇所																		
						延長 L	-200																			
		8	擁壁工	4	10	公園基礎材 公園均しコンクリート	幅 w	設計値以上	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所。施工面積1,600m ² につき1箇所、面積1,600m ² 以下のものは1施工箇所につき2箇所。																	
							厚さ t1, t2	-30																		
		8	石積工	1	19	擁壁高さ調整 崩れ積	基準高▽	基準値	1箇所/1施工箇所																	
							基準高▽	±100																		
							法長 l	l < 3m																	-50	
							法長 l	l ≥ 3m																	-100	
							厚さt(石積・張)t	-50																		
		厚さt(裏込)t	-50																							
延長 L	-200																									
9	土留め工	1	13	石積高さ調整	基準値▽	設計値	1箇所/1施工箇所																			
					設計値	設計値																				
10	公園施設等撤去・移設工	3	1	遊具移設	基準高▽	±50	3-9-3遊具組立設置工に準ずる。																			
					高さ h	-50																				
					根入れ長	設計値以上																				
					延長 L	-200																				
3	小工作物移設	設計高さH	設計値以上	1箇所/1基礎1基毎																						
																							幅w(D)	-30		
																							高さh	-30		
																							根入れ長	設計値以上		
2	植栽工	1	0	樹木養生工	1	防風ネット	高さH	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所。																	
							延長L	-200																		
							設計高さH	設計値以上																		
							根入れ長	設計値以上																		
		7	養生柵	設計高さH	設計値以上	1箇所/1施工箇所																				
																									根入れ長	設計値以上
																									延長L	-200
		1	埋込型樹名板	設計高さH	設計値以上	1箇所/5基礎5基毎																				
																									幅w(D)	-30
																									高さh	-30
1	根囲い保護	設計高さH	設計値以上	1箇所/1基礎1基毎																						
																							幅w(D)	-30		
																							高さh	-30		
根入れ長	設計値以上																									

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第14編 公園緑地編

		県 現行基準 (H26)													
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要					
1	4	公園緑地	3	給水設備	10	2	ミスト	延長L	-200	1箇所/1施工箇所					
						3	ドリップパイプ	延長L	-200	1施工箇所毎					
						4	散水栓高さ調	基準高▽	設計値	1箇所/1施工箇所					
						1	給水管	深さh	-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所。					
								3	埋設シート			延長L	-200		
						4	雨水排水設備	6	側溝工	2	現場打L型側溝	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所。	
												厚さt	-20		
												幅w	-30		
												高さh	-30		
										5	現場打側溝	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所。	
												厚さt1, t2	-20		
					幅w	-30									
					高さh1, h2	-30									
					延長L	-200	1施工箇所毎								
			10	公園素掘側溝	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所。								
						幅w1, w2			-50						
						高さh			-30						
						延長L			-200						
			12	側溝高さ調整	基準高▽	設計値	1箇所/1施工箇所								
			9	地下排水工	1	透水コンクリート管	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所。						
								2			化学繊維管	延長L	-200	1箇所/1施工箇所	
			6	電気設備	3	照明設備	1	2	ハンドヘル高さ調整	基準高▽	設計値	1箇所/1施工箇所			
3	引込柱	分電盤						基礎	設置高さH	設計値以上	1箇所/1基礎				
									幅w(D)	-30					
									高さh	-30					
4	分電盤高さ調整	基準高▽						設計値	1箇所/1施工箇所						
6	照明灯基礎	基礎						幅w	高さh	根入れ長	-30	1箇所/1施工箇所			
											設計値以上				

		県 新基準 (H29)													
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要					
1	4	公園緑地	3	給水設備	10	2	ミスト	延長L	-200	1ヶ所/1施工箇所					
						3	ドリップパイプ	延長L	-200	1施工箇所毎					
						4	散水栓高さ調	基準高▽	設計値	1ヶ所/1施工箇所					
						1	給水管	深さh	-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。					
								3	埋設シート			延長L	-200		
						4	雨水排水設備	6	側溝工	2	現場打L型側溝	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。	
												厚さt	-20		
												幅w	-30		
												高さh	-30		
										5	現場打側溝	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。	
												厚さt1, t2	-20		
					幅w	-30									
					高さh1, h2	-30									
					延長L	-200	1施工箇所毎								
			10	公園素掘側溝	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。								
						幅w1, w2			-50						
						高さh			-30						
						延長L			-200						
			12	側溝高さ調整	基準高▽	設計値	1ヶ所/1施工箇所								
			9	地下排水工	1	透水コンクリート管	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。						
								2			化学繊維管	延長L	-200	1ヶ所/1施工箇所	
			6	電気設備	3	照明設備	1	2	ハンドヘル高さ調整	基準高▽	設計値	1ヶ所/1施工箇所			
3	引込柱	分電盤						基礎	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基礎				
									幅w(D)	-30					
									高さh	-30					
4	分電盤高さ調整	基準高▽						設計値	1ヶ所/1施工箇所						
6	照明灯基礎	基礎						幅w	高さh	根入れ長	-30	1ヶ所/1施工箇所			
											設計値以上				

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第14編 公園緑地編

県 現行基準(H26)														
編	章	節	条	枝番	工程	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要				
1 4 公園 緑地	3 施設 整備	6 電気 設備 工	4 放送 設備 工	4	テレビ-柱基礎	基礎	幅w(D)	-30	基礎1基毎					
							高さh	-30						
							根入れ長	設計値以上						
		5 監視 カメラ 設置 工	3	監視カメラ基礎	基礎	幅w(D)	-30	基礎1基毎						
						高さh	-30							
						根入れ長	設計値以上							
	8 電線 管渠 工	1 2 4	電線管 電線 埋設シート	深さh	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎								
					延長L				-200					
							個々の測定値	10個の測定値						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
	1 4 公園 緑地	3 施設 整備	7 園路 広場 整備 工	5 アス ファ ルト 舗 装 工	1	下層路盤	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎又は、施工面積500㎡毎に1箇所を割とし、舗装中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1箇所を割に測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2箇所を測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
厚さ								-45	-45	-15	-15			
幅								-50	-50	—	—			
2			上層路盤	厚さ	-25	-30	-8	-10						
					幅	-50	-50	—	—					
						個々の測定値	10個の測定値							
						中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					

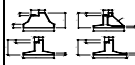

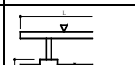
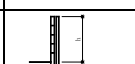

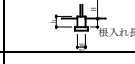
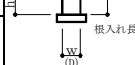
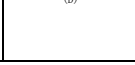
県 新基準(H29)														
編	章	節	条	枝番	工程	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要				
1 4 公園 緑地	3 施設 整備	6 電気 設備 工	4 放送 設備 工	4	テレビ-柱基礎	基礎	幅w(D)	-30	基礎1基毎					
							高さh	-30						
							根入れ長	設計値以上						
		5 監視 カメラ 設置 工	3	監視カメラ基礎	基礎	幅w(D)	-30	基礎1基毎						
						高さh	-30							
						根入れ長	設計値以上							
	8 電線 管渠 工	1 2 4	電線管 電線 埋設シート	深さh	-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎								
					延長L				-200					
							個々の測定値	10個の測定値						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
	1 4 公園 緑地	3 施設 整備	7 園路 広場 整備 工	5 アス ファ ルト 舗 装 工	1	下層路盤	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎又は、施工面積500㎡毎に1箇所を割とし、舗装中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1箇所を割に測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2箇所を測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続するものをいう。 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
厚さ								-45	-45	-15	-15			
幅								-50	-50	—	—			
2			上層路盤	厚さ	-25	-30	-8	-10						
					幅	-50	-50	—	—					
						個々の測定値	10個の測定値							
						中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					

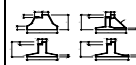
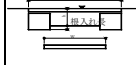
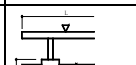
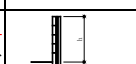

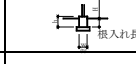
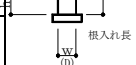

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第14編 公園緑地編

県 現行基準 (H26)													
編	章	節	条	枝番	工程	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値		10個の測定値				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1	4	3	7	6	3	基層	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡に1箇所を割とし、厚さは各車線200m毎又は、施工面積500㎡に1箇所を掘り起こして測定。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2箇所を測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
							幅	-25	-25	—	—		
							厚さ	-7	-9	-2	-3		
							幅	-25	-25	—	—		
5	表層	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡に1箇所を割とし、厚さは各車線200m毎又は、施工面積500㎡に1箇所を掘り起こして測定。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2箇所を測定。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。					
幅		-25	-25	—	—								
平坦性		3m ² ロファイルメータ (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下											
							個々の測定値	10個の測定値					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1	4	3	7	7	2	路盤	基準高▽	±50	—	—	基準高は延長40m毎又は、施工面積500㎡毎に1箇所を割とし、舗装中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1箇所を割に測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2箇所を測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
							厚さ	t<150	-30	-10			
							幅	t≥150	-45	-15			
							幅	-100	—	—			
							厚さ	-9	-3	—			
							幅	-25	—	—			
					3	表層	厚さ	-9	-3	—	幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡に1箇所を割とし、厚さは各車線200m毎又は、施工面積500㎡に1箇所を掘り起こして測定。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2箇所を測定。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
					幅		-25	—	—				
					幅		-100	—	—				
					8	1	公園アスファルト舗装	路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は延長40m毎又は、施工面積500㎡毎に1箇所を割とし、舗装中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1箇所を割に測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2箇所を測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続するものという。
					厚さ				t<150	—	-30		
					幅				t≥150	—	-45		
幅	-100	—	—										
厚さ	-10	—	—										
幅	-25	—	—										
8	2	公園アスファルト舗装	表層工	基準高▽	±50	—	幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡に1箇所を割とし、厚さは各車線200m毎又は、施工面積500㎡に1箇所を掘り起こして測定。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2箇所を測定。	①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。					
厚さ				t<150	—	-30							
幅				t≥150	—	-45							
幅				-100	—	—							
厚さ				-10	—	—							
幅				-25	—	—							

県 新基準 (H29)													
編	章	節	条	枝番	工程	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値		10個の測定値				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1	4	3	7	6	3	基層	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎又は、施工面積500㎡に1個の割でコアを採取して測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所を測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
							幅	-25	-25	—	—		
							厚さ	-7	-9	-2	-3		
							幅	-25	-25	—	—		
5	表層	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎又は、施工面積500㎡に1個の割でコアを採取して測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所を測定。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。					
幅		-25	-25	—	—								
平坦性		3m ² ロファイルメータ (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下											
							個々の測定値	10個の測定値					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1	4	3	7	7	2	路盤	基準高▽	±50	—	—	基準高は延長40m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割とし、舗装中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割に測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所を測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
							厚さ	t<150	-30	-10			
							幅	t≥150	-45	-15			
							幅	-100	—	—			
							厚さ	-9	-3	—			
							幅	-25	—	—			
					3	表層	厚さ	-9	-3	—	幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎又は、施工面積500㎡に1個の割でコアを採取して測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所を測定。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
					幅		-25	—	—				
					幅		-100	—	—				
					8	1	公園アスファルト舗装	路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は延長40m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割とし、舗装中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割に測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所を測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続するものという。
					厚さ				t<150	—	-30		
					幅				t≥150	—	-45		
幅	-100	—	—										
厚さ	-10	—	—										
幅	-25	—	—										
8	2	公園アスファルト舗装	表層工	基準高▽	±50	—	幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎又は、施工面積500㎡に1ヶ所を掘り起こして測定。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所を測定。	①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。					
厚さ				t<150	—	-30							
幅				t≥150	—	-45							
幅				-100	—	—							
厚さ				-10	—	—							
幅				-25	—	—							

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第14編 公園緑地編

県 現行基準(H26)															
編	章	節	条	枝番	工程	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要					
14	3	7	19	公園橋工	公園橋橋台 石積橋台 木橋橋台	基準高 ∇	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所にて測定。							
						厚さ t	-20								
						天端幅 w1 (橋軸方向)	-10								
						天端幅 w2 (橋軸方向)	-10								
						敷幅 w3 (橋軸方向)	-50								
						高さ h ₁	-50								
						胸壁の高さ h ₂	-30								
						天端長 ℓ ₁	-50								
						敷長 ℓ ₂	-50								
						胸壁間距離 ℓ	±30								
						支点長及び中心線の変化	±50								
						2	公園橋設置				基準高 ∇	±30	1箇所/1施工箇所		
						3	ハツ橋				高さ h	±30			
						4	石橋設置				幅 w	-30			
				5	木橋設置	延長 L	-30								
				6	浮き棧橋	根入れ長	設計値以上								
				7											
				8											
				20	デッキ工	1	デッキ基礎 デッキ設置	基準高 ∇	±30	1基毎					
								基幅 w(D)	-30						
								高さ h	-30						
								根入れ長	設計値以上						
								延長 L	-30						
								2							
8	修景施設整備工	1	袖垣 垣根	高さ h	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所。									
				延長 L	-200										
		2													
		7	トレリス工	1	トレリス 緑化フェンス	設置高さ H	設計値以上	1箇所/1基 基礎1基毎							
						基幅 w(D)	-30								
						高さ h	-30								
						根入れ長	設計値以上								
		2													
延長 L	-200	1箇所/1施工箇所													
8	モニュメント工	1	モニュメント 記念碑	設置高さ H	設計値以上	1箇所/1基 基礎1基毎									
				基幅 w(D)	-30										
				高さ h	-30										
				根入れ長	設計値以上										
2															
延長 L	-200	1箇所/1施工箇所													

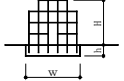
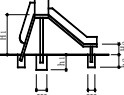
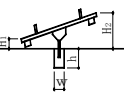
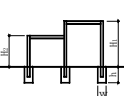
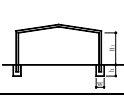
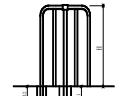
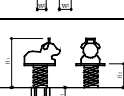
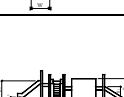
県 新基準(H29)															
編	章	節	条	枝番	工程	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要					
14	3	7	19	公園橋工	公園橋橋台 石積橋台 木橋橋台	基準高 ∇	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所にて測定。							
						厚さ t	-20								
						天端幅 w1 (橋軸方向)	-10								
						天端幅 w2 (橋軸方向)	-10								
						敷幅 w3 (橋軸方向)	-50								
						高さ h ₁	-50								
						胸壁の高さ h ₂	-30								
						天端長 ℓ ₁	-50								
						敷長 ℓ ₂	-50								
						胸壁間距離 ℓ	±30								
						支点長及び中心線の変化	±50								
						2	公園橋設置				基準高 ∇	±30	1ヶ所/1施工箇所		
						3	ハツ橋				高さ h	±30			
						4	石橋設置				幅 w	-30			
				5	木橋設置	延長 L	-30								
				6	浮き棧橋	根入れ長	設計値以上								
				7											
				8											
				20	デッキ工	1	デッキ基礎 デッキ設置	基準高 ∇	±30	1基毎					
								基幅 w(D)	-30						
								高さ h	-30						
								根入れ長	設計値以上						
								延長 L	-30						
								2							
8	修景施設整備工	1	袖垣 垣根	高さ h	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。									
				延長 L	-200										
		2													
		7	トレリス工	1	トレリス 緑化フェンス	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基 基礎1基毎							
						基幅 w(D)	-30								
						高さ h	-30								
						根入れ長	設計値以上								
		2													
延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所													
8	モニュメント工	1	モニュメント 記念碑	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基 基礎1基毎									
				基幅 w(D)	-30										
				高さ h	-30										
				根入れ長	設計値以上										
2															
延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所													

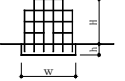
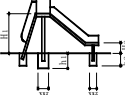
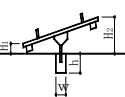
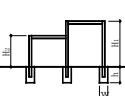
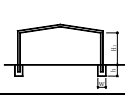
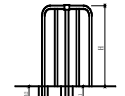
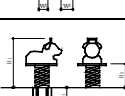
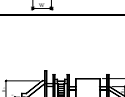
土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第14編 公園緑地編

		県 現行基準 (H26)									
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
14	3	8	9	1	流れ	基準高 ▽0、▽1	±30	1箇所/1施工箇所 *標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。			
						厚さ t ₁ , t ₂	-20				
						幅 w	-30				
						高さ h ₁ , h ₂	-30				
						延長 L	-200				
					滝	基準高 ▽	±30	1箇所/1施工箇所 *標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。			
						厚さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高さ h	-30				
					池	基準高 ▽0、▽1	±30	1箇所/1施工箇所 *標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。			
						厚さ t ₁ ~t ₄	-20				
						幅 w ₁ , w ₂	-30				
						高さ h ₁ , h ₂	-30				
					州浜	厚さ t	-20	1箇所/1施工箇所 *標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。			
						幅 w	-30				
						面積 A	設計値以上				
					5	壁泉	基準高 ▽0~▽2	±30	1箇所/1施工箇所 *標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。		
							厚さ t ₁ ~t ₄	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h ₁ ~h ₄	-30			
長さ L ₁ , L ₂	-30										
6	カスケード	基準高 ▽0、▽n	±30	1箇所/1施工箇所 *標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。							
		厚さ t ₁ , t ₂	-20								
		幅 w	-30								
		高さ h ₁ ~h _n	-30								
		長さ L	-20								
		段数	±0段数								
7	カナル	基準高 ▽0、▽1	±30	1箇所/1施工箇所 *標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。							
		厚さ t ₁ , t ₂	-20								
		幅 w	-30								
		高さ h ₁ , h ₂	-30								
		延長 L	-200								
9	3	遊具組立設置工	1	ブランコ	設置高さ H1, H2	±30	1箇所/1基 基礎1基毎 *施工に当たっては安全性に留意しなければならない。				
					基礎	幅w				-30	
						高さh				-30	
						根入れ長				設計値以上	

		県 新基準 (H29)									
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
14	3	8	9	1	流れ	基準高 ▽0、▽1	±30	1ヶ所/1施工箇所 *標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。			
						厚さ t ₁ , t ₂	-20				
						幅 w	-30				
						高さ h ₁ , h ₂	-30				
						延長 L	-200				
					滝	基準高 ▽	±30	1ヶ所/1施工箇所 *標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。			
						厚さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高さ h	-30				
					池	基準高 ▽0、▽1	±30	1ヶ所/1施工箇所 *標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。			
						厚さ t ₁ ~t ₄	-20				
						幅 w ₁ , w ₂	-30				
						高さ h ₁ , h ₂	-30				
					州浜	厚さ t	-20	1ヶ所/1施工箇所 *標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。			
						幅 w	-30				
						面積 A	設計値以上				
					5	壁泉	基準高 ▽0~▽2	±30	1ヶ所/1施工箇所 *標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。		
							厚さ t ₁ ~t ₄	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h ₁ ~h ₄	-30			
長さ L ₁ , L ₂	-30										
6	カスケード	基準高 ▽0、▽n	±30	1ヶ所/1施工箇所 *標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。							
		厚さ t ₁ , t ₂	-20								
		幅 w	-30								
		高さ h ₁ ~h _n	-30								
		長さ L	-20								
		段数	±0段数								
7	カナル	基準高 ▽0、▽1	±30	1ヶ所/1施工箇所 *標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。							
		厚さ t ₁ , t ₂	-20								
		幅 w	-30								
		高さ h ₁ , h ₂	-30								
		延長 L	-200								
9	3	遊具組立設置工	1	ブランコ	設置高さ H1, H2	±30	1ヶ所/1基 基礎1基毎 *施工に当たっては安全性に留意しなければならない。				
					基礎	幅w				-30	
						高さh				-30	
						根入れ長				設計値以上	

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第14編 公園緑地編

編	章	節	条	枝番	工程	県 現行基準 (H26)				
						測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 4 公園 緑地	3 施設 整備	9 遊戯 施設 設置 備工	3 遊具 組立 設置 工	2	ジャングルジム	設置高さH	±30	1箇所/1基 基礎1基毎 ※施工に当たっては安全性 に留意しなければならない。		
						基幅w	-30			
						高さh	-30			
						礎根入れ長	設計値以上			
					滑台	設置高さ H1, H2	±30	1箇所/1基 基礎1基毎 ※施工に当たっては安全性 に留意しなければならない。		
						基幅 w1, w2	-30			
						高さh1, h2	-30			
						礎根入れ長	設計値以上			
					シーソー	設置高さ H1, H2	±30	1箇所/1基 基礎1基毎 ※施工に当たっては安全性 に留意しなければならない。		
						基幅w	-30			
						高さh	-30			
						礎根入れ長	設計値以上			
					鉄棒	設置高さ H1, H2	±30	1箇所/1基 基礎1基毎 ※施工に当たっては安全性 に留意しなければならない。		
						基幅w	-30			
						高さh	-30			
						礎根入れ長	設計値以上			
					ラダー	設置高さH	±30	1箇所/1基 基礎1基毎 ※施工に当たっては安全性 に留意しなければならない。		
						基幅w	-30			
						高さh	-30			
						礎根入れ長	設計値以上			
					はん登棒	設置高さH	±30	1箇所/1基 基礎1基毎 ※施工に当たっては安全性 に留意しなければならない。		
						基幅 w1, w2	-30			
						高さh1, h2	-30			
						礎根入れ長	設計値以上			
スプリング遊具	設置高さ H1, H2	±30	1箇所/1基 基礎1基毎 ※施工に当たっては安全性 に留意しなければならない。							
	基幅w	-30								
	高さh	-30								
	礎根入れ長	設計値以上								
複合遊具	設置高さ H1, H2	±30	1箇所/1基 基礎1基毎 ※施工に当たっては安全性 に留意しなければならない。							
	基幅w	-30								
	高さh	-30								
	礎根入れ長	設計値以上								

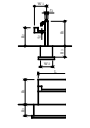
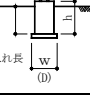
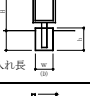
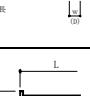
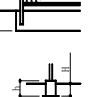
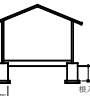
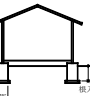
編	章	節	条	枝番	工程	県 新基準 (H29)				
						測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 4 公園 緑地	3 施設 整備	9 遊戯 施設 設置 備工	3 遊具 組立 設置 工	2	ジャングルジム	設置高さH	±30	1ヶ所/1基 基礎1基毎 ※施工に当たっては安全性 に留意しなければならない。		
						基幅w	-30			
						高さh	-30			
						礎根入れ長	設計値以上			
					滑台	設置高さ H1, H2	±30	1ヶ所/1基 基礎1基毎 ※施工に当たっては安全性 に留意しなければならない。		
						基幅 w1, w2	-30			
						高さh1, h2	-30			
						礎根入れ長	設計値以上			
					シーソー	設置高さ H1, H2	±30	1ヶ所/1基 基礎1基毎 ※施工に当たっては安全性 に留意しなければならない。		
						基幅w	-30			
						高さh	-30			
						礎根入れ長	設計値以上			
					鉄棒	設置高さ H1, H2	±30	1ヶ所/1基 基礎1基毎 ※施工に当たっては安全性 に留意しなければならない。		
						基幅w	-30			
						高さh	-30			
						礎根入れ長	設計値以上			
					ラダー	設置高さH	±30	1ヶ所/1基 基礎1基毎 ※施工に当たっては安全性 に留意しなければならない。		
						基幅w	-30			
						高さh	-30			
						礎根入れ長	設計値以上			
					はん登棒	設置高さH	±30	1ヶ所/1基 基礎1基毎 ※施工に当たっては安全性 に留意しなければならない。		
						基幅 w1, w2	-30			
						高さh1, h2	-30			
						礎根入れ長	設計値以上			
スプリング遊具	設置高さ H1, H2	±30	1ヶ所/1基 基礎1基毎 ※施工に当たっては安全性 に留意しなければならない。							
	基幅w	-30								
	高さh	-30								
	礎根入れ長	設計値以上								
複合遊具	設置高さ H1, H2	±30	1ヶ所/1基 基礎1基毎 ※施工に当たっては安全性 に留意しなければならない。							
	基幅w	-30								
	高さh	-30								
	礎根入れ長	設計値以上								

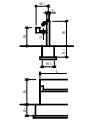
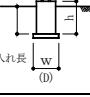
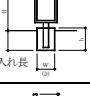
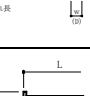
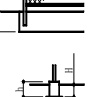


土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第14編 公園緑地編

県 現行基準 (H26)																
編	章	節	条	枝番	工程	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要						
14	3	9	3	10	7スレチク遊具	設置高さ H1, H2	±30	1箇所/1基								
						基 幅w	-30	基礎1基毎								
						高さh	-30	* 施工に当たっては安全性に留意しなければならない。								
						根入れ長	設計値以上									
					11	健康遊具施設	設置高さ H1, H2	±30	1箇所/1基							
							基 幅w	-30	基礎1基毎							
							高さh	-30	* 監督員との協議による。							
							根入れ長	設計値以上	* 施工に当たっては安全性に留意しなければならない。							
							4	1	砂場			基準高▽	±30	1箇所/1基		
												厚さt ₁ ~t ₄	-20	基礎1基毎		
	幅w ₁ , w ₂	-30	* 標準図をもっている、又は単一断面の場合に適用する。													
	高さh ₁ , h ₂	-30	* 施工に当たっては安全性に留意しなければならない。													
	2	現場打遊具	厚さt	-20	1箇所/1基											
			幅w ₁ , w ₂	-30	基礎1基毎											
			高さh ₁ ~h ₄	-30	* 標準図をもっている、又は単一断面の場合に適用する。											
			長さL	-30	* 施工に当たっては安全性に留意しなければならない。											
	3	徒渉池	基準高▽0, ▽1	±30	1箇所/1施工箇所											
			厚さt ₁ ~t ₄	-20	基礎1基毎											
			幅w ₁ , w ₂	-30	* 標準図をもっている、又は単一断面の場合に適用する。											
			高さh ₁ , h ₂	-30												
10	3	時計台工	1	時計台	設置高さH	設計値以上	1箇所/1基									
					基 幅w(D)	-30	基礎1基毎									
					高さh	-30										
					根入れ長	設計値以上										
					根入れ長	設計値以上										
	4	1	水飲み場	水飲み場	設置高さ H1~H3	±30	1箇所/1基									
					基 幅w(D)	-30	基礎1基毎									
					高さh	-30										
					根入れ長	設計値以上										
					根入れ長	設計値以上										
6	ベンチ・テーブル工	1	ベンチ 緑台 2 テーブル 3 ツツール 4 野外卓 5	設置高さ H1~H3	±30	1箇所/1基										
				基 幅w(D)	-30	基礎1基毎										
				高さh	-30											
				根入れ長	設計値以上											
				根入れ長	設計値以上											

県 新基準 (H29)																
編	章	節	条	枝番	工程	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要						
14	3	9	3	10	7スレチク遊具	設置高さ H1, H2	±30	1ヶ所/1基								
						基 幅w	-30	基礎1基毎								
						高さh	-30	* 施工に当たっては安全性に留意しなければならない。								
						根入れ長	設計値以上									
					11	健康遊具施設	設置高さ H1, H2	±30	1ヶ所/1基							
							基 幅w	-30	基礎1基毎							
							高さh	-30	* 監督員との協議による。							
							根入れ長	設計値以上	* 施工に当たっては安全性に留意しなければならない。							
							4	1	砂場			基準高▽	±30	1ヶ所/1基		
												厚さt ₁ ~t ₄	-20	基礎1基毎		
	幅w ₁ , w ₂	-30	* 標準図をもっている、又は単一断面の場合に適用する。													
	高さh ₁ , h ₂	-30	* 施工に当たっては安全性に留意しなければならない。													
	2	現場打遊具	厚さt	-20	1ヶ所/1基											
			幅w ₁ , w ₂	-30	基礎1基毎											
			高さh ₁ ~h ₄	-30	* 標準図をもっている、又は単一断面の場合に適用する。											
			長さL	-30	* 施工に当たっては安全性に留意しなければならない。											
	3	徒渉池	基準高▽0, ▽1	±30	1ヶ所/1施工箇所											
			厚さt ₁ ~t ₄	-20	基礎1基毎											
			幅w ₁ , w ₂	-30	* 標準図をもっている、又は単一断面の場合に適用する。											
			高さh ₁ , h ₂	-30												
10	3	時計台工	1	時計台	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基									
					基 幅w(D)	-30	基礎1基毎									
					高さh	-30										
					根入れ長	設計値以上										
					根入れ長	設計値以上										
	4	1	水飲み場	水飲み場	設置高さ H1~H3	±30	1ヶ所/1基									
					基 幅w(D)	-30	基礎1基毎									
					高さh	-30										
					根入れ長	設計値以上										
					根入れ長	設計値以上										
6	ベンチ・テーブル工	1	ベンチ 緑台 2 テーブル 3 ツツール 4 野外卓 5	設置高さ H1~H3	±30	1ヶ所/1基										
				基 幅w(D)	-30	基礎1基毎										
				高さh	-30											
				根入れ長	設計値以上											
				根入れ長	設計値以上											

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第14編 公園緑地編

		県 現行基準(H26)																					
編	章	節	条	枝番	工程	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要													
1 4 公園 緑地	3 施設 整備	1 0 サ イ ビ ス 施設 整備 工	8 炊事 場 工	1	炊事場	基準 高▽	±30	1箇所/1施工箇所															
						厚さ t ₁ , t ₂	-20																
						幅 w ₁ , w ₂	-30																
						高さ H ₁ ~H ₂	-30																
						長さ L	-30																
						1 1 管理 施設 整備 工	3 リ サイ ク ル 施設 工	1 リ サイ ク ル 施設 基 礎	1	リサイクル施設基礎	基準 高▽	±30	1箇所/1基礎 基礎1基毎										
						基 幅w(D)					-30												
						礎 高さh					-30												
						礎 根入れ長					設計値以上												
						5 ご み 施設 工					1 1 管理 施設 整備 工	5 ご み 施設 工				1	くず入れ 吸殻入れ	設置高さH	設計値以上	1箇所/1基礎 基礎1基毎			
						基 幅w(D)							-30										
						礎 高さh							-30										
						礎 根入れ長							設計値以上										
						6 井 戸 工							2	2	1			手押しポンプ	設置高さH				設計値以上
						基 幅w(D)													-30				
礎 高さh	-30																						
礎 根入れ長	設計値以上																						
7 門 扉 工	1 2 3	1 2 3	1	門壁 門柱 門扉	設置高さH	設計値以上													1箇所/1基礎 基礎1基毎				
基 幅w(D)					-30																		
礎 高さh					-30																		
礎 根入れ長					設計値以上																		
8 柵 工					1 2 3	1 2 3	1	フェンス 柵 手すり	設置高さH	設計値以上												施工延長40m(測点間隔25mの柵2柵場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。	
基 幅w(D)									-30														
礎 高さh									-30														
礎 根入れ長									設計値以上														
礎 延長 L									-200														
1 2 建築 施設 整備 工									3 四 阿 工	1	3	四阿基礎				基準 高▽	±30		1箇所/1施工箇所 基礎1基毎				
																基 幅w(D)	-30						
													礎 高さh	-30									
													礎 根入れ長	設計値以上									
													9 車 止 め 工	1 2	1 2	1	車止め 車椅子ゲート	設置高さH				設計値以上	1箇所/1基礎 基礎1基毎
													基 幅w(D)					-30					
	礎 高さh	-30																					
	礎 根入れ長	設計値以上																					
	1 2 建築 施設 整備 工	3 四 阿 工	1	3									四阿基礎					基準 高▽	±30	1箇所/1施工箇所 基礎1基毎			
	基 幅w(D)																	-30					
	礎 高さh				-30																		
	礎 根入れ長				設計値以上																		

		県 新基準(H29)																					
編	章	節	条	枝番	工程	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要													
1 4 公園 緑地	3 施設 整備	1 0 サ イ ビ ス 施設 整備 工	8 炊事 場 工	1	炊事場	基準 高▽	±30	1箇所/1施工箇所															
						厚さ t ₁ , t ₂	-20																
						幅 w ₁ , w ₂	-30																
						高さ H ₁ ~H ₂	-30																
						長さ L	-30																
						1 1 管理 施設 整備 工	3 リ サイ ク ル 施設 工	1 リ サイ ク ル 施設 基 礎	1	リサイクル施設基礎	基準 高▽	±30	1箇所/1基礎 基礎1基毎										
						基 幅w(D)					-30												
						礎 高さh					-30												
						礎 根入れ長					設計値以上												
						5 ご み 施設 工					1 1 管理 施設 整備 工	5 ご み 施設 工				1	くず入れ 吸殻入れ	設置高さH	設計値以上	1箇所/1基礎 基礎1基毎			
						基 幅w(D)							-30										
						礎 高さh							-30										
						礎 根入れ長							設計値以上										
						6 井 戸 工							2	2	1			手押しポンプ	設置高さH				設計値以上
						基 幅w(D)													-30				
礎 高さh	-30																						
礎 根入れ長	設計値以上																						
7 門 扉 工	1 2 3	1 2 3	1	門壁 門柱 門扉	設置高さH	設計値以上													1箇所/1基礎 基礎1基毎				
基 幅w(D)					-30																		
礎 高さh					-30																		
礎 根入れ長					設計値以上																		
8 柵 工					1 2 3	1 2 3	1	フェンス 柵 手すり	設置高さH	設計値以上												施工延長40m(測点間隔25mの柵2柵場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。	
基 幅w(D)									-30														
礎 高さh									-30														
礎 根入れ長									設計値以上														
礎 延長 L									-200														
1 2 建築 施設 整備 工									3 四 阿 工	1	3	四阿基礎				基準 高▽	±30		1箇所/1施工箇所 基礎1基毎				
																基 幅w(D)	-30						
													礎 高さh	-30									
													礎 根入れ長	設計値以上									
													9 車 止 め 工	1 2	1 2	1	車止め 車椅子ゲート	設置高さH				設計値以上	1箇所/1基礎 基礎1基毎
													基 幅w(D)					-30					
	礎 高さh	-30																					
	礎 根入れ長	設計値以上																					
	1 2 建築 施設 整備 工	3 四 阿 工	1	3									四阿基礎					基準 高▽	±30	1箇所/1施工箇所 基礎1基毎			
	基 幅w(D)																	-30					
	礎 高さh				-30																		
	礎 根入れ長				設計値以上																		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第14編 公園緑地編

県 現行基準 (H26)													
編	章	節	条	枝番	工種	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
						測定項目	±40	±50	—				—
1	4	3	4	1	下層路盤	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎又は、施工面積500㎡毎に1箇所を割とし、舗装中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200㎡毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1箇所の割に測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2箇所を測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続するものをいう。 ① 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。	
						厚さ	-45	-45	-15	-15			
						幅W	-50	-50	—	—			
						幅W	-50	-50	—	—			
					2	上層路盤 中層	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡に1箇所を割とし、厚さは延長80m毎又は、施工面積500㎡に1箇所を掘り起こして測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2箇所を測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続するものをいう。 ① 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。
							幅W	-50	-50	—	—		
							幅W	-50	-50	—	—		
							幅W	-50	-50	—	—		
					4	基層	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡に1箇所を割とし、厚さは、施工面積500㎡毎に1箇所を割でコア採取して測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2箇所を測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続するものをいう。 ① 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。
							幅W	-25	-25	—	—		
							幅W	-25	-25	—	—		
							幅W	-25	-25	—	—		



県 新基準 (H29)													
編	章	節	条	枝番	工種	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
						測定項目	±40	±50	—				—
1	4	3	4	1	下層路盤	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎又は、施工面積500㎡毎に1箇所を割とし、舗装中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200㎡毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1箇所の割に測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2箇所を測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続するものをいう。 ① 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。	
						厚さ	-45	-45	-15	-15			
						幅W	-50	-50	—	—			
						幅W	-50	-50	—	—			
					2	上層路盤 中層	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡に1箇所を割とし、厚さは延長80m毎又は、施工面積500㎡に1箇所を掘り起こして測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2箇所を測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続するものをいう。 ① 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。
							幅W	-50	-50	—	—		
							幅W	-50	-50	—	—		
							幅W	-50	-50	—	—		
					4	基層	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡に1箇所を割とし、厚さは、施工面積500㎡毎に1箇所を割でコア採取して測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2箇所を測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続するものをいう。 ① 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。
							幅W	-25	-25	—	—		
							幅W	-25	-25	—	—		
							幅W	-25	-25	—	—		



土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第14編 公園緑地編

県 現行基準 (H26)													
編	章	節	条	枝番	工程	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
1	4	3	4	5	クレー舗装 アツターカー舗装	路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は延長40m毎又は、 施工面積500㎡毎に1箇所 の割で測定。 厚さは延長200m毎又は、 施工面積500㎡毎に1箇所 を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎又は、施 工面積500㎡毎に1箇所 の割に測定。なお、延長、施 工面積が上述の規模以下 の場合は、1施工箇所につ き2箇所を測定。		工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理 図等を描いた上での管理が 可能な工事をいい、基層及 び表層用混合物の総使用 量が3,000t以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以 上の工事より規模は小さい ものの、管理結果を施工管 理に反映できる規模の工事 をいい、同一工程の施工日 数が数日連続するものをい う。 ① 施工面積で2,000㎡以上 10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用 混合物の総使用量が500t 以上3,000t未満。 厚さは、個々の測定値が10 個に9個以上の割合で規格 値を満足しなければならない とともに、10個の測定値の 平均値 (X/10) について満足 しなければならない。	
							厚さ t<150	—	-30				-10
							t≥150	—	-45				-15
						幅	-100		—				
						表層工	厚さ	-10					幅は、延長80m毎又は、施 工面積500㎡に1箇所の割 とし、厚さは200m毎又は、 施工面積500㎡に1箇所を 掘り起こして測定。なお、延 長、施工面積が上述の規 模以下の場合は、1施工箇 所につき2箇所を測定。
							幅	-25					
					平坦性 テニスコート 陸上競技場 野球場		±5mm以内 ±10mm以内 ±20mm以内						
					天然芝舗装	路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は延長40m毎又は、 施工面積500㎡毎に1箇所 の割で測定。 厚さは延長200m毎又は、 施工面積500㎡毎に1箇所 を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎又は、施 工面積500㎡毎に1箇所 の割に測定。なお、延長、施 工面積が上述の規模以下 の場合は、1施工箇所につ き2箇所を測定。		工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理 図等を描いた上での管理が 可能な工事をいい、基層及 び表層用混合物の総使用 量が3,000t以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以 上の工事より規模は小さい ものの、管理結果を施工管 理に反映できる規模の工事 をいい、同一工程の施工日 数が数日連続するものをい う。 ① 面積で2,000㎡以上 10,000㎡未満 ② 用する基層及び表層用混 合物の総使用量が500t以上 3,000t未満。 厚さは、個々の測定値が10 個に9個以上の割合で規格 値を満足しなければならない とともに、10個の測定値の 平均値 (X/10) について満足 しなければならない。	
							厚さ t<150	—	-30				-10
							t≥150	—	-45				-15
						幅	-100		—				
						表層工	厚さ	-10					幅は、延長80m毎又は、施 工面積500㎡に1箇所の割 に測定。なお、延長、施工 面積が上述の規模以下の 場合は、1施工箇所につき 2箇所を測定。
幅	-25												
平坦性	±5mm以内												
人工芝舗装	路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は延長40m毎又は、 施工面積500㎡毎に1箇所 の割で測定。 厚さは延長200m毎又は、 施工面積500㎡毎に1箇所 を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎又は、施 工面積500㎡毎に1箇所 の割に測定。なお、延長、施 工面積が上述の規模以下 の場合は、1施工箇所につ き2箇所を測定。		工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理 図等を描いた上での管理が 可能な工事をいい、基層及 び表層用混合物の総使用 量が3,000t以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以 上の工事より規模は小さい ものの、管理結果を施工管 理に反映できる規模の工事 をいい、同一工程の施工日 数が数日連続するものをい う。 ① 施工面積で2,000㎡以上 10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用 混合物の総使用量が500t 以上3,000t未満。 厚さは、個々の測定値が10 個に9個以上の割合で規格 値を満足しなければならない とともに、10個の測定値の 平均値 (X/10) について満足 しなければならない。						
		厚さ t<150	—	-30				-10					
		t≥150	—	-45				-15					
	幅	-100		—									
	表層工	厚さ	-10					幅は、延長80m毎又は、施 工面積500㎡に1箇所の割 に測定。なお、延長、施工 面積が上述の規模以下の 場合は、1施工箇所につき 2箇所を測定。					
		幅	-25										
平坦性		±5mm以内											

県 新基準 (H29)													
編	章	節	条	枝番	工程	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
1	4	3	4	5	クレー舗装 アツターカー舗装	路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は延長40m毎又は、 施工面積500㎡毎に1箇所 の割で測定。 厚さは延長200m毎又は、 施工面積500㎡毎に1箇所 を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎又は、施 工面積500㎡毎に1箇所 の割に測定。なお、延長、施 工面積が上述の規模以下 の場合は、1施工箇所につ き2箇所を測定。		工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理 図等を描いた上での管理が 可能な工事をいい、基層及 び表層用混合物の総使用 量が3,000t以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以 上の工事より規模は小さい ものの、管理結果を施工管 理に反映できる規模の工事 をいい、同一工程の施工日 数が数日連続するものをい う。 ① 施工面積で2,000㎡以上 10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用 混合物の総使用量が500t 以上3,000t未満。 厚さは、個々の測定値が10 個に9個以上の割合で規格 値を満足しなければならない とともに、10個の測定値の 平均値 (X/10) について満足 しなければならない。	
							厚さ t<150	—	-30				-10
							t≥150	—	-45				-15
						幅	-100		—				
						表層工	厚さ	-10					幅は、延長80m毎又は、施 工面積500㎡に1箇所の割 とし、厚さは200m毎又は、 施工面積500㎡に1箇所を 掘り起こして測定。なお、延 長、施工面積が上述の規 模以下の場合は、1施工箇 所につき2箇所を測定。
							幅	-25					
					平坦性 テニスコート 陸上競技場 野球場		±5mm以内 ±10mm以内 ±20mm以内						
					天然芝舗装	路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は延長40m毎又は、 施工面積500㎡毎に1箇所 の割で測定。 厚さは延長200m毎又は、 施工面積500㎡毎に1箇所 を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎又は、施 工面積500㎡毎に1箇所 の割に測定。なお、延長、施 工面積が上述の規模以下 の場合は、1施工箇所につ き2箇所を測定。		工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理 図等を描いた上での管理が 可能な工事をいい、基層及 び表層用混合物の総使用 量が3,000t以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以 上の工事より規模は小さい ものの、管理結果を施工管 理に反映できる規模の工事 をいい、同一工程の施工日 数が数日連続するものをい う。 ① 面積で2,000㎡以上 10,000㎡未満 ② 用する基層及び表層用混 合物の総使用量が500t以上 3,000t未満。 厚さは、個々の測定値が10 個に9個以上の割合で規格 値を満足しなければならない とともに、10個の測定値の 平均値 (X/10) について満足 しなければならない。	
							厚さ t<150	—	-30				-10
							t≥150	—	-45				-15
						幅	-100		—				
						表層工	厚さ	-10					幅は、延長80m毎又は、施 工面積500㎡に1箇所の割 に測定。なお、延長、施工 面積が上述の規模以下の 場合は、1施工箇所につき 2箇所を測定。
幅	-25												
平坦性	±5mm以内												
人工芝舗装	路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は延長40m毎又は、 施工面積500㎡毎に1箇所 の割で測定。 厚さは延長200m毎又は、 施工面積500㎡毎に1箇所 を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎又は、施 工面積500㎡毎に1箇所 の割に測定。なお、延長、施 工面積が上述の規模以下 の場合は、1施工箇所につ き2箇所を測定。		工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理 図等を描いた上での管理が 可能な工事をいい、基層及 び表層用混合物の総使用 量が3,000t以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以 上の工事より規模は小さい ものの、管理結果を施工管 理に反映できる規模の工事 をいい、同一工程の施工日 数が数日連続するものをい う。 ① 施工面積で2,000㎡以上 10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用 混合物の総使用量が500t 以上3,000t未満。 厚さは、個々の測定値が10 個に9個以上の割合で規格 値を満足しなければならない とともに、10個の測定値の 平均値 (X/10) について満足 しなければならない。						
		厚さ t<150	—	-30				-10					
		t≥150	—	-45				-15					
	幅	-100		—									
	表層工	厚さ	-10					幅は、延長80m毎又は、施 工面積500㎡に1箇所の割 に測定。なお、延長、施工 面積が上述の規模以下の 場合は、1施工箇所につき 2箇所を測定。					
		幅	-25										
平坦性		±5mm以内											

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第14編 公園緑地編

県 現行基準 (H26)																			
編	章	節	条	枝番	工程	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要									
1	4	3	4	9	全天候型舗装 (樹脂系) 全天候型舗装 (アスファルト系)	路	基準高▽	±50	—	基準高は延長40m毎又は、 施工面積500㎡毎に1箇所 の割で測定。 厚さは延長200m毎又は、 施工面積500㎡毎に1箇所 を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎又は、施 工面積500㎡毎に1箇所 の割に測定。なお、延長、施 工面積が上述の規模以下 の場合は、1施工箇所につ き2箇所を測定。		工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理 図等を描いた上での管理が 可能な工事をいい、基層及 び表層用混合物の総使用 量が3,000t以上の場合は該 当する。 小規模工事とは、中規模以 上の工事より規模は小さい ものの、管理結果を施工管 理に反映できる規模の工事 をいい、同一工程の施工日 数が数日連続するものをい う。 ① 施工面積で2,000㎡以上 10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層 用混合物の総使用量が500t 以上3,000t未満。 厚さは、個々の測定値が10 個に9個以上の割合で規格 値を満足しなければならない とともに、10個の測定値の 平均値 (X/10) について満足 しなければならない。							
							盤	厚さ t<150	—				-30	-10					
								t≥150	—				-45	-15					
						工	幅		-100				—						
							表層工		厚さ				-10						
							幅		-25				—						
					平坦性 テニスコート 陸上競技場		±5mm以内 ±10mm以内		—										
					11	4	3	4	10	全天候型舗装 (樹脂系) 全天候型舗装 (アスファルト系)	路	基準高▽	±50	—	基準高は延長40m毎又は、 施工面積500㎡毎に1箇所 の割で測定。 厚さは延長200m毎又は、 施工面積500㎡毎に1箇所 を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎又は、施 工面積500㎡毎に1箇所 の割に測定。なお、延長、施 工面積が上述の規模以下 の場合は、1施工箇所につ き2箇所を測定。		工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理 図等を描いた上での管理が 可能な工事をいい、基層及 び表層用混合物の総使用 量が3,000t以上の場合は該 当する。 小規模工事とは、中規模以 上の工事より規模は小さい ものの、管理結果を施工管 理に反映できる規模の工事 をいい、同一工程の施工日 数が数日連続するものをい う。 ① 施工面積で2,000㎡以上 10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層 用混合物の総使用量が500t 以上3,000t未満。 厚さは、個々の測定値が10 個に9個以上の割合で規格 値を満足しなければならない とともに、10個の測定値の 平均値 (X/10) について満足 しなければならない。		
												盤	厚さ t<150	—				-30	-10
													t≥150	—				-45	-15
											工	幅		-100				—	
												表層工		厚さ				-10	
幅		-25	—																
平坦性 テニスコート 陸上競技場		±5mm以内 ±10mm以内		—															

県 新基準 (H29)																			
編	章	節	条	枝番	工程	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要									
1	4	3	4	9	全天候型舗装 (樹脂系) 全天候型舗装 (アスファルト系)	路	基準高▽	±50	—	基準高は延長40m毎又は、 施工面積500㎡毎に1箇所 の割で測定。 厚さは延長200m毎又は、 施工面積500㎡毎に1箇所 を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎又は、施 工面積500㎡毎に1箇所 の割に測定。なお、延長、施 工面積が上述の規模以下 の場合は、1施工箇所につ き2箇所を測定。		工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理 図等を描いた上での管理が 可能な工事をいい、基層及 び表層用混合物の総使用 量が3,000t以上の場合は該 当する。 小規模工事とは、中規模以 上の工事より規模は小さい ものの、管理結果を施工管 理に反映できる規模の工事 をいい、同一工程の施工日 数が数日連続するものをい う。 ① 施工面積で2,000㎡以上 10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層 用混合物の総使用量が500t 以上3,000t未満。 厚さは、個々の測定値が10 個に9個以上の割合で規格 値を満足しなければならない とともに、10個の測定値の 平均値 (X/10) について満足 しなければならない。							
							盤	厚さ t<150	—				-30	-10					
								t≥150	—				-45	-15					
						工	幅		-100				—						
							表層工		厚さ				-10						
							幅		-25				—						
					平坦性 テニスコート 陸上競技場		±5mm以内 ±10mm以内		—										
					11	4	3	4	10	全天候型舗装 (樹脂系) 全天候型舗装 (アスファルト系)	路	基準高▽	±50	—	基準高は延長40m毎又は、 施工面積500㎡毎に1箇所 の割で測定。 厚さは延長200m毎又は、 施工面積500㎡毎に1箇所 を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎又は、施 工面積500㎡毎に1箇所 の割に測定。なお、延長、施 工面積が上述の規模以下 の場合は、1施工箇所につ き2箇所を測定。		工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理 図等を描いた上での管理が 可能な工事をいい、基層及 び表層用混合物の総使用 量が3,000t以上の場合は該 当する。 小規模工事とは、中規模以 上の工事より規模は小さい ものの、管理結果を施工管 理に反映できる規模の工事 をいい、同一工程の施工日 数が数日連続するものをい う。 ① 施工面積で2,000㎡以上 10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層 用混合物の総使用量が500t 以上3,000t未満。 厚さは、個々の測定値が10 個に9個以上の割合で規格 値を満足しなければならない とともに、10個の測定値の 平均値 (X/10) について満足 しなければならない。		
												盤	厚さ t<150	—				-30	-10
													t≥150	—				-45	-15
											工	幅		-100				—	
												表層工		厚さ				-10	
幅		-25	—																
平坦性 テニスコート 陸上競技場		±5mm以内 ±10mm以内		—															

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第14編 公園緑地編

		県 現行基準 (H26)										
編	章	節	条	枝番	工程	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
14	公園緑地	4	4	3	1	スタンド擁壁	基準高 ∇	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
							厚さ t	-20				
							幅 w_1, w_2	-30				
							高さ h	$h < 3m$				-50
								$h \geq 3m$				-100
							延長 L	-200				
		4	4	2	1	2	スタッドベンチ 現場打ベンチ	延長 L	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
		5	グラウンド・コート整備	5	3	1	タッグアウト基礎	基準高 ∇	±30	1箇所/1基		
								幅 w(D)	-30			
								高さ h	-30			
								根入れ長	設計値以上			
6	1			2	1	2	フールホール ポスト ゴールポスト 支柱台 スポーツサークル 跳躍箱 踏切板	設置高さ H	±30	1箇所/1基		
								幅 w(D)	-30			
								高さ h	-30			
								根入れ長	設計値以上			
13	1	2	1	2	塁ベース基礎	基準高 ∇	±30	1箇所/1基				
						幅 w(D)	-30					
						高さ h	-30					
1	2	3	1	2	高尺ネットフェンス 防球ネット	設置高さ H	設計値以上	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。				
						幅 w(D)	-30					
						高さ h	-30					
						根入れ長	設計値以上					
						延長 L	-200					
5	自然育成	2	3	1	蒔き出し	基準高 ∇	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所。施工面積1,000㎡につき1箇所、面積1,000㎡以下のものは1施工箇所につき2箇所。基準高は各法肩で測定。又は、施工面積のほぼ中心と各法肩で測定。				
						法長 ℓ	$\ell < 5m$				-100	
							$\ell \geq 5m$				法長の-2%	
						幅 w_1, w_2	-100					
		4	1	3	1	4	遮水・止水シート	基準高 ∇	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
								高さ h	-30			
								幅 w_1, w_2	-100			
								延長 L	-200			
3	4	1	2	4	ごろた石積 崩れ積	基準高 ∇	±100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。				
						法長 ℓ	$\ell/2 < 3m$				-50	
							$\ell/2 \geq 3m$				-100	
						幅 w	-50					
						厚さ t	-50					
						延長 L	-200					

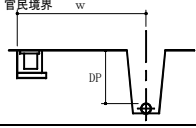
		県 新基準 (H29)										
編	章	節	条	枝番	工程	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
14	公園緑地	4	4	3	1	スタンド擁壁	基準高 ∇	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
							厚さ t	-20				
							幅 w_1, w_2	-30				
							高さ h	$h < 3m$				-50
								$h \geq 3m$				-100
							延長 L	-200				
		4	4	2	1	2	スタッドベンチ 現場打ベンチ	延長 L	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
		5	グラウンド・コート整備	5	3	1	タッグアウト基礎	基準高 ∇	±30	1箇所/1基		
								幅 w(D)	-30			
								高さ h	-30			
								根入れ長	設計値以上			
6	1			2	1	2	フールホール ポスト ゴールポスト 支柱台 スポーツサークル 跳躍箱 踏切板	設置高さ H	±30	1箇所/1基		
								幅 w(D)	-30			
								高さ h	-30			
								根入れ長	設計値以上			
13	1	2	1	2	塁ベース基礎	基準高 ∇	±30	1箇所/1基				
						幅 w(D)	-30					
						高さ h	-30					
1	2	3	1	2	高尺ネットフェンス 防球ネット	設置高さ H	設計値以上	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。				
						幅 w(D)	-30					
						高さ h	-30					
						根入れ長	設計値以上					
						延長 L	-200					
5	自然育成	2	3	1	蒔き出し	基準高 ∇	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所。施工面積1,000㎡につき1箇所、面積1,000㎡以下のものは1施工箇所につき2箇所。基準高は各法肩で測定。又は、施工面積のほぼ中心と各法肩で測定。				
						法長 ℓ	$\ell < 5m$				-100	
							$\ell \geq 5m$				法長の-2%	
						幅 w_1, w_2	-100					
		4	1	3	1	4	遮水・止水シート	基準高 ∇	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
								高さ h	-30			
								幅 w_1, w_2	-100			
								延長 L	-200			
3	4	1	2	4	ごろた石積 崩れ積	基準高 ∇	±100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。				
						法長 ℓ	$\ell/2 < 3m$				-50	
							$\ell/2 \geq 3m$				-100	
						幅 w	-50					
						厚さ t	-50					
						延長 L	-200					

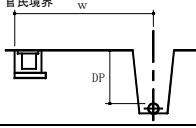
土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第14編 公園緑地編

県 現行基準 (H26)														
編	章	節	条	枝番	工程	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要				
1 4 公園緑地	5 自然育成	2 自然育成施設施工	4 自然水路工	5	砂・礫敷	厚さ t	t < 15cm	-25	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは、施工延長200mにつき1箇所、200m以下は2箇所、中央で測定。又は施工面積1,000㎡に1回。					
							t ≥ 15cm	-50						
							幅 w	-100						
						5 水田工	1	遮水・止水シート		基準 高▽		-50	1箇所/1施工箇所	
										高さ h		-30		
					面積 A	設計値以上								
					1 0 しがらみ掃工	1	しがらみ掃	高さ h	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。				
		延長 L	-200											
		1 2 保護柵工	1	保護柵工	設置高さ H	設計値以上	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。							
						基幅 w(D)			-30	1施工箇所毎				
						高さ h			-30					
					礎	根入れ長	設計値以上							
						延長 L	-200							
					1 3 解説板工	1	解説板	設置高さ H	設計値以上	1施工箇所毎 基礎1基毎				
								礎	幅 w(D)			-30		
		高さ h	-30											
根入れ長	設計値以上													

県 新基準 (H29)														
編	章	節	条	枝番	工程	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要				
1 4 公園緑地	5 自然育成	2 自然育成施設施工	4 自然水路工	5	砂・礫敷	厚さ t	t < 15cm	-25	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは、施工延長200mにつき1箇所、200m以下は2箇所、中央で測定。又は施工面積1,000㎡に1回。					
							t ≥ 15cm	-50						
							幅 w	-100						
						5 水田工	1	遮水・止水シート		基準 高▽		-50	1箇所/1施工箇所	
										高さ h		-30		
					面積 A	設計値以上								
					1 0 しがらみ掃工	1	しがらみ掃	高さ h	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。				
		延長 L	-200											
		1 2 保護柵工	1	保護柵工	設置高さ H	設計値以上	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。							
						基幅 w(D)			-30	1施工箇所毎				
						高さ h			-30					
					礎	根入れ長	設計値以上							
						延長 L	-200							
					1 3 解説板工	1	解説板	設置高さ H	設計値以上	1施工箇所毎 基礎1基毎				
								礎	幅 w(D)			-30		
		高さ h	-30											
根入れ長	設計値以上													

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第15編 水道編

県 現行基準(H26)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 5 水 道	2 管 路	3 管 布 設 工 事 一 般	2 管 据 え 付 け 工		管の据付	占用位置 W	±30	・路線、口径、 管種ごとに、 施工延長40m につき1箇所		
						土被り DP	±30			
	4 ダ ク タ イ ル 鑄 鉄 管 布 設 工	2 ダ ク タ イ ル 鑄 鉄 管 の 接 合			管の接合	鑄鉄管 継手	接合要領書による	・口径、管種 毎に全接合箇所測定 ・各種継手点 検表に記入		
						弁室その他の構造物	弁室 (現場打)	壁厚 t		
			床版厚 t ₁	-20						
			底版厚 t ₂	-20						
			内空幅 W ₁ , W ₂	-30						
			内空高 h	±30						
			異形管防護工		幅	-30	・1施工箇所ごとに測定			
					高さ	-30				
				辺長	-30					
				体積	+であること					

県 新基準(H29)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 5 水 道	2 管 路	3 管 布 設 工 事 一 般	2 管 据 え 付 け 工		管の据付	占用位置 W	±30	・路線、口径、 管種ごとに、 施工延長40m につき1箇所		
						土被り DP	±30			
	4 ダ ク タ イ ル 鑄 鉄 管 布 設 工	2 ダ ク タ イ ル 鑄 鉄 管 の 接 合			管の接合	鑄鉄管 継手	接合要領書による	・口径、管種 毎に全接合箇所測定 ・各種継手点 検表に記入		
						弁室その他の構造物	弁室 (現場打)	壁厚 t		
			床版厚 t ₁	-20						
			底版厚 t ₂	-20						
			内空幅 W ₁ , W ₂	-30						
			内空高 h	±30						
			異形管防護工		幅	-30	・1施工箇所ごとに測定			
					高さ	-30				
				辺長	-30					
				体積	+であること					

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準1

県 現行基準 (H26)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		
1 セ メ ン ト コ ン ク リ ー ト （ 転 圧 コ ン ク リ ー ト ・ コ ン ク リ ー ト ダ ム ・ 覆 工 コ ン ク リ ー ト ・ 吹 付 け コ ン ク リ ー ト を 除 く ）	材	必 須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	○	
			その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については概要を参照)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	○	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)	○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下粗骨材:12%以下	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合	・寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上	○	
ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	○	○				
練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量: 2g/L以下溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。	・上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○			

県 新基準 (H29)									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準			
1 セ メ ン ト コ ン ク リ ー ト （ 転 圧 コ ン ク リ ー ト ・ コ ン ク リ ー ト ダ ム ・ 覆 工 コ ン ク リ ー ト ・ 吹 付 け コ ン ク リ ー ト を 除 く ）	材	必 須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○	
			その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については概要を参照)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 [2014年制定]舗装標準示方書	○	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)	【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下粗骨材:12%以下	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合	・寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上	【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○	
ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	○	【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○				
練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量: 2g/L以下溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。	・上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	【参考】 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○			

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準1

県 現行基準(H26)						
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験成績表等による確認
				回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	○

県 新基準(H29)						
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験成績表等による確認
				回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	○

【参考】
[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編
[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準1

県 現行基準 (H26)													
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準							
1 セ メ ン ト コ ン ク リ ー ト (転 圧 コ ン ク リ ー ト ・ コ ン ク リ ー ト ダ ム ・ 覆 工 コ ン ク リ ー ト ・ 吹 付 け コ ン ク リ ー ト を 除 く)	製 造 (プ ラ ン ト) (J I S マ ー ク 表 示 さ れ た レ ディ ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く)	計 量 設 備 の 計 量 精 度	水 : ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨 材: ±3%以内 混和材: ±2%以内(高炉スラグ微粉末の 場合は±1%以内) 混 和 剤: ±3%以内	水 : ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨 材: ±3%以内 混和材: ±2%以内(高炉スラグ微粉末の 場合は±1%以内) 混 和 剤: ±3%以内	水 : ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨 材: ±3%以内 混和材: ±2%以内(高炉スラグ微粉末の 場合は±1%以内) 混 和 剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○					
						ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリート練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8% 以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15% 以下	工事開始前及び工事中1回/年以上	・小規模工事※で1工種当りの総使用量が50 m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、または レディーミクストコンクリート工場の品質証 明書等のみとすることができる。 ※小規模工事とは、以下の工種を除く工種と する。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基 礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁 工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水 門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び 堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工 種及び特記仕様書で指定された工種)	○		
							連続ミキサの場合: 土木学会規程JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位 粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○		
						細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	・レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		
						粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○		
						施 工 必 須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工事※で1工種当りの総使用量が50 m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、または レディーミクストコンクリート工場の品質証 明書等のみとすることができる。1工種当たり の総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごと に1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩 化物イオン含有率試験方法」(JSCE- C502.503)又は設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は 省略できる。 ※小規模工事とは、以下の工種を除く工種と する。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基 礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁 工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水 門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び 堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工 種及び特記仕様書で指定された工種)	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、 一日につき二回以上(午前、午後)コン クリート打設前に行うものとするが、午前1回 コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩 化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午 後の試験を省略することができる。(1試験の 測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測 定値の平均値。半日で打設が完了する場 合は、1回でもよい。	○

県 新基準 (H29)													
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準							
1 セ メ ン ト コ ン ク リ ー ト (転 圧 コ ン ク リ ー ト ・ コ ン ク リ ー ト ダ ム ・ 覆 工 コ ン ク リ ー ト ・ 吹 付 け コ ン ク リ ー ト を 除 く)	製 造 (プ ラ ン ト) (J I S マ ー ク 表 示 さ れ た レ ディ ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く)	計 量 設 備 の 計 量 精 度	水 : ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨 材: ±3%以内 混和材: ±2%以内(高炉スラグ微粉末の 場合は±1%以内) 混 和 剤: ±3%以内	水 : ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨 材: ±3%以内 混和材: ±2%以内(高炉スラグ微粉末の 場合は±1%以内) 混 和 剤: ±3%以内	水 : ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨 材: ±3%以内 混和材: ±2%以内(高炉スラグ微粉末の 場合は±1%以内) 混 和 剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○					
						ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリート練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 以下 圧縮強度平均値からの差: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15% 以下	工事開始前及び工事中1回/年以上	・小規模工事※で1工種当りの総使用量が50 m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、または レディーミクストコンクリート工場の品質証 明書等のみとすることができる。※小規模工 種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋 台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋 梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1 m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路 (内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トン ネル、舗装、その他これらに類する工種及び特 記仕様書で指定された工種) 【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○		
							連続ミキサの場合: 土木学会規程JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位 粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工事※で1工種当りの総使用量が50 m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、または レディーミクストコンクリート工場の品質証 明書等のみとすることができる。※小規模工 種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋 台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋 梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1 m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路 (内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トン ネル、舗装、その他これらに類する工種及び特 記仕様書で指定された工種) 【参考】 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○		
						細骨材の表面水率試験	JIS A 1111		2回/日以上	・レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		
						粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○		
						施 工 必 須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工事※で1工種当りの総使用量が50 m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、または レディーミクストコンクリート工場の品質証 明書等のみとすることができる。1工種当たり の総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごと に1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩 化物イオン含有率試験方法」(JSCE- C502.503)又は設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は 省略できる。 ※小規模工事とは、以下の工種を除く工種と する。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基 礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁 工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水 門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び 堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工 種及び特記仕様書で指定された工種)	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、 一日につき二回以上(午前、午後)コン クリート打設前に行うものとするが、午前1回 コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩 化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午 後の試験を省略することができる。(1試験の 測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測 定値の平均値。半日で打設が完了する場 合は、1回でもよい。	○

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準1

県 現行基準 (H26)									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準			
1セメントコンクリート 縦圧コンクリート コンクリートダム 灌工コンクリート 吹付けコンクリートを除く	施 工 須	必 須	単位水量測定	「レディミクストコンクリート単位水量測定要領(案)(兵庫県土木整備部)」	1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/mの範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15kg/mを超え±20kg/mの範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3)配合設計±20kg/mの指示値を超える場合は、生コンを打設するに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならぬ。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合:2回/日(午前1回、午後1回) *示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	試験成績表等による確認		
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ60cm以上80cm未満:許容差±1.5cm スランプ60cm以上180cm以下:許容差±2.5cm スランプ2.5cm:許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、掘壁工(高さ1m以上)、掘土工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。(1回の試験結果は、3回の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回 なお、アストビースは打設場所を採取し、1回につき3個(σ1・3個、σ2B・3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。			
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、掘壁工(高さ1m以上)、掘土工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		
			コンクリートの曲げ強度試験(コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおアストビースは打設場所を採取し、1回につき原則として3個とする。			
その他			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112					

県 新基準 (H29)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		
1セメントコンクリート 縦圧コンクリート コンクリートダム 灌工コンクリート 吹付けコンクリートを除く	施 工 須	必 須	単位水量測定	「レディミクストコンクリート単位水量測定要領(案)(兵庫県土木整備部)」	1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/mの範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15kg/mを超え±20kg/mの範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3)配合設計±20kg/mの指示値を超える場合は、生コンを打設するに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならぬ。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合:2回/日(午前1回、午後1回) *示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	試験成績表等による確認	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ60cm以上80cm未満:許容差±1.5cm スランプ60cm以上180cm以下:許容差±2.5cm スランプ2.5cm:許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、掘壁工(高さ1m以上)、掘土工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	【参考】 【2012年制定】コンクリート標準示方書 施工編 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編(平成24年3月) 道路橋示方書・同解説Ⅲコンクリート橋編(平成24年3月)
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。(1回の試験結果は、3回の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回 なお、アストビースは打設場所を採取し、1回につき3個(σ1・3個、σ2B・3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、掘壁工(高さ1m以上)、掘土工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	【参考】 【2013年制定】コンクリート標準示方書 規準編 【2012年制定】コンクリート標準示方書 施工編
			コンクリートの曲げ強度試験(コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおアストビースは打設場所を採取し、1回につき原則として3個とする。		【参考】 【2014年制定】舗装標準示方書
その他			コアによる強度試験	JIS A 1107		品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112				

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準1

県 現行基準 (H26)							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	
1 セメント コンクリート (転圧 コンクリート・ コンクリートダム・ 覆工 コンクリート・吹付け コンクリートを除く)	施工 後 試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。
		配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による。	同左	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による。	同左	
		強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による。	同左	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による。	同左	
2 ガス 圧 接	施工 前 試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があってはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	
							熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。④その他有害と認められる欠陥があってはならない。

県 新基準 (H29)							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	
1 セメント コンクリート (転圧 コンクリート・ コンクリートダム・ 覆工 コンクリート・吹付け コンクリートを除く)	施工 後 試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。
		配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による。	同左	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による。	同左	
		強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による。	同左	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による。	同左	
2 ガス 圧 接	施工 前 試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があってはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	
							熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。④その他有害と認められる欠陥があってはならない。

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準1

県 現行基準 (H26)										
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準				
2 ガス 圧接	施工 後 試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。				
							熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。			
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	各検査ロットごとに30箇所ランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上のときはロットを不合格とする。ただし、合格判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。	超音波探傷検査は採取検査を原則とする。採取検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。				
3 既製 杭工	材料	必須	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。				
							○			
	施工	必須	外観検査(鋼管杭)	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満: 許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下: 許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下: 許容値4mm以下	・外径700mm未満:上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下:上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下:上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。				
							鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透深傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JISZ 2343-1,2,3,4,5,6	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。
							鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。(20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)
							鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から深傷し、その深傷長は30cm/1方向とする。(20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)
その他			鋼管杭・コンクリート杭(根固め)水セメント比試験	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。また、設計図書に記載されていない場合は60%~70%(中掘り杭工法)、60%(プレボリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法)とする。	試料の採取回数是一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。				
							鋼管杭・コンクリート杭(根固め)水セメント比試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	・中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波深傷試験とすることができる。
							鋼管杭・コンクリート杭(根固め)水セメント比試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	・中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波深傷試験とすることができる。

県 新基準 (H29)										
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準				
2 ガス 圧接	施工 後 試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。				
							熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。			
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	各検査ロットごとに30箇所ランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1ヶ所以下の時はロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする。ただし、合格判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。	超音波探傷検査は採取検査を原則とする。規格値を外れた場合は、以下による。・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。				
3 既製 杭工	材料	必須	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	JIS又は設計図書による				
							○			
	施工	必須	外観検査(鋼管杭)	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満: 許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下: 許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下: 許容値4mm以下	・外径700mm未満:上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下:上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下:上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。				
							鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透深傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JISZ 2343-1,2,3,4,5,6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。
							鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。(20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)
							鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	・中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波深傷試験とすることができる。
その他			鋼管杭・コンクリート杭(根固め)水セメント比試験	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。また、設計図書に記載されていない場合は60%~70%(中掘り杭工法)、60%(プレボリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法)とする。	試料の採取回数是一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。				
							鋼管杭・コンクリート杭(根固め)水セメント比試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	・中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波深傷試験とすることができる。
							鋼管杭・コンクリート杭(根固め)水セメント比試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	・中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波深傷試験とすることができる。

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準1

県 現行基準 (H26)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
4 下 層 路 盤	材 料	必 須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	粒状路盤:修正CBR20%以上(クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が40cmより小さい場合は30%以上とする。	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001表2参照			○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時・小規模以下の工事:施工前	・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時・小規模以下の工事:施工前	・CS・クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○

県 新基準 (H29)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
4 下 層 路 盤	材 料	必 須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	粒状路盤:修正CBR20%以上(クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が40cmより小さい場合は30%以上とする。	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001表2参照			○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時・小規模以下の工事:施工前	・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時・小規模以下の工事:施工前	・CS・クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準1

県 現行基準(H26)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		
4 下 層 路 盤	材 料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時・小規模以下の工事：施工前 ・再生クラッシュランに適用する。・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm 以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり個(3孔)以上で測定する。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
			平板載荷試験	JIS A 1215	1,000㎡につき2回の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		
その他			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		

県 新基準(H29)							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	
4 下 層 路 盤	材 料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時・小規模以下の工事：施工前 ・再生クラッシュランに適用する。・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月) アスファルト舗装工事共通仕様書解説(平成4年12月)	○
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm 以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上歩道箇所：上記又は、設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり個(3孔)以上で測定する。	【参考】 舗装設計施工指針(平成18年2月) 舗装施工便覧(平成18年2月)
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)
			平板載荷試験	JIS A 1215	1,000㎡につき2回の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
その他			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下		【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月) アスファルト舗装工事共通仕様書解説(平成4年12月)
			含水比試験	JIS A 1203		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)	

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準1

県 現行基準 (H26)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
5 上 層 路 盤	材 料 必 須		修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR80%以上アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001表2参照	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI: 4以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○

県 新基準 (H29)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
5 上 層 路 盤	材 料 必 須		修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR80%以上アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月) 舗装再生便覧(平成22年11月)	○
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001表2参照	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI: 4以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)	○

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準1

県 現行基準 (H26)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
5 上 層 路 盤	材 料 須	必	鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015舗装調査・試験法便覧 [4]-10	呈色なし	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・MS: 粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS: 水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下			○
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-12	1.2MPa以上(14日)	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・HMS: 水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-106	1.50kg/ℓ 以上	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・MS: 粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS: 水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○

県 新基準 (H29)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
5 上 層 路 盤	材 料 須	必	鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015舗装調査・試験法便覧 [4]-10	呈色なし	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・MS: 粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS: 水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下			○
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-12	1.2MPa以上(14日)	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・HMS: 水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-106	1.50kg/ℓ 以上	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・MS: 粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS: 水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準1

県 現行基準 (H26)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準 摘要	試験成績表等 による確認	
5 上 層 路 盤	材 料 其 他		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前 ・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○	
施 工 須	必 須		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上X10 95.5%以上X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡: 10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。例えば12,000㎡の場合: 6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。		
			粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±15%以内	・中規模以上の工事: 定期的または随時(1回~2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±6%以内			
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		
	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205		塑性指数PI: 4以下	観察により異常が認められたとき。		【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)	
	含水比試験	JIS A 1203		設計図書による。			【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)	

県 新基準 (H29)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準 摘要	試験成績表等 による確認	
5 上 層 路 盤	材 料 其 他		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前 ・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)	○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)	○	
施 工 須	必 須		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上X10 95.5%以上X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡: 10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。例えば12,000㎡の場合: 6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。		
			粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±15%以内	・中規模以上の工事: 定期的または随時(1回~2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)	
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±6%以内			
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		
	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205		塑性指数PI: 4以下	観察により異常が認められたとき。		【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)	
	含水比試験	JIS A 1203					【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)	

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準1

県 現行基準 (H26)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
6	アスファルト	安定処理路盤	8アスファルト舗装に準じる。					
7	セメント	材 必 須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-38	下層路盤: 一軸圧縮強さ[7日間]10.98MPa 上層路盤: 一軸圧縮強さ[7日間]2.9MPa(アスファルト舗装)、2.0MPa(セメントコンクリート舗装)。	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	下層路盤:10%以上 上層路盤:20%以上	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205舗装調査・試験法便覧 [4]-103	下層路盤 塑性指数PI:9以下 上層路盤 塑性指数PI:9以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	

県 新基準 (H29)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
6	アスファルト	安定処理路盤	8アスファルト舗装に準じる。					
7	セメント	材 必 須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-38	下層路盤: 一軸圧縮強さ[7日間]0.98MPa 上層路盤: 一軸圧縮強さ[7日間]2.9MPa(アスファルト舗装)、2.0MPa(セメントコンクリート舗装)。	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)	
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	下層路盤:10%以上 上層路盤:20%以上	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205舗装調査・試験法便覧 [4]-103	下層路盤 塑性指数PI:9以下 上層路盤 塑性指数PI:9以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)	

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準1

県 現行基準 (H26)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
7	セメント安定処理路盤	施工必須	粒度(2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい: ±15%以内	・中規模以上の工事: 定期的または随時(1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			粒度(75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい: ±6%以内	・中規模以上の工事: 異常が認められたとき。		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上。X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所: 設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡: 10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。例えば 12,000㎡の場合: 6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。		
		その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
		セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-213,[4]-218	±1.2%以内	・中規模以上の工事: 異常が認められたとき(1～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		
8	アスファルト舗装	材料必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度: 2.45g/cm ³ 以上 吸水率: 3.0%以下		○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量: 0.25%以下		○	
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片: 10%以下		○	
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下		○	
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。	○	
		フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下		○		
		フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	3%以下		○		
		フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	1/4以下	1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○		

県 新基準 (H29)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
7	セメント安定処理路盤	施工必須	粒度(2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい: ±15%以内	・中規模以上の工事: 定期的または随時(1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			粒度(75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい: ±6%以内	・中規模以上の工事: 異常が認められたとき。		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上。X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所: 上記又は、設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡: 10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。例えば 12,000㎡の場合: 6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。		
		その他	含水比試験	JIS A 1203		観察により異常が認められたとき。		
		セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-213,[4]-218	±1.2%以内	・中規模以上の工事: 異常が認められたとき(1～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		
8	アスファルト舗装	材料必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度: 2.45g/cm ³ 以上 吸水率: 3.0%以下		○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量: 0.25%以下		○	
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片: 10%以下		○	
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下		○	
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。	○	
		フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下		○		
		フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	3%以下		○		
		フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	1/4以下	1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準1

県 現行基準 (H26)						
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準
8 ア ス フ ア ル ト 舗 装	材 料 其 他		製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比:2.0%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS表乾密度:2.45g/cm ³ 以上 吸水率:3.0%以下	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ² 以上1,000m ² 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量碎石:30%以下 CSS :50%以下 SS :30%以下	1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時・小規模以下の工事:施工前
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量:5%以下	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ² 以上1,000m ² 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプローンアスファルト:表3.3.4	1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3	1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3	○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・セミプローンアスファルト:表3.3.4	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前
			引火点試験	JIS K 2265-1JIS K 2265-2JIS K 2265-3JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプローンアスファルト:表3.3.4	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ² 以上1,000m ² 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプローンアスファルト:表3.3.4	1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1	○
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプローンアスファルト:表3.3.4	○
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト:表3.3.4	○
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト:表3.3.4	○
タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3	○			

県 新基準 (H29)						
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準
8 ア ス フ ア ル ト 舗 装	材 料 其 他		製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比:2.0%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS表乾密度:2.45g/cm ³ 以上 吸水率:3.0%以下	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ² 以上1,000m ² 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量碎石:30%以下 CSS :50%以下 SS :30%以下	1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時・小規模以下の工事:施工前
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量:5%以下	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ² 以上1,000m ² 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプローンアスファルト:表3.3.4	1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3	1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3	○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・セミプローンアスファルト:表3.3.4	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前
			引火点試験	JIS K 2265-1JIS K 2265-2JIS K 2265-3JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプローンアスファルト:表3.3.4	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ² 以上1,000m ² 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプローンアスファルト:表3.3.4	1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1	○
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプローンアスファルト:表3.3.4	○
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト:表3.3.4	○
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト:表3.3.4	○
タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3	○			

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準1

県 現行基準 (H26)									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
8 ア ス フ ア ル ト 舗 装	フ ラ ン ト	必 須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内基準粒度			○	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内			○	
			温度測定(アスファルト・骨材混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。			随 時	○
			水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。			設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認
	ほ た い	必 須	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。X10 96%以上X6 96%以上X3 96.5%以上歩道箇所: 設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。(例) 3,001~10,000㎡: 10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。例えば12,000㎡の場合: 6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、又は転圧回数による管理を行う。	○	
	温度測定(初転圧前)	温度計による。	110℃以上	随 時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)。	○			
	ほ た い	必 須	外観検査(混合物)	目 視					
すべり抵抗試験			舗装調査・試験法便覧 [1]-84	設計図書による。		舗設車線毎200m毎に1回			

県 新基準 (H29)									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
8 ア ス フ ア ル ト 舗 装	フ ラ ン ト	必 須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内基準粒度			○	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内			○	
			温度測定(アスファルト・骨材混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。			随 時	○
			水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57					アスファルト混合物の耐剥離性の確認
	ほ た い	必 須	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。X10 96%以上X6 96%以上X3 96.5%以上歩道箇所: 上記又は、設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。(例) 3,001~10,000㎡: 10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。例えば12,000㎡の場合: 6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、又は転圧回数による管理を行う。	○	
	ほ た い	必 須	温度測定(初転圧前)	温度計による。	110℃以上	随 時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)。	○	
			外観検査(混合物)	目 視					○
ほ た い	必 須	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-84			舗設車線毎200m毎に1回		○	

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準1

県 現行基準 (H26)									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
9 転圧 コンクリート	材料 必須 (JISマーク表示されたレディミクス トコンクリートを使用する場合は除く)	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-8-3による。目標値 修正VC値:50秒	当初			
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案)※いずれか1方法	舗装施工便覧8-8-3による。目標値 締固め率:96%				
			ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-8-3による。目標値 締固め率:97%				
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		・含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが望ましい。		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。			2回/日(午前・午後)で、3本1組/回。	
	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧細骨材表-3.3.20粗骨材表-3.3.22	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回/日。		○			
	骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。			○			
	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。		工事開始前、材料の変更時			○	
	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下積雪寒冷地25%以下		・ホワイトベースに使用する場合:40%以下		○		
	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外(砂等) 3.0%以下(ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下)			○			
	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量:5%以下	・観察で問題なければ省略できる。		○			
	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、材料の変更時	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		○		
	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○			
	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	・観察で問題なければ省略できる。		○		
	骨材中に含まれる密度1.95g/cm ³ の液体に浮く粒子の試験	JIS A 1141	0.5%以下				○		
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122JIS A 5005	細骨材:10%以下粗骨材:12%以下		・寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○		

県 新基準 (H29)									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
9 転圧 コンクリート	材料 必須 (JISマーク表示されたレディミクス トコンクリートを使用する場合は除く)	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。目標値 修正VC値:50秒	当初		【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)	
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案)※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。目標値 締固め率:96%			【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)	
			ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。目標値 締固め率:97%			【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)	
			含水比試験	JIS A 1203	設計値の範囲内		・含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが望ましい。		【参考】 舗装設計施工指針(平成18年2月) 舗装施工便覧(平成18年2月)
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計強度以上			2回/日(午前・午後)で、3本1組/回。	【参考】 舗装設計施工指針(平成18年2月) 舗装施工便覧(平成18年2月)
	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧細骨材表-3.3.20粗骨材表-3.3.22	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回/日。		【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)			
	骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104				【参考】 舗装設計施工指針(平成18年2月) 舗装施工便覧(平成18年2月)			
	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110			工事開始前、材料の変更時	【参考】 舗装設計施工指針(平成18年2月) 舗装施工便覧(平成18年2月)			
	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下積雪寒冷地25%以下		・ホワイトベースに使用する場合:40%以下	【参考】 舗装設計施工指針(平成18年2月) 舗装施工便覧(平成18年2月)			
	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外(砂等) 3.0%以下(ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下)			【参考】 [2014年制定]舗装標準示方書			
	粗骨材中の軟石量試験								
	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、材料の変更時	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 舗装施工便覧(平成18年2月)		
	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		【参考】 [2014年制定]舗装標準示方書			
	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	・観察で問題なければ省略できる。		【参考】 [2014年制定]舗装標準示方書		
	骨材中に含まれる密度1.95g/cm ³ の液体に浮く粒子の試験								
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122JIS A 5005	細骨材:10%以下粗骨材:12%以下		・寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準1

県 現行基準(H26)							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認
9	材料 （JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	・上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。
		回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○	
製造 （JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50m未満の場合は1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。	○
			連続ミキサの場合：土木学会規格 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○
		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
施工	必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし、運搬車ごとに目視観察を行う。		
		マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-290※いずれか1方法	目標値の±1.5%			
		ランマー突き固め試験					
		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上(1回は3個以上の供試体の平均値)の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回(材令28日)。		
		温度測定(コンクリート)	温度計による。		2回/日(午前・午後)以上		
		現場密度の測定	Ri水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mlに1回(横断方向に3箇所)		
		コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-300		1,000mlに1個の割合でコアを採取して測定		

県 新基準(H29)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	
9	材料 （JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)		【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	・上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
		回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○		
製造 （JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	
		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 定格要領(公称容量)の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50m未満の場合は1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	
			連続ミキサの場合：土木学会規格 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○	
		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111		2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○	
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○	
施工	必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし、運搬車ごとに目視観察を行う。	【参考】 舗装設計施工指針(平成18年2月) 舗装施工便覧(平成18年2月)		
		マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-290※いずれか1方法	目標値の±1.5%			【参考】 舗装設計施工指針(平成18年2月) 舗装施工便覧(平成18年2月)	
		ランマー突き固め試験					【参考】 舗装設計施工指針(平成18年2月) 舗装施工便覧(平成18年2月)	
		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上(1回は3個以上の供試体の平均値)の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回(材令28日)。		【参考】 舗装設計施工指針(平成18年2月) 舗装施工便覧(平成18年2月)	
		温度測定(コンクリート)	温度計による。		2回/日(午前・午後)以上		【参考】 舗装設計施工指針(平成18年2月) 舗装施工便覧(平成18年2月)	
		現場密度の測定	Ri水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mlに1回(横断方向に3箇所)		【参考】 舗装設計施工指針(平成18年2月) 舗装施工便覧(平成18年2月)	
		コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-300		1,000mlに1個の割合でコアを採取して測定			

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準1

県 現行基準 (H26)									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
10 グ ー ス ア ス フ ァ ル ト 舗 装	材 料 須	必 須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109JIS A 1110	表層・基層表乾密度: 2.45g/cm ³ 以上 吸水率: 3.0%以下	・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの。	○		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量: 0.25%以下		○		
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片: 10%以下		○		
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。		○		
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下		○		
	そ の 他			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○
				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量: 12%以下		○	
				粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量: 5%以下		○	
				針入度試験	JIS K 2207	15~30(1/10mm)	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの。	○
				軟化点試験	JIS K 2207	58~68℃		○	
				伸度試験	JIS K 2207	10cm以上(25℃)		○	
				トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86~91%		○	
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上		○		
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下		○		
			密度試験	JIS K 2207	1.07~1.13g/cm ³		○		

県 新基準 (H29)									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
10 グ ー ス ア ス フ ァ ル ト 舗 装	材 料 須	必 須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109JIS A 1110	表層・基層表乾密度: 2.45g/cm ³ 以上 吸水率: 3.0%以下	・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの。	○		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量: 0.25%以下		○		
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片: 10%以下		○		
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。		○		
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下		○		
	そ の 他			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○
				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量: 12%以下		○	
				粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量: 5%以下		○	
				針入度試験	JIS K 2207	15~30(1/10mm)	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの。	○
				軟化点試験	JIS K 2207	58~68℃		○	
				伸度試験	JIS K 2207	10cm以上(25℃)		○	
				トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86~91%		○	
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上		○		
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下		○		
			密度試験	JIS K 2207	1.07~1.13g/cm ³		○		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準1

県 現行基準 (H26)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
10 グ ー ス ア ス フ ァ ル ト 舗 装	プ ラ ン ト	必 須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-315	貫入量(40℃)目標値 表層:1~4mm 基層:1~6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-320	3~20秒(目標値)			○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	300以上			○
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-69	破断ひずみ(-10℃、50mm/min)8.0×10-3以上			○
			粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	破断ひずみ(-10℃、50mm/min)8.0×10-3以上	・中規模以上の工事:定期的または随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められたとき。 印字記録の場合:全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの。	○
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい:±5%以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量:±0.9%以内	・中規模以上の工事:定期的または随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められたとき。 印字記録の場合:全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの。	○
温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト: 220℃以下 石粉:常温~150℃	随 時			○		
品質管理	必 須	温度測定(初転圧前)	温度計による。			測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)		

県 新基準 (H29)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
10 グ ー ス ア ス フ ァ ル ト 舗 装	プ ラ ン ト	必 須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-315	貫入量(40℃)目標値 表層:1~4mm 基層:1~6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)	○
			リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-320	3~20秒(目標値)		【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	300以上		【参考】 土木工事共通仕様書3-2-6-10	○
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-69	破断ひずみ(-10℃、50mm/min)8.0×10-3以上		【参考】 土木工事共通仕様書3-2-6-10	○
			粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい:±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事:定期的または随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められたとき。 印字記録の場合:全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの。	○
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい:±5%以内基準粒度		【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)	○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量:±0.9%以内	・中規模以上の工事:定期的または随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められたとき。 印字記録の場合:全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの。	○
温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト: 220℃以下 石粉:常温~150℃	随 時			【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)	○	
品質管理	必 須	温度測定(初転圧前)	温度計による。			測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準1

県 現行基準 (H26)									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
1 1 路 床 安 定 処 理 工	材 料 須	必	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。		当初及び土質の変化したとき。		
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-155,[4]-158	設計図書による。				
	施 工 須	必	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法(JIS A 1214)	設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			
				最大粒径>53mm: 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-185)					
				または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満:5点 ・500㎡以上1,000㎡未満:10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による。	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500㎡を標準とする。2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210				路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・確認試験である。 ・ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		
	そ の 他			平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1箇所の割で行う。	・確認試験である。・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
				現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
含水比試験				JIS A 1203		500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。			
たわみ量				舗装調査・試験法便覧 [1]-227(ベンゲルマンビーム)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施			

県 新基準 (H29)									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
1 1 路 床 安 定 処 理 工	材 料 須	必	土の締固め試験	JIS A 1210		当初及び土質の変化したとき。		【参考】 舗装設計施工指針(平成18年2月) 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)	
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-155,[4]-158				【参考】 舗装設計施工指針(平成18年2月) 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)	
	施 工 須	必	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法(JIS A 1214)	設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			【参考】 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)
				最大粒径>53mm: 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-185)					
				または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満:5点 ・500㎡以上1,000㎡未満:10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	【参考】 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案) (平成8年8月)	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による。	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500㎡を標準とする。2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		【参考】 TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領 (平成24年3月)	
	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210				路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・確認試験である。 ・ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月) 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)
	そ の 他			平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・確認試験である。・セメントコンクリートの路盤に適用する。	【参考】 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)
				現場CBR試験	JIS A 1222		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		【参考】 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)
含水比試験				JIS A 1203		500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。		【参考】 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)	
たわみ量				舗装調査・試験法便覧 [1]-227(ベンゲルマンビーム)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施			

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準1

県 現行基準 (H26)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	
1 2 表層安定処理工 (表層混合処理)	材 料 施 工 必 須	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
			現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm: 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-185)	設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
			または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満: 5点 ・500㎡以上1,000㎡未満: 10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満: 15点	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による。	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。又、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。			
				その他	平板載荷試験	JIS A 1215	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。	
	その他	現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。				
		含水比試験	JIS A 1203	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。				
		たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227(ベンゲルマンビーム)	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。				
		1 3 固結工	材 料 施 工 必 須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。
ゲルタイム試験		当初及び土質の変化したとき。		配合を定めるための試験である。				
1 3 固結工	材 料 施 工 必 須	その他	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
			改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
			改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	

県 新基準 (H29)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	
1 2 表層安定処理工 (表層混合処理)	材 料 施 工 必 須	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
			現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm: 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-185)	設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		【参考】 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)
			または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満: 5点 ・500㎡以上1,000㎡未満: 10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満: 15点	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		【参考】 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)による。 (平成8年8月)
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による。	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。又、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			【参考】 TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領(平成24年3月)
	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。			
				その他	平板載荷試験	JIS A 1215	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。	
	その他	現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。				
		含水比試験	JIS A 1203	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。				
		たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227(ベンゲルマンビーム)	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。				
		1 3 固結工	材 料 施 工 必 須	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計強度以上。なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	当初及び土質の変化したとき。
ゲルタイム試験		当初及び土質の変化したとき。			配合を定めるための試験である。			
1 3 固結工	材 料 施 工 必 須	その他	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
			改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
			改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準1

県 現行基準 (H26)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	
14 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後)／日		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適性試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験(1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)		・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。		
	その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。		
15 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			外観検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。			○	
	その他	土の粒度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。			
施工	必須		現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm: 突砂法(舗装調査・試験法便覧 [4]-185)	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。または、設計図書による。	500mにつき1回の割合で行う。ただし、1,500m未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法】 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルパット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
			現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「Ri計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。または、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。・橋台背面アプローチ部における規格値は、目安を以下に示す。 ・500m未満: 5点 ・500m以上1,000m未満: 10点 ・1,000m以上2,000m未満: 15点	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法】 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルパット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
			現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による。	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする		
			現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による。	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。			

県 新基準 (H29)							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認
14 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計強度以上	2回(午前・午後)／日	参考値: 24N/mm ² 以上(グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説、平成24年5月)
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計値の範囲内	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。	参考値: 10~18秒(グラウンドアンカー設計施工マニュアル、平成25年7月)
			適性試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。 【参考】グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(平成24年5月)
			確認試験(1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)		・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	
	その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。 【参考】グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(平成24年5月)	
15 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210		当初及び土質の変化時。	【参考】道路土工盛土工指針(平成22年4月)
			外観検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。			○
	その他	土の粒度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左			
施工	必須		現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm: 突砂法(舗装調査・試験法便覧 [4]-185)	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。または、設計図書による。	500mにつき1回の割合で行う。ただし、1,500m未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法】 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルパット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上
			現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「Ri計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。または、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。・橋台背面アプローチ部における規格値は、目安を以下に示す。 ・500m未満: 5点 ・500m以上1,000m未満: 10点 ・1,000m以上2,000m未満: 15点	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法】 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルパット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上
			現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による。	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする	
			現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による。	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準1

県 現行基準 (H26)									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
16吹付工	材	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)		○	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122JIS A 5005	細骨材:10%以下粗骨材:12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○
			その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		
	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合:JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/L以下溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○		
		回収水の場合:JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○		

県 新基準 (H29)									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
16吹付工	材	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編のり砕工の設計・施工指針(改訂版)(平成25年10月)	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編のり砕工の設計・施工指針(改訂版)(平成25年10月)	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)			○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122JIS A 5005	細骨材:10%以下粗骨材:12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○
			その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		
	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合:JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/L以下溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○		
		回収水の場合:JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準1

県 現行基準 (H26)							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	
16吹付工	製造(プラント)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		
	その他	計量設備の計量精度		水 : ±1%以内 セメント : ±1%以内 骨 材 : ±3%以内 混 和 材 : ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混 和 剤 : ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○
	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合 : JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	連続ミキサの場合 : 土木学会 規程 JSCE-I 502	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 : コンクリート内のモルタル量の偏差率 : 0.8% 以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率 : 5%以下 圧縮強度の偏差率 : 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率 : 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率 : 15% 以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502.503)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
		スランプ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満 : 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下 : 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108土木学会規程 JSCE F561-2005	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照		
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

県 新基準 (H29)							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	
16吹付工	製造(プラント)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	レディーミクストコンクリート以外の場合は、設計図書による。	2回/日以上	
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		
	その他	計量設備の計量精度		水 : ±1%以内 セメント : ±1%以内 骨 材 : ±3%以内 混 和 材 : ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混 和 剤 : ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○
	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合 : JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	連続ミキサの場合 : 土木学会 規程 JSCE-I 502-2013	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 : コンクリート内のモルタル量の偏差率 : 0.8% 以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率 : 5%以下 圧縮強度の偏差率 : 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率 : 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率 : 15% 以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013.503-2007)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
		スランプ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満 : 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下 : 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108土木学会規程 JSCE F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照		
		コアによる強度試験	JIS A 1107	品質に異常が認められた場合に行う。			

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準1

県 現行基準 (H26)									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
17 現場吹付法 格工	材	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	JIS A 5005(コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)		○	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結の恐れのある地点に適用する。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)				○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合:JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○
			練混ぜ水の水質試験	回収水の場合:JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○

県 新基準 (H29)									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
17 現場吹付法 格工	材	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	JIS A 5005(コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)		○	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結の恐れのある地点に適用する。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)				○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合:JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○
			練混ぜ水の水質試験	回収水の場合:JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準1

県 現行基準 (H26)								
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
17 現場吹付法格工	製造 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
		その他	計量設備の計量精度		水 : ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨 材: ±3%以内 混 和 材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混 和 剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	
			連続ミキサの場合: 土木学会規準JSCE-F561-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下			○	
その他	スランプ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)			
必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2013	設計図書による	1回6本吹付1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7...3本、σ28...3本)とする。	・参考値: 18N/mm ² 以上(材令28日)・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照			
その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502.503)又は設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照			
	空気量測定	JIS A 1116JIS A 1118JIS A 1128	±1.5%(許容差)	荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照			
	ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。				
	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				

県 新基準 (H29)								
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
17 現場吹付法格工	製造 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	レディミクストコンクリート以外の場合は、設計図書による。	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。 【参考】 のり砕工の設計・施工指針(改訂版)(平成25年10月)	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
		その他	計量設備の計量精度		水 : ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨 材: ±3%以内 混 和 材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混 和 剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	
			連続ミキサの場合: 土木学会規準JSCE-F502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下			○	
その他	スランプ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編		
必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2013	設計強度以上	1回6本吹付1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7...3本、σ28...3本)とする。	・参考値: 18N/mm ² 以上(材令28日)・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照 【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編のり砕工の設計・施工指針(改訂版)(平成25年10月)			
その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013.503-2007)又は設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照 【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編のり砕工の設計・施工指針(改訂版)(平成25年10月)			
	空気量測定	JIS A 1116JIS A 1118JIS A 1128	±1.5%(許容差)	荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照 【参考】 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編			
	ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。				
	コアによる強度試験	JIS A 1107		品質に異常が認められた場合に行う。				

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準1

県 現行基準(H26)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	
1 9 海 岸 土 工	材 料	必 須 其 他	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。		当初及び土質の変化した時。	
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。		当初及び土質の変化した時。	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				
施 工	必 須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: 砂置換法(JIS A 1214)	最大乾燥密度の85%以上、または設計図書に示された値。	築堤は、1,000㎡に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
			最大粒径>53mm: 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-185)	または、「Ri計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満:5点 ・500㎡以上1,000㎡未満:10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
其 他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。				
		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216		トラフィカビリティが悪いとき。			
2 0 砂 防 土 工	材 料 施 工	必 須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。		当初及び土質の変化時。	
			現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: 砂置換法(JIS A 1214)	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	1,000㎡に1回の割合、又は設計図書による。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			最大粒径>53mm: 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-185)	または、「Ri計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満:5点 ・500㎡以上1,000㎡未満:10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
其 他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。				
		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216		トラフィカビリティが悪いとき。			

県 新基準(H29)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	
1 9 海 岸 土 工	材 料	必 須 其 他	土の締固め試験	JIS A 1210			当初及び土質の変化した時。	【参考】 河川土エマニュアル(平成21年4月)
			土の粒度試験	JIS A 1204			当初及び土質の変化した時。	【参考】 河川土エマニュアル(平成21年4月)
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				【参考】 河川土エマニュアル(平成21年4月)
			土の含水比試験	JIS A 1203				【参考】 河川土エマニュアル(平成21年4月)
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				【参考】 河川土エマニュアル(平成21年4月)
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		必要に応じて。		【参考】 河川土エマニュアル(平成21年4月)
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				【参考】 河川土エマニュアル(平成21年4月)
			土の圧密試験	JIS A 1217				【参考】 河川土エマニュアル(平成21年4月)
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				【参考】 河川土エマニュアル(平成21年4月)
			土の透水試験	JIS A 1218				【参考】 河川土エマニュアル(平成21年4月)
施 工	必 須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: 砂置換法(JIS A 1214)	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	築堤は、1,000㎡に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
			最大粒径>53mm: 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-185)	または、「Ri計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満:5点 ・500㎡以上1,000㎡未満:10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
其 他	土の含水比試験	JIS A 1203		含水比の変化が認められたとき。			【参考】 河川土エマニュアル(平成21年4月)	
		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216		トラフィカビリティが悪いとき。		【参考】 河川土エマニュアル(平成21年4月)	
2 0 砂 防 土 工	材 料 施 工	必 須	土の締固め試験	JIS A 1210			当初及び土質の変化時。	【参考】 河川土エマニュアル(平成21年4月)
			現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: 砂置換法(JIS A 1214)	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	1,000㎡に1回の割合、又は設計図書による。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			最大粒径>53mm: 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-185)	または、「Ri計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満:5点 ・500㎡以上1,000㎡未満:10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
其 他	土の含水比試験	JIS A 1203		含水比の変化が認められたとき。			【参考】 河川土エマニュアル(平成21年4月)	
		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216		トラフィカビリティが悪いとき。		【参考】 河川土エマニュアル(平成21年4月)	

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準2

県 現行基準 (H26)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	
2 1 道路 土工	材 料	必 須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。ただし、法面、路肩部の土量は除く。		
			CBR試験(路床)	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。		
		そ の 他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203		当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205		当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				
			施 工 須	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm: 突砂法(舗装調査・試験法便覧(4)-185)	【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体: 自然含水比又はトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2% ≤ Va ≤ 10%又は飽和度Srが85% ≤ Sr ≤ 95%。 ・路床及び構造物取付け部: トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2% ≤ Va ≤ 8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	
		現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。		または、「Ri計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部: 自然含水比又はトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満: 5点 ・1,000㎡以上1,000㎡未満: 10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満: 15点	・最大粒径 < 100mm の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が(存在)した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	

県 新基準 (H29)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	
2 1 道路 土工	材 料	必 須	土の締固め試験	JIS A 1210		当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。ただし、法面、路肩部の土量は除く。	【参考】 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)	
			CBR試験(路床)	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。	【参考】 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)	
		そ の 他	土の粒度試験	JIS A 1204		当初及び土質の変化した時。		【参考】 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				【参考】 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)
			土の含水比試験	JIS A 1203		当初及び土質の変化した時。		【参考】 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205		当初及び土質の変化した時。		【参考】 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				
			施 工 須	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm: 突砂法(舗装調査・試験法便覧(4)-185)	【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体: 自然含水比又はトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2% ≤ Va ≤ 10%又は飽和度Srが85% ≤ Sr ≤ 95%。 ・路床及び構造物取付け部: トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2% ≤ Va ≤ 8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	
		現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。		または、「Ri計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部: 自然含水比又はトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満: 5点 ・1,000㎡以上1,000㎡未満: 10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満: 15点	・最大粒径 < 100mm の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が(存在)した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 【参考】 Ri計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)(平成28年8月)	

品質管理基準2

県 現行基準 (H26)							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認
2 1 道路 土工	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1箇所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
		現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		
		含水比試験	JIS A 1203		路体の場合、1,000mにつき1回の割合で行う。ただし、5,000m未満の工事は、1工事当たり3回以上。路床の場合、500mにつき1回の割合で行う。ただし、1,500m未満の工事は1工事当たり3回以上。		
		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216		必要に応じて実施。(例)トラフィカビリティが悪い時		
		たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227(ベンゲルマンピーム)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m以下は監督員の承諾を得て省略できる。 ・参考値: ・硬石: 約2.7~2.5g/cm ³ ・準硬石: 約2.5~2.0g/cm ³ ・軟石: 約2.0g/cm ³ 未満	○
		岩石の吸水率	JIS A 5006			・500m以下は監督員の承諾を得て省略できる。 ・参考値: ・硬石: 5%未満 ・準硬石: 5%以上15%未満 ・軟石: 15%以上	○
		岩石の圧縮強さ	JIS A 5006			・500m以下は監督員の承諾を得て省略できる。 ・参考値: ・硬石: 4,903N/cm ² 以上 ・準硬石: 980.66N/cm ² 以上 4,903N/cm ² 未満 ・軟石: 980.66N/cm ² 未満	○
	その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。	5,000mにつき1回の割で行う。ただし、5,000m以下のものは1工事2回実施する。	500m以下は監督員の承諾を得て省略できる。	○

県 新基準 (H29)							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認
2 1 道路 土工	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	【参考】 TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領(平成24年3月)
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 【参考】 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)	
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	【参考】 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)
		現場CBR試験	JIS A 1222		各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		【参考】 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)
		含水比試験	JIS A 1203		路体の場合、1,000mにつき1回の割合で行う。ただし、5,000m未満の工事は、1工事当たり3回以上。路床の場合、500mにつき1回の割合で行う。ただし、1,500m未満の工事は1工事当たり3回以上。		【参考】 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)
		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216		必要に応じて実施。(例)トラフィカビリティが悪い時		【参考】 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)
		たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227(ベンゲルマンピーム)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計値の範囲内	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m以下は監督員の承諾を得て省略できる。 ・参考値: ・硬石: 約2.7~2.5g/cm ³ ・準硬石: 約2.5~2.0g/cm ³ ・軟石: 約2.0g/cm ³ 未満	○
		岩石の吸水率	JIS A 5006			・500m以下は監督員の承諾を得て省略できる。 ・参考値: ・硬石: 5%未満 ・準硬石: 5%以上15%未満 ・軟石: 15%以上	○
		岩石の圧縮強さ	JIS A 5006			・500m以下は監督員の承諾を得て省略できる。 ・参考値: ・硬石: 4,903N/cm ² 以上 ・準硬石: 980.66N/cm ² 以上 4,903N/cm ² 未満 ・軟石: 980.66N/cm ² 未満	○
	その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。	5,000mにつき1回の割で行う。ただし、5,000m以下のものは1工事2回実施する。	500m以下は監督員の承諾を得て省略できる。	○

品質管理基準2

県 現行基準 (H26)									
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認		
2 3 コンクリートダム	材	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第76号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	
			その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度・2.5以上吸水率:[2007年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕砂及び碎石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材) 第1部:高炉スラグ骨材 JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材) 第2部:フェロニッケルスラグ骨材 JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材) 第3部:鋼スラグ骨材 JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材) 第4部:電気炉酸化スラグ骨材 JIS A 5021(コクリート用再生骨材H)	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと、濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	*濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材:1.0%以下ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉のときには3.0%以下。 細骨材:7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量:5%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下			○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下			○	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量: 2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/l以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	

県 新基準 (H29)									
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認		
2 3 コンクリートダム	材	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第76号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○	
			その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度・2.5以上吸水率:[2013年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕砂及び碎石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材) 第1部:高炉スラグ骨材 JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材) 第2部:フェロニッケルスラグ骨材 JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材) 第3部:鋼スラグ骨材 JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材) 第4部:電気炉酸化スラグ骨材 JIS A 5021(コクリート用再生骨材H)	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと、濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	*濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材:1.0%以下ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉のときには3.0%以下。 細骨材:7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)		【参考】 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編	○
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量:5%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		【参考】 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下			【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量: 2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/l以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	【参考】 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○

品質管理基準2

県 現行基準 (H26)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	
23 コンクリートダム	材	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
			計量設備の計量精度		水 : ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨 材: ±3%以内 混 和 材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混 和 剤: ±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。			○
		ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合: 土木学会規準JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。			○
		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。		○
	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上			○	
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。(1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502.503)又は設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、并筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、涵渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	

県 新基準 (H29)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	
23 コンクリートダム	材	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。 【参考】 [2013年制定]コンクリート標準示方書規準編 [2012年制定]コンクリート標準示方書施工編	○
			計量設備の計量精度		水 : ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨 材: ±3%以内 混 和 材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混 和 剤: ±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。			○
		ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合: 土木学会規準JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。			○
		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。		○
	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上			○	
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。(1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013.503-2007)又は設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、并筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、涵渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	

品質管理基準2

県 現行基準 (H26)										
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
2 3 コンクリートダム	施 工 須	必	単位水量測定	「レディミクストコンクリート単位水量測定要領(案)(兵庫県県土整備部)」	1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15を超過±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3)配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内であることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、管理値又は指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	コンクリート種別ごとの、100m ³ /日以上の場合:2回/日(午前1回、午後1回)	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。			
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	・荷卸し時・1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、涵管工、樋門、樋管、水門、水路(内径2.0m以上)、護岸、ダム及び環、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)			
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)					
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。(b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m ³ 以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2~3時間に1回の割で行う。				
			温度測定(気温・コンクリート)		温度計による。	1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。				
			コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による。	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値:2.3t/m ³ 以上			
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。				
コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123		1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。							
コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。							
コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。							

県 新基準 (H29)										
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
2 3 コンクリートダム	施 工 須	必	単位水量測定	「レディミクストコンクリート単位水量測定要領(案)(兵庫県県土整備部)」	1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15を超過±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3)配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内であることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、管理値又は指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	コンクリート種別ごとの、100m ³ /日以上の場合:2回/日(午前1回、午後1回)	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。			
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	・荷卸し時・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、涵管工、樋門、樋管、水門、水路(内径2.0m以上)、護岸、ダム及び環、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)			
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)					
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。(b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m ³ 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m ³ 以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2~3時間に1回の割で行う。				
			温度測定(気温・コンクリート)		温度計による。	1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。				
			コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116		1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値:2.3t/m ³ 以上			
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。				
コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123		1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。							
コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。							
コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。							

品質管理基準2

県 現行基準 (H26)							
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認
2 4 覆 工 コ ン ク リ ー ト (N A T M)	材 料 (J I S マ ー ク 表 示 さ れ た レ ジ ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く)	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付付国官技第112号、国港環第35号、国空建第76号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材) -第1部:高炉スラグ骨材 JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材) -第2部:フェロニッケルスラグ骨材 JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材) -第3部:銅スラグ骨材 JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材) -第4部:電気炉酸化スラグ骨材 JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石40%以下 砂利35%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	
		骨材の微粉分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)	○	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	○	
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	○	
ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)		○			
練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		
その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合:JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	

県 新基準 (H29)								
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	
2 4 覆 工 コ ン ク リ ー ト (N A T M)	材 料 (J I S マ ー ク 表 示 さ れ た レ ジ ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く)	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付付国官技第112号、国港環第35号、国空建第76号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材) -第1部:高炉スラグ骨材 JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材) -第2部:フェロニッケルスラグ骨材 JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材) -第3部:銅スラグ骨材 JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材) -第4部:電気炉酸化スラグ骨材 JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石40%以下 砂利35%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○	
		骨材の微粉分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)	【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○	
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○	
ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)		【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○			
練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	【参考】 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規 準編 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施 工編	○		
その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合:JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	【参考】 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規 準編 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施 工編	○	

品質管理基準2

県 現行基準 (H26)											
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認				
2 4 覆 工 コン クリ ート (N A T M)	新設(フラスコ)・レミキスト(レミキスト)を併用する場合は除く	その他	計量設備の計量精度		水 : ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨 材: ±3%以内 混 和 材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混 和 剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○			
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	パッチミキサの場合: 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○			
			連続ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合: 土木学会規程 JSCE-1502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○			
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○			
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○			
			施 工 須	必	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			
						単位水量測定	「レディミクストコンクリート単位水量測定要領(案)(兵庫県県土整備部)」	1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/㎡の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15kg/㎡を超え±20kg/㎡の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打放する。その後、配合設計±15kg/㎡以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3)配合設計±20kg/㎡の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/㎡以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/㎡以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値又は指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	コンクリート種別ごとの、100㎡/日以上の場合: 2回/日(午前1回、午後1回)	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/㎡、40mmの場合は165kg/㎡を基本とする。	
						コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打放場所を採取し、1回につき6個(σ7・3個、σ28…3個)とする。		
						塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打放が「午前と午後にまたがる場合は、午前と1回コンクリート打放前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-G502.500)又は設計図書の規定により行う。	
						空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
その他		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う						
		コンクリートの洗ひ分析試験	JIS A 1112		1回 品質に異常が認められた場合に行う。						

県 新基準 (H29)											
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認				
2 4 覆 工 コン クリ ート (N A T M)	新設(フラスコ)・レミキスト(レミキスト)を併用する場合は除く	その他	計量設備の計量精度		水 : ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨 材: ±3%以内 混 和 材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混 和 剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○			
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	パッチミキサの場合: 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○			
			連続ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合: 土木学会規程 JSCE-1502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○			
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111		2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○			
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○			
			施 工 須	必	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			
						単位水量測定	「レディミクストコンクリート単位水量測定要領(案)(兵庫県県土整備部)」	1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/㎡の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15kg/㎡を超え±20kg/㎡の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打放する。その後、配合設計±15kg/㎡以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3)配合設計±20kg/㎡の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/㎡以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/㎡以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値又は指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	コンクリート種別ごとの、100㎡/日以上の場合: 2回/日(午前1回、午後1回)	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/㎡、40mmの場合は165kg/㎡を基本とする。	
						コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打放場所を採取し、1回につき6個(σ7・3個、σ28…3個)とする。		
						塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打放が「午前と午後にまたがる場合は、午前と1回コンクリート打放前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-G502-2013.500)又は設計図書の規定により行う。	
						空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
その他		コアによる強度試験	JIS A 1107		品質に異常が認められた場合に行う						
		コンクリートの洗ひ分析試験	JIS A 1112		1回 品質に異常が認められた場合に行う。						

品質管理基準2

県 現行基準 (H26)										
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認			
24 覆工コンクリート (NATM)	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数総延長最大ひび割れ幅等				
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504	設計基準強度	強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。			
	その他		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。			
25 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所又は、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所又は、品質の変更があることに1回				
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104					○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶対密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下				○	
			骨材の微粉分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が50%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)				○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	細骨材は採取箇所又は、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所又は、品質の変更があることに1回。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		○	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。				○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。				○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。			○
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所又は、品質の変更があることに1回。				○

県 新基準 (H29)										
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認			
24 覆工コンクリート (NATM)	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数総延長最大ひび割れ幅等	【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編			
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	【参考】 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編		
	その他		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	【参考】 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編		
25 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		細骨材は採取箇所又は、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所又は、品質の変更があることに1回		【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 トンネル標準示方書[山岳工法編]・同解説(2016)		
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104					○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶対密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下				○	
			骨材の微粉分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が50%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)				○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	細骨材は採取箇所又は、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所又は、品質の変更があることに1回。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 トンネル標準示方書[山岳工法編]・同解説(2016)	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。				○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。				○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。			○
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所又は、品質の変更があることに1回。				○

品質管理基準2

県 現行基準 (H26)									
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
2.5	材	セメント	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○	
			練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書	懸濁物質の量: 2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/l以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
その他	練混ぜ水の水质試験	回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○			
その他	計量設備の計量精度			水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○		
その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119, JIS A 9603-1, JIS A 9603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。			○		
その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合: 土木学会規程 JSCE-1502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。			○		
その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○			
	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○			
施工	必須	塩化物経量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ² 以下		コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数: 3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502.503)又は設計図書の規定により行う。		
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規程 JSCE F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること、 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40mに1回 材齢7日 28日 (2×3=6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。 1回に6本(σ7…3本、σ28…3本)とする。				
		吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)	(JSCE-F561-2013) 引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G561-2010)	1日強度で5N/mm ² 以上					
その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ6cm以上8cm未満、許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150mごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。					
その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150mごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。					
	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。		品質に異常が認められた場合に行う。				

県 新基準 (H29)									
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
2.5	材	セメント	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○
			練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書	懸濁物質の量: 2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/l以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
その他	練混ぜ水の水质試験	回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	【参考】 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○		
その他	計量設備の計量精度			水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○	
その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119, JIS A 9603-1, JIS A 9603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。			【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○	
その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合: 土木学会規程 JSCE-1502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。			【参考】 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○	
その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○			
	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○			
施工	必須	塩化物経量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ² 以下		コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数: 3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502.503)又は設計図書の規定により行う。		
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規程 JSCE F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること、 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40mに1回 材齢7日 28日 (2×3=6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。 1回に6本(σ7…3本、σ28…3本)とする。			【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	
		吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)	(JSCE-F561-2013) 引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G561-2010)	1日強度で5N/mm ² 以上					【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 [2016] 同解説
その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ6cm以上8cm未満、許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150mごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○	
その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150mごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			【参考】 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○	
	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。		品質に異常が認められた場合に行う。				

品質管理基準2

県 現行基準 (H26)							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認
26 ロックボルト (NATM)	材料 施工 必須	その他	外観検査(ロックボルト)	目視・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。	○
			モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3)製造工場又は品質の変更があるごとに1回	
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		1)施工開始前に1回 2)施工中又は必要の都度 3)製造工場又は品質の変更があるごとに1回	
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による		掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。	
27 路上再生路盤工	材料 必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-3.2.8路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時	
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:9以下		
	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			JIS R 5202	JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○

県 新基準 (H29)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	
26 ロックボルト (NATM)	材料 施工 必須	その他	外観検査(ロックボルト)	目視・寸法計測		材質は製造会社の試験による。	【参考】 トンネル標準示方書(山岳工法編)、同解説(2016)	○
			モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計強度以上	1)施工開始前に1回 2)施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3)製造工場又は品質の変更があるごとに1回	【参考】 トンネル標準示方書(山岳工法編)、同解説(2016)	
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計値の範囲内	1)施工開始前に1回 2)施工中又は必要の都度 3)製造工場又は品質の変更があるごとに1回	【参考】 トンネル標準示方書(山岳工法編)、同解説(2016)	
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	設計値以上	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。	【参考】 トンネル標準示方書(山岳工法編)、同解説(2016) 参考資料「ロックボルトの引抜き試験」	
27 路上再生路盤工	材料 必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの		
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-3.2.8路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時	【参考】 舗装再生便覧(平成22年11月) 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)	
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計値の範囲内		【参考】 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:9以下		【参考】 舗装再生便覧(平成22年11月) 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)	
	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○
			JIS R 5202	JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	○

品質管理基準2

県 現行基準 (H26)									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認		
27 路上 再生 路盤 工	施 工 須	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡:10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合:6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。			
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	設計図書による。	当初及び材料の変化時			
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-69		CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。			
			含水比試験	JIS A 1203		1～2回/日			
28 路上 表層 再生 工	材 料 須	必 須	旧アスファルト計入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時			
			旧アスファルトの軟化点			十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。			
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-91					
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-229		十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。			
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238					
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-14					
新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左				○			
施 工 須	必 須	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡:10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合:6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	空隙率による管理でもよい。		
			温度測定	温度計による。	110℃以上	随 時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)		
			かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	ー0.7cm以内	1,000㎡毎			

県 新基準 (H29)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	
27 路上 再生 路盤 工	施 工 須	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡:10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合:6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月) 舗装再生便覧(平成22年11月)	
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	設計値の範囲内	当初及び材料の変化時	【参考】 舗装再生便覧(平成22年11月)	
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-69		CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	【参考】 舗装再生便覧(平成22年11月)	
			含水比試験	JIS A 1203		1～2回/日	【参考】 舗装再生便覧(平成22年11月)	
28 路上 表層 再生 工	材 料 須	必 須	旧アスファルト計入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい	
			旧アスファルトの軟化点					
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-91				【参考】 舗装再生便覧(平成22年11月)
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-229		十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。		
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238				【参考】 舗装再生便覧(平成22年11月)
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-14				
新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左				○		
施 工 須	必 須	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡:10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合:6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	空隙率による管理でもよい。	
			温度測定	温度計による。	110℃以上	随 時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
			かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	ー0.7cm以内	1,000㎡毎		

品質管理基準2

県 現行基準 (H26)								
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	
28 路上表層再生工	施工	その他	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内			
29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装・同一配合の合材が100t以上のもの。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109.JIS A 1110	砕石・玉砕、製鋼スラグ(SS) 表乾比重: 2.45以上 吸水率: 3.0%以下		○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量: 0.25%以下		○	
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片: 10%以下		○	
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧3-3-2(4)による。		○	
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下		○	
			フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	○	
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	○	
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比: 2.0%以下		○	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	砕石・玉砕、製鋼スラグ(SS): 30%以下		○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量: 12%以下		○	
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量: 5%以下		○	
			針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上		○	
軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上		○				
伸度試験	JIS K 2207	50cm以上(15℃)	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装・同一配合の合材が100t以上のもの。	○			
引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上		○				
薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下		○				
薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上		○				
タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	タフネス: 20N・m		○				
密度試験	JIS K 2207			○				

県 新基準 (H29)								
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	
28 路上表層再生工	施工	その他	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月) 舗装再生便覧(平成22年11月)	
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月) 舗装再生便覧(平成22年11月)	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内			
29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装・同一配合の合材が100t以上のもの。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109.JIS A 1110	砕石・玉砕、製鋼スラグ(SS) 表乾比重: 2.45以上 吸水率: 3.0%以下		○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量: 0.25%以下		○	
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片: 10%以下		○	
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧3-3-2(4)による。		○	
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下		○	
			フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	○	
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	○	
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比: 2.0%以下		○	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	砕石・玉砕、製鋼スラグ(SS): 30%以下		○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量: 12%以下		○	
			針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上		○	
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上		○	
伸度試験	JIS K 2207	50cm以上(15℃)	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装・同一配合の合材が100t以上のもの。 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)	○			
引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上		○				
薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下		○				
薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上		○				
タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	タフネス: 20N・m		○				
密度試験	JIS K 2207			○				

品質管理基準2

県 現行基準 (H26)								
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	
29 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装・同一配合の合材が100㎡以上のもの。	○
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験1~2回/日	○	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内	○		
			温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	○	
			水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
	その他	ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○		
		ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による。	アスファルト混合物の耐磨耗性の確認	○		
		カンタブロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-111	設計図書による。	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○		
		温度測定(初転任前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	○	
		現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-122	X10 1,000mL/15sec以上 X10 300mL /15sec以上 (歩道箇所)	1,000mLごと。			
現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-97	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所: 設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡: 10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合: 6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。					
外観検査(混合物)	目視		随時					

県 新基準 (H29)								
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	
29 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装・同一配合の合材が100㎡以上のもの。	○
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験1~2回/日	○	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内	○		
			温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	○	
			水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
	その他	ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○		
		ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による。	アスファルト混合物の耐磨耗性の確認	○		
		カンタブロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-111	設計図書による。	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○		
		温度測定(初転任前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	○	
		現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-122	X10 1,000mL/15sec以上 X10 300mL /15sec以上 (歩道箇所)	1,000mLごと。		【参考】 舗装設計施工便覧(平成18年2月)	
現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-97	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所: 上記又は、設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡: 10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合: 6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。					
外観検査(混合物)	目視		随時		【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)			

品質管理基準2

県 現行基準 (H26)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	
30 プラント 再生 舗装工	材 料	必 須	再生骨材 アスファルト抽出後の 骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-14		再生骨材使用量500tごとに1回。	○	
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装試験法便覧 3-9- 6舗装調査・試験法便 覧 [4]-238	3.8%以上		○	
			再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験 による再生骨材の旧ア スファルト性状判定方 法	20(1/10mm)以上(25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場 合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の場合 は、再生骨材を使用しない日を除いて2日 に1回とする。	○	
			再生骨材 洗い試験で失われる 量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500tごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のア スファルトコンクリート再生骨材の水洗 前の75μmふるいにとどまるものと、 水洗後の75μmふるいにとどまるもの を気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、 その質量の差からもとめる	○
			再生アスファルト混合 物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化	○	
	ブ ラ ン ト	必 須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内 再アス処理の場合、 2.36mmふるい: ±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表- 2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/日・ 中規模以上の工事:定期的または随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められると き。印字記録の場合:全数	○	
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内 再アス処理の場合、 75μmふるい: ±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表- 2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/日 ・中規模以上の工事:定期的または随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められると き。印字記録の場合:全数	○	
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内 再アス処理の場合、 アスファルト量: ±1.2%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表- 2.9.5による。		○	
	そ の 他		水浸ホイールラッキ ング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	耐水性の確認	○
			ホイールラッキング 試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39			耐流動性の確認	○
ラベリング試験			舗装調査・試験法便覧 [3]-17			耐磨耗性の確認	○	

県 新基準 (H29)									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認		
30 プラ ント 再生 舗装 工	材 料	必 須	再生骨材 アスファルト抽出後の 骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-14		再生骨材使用量500tごとに1回。	【参考】 舗装再生便覧(平成22年11月)	○	
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装試験法便覧 3-9- 6舗装調査・試験法便 覧 [4]-238	3.8%以上		【参考】 舗装再生便覧(平成22年11月)	○	
			再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験 による再生骨材の旧ア スファルト性状判定方 法	20(1/10mm)以上(25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場 合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の場合 は、再生骨材を使用しない日を除いて2日 に1回とする。	【参考】 舗装再生便覧(平成22年11月)	○	
			再生骨材 洗い試験で失われる 量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500tごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のア スファルトコンクリート再生骨材の水洗 前の75μmふるいにとどまるものと、 水洗後の75μmふるいにとどまるもの を気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、 その質量の差からもとめる	【参考】 舗装再生便覧(平成22年11月)	○
			再生アスファルト混合 物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化	【参考】 舗装再生便覧(平成22年11月)	○	
	ブ ラ ン ト	必 須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内 再アス処理の場合、 2.36mmふるい: ±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表- 2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/日・ 中規模以上の工事:定期的または随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められると き。印字記録の場合:全数	【参考】 舗装再生便覧(平成22年11月)	○	
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内 再アス処理の場合、 75μmふるい: ±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表- 2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/日 ・中規模以上の工事:定期的または随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められると き。印字記録の場合:全数	【参考】 舗装再生便覧(平成22年11月)	○	
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内 再アス処理の場合、 アスファルト量: ±1.2%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表- 2.9.5による。		【参考】 舗装再生便覧(平成22年11月)	○	
	そ の 他		水浸ホイールラッキ ング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57			耐水性の確認	【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月) 舗装再生便覧(平成22年11月)	○
			ホイールラッキング 試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39			耐流動性の確認	【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月) 舗装再生便覧(平成22年11月)	○
ラベリング試験			舗装調査・試験法便覧 [3]-17			耐磨耗性の確認	【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月) 舗装再生便覧(平成22年11月)	○	

品質管理基準2

県 現行基準 (H26)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	
30 プラント再生舗装工	舗設現場	必須	外観検査(混合物)	目視		随時		
			温度測定(初転圧前)	温度計による。		測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上(再アス処理の場合は基準密度の93%以上)を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡:10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合:6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。		
材	必須	外観・規格(主部材)	現物照合、帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること。規格、品質がミルシートで確認できること。		○	
31 工場製作工(鋼橋用鋼)	材	必須	機械試験(JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。	
			外観検査(付属部材)	目視及び計測				
			表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50 μm以下 二次部材の最大表面粗さ 100 μm以下(ただし、切削による場合は50 μm以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601(2001)に規定する最大高さ粗さRzとする。	
32 ガス切断工	施工	必須	ノッチ深さ	目視・計測	主要部材:ノッチがあつてはならない 二次部材:1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け		わずかに丸みを帯びているが、滑らかな状態のもの。			
			平面度	目視	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
			ベベル精度	計測器による計測				
		真直度						
32 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50 μm以下 二次部材の最大表面粗さ 100 μm以下(ただし、切削による場合は50 μm以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601(2013)に規定する最大高さ粗さRzとする。	
			ノッチ深さ	目視・計測	主要部材:ノッチがあつてはならない 二次部材:1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け		わずかに丸みを帯びているが、滑らかな状態のもの。			
			平面度	目視	日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく			
		ベベル精度	計測器による計測					
32 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50 μm以下 二次部材の最大表面粗さ 100 μm以下(ただし、切削による場合は50 μm以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601(2013)に規定する最大高さ粗さRzとする。	
			ノッチ深さ	目視・計測	主要部材:ノッチがあつてはならない 二次部材:1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け		わずかに丸みを帯びているが、滑らかな状態のもの。			
			平面度	目視	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
		ベベル精度	計測器による計測					
32 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50 μm以下 二次部材の最大表面粗さ 100 μm以下(ただし、切削による場合は50 μm以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601(2013)に規定する最大高さ粗さRzとする。	
			ノッチ深さ	目視・計測	主要部材:ノッチがあつてはならない 二次部材:1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け		わずかに丸みを帯びているが、滑らかな状態のもの。			
			平面度	目視	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
		ベベル精度	計測器による計測					
32 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50 μm以下 二次部材の最大表面粗さ 100 μm以下(ただし、切削による場合は50 μm以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601(2013)に規定する最大高さ粗さRzとする。	
			ノッチ深さ	目視・計測	主要部材:ノッチがあつてはならない 二次部材:1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け		わずかに丸みを帯びているが、滑らかな状態のもの。			
			平面度	目視	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
		ベベル精度	計測器による計測					

県 新基準 (H29)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	
30 プラント再生舗装工	舗設現場	必須	外観検査(混合物)	目視		随時	【参考】 舗装再生便覧(平成22年11月)	
			温度測定(初転圧前)	温度計による。		測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	【参考】 舗装再生便覧(平成22年11月)	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上(再アス処理の場合は基準密度の93%以上)を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡:10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合:6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	【参考】 舗装再生便覧(平成22年11月)	
31 工場製作工(鋼橋用鋼)	材	必須	外観・規格(主部材)	現物照合、帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること。規格、品質がミルシートで確認できること。	○	
			機械試験(JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督員と協議のうえ選定する。	
			外観検査(付属部材)	目視及び計測				
32 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50 μm以下 二次部材の最大表面粗さ 100 μm以下(ただし、切削による場合は50 μm以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601(2013)に規定する最大高さ粗さRzとする。	
			ノッチ深さ	目視・計測	主要部材:ノッチがあつてはならない 二次部材:1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け		わずかに丸みを帯びているが、滑らかな状態のもの。			
			平面度	目視	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
		ベベル精度	計測器による計測					
32 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50 μm以下 二次部材の最大表面粗さ 100 μm以下(ただし、切削による場合は50 μm以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601(2013)に規定する最大高さ粗さRzとする。	
			ノッチ深さ	目視・計測	主要部材:ノッチがあつてはならない 二次部材:1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け		わずかに丸みを帯びているが、滑らかな状態のもの。			
			平面度	目視	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
		ベベル精度	計測器による計測					
32 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50 μm以下 二次部材の最大表面粗さ 100 μm以下(ただし、切削による場合は50 μm以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601(2013)に規定する最大高さ粗さRzとする。	
			ノッチ深さ	目視・計測	主要部材:ノッチがあつてはならない 二次部材:1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け		わずかに丸みを帯びているが、滑らかな状態のもの。			
			平面度	目視	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
		ベベル精度	計測器による計測					

品質管理基準2

県 現行基準 (H26)								
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	
3 3 溶接工	施 工 須	必	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号試験片の個数：2	○	
			型曲げ試験 (19mm未満裏曲げ) (19mm以上側曲げ)： 開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホール又はスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122試験片の個数：2	○	
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上(それぞれの3個の平均値)。	試験片の形状：JIS Z 2202 Vノッチ試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.2衝撃試験片試験片の個数：各部位につき3	○	
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553Iに準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数：1	○	
			非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.6外部きず検査 18.4.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	WOCOSAF0004Projects30302V60V H60302090 備)共通仕様書等改定作成WWORKV02 各種検討V02土木施工管理基準作業フォルダV2.51 成果物V2-2 施工管理基準 新旧対照表(見え消し)V2-2-1 施工管理基準 新旧対照表(見え消し)、Word「Excelー兼和でなく修正しての方	○
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553Iに準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状試験片の個数：1	○	
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm ² 以上、引張強さは 400~550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	○	
曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	○				

県 新基準 (H29)							
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認
3 3 溶接工	施 工 須	必	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号試験片の個数：2	○
			型曲げ試験 (19mm未満裏曲げ) (19mm以上側曲げ)： 開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホール又はスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122試験片の個数：2	○
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上(それぞれの3個の平均値)。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.2衝撃試験片試験片の個数：各部位につき3	○
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553Iに準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数：1	○
			非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.6外部きず検査 18.4.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	○
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553Iに準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状試験片の個数：1	○
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm ² 以上、引張強さは 400~550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	○
曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	○			

品質管理基準2

県 現行基準 (H26)							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認
3 3 溶接工	施 工 須	必 須	突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。なお、放射線透過試験による場合においては、板厚が25mm以下の試験の結果においては、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。超音波探傷試験(手探傷)の場合はJIS Z 3060による。 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解 18.4.5に各継手の強度等級を満すうえでの内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解18.4.5に示されていない継手の内部きず寸法の許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考にてできる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
			外観検査(割れ)	目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2205(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。
			外観形状検査(ビード表面のピット)	目視及びノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、角継手には、ビード表面にピットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	
			外観形状検査(ビード表面の凹凸)		ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。		
			外観形状検査(アンダーカット)	目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.6外部きず検査の規定による	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解 18.4.4に各継手の強度等級が示されている。表-解18.4.4に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考にてできる。
			外観検査(オーバーラップ)	目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。	
			外観形状検査(すみ肉溶接サイズ)	目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚とも-1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	
			外観形状検査(余盛高さ)		設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくともよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるとする。 ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) B < 15 : h ≤ 3 15 ≤ B < 25 : h ≤ 4 25 ≤ B : h ≤ (4/25)・B	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	
			外観検査(アークスタッド)	目視及びノギス等による計測	・余盛り形状の不整:余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上・クラック及びスラグ巻込み:あってはならない。 ・アンダーカット:鋭い切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げ合格とする。 ・スタッドジベルの仕上げ高さ:(設計値±2mm)を超えてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	
その他			ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数、外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛りが包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥を生じないものは、元に戻すことなく、曲げたまにしておくものとする

県 新基準 (H29)							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認
3 3 溶接工	施 工 須	必 須	突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。なお、放射線透過試験による場合においては、板厚が25mm以下の試験の結果においては、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。超音波探傷試験(手探傷)の場合はJIS Z 3060による。 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解 18.4.5に各継手の強度等級を満すうえでの内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解18.4.5に示されていない継手の内部きず寸法の許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考にてできる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。 【参考】 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編(平成24年3月)	○
			外観検査(割れ)	目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2205(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 【参考】 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編(平成24年3月)
			外観形状検査(ビード表面のピット)	目視及びノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、角継手には、ビード表面にピットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	【参考】 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編(平成24年3月)
			外観形状検査(ビード表面の凹凸)		ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。		【参考】 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編(平成24年3月)
			外観形状検査(アンダーカット)	目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.6外部きず検査の規定による	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解 18.4.4に各継手の強度等級が示されている。表-解18.4.4に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考にてできる。 【参考】 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編(平成24年3月)
			外観検査(オーバーラップ)	目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。	【参考】 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編(平成24年3月)
			外観形状検査(すみ肉溶接サイズ)	目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚とも-1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	【参考】 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編(平成24年3月)
			外観形状検査(余盛高さ)		設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくともよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるとする。 ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) B < 15 : h ≤ 3 15 ≤ B < 25 : h ≤ 4 25 ≤ B : h ≤ (4/25)・B	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	【参考】 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編(平成24年3月)
			外観検査(アークスタッド)	目視及びノギス等による計測	・余盛り形状の不整:余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上・クラック及びスラグ巻込み:あってはならない。 ・アンダーカット:鋭い切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げ合格とする。 ・スタッドジベルの仕上げ高さ:(設計値±2mm)を超えてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	【参考】 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編(平成24年3月)
その他			ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数、外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛りが包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥を生じないものは、元に戻すことなく、曲げたまにしておくものとする 【参考】 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編(平成24年3月)

品質管理基準2

県 現行基準 (H26)							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認
材34 工場製作工 (鋼橋用鋼)	材料	必須	外観検査(主部材・代表部)	現物照合		現物立会による目視及びリングマーク照合を行い、一致すること。その他すべての項目がミルシートで照合してすべて一致すること。	
			外観検査(主部材・その他)	帳票確認		すべての項目がミルシートで照合して全て一致すること。	
			外観検査(付属部材)	帳票確認		すべての項目がミルシートで照合して全て一致すること。	
			機械試験	JISによる。		JISによる。	
	材料	必須	土の粒度試験	JIS A 1204	75 μ mふるい通過量10%以下	材料の使用前「試験成績表」を提出する。	○
材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001の規格に適合すること。	材料の使用前「試験成績表」を提出する。	○	

県 新基準 (H29)							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認
材34 工場製作工 (鋼橋用鋼)	材料	必須	外観検査(主部材・代表部)	現物照合		現物立会による目視及びリングマーク照合を行い、一致すること。その他すべての項目がミルシートで照合してすべて一致すること。	
			外観検査(主部材・その他)	帳票確認		すべての項目がミルシートで照合して全て一致すること。	
			外観検査(付属部材)	帳票確認		すべての項目がミルシートで照合して全て一致すること。	
			機械試験	JISによる。		JISによる。	
	材料	必須	土の粒度試験	JIS A 1204	75 μ mふるい通過量10%以下	材料の使用前「試験成績表」を提出する。	○
材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001の規格に適合すること。	材料の使用前「試験成績表」を提出する。	○	

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準（港湾）

県 現行基準 (H26)									
工種	種別	区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1 土	1 一般事項	1)埋立柱材	材質	種類	観察	設計図書による。	施工中適宜		
				品質	設計図書による。	設計図書による。	搬入前、採取地毎に1回	設計図書による。	
		2)裏埋材 3)盛土材	材質	種類	観察	設計図書による。	施工中適宜		
				品質	設計図書による。	設計図書による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
		4)路床材	2)1道路土工による。						
5)採取土	材質	種類	観察	設計図書による。	施工中適宜				
		外観	観察	設計図書による。	施工中適宜				
		品質	設計図書による。	設計図書による。	搬入前、採取地毎に1回	設計図書による。			
2 石材等	1 砂	1)敷砂 2)改良枕材 3)置換材	材質	外観	観察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
				種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	設計図書による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
				シルト以下の細粒含有率	設計図書による。	設計図書による。	設計図書による。	試験成績表を提出	
	4)中詰砂	材質	種類	観察	設計図書による。	施工中適宜			
			外観	観察	異物の混入のないこと。	施工中適宜			
			最大粒径	観察	設計図書による。	施工中適宜			
	4)中詰砂	材質	単位体積質量	設計図書による。	設計図書による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	湿潤又は飽和状態の材料について単位体積質量を確認する。	
			外観	観察	異物の混入のないこと。	施工中適宜			
			種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	設計図書又はJISの規定による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出		
	5)載荷材	材質	外観	観察	異物の混入のないこと。	施工中適宜			
種類、品質及び粒度			JIS A 1102 JIS A 1204	設計図書又はJISの規定による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出			
単位体積質量			設計図書による。	設計図書による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	湿潤又は飽和状態の材料について単位体積質量を確認する。		
2 砂利・碎石	1)碎石	材質	外観	観察	異物の混入のないこと。	施工中適宜			
			粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	設計図書による。	搬入前産地毎に1回	試験成績表を提出		
			比重	JIS A 1110	設計図書による。	搬入前産地毎に1回	試験成績表を提出		
			吸水率	JIS A 1110	設計図書による。	搬入前産地毎に1回	試験成績表を提出		
3 石	1)石	材質	外観	観察	共通仕様書第2編2-3-3-4及び共通仕様書第2編第2章第2節による。	施工中適宜			
			石の種類	観察	設計図書による。	施工中適宜			
			比重	JIS A 5006	設計図書による。	産地毎に1回	試験成績表を提出	石質の変化がない場合は1年以内の試験成績表とする。	
			規定外質量の比率	観察	設計図書及びJIS A 5006による。	施工中適宜			

県 新基準 (H29)									
工種	種別	区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1 土	1 一般事項	1)埋立柱材	材質	種類	観察	設計図書に適合していること。	施工中適宜		
				品質	設計図書又は監督員との協議による。	設計図書に適合していること。	搬入前、採取地毎に1回	設計図書又は監督員との協議による。	
		2)裏埋材 3)盛土材	材質	種類	観察	設計図書に適合していること。	施工中適宜		
				品質	設計図書又は監督員との協議による。	設計図書に適合していること。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
		4)路床材	2)1道路土工による。						
5)採取土	材質	種類	観察	設計図書に適合していること。	施工中適宜				
		外観	観察	設計図書に適合していること。	施工中適宜				
		品質	設計図書又は監督員との協議による。	設計図書に適合していること。	搬入前、採取地毎に1回	設計図書又は監督員との協議による。			
2 石材等	1 砂	1)敷砂 2)改良枕材 3)置換材	材質	外観	観察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
				種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	設計図書による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
				シルト以下の細粒含有率	設計図書による。	設計図書による。	設計図書による。	試験成績表を提出	
	4)中詰砂	材質	種類	観察	設計図書に適合していること。	施工中適宜			
			外観	観察	異物の混入のないこと。	施工中適宜			
			最大粒径	観察	設計図書に適合していること。	施工中適宜			
	4)中詰砂	材質	単位体積質量	設計図書による。	設計図書による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	湿潤又は飽和状態の材料について単位体積質量を確認する。	
			外観	観察	異物の混入のないこと。	施工中適宜			
			種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	設計図書又はJISの規定に適合していること。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出		
	5)載荷材	材質	外観	観察	異物の混入のないこと。	施工中適宜			
種類、品質及び粒度			JIS A 1102 JIS A 1204	設計図書又はJISの規定に適合していること。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出			
単位体積質量			設計図書による。	設計図書による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	湿潤又は飽和状態の材料について単位体積質量を確認する。		
2 砂利・碎石	1)碎石	材質	外観	観察	異物の混入のないこと。	施工中適宜			
			粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	設計図書に適合していること。	搬入前産地毎に1回	試験成績表を提出		
			比重	JIS A 1110	設計図書に適合していること。	搬入前産地毎に1回	試験成績表を提出		
			吸水率	JIS A 1110	設計図書に適合していること。	搬入前産地毎に1回	試験成績表を提出		
3 石	1)石	材質	外観	観察	共通仕様書第2編2-3-3-4及び共通仕様書第2編第2章第2節による。	施工中適宜			
			石の種類	観察	設計図書に適合していること。	施工中適宜			
			比重	JIS A 5006	設計図書に適合していること。	産地毎に1回	試験成績表を提出	石質の変化がない場合は1年以内の試験成績表とする。	
			規定外質量の比率	観察	設計図書及びJIS A 5006の規定に適合していること。	施工中適宜			

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準 (港湾)

		県 現行基準 (H26)								
工種	種別	区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考	
3 骨材	1 コンクリート用骨材	1)JISマーク表示 認証工場製品	骨材	使用材料の品質の確認	製造工場の試験成績表により確認	JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリートを適用する。	製造前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	JIS A 5308 参照	
				2)JISマーク表示 認定工場製品以外・現場練り コンクリート	種類及び粗骨材の最大寸法	観察	設計図書による。 JIS A 5005 JIS A 5011	搬入時適宜		
				粒度	共通仕様書第2編2-3-4-2 (表2-3-3)	共通仕様書第2編2-3-4-2 (表2-3-1)	配合設計前	試験成績表を提出	様式・品質3-1参照	
				比重及び吸水量(細骨材)	共通仕様書第2編2-3-4-2 (表2-3-3)	JIS A 5005 JIS A 5011-1 JIS A 5011-2 JIS A 5011-3 JIS A 5011-4	配合設計前	試験成績表を提出	様式・品質3-1参照	
				比重及び吸水量(粗骨材)	共通仕様書第2編2-3-4-2 (表2-3-3)	JIS A 5005 JIS A 5011-1 JIS A 5011-2 JIS A 5011-3 JIS A 5011-4	配合設計前	試験成績表を提出	様式・品質3-1参照	
				粘土塊含有量	共通仕様書第2編2-3-4-2 (表2-3-3)	共通仕様書第2編2-3-4-2 (表2-3-2)	配合設計前	試験成績表を提出		
				微粒分量試験で失われる量	共通仕様書第2編2-3-4-2 (表2-3-3)	共通仕様書第2編2-3-4-2 (表2-3-2)	配合設計前	試験成績表を提出		
				比重1.95の液体に浮くもの量	共通仕様書第2編2-3-4-2 (表2-3-3)	共通仕様書第2編2-3-4-2 (表2-3-2)	配合設計前	試験成績表を提出		
				塩化物量	JIS A 5308 付属書1 JIS A 5002	共通仕様書第2編2-3-4-2 (表2-3-2)	配合設計前	試験成績表を提出		
				やわらかい石片の含有量 (舗装用粗骨材)	共通仕様書第2編2-3-4-2 (表2-3-3)	共通仕様書第2編2-3-4-2 (表2-3-2)	配合設計前	試験成績表を提出		
				有機不純物の量(細骨材)	共通仕様書第2編2-3-4-2 (表2-3-3)	共通仕様書第2編2-3-4-2 (表2-3-2)	配合設計前	試験成績表を提出	コンクリート標準示方書参照	
				骨材	安定性(耐久性)	共通仕様書第2編2-3-4-2 (表2-3-3)	配合設計前	試験成績表を提出	砕砂、砕石等、JIS規格のあるもの以外の骨材については、コンクリート標準示方書参照	
				骨材のアルカリシリカ反応(化学法)	共通仕様書第2編2-3-4-2 (表2-3-3)	無害	配合設計前	試験成績表を提出	2法のうち、いずれかを選び試験する。	
				骨材のアルカリシリカ反応(モルタルバー法)	共通仕様書第2編2-3-4-2 (表2-3-3)	無害	配合設計前	試験成績表を提出		
海砂の塩分含有量	JIS A 5308 付属書1 JIS A 5002	鉄筋コンクリートの場合は、細骨材の絶対質量に対し、NaClに換算して0.1%以下	配合設計前	試験成績表を提出						
骨材	すりへり減量(舗装用粗骨材)	共通仕様書第2編2-3-4-2 (表2-3-3)	配合設計前	試験成績表を提出	砕石等、JIS規格のあるもの以外の骨材については、コンクリート標準示方書参照					
2 路盤材		1)下層路盤材	4下層路盤による。	4下層路盤による。						
		2)上層路盤材	5上層路盤による。	5上層路盤による。						
用3 骨材 ア ス フ ア ル ト	アスファルト コンクリート 用骨材	8アスファルト舗装による。	8アスファルト舗装による。							
ラ 4 フ ィ	ファイラー	8アスファルト舗装による。	8アスファルト舗装による。							
路 5 盤 安 定 処 理	1)セメント 安定処理路盤 2)アスファルト 安定処理路盤	7セメント安定処理路盤による。	7セメント安定処理路盤による。							
		6アスファルト安定処理路盤による。	6アスファルト安定処理路盤による。							

		県 新基準 (H29)								
工種	種別	区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考	
3 骨材	1 コンクリート用骨材	1)JISマーク表示 認証工場製品	骨材	使用材料の品質の確認	製造工場の試験成績表により確認	JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリートを適用する。	製造前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	JIS A 5308 参照	
				2)JISマーク表示 認定工場製品以外・現場練り コンクリート	種類及び粗骨材の最大寸法	観察	設計図書に適合していること。 JIS A 5005 JIS A 5011-1 JIS A 5011-2 JIS A 5011-3 JIS A 5011-4	搬入時適宜		
				粒度	共通仕様書第2編2-3-4-2 (表2-3-3)	共通仕様書第2編2-3-4-2 (表2-3-1)	配合設計前	試験成績表を提出	様式・品質3-1参照	
				比重及び吸水量(細骨材)	共通仕様書第2編2-3-4-2 (表2-3-3)	JIS A 5005 JIS A 5011-1 JIS A 5011-2 JIS A 5011-3 JIS A 5011-4	配合設計前	試験成績表を提出	様式・品質3-1参照	
				比重及び吸水量(粗骨材)	共通仕様書第2編2-3-4-2 (表2-3-3)	JIS A 5005 JIS A 5011-1 JIS A 5011-2 JIS A 5011-3 JIS A 5011-4	配合設計前	試験成績表を提出	様式・品質3-1参照	
				粘土塊含有量	共通仕様書第2編2-3-4-2 (表2-3-3)	共通仕様書第2編2-3-4-2 (表2-3-2)	配合設計前	試験成績表を提出		
				微粒分量試験で失われる量	共通仕様書第2編2-3-4-2 (表2-3-3)	共通仕様書第2編2-3-4-2 (表2-3-2)	配合設計前	試験成績表を提出		
				塩化物量	JIS A 5308 付属書A JIS A 5002	共通仕様書第2編2-3-4-2 (表2-3-2)	配合設計前	試験成績表を提出		
				有機不純物の量(細骨材)	共通仕様書第2編2-3-4-2 (表2-3-3)	共通仕様書第2編2-3-4-2 (表2-3-2)	配合設計前	試験成績表を提出	コンクリート標準示方書参照	
				骨材	安定性(耐久性)	共通仕様書第2編2-3-4-2 (表2-3-3)	配合設計前	試験成績表を提出	砕砂、砕石等、JIS規格のあるもの以外の骨材については、コンクリート標準示方書参照	
				骨材のアルカリシリカ反応(化学法)	共通仕様書第2編2-3-4-2 (表2-3-3)	無害	配合設計前	試験成績表を提出	2法のうち、いずれかを選び試験する。	
				骨材のアルカリシリカ反応(モルタルバー法)	共通仕様書第2編2-3-4-2 (表2-3-3)	無害	配合設計前	試験成績表を提出		
				海砂の塩分含有量	JIS A 5308 付属書A JIS A 5002	鉄筋コンクリートの場合は、細骨材の絶対質量に対し、NaClに換算して0.1%以下	配合設計前	試験成績表を提出		
				骨材	すりへり減量(舗装用粗骨材)	共通仕様書第2編2-3-4-2 (表2-3-3)	配合設計前	試験成績表を提出	砕石等、JIS規格のあるもの以外の骨材については、コンクリート標準示方書参照	
2 路盤材		1)下層路盤材	4下層路盤による。	4下層路盤による。						
		2)上層路盤材	5上層路盤による。	5上層路盤による。						
用3 骨材 ア ス フ ア ル ト	アスファルト コンクリート 用骨材	8アスファルト舗装による。	8アスファルト舗装による。							
ラ 4 フ ィ	ファイラー	8アスファルト舗装による。	8アスファルト舗装による。							
路 5 盤 安 定 処 理	1)セメント 安定処理路盤 2)アスファルト 安定処理路盤	7セメント安定処理路盤による。	7セメント安定処理路盤による。							
		6アスファルト安定処理路盤による。	6アスファルト安定処理路盤による。							

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準 (港湾)

		県 現行基準 (H26)									
工種	種別	区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考		
5 鋼材	4 控工	1)腹起し								港湾5-2鋼板及び形鋼等を適用	
		2)タイロッド	本体・附属品の化学成分、機械的性質	(一般構造用圧延鋼材の場合)JISに適合していること。 (高張力鋼材の場合)機械的性質は共通仕様書第2編2-3-6-5(表2-3-4)、化学成分は設計図書及び承諾した規格に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	JIS G 3101	ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出			
			外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数				
			形状寸法	設計図書の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督員が承諾した図面	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出			
			組立引張試験	設計図書に適合していること。	設計図書による。	設計図書による。	設計図書による。	試験成績表を提出			
		3)タイワイヤー	本体・附属品の化学成分、機械的性質	JISに適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3502 JIS G 3536 JIS G 3506 JIS G 3521	ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出			
		被覆材	設計図書の規格に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	JIS K 6922-2	ロット毎	試験成績表を提出				
		外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数					
		形状寸法	設計図書の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督員が承諾した図面	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出				
		組立品引張試験	設計図書に適合していること。	設計図書による。	設計図書による。	設計図書による。	試験成績表を提出				
	5 コンクリート舗装用鋼材	1)スリップバー 2)タイバー 3)チェアー 4)クロスバー								港湾5-3棒鋼を適用する。	
		5)鉄 網	化学成分、機械的性質	JISに適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3551	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出		製造工場の試験成績表により確認できない	
		外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	JIS G 3551	搬入時、全数又は結束毎					
		形状寸法	JIS及び設計図書の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3551	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出				
6 セメント及び混和材料		1)JISマーク表示認定工場製品	セメント	使用材料の品質の確認	製造工場の試験成績表により確認	JISマーク表示認定工場製品以外・現場練りコンクリート以外を適用する。	製造前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	JIS A 5308参照		
		2)JISマーク表示認定工場製品以外・現場練りコンクリート	外 観 化学成分	セメントの種類 JISに適合していること。	観察 製造工場の試験成績表により確認	JIS R 5210 JIS R 5211 JIS R 5212 JIS R 5213 JIS R 5214	搬入時適宜 1箇月1回又は搬入の都度	監督員が指示したとき試験成績表(検査証明書)を提出			
	1)JISマーク表示認定工場製品	混和材料	使用材料の品質の確認	製造工場の試験成績表により確認	JISマーク表示認定工場製品以外・現場練りコンクリート以外を適用する。	製造前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	JIS A 5308参照			
	2)JISマーク表示認定工場製品以外・現場練りコンクリート	化学成分	JIS及び土木学会規準に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認 土木学会規準D.1	設計図書による。 JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206	1箇月1回又は搬入の都度	監督員が指示したとき試験成績表(検査証明書)を提出				
	3)コンクリート用水	1)JISマーク表示認定工場製品	水	使用材料の品質の確認	製造工場の試験成績表により確認	JISマーク表示認定工場製品以外・現場練りコンクリート以外を適用する。	製造前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	JIS A 5308参照		
	2)JISマーク表示認定工場製品以外・現場練りコンクリート	化学成分	コンクリートの強度に対する影響 有害物の含有量	JIS A 5308付属書G 公的機関の試験成績表により確認	JIS A 5308付属書G JIS A 5308付属書G	配合設計前 配合設計前	試験成績表を提出 試験成績表を提出	コンクリート標準示方書参照			
リセメントコンクリート	1)コンクリート杭 2)コンクリート矢板 3)境界ブロック	外 観	有害な傷がないこと。	観察	JIS A 5372 JIS A 5373	搬入時、全数		曲げ強さは試験成績表(検査証明書)で確認する。			
	形状寸法	JIS及び設計図書の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5361 JIS A 5363 JIS A 5365		試験成績表(検査証明書)を提出					

		県 新基準 (H29)									
工種	種別	区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考		
5 鋼材	4 控工	1)腹起し								港湾5-2鋼板及び形鋼等を適用	
		2)タイロッド	本体・附属品の化学成分、機械的性質	(一般構造用圧延鋼材の場合)JISに適合していること。 (高張力鋼材の場合)機械的性質は共通仕様書第2編2-3-6-5(表2-3-4)、化学成分は設計図書及び承諾した規格に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	JIS G 3101	ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出			
			外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数				
			形状寸法	設計図書の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督員が承諾した図面	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出			
			組立引張試験	設計図書に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認又は、設計図書による。	設計図書による。	設計図書による。	試験成績表を提出			
		3)タイワイヤー	本体・附属品の化学成分、機械的性質	JISに適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3502 JIS G 3536 JIS G 3506 JIS G 3521	ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出			
		被覆材	設計図書の規格に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	JIS K 6922-2	ロット毎	試験成績表を提出				
		外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数					
		形状寸法	設計図書の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督員が承諾した図面	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出				
		組立品引張試験	設計図書に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認又は、設計図書による。	設計図書による。	設計図書による。	試験成績表を提出				
	5 コンクリート舗装用鋼材	1)ダウエルバー 2)タイバー 3)チェアー 4)クロスバー								港湾5-3棒鋼を適用する。	
		5)鉄 網	化学成分、機械的性質	JISに適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3551	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出		製造工場の試験成績表により確認できない	
		外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	JIS G 3551	搬入時、全数又は結束毎					
		形状寸法	JIS及び設計図書の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3551	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出				
6 セメント及び混和材料		1)JISマーク表示認定工場製品	セメント	使用材料の品質の確認	製造工場の試験成績表により確認	JISマーク表示認定工場製品以外・現場練りコンクリート以外を適用する。	製造前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	JIS A 5308参照		
		2)JISマーク表示認定工場製品以外・現場練りコンクリート	外 観 化学成分	セメントの種類 JISに適合していること。	観察 製造工場の試験成績表により確認	JIS R 5210 JIS R 5211 JIS R 5212 JIS R 5213 JIS R 5214	搬入時適宜 1箇月1回又は搬入の都度	監督員が指示したとき試験成績表(検査証明書)を提出			
	1)JISマーク表示認定工場製品	混和材料	使用材料の品質の確認	製造工場の試験成績表により確認	JISマーク表示認定工場製品以外・現場練りコンクリート以外を適用する。	製造前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	JIS A 5308参照			
	2)JISマーク表示認定工場製品以外・現場練りコンクリート	化学成分	JIS及び土木学会規準に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認 土木学会規準D.1	設計図書による。 JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206	1箇月1回又は搬入の都度	監督員が指示したとき試験成績表(検査証明書)を提出				
	3)コンクリート用水	1)JISマーク表示認定工場製品	水	使用材料の品質の確認	製造工場の試験成績表により確認	JISマーク表示認定工場製品以外・現場練りコンクリート以外を適用する。	製造前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	JIS A 5308参照		
	2)JISマーク表示認定工場製品以外・現場練りコンクリート	化学成分	コンクリートの強度に対する影響 有害物の含有量	JIS A 5308付属書C 公的機関の試験成績表により確認	JIS A 5308付属書C JIS A 5308付属書C	配合設計前 配合設計前	試験成績表を提出 試験成績表を提出	コンクリート標準示方書参照			
リセメントコンクリート	1)コンクリート杭 2)コンクリート矢板 3)境界ブロック	外 観	有害な傷がないこと。	観察	JIS A 5372 JIS A 5373	搬入時、全数		曲げ強さは試験成績表(検査証明書)で確認する。			
	形状寸法	JIS及び設計図書の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5361 JIS A 5363 JIS A 5365		試験成績表(検査証明書)を提出					

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準 (港湾)

県 現行基準 (H26)										
工種	種別	区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考	
8 瀝青材料	1 舗装 アスファルト材	1)アスファルトコンクリート舗装用材 (アスファルト)	8アスファルト舗装による。			8アスファルト舗装による。				
		2 プライムコート 及びタックコート	8アスファルト舗装による。			8アスファルト舗装による。				
9 芝・樹木等	1 芝及び種子	1)芝	土	性状が生育に適していること。	設計図書又は試験成績表により確認	共通仕様書第2編 2-10-1又は設計図書による。	産地毎に1回	試験成績表を提出		
			芝	種類、品質が設計図書に適合していること。	品質等証明書により確認	共通仕様書第2編 2-3-10-2又は設計図書による。	産地毎に1回	品質等証明書を提出		
			肥料	種類、品質及び配合が設計図書に適合していること。	種類、品質は品質等証明書により確認。配合は設計図書による。	設計図書による。	種類毎に1回	品質等証明書を提出		
			2)種子	土	性状が生育に適していること。	設計図書又は試験成績表により確認	共通仕様書第2編 2-3-10-2又は設計図書による。	産地毎に1回	試験成績表を提出	
			3)播種	種子	種類、品質及び配合が設計図書に適合していること。	種類、品質は品質等証明書により確認。配合は設計図書による。	設計図書による。	種類毎に1回	品質等証明書を提出	
				肥料	種類、品質及び配合が設計図書に適合していること。	種類、品質は品質等証明書により確認。配合は設計図書による。	設計図書による。	種類毎に1回	品質等証明書を提出	
			土壤改良剤、養生剤等	種類、品質が設計図書に適合していること。	品質等証明書により確認	設計図書による。	種類毎に1回	品質等証明書を提出		
	2 灌木等	1)樹木 2)つる性植物 3)竹	土	性状が生育に適していること。	設計図書又は試験成績表により確認	共通仕様書第2編 2-3-10-1又は設計図書による。	産地毎に1回	試験成績表を提出		
			樹木	種類、品質が設計図書に適合していること。	設計図書による。	共通仕様書第2編 2-3-10-1又は設計図書による。	種類毎に搬入後適宜	品質等証明書を提出		
			肥料	種類、品質及び配合が設計図書に適合していること。	種類、品質は品質等証明書により確認。配合は設計図書による。	設計図書による。	種類毎に1回	品質等証明書を提出		
	10 目地材料	1 目地材	目地材	材質	種類	観察	設計図書による。	施工中適宜		
				品質	設計図書による。	設計図書による。	搬入時、ロット毎	試験成績表 (検査証明書)を提出		
2 コンクリート 舗装用目地材		1)目地板	材質	種類	観察	設計図書による。	施工中適宜			
				品質	設計図書による。	設計図書による。	搬入時、ロット毎	試験成績表 (検査証明書)を提出		
		2)注入材	材質	種類	観察		施工中適宜			
				品質	設計図書による。		搬入時、ロット毎	試験成績表 (検査証明書)を提出		

県 新基準 (H29)										
工種	種別	区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考	
8 瀝青材料	1 舗装 アスファルト材	1)アスファルトコンクリート舗装用材 (アスファルト)	8アスファルト舗装による。			8アスファルト舗装による。				
		2 プライムコート 及びタックコート	8アスファルト舗装による。			8アスファルト舗装による。				
9 芝・樹木等	1 芝及び種子	1)芝	土	性状が生育に適していること。	設計図書又は試験成績表により確認	共通仕様書第2編 2-3-10-1又は設計図書に適合していること。	産地毎に1回	試験成績表を提出		
			芝	種類、品質が設計図書に適合していること。	品質等証明書により確認	共通仕様書第2編 2-3-10-1又は設計図書に適合していること。	産地毎に1回	品質等証明書を提出		
			肥料	種類、品質及び配合が設計図書に適合していること。	種類、品質は品質等証明書により確認。配合は設計図書による。	設計図書に適合していること。	種類毎に1回	品質等証明書を提出		
			2)種子	土	性状が生育に適していること。	設計図書又は試験成績表により確認	共通仕様書第2編 2-3-10-1又は設計図書に適合していること。	産地毎に1回	試験成績表を提出	
			3)播種	種子	種類、品質及び配合が設計図書に適合していること。	種類、品質は品質等証明書により確認。配合は設計図書による。	共通仕様書第2編 2-2-9-1又は設計図書に適合していること。	種類毎に1回	品質等証明書を提出	
				肥料	種類、品質及び配合が設計図書に適合していること。	種類、品質は品質等証明書により確認。配合は設計図書による。	設計図書に適合していること。	種類毎に1回	品質等証明書を提出	
			土壤改良剤、養生剤等	種類、品質が設計図書に適合していること。	品質等証明書により確認	設計図書に適合していること。	種類毎に1回	品質等証明書を提出		
	2 灌木等	1)樹木 2)つる性植物 3)竹	土	性状が生育に適していること。	設計図書又は試験成績表により確認	共通仕様書第2編 2-3-10-1又は設計図書に適合していること。	産地毎に1回	試験成績表を提出		
			樹木	種類、品質が設計図書に適合していること。	設計図書による。	共通仕様書第2編 2-3-10-3又は設計図書に適合していること。	種類毎に搬入後適宜	品質等証明書を提出		
			肥料	種類、品質及び配合が設計図書に適合していること。	種類、品質は品質等証明書により確認。配合は設計図書による。	設計図書に適合していること。	種類毎に1回	品質等証明書を提出		
	10 目地材料	1 目地材	目地材	材質	種類	観察	共通仕様書第2編 2-2-10-1又は設計図書に適合していること。	施工中適宜		
				品質	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認又は、設計図書による。	共通仕様書第2編 2-2-10-1又は設計図書に適合していること。	搬入時、ロット毎	試験成績表 (検査証明書)を提出		
2 コンクリート 舗装用目地材		1)目地板	材質	種類	観察	共通仕様書第2編 2-2-10-2又は設計図書に適合していること。	施工中適宜			
				品質	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認又は、設計図書による。	共通仕様書第2編 2-2-10-2又は設計図書に適合していること。	搬入時、ロット毎	試験成績表 (検査証明書)を提出		
		2)注入材	材質	種類	観察		施工中適宜			
				品質	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認又は、設計図書による。		搬入時、ロット毎	試験成績表 (検査証明書)を提出		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準 (港灣)

		県 現行基準 (H26)							
工種	種別	区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1 1 防食材料	1 アルミニウム合金陽極	1)電気防食陽極	陽極の種類・化学成分	承諾した品質に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督員が承諾した図面	搬入前	試験成績表(検査証明書)を提出	
			形状寸法	承諾図等の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	監督員が承諾した図面各陽極の形状寸法の許容範囲は±5%以内とする。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
			質量	承諾した品質に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認 計量器により測定	各陽極の質量の許容範囲は2%以内とし取付総質量は陽極1個の標準質量の和を下回ってはならない。ただし、陽極1個の標準質量が30kg未満の陽極質量の許容範囲は±4%の範囲とする。	搬入前、全数 搬入時、適宜	工場の測定表を提出	
			陽極板の電流効率等(陽極電位、発生電流)	設計図書の値に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	90%以上	搬入前	試験成績表を提出	
2 防食塗装	1)塗装材	材質	種類	観察	観察	設計図書による。	施工中適宜		
			品質	設計図書による。	設計図書による。	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出		
3 被覆防食材料	1)モルタル被覆	材質	種類	観察	観察	設計図書による。	施工中適宜		
			品質	設計図書による。	設計図書による。	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出		
	2)保護カバー	材質	種類	観察	観察	設計図書による。	施工中適宜		
			品質	設計図書による。	設計図書による。	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出		
1 2 防蔽材	1 ゴム防蔽材	1)ゴム防蔽材	材質	ゴムの物理試験(引張試験、硬さ試験、老化試験等)による材質が、共通仕様書第2編2-3-13-1(表2-3-5)に適合、かつ共通仕様書第2編2-3-13-1-4の耐久性試験を行ってもクラックや欠陥がないこと。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認 耐久性については、ゴム防蔽材耐久性証明事業を実施する機関の証明書により確認	共通仕様書第2編2-3-13-1(表2-3-5) JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253-3 JIS K 6257:1993 JIS K 6259 共通仕様書第2編2-3-13-1-4による。	製造前ロットに使用した練りゴムより材料1セット	試験成績表(検査証明書)を提出。 耐久性については、ゴム防蔽材耐久性証明事業を実施する機関の証明書を提出	
			性能	反力及び吸収エネルギー	設計図書による。 製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	設計図書による。	搬入前10本に1本	試験成績表(検査証明書)を提出	
			外観	有害な傷等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜		
		形状寸法	長さ、幅、高さ、肉厚(測定可能なもの)、ボルトの穴径及び中心間隔等	製造工場の測定結果表により確認	設計図書及び監督員が承諾した詳細図等	搬入前、全数	工場の測定表を提出	製造工場の測定結果表により確認。様式・品質4-1(例)参考	
		2)取付金具	外観	有害な傷等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜		
			形状寸法	設計図書の形状寸法に適合していること。	観察	設計図書及び監督員が承諾した詳細図等	搬入時、適宜		
1 3 係船柱	1 係船柱	係船柱	本体・付属品の化学成分、機械的性質	JISの規定による。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	共通仕様書第2編2-3-14-1(表2-3-6)	1溶解毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
			外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
			形状寸法	設計図書の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	共通仕様書第4編4-3-17-2(図4-3-1~3及び表4-3-1)	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

		県 新基準 (H29)							
工種	種別	区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1 1 防食材料	1 アルミニウム合金陽極	1)電気防食陽極	陽極の種類・化学成分	承諾した品質に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督員が承諾した図面	搬入前	試験成績表(検査証明書)を提出	
			形状寸法	承諾図等の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	監督員が承諾した図面各陽極の形状寸法の許容範囲は±5%以内とする。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
			質量	承諾した品質に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認 計量器により測定	各陽極の質量の許容範囲は±2%以内とし取付総質量は陽極1個の標準質量の和を下回ってはならない。ただし、陽極1個の標準質量が30kg未満の陽極質量の許容範囲は±4%の範囲とする。	搬入前、全数 搬入時、適宜	工場の測定表を提出	
			陽極板の電流効率等(陽極電位、発生電流)	設計図書の値に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	90%以上	搬入前	試験成績表を提出	
2 防食塗装	1)塗装材	材質	種類	観察	観察	設計図書に適合していること。	施工中適宜		
			品質	設計図書による。	設計図書に適合していること。	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出		
3 被覆防食材料	1)モルタル被覆	材質	種類	観察	観察	設計図書に適合していること。	施工中適宜		
			品質	設計図書による。	設計図書に適合していること。	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出		
	2)保護カバー	材質	種類	観察	観察	設計図書に適合していること。	施工中適宜		
			品質	設計図書による。	設計図書に適合していること。	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出		
1 2 防蔽材	1 ゴム防蔽材	1)ゴム防蔽材	材質	ゴムの物理試験(引張試験、硬さ試験、老化試験等)による材質が、共通仕様書第2編2-3-13-1(表2-3-5)に適合、かつ共通仕様書第2編2-3-13-1-4の耐久性試験を行ってもクラックや欠陥がないこと。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認 耐久性については、ゴム防蔽材耐久性証明事業を実施する機関の証明書により確認	共通仕様書第2編2-3-13-1(表2-3-5) JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253-3 JIS K 6257:1993 JIS K 6259 共通仕様書第2編2-3-13-1-4による。	製造前ロットに使用した練りゴムより材料1セット	試験成績表(検査証明書)を提出。 耐久性については、ゴム防蔽材耐久性証明事業を実施する機関の証明書を提出	
			性能	反力及び吸収エネルギー	設計図書による。 製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認。又は設計図書による。	設計図書又は監督員の協議による。	搬入前10本に1本	試験成績表(検査証明書)を提出	
			外観	有害な傷等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜		
		形状寸法	長さ、幅、高さ、肉厚(測定可能なもの)、ボルトの穴径及び中心間隔等	製造工場の測定結果表により確認	設計図書及び監督員が承諾した詳細図等	搬入前、全数	工場の測定表を提出	製造工場の測定結果表により確認。様式・品質4-1(例)参考	
		2)取付金具	外観	有害な傷等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜		
			形状寸法	設計図書の形状寸法に適合していること。	観察	設計図書及び監督員が承諾した詳細図等	搬入時、適宜		
1 3 係船柱	1 係船柱	係船柱	本体・付属品の化学成分、機械的性質	JISの規定による。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	共通仕様書第2編2-3-14-1(表2-3-6)	1溶解毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
			外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
			形状寸法	設計図書の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	共通仕様書第4編4-3-17-2(図4-3-1~3及び表4-3-1)	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準 (港湾)

		県 現行基準 (H26)								
工種	種別	区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考	
16	コンクリート	1	レディーミクストコンクリート	1セメントコンクリートによる。 (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)		1セメントコンクリートによる。 (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)				
		2	コンクリートミキサー船	1セメントコンクリートによる。 (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)		1セメントコンクリートによる。 (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)				
3	現場練りコンクリート	1)配合指定	示方配合	試験練り	JIS A 1138又はプラントによりコンクリートを製造し、スランプ、空気量、強度、塩化物量、その他の品質の確認	施工前1回	試験成績表を提出	様式・品質4-3参照 σ28は、配合強度を標準とする。		
			現場配合	細骨材の表面水量	JIS A 1111 JIS A 1125		1日1回以上	試験成績表を提出		
				骨材の粒度	JIS A 1102	共通仕様書第2編 2-3-4-2(表2-3-1)	1日1回	試験成績表を提出		
		材料の計量	計量装置の精度パッチミキサ	静荷重試験		6箇月1回	検定合格証又は試験成績表(写)を提出			
			連続練りミキサ	キャリブレーション		工事開始前1回	各材料ごとのキャリブレーション結果を提出			
			計量誤差パッチミキサ	0点、設定針、表示針を観察、確認	共通仕様書第1編 1-3-5-4(表1-3-5)	午前、午後の作業開始時				
				連続8パッチについて計量時の指示値又は自動記録を読み取る。		1箇月1回	試験成績表を提出			
			連続練りミキサ	カウント数、表示針を観察、確認	共通仕様書第1編 1-3-5-4(表1-3-5)	午前、午後の作業開始時				
			練混ぜ性能パッチミキサ	JIS A 1119		6箇月1回	試験成績表を提出	コンクリート標準示方書参照		
		練混ぜ	連続練りミキサ	土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」		工事開始前1回	試験成績表を提出	コンクリート標準示方書参照		
			練混ぜ性能パッチミキサ	時間測定	規定の時間以上及び同時間の3倍以下	午前、午後の作業開始時				
			外観、均一性、ワーカビリティ等	観察		全パッチ				
		スランプ又は沈下度	スランプ試験	JIS A 1115 JIS A 1101	共通仕様書第2編 2-3-20-2(表2-3-8)	供試体作成時	管理表を作成し提出	様式・品質4-4参照		
沈下度試験(舗装用コンクリートに適用)	土木学会規準「振動台式コンスタンダー試験方法」			供試体作成時	管理表を作成し提出					
空気量	空気量試験	JIS A 1115 JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	規定値に対する許容範囲±1.5%	供試体作成時	管理表に記録提出	様式・品質4-4参照				

		県 新基準 (H29)								
工種	種別	区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考	
16	コンクリート	1	レディーミクストコンクリート	1セメントコンクリートによる。 (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)		1セメントコンクリートによる。 (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)				
		2	コンクリートミキサー船	1セメントコンクリートによる。 (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)		1セメントコンクリートによる。 (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)				
3	現場練りコンクリート	1)配合指定	示方配合	試験練り	JIS A 1138又はプラントによりコンクリートを製造し、スランプ、空気量、強度、塩化物量、その他の品質の確認	施工前1回	試験成績表を提出	様式・品質4-3参照 σ28は、配合強度を標準とする。		
			現場配合	細骨材の表面水量	JIS A 1111 JIS A 1125		1日1回以上	試験成績表を提出		
				骨材の粒度	JIS A 1102	共通仕様書第2編 2-3-4-2(表2-3-1)	1日1回	試験成績表を提出		
		材料の計量	計量装置の精度パッチミキサ	静荷重試験		6箇月1回	検定合格証又は試験成績表(写)を提出			
			連続練りミキサ	キャリブレーション		工事開始前1回	各材料ごとのキャリブレーション結果を提出			
			計量誤差パッチミキサ	0点、設定針、表示針を観察、確認	共通仕様書第1編 1-3-5-4(表1-3-5)	午前、午後の作業開始時				
				連続8パッチについて計量時の指示値又は自動記録を読み取る。		1箇月1回	試験成績表を提出			
			連続練りミキサ	カウント数、表示針を観察、確認	共通仕様書第1編 1-3-5-4(表1-3-5)	午前、午後の作業開始時				
			練混ぜ性能パッチミキサ	JIS A 1119		6箇月1回	試験成績表を提出	コンクリート標準示方書参照		
		練混ぜ	連続練りミキサ	土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」		工事開始前1回	試験成績表を提出	コンクリート標準示方書参照		
			練混ぜ性能パッチミキサ	時間測定	規定の時間以上及び同時間の3倍以下	午前、午後の作業開始時				
			外観、均一性、ワーカビリティ等	観察		全パッチ				
		スランプ又は沈下度	スランプ試験	JIS A 1115 JIS A 1101	共通仕様書第2編 2-3-20-2(表2-3-8)	供試体作成時	管理表を作成し提出	様式・品質4-4参照		
沈下度試験(舗装用コンクリートに適用)	土木学会規準「振動台式コンスタンダー試験方法」			供試体作成時	管理表を作成し提出					
空気量	空気量試験	JIS A 1115 JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	規定値に対する許容範囲±1.5%	供試体作成時	管理表に記録提出	様式・品質4-4参照				

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準 (港湾)

県 現行基準 (H26)									
工種	種別	区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
16	3 現場 練り コンクリート		強度	供試体の作成	JIS A 1115 JIS A 1132 打設現場で作成		1日1回とし、1日の打設量が150mを超える場合は1日2回とする。ただし、同一配合の1日当り打設量が少量の場合は、監督員の承諾を得て打設日数に関係なく100mごとに1回とすることができる。		
			圧縮試験	JIS A 1108	1回の試験結果は、指定強度の値の85%以上、3回の試験結果の平均値は、指定強度の値以上	供試体作成毎1回の試験は、3個の供試体の平均値とする。	管理表及び管理図を作成し提出	様式・品質4-4、4-5参照。少量の場合は省略できる。	
			曲げ試験	JIS A 1106	1回の試験結果は、指定強度の値の85%以上、3回の試験結果の平均値は、指定強度の値以上	供試体作成毎1回の試験は、3個の供試体の平均値とする。	管理表及び管理図を作成し提出	様式・品質4-4、4-5参照。少量の場合は省略できる。	
		コンクリート温度	温度測定	供試体作成場所等で測定、打設場所等で測定	設計図書による。	供試体作成毎	管理表を作成し提出	様式・品質4-4参照	
		塩化物含有量	塩化物量試験	JIS A 1115 JIS A 1144 又は、監督員の承諾する方法	設計図書による。	第1回コンクリート打設前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	無筋コンクリートで用心鉄筋が入らない構造物は全塩化物イオン量の制限はしない。	
		4	暑中コンクリート	水及び骨材の温度	温度測定	温度測定		随時	
		コンクリート温度	温度測定	供試体作成場所等で測定、打設場所等で測定	設計図書による。暑中コンクリートは35℃以下。	供試体作成毎	管理表を作成し提出	様式・品質4-4参照	
5	寒中コンクリート	水及び骨材の温度	温度測定	温度測定		随時		その他の項目は、レディーミクストコンクリート・現場練コンクリートを適用する。	
		コンクリート温度	温度測定	供試体作成場所等で測定、打設場所等で測定	設計図書による。寒中コンクリートは5℃～20℃。	供試体作成毎	管理表を作成し提出	様式・品質4-4参照	
リ6	水中コンクリート							港湾16-1レディーミクストコンクリートを適用する。	
リ7	袋詰コンクリート							港湾16-1レディーミクストコンクリートを適用する。	
ン8	水中不分離性コンクリート							港湾16-1レディーミクストコンクリートを適用する。	
コ9	プレバッドコンクリート							港湾16-1レディーミクストコンクリートを適用する。	
リ10	コンクリート舗装							港湾16-1レディーミクストコンクリートを適用する。	

県 新基準 (H29)									
工種	種別	区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
16	3 現場 練り コンクリート		強度	供試体の作成	JIS A 1115 JIS A 1132 打設現場で作成		1日1回とし、1日の打設量が150mを超える場合は1日2回とする。ただし、同一配合の1日当り打設量が少量の場合は、監督員の承諾を得て打設日数に関係なく100mごとに1回とすることができる。		
			圧縮試験	JIS A 1108	1回の試験結果は、指定強度の値の85%以上、3回の試験結果の平均値は、指定強度の値以上	供試体作成毎1回の試験は、3個の供試体の平均値とする。	管理表及び管理図を作成し提出	様式・品質4-4、4-5参照。少量の場合は省略できる。	
			曲げ試験	JIS A 1106	1回の試験結果は、指定強度の値の85%以上、3回の試験結果の平均値は、指定強度の値以上	供試体作成毎1回の試験は、3個の供試体の平均値とする。	管理表及び管理図を作成し提出	様式・品質4-4、4-5参照。少量の場合は省略できる。	
		コンクリート温度	温度測定	供試体作成場所等で測定、打設場所等で測定	設計図書による。	供試体作成毎	管理表を作成し提出	様式・品質4-4参照	
		塩化物含有量	塩化物量試験	JIS A 1115 JIS A 1144 又は、監督員の承諾する方法	設計図書による。	第1回コンクリート打設前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	無筋コンクリートで用心鉄筋が入らない構造物は全塩化物イオン量の制限はしない。	
		4	暑中コンクリート	水及び骨材の温度	温度測定	温度測定		随時	
		コンクリート温度	温度測定	供試体作成場所等で測定、打設場所等で測定	設計図書による。暑中コンクリートは35℃以下、又は設計図書に適合していること。	供試体作成毎	管理表を作成し提出	様式・品質4-4参照	
5	寒中コンクリート	水及び骨材の温度	温度測定	温度測定		随時		その他の項目は、レディーミクストコンクリート・現場練コンクリートを適用する。	
		コンクリート温度	温度測定	供試体作成場所等で測定、打設場所等で測定	設計図書による。寒中コンクリートは5℃～20℃、又は設計図書に適合していること。	供試体作成毎	管理表を作成し提出	様式・品質4-4参照	
リ6	水中コンクリート							港湾16-1レディーミクストコンクリートを適用する。	
リ7	袋詰コンクリート							港湾16-1レディーミクストコンクリートを適用する。	
ン8	水中不分離性コンクリート							港湾16-1レディーミクストコンクリートを適用する。	
コ9	プレバッドコンクリート							港湾16-1レディーミクストコンクリートを適用する。	
リ10	コンクリート舗装							港湾16-1レディーミクストコンクリートを適用する。	

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準（公園緑地）

県 現行基準 (H26)											
区分	番号	材料	種別	試験区分	検査方法		試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	試験(測定)基準	摘要
					品質	数量					
1 土・石材	1	たたき粘土	材料	その他	照合	検量	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
							土粒子の密度試験	JIS A 1202			
							土の含水比試験	JIS A 1203			
							土の透水試験	JIS A 1218			
	2	土舗装材	材料	その他	照合	出来形	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
							土粒子の密度試験	JIS A 1202			
							土の含水比試験	JIS A 1203			
	3	クレー舗装材	材料	その他	照合	出来形	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
							土粒子の密度試験	JIS A 1202			
	3	クレー舗装材	施工	その他	照合	出来形	硬度	フロクター・ロード	陸上競技場 50～110 野球場 30～80 テニスコート 40～110	1,000㎡毎	
物性値・成分値は製造者からの試験表による。											
4	アンツーカー舗装材	材料	その他	照合	検量	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・路体:当初及び土質の変化した時。 ・路床:含水比の変化が認められた時。		
						粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧[2]-45	細長、あるいは扁平な石片:10%以下	・中規模以上工事:施工前、材料変更時 ・小規模工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上、1,000㎡未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤:施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの。	
4	アンツーカー舗装材	施工	その他	照合	出来形	硬度	フロクター・ロード	陸上競技場 50～110 テニスコート 40～110	1,000㎡毎		

県 新基準 (H29)											
区分	番号	材料	種別	試験区分	検査方法		試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	試験(測定)基準	摘要
					品質	数量					
1 土・石材	1	たたき粘土	材料	その他	照合	検量	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
							土粒子の密度試験	JIS A 1202			
							土の含水比試験	JIS A 1203			
							土の透水試験	JIS A 1218			
	2	土舗装材	材料	その他	照合	出来形	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
							土粒子の密度試験	JIS A 1202			
							土の含水比試験	JIS A 1203			
	3	クレー舗装材	材料	その他	照合	出来形	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
							土粒子の密度試験	JIS A 1202			
	3	クレー舗装材	施工	その他	照合	出来形	硬度	フロクター・ロード	陸上競技場 50～110 野球場 30～80 テニスコート 40～110	1,000㎡毎	
物性値・成分値は製造者からの試験表による。											
4	アンツーカー舗装材	材料	その他	照合	検量	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・路体:当初及び土質の変化した時。 ・路床:含水比の変化が認められた時。		
						粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧[2]-45	細長、あるいは扁平な石片:10%以下	・中規模以上工事:施工前、材料変更時 ・小規模工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上、1,000㎡未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤:施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの。	
4	アンツーカー舗装材	施工	その他	照合	出来形	硬度	フロクター・ロード	陸上競技場 50～110 野球場 30～80 テニスコート 40～110	1,000㎡毎		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準（公園緑地）

県 現行基準 (H26)											
区分	番号	材料	種別	試験区分	検査方法		試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	試験(測定)基準	摘要
					品質	数量					
1 土・石材	5 6	舗装用石材 積み・張り用石材	材料	その他	照合	出来形	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化した時。	・500㎡以下は監督員承諾を得て省略できる。 参考値： ・硬石：約2.7～2.5g/cm ³ ・準硬石：約2.5～2g/cm ³ ・軟石：約2g/cm ³ 未満
							岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化した時。	・500㎡以下は監督員承諾を得て省略できる。 参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上
							岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化した時。	・500㎡以下は監督員承諾を得て省略できる。 参考値： ・硬石：4903N/cm ² 以上 ・準硬石：980.66N/cm ² 以上 4903N/cm ² 未満 ・軟石：980.66N/cm ² 未満
							岩石の形状	JIS A 5006	うすつぶらしいもの、細長いものであつてはならない。	5,000㎡につき1回の割で行う。但し、5,000㎡以下のものは1工事2回実施する。	500㎡以下は監督員承諾を得て省略できる。
7	火山砂利	材料	その他	照合	検量	最大乾燥密度の測定	JIS A 1210(試験方法E法)	30%以上	・採取地ごとに1回及び採取地の変った場合にはその都度測定する。 ・突固め試験は骨材の最大寸法を取り除いて行う。 ・生産者等の試験成績結果によることができる。 (ただし、試験実施日が施工期間を著しくずれていない場合に限る。)	・採取地ごとに1回。 ・生産者等の試験成績結果によることができる。 (ただし、試験実施日が施工期間を著しくずれていない場合に限る。)	
						修正CBRの測定	舗装調査・試験法便覧[4]-5				
						骨材のふるい分け試験	5mm以下	9～15%以下			
						骨材の洗い試験					
						粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	45%以下			
						骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下			
						凍上試験					
						強熱減量試験					
						土の透水試験	JIS A 1218	特記仕様書による。			
						施工	その他	試験			出来形
骨材のふるい分け試験	5mm以下	9～15%以下	搬入時1回。その後、観察により異常が認められた時、随時。								
骨材の洗い試験											

県 新基準 (H29)											
区分	番号	材料	種別	試験区分	検査方法		試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	試験(測定)基準	摘要
					品質	数量					
1 土・石材	5 6	舗装用石材 積み・張り用石材	材料	その他	照合	出来形	岩石の見掛比重	JIS A 5006		原則として産地毎に当初及び岩質の変化した時。	・500㎡以下は監督員承諾を得て省略できる。 参考値： ・硬石：約2.7～2.5g/cm ³ ・準硬石：約2.5～2g/cm ³ ・軟石：約2g/cm ³ 未満
							岩石の吸水率	JIS A 5006		原則として産地毎に当初及び岩質の変化した時。	・500㎡以下は監督員承諾を得て省略できる。 参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上
							岩石の圧縮強さ	JIS A 5006		原則として産地毎に当初及び岩質の変化した時。	・500㎡以下は監督員承諾を得て省略できる。 参考値： ・硬石：4903N/cm ² 以上 ・準硬石：980.66N/cm ² 以上 4903N/cm ² 未満 ・軟石：980.66N/cm ² 未満
							岩石の形状	JIS A 5006	うすつぶらしいもの、細長いものであつてはならない。	5,000㎡につき1回の割で行う。但し、5,000㎡以下のものは1工事2回実施する。	500㎡以下は監督員承諾を得て省略できる。
7	火山砂利	材料	その他	照合	検量	最大乾燥密度の測定	JIS A 1210(試験方法E法)	30%以上	・採取地ごとに1回及び採取地の変った場合にはその都度測定する。 ・突固め試験は骨材の最大寸法を取り除いて行う。 ・生産者等の試験成績結果によることができる。 (ただし、試験実施日が施工期間を著しくずれていない場合に限る。)	・採取地ごとに1回。 ・生産者等の試験成績結果によることができる。 (ただし、試験実施日が施工期間を著しくずれていない場合に限る。)	
						修正CBRの測定	舗装調査・試験法便覧[4]-5				
						骨材のふるい分け試験	5mm以下	9～15%以下			
						骨材の洗い試験					
						粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	45%以下			
						骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下			
						凍上試験					
						強熱減量試験					
						土の透水試験	JIS A 1218				
						施工	その他	試験			出来形
骨材のふるい分け試験	5mm以下	9～15%以下	搬入時1回。その後、観察により異常が認められた時、随時。								
骨材の洗い試験											

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準(公園緑地)

区分	番号	材料	種別	試験区分	検査方法		試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	試験(測定)基準	摘要	
					品質	数量						
					県 現行基準(H26)							
2 造園 材料	1	客土	材料	その他	照合	検量	pH(H2O)	簡易pH計	4.5~8.0			
							有害物質	電気伝導度 (ECメータ)	0.1~1.0mS/cm			
	2	高木	材料	必須	確認	検量	高さ(H)	計測用具による計測	設計値≤H	樹種別、規格別に各設計数量の10%を計測する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これにより支障が生じる場合には監督員との協議により決定する。		
							幹周(C)	計測用具による計測	設計値≤C<上位階級の寸法値			
							枝張(W)	計測用具による計測	設計値≤W			
	3	中低木	材料	必須	確認	検量	高さ(H)	計測用具による計測	設計値≤H<上位階級の寸法値	樹種別、規格別に各設計数量の10%を計測する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これにより支障が生じる場合には監督員との協議により決定する。		
							枝張(W)	計測用具による計測	設計値≤W			
	4	特殊樹木	材料	必須	確認	検量	高さ(H)	計測用具による計測	設計値≤H	樹種別、規格別に各設計数量の10%を計測する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これにより支障が生じる場合には監督員との協議により決定する。		
							幹周(C)	計測用具による計測	設計値≤C<上位階級の寸法値			
							枝張又は尺(W)	計測用具による計測	設計値≤W			
	5	地被類	材料	必須	確認	検量	茎長(L)	計測用具による計測	設計値≤L	設計数量の1%を計測する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これにより支障が生じる場合には監督員との協議により決定する。		
							芽立	目視	設計値≤芽立数			
3 木材	1	木材	材料	その他	照合	出来形	木材の加圧式保存処理方法	JIS A 9002				
							木材の浸漬式防腐処理方法					
							含水率	JAS				
							保存処理剤浸度試験	JAS				

区分	番号	材料	種別	試験区分	検査方法		試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	試験(測定)基準	摘要	
					品質	数量						
					県 新基準(H29)							
2 造園 材料	1	客土	材料	その他	照合	検量	pH(H2O)	簡易pH計	4.5~8.0			
							有害物質	電気伝導度	0.1~1.0mS/cm			
	2	高木	材料	必須	確認	検量	高さ(H)	計測用具による計測	設計値≤H	樹種別、規格別に各設計数量の10%を計測する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これにより支障が生じる場合には監督員との協議により決定する。		
							幹周(C)	計測用具による計測	設計値≤C<上位階級の寸法値			
							枝張(W)	計測用具による計測	設計値≤W			
	3	中低木	材料	必須	確認	検量	高さ(H)	計測用具による計測	設計値≤H<上位階級の寸法値	樹種別、規格別に各設計数量の10%を計測する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これにより支障が生じる場合には監督員との協議により決定する。		
							枝張(W)	計測用具による計測	設計値≤W			
	4	特殊樹木	材料	必須	確認	検量	高さ(H)	計測用具による計測	設計値≤H	樹種別、規格別に各設計数量の10%を計測する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これにより支障が生じる場合には監督員との協議により決定する。		
							幹周(C)	計測用具による計測	設計値≤C<上位階級の寸法値			
							枝張又は尺(W)	計測用具による計測	設計値≤W			
	5	地被類	材料	必須	確認	検量	茎長(L)	計測用具による計測	設計値≤L	設計数量の1%を計測する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これにより支障が生じる場合には監督員との協議により決定する。		
							芽立	目視	設計値≤芽立数			
3 木材	1	木材	材料	その他	照合	出来形	木材の加圧式保存処理方法	JIS A 9002				
							木材の浸漬式防腐処理方法					
							含水率	JAS				
							保存処理剤浸度試験	JAS				

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準 水道工物品質管理基準

県 現行基準 (H26)

工種	種別	試験要否	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 水圧試験	施工	必須	管路水圧試験	管内に充水し所定の水圧を負荷し、一定時間保持してこの間の圧力変化を測定	管路に漏水等異常が無く、急激な圧力降下が生じないこと	管路工事了了時	原則として監督員の立会いが必要	
			継手部水圧試験	試験水圧0.5MPa程度で5分保持してこの間の圧力変化を測定	0.4MPa以上保持	φ900mm程度以上の管接合時において、監督員がこの試験を指示した場合に実施		
2 通水準備	施工	必須	遊離残留塩素の測定等	日本水道協会水道工事標準仕様書【土木工事編】4.1.32 通水準備工による	上流の水道水と遊離残留塩素が同程度	使用開始前	必要に応じ中和剤を添加	
3 管の接合	施工	必須	ダクタイル鋳鉄管継手部接合検査	目視ノギス等による計測	・各継手部所定の寸法を満たすこと ・ボルトの締め付けトルクを満たすこと	すべての継手接合箇所について実施	共通仕様書(水道編)巻末のチェックシート参照	
4 管の溶接	施工	必須	放射線透過試験	JIS Z 3104 JIS Z 3050 JIS Z 3106	・きずの分類において3類以上 ・内面へこみは、その部分の透過写真濃度がこれに接する母材部分の透過写真濃度を超えないこと ・溶落ちは、いかなる方向に測った寸法も1個につき6mm又は管の肉厚のいずれか小さい方を超えず、試験部の有効長さ当たり最大寸法の合計長さ12mm以下とする。	検査箇所数は溶接箇所数の10%とし、撮影1口につき900mm以下は1箇所、1,000mm以上は2箇所	共通仕様書第15編15-2-5-6参照 ・WSP008参照 ・監督員の指示で検査箇所増可能	
			超音波探傷試験	JIS Z 3060	きずの分類において3類以上	・検査箇所数は溶接箇所数の10%とし、撮影1口につき2箇所 ・検査長は30cm	共通仕様書第15編15-2-5-6参照 ・監督員の指示で検査箇所増可能	

県 新基準 (H29)

工種	種別	試験要否	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 水圧試験	施工	必須	管路水圧試験	管内に充水し所定の水圧を負荷し、一定時間保持してこの間の圧力変化を測定	管路に漏水等異常が無く、急激な圧力降下が生じないこと	管路工事了了時	原則として監督員の立会いが必要	
			継手部水圧試験	試験水圧0.5MPa程度で5分保持してこの間の圧力変化を測定	0.4MPa以上保持	φ900mm程度以上の管接合時において、監督員がこの試験を指示した場合に実施		
2 通水準備	施工	必須	遊離残留塩素の測定等	日本水道協会水道工事標準仕様書【土木工事編】4.1.32 通水準備工による	上流の水道水と遊離残留塩素が同程度	使用開始前	必要に応じ中和剤を添加	
3 管の接合	施工	必須	ダクタイル鋳鉄管継手部接合検査	目視ノギス等による計測	・各継手部所定の寸法を満たすこと ・ボルトの締め付けトルクを満たすこと	すべての継手接合箇所について実施	共通仕様書(水道編)巻末のチェックシート参照	
4 管の溶接	施工	必須	放射線透過試験	JIS Z 3104 JIS Z 3050 JIS Z 3106	・きずの分類において3類以上 ・内面へこみは、その部分の透過写真濃度がこれに接する母材部分の透過写真濃度を超えないこと ・溶落ちは、いかなる方向に測った寸法も1個につき6mm又は管の肉厚のいずれか小さい方を超えず、試験部の有効長さ当たり最大寸法の合計長さ12mm以下とする。	検査箇所数は溶接箇所数の10%とし、撮影1口につき900mm以下は1箇所、1,000mm以上は2箇所	共通仕様書第15編15-2-5-6参照 ・WSP008参照 ・監督員の指示で検査箇所増可能	
			超音波探傷試験	JIS Z 3060	きずの分類において3類以上	・検査箇所数は溶接箇所数の10%とし、撮影1口につき2箇所 ・検査長は30cm	共通仕様書第15編15-2-5-6参照 ・監督員の指示で検査箇所増可能	

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準 水道工物品質管理基準

県 現行基準(H26)

工種	種別	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
5 内面塗装（無溶剤形エポキシ樹脂塗料）	施工必須	外観検査	JWWA K 157	異物の混入、著しいむら、塗りもれなどがなく、均一な塗膜であること	すべての塗装箇所	共通仕様書第15編 15-2-5-7 参照	
		塗膜厚測定	JWWA K 157	0.4mm以上（プライマーを含む）	監督員の指示した箇所	共通仕様書第15編 15-2-5-7 参照	
		ピンホール	JWWA K 157	ピンホール探知器を用いて検査を行い、火花が発生するような欠陥がないこと	すべての塗装箇所	共通仕様書第15編 15-2-5-7 参照	
		付着性試験	JWWA K 157	へらを用いてはつり、容易にはがれないこと	監督員の指示した箇所	共通仕様書第15編 15-2-5-7 参照	
6 外面塗装（タールエポキシ樹脂塗料）	施工必須	外観検査	JWWA K 115	異物の混入、著しいむら、塗りもれなどがなく、均一な塗膜であること	すべての被覆箇所	共通仕様書第15編 15-2-5-7 参照	
		ピンホール	JWWA K 115	ピンホール探知器を用いて検査を行い、火花が発生するような欠陥がないこと	すべての被覆箇所	共通仕様書第15編 15-2-5-7 参照	
		塗膜厚測定	JWWA K 115	0.3mm以上	すべての被覆箇所	共通仕様書第15編 15-2-5-7 参照	
		付着性試験	JWWA K 115	へらを用いてはつり、容易にはがれないこと	監督員の指示した箇所	共通仕様書第15編 15-2-5-7 参照	
7 外面塗装（ジョイントコート）	施工必須	外観検査	JWWA K 153	・焼損がないこと ・有害な欠陥となるめくれがないこと ・ジョイントコート両端から50mm以内に膨れがないこと ・工場塗装部との重ね長さは50mm以上 ・耐衝撃シートについては、有害なダメージがなく、テープ又は固定バンドで確実に固定されていること	すべての被覆箇所	共通仕様書第15編 15-2-5-7 参照	
		ピンホール	JWWA K 153	ピンホール探知器を用いて検査を行い、火花が発生するような欠陥がないこと	すべての被覆箇所	共通仕様書第15編 15-2-5-7 参照	
		塗膜厚測定	JWWA K 153	加熱収縮後のジョイントコートの厚さは、1.5mm以上	すべての被覆箇所	共通仕様書第15編 15-2-5-7 参照	

県 新基準(H29)

工種	種別	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
5 内面塗装（無溶剤形エポキシ樹脂塗料）	施工必須	外観検査	JWWA K 157	異物の混入、著しいむら、塗りもれなどがなく、均一な塗膜であること	すべての塗装箇所	共通仕様書第15編 15-2-5-7 参照	
		塗膜厚測定	JWWA K 157	0.4mm以上（プライマーを含む）	監督員の指示した箇所	共通仕様書第15編 15-2-5-7 参照	
		ピンホール	JWWA K 157	ピンホール探知器を用いて検査を行い、火花が発生するような欠陥がないこと	すべての塗装箇所	共通仕様書第15編 15-2-5-7 参照	
		付着性試験	JWWA K 157	へらを用いてはつり、容易にはがれないこと	監督員の指示した箇所	共通仕様書第15編 15-2-5-7 参照	
6 外面塗装（タールエポキシ樹脂塗料）	施工必須	外観検査	JWWA K 115	異物の混入、著しいむら、塗りもれなどがなく、均一な塗膜であること	すべての被覆箇所	共通仕様書第15編 15-2-5-7 参照	
		ピンホール	JWWA K 115	ピンホール探知器を用いて検査を行い、火花が発生するような欠陥がないこと	すべての被覆箇所	共通仕様書第15編 15-2-5-7 参照	
		塗膜厚測定	JWWA K 115	0.3mm以上	すべての被覆箇所	共通仕様書第15編 15-2-5-7 参照	
		付着性試験	JWWA K 115	へらを用いてはつり、容易にはがれないこと	監督員の指示した箇所	共通仕様書第15編 15-2-5-7 参照	
7 外面塗装（ジョイントコート）	施工必須	外観検査	JWWA K 153	・焼損がないこと ・有害な欠陥となるめくれがないこと ・ジョイントコート両端から50mm以内に膨れがないこと ・工場塗装部との重ね長さは50mm以上 ・耐衝撃シートについては、有害なダメージがなく、テープ又は固定バンドで確実に固定されていること	すべての被覆箇所	共通仕様書第15編 15-2-5-7 参照	
		ピンホール	JWWA K 153	ピンホール探知器を用いて検査を行い、火花が発生するような欠陥がないこと	すべての被覆箇所	共通仕様書第15編 15-2-5-7 参照	
		塗膜厚測定	JWWA K 153	加熱収縮後のジョイントコートの厚さは、1.5mm以上	すべての被覆箇所	共通仕様書第15編 15-2-5-7 参照	

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準 参考資料(332-334)

県 現行基準 (H26)

[参考資料]

ロックボルトの引抜試験

(1) 計測の目的

ロックボルトの定着効果を確認することを目的とする。

(2) 計測の要領

ロックボルトの引抜試験方法に従って行う。

実施時期は施工後3日経過後とし、**最大引抜荷重は10 t**とする。

(3) 結果の報告

測定結果は図1-1の要領で整理する。

(4) 試験後のボルトの処置

引抜試験の結果が荷重変位曲線図1-1のA領域に溜まっている状態の場合には、試験後のボルトはそのままとし、これを補うボルトは打設しないものとする。

図のB領域に入る場合には、その他のボルト状況を判断して施工が悪いと思われるものについては、試験したボルトを補うボルトを打設する。

また、地山条件によると思われる場合には地中変位や、ロックボルトの軸力分布等を勘案して、ロックボルトの設計を修正する。

県 新基準 (H29)

[参考資料]

ロックボルトの引抜試験

(1) 計測の目的

ロックボルトの定着効果を確認することを目的とする。

(2) 計測の要領

ロックボルトの引抜試験方法に従って行う。

実施時期は施工後3日経過後とし、**引抜試験耐力はロックボルト引抜耐力の80%程度以上とする。**

(3) 結果の報告

測定結果は図1-1の要領で整理する。

(4) 試験後のボルトの処置

引抜試験の結果が荷重変位曲線図1-1のA領域に溜まっている状態の場合には、試験後のボルトはそのままとし、これを補うボルトは打設しないものとする。

図のB領域に入る場合には、その他のボルト状況を判断して施工が悪いと思われるものについては、試験したボルトを補うボルトを打設する。

また、地山条件によると思われる場合には地中変位や、ロックボルトの軸力分布等を勘案して、ロックボルトの設計を修正する。

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準 参考資料(332-334)

県 現行基準 (H26)

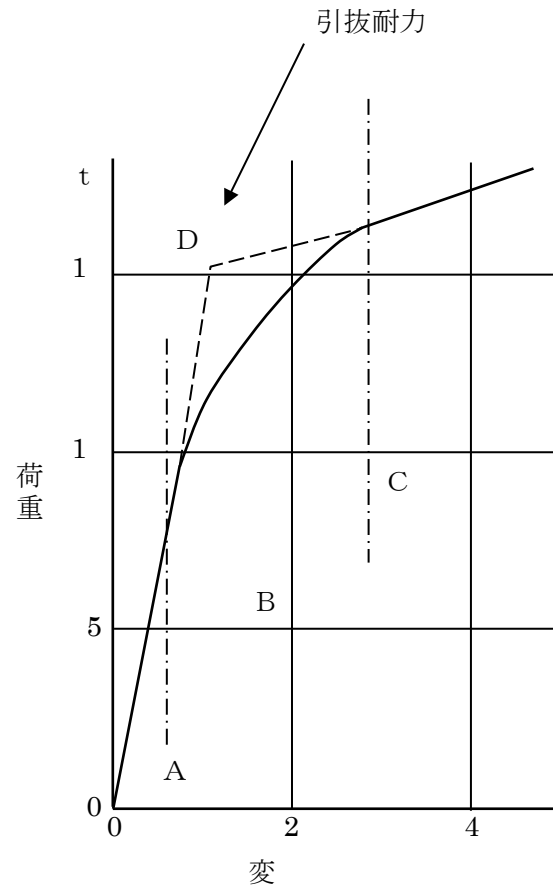


図 1-1 ロックボルト引抜試験

県 新基準 (H29)

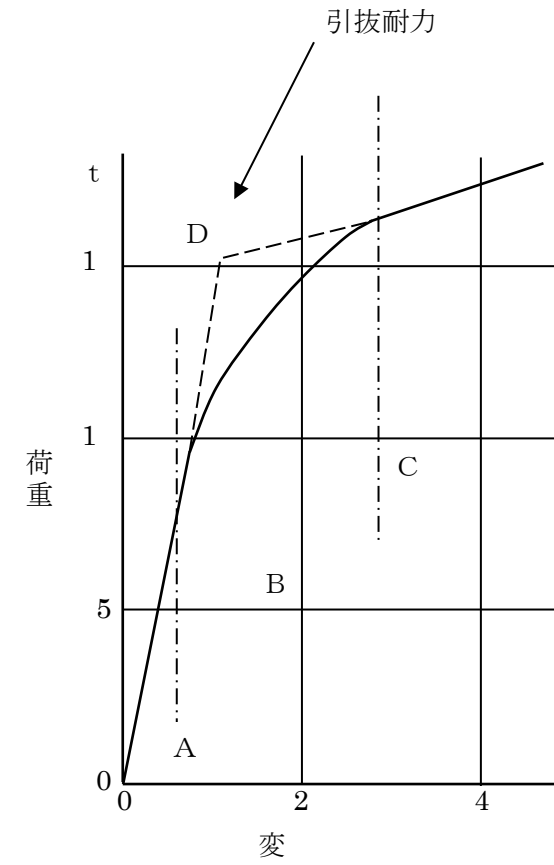


図 1-1 ロックボルト引抜試験

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準 参考資料(332-334)

県 現行基準 (H26)

(ロックボルトの引抜試験方法)

この方法は I S R M の提案する方法に準拠したものである。

(International Society for Rock Mechanics, Commission on Standardization of Laboratory and Field Tests, Committee on Field Tests Document No.2.1974)

(1) 引抜試験準備

ロックボルト打設後に、載荷時にボルトに曲げを発生しないように図 1-2 のように反カプレートとボルト軸に直角にセットし、地山との間は早強石膏を貼り付ける。

(2) 引抜試験

引抜試験は、図 1-3 のようにセンターホールジャッキを用い、油圧ポンプで 1 t 毎の段階載荷を行って、ダイヤルゲージでボルトの伸びを読みとる。

(3) 全面接着式ボルトの場合の注意事項

(イ) 吹付コンクリートが施工されている時は、コンクリートを取り壊して岩盤面を露出させるか、あるいは、あらかじめ引抜試験用のロックボルトに、吹付コンクリートの付着の影響を無くすよう布等を巻いて設置して試験を行うのが望ましい。ロックボルトに歪みゲージを貼付けて引抜試験の結果が得られている場合には、その結果を活用することにより、特に吹付コンクリートを取り壊す必要がない場合もある。

(ロ) 反力は、ロックボルトの定着効果としてピラミッド形を考慮する場合には、できるだけ孔等は大きいものを用い、ボルト周辺岩盤壁面を拘束しないこと。

(ハ) ロックボルトの付着のみを考慮する場合は、反力をできるだけロックボルトに近づけること。

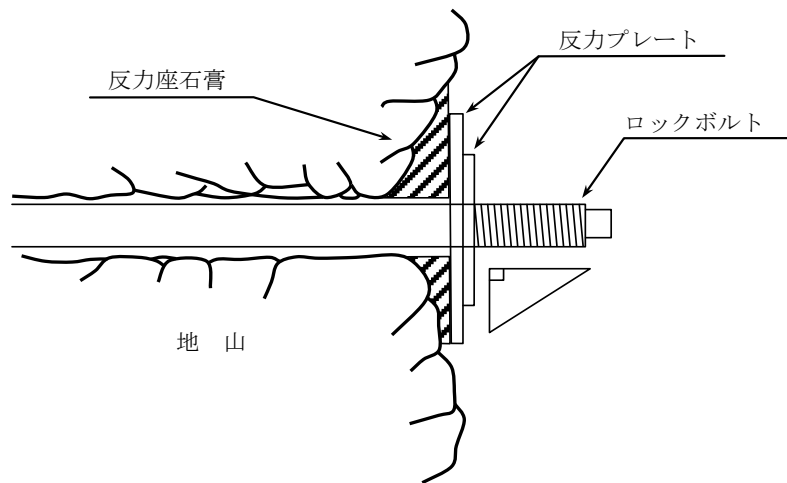


図 1-2 反力座の設置

県 新基準 (H29)

(ロックボルトの引抜試験方法)

この方法は I S R M の提案する方法に準拠したものである。

(International Society for Rock Mechanics, Commission on Standardization of Laboratory and Field Tests, Committee on Field Tests Document No.2.1974)

(1) 引抜試験準備

ロックボルト打設後に、載荷時にボルトに曲げを発生しないように図 1-2 のように反カプレートとボルト軸に直角にセットし、地山との間は早強石膏を貼り付ける。

(2) 引抜試験

引抜試験は、図 1-3 のようにセンターホールジャッキを用い、油圧ポンプで 1 t 毎の段階載荷を行って、ダイヤルゲージでボルトの伸びを読みとる。

(3) 全面接着式ボルトの場合の注意事項

(イ) 吹付コンクリートが施工されている時は、コンクリートを取り壊して岩盤面を露出させるか、あるいは、あらかじめ引抜試験用のロックボルトに、吹付コンクリートの付着の影響を無くすよう布等を巻いて設置して試験を行うのが望ましい。ロックボルトに歪みゲージを貼付けて引抜試験の結果が得られている場合には、その結果を活用することにより、特に吹付コンクリートを取り壊す必要がない場合もある。

(ロ) 反力は、ロックボルトの定着効果としてピラミッド形を考慮する場合には、できるだけ孔等は大きいものを用い、ボルト周辺岩盤壁面を拘束しないこと。

(ハ) ロックボルトの付着のみを考慮する場合は、反力をできるだけロックボルトに近づけること。

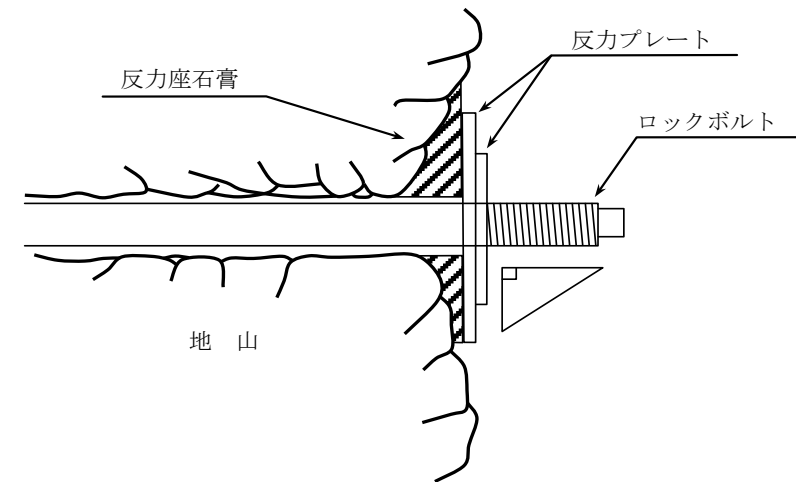


図 1-2 反力座の設置

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準 参考資料(332-334)

県 現行基準 (H26)

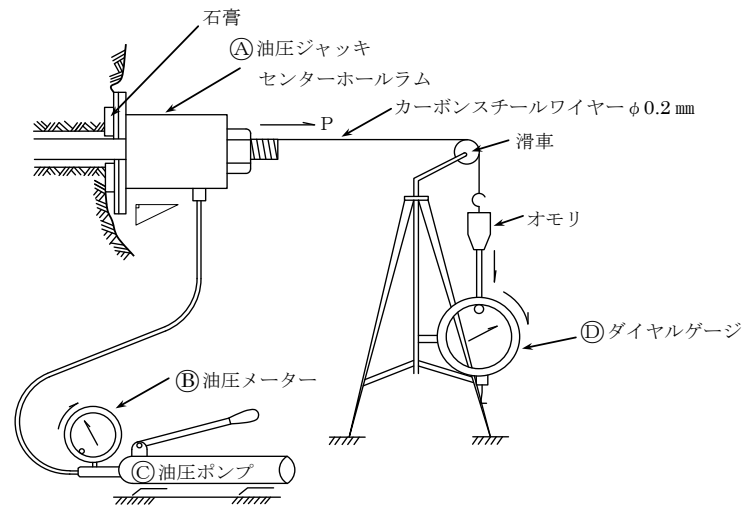


図 1 - 3 引抜試験概要図

県 新基準 (H29)

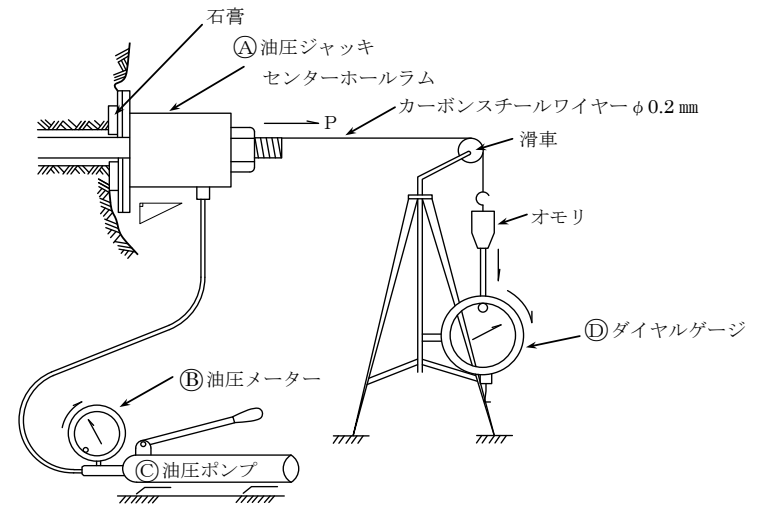


図 1 - 3 引抜試験概要図

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 1.写真管理基準(まえがき)

県 現行基準(H26)	
写真管理基準(案)	
1.総 則	
1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理(デジタルカメラを使用した撮影～提出)に適用する。 なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。	
1-2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。	
工事写真	<ul style="list-style-type: none"> — 着手前及び完成写真(既済部分写真等を含む)。 — 施工状況写真。 — 安全管理写真。 — 使用材料写真。 — 品質管理写真。 — 出来形管理写真。 — 災害写真。 — 事故写真。 — その他(公害、環境、補償等)。
2.撮影	
2-1 撮影頻度 工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。	
2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。 ① 工事名 ② 工種等 ③ 測点(位置) ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図 小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報(写真管理項目-施工管理値)に必要事項を記入し、整理する。 また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。	
2-3 情報化施工 「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。	
2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。 (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3) 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。	

県 新基準(H29)	
写真管理基準(案)	
1.総 則	
1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理(デジタルカメラを使用した撮影～提出)に適用する。 なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。	
1-2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。	
工事写真	<ul style="list-style-type: none"> — 着手前及び完成写真(既済部分写真等を含む)。 — 施工状況写真。 — 安全管理写真。 — 使用材料写真。 — 品質管理写真。 — 出来形管理写真。 — 災害写真。 — 事故写真。 — その他(公害、環境、補償等)。
2.撮影	
2-1 撮影頻度 工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。	
2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。 ① 工事名 ② 工種等 ③ 測点(位置) ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図 小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報(写真管理項目-施工管理値)に必要事項を記入し、整理する。 また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。	
2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理 「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成29年3月31日付け国官技第357号、国総公第103号)、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。	
2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。 (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3) 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。	

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 1.写真管理基準(まえがき)

県 現行基準 (H26)
<p>2-5 写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、発注者の承諾を得た場合、サイズの変更、回転、パノラマ、全体の明るさの補正のみ認めるものとする。</p> <p>2-6 撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 (1) 写真はカラーとする。 (2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。(100万画素程度)</p> <p>2-7 撮影の留意事項 撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。 (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。 (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。 (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。 (5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。</p> <p>2-8 電子媒体に記録する工事写真 電子媒体に記録する工事写真の属性情報等については、「デジタル写真管理情報基準」(国土交通省 平成22年9月)及び「工事完成図書」の電子納品に関する運用指針(案)」(兵庫県 平成25年10月)によるものとする。</p> <p>3.整理提出 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。 (デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」とは撮影箇所一覧表の「整理条件」に該当する写真をいう) なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。</p> <p>4. その他 撮影箇所一覧表の用語の定義 (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。 (2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3) 不要とは、デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいう。</p>

県 新基準 (H29)
<p>2-5 写真の編集等 (1) 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、発注者の承諾を得た場合、サイズの変更、回転、パノラマ、全体の明るさの補正のみ認めるものとする。 (2) 別紙2『デジタル工事写真の小黒板情報電子化について』に基づく小黒板情報の電子的記入は(1)の写真編集には当たらない。ただし、(1)のただし書きの補正は認めないものとする。</p> <p>2-6 撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 (1) 写真はカラーとする。 (2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。(100万画素程度)</p> <p>2-7 撮影の留意事項 撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。 (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。 (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。 (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。 (5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。</p> <p>2-8 電子媒体に記録する工事写真 電子媒体に記録する工事写真の属性情報等については、「デジタル写真管理情報基準」(国土交通省 平成22年9月)及び「工事完成図書」の電子納品に関する運用指針(案)」(兵庫県 平成25年10月)によるものとする。</p> <p>3.整理提出 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。 (デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」とは撮影箇所一覧表の「整理条件」に該当する写真をいう) なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。</p> <p>4. その他 撮影箇所一覧表の用語の定義 (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。 (2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3) 不要とは、デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいう。</p>

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 2.デジタル写真管理情報基準(案)

県 現行基準 (H26)	県 新基準 (H29)
<p>2. デジタル写真管理情報基準(案)</p> <p>1.適用 「デジタル写真管理情報基準」(以下「本基準」という)は、写真(工事・測量・調査・地質・広報・設計)の原本を電子媒体で提出する場合の属性情報等の標準仕様を定めたものである。</p> <p>2.フォルダ構成 写真の原本を電子媒体で提出する場合のフォルダ構成は、以下のとおりとする。なお、「PHOTO」フォルダ以外のフォルダ構成については、電子納品等の運用を定める各ガイドラインによる。 ・「PHOTO」フォルダの直下に写真管理ファイルと「PIC」及び「DRA」のサブフォルダを置く。なお、DTD及びXSLファイルもこのフォルダに格納する。ただし、XSL ファイルの格納は任意とする。 ・「PIC」とは、撮影した写真ファイルを格納するサブフォルダを示し、「DRA」とは、参考図ファイルを格納するサブフォルダを示す。 ・参考図とは、撮影位置、撮影状況等の説明に必要な撮影位置図、平面図、凡例図、構造図等である。 ・参考図がない場合は「DRA」サブフォルダは作成しなくてもよい。 ・フォルダ名称は半角英大文字とする。 ・写真フォルダ(PIC)及び参考図フォルダ(DRA)直下に直接対象ファイルを保存し、階層分けは行わない。</p> <p>3. 写真管理項目 電子媒体に格納する写真管理ファイル(PHOTO. XML)に記入する写真管理項目は下表に示すとおりである。</p>	<p>2. デジタル写真管理情報基準(案)</p> <p>1.適用 「デジタル写真管理情報基準」(以下「本基準」という)は、写真(工事・測量・調査・地質・広報・設計)の原本を電子媒体で提出する場合の属性情報等の標準仕様を定めたものである。</p> <p>2.フォルダ構成 写真の原本を電子媒体で提出する場合のフォルダ構成は、以下のとおりとする。なお、「PHOTO」フォルダ以外のフォルダ構成については、電子納品等の運用を定める各ガイドラインによる。 ・「PHOTO」フォルダの直下に写真管理ファイルと「PIC」及び「DRA」のサブフォルダを置く。なお、DTD及びXSLファイルもこのフォルダに格納する。ただし、XSL ファイルの格納は任意とする。 ・「PIC」とは、撮影した写真ファイルを格納するサブフォルダを示し、「DRA」とは、参考図ファイルを格納するサブフォルダを示す。 ・参考図とは、撮影位置、撮影状況等の説明に必要な撮影位置図、平面図、凡例図、構造図等である。 ・参考図がない場合は「DRA」サブフォルダは作成しなくてもよい。 ・フォルダ名称は半角英大文字とする。 ・写真フォルダ(PIC)及び参考図フォルダ(DRA)直下に直接対象ファイルを保存し、階層分けは行わない。</p> <p>3. 写真管理項目 電子媒体に格納する写真管理ファイル(PHOTO. XML)に記入する写真管理項目は下表に示すとおりである。</p>

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 2.デジタル写真管理情報基準(案)

県 現行基準 (H26)							
表3-1 写真管理項目 (1/2)							
分類	項目名	記入内容	データ表現	文字数	記入者	必要度	
基礎情報	写真フォルダ名	写真ファイルを格納するフォルダ名称 (PHOTO/PICで固定) を記入する。	半角 英大文字	9固定	▲	◎	
	参考図フォルダ名	参考図ファイルを格納するために「DRA」サブフォルダを作成した場合はフォルダ名称 (PHOTO/DRAで固定) を記入する。	半角 英大文字	9固定	▲	○	
	適用要領基準	電子成果品の作成で適用した要領・基準の版(「土木201009-01」で固定) を記入する。(分野:土木、西暦年:2010、月:09、版:01)	全角文字 半角英数字	30	▲	◎	
写真情報※	写真ファイル情報	シリアル番号	写真通し番号。提出時の電子媒体を通して、一連のまとまった写真についてユニークであれば、中抜けしてもよい。123枚目を、「000123」の様に0を付けて記入してはいけない。	半角数字	7	▲	◎
	写真ファイル名	写真ファイル名称を拡張子も含めて記入する。	半角 英数大文字	12固定	▲	◎	
	写真ファイル日本語名	写真ファイルに関する日本語名等を記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	△	
	メディア番号	一連のまとまった写真について、保存されている電子媒体番号を記入する。単一の電子媒体であれば、全て「1」となる。	半角数字	8	□	◎	
撮影工種区分	写真-大分類	写真を撮影した業務の種別を「工事」「測量」「調査」「地質」「広報」「設計」「その他」から選択して記入する。 工事写真は常に「工事」と記入する。	全角文字 半角英数字	8	□	◎	
	写真区分	写真管理基準(案)の分類に準じ、「着事前及び完成写真(既済部分写真等を含む)」「施工状況写真」「安全管理写真」「使用材料写真」「品質管理写真」「出来形管理写真」「災害写真」「その他(公害、環境、補償等)の区分のいずれかを記入する。 大分類が「工事」ではない場合は、自由記入とし、大分類が「工事」で「提出頻度写真」ではない場合は、記入は不要とする。	全角文字 半角英数字	127	□	○	
	工種	土木工事の場合、工種以下の分類が明確で記入可能であれば、新土木工事積算体系のレベル2「工種」を記入する。 大分類が「工事」ではない場合は、自由記入とし、大分類が「工事」で「提出頻度写真」ではない場合は、記入は不要とする。	全角文字 半角英数字	127	□	○	
	種別	土木工事の場合、工種以下の分類が明確で記入可能であれば、新土木工事積算体系のレベル3「種別」を記入する。 大分類が「工事」ではない場合は、自由記入とし、大分類が「工事」で「提出頻度写真」ではない場合は、記入は不要とする。	全角文字 半角英数字	127	□	○	
	細別	土木工事の場合、工種以下の分類が明確で記入可能であれば、新土木工事積算体系のレベル4「細別」を記入する。 大分類が「工事」ではない場合は、自由記入とし、大分類が「工事」で「提出頻度写真」ではない場合は、記入は不要とする。	全角文字 半角英数字	127	□	○	
	写真タイトル	写真の撮影内容がわかるように、写真管理基準(案)の撮影項目、撮影時期に相当する内容を記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	◎	
	工種区分予備	工種区分に関して特筆事項があれば記入する。(複数記入可)	全角文字 半角英数字	127	□	△	
付加情報※	参考図ファイル名	撮影位置図、凡例図等の参考図のファイル名を記入する。黒板に記した図の判読が困難となる場合、又は当該写真に関し、撮影位置、撮影状況等を説明するために位置図面または凡例図等の参考図を受注者が作成している場合に記入する。	半角英数大文字	12	▲	◎	
	参考図ファイル日本語名	参考図ファイルに関する日本語名等を記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	○	
	参考図タイトル	参考図の内容が判るようなタイトルを記入する。黒板に記した図の判読が困難となる場合、又は当該写真に関し、撮影位置、撮影状況等を説明するために位置図面または凡例図等の参考図を受注者が作成している場合に記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	◎	
	付加情報予備	参考図、撮影箇所等に関して特筆事項があれば記入する。(複数記入可)	全角文字 半角英数字	127	□	△	

県 新基準 (H29)							
表3-1 写真管理項目 (1/2)							
分類	項目名	記入内容	データ表現	文字数	記入者	必要度	
基礎情報	写真フォルダ名	写真ファイルを格納するフォルダ名称 (PHOTO/PICで固定) を記入する。	半角 英大文字	9固定	▲	◎	
	参考図フォルダ名	参考図ファイルを格納するために「DRA」サブフォルダを作成した場合はフォルダ名称 (PHOTO/DRAで固定) を記入する。	半角 英大文字	9固定	▲	○	
	適用要領基準	電子成果品の作成で適用した要領・基準の版(「土木201603-01」で固定) を記入する。(分野:土木、西暦年:2016、月:03、版:01)	全角文字 半角英数字	30	▲	◎	
写真情報※	写真ファイル情報	シリアル番号	写真通し番号。提出時の電子媒体を通して、一連のまとまった写真についてユニークであれば、中抜けしてもよい。123枚目を、「000123」の様に0を付けて記入してはいけない。	半角数字	7	▲	◎
	写真ファイル名	写真ファイル名称を拡張子も含めて記入する。	半角 英数大文字	12固定	▲	◎	
	写真ファイル日本語名	写真ファイルに関する日本語名等を記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	△	
	メディア番号	一連のまとまった写真について、保存されている電子媒体番号を記入する。単一の電子媒体であれば、全て「1」となる。	半角数字	8	□	◎	
撮影工種区分	写真-大分類	写真を撮影した業務の種別を「工事」「測量」「調査」「地質」「広報」「設計」「その他」から選択して記入する。 工事写真は常に「工事」と記入する。	全角文字 半角英数字	8	□	◎	
	写真区分	写真管理基準(案)の分類に準じ、「着事前及び完成写真(既済部分写真等を含む)」「施工状況写真」「安全管理写真」「使用材料写真」「品質管理写真」「出来形管理写真」「災害写真」「その他(公害、環境、補償等)の区分のいずれかを記入する。 大分類が「工事」ではない場合は、自由記入とし、大分類が「工事」で「提出頻度写真」ではない場合は、記入は不要とする。	全角文字 半角英数字	127	□	○	
	工種	土木工事の場合、工種以下の分類が明確で記入可能であれば、新土木工事積算体系のレベル2「工種」を記入する。 大分類が「工事」ではない場合は、自由記入とし、大分類が「工事」で「提出頻度写真」ではない場合は、記入は不要とする。	全角文字 半角英数字	127	□	○	
	種別	土木工事の場合、工種以下の分類が明確で記入可能であれば、新土木工事積算体系のレベル3「種別」を記入する。 大分類が「工事」ではない場合は、自由記入とし、大分類が「工事」で「提出頻度写真」ではない場合は、記入は不要とする。	全角文字 半角英数字	127	□	○	
	細別	土木工事の場合、工種以下の分類が明確で記入可能であれば、新土木工事積算体系のレベル4「細別」を記入する。 大分類が「工事」ではない場合は、自由記入とし、大分類が「工事」で「提出頻度写真」ではない場合は、記入は不要とする。	全角文字 半角英数字	127	□	○	
	写真タイトル	写真の撮影内容がわかるように、写真管理基準(案)の撮影項目、撮影時期に相当する内容を記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	◎	
	工種区分予備	工種区分に関して特筆事項があれば記入する。(複数記入可)	全角文字 半角英数字	127	□	△	
付加情報※	参考図ファイル名	撮影位置図、凡例図等の参考図のファイル名を記入する。黒板に記した図の判読が困難となる場合、又は当該写真に関し、撮影位置、撮影状況等を説明するために位置図面または凡例図等の参考図を受注者が作成している場合に記入する。	半角英数大文字	13	▲	◎	
	参考図ファイル日本語名	参考図ファイルに関する日本語名等を記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	○	
	参考図タイトル	参考図の内容が判るようなタイトルを記入する。黒板に記した図の判読が困難となる場合、又は当該写真に関し、撮影位置、撮影状況等を説明するために位置図面または凡例図等の参考図を受注者が作成している場合に記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	◎	
	付加情報予備	参考図、撮影箇所等に関して特筆事項があれば記入する。(複数記入可)	全角文字 半角英数字	127	□	△	

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 2.デジタル写真管理情報基準(案)

県 現行基準(H26)						
表3-1 写真管理項目(2/2)						
分類	項目名	記入内容	データ表現	文字数	記入者	必要度
写真 情報 ※	撮影箇所	当該写真に関する測点位置、撮影対象までの距離、撮影内容を簡潔に記入する。撮影位置図上に複数撮影位置が記載されている場合には、位置図上の記号等を記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	○
	撮影年月日	写真を撮影した年月日をCCYY-MM-DD方式で記入する。月または日が1桁の数の場合「0」を付加して、必ず10桁で記入する。(CCYY:西暦の年数、MM:月、DD:日) 例)平成20年12月3日 → 2008-12-03	半角数字 -(HYPHEN-MINUS)	10固定	□	◎
	代表写真	写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に示される提出頻度が不要以外の写真の中から工事の全体概要や当該工事で重要となる代表写真の場合、「1」を記入する。代表写真でない場合は「0」を記入する。	半角数字	1固定	□	◎
	提出頻度写真	写真管理基準(案)の提出頻度に基づく写真である場合、「1」を記入する。それ以外の場合は「0」を記入する。	半角数字	1固定	□	◎
	施工管理値	黒板の判読が困難な場合、設計寸法及び実測寸法等の補足事項を記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	○
	受注者説明文	受注者側で検査立会者、特筆事項等があれば記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	△
ソフトウェア用TAG	ソフトウェアメーカーが管理のために使用する。(複数記入可)	全角文字 半角英数字	127	▲	△	

全角文字と半角英数字が混在している項目については、全角の文字数を示しており、半角英数字2文字で全角文字1文字に相当する。
【記入者】□:電子成果品作成者が記入する項目
▲:電子成果品作成ソフト等が固定値を自動的に記入する項目
【必要度】◎:必須記入。
○:条件付き必須記入。(データが分かる場合は必ず入力する)
△:任意記入。
※複数ある場合にはこの項を必要な回数繰り返す。

県 新基準(H29)						
表3-1 写真管理項目(2/2)						
分類	項目名	記入内容	データ表現	文字数	記入者	必要度
写真 情報 ※	撮影箇所	当該写真に関する測点位置、撮影対象までの距離、撮影内容を簡潔に記入する。撮影位置図上に複数撮影位置が記載されている場合には、位置図上の記号等を記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	○
	撮影年月日	写真を撮影した年月日をCCYY-MM-DD方式で記入する。月または日が1桁の数の場合「0」を付加して、必ず10桁で記入する。(CCYY:西暦の年数、MM:月、DD:日) 例)平成20年12月3日 → 2008-12-03	半角数字 -(HYPHEN-MINUS)	10固定	□	◎
	代表写真	写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に示される提出頻度が不要以外の写真の中から工事の全体概要や当該工事で重要となる代表写真の場合、「1」を記入する。代表写真でない場合は「0」を記入する。	半角数字	1固定	□	◎
	提出頻度写真	写真管理基準(案)の提出頻度に基づく写真である場合、「1」を記入する。それ以外の場合は「0」を記入する。	半角数字	1固定	□	◎
	施工管理値	黒板の判読が困難な場合、設計寸法及び実測寸法等の補足事項を記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	○
	受注者説明文	受注者側で検査立会者、特筆事項等があれば記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	△
ソフトウェア用TAG	ソフトウェアメーカーが管理のために使用する。(複数記入可)	全角文字 半角英数字	127	▲	△	

全角文字と半角英数字が混在している項目については、全角の文字数を示しており、半角英数字2文字で全角文字1文字に相当する。
【記入者】□:電子成果品作成者が記入する項目
▲:電子成果品作成ソフト等が固定値を自動的に記入する項目
【必要度】◎:必須記入。
○:条件付き必須記入。(データが分かる場合は必ず入力する)
△:任意記入。
※複数ある場合にはこの項を必要な回数繰り返す。

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 2.デジタル写真管理情報基準(案)

県 現行基準 (H26)			
【解説】			
<ul style="list-style-type: none"> 写真管理項目は、写真の電子データファイルを検索、参照するなど活用していくための属性項目である。 写真管理項目のデータ表現の定義は、「9-2 使用文字」に従う。 付属資料1に管理ファイルのDTD、付属資料2に管理ファイルのXML 記入例を示す。 工種、種別、細別の各項目は、新土木工事積算体系にない土木工事や他の工事の場合には、対応するレベルのものを正しく記入する。 写真区分ごとに工種、種別、細別の記入可否は異なる。写真区分ごとの記入可否の目安は、以下のとおりである。 			
表3-2 工種区分の記入可否の目安			
写真区分	工 種	種 別	細 別
着手前及び完成写真	×	×	×
施工状況写真	△	△	△
安全管理写真	△	×	×
使用材料写真	△	△	△
品質管理写真	○	△	△
出来形管理写真	○	○	○
災害写真	×	×	×
その他	×	×	×
<p>「代表写真」の項目には、当該工事の概要が把握できる、または重要な写真である場合に「1」を記入する。代表写真でない場合は「0」を記入する。</p>			
<p>4. ファイル形式 ファイル形式は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 写真管理ファイルのファイル形式はXML形式(XML1.0 に準拠)とする。 写真ファイルの記録形式はJPEGとし、圧縮率、撮影モードは監督(調査)職員と協議の上決定する。 参考図ファイルの記録形式はJPEGもしくはTIFFとする。JPEGの圧縮率、撮影モードは監督(調査)職員と協議の上決定する。TIFFは図面が判読できる程度の解像度とする。 写真管理ファイルのスタイルシートの作成は任意とするが、作成する場合はXSLに準じる。 <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本基準「2フォルダ構成」に示したように、写真管理ファイルのファイル形式はXML形式とする。 写真管理ファイルの閲覧性を高めるため、スタイルシートを用いてもよいが、XSLに準じて作成する。スタイルシートを作成した場合は、管理ファイルと同じ場所に格納する。 参考図ファイルの記録形式は、監督(調査)職員の承諾を得た上で、JPEG、TIFF以外の形式とすることができる。 			

県 新基準 (H29)			
【解説】			
<ul style="list-style-type: none"> 写真管理項目は、写真の電子データファイルを検索、参照するなど活用していくための属性項目である。 写真管理項目のデータ表現の定義は、「9-2 使用文字」に従う。 付属資料1に管理ファイルのDTD、付属資料2に管理ファイルのXML 記入例を示す。 工種、種別、細別の各項目は、新土木工事積算体系にない土木工事や他の工事の場合には、対応するレベルのものを正しく記入する。 写真区分ごとに工種、種別、細別の記入可否は異なる。写真区分ごとの記入可否の目安は、以下のとおりである。 			
表3-2 工種区分の記入可否の目安			
写真区分	工 種	種 別	細 別
着手前及び完成写真	×	×	×
施工状況写真	△	△	△
安全管理写真	△	×	×
使用材料写真	△	△	△
品質管理写真	○	△	△
出来形管理写真	○	△	△
災害写真	×	×	×
その他	×	×	×
<p>「代表写真」の項目には、当該工事の概要が把握できる、または重要な写真である場合に「1」を記入する。代表写真でない場合は「0」を記入する。</p>			
<p>4. ファイル形式 ファイル形式は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 写真管理ファイルのファイル形式はXML形式(XML1.0 に準拠)とする。 写真ファイルの記録形式はJPEGとし、圧縮率、撮影モードは監督(調査)職員と協議の上決定する。 参考図ファイルの記録形式はJPEGもしくはTIFFとする。JPEGの圧縮率、撮影モードは監督(調査)職員と協議の上決定する。TIFFは図面が判読できる程度の解像度とする。 写真管理ファイルのスタイルシートの作成は任意とするが、作成する場合はXSLに準じる。 <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本基準「2フォルダ構成」に示したように、写真管理ファイルのファイル形式はXML形式とする。 写真管理ファイルの閲覧性を高めるため、スタイルシートを用いてもよいが、XSLに準じて作成する。スタイルシートを作成した場合は、管理ファイルと同じ場所に格納する。 参考図ファイルの記録形式は、監督(調査)職員の承諾を得た上で、JPEG、TIFF以外の形式とすることができる。 			

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 2. デジタル写真管理情報基準(案)

県 現行基準 (H26)
<p>5. ファイル命名規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファイル名・拡張子は、半角英数大文字とする。 ・ファイル名8文字以内、拡張子3文字以内とする。 ・写真管理ファイルは「PHOTO.XML」とし、写真管理ファイルのDTDは「PHOTO05.DTD」(05は版番号)とする。 ・写真管理ファイルのスタイルシートのファイル名は「PHOTO05.XSL」とする。 ・写真ファイルの命名規則は次図の通り。 <div style="text-align: center;"> </div> <p>【解説】 ファイル名の文字数は、半角(1バイト文字)で8文字以内、拡張子3文字以内とする。ファイル名に使用する文字は、半角(1バイト文字)で、大文字のアルファベット「A～Z」、数字「0～9」、アンダースコア「_」とする。 オリジナルファイルの通し番号は、工事の経緯がわかるように日付昇順に付番することを基本とする。ファイル名は連番により、ファイルを区別することを基本とするが、欠番があっても構わない。</p> <p>6. 写真編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。</p> <p>7. 有効画素数 有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標とする。</p> <p>【解説】 ・有効画素数は、黒板の文字及び撮影対象が確認できることを指標(100万画素程度)として設定する。 ・不要に有効画素数を大きくすると、ファイル容量が大きくなり、電子媒体が複数枚になるとともに、操作性も低くなるので、目的物及び黒板の文字等が確認できる範囲で適切な有効画素数を設定する。</p> <p>8. 撮影頻度と提出頻度の取り扱い 写真の原本を電子媒体で提出する場合は、写真管理基準に示される撮影頻度に基づくものとする。</p> <p>9. その他留意事項</p> <p>9.1 ウイルス対策 ・受注者は、写真を電子媒体に格納した時点で、ウイルスチェックを行う。 ・ウイルス対策ソフトは特に指定はないが、信頼性の高いものを利用する。 ・最新のウイルスも検出できるように、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新(アップデート)したものを利用する。 ・電子媒体の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス(パターンファイル)定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日(西暦表示)」を明記する。</p> <p>9.2 使用文字 ・本規定は、管理ファイル(XML 文書)を対象とする。 ・使用できる半角文字は、JIS X 0201 で規定されている文字から片仮名用図形文字を除いたラテン文字用図形文字のみとする。 ・使用できる全角文字は、JIS X 0208 で規定されている文字から数字とラテン文字を除いた文字のみとする。</p>
<p>県 新基準 (H29)</p>
<p>5. ファイル命名規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファイル名・拡張子は、半角英数大文字とする。 ・ファイル名8文字以内、拡張子3文字以内とする。 ・写真管理ファイルは「PHOTO.XML」とし、写真管理ファイルのDTDは「PHOTO05.DTD」(05は版番号)とする。 ・写真管理ファイルのスタイルシートのファイル名は「PHOTO05.XSL」とする。 ・写真ファイルの命名規則は次図の通り。 <div style="text-align: center;"> </div> <p>【解説】 ファイル名の文字数は、半角(1バイト文字)で8文字以内、拡張子3文字以内とする。参考図ファイルの拡張子は4文字でもよい。ファイル名に使用する文字は、半角(1バイト文字)で、大文字のアルファベット「A～Z」、数字「0～9」、アンダースコア「_」とする。 オリジナルファイルの通し番号は、工事の経緯がわかるように日付昇順に付番することを基本とする。ファイル名は連番により、ファイルを区別することを基本とするが、欠番があっても構わない。</p> <p>6. 写真編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。</p> <p>7. 有効画素数 有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標とする。</p> <p>【解説】 ・有効画素数は、黒板の文字及び撮影対象が確認できることを指標(100～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)として設定する。 ・不要に有効画素数を大きくすると、ファイル容量が大きくなり、電子媒体が複数枚になるとともに、操作性も低くなるので、目的物及び黒板の文字等が確認できる範囲で適切な有効画素数を設定する。</p> <p>8. 撮影頻度と提出頻度の取り扱い 写真の原本を電子媒体で提出する場合は、写真管理基準に示される撮影頻度に基づくものとする。</p> <p>9. その他留意事項</p> <p>9.1 ウイルス対策 ・受注者は、写真を電子媒体に格納した時点で、ウイルスチェックを行う。 ・ウイルス対策ソフトは特に指定はないが、信頼性の高いものを利用する。 ・最新のウイルスも検出できるように、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新(アップデート)したものを利用する。 ・電子媒体の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス(パターンファイル)定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日(西暦表示)」を明記する。</p> <p>9.2 使用文字 ・本規定は、管理ファイル(XML 文書)を対象とする。 ・使用できる半角文字は、JIS X 0201 で規定されている文字から片仮名用図形文字を除いたラテン文字用図形文字のみとする。 ・使用できる全角文字は、JIS X 0208 で規定されている文字から数字とラテン文字を除いた文字のみとする。</p>

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 2.デジタル写真管理情報基準(案)

県 現行基準 (H26)
<p>【解説】 (1)写真管理ファイルのデータ表現形式 使用文字の一般原則は上記の通りであり、写真管理ファイルでの文字の表現は、一般原則に従っている。以下に、写真管理ファイルでの文字の表現方法を解説する。 1)全角文字 写真管理ファイルのデータ表現形式に示す「全角文字」とは、JIS X 0208 で規定されている文字から数字とラテン文字を除いた文字をいう。すなわち、全角文字には、漢字、数字、ラテン文字(a～z、A～Z)、ギリシャ文字、記号などがあるが、このうち全角の数字、ラテン文字は使用できない。全角文字を使用する項目では、必ず半角英数字も合わせて使用できるので、「平成22年」といったデータでは“22”を半角文字とする。 2)半角英数字 同じく「半角英数字」とは、JIS X 0201 で規定されている文字から片仮名用図形文字(半角カタカナ、日本語文で使用する半角の記号(句点(。)、カギ括弧(〔、(、)〕、読点(、)、中点(・)、濁点(。)、半濁点(。))を除いた文字をいう。 ・本規定は、管理ファイル(XML 文書)を対象とする。 ・使用できる半角文字は、JIS X 0201 で規定されている文字から片仮名用図形文字を除いたラテン文字用図形文字のみとする。 ・使用できる全角文字は、JIS X 0208 で規定されている文字から数字とラテン文字を除いた文字のみとする。 ・受注者は、写真を電子媒体に格納した時点で、ウイルスチェックを行う。 ・ウイルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用する。 ・最新のウイルスも検出できるように、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新(アップデート)したものを利用する。 ・電子媒体の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス(パターンファイル)定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日(西暦表示)」を明記する。 3)半角英数大文字 同じく「半角英数大文字」とは、「半角英数字」からラテン小文字(a～z)を除いた文字をいう。半角英数大文字を使用する項目は、フォルダ名やファイル名といった命名規則が決められている場合であるので、命名規則に従ってデータを入力する。 4)半角数字 同じく「半角数字」とは、JIS X 0201 で規定されている文字のうち、数字(0～9)及び小数点(.)をいう。 (2)留意事項 機種依存文字(例えば、丸囲い数字、ローマ数字、㈱、№、kg、㎡、地名や人名等の特殊漢字等)、利用者が独自に作成した外字等は、他の端末では表示できない場合もあるので使用しない。また、数字やラテン文字も全角、半角を混在して使用すると検索する上で問題となるため、数字やラテン文字は半角文字で統一する。 付属資料1 写真管理ファイルのDTD 電子媒体に格納する写真管理ファイル(PHOTO.XML)のDTD(PHOTO05.DTD)を以下に示す。なお、DTD ファイルは、国土交通省のホームページ(http://www.cais-ed.go.jp/)から入手できる。 <!-- PHOTO05.DTD / 2008/05 --> <ELEMENT photodata (基礎情報.写真情報+ソフトウェア力用TAG*)> <!ATTLIST photodata DTD_version CDATA #FIXED "05"> <!-- 基礎情報 --> <ELEMENT 基礎情報 (写真フォルダ名.参考図フォルダ名?適用要領基準)> <ELEMENT 写真フォルダ名 (#PCDATA)> <ELEMENT 参考図フォルダ名 (#PCDATA)> <ELEMENT 適用要領基準 (#PCDATA)> <!-- 写真情報 --> <ELEMENT 写真情報 (写真ファイル情報.撮影工程区分.付加情報*.撮影情報.代表写真.提出頻度写真.施工管理値?.請負者説明文?)> <ELEMENT 代表写真 (#PCDATA)> <ELEMENT 提出頻度写真 (#PCDATA)> <ELEMENT 施工管理値 (#PCDATA)> <ELEMENT 請負者説明文 (#PCDATA)> <!-- 写真ファイル情報 --> <ELEMENT 写真ファイル情報 (シリアル番号.写真ファイル名.写真ファイル日本語名?.メディア番号)> <ELEMENT シリアル番号 (#PCDATA)> <ELEMENT 写真ファイル名 (#PCDATA)> <ELEMENT 写真ファイル日本語名 (#PCDATA)> <ELEMENT メディア番号 (#PCDATA)></p>

県 新基準 (H29)
<p>【解説】 (1)写真管理ファイルのデータ表現形式 使用文字の一般原則は上記の通りであり、写真管理ファイルでの文字の表現は、一般原則に従っている。以下に、写真管理ファイルでの文字の表現方法を解説する。 1)全角文字 写真管理ファイルのデータ表現形式に示す「全角文字」とは、JIS X 0208 で規定されている文字から数字とラテン文字を除いた文字をいう。すなわち、全角文字には、漢字、数字、ラテン文字(a～z、A～Z)、ギリシャ文字、記号などがあるが、このうち全角の数字、ラテン文字は使用できない。全角文字を使用する項目では、必ず半角英数字も合わせて使用できるので、「平成22年」といったデータでは“22”を半角文字とする。 2)半角英数字 同じく「半角英数字」とは、JIS X 0201 で規定されている文字から片仮名用図形文字(半角カタカナ、日本語文で使用する半角の記号(句点(。)、カギ括弧(〔、(、)〕、読点(、)、中点(・)、濁点(。)、半濁点(。))を除いた文字をいう。 ・本規定は、管理ファイル(XML 文書)を対象とする。 ・使用できる半角文字は、JIS X 0201 で規定されている文字から片仮名用図形文字を除いたラテン文字用図形文字のみとする。 ・使用できる全角文字は、JIS X 0208 で規定されている文字から数字とラテン文字を除いた文字のみとする。 ・受注者は、写真を電子媒体に格納した時点で、ウイルスチェックを行う。 ・ウイルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用する。 ・最新のウイルスも検出できるように、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新(アップデート)したものを利用する。 ・電子媒体の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス(パターンファイル)定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日(西暦表示)」を明記する。 3)半角英数大文字 同じく「半角英数大文字」とは、「半角英数字」からラテン小文字(a～z)を除いた文字をいう。半角英数大文字を使用する項目は、フォルダ名やファイル名といった命名規則が決められている場合であるので、命名規則に従ってデータを入力する。 4)半角数字 同じく「半角数字」とは、JIS X 0201 で規定されている文字のうち、数字(0～9)及び小数点(.)をいう。 (2)留意事項 機種依存文字(例えば、丸囲い数字、ローマ数字、㈱、№、kg、㎡、地名や人名等の特殊漢字等)、利用者が独自に作成した外字等は、他の端末では表示できない場合もあるので使用しない。また、数字やラテン文字も全角、半角を混在して使用すると検索する上で問題となるため、数字やラテン文字は半角文字で統一する。 付属資料1 写真管理ファイルのDTD 電子媒体に格納する写真管理ファイル(PHOTO.XML)のDTD(PHOTO05.DTD)を以下に示す。なお、DTD ファイルは、国土交通省のホームページ(http://www.cais-ed.go.jp/)から入手できる。 <!-- PHOTO05.DTD / 2008/05 --> <ELEMENT photodata (基礎情報.写真情報+ソフトウェア力用TAG*)> <!ATTLIST photodata DTD_version CDATA #FIXED "05"> <!-- 基礎情報 --> <ELEMENT 基礎情報 (写真フォルダ名.参考図フォルダ名?適用要領基準)> <ELEMENT 写真フォルダ名 (#PCDATA)> <ELEMENT 参考図フォルダ名 (#PCDATA)> <ELEMENT 適用要領基準 (#PCDATA)> <!-- 写真情報 --> <ELEMENT 写真情報 (写真ファイル情報.撮影工程区分.付加情報*.撮影情報.代表写真.提出頻度写真.施工管理値?.請負者説明文?)> <ELEMENT 代表写真 (#PCDATA)> <ELEMENT 提出頻度写真 (#PCDATA)> <ELEMENT 施工管理値 (#PCDATA)> <ELEMENT 請負者説明文 (#PCDATA)> <!-- 写真ファイル情報 --> <ELEMENT 写真ファイル情報 (シリアル番号.写真ファイル名.写真ファイル日本語名?.メディア番号)> <ELEMENT シリアル番号 (#PCDATA)> <ELEMENT 写真ファイル名 (#PCDATA)> <ELEMENT 写真ファイル日本語名 (#PCDATA)> <ELEMENT メディア番号 (#PCDATA)></p>

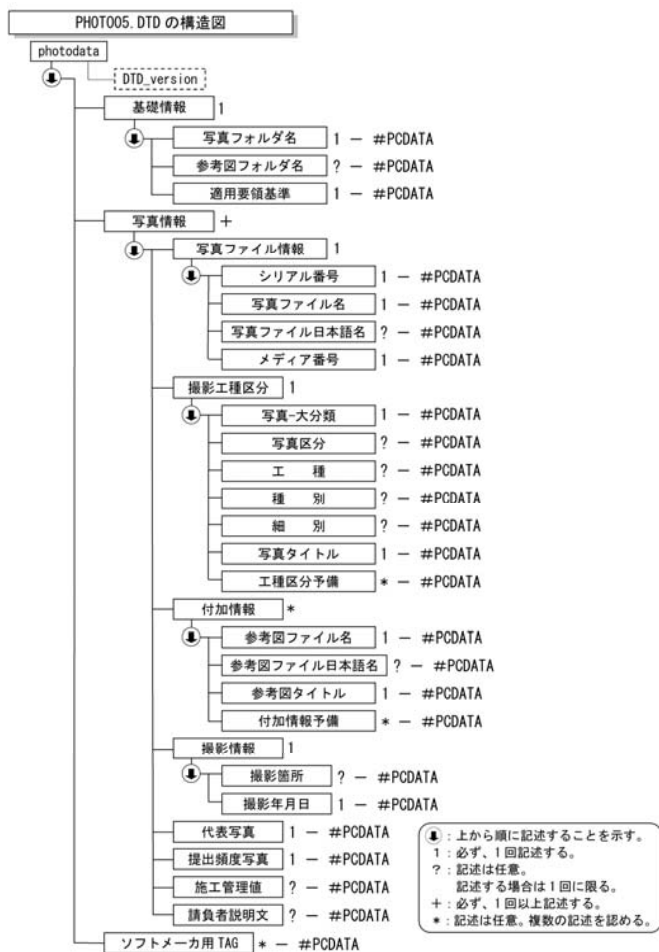
土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 2.デジタル写真管理情報基準(案)

県 現行基準 (H26)
<!-- 撮影工種区分 --> <!ELEMENT 撮影工種区分 (写真-大分類,写真区分?,工種?,種別?,細別?,写真タイトル,工種区分予備*)> <!ELEMENT 写真-大分類 (#PCDATA)> <!ELEMENT 写真区分 (#PCDATA)> <!ELEMENT 工種 (#PCDATA)> <!ELEMENT 種別 (#PCDATA)> <!ELEMENT 細別 (#PCDATA)> <!ELEMENT 写真タイトル (#PCDATA)> <!ELEMENT 工種区分予備 (#PCDATA)> <!-- 付加情報 --> <!ELEMENT 付加情報 (参考図ファイル名,参考図ファイル日本語名?,参考図タイトル,付加情報予備*)> <!ELEMENT 参考図ファイル名 (#PCDATA)> <!ELEMENT 参考図ファイル日本語名 (#PCDATA)> <!ELEMENT 参考図タイトル (#PCDATA)> <!ELEMENT 付加情報予備 (#PCDATA)> <!-- 撮影情報 --> <!ELEMENT 撮影情報 (撮影箇所?,撮影年月日)> <!ELEMENT 撮影箇所 (#PCDATA)> <!ELEMENT 撮影年月日 (#PCDATA)> <!ELEMENT ソフトメーカ用TAG (#PCDATA)>

県 新基準 (H29)
<!-- 撮影工種区分 --> <!ELEMENT 撮影工種区分 (写真-大分類,写真区分?,工種?,種別?,細別?,写真タイトル,工種区分予備*)> <!ELEMENT 写真-大分類 (#PCDATA)> <!ELEMENT 写真区分 (#PCDATA)> <!ELEMENT 工種 (#PCDATA)> <!ELEMENT 種別 (#PCDATA)> <!ELEMENT 細別 (#PCDATA)> <!ELEMENT 写真タイトル (#PCDATA)> <!ELEMENT 工種区分予備 (#PCDATA)> <!-- 付加情報 --> <!ELEMENT 付加情報 (参考図ファイル名,参考図ファイル日本語名?,参考図タイトル,付加情報予備*)> <!ELEMENT 参考図ファイル名 (#PCDATA)> <!ELEMENT 参考図ファイル日本語名 (#PCDATA)> <!ELEMENT 参考図タイトル (#PCDATA)> <!ELEMENT 付加情報予備 (#PCDATA)> <!-- 撮影情報 --> <!ELEMENT 撮影情報 (撮影箇所?,撮影年月日)> <!ELEMENT 撮影箇所 (#PCDATA)> <!ELEMENT 撮影年月日 (#PCDATA)> <!ELEMENT ソフトメーカ用TAG (#PCDATA)>

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 2. デジタル写真管理情報基準(案)

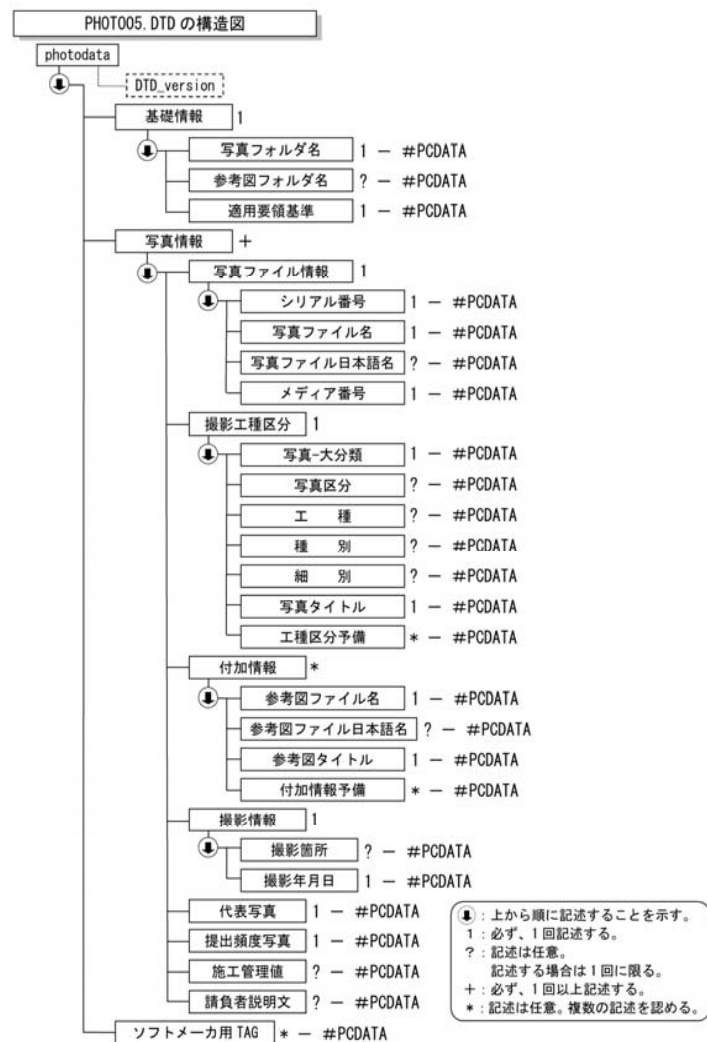
県 現行基準 (H26)



図付 1-1 写真管理ファイルの DTD の構造

● : 上から順に記述することを示す。
 1 : 必ず、1回記述する。
 ? : 記述は任意。
 記述する場合は1回に限る。
 + : 必ず、1回以上記述する。
 * : 記述は任意。複数の記述を認める。

県 新基準 (H29)



図付 1-1 写真管理ファイルの DTD の構造

● : 上から順に記述することを示す。
 1 : 必ず、1回記述する。
 ? : 記述は任意。
 記述する場合は1回に限る。
 + : 必ず、1回以上記述する。
 * : 記述は任意。複数の記述を認める。

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 2.デジタル写真管理情報基準(案)

県 現行基準 (H26)
<p>付属資料2 写真管理ファイルのXML 記入例 成果品の電子媒体に格納する写真管理ファイル(PHOTO.XML)の記入例を以下に示す。 <?xml version="1.0" encoding="Shift_JIS"?> <!DOCTYPE photodata SYSTEM "PHOTO04.DTD"> <?xml-stYLESHEET type="text/xsl" href="PHOTO04.XSL" ?> <photodata DTD_version="04"> <基礎情報> <写真フォルダ名>PHOTO/PIC</写真フォルダ名> <参考図フォルダ名>PHOTO/DRA</参考図フォルダ名> <適用要領基準>土木 200601-01</適用要領基準> </基礎情報> <写真情報> <写真ファイル情報> <シリアル番号>1</シリアル番号> <写真ファイル名>P0000001.JPG</写真ファイル名> <写真ファイル日本語名>出来形 0001.JPG</写真ファイル日本語名> <メディア番号>1</メディア番号> </写真ファイル情報> </写真情報> <撮影工程区分> <写真-大分類>工事</写真-大分類> <写真区分>出来形管理写真</写真区分> <工程>舗装修繕工</工程> <種別>舗装打換え工</種別> <細別>下層路盤</細別> <写真タイトル>路盤(1 層目)出来形測定</写真タイトル> <工程区分予備>工程区分の特筆事項があれば記入する。(複数入力可)</工程区分予備> <撮影工程区分> <付加情報> <参考図ファイル名>D0000001.JPG</参考図ファイル名> <参考図ファイル日本語名>位置平面図 00001.JPG</参考図ファイル日本語名> <参考図タイトル>位置平面図</参考図タイトル> <付加情報予備>付加情報の特筆事項があれば記入する</付加情報予備> </付加情報> <撮影情報> <撮影箇所>測点:1L</撮影箇所> <撮影年月日>2006-02-26</撮影年月日> </撮影情報> <代表写真>1</代表写真> <施工管理値>As 舗装:設計寸法 400mm・実測寸法 405mm</施工管理値> <請負者説明文>請負者側で検査立会者、特記事項等状況等、特筆事項があれば記入する。</請負者説明文> </写真情報 付 2-2> <写真情報> <写真ファイル情報> <シリアル番号>2</シリアル番号> <写真ファイル名>P0000002.JPG</写真ファイル名> <メディア番号>1</メディア番号> </写真ファイル情報> <撮影工程区分> <写真-大分類>工事</写真-大分類> <写真区分>施工状況写真</写真区分> <工程>月末写真</工程> <写真タイトル>2 月末</写真タイトル> </撮影工程区分> <撮影情報> <撮影箇所>測点:2L</撮影箇所> <撮影年月日>2006-02-27</撮影年月日> </撮影情報> </写真情報> <ソフトウェア用 TAG>ソフトウェアメーカーが管理のために使用する。(複数入力可)</ソフトウェア用 TAG> </photodata></p>

県 新基準 (H29)
<p>付属資料2 写真管理ファイルのXML 記入例 成果品の電子媒体に格納する写真管理ファイル(PHOTO.XML)の記入例を以下に示す。 <?xml version="1.0" encoding="Shift_JIS"?> <!DOCTYPE photodata SYSTEM "PHOTO04.DTD"> <?xml-stYLESHEET type="text/xsl" href="PHOTO04.XSL" ?> <photodata DTD_version="04"> <基礎情報> <写真フォルダ名>PHOTO/PIC</写真フォルダ名> <参考図フォルダ名>PHOTO/DRA</参考図フォルダ名> <適用要領基準>土木 201603-01</適用要領基準> </基礎情報> <写真情報> <写真ファイル情報> <シリアル番号>1</シリアル番号> <写真ファイル名>P0000001.JPG</写真ファイル名> <写真ファイル日本語名>出来形 0001.JPG</写真ファイル日本語名> <メディア番号>1</メディア番号> </写真ファイル情報> </写真情報> <撮影工程区分> <写真-大分類>工事</写真-大分類> <写真区分>出来形管理写真</写真区分> <工程>舗装修繕工</工程> <種別>舗装打換え工</種別> <細別>下層路盤</細別> <写真タイトル>路盤(1 層目)出来形測定</写真タイトル> <工程区分予備>工程区分の特筆事項があれば記入する。(複数入力可)</工程区分予備> <撮影工程区分> <付加情報> <参考図ファイル名>D0000001.JPG</参考図ファイル名> <参考図ファイル日本語名>位置平面図 00001.JPG</参考図ファイル日本語名> <参考図タイトル>位置平面図</参考図タイトル> <付加情報予備>付加情報の特筆事項があれば記入する</付加情報予備> </付加情報> <撮影情報> <撮影箇所>測点:1L</撮影箇所> <撮影年月日>2006-02-26</撮影年月日> </撮影情報> <代表写真>1</代表写真> <施工管理値>As 舗装:設計寸法 400mm・実測寸法 405mm</施工管理値> <請負者説明文>請負者側で検査立会者、特記事項等状況等、特筆事項があれば記入する。</請負者説明文> </写真情報 付 2-2> <写真情報> <写真ファイル情報> <シリアル番号>2</シリアル番号> <写真ファイル名>P0000002.JPG</写真ファイル名> <メディア番号>1</メディア番号> </写真ファイル情報> <撮影工程区分> <写真-大分類>工事</写真-大分類> <写真区分>施工状況写真</写真区分> <工程>月末写真</工程> <写真タイトル>2 月末</写真タイトル> </撮影工程区分> <撮影情報> <撮影箇所>測点:2L</撮影箇所> <撮影年月日>2006-02-27</撮影年月日> </撮影情報> </写真情報> <ソフトウェア用 TAG>ソフトウェアメーカーが管理のために使用する。(複数入力可)</ソフトウェア用 TAG> </photodata></p>

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 2. デジタル写真管理情報基準(案) 別紙1「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」

県 現行基準 (H26)	
別紙1「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」	
1. 総 則	
1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（フィルムカメラを使用した撮影～提出）に適用する。	
1-2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。	
工事写真	<ul style="list-style-type: none"> — 着手前及び完成写真（既済部分写真等含む） — 施工状況写真 — 安全管理写真 — 使用材料写真 — 品質管理写真 — 出来形管理写真 — 災害写真 — 事故写真 — その他（公害、環境、補償等）
2. 撮影	
2-1 撮影頻度 工事写真は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。	
2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。	
<ol style="list-style-type: none"> ① 工事名 ② 工種等 ③ 測点(位置) ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図 <p>小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付けて整理する。 また、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p>	
2-3 情報化施工 「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。	
2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。	
<ol style="list-style-type: none"> (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3) 監督員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。 	
2-5 写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。 ただし、発注者の承諾を得た場合、サイズの変更、回転、パノラマ、全体の明るさの補正のみ認めるものとする。	
2-6撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。	
<ol style="list-style-type: none"> (1) 写真はカラーとする。 (2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。 (100万画素程度) 	

県 新基準 (H29)	
別紙1「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」	
1. 総 則	
1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（フィルムカメラを使用した撮影～提出）に適用する。	
1-2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。	
工事写真	<ul style="list-style-type: none"> — 着手前及び完成写真（既済部分写真等含む） — 施工状況写真 — 安全管理写真 — 使用材料写真 — 品質管理写真 — 出来形管理写真 — 災害写真 — 事故写真 — その他（公害、環境、補償等）
2. 撮影	
2-1 撮影頻度 工事写真は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。	
2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。	
<ol style="list-style-type: none"> ① 工事名 ② 工種等 ③ 測点(位置) ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図 <p>小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付けて整理する。 また、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p>	
2-3 情報化施工 「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。	
2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。	
<ol style="list-style-type: none"> (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3) 監督員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。 	
2-5 写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。 ただし、発注者の承諾を得た場合、サイズの変更、回転、パノラマ、全体の明るさの補正のみ認めるものとする。	
2-6撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。	
<ol style="list-style-type: none"> (1) 写真はカラーとする。 (2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。 (100万画素程度) 	

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 2. デジタル写真管理情報基準(案) 別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」

県 現行基準 (H26)
<p>2-7 撮影の留意事項 撮撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1)「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。(2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。(3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。(4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。(5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。影の留意事項 <p>2-8 電子媒体に記憶する工事写真 電子媒体に記憶する工事写真の属性情報等については、「デジタル写真管理情報基準」(国土交通省 平成22年9月)及び「工事完成図書」の電子納品に関する運用指針(案)」(兵庫県 平成25年10月)によるものとする。</p> <p>3. 整理提出 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。 (デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」とは撮影箇所一覧表の「整理条件」に該当する写真をいう) なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。</p> <p>4. その他 撮影箇所一覧表の用語の定義 (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。 (2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3) 不要とは、デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいう。</p>

県 新基準 (H29)
<p>2-7 撮影の留意事項 撮撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1)「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。(2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。(3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。(4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。(5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。影の留意事項 <p>2-8 電子媒体に記憶する工事写真 電子媒体に記憶する工事写真の属性情報等については、「デジタル写真管理情報基準」(国土交通省 平成22年9月)及び「工事完成図書」の電子納品に関する運用指針(案)」(兵庫県 平成25年10月)によるものとする。</p> <p>3. 整理提出 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。 (デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」とは撮影箇所一覧表の「整理条件」に該当する写真をいう) なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。</p> <p>4. その他 撮影箇所一覧表の用語の定義 (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。 (2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3) 不要とは、デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいう。</p>

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 別紙2「デジタル工事写真の小黑板情報電子化(案)」

県 現行基準 (H26)

県 改定案 (H29)

別紙2「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」

1. 目的

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

2. 対象工事

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事(以降、「対象工事」と称する)とすることができる。対象工事では、以下の3. から6. の全てを実施することとする。

3. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、写真管理基準「1. 写真管理基準(案)」「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

4. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、3. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「1. 写真管理基準(案)」「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

5. 工事写真の編集等の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準に準ずるが、4. に示す小黑板情報の電子的記入については、「1. 写真管理基準(案)」「2-5 写真の編集等」の(1)及び「2. デジタル写真管理基準(案)」「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。なお、「2-5 写真の編集等」(1)中のただし書きの補正については認めないものとする。

6. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、4. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL

(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 3. 撮影箇所一覧

県 現行基準(H26)					
区分		写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	着手前1枚	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕	施工完了後1枚	
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況 施工中の写真	月1回 〔月末〕	不要	
			工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	適宜	
			創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	不要	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所に1回 〔施工前後〕	代表箇所1枚	
図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕	不要	工事打合簿に添付する。	
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	不要	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕		
		監視員交通整理状況	各1回 〔作業中〕		
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕	不要	実施状況資料に添付する。
使用材料	使用材料	形状寸法	各品目毎に1回 〔使用前〕	不要	品質証明に添付する。
		使用数量			
		保管状況			
		品質証明 (JISマーク表示)	各品目毎に1回		
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕		

県 新基準(H29)					
区分		写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	着手前1枚	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕	施工完了後1枚	
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況 施工中の写真	月1回 〔月末〕	不要	
			工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	適宜	
			創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	不要	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所に1回 〔施工前後〕	代表箇所1枚	
図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕	不要	工事打合簿に添付する。	
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	不要	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕		
		監視員交通整理状況	各1回		
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕	不要	実施状況資料に添付する。
使用材料	使用材料	形状寸法	各品目毎に1回 〔使用前〕	不要	品質証明に添付する。
		使用数量			
		保管状況			
		品質証明 (JISマーク表示)	各品目毎に1回		
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕		

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 3. 撮影箇所一覧

県 現行基準(H26)					
区分	写真管理項目			摘要	
	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件		
品質管理	別添 撮影箇所一覧表(品質管理)に準じて撮影				
	不可視部分の施工	適宜	適宜		
出来形管理	別添 撮影箇所一覧表(出来形管理)に準じて撮影				
	不可視部分の施工	適宜	適宜		
	出来形管理基準が定められていない	監督職員と協議事項			
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	適宜	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	発生前は付近の写真でも可
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	
	環境対策 イメージ アップ等	各施設設置状況	各種毎1回 〔設置後〕	適宜	

県 新基準(H29)					
区分	写真管理項目			摘要	
	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件		
品質管理	別添 撮影箇所一覧表(品質管理)に準じて撮影				
	不可視部分の施工	適宜	適宜		
出来形管理	別添 撮影箇所一覧表(出来形管理)に準じて撮影				
	不可視部分の施工	適宜	適宜		
	出来形管理基準が定められていない	監督職員と協議事項			
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	適宜	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	発生前は付近の写真でも可
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	
	環境対策 イメージ アップ等	各施設設置状況	各種毎1回 〔設置後〕	適宜	

土木工事施工管理基準 新旧対称表
写真管理基準 4. 品質管理写真撮影箇所一覧表(1)

県 現行基準(H27)						
番号	工種	写真管理項目			摘要	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	整理条件		
1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)(施工)	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	不要	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの	
		スランプ試験				
		コンクリートの圧縮強度試験				
		空気量測定				品質に変化が見られた場合 [試験実施中]
		コンクリートの曲げ強度試験				コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]
	コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]				
	コンクリートの洗い分析試験				コンクリート舗装の場合適用	
	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)(施工後試験)	ひび割れ調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中]			
		テストハンマーによる強度推定調査				
		コアによる強度試験	テストハンマー試験により必要が認められた時 [試験実施中]			
2	ガス圧接	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	不要		
		超音波探傷検査				
3	既製杭工	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	不要		
		浸透探傷試験				試験毎に1回 [試験実施中]
		放射線透過試験				
		超音波探傷試験				
		水セメント比試験				
		セメントミルクの圧縮強度試験				

県 新基準(H29)						
番号	工種	写真管理項目			摘要	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	整理条件		
1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)(施工)	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	不要	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの	
		スランプ試験				
		コンクリートの圧縮強度試験				
		空気量測定				品質に変化が見られた場合 [試験実施中]
		コンクリートの曲げ強度試験				コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]
	コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]				
	コンクリートの洗い分析試験				コンクリート舗装の場合適用	
	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)(施工後試験)	ひび割れ調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中]			
		テストハンマーによる強度推定調査				
		コアによる強度試験	テストハンマー試験により必要が認められた時 [試験実施中]			
2	ガス圧接	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	不要		
		超音波探傷検査				
3	既製杭工	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	不要		
		浸透探傷試験				試験毎に1回 [試験実施中]
		放射線透過試験				
		超音波探傷試験				
		水セメント比試験				
		セメントミルクの圧縮強度試験				

土木工事施工管理基準 新旧対称表
写真管理基準 4. 品質管理写真撮影箇所一覧表(1)

県 現行基準(H27)					
番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	整理条件	
4	下層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	不要	
		ブルフローリング	路盤毎に1回 [試験実施中]		
		平板載荷試験	各種路盤毎に1回 [試験実施中]		
		骨材のふるい分け試験 土の液性限界・塑性限界試験	品質に異常が認められた 場合 [試験実施中]		
		含水比試験			
5	上層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	不要	
		粒度			
		平板載荷試験			
		土の液性限界・塑性限界試験 含水比試験	観察により異常が認めら れた場合 [試験実施中]		
6	アスファルト安定処理 路盤	アスファルト舗装に準拠		不要	
7	セメント安定処理路 盤(施工)	粒度	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	不要	
		現場密度の測定			
		含水比試験	観察により異常が認めら れた場合 [試験実施中]		
		セメント量試験	品質に異常が認められた 場合 [試験実施中]		
8	アスファルト舗装 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
		アスファルト量抽出粒度分析試 験			
		温度測定			
		水浸ホイールラッキング試験			
		ホイールラッキング試験			
		ラベリング試験			
アスファルト舗装 (舗設現場)	現場密度の測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要		
	温度測定				
	外観検査				
	すべり抵抗試験				

県 新基準(H29)					
番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	整理条件	
4	下層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	不要	
		ブルフローリング	路盤毎に1回 [試験実施中]		
		平板載荷試験	各種路盤毎に1回 [試験実施中]		
		骨材のふるい分け試験 土の液性限界・塑性限界試験	品質に異常が認められた 場合 [試験実施中]		
		含水比試験			
5	上層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	不要	
		粒度			
		平板載荷試験			
		土の液性限界・塑性限界試験 含水比試験	観察により異常が認めら れた場合 [試験実施中]		
6	アスファルト安定処理 路盤	アスファルト舗装に準拠		不要	
7	セメント安定処理路 盤(施工)	粒度	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	不要	
		現場密度の測定			
		含水比試験	観察により異常が認めら れた場合 [試験実施中]		
		セメント量試験	品質に異常が認められた 場合 [試験実施中]		
8	アスファルト舗装 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
		アスファルト量抽出粒度分析試 験			
		温度測定			
		水浸ホイールラッキング試験			
		ホイールラッキング試験			
		ラベリング試験			
アスファルト舗装 (舗設現場)	現場密度の測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要		
	温度測定				
	外観検査				
	すべり抵抗試験				

土木工事施工管理基準 新旧対称表
写真管理基準 4. 品質管理写真撮影箇所一覧表(1)

県 現行基準(H27)					
番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	整理条件	
9	転圧コンクリート (施工)	コンステンシーVC試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
		マーシャル突き固め試験			
		ランマー突き固め試験			
		コンクリートの曲げ強度試験			
		温度測定 (コンクリート)	コンクリートの種類毎に1回 [温度測定中]		
		現場密度の測定	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]		
		コアによる密度測定			
10	ゲースアスファルト舗装 (プラント)	貫入試験40℃	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
		リュエル流動性試験240℃			
		ホイールラッキング試験			
		曲げ試験			
		粒度			
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
	温度測定				
ゲースアスファルト舗装 (舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要		
11	路床安定処理工	現場密度の測定	路床毎に1回 [試験実施中]	不要	
		ブルーフローリング			
		平板載荷試験			
		現場CBR試験			
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]		
		たわみ量	ブルーフローリングの不良箇所について実施 [試験実施中]		

県 新基準(H29)						
番号	工種	写真管理項目			摘要	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	整理条件		
9	転圧コンクリート (施工)	コンステンシーVC試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	不要		
		マーシャル突き固め試験				
		ランマー突き固め試験				
		コンクリートの曲げ強度試験				
		温度測定 (コンクリート)	コンクリートの種類毎に1回 [温度測定中]			
		現場密度の測定	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]			
		コアによる密度測定				
10	ゲースアスファルト舗装 (プラント)	貫入試験40℃	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要		
		リュエル流動性試験240℃				
		ホイールラッキング試験				
		曲げ試験				
		粒度				
		アスファルト量抽出粒度分析試験				
	温度測定					
ゲースアスファルト舗装 (舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要			
11	路床安定処理工	現場密度の測定	路床または施工箇所毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要		
		ブルーフローリング				路床毎に1回 [試験実施中]
		平板載荷試験				
		現場CBR試験				
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]			
		たわみ量	ブルーフローリングの不良箇所について実施 [試験実施中]			

土木工事施工管理基準 新旧対称表
写真管理基準 4. 品質管理写真撮影箇所一覧表(1)

県 現行基準(H27)					
番号	工種	写真管理項目		整理条件	摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]		
12	表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	不要	
		現場密度の測定	材質毎に1回 [試験実施中]		
		ブルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]		
		平板載荷試験	材質毎に1回 [試験実施中]		
		現場CBR試験			
		たわみ量	ブルーフローリングの不良個所 について実施 [試験実施中]		
13	固結工	土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]	不要	
14	アンカー工	モルタルのフロー値試験	適宜 [試験実施中]	不要	
		モルタルの圧縮強度試験			
		多サイクル確認試験			
		1サイクル確認試験			
15	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	不要	
16	吹付工(施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	不要	モルタルを除く
		コンクリートの圧縮強度試験			
		スランプ試験	品質に変化がみられた場合 [試験実施中]		
		空気量測定			
		コアによる強度試験			

県 新基準(H29)					
番号	工種	写真管理項目		整理条件	摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]		
12	表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	不要	
		現場密度の測定	材質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する		
		ブルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]		
		平板載荷試験	材質毎に1回 [試験実施中]		
		現場CBR試験			
		たわみ量	ブルーフローリングの不良個所 について実施 [試験実施中]		
13	固結工	土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]	不要	
14	アンカー工	モルタルのフロー値試験	適宜 [試験実施中]	不要	
		モルタルの圧縮強度試験			
		多サイクル確認試験			
		1サイクル確認試験			
15	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要	
16	吹付工(施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	不要	モルタルを除く
		コンクリートの圧縮強度試験			
		スランプ試験	品質に変化がみられた場合 [試験実施中]		
		空気量測定			
		コアによる強度試験			

土木工事施工管理基準 新旧対称表
写真管理基準 4. 品質管理写真撮影箇所一覧表(1)

県 現行基準(H27)					
番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	整理条件	
17	現場吹付法砕工	コンクリートの圧縮強度試験 塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	不要	モルタルを除く
		コアによる強度試験			
		スランプ試験 空気量測定	品質に変化がみられた場 合 [試験実施中]		
		ロックボルトの引抜き試験	試験毎に1回 [試験実施中]		
		現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]		
18	河川・海岸土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	不要	
		土の含水比試験	含水比に変化が認められ た場 合 [試験実施中]		
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場 合 [試験実施中]		
19	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	不要	

県 新基準(H29)					
番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	整理条件	
17	現場吹付法砕工	コンクリートの圧縮強度試験 塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	不要	モルタルを除く
		コアによる強度試験			
		スランプ試験 空気量測定	品質に変化がみられた場 合 [試験実施中]		
		ロックボルトの引抜き試験	試験毎に1回 [試験実施中]		
		現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]		
18	河川・海岸土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用 いた盛土の締固め管理要 領」による場合は、写真管 理を省略する	不要	
		土の含水比試験	含水比に変化が認められ た場 合 [試験実施中]		
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場 合 [試験実施中]		
19	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用 いた盛土の締固め管理要 領」による場合は、写真管 理を省略する	不要	

土木工事施工管理基準 新旧対称表
写真管理基準 4. 品質管理写真撮影箇所一覧表(1)

県 現行基準(H27)					
番号	工種	写真管理項目		整理条件	摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]		
20	道路土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	不要	
		プルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]		
		平板載荷試験	土質毎に1回 [試験実施中]		
		現場CBR試験			
		含水比試験	降雨後又は含水比の 変化が認められた場合 [試験実施中]		
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場 合 [試験実施中]		
		たわみ量	プルーフローリングの不良個所 について実施 [試験実施中]		
21	捨石工	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に1回 [試験実施中]	不要	
		岩石の吸水率			
		岩石の圧縮強さ			
		岩石の形状			

県 新基準(H29)					
番号	工種	写真管理項目		整理条件	摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]		
20	道路土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用 いた盛土の締固め管理要 領」による場合は、写真管 理を省略する	不要	
		プルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]		
		平板載荷試験	土質毎に1回 [試験実施中]		
		現場CBR試験			
		含水比試験	降雨後又は含水比の変 化が認められた場合 [試験実施中]		
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場 合 [試験実施中]		
		たわみ量	プルーフローリングの不良個所 について実施 [試験実施中]		
21	捨石工	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に1回 [試験実施中]	不要	
		岩石の吸水率			
		岩石の圧縮強さ			
		岩石の形状			

土木工事施工管理基準 新旧対称表
写真管理基準 4. 品質管理写真撮影箇所一覧表(1)

県 現行基準(H27)					
番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	整理条件	
22	コンクリートダム (材料)	アルカリ骨材反応対策	採取地毎に1回 [試験実施中]	不要	
		骨材の密度及び吸水率試験			
		骨材のふるい分け試験			
		砂の有機不純物試験	砂質毎に1回 [試験実施中]		
		モルタルの圧縮強度による砂の試験			
		骨材の微粒分量試験	骨材毎に1回 [試験実施中]		
		粗骨材中の軟石量試験			
		骨材中の粘土塊量の試験			
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験			
		粗骨材のすりへり試験			
	骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験				
	練り混ぜ水の水質試験				
	コンクリートダム (施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	不要	
スランプ試験		品質に変化が認められた場合 [試験実施中]			
空気量測定					
コンクリートの圧縮強度試験		配合毎に1回 [試験実施中]	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの 気温・コンクリート		
温度測定					
コンクリートの単位容積質量試験					
コンクリートの洗い分析試験					
コンクリートのブリージング試験					
コンクリートの引張強度試験					
コンクリートの曲げ強度試験					

県 新基準(H29)					
番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	整理条件	
22	コンクリートダム (材料)	アルカリ骨材反応対策	採取地毎に1回 [試験実施中]	不要	
		骨材の密度及び吸水率試験			
		骨材のふるい分け試験			
		砂の有機不純物試験	砂質毎に1回 [試験実施中]		
		モルタルの圧縮強度による砂の試験			
		骨材の微粒分量試験	骨材毎に1回 [試験実施中]		
		粗骨材中の軟石量試験			
		骨材中の粘土塊量の試験			
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験			
		粗骨材のすりへり試験			
	骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験				
	練り混ぜ水の水質試験				
	コンクリートダム (施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	不要	
スランプ試験		品質に変化が認められた場合 [試験実施中]			
空気量測定					
コンクリートの圧縮強度試験		配合毎に1回 [試験実施中]	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの 気温・コンクリート		
温度測定					
コンクリートの単位容積質量試験					
コンクリートの洗い分析試験					
コンクリートのブリージング試験					
コンクリートの引張強度試験					
コンクリートの曲げ強度試験					

土木工事施工管理基準 新旧対称表
写真管理基準 4. 品質管理写真撮影箇所一覧表(1)

県 現行基準(H27)					
番号	工種	写真管理項目			概要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	整理条件	
23	覆工コンクリート(NATM)	スランプ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	不要	
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]		
		塩化物総量規制			
		空気量測定	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		コンクリートの洗い分析試験			
24	吹付けコンクリート(NATM)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	不要	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる
		コンクリートの圧縮強度試験			
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]		
		空気量測定			
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
25	ロックボルト(NATM)	モルタルの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	不要	
		モルタルのフロー値試験			
		ロックボルトの引抜き試験	適宜		
26	路上再生路盤工(材料)	修正CBR試験	材料毎に1回 [試験実施中]	不要	
		土の粒度試験			
		土の含水比試験			
		土の液性限界・塑性限界試験			
	路上再生路盤工(施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]		
		土の一軸圧縮試験			
		CAEの一軸圧縮試験			
		含水比試験			

県 新基準(H29)					
番号	工種	写真管理項目			概要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	整理条件	
23	覆工コンクリート(NATM)	スランプ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	不要	
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]		
		塩化物総量規制			
		空気量測定	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		コンクリートの洗い分析試験			
24	吹付けコンクリート(NATM)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	不要	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる
		コンクリートの圧縮強度試験			
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]		
		空気量測定			
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		吹付けコンクリートの初期強度	トンネル施工長40mごとに1回		
25	ロックボルト(NATM)	モルタルの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	不要	
		モルタルのフロー値試験			
		ロックボルトの引抜き試験	適宜		
26	路上再生路盤工(材料)	修正CBR試験	材料毎に1回 [試験実施中]	不要	
		土の粒度試験			
		土の含水比試験			
		土の液性限界・塑性限界試験			
	路上再生路盤工(施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]		
		土の一軸圧縮試験			
		CAEの一軸圧縮試験			
		含水比試験			

土木工事施工管理基準 新旧対称表
写真管理基準 4. 品質管理写真撮影箇所一覧表(1)

県 現行基準(H27)					
番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	整理条件	
27	路上表層再生工 (材料)	旧アスファルト針入度	材料毎に1回	不要	
		旧アスファルトの軟化点	[試験実施中]		
	路上表層再生工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回		
		温度測定	[試験実施中]		
		かきほぐし深さ			
		粒度			
	アスファルト量抽出粒度分析試験				
28	排水性舗装工・透 水性舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回	不要	
		アスファルト量抽出粒度分析試験	[試験実施中]		
		温度測定			
		水浸ホイールラッキング試験			
		ホイールラッキング試験			
		ラベリング試験			
		カンタプロ試験			
	排水性舗装工・透 水性舗装工 (舗設現場)	温度測定			
		現場透水試験			
		現場密度の測定			
29	プラント再生舗装 工(プラント)	粒度	合材の種類毎に1回	不要	
		再生アスファルト量	[試験実施中]		
		水浸ホイールラッキング試験			
		ホイールラッキング試験			
		ラベリング試験			
	プラント再生舗装 工(舗設現場)	外観検査			
		温度測定			
	現場密度の測定				
30	工場製作工	外観検査	1橋に1回又は1工事に1回[現物照合時]	不要	
		在庫品切出	当初の物件で1枚[切出時]※他は焼き増し		
		機械試験	1橋に1回又は1工事に1回[試験実施中]		
31	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に1回	不要	
		ノッチ深さ	[試験実施中]		
		スラグ			
		上縁の溶け			
		平面度			
		ベベル精度			
		真直度			

県 新基準(H29)					
番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	整理条件	
27	路上表層再生工 (材料)	旧アスファルト針入度	材料毎に1回	不要	
		旧アスファルトの軟化点	[試験実施中]		
	路上表層再生工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回		
		温度測定	[試験実施中]		
		かきほぐし深さ			
		粒度			
	アスファルト量抽出粒度分析試験				
28	排水性舗装工・透 水性舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回	不要	
		アスファルト量抽出粒度分析試験	[試験実施中]		
		温度測定			
		水浸ホイールラッキング試験			
		ホイールラッキング試験			
		ラベリング試験			
		カンタプロ試験			
	排水性舗装工・透 水性舗装工 (舗設現場)	温度測定			
		現場透水試験			
		現場密度の測定			
29	プラント再生舗装 工(プラント)	粒度	合材の種類毎に1回	不要	
		再生アスファルト量	[試験実施中]		
		水浸ホイールラッキング試験			
		ホイールラッキング試験			
		ラベリング試験			
	プラント再生舗装 工(舗設現場)	外観検査			
		温度測定			
	現場密度の測定				
30	工場製作工	外観検査	1橋に1回又は1工事に1回[現物照合時]	不要	
		在庫品切出	当初の物件で1枚[切出時]※他は焼き増し		
		機械試験	1橋に1回又は1工事に1回[試験実施中]		
31	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に1回	不要	
		ノッチ深さ	[試験実施中]		
		スラグ			
		上縁の溶け			
		平面度			
		ベベル精度			
		真直度			

土木工事施工管理基準 新旧対称表
写真管理基準 4. 品質管理写真撮影箇所一覧表(1)

県 現行基準(H27)					
番号	工種	写真管理項目			概要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	整理条件	
32	溶接工	引張試験	試験毎に1回 [試験実施中]	不要	
		型曲げ試験			
		衝撃試験			
		マクロ試験			
		非破壊試験			
		突合せ継手の内部欠陥に対する検査			
		外観検査			
		曲げ試験			
	ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったスタッドジベルについて [試験実施中]			
32	工場製作工	外観検査	1橋に1回又は1工事に1回 [現物照合時]	不要	
		在庫品切出	当初の物件で1枚[切出時]※他は焼き増し		
		機械試験	1橋に1回又は1工事に1回 [試験実施中]		
33	管布設工(開削) (管渠材料)	外観・形状検査	検査毎に1回 [検査実施中]	不要	
34	管推進工 (管渠材料)	外観・形状検査	検査毎に1回 [検査実施中]	不要	
35	シールド工 (管渠材料) (シールド工専用標準コンクリート系セグメント)	外観検査 (下水道協会規格外) 形状・寸法検査 水平仮組検査 性能検査	検査毎に1回 [検査実施中]	不要	
36	シールド工 (管渠材料) (シールド工専用標準鋼管系セグメント)	外観検査 (下水道協会規格外) 材料検査 形状・寸法検査 溶接検査 水平仮組検査 性能検査	検査毎に1回 [検査実施中]	不要	
37	マンホール設置工 (管渠材料)	外観・形状検査	検査毎に1回 [検査実施中]	不要	
38	マンホール設置工 (管渠材料)	外観・形状検査	検査毎に1回 [検査実施中]	不要	

県 新基準(H29)					
番号	工種	写真管理項目			概要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	整理条件	
32	溶接工	引張試験	試験毎に1回 [試験実施中]	不要	
		型曲げ試験			
		衝撃試験			
		マクロ試験			
		非破壊試験			
		突合せ継手の内部欠陥に対する検査			
		外観検査			
		曲げ試験			
	ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったスタッドジベルについて [試験実施中]			
33	工場製作工	外観検査	1橋に1回又は1工事に1回 [現物照合時]	不要	
		在庫品切出	当初の物件で1枚[切出時]※他は焼き増し		
		機械試験	1橋に1回又は1工事に1回 [試験実施中]		
34	管布設工(開削) (管渠材料)	外観・形状検査	検査毎に1回 [検査実施中]	不要	
35	管推進工 (管渠材料)	外観・形状検査	検査毎に1回 [検査実施中]	不要	
36	シールド工 (管渠材料) (シールド工専用標準コンクリート系セグメント)	外観検査 (下水道協会規格外) 形状・寸法検査 水平仮組検査 性能検査	検査毎に1回 [検査実施中]	不要	
37	シールド工 (管渠材料) (シールド工専用標準鋼管系セグメント)	外観検査 (下水道協会規格外) 材料検査 形状・寸法検査 溶接検査 水平仮組検査 性能検査	検査毎に1回 [検査実施中]	不要	
38	マンホール設置工 (管渠材料)	外観・形状検査	検査毎に1回 [検査実施中]	不要	
39	マンホール設置工 (管渠材料)	外観・形状検査	検査毎に1回 [検査実施中]	不要	
40	配管工	水圧試験	試験毎(継手毎)に1回 [試験状況]	代表箇所	伏越部等特殊な配管は
41	配管工	溶接部検査	試験毎(継手毎)に1回 [試験状況]	代表箇所	全箇所撮影

土木工事施工管理基準 新旧対称表
写真管理基準 4. 品質管理写真撮影箇所一覧表(2)

県 現行基準(H26)									
番号	工種	写真管理項目				摘要			
		撮影項目	撮影時期	撮影頻度	整理条件				
40 土・石材	たたき粘土	土の粒度試験	試験実施中	土質毎に1回	不要				
		土粒子の密度試験							
		土の含水試験							
		土の透水試験							
	土舗装材	土の粒度試験	試験実施中	土質毎に1回	不要				
		土粒子の密度試験							
		土の含水試験							
	クレー舗装材	土の粒度試験	試験実施中	土質毎に1回	不要				
		土粒子の密度試験							
		土の含水試験							
		硬度(施工)					試験実施中	1,000㎡毎に1回	不要
	アンツーカー舗装材	含水比	試験実施中	観察により異常が認められた場合	不要				
		粒度							
		硬度(施工)					試験実施中	1,000㎡毎に1回	不要
	舗装用石材 積み・張り用石材	岩石の見掛比重	試験実施中	産地又は岩質毎に1回	不要				
		岩石の圧縮強さ							
		岩石の形状							
	火山砂利	最大乾燥密度の測定	試験実施中	採取地毎に1回	不要				
		修正CBRの測定							
		骨材のふるい分け試験							
骨材の洗い試験									
粗骨材のすりへり試験									
骨材の安定性試験									
凍上試験									
強熱減量試験									
土の透水試験		試験実施中					採取地毎に1回	不要	
締固め度の測定(施工)		試験実施中					A類300㎡毎に1回 B・C類1,500㎡毎に1回	不要	
骨材のふるい分け試験(施工)	試験実施中	搬入時に1回	観察により異常が認められた場合	不要					
骨材の洗い試験(施工)									

県 新基準(H29)									
番号	工種	写真管理項目				摘要			
		撮影項目	撮影時期	撮影頻度	整理条件				
42 土・石材	たたき粘土	土の粒度試験	試験実施中	土質毎に1回	不要				
		土粒子の密度試験							
		土の含水試験							
		土の透水試験							
	土舗装材	土の粒度試験	試験実施中	土質毎に1回	不要				
		土粒子の密度試験							
		土の含水試験							
	クレー舗装材	土の粒度試験	試験実施中	土質毎に1回	不要				
		土粒子の密度試験							
		土の含水試験							
		硬度(施工)					試験実施中	1,000㎡毎に1回	不要
	アンツーカー舗装材	含水比	試験実施中	観察により異常が認められた場合	不要				
		粒度							
		硬度(施工)					試験実施中	1,000㎡毎に1回	不要
	舗装用石材 積み・張り用石材	岩石の見掛比重	試験実施中	産地又は岩質毎に1回	不要				
		岩石の圧縮強さ							
		岩石の形状							
	火山砂利	最大乾燥密度の測定	試験実施中	採取地毎に1回	不要				
		修正CBRの測定							
		骨材のふるい分け試験							
骨材の洗い試験									
粗骨材のすりへり試験									
骨材の安定性試験									
凍上試験									
強熱減量試験									
土の透水試験		試験実施中					採取地毎に1回	不要	
締固め度の測定(施工)		試験実施中					A類300㎡毎に1回 B・C類1,500㎡毎に1回	不要	
骨材のふるい分け試験(施工)	試験実施中	搬入時に1回	観察により異常が認められた場合	不要					
骨材の洗い試験(施工)									

土木工事施工管理基準 新旧対称表
写真管理基準 4. 品質管理写真撮影箇所一覧表(2)

県 現行基準(H26)						
番号	工種	写真管理項目				摘要
		撮影項目	撮影時期	撮影頻度	整理条件	
41 造園材料	客土	pH(H ₂ O[簡易pH計])	試験実施中	採取地毎に1回	不要	
		有害物質 [電気伝導度(ECメーター)]				
	高木	高さ	試験実施中	樹種別、規格別に1回	不要	
		幹周				
		枝張				
	中低木	高さ	試験実施中	樹種別、規格別に1回	不要	
		枝張				
特殊樹木	高さ	試験実施中	樹種別、規格別に1回	不要		
	幹周					
	枝張又は尺					
地被類	茎長	試験実施中	樹種別、規格別に1回	不要		
	芽立					
42 木材	木材	木材の加圧式防腐処理方法	試験実施中	材料毎に1回	不要	
		クレオソート油、加工タール、タールピッチ(特記による)				
		木材の浸漬式防腐処理方法				
		含水率				
		保存処理剤浸度試験				

県 新基準(H29)						
番号	工種	写真管理項目				摘要
		撮影項目	撮影時期	撮影頻度	整理条件	
43 造園材料	客土	pH(H ₂ O[簡易pH計])	試験実施中	採取地毎に1回	不要	
		有害物質 [電気伝導度(ECメーター)]				
	高木	高さ	試験実施中	樹種別、規格別に1回	不要	
		幹周				
		枝張				
	中低木	高さ	試験実施中	樹種別、規格別に1回	不要	
		枝張				
特殊樹木	高さ	試験実施中	樹種別、規格別に1回	不要		
	幹周					
	枝張又は尺					
地被類	茎長	試験実施中	樹種別、規格別に1回	不要		
	芽立					
44 木材	木材	木材の加圧式防腐処理方法	試験実施中	材料毎に1回	不要	
		クレオソート油、加工タール、タールピッチ(特記による)				
		木材の浸漬式防腐処理方法				
		含水率				
		保存処理剤浸度試験				

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第1編 共通編

県 現行基準(H26)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	・出来映えの撮 影 ・TSの設置状況 と出来形計測対 象点上のプリズ ムの設置状況 がわかるように 撮影
						法長 ※右のいずれか で撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 〔掘削後〕 「TSを用いた出来形管理要 領(土工編)」による 1工事1回 〔掘削後〕		

県 新基準(H29)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	・出来映えの撮 影 ・TS等の設置状 況と出来形計測 対象点上のプリ ズムの設置状況 (プリズムが 必要な場合の み)がわかるよ うに撮影
						法長 ※右のいずれか で撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 〔掘削後〕 「TSを用いた出来形管理要 領(土工編)」、「TS(ノン プリズム方式)を用いた出来 形管理要領(土工編)」、「 RTK-GNSSを用いた出来形 管理要領(土工編)」、「 レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(土工編)」、 「無人航空機搭載型レーザ ーキャナーを用いた出来形 管理要領(土工編)」による 場合は1工事に1回 〔掘削後〕 「空中写真測量(無人航空 機)を用いた出来形管理要 領(土工編)」に基づき写真 測量に用いた全ての画像を 納品する場合には、写真管 理に代えることができる。		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第1編 共通編

県 現行基準(H26)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
1 共通 編	2 土 工	3 河川・ 海岸・ 砂防土 工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	
					締固め状況	転圧機械又は地質が変わる 毎に1回 〔締固め時〕			
					法長 幅 ※右のいずれか で撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕			
						「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」による 1工事1回 〔施工後〕		・出来映えの撮影 ・TSの設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況がわかるように撮影	
			4		盛土補強工 (補強土壁工法(テールアルメ)) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	

県 新基準(H29)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
1 共通 編	2 土 工	3 河川・ 海岸・ 砂防土 工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	
					締固め状況	転圧機械又は地質が変わる 毎に1回 〔締固め時〕			
					法長 幅 ※右のいずれか で撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕			
						「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影	
			4		盛土補強工 (補強土壁工法(テールアルメ)) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第1編 共通編

県 現行基準(H26)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
1 共通 編	2 土 工	3 河川・ 海岸・ 砂防土 工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔仕上げ時〕	代表箇所 各1枚	
					堤防天端工	厚さ 幅	200mに1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		4 道路土 工	2		掘削工	土質等の判別 法長 ※右のいずれか で撮影する。	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕 200m又は1施工箇所 に1回 〔掘削後〕 「TTSを用いた出来形管理要 領(土工編)」による1工事1回 〔掘削後〕	代表箇所 各1枚	・出来映えの撮 影・TTSの設置状 況と出来形計測 対象点上のプリ ズムの設置状 況がわかるよう に撮影

県 新基準(H29)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
1 共通 編	2 土 工	3 河川・ 海岸・ 砂防土 工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔仕上げ時〕	代表箇所 各1枚	
					堤防天端工	厚さ 幅	200mに1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		4 道路土 工	2		掘削工	土質等の判別 法長 ※右のいずれか で撮影する。	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕 200m又は1施工箇所 に1回 〔掘削後〕 「TTSを用いた出来形管理要 領(土工編)」、「TTS(ノンプリ ズム方式)を用いた出来形管 理要領(土工編)」、「RTK-G NSSを用いた出来形管理要 領(土工編)」、「レーザース キャナーを用いた出来形管理 要領(土工編)」、「無人航空 機搭載型レーザースキャナー を用いた出来形管理要領(土 工編)」による場合は1工事に 1回 〔掘削後〕 「空中写真測量(無人航空 機)を用いた出来形管理要領 (土工編)」に基づき写真測量 に用いた全ての画像を納品 する場合には、写真管理に代 えることができる。	代表箇所 各1枚	・出来映えの撮 影・TTS等の設置 状況と出来形計 測対象点上の プリズムの設置 状況(プリズム が必要な場合 のみ)がわかる ように撮影

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第1編 共通編

県 現行基準(H26)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	
					締固め状況	転圧機械又は地質が変わる 毎に1回 〔締固め時〕			
					法長 幅 ※右のいずれか で撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕			
						「TSを用いた出来形管理要 領(土工編)」による 1工事1回 〔施工後〕	・出来映えの撮 影 ・TSの設置状 況と出来形計測 対象点上のプリ ズムの設置状 況がわかるよう に撮影		
			5	法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	代表箇所 各1枚		
3 無 筋 ・ 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	7 鉄 筋 工	4	1	組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋につ いて適用)	代表箇所 各1枚		
					かぶり	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋につ いて適用)			
		4	2	組立て ※新設のコンクリート構造物の内、 橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験 (電磁誘導法、 電磁波レーダ法)	試験毎に1回 〔試験実施中〕	代表箇所各1 枚〔試験種別 毎〕		

県 新基準(H29)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	
					締固め状況	転圧機械又は地質が変わる 毎に1回 〔締固め時〕			
					法長 幅 ※右のいずれか で撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕			
						「TSを用いた出来形管理要 領(土工編)」、「TS(ノン プリズム方式)を用いた出来形 管理要領(土工編)」、「RTK-G NSSを用いた出来形管理要 領(土工編)」、「レーザース キャナーを用いた出来形管理 要領(土工編)」、「無人航空 機搭載型レーザースキャナー を用いた出来形管理要領(土 工編)」による場合は1工事に 1回 〔施工後〕	・出来映えの撮 影 ・TS等の設置状 況と出来形計測 対象点上のプリ ズムの設置状 況(プリズムが 必要な場合の み)がわかるよ うに撮影		
			5	法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	代表箇所 各1枚		
3 無 筋 ・ 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	7 鉄 筋 工	4	1	組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋につ いて適用)	代表箇所 各1枚		
					かぶり	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋につ いて適用)			
		4	2	組立て ※新設のコンクリート構造物の内、 橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験 (電磁誘導法、 電磁波レーダ法)	試験毎に1回 〔試験実施中〕	代表箇所各1 枚〔試験種別 毎〕		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第10編 道路編

県 現行基準(H26)											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件			
10	道路改良	3	2	1	遮音壁支柱製作工	部材長	1施工箇所1回[製作後]	代表箇所各1枚			
					9	6	場所打函渠工	厚さ 幅(内空) 高さ	100m又は1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	代表箇所各1枚	
							11	4	落石防止網工	幅	1施工箇所に1回[施工後]
		落石防護柵工	高さ	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所各1枚						
		防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1施工箇所に1回[施工後]	代表箇所各1枚						
		雪崩予防柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1施工箇所に1回[施工後]	代表箇所各1枚						
		12	4	遮音壁基礎工	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 (施工前は必要に応じて) [施工前後]	適宣				
				遮音壁本体工	支柱間隔 支柱ずれ 支柱倒れ 高さ	1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所各1枚				
		2	4	舗装工	歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回[施工中]	代表箇所各1枚			
						転圧状況					
						整正状況					
	厚さ										
	幅	各層毎80mに1回[整正後]									
	歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	整正状況	400mに1回[整正後]	代表箇所各1枚							
タックコートプライムコート		各層毎に1回[散布時]									
平坦性		1工事1回[実施中]									

県 新基準(H29)											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件			
10	道路改良	3	2	1	遮音壁支柱製作工	部材長	1施工箇所に1回[製作後]	代表箇所各1枚			
					9	6	場所打函渠工	厚さ 幅(内空) 高さ	100m又は1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	代表箇所各1枚	
							11	4	落石防止網工	幅	1施工箇所に1回[施工後]
		落石防護柵工	高さ	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所各1枚						
		防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1施工箇所に1回[施工後]	代表箇所各1枚						
		雪崩予防柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1施工箇所に1回[施工後]	代表箇所各1枚						
		12	4	遮音壁基礎工	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 (施工前は必要に応じて) [施工前後]	適宣				
				遮音壁本体工	支柱間隔 支柱ずれ 支柱倒れ 高さ	1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所各1枚				
		2	4	舗装工	歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回[施工中]	代表箇所各1枚			
						転圧状況					
						整正状況					
	厚さ										
	幅	各層毎80mに1回[整正後]									
	歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	整正状況	400mに1回[整正後]	代表箇所各1枚							
タックコートプライムコート		各層毎に1回[散布時]									
平坦性		1工事1回[実施中]									

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第10編 道路編

県 現行基準(H26)											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要			
						撮影項目	撮影頻度[時期]		整理条件		
10	道路編	2	舗装	9	排水性舗装用路肩排水工	据付状況	200m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	不要			
						7	踏掛版工 (コンクリート工) (ラバーシュー) (アンカーボルト)	〈コンクリート工〉 各部の厚さ 各部の長さ	1施工箇所1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	
								〈ラバーシュー〉 各部の長さ 厚さ			
		〈アンカーボルト〉 中心のずれ アンカー長									
		9	標識工	4	1	大型標識工(標識基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 〔施工後〕	適宜		
						4	2	大型標識工(標識柱工)	設置高さ	1施工箇所に1回	適宜
		12	道路付 属施設工	5	1	ケーブル配管工	配管状況	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要		
						5	2	ケーブル配管工(ハンドホール)	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要
				6	照明工(照明柱基礎工)			幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回(施 工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	適宜	
						3	橋梁下部	3	鋼製橋脚製作工	原寸状況	1脚に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕
製作状況	適宜〔製作中〕										
仮組立寸法(撮 影項目は適宜)	1脚に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕										
6	橋台工	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方 向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量〔型枠取外し後〕	代表箇所各1枚				
				7	9	1	橋脚躯体工(張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量〔型枠取外し後〕	代表箇所各1枚	

県 新基準(H29)											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要			
						撮影項目	撮影頻度[時期]		整理条件		
10	道路編	2	舗装	9	排水性舗装用路肩排水工	据付状況	200m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	不要			
						7	踏掛版工 (コンクリート工) (ラバーシュー) (アンカーボルト)	〈コンクリート工〉 各部の厚さ 各部の長さ	1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	
								〈ラバーシュー〉 各部の長さ 厚さ			
		〈アンカーボルト〉 中心のずれ アンカー長									
		9	標識工	4	1	大型標識工(標識基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 〔施工後〕	適宜		
						4	2	大型標識工(標識柱工)	設置高さ	1施工箇所に1回	適宜
		12	道路付 属施設工	5	1	ケーブル配管工	配管状況	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要		
						5	2	ケーブル配管工(ハンドホール)	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要
				6	照明工(照明柱基礎工)			幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回(施 工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	適宜	
						3	橋梁下部	3	鋼製橋脚製作工	原寸状況	1脚に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕
製作状況	適宜〔製作中〕										
仮組立寸法(撮 影項目は適宜)	1脚に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕										
6	橋台工	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方 向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量〔型枠取外し後〕	代表箇所各1枚				
				7	9	1	橋脚躯体工(張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量〔型枠取外し後〕	代表箇所各1枚	

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第10編 道路編

県 現行基準(H26)												
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要			
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件				
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工(ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量[型枠取外し後]	代表箇所各1枚				
					8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工(I型・T型)	幅 高さ 長さ	全数量[型枠取外後]	代表箇所各1枚	
					9	2	橋脚フーチング工(門型)	幅 高さ	全数量[型枠取外後]	代表箇所各1枚		
					10	1	橋脚架設工(I型・T型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回[架設中]	代表箇所各1枚		
					10	2	橋脚架設工(門型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回[架設中]	代表箇所各1枚		
					11		現場継手工	継手部のすき間	1施工箇所1回[施工後]	代表箇所各1枚		
					4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回[原寸時]	代表箇所各1枚
製作状況	適宜[製作中]											
8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長		1施工箇所1回[削孔後]	代表箇所各1枚					
5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工(現場)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回[原寸時]	代表箇所各1枚					
				製作状況	適宜[製作中]							
				仮組立寸法(撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回[仮組立時]							
				幅高さ	桁毎に1回[型枠取外し後]							

県 新基準(H29)												
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要			
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件				
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工(ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量[型枠取外し後]	代表箇所各1枚				
					8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工(I型・T型)	幅 高さ 長さ	全数量[型枠取外後]	代表箇所各1枚	
					9	2	橋脚フーチング工(門型)	幅 高さ	全数量[型枠取外後]	代表箇所各1枚		
					10	1	橋脚架設工(I型・T型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回[架設中]	代表箇所各1枚		
					10	2	橋脚架設工(門型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回[架設中]	代表箇所各1枚		
					11		現場継手工	継手部のすき間	1施工箇所1回[施工後]	代表箇所各1枚		
					4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回[原寸時]	代表箇所各1枚
製作状況	適宜[製作中]											
8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長		1施工箇所1回[削孔後]	代表箇所各1枚					
5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工(現場)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回[原寸時]	代表箇所各1枚					
				製作状況	適宜[製作中]							
				仮組立寸法(撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回[仮組立時]							
				幅高さ	桁毎に1回[型枠取外し後]							

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第10編 道路編

県 現行基準(H26)								
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目	摘要	
						撮影項目		撮影頻度[時期]
10 道路編	6 トンネル (NATM)	4 支保工	3		吹付工	岩質	岩質の変わる毎に1回〔掘削中〕	代表箇所各1枚
						湧水状況	適宜〔掘削中〕	
						吹付面の清掃状況	80m毎に1回〔清掃後〕	
						金網の重ねせ状況	80m毎に1回〔2次吹付前〕	
						吹付け厚さ(検測孔)	80m毎に1回〔吹付後〕	
		4	ロックボルト工	位置間隔 角度 削孔深さ 孔径 突出量	施工パターン毎又は80mに1断面〔穿孔中〕	代表箇所各1枚		
				ロックボルト注入状況	施工パターン毎又は80mに1断面〔注入中〕			
				ロックボルト打設後の状況	施工パターン毎又は80mに1断面〔打設後〕			
	5 覆工	3		覆工コンクリート工	覆工(巻立空間)	1センチルに1回〔型枠組立後〕	代表箇所各1枚	
					覆工(厚さ)	1センチルに1回〔型枠取外し後〕		
					幅高さ	200m又は1施工箇所1回〔施工後〕		
	6 インバート工	4		インバート本体工	インバート(厚さ)	40m又は1施工箇所1回〔埋戻し前〕	代表箇所各1枚	
幅(全幅)					200m又は1施工箇所1回〔施工後〕			

県 新基準(H29)								
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目	摘要	
						撮影項目		撮影頻度[時期]
10 道路編	6 トンネル (NATM)	4 支保工	3		吹付工	岩質	岩質の変わる毎に1回〔掘削中〕	代表箇所各1枚
						湧水状況	適宜〔掘削中〕	
						吹付面の清掃状況	80m毎に1回〔清掃後〕	
						金網の重ねせ状況	80m毎に1回〔2次吹付前〕	
						吹付け厚さ(検測孔)	80m毎に1回〔吹付後〕	
		4	ロックボルト工	位置間隔 角度 削孔深さ 孔径 突出量	施工パターン毎又は80mに1断面〔穿孔中〕	代表箇所各1枚		
				ロックボルト注入状況	施工パターン毎又は80mに1断面〔注入中〕			
				ロックボルト打設後の状況	施工パターン毎又は80mに1断面〔打設後〕			
	5 覆工	3		覆工コンクリート工	覆工(巻立空間)	1センチルに1回〔型枠組立後〕	代表箇所各1枚	
					覆工(厚さ)	1センチルに1回〔型枠取外し後〕		
					幅高さ	200m又は1施工箇所1回〔施工後〕		
	6 インバート工	4		インバート本体工	インバート(厚さ)	40m又は1施工箇所1回〔埋戻し前〕	代表箇所各1枚	
幅(全幅)					200m又は1施工箇所1回〔施工後〕			

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第10編 道路編

県 現行基準(H26)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
10 道路編	6 トンネル (NATM)	8 坑門工	4		坑門本体工	幅高さ	1施工箇所につき1回〔埋戻し前〕	代表箇所各1枚	
			5		明り巻工	覆工 (巻立空間)	40m又は1施工箇所につき1回 〔型枠組立後〕	代表箇所各1枚	
						覆工(厚さ)	40m又は1施工箇所につき1回 〔型枠取外し後〕		
幅(全幅) 高さ(内法)	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕								
11 共同溝	6 現場打 構築工		2		現場打躯体工	厚さ 内空幅 内空高	200m又は1施工箇所につき1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所各1枚	
			4		カラ—継手工	厚さ 幅 長さ	1施工箇所につき1回〔設置後〕	代表箇所各1枚	
			5	1	防水工(防水)	幅	100m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	
			5	2	防水工(防水保護工)	厚さ	100m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	
			5	3	防水工(防水壁)	高さ 幅 厚さ	1施工箇所につき1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	

県 新基準(H29)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
10 道路編	6 トンネル (NATM)	8 坑門工	4		坑門本体工	幅高さ	1施工箇所につき1回〔埋戻し前〕	代表箇所各1枚	
			5		明り巻工	覆工 (巻立空間)	40m又は1施工箇所につき1回 〔型枠組立後〕	代表箇所各1枚	
						覆工(厚さ)	40m又は1施工箇所につき1回 〔型枠取外し後〕		
幅(全幅) 高さ(内法)	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕								
11 共同溝	6 現場打 構築工		2		現場打躯体工	厚さ 内空幅 内空高	200m又は1施工箇所につき1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所各1枚	
			4		カラ—継手工	厚さ 幅 長さ	1施工箇所につき1回〔設置後〕	代表箇所各1枚	
			5	1	防水工(防水)	幅	100m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	
			5	2	防水工(防水保護工)	厚さ	100m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	
		5	3	防水工(防水壁)	高さ 幅 厚さ	1施工箇所につき1回〔施工後〕	代表箇所各1枚		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第10編 道路編

県 現行基準(H26)								
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目	摘要	
						撮影項目		撮影頻度[時期]
10	道路編	1	1	共同溝	7	プレキャスト躯体工	据付状況 200m又は1施工箇所1回 〔埋戻し前〕	代表箇所各1枚
		12	電線共同溝	5	2	管路工(管路部)	敷設状況 100m又は1施工箇所1回 〔敷設後〕	代表箇所各1枚
				3	3	プレキャストボックス工(特殊部)	据付状況 100m又は1施工箇所1回 〔据付後〕	代表箇所各1枚
				4	4	現場打ちボックス工(特殊部)	厚さ 内空幅 内空高 100m又は1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所各1枚
				6	2	ハンドホール工	厚さ 幅 高さ 1施工箇所1回〔型枠取外し後〕	不要
		14	道路維持	4	5	切削オーバーレイ工	平坦性 1施工箇所1回〔施工後〕	代表箇所各1枚
							タックコート 各層毎に1回〔散布時〕	
				7	7	路上再生工	敷均厚 転圧状況 整正状況 厚さ 各層毎400mに1回〔施工中〕	代表箇所各1枚
		11	11	1	1	グレーピング工	出来ばえ 施工日に1回〔施工前後〕	不要
		16	道路修繕	3	4	桁補強材製作工	原寸状況 1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所各1枚
製作状況 適宜〔製作中〕								
22	4			2	橋梁付属物工	仮組立寸法 (撮影項目は適宜) 1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	代表箇所各1枚	
						長さ、径、材質 1橋に1回又は1工事に1回 〔材料搬入時〕		
出来ばえ	適宜〔施工中〕							

県 新基準(H29)								
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目	摘要	
						撮影項目		撮影頻度[時期]
10	道路編	1	1	共同溝	7	プレキャスト躯体工	据付状況 200m又は1施工箇所1回 〔埋戻し前〕	代表箇所各1枚
		12	電線共同溝	5	2	管路工(管路部)	敷設状況 100m又は1施工箇所1回 〔敷設後〕	代表箇所各1枚
				3	3	プレキャストボックス工(特殊部)	据付状況 100m又は1施工箇所1回 〔据付後〕	代表箇所各1枚
				4	4	現場打ちボックス工(特殊部)	厚さ 内空幅 内空高 100m又は1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所各1枚
				6	2	ハンドホール工	厚さ 幅 高さ 1施工箇所1回〔型枠取外し後〕	不要
		14	道路維持	4	5	切削オーバーレイ工	平坦性 1施工箇所1回〔施工後〕	代表箇所各1枚
							タックコート 各層毎に1回〔散布時〕	
				7	7	路上再生工	敷均厚 転圧状況 整正状況 厚さ 各層毎400mに1回〔施工中〕	代表箇所各1枚
		11	11	1	1	グレーピング工	出来ばえ 施工日に1回〔施工前後〕	不要
		16	道路修繕	3	4	桁補強材製作工	原寸状況 1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所各1枚
製作状況 適宜〔製作中〕								
22	4			2	橋梁付属物工	仮組立寸法 (撮影項目は適宜) 1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	代表箇所各1枚	
						長さ、径、材質 1橋に1回又は1工事に1回 〔材料搬入時〕		
出来ばえ	適宜〔施工中〕							

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第14編 公園緑地編

県 現行基準 (H26)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目				摘要
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度	整理条件	
1 4 公園緑地編	1 基盤整備	3 敷地造成工	2 表土保全工	1	表土掘削	土質等の判断	掘削中	200m又は1施工箇所に1回 又は施工面積1,600㎡ 毎に1回	代表箇所各1枚	
						幅 深さ 法長	掘削後			
			3 整地工	1	整地	仕上げ状況 仕上げ厚さ	仕上げ時	100m又は1施工箇所に1回 又は施工面積1,000㎡ 毎に1回	代表箇所各1枚	
			4 掘削工	1 2 3	掘削(土砂) 掘削(軟岩) 掘削(硬岩)	土質等の判別	掘削中	地質が変わる毎に1回	代表箇所各1枚	
						法長	掘削後	200m又は1施工箇所に1回 又は施工面積1,600㎡ 毎に1回		
			5 盛土工	1 2 3 4	盛土(流用土) 盛土(発生土) 盛土(採取土) 盛土(購入土)	巻出し厚	巻出し時	200mに1回 又は施工面積1,600㎡ 毎に1回	代表箇所各1枚	
締固め状況	締固め時	転圧機械又は地質が変わる毎に1回								
幅 法長	施工後	200m又は1施工箇所に1回 又は施工面積1,600㎡ 毎に1回								
6 路床盛土工	1 2 3 4	路床(流用土) 路床(発生土) 路床(採取土) 路床(購入土)	巻出し厚	巻出し時	200mに1回 又は施工面積1,600㎡ 毎に1回	代表箇所各1枚				
			締固め状況	締固め時	転圧機械又は地質が変わる毎に1回					
			法長 幅	施工後	200m又は1施工箇所に1回 又は施工面積1,600㎡ 毎に1回					
7 法面整形工	2	法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	仕上げ時	120m又は1施工箇所に1回 又は施工面積1,600㎡ 毎に1回	代表箇所各1枚				
8 路床安定処理工	1	安定処理	施工厚さ 幅	施工後	40mに1回 又は施工面積1,000㎡ 毎に1回	代表箇所各1枚				

県 新基準 (H29)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目				摘要
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度	整理条件	
1 4 公園緑地編	1 基盤整備	3 敷地造成工	2 表土保全工	1	表土掘削	土質等の判断	掘削中	200m又は1施工箇所に1回 又は施工面積1,600㎡ 毎に1回	代表箇所各1枚	
						幅 深さ 法長	掘削後			
			3 整地工	1	公園整地	仕上げ状況 仕上げ厚さ	仕上げ時	100m又は1施工箇所に1回 又は施工面積1,000㎡ 毎に1回	代表箇所各1枚	
			4 掘削工	1 2 3	掘削(土砂) 掘削(軟岩) 掘削(硬岩)	土質等の判別	掘削中	地質が変わる毎に1回	代表箇所各1枚	
						法長	掘削後	200m又は1施工箇所に1回 又は施工面積1,600㎡ 毎に1回		
			5 盛土工	1 2 3 4	盛土(流用土) 盛土(発生土) 盛土(採取土) 盛土(購入土)	巻出し厚	巻出し時	200mに1回 又は施工面積1,600㎡ 毎に1回	代表箇所各1枚	
締固め状況	締固め時	転圧機械又は地質が変わる毎に1回								
幅 法長	施工後	200m又は1施工箇所に1回 又は施工面積1,600㎡ 毎に1回								
6 路床盛土工	1 2 3 4	路体(築堤)盛土 路床盛土	巻出し厚	巻出し時	200mに1回 又は施工面積1,600㎡ 毎に1回	代表箇所各1枚				
			締固め状況	締固め時	転圧機械又は地質が変わる毎に1回					
			法長 幅	施工後	200m又は1施工箇所に1回 又は施工面積1,600㎡ 毎に1回					
7 法面整形工	2	法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	仕上げ時	120m又は1施工箇所に1回 又は施工面積1,600㎡ 毎に1回	代表箇所各1枚				
8 路床安定処理工	1	安定処理	仕上げ状況 厚さ	仕上げ時	40mに1回 又は施工面積1,600㎡ 毎に1回	代表箇所各1枚				

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第14編 公園緑地編

県 現行基準 (H26)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度		
1 4 公園緑地編	1 基盤整備	3 敷地造成工	9 置換工	1	置換	置換厚さ 幅	施工後	40m又は1施工箇所に1回 又は施工面積1,000㎡ 毎に1回	代表箇所各1枚	
				10	サンドマット	施工厚さ 幅	施工後	40m又は1施工箇所に1回 又は施工面積1,000㎡ 毎に1回	代表箇所各1枚	
			11	1 2 3 バーチカルドレーン工	サンドレーン 袋詰式サンドレーン ペーパードレーン	打込長さ 施工状況	打込前後 施工中	200㎡又は1施工箇所に1回 又は施工面積1,000㎡ 毎に1回	代表箇所各1枚	
				杭径 位置・間隔	打込後	200㎡又は1施工箇所に1回 又は施工面積1,000㎡ 毎に1回				
				砂の投入量	打込前後	全数量				
		5 植栽基盤工	3 透水層工	1	開渠排水	高さ 幅	埋戻し前	120m又は1施工箇所に1回	不要	
				2	暗渠排水	高さ 幅 厚さ 長さ	埋戻し前	120m又は1施工箇所に1回	不要	
		4 土層改良工	1 2 3 4	1 2 3 4	普通耕 深耕 混層耕 心土破碎	幅 深さ 施工状況	施工前 施工後 施工中	耕耘タイプ 毎に1回 又は施工面積1,600㎡ 毎に1回	不要	
		5 土性改良工	1 2 3 4	1 2 3 4	土性改良 中和剤施用 除塩 施肥	幅 深さ 施工状況	施工前 施工後 施工中	施肥配合タイプ 毎に1回 又は施工面積1,600㎡ 毎に1回	不要	
6 表土盛土工	1 2 3 4	1 2 3 4	盛土（流用表土） 盛土（発生表土） 盛土（採取表土） 盛土（購入表土）	巻出し厚	巻出し時	200mに1回 又は施工面積1,600㎡ 毎に1回	不要			
								締固め度	締固め時	転圧機械が変わる毎に1回
				幅 法長	施工後	200m又は1施工箇所に1回 又は施工面積1,600㎡ 毎に1回				

県 新基準 (H29)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度		
1 4 公園緑地編	1 基盤整備	3 敷地造成工	9 置換工	1	置換	置換厚さ 幅	施工後	40m又は1施工箇所に1回 又は施工面積1,600㎡ 毎に1回	代表箇所各1枚	
				10	サンドマット	施工厚さ 幅	施工後	40m又は1施工箇所に1回 又は施工面積1,600㎡ 毎に1回	代表箇所各1枚	
			11	1 2 3 バーチカルドレーン工	サンドレーン 袋詰式サンドレーン ペーパードレーン	打込長さ 施工状況	打込前後 施工中	200㎡又は1施工箇所に1回 又は施工面積1,000㎡ 毎に1回	代表箇所各1枚	
				杭径 位置・間隔	打込後	200㎡又は1施工箇所に1回 又は施工面積1,000㎡ 毎に1回				
				砂の投入量	打込前後	全数量				
		5 植栽基盤工	3 透水層工	1	開渠排水	高さ 幅	埋戻し前	120m又は1施工箇所に1回	不要	
				2	暗渠排水	高さ 幅 厚さ 長さ	埋戻し前	120m又は1施工箇所に1回	不要	
		4 土層改良工	1 2 3 4	1 2 3 4	普通耕 深耕 混層耕 心土破碎	幅 深さ 施工状況	施工前 施工後 施工中	耕耘タイプ 毎に1回 又は施工面積1,600㎡ 毎に1回	不要	
		5 土性改良工	1 2 3 4	1 2 3 4	土性改良 中和剤施用 除塩 施肥	幅 深さ 施工状況	施工前 施工後 施工中	施肥配合タイプ 毎に1回 又は施工面積1,600㎡ 毎に1回	不要	
6 表土盛土工	1 2 3 4	1 2 3 4	表土盛土（流用表土） 表土盛土（発生表土） 表土盛土（採取表土） 表土盛土（購入表土）	巻出し厚	巻出し時	200mに1回 又は施工面積1,600㎡ 毎に1回	不要			
								締固め状況	締固め時	転圧機械が変わる毎に1回
				幅 法長	施工後	200m又は1施工箇所に1回 又は施工面積1,600㎡ 毎に1回				

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第14編 公園緑地編

県 現行基準 (H26)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目				摘要				
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度	整理条件					
						1	4	公園緑地編	1		5	植栽基盤工	7	人工地盤工
						7	人工地盤工	5	フィルター防根シート	高さ 幅 厚さ	埋戻し前	120m又は1施工箇所に1回	不要	
						8	人工地盤工	8	立排水浸透柵	厚さ 幅 高さ	型枠取外し後	1施工箇所に1回	不要	
						8	造形工	1	表面仕上げ築山	仕上げ状況	仕上げ時 施工中	100m又は1施工箇所に1回 又は施工面積1,000㎡ 毎に1回	100m又は1施工箇所に1回	
						6	法面工	3	法面ネット			第3編3-2-14-4法枠工に準ずる。		
						4	植生工	1	種子散布 植生シート	材料使用量	混合前	1工事につき1回	代表箇所各1枚	
						5		植生マット	土羽土の厚さ	施工中	200m又は1施工箇所に1回 又は施工面積1,600㎡ 毎に1回			
						6		公園種子帯	法長	施工後	200m又は1施工箇所に1回			
						7		公園張芝						
						8		公園筋芝						
						9		公園市松芝						
						10		人工張芝						
						11		植生穴						
						2	3	客土吹付 植生基材吹付	清掃状況	清掃後	200m又は1施工箇所に1回 又は施工面積1,600㎡ 毎に1回	代表箇所各1枚		
								ラス鉄鋼の重ね合せ寸法	吹付前	200m又は1施工箇所に1回				
								厚さ(検測孔)	吹付後	200m又は1施工箇所に1回				
								法長	施工後	200m又は1施工箇所に1回				
								材料使用量	混合前	1工事に1回				
						5	4	現場打法枠 吹付枠			第3編2-14-4-1法枠工(現場打法枠工)(現場吹付法枠工)に準ずる。			
						2	3	プレキャスト法枠 金属製法枠			第3編2-14-4-2法枠工(プレキャスト法枠工)に準ずる。			

県 新基準 (H29)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目				摘要				
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度	整理条件					
						1	4	公園緑地編	1		5	植栽基盤工	7	人工地盤工
						7	人工地盤工	5	フィルター防根シート	高さ 幅 厚さ	埋戻し前	120m又は1施工箇所に1回	不要	
						8	人工地盤工	8	立排水浸透柵	厚さ 幅 高さ	型枠取外し後	1施工箇所に1回	不要	
						8	造形工	1	表面仕上げ築山	仕上げ状況	仕上げ時 施工中	100m又は1施工箇所に1回 又は施工面積1,000㎡ 毎に1回	100m又は1施工箇所に1回	
						6	法面工	3	法面ネット			第3編3-2-14-4法枠工(プレキャスト法枠工)に準ずる。		
						4	植生工	1	種子散布 植生シート	材料使用量	混合前	1工事につき1回	代表箇所各1枚	
						5		植生マット	土羽土の厚さ	施工中	200m又は1施工箇所に1回 又は施工面積1,600㎡ 毎に1回			
						6		公園種子帯	法長	施工後	200m又は1施工箇所に1回			
						7		公園張芝						
						8		公園筋芝						
						9		公園市松芝						
						10		人工張芝						
						11		植生穴						
						2	3	客土吹付 植生基材吹付	清掃状況	清掃後	200m又は1施工箇所に1回 又は施工面積1,600㎡ 毎に1回	代表箇所各1枚		
								ラス鉄鋼の重ね合せ寸法	吹付前	200m又は1施工箇所に1回				
								厚さ(検測孔)	吹付後	200m又は1施工箇所に1回				
								法長	施工後	200m又は1施工箇所に1回				
								材料使用量	混合前	1工事に1回				
						5	4	現場打法枠 吹付枠			第3編2-14-4-1法枠工(現場打法枠工)(現場吹付法枠工)に準ずる。			
						2	3	プレキャスト法枠 金属製法枠			第3編2-14-4-2法枠工(プレキャスト法枠工)に準ずる。			

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第14編 公園緑地編

県 現行基準 (H26)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要			
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度				
1 4 公園緑地編	1 基盤整備	6 法面工	6 編柵工	1	編柵	高さ	施工後	100m又は1施工箇所に1回	代表箇所各1枚			
				7 かご工	1	じゃかご			第3編2-3-27-1羽口工(じゃかご)に準ずる。			
					2	ふとんかご			第3編2-3-27-1羽口工(ふとんかご、かご枠)に準ずる。			
		7 軽量盛土工	2 軽量盛土工	1	軽量盛土			第1編2-4-3路体盛土工に準ずる。				
				2	コンクリート床版							
				3	基礎コンクリート							
				4	壁体							
	5			裏込砕石								
	8 擁壁工	4 場所打擁壁工 (構造物単位)・場所打擁壁工	1	小型擁壁			第3編2-15-1場所打擁壁工に準ずる。					
			2	重力式擁壁								
			3	もたれ式擁壁								
			4	逆T型擁壁								
			5	L型擁壁								
			6	鉄筋								
7			裏込砕石									
8	止水板											
13	コンクリート											
14	型枠											
15	足場											
16	目地板											
17	水抜パイプ											
18	吸出し防止材											
9	基礎材					第3編2-4-1一般事項(砕石基礎工)(均しコンクリート)に準ずる。						
11	均しコンクリート											
10	公園基礎材	幅	施工後	40m又は1施工箇所に1回	又は施工面積1,000㎡毎に1回	不要						
12	公園均しコンクリート	厚さ										
7	擁壁高さ調整	施工状況	施工前 施工後	1施工箇所に1回		適宜						
5 プレキャスト擁壁工	1 プレキャスト型擁壁	1	プレキャスト型擁壁			第3編3-2-15-27'プレキャスト擁壁工に準ずる。						
		2	プレキャスト逆T型擁壁									
		3	側溝付プレキャスト擁壁									
6 補強土壁工	1 補強土壁基礎	1	補強土壁基礎			第1編1-2-3-4盛土補強工に準ずる。						
		2	帯鋼補強土壁・アンカー補強土壁									
		3	プレキャスト補強土壁									

県 新基準 (H29)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要			
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度				
1 4 公園緑地編	1 基盤整備	6 法面工	6 編柵工	1	編柵	高さ	施工後	100m又は1施工箇所に1回	代表箇所各1枚			
				7 かご工	1	じゃかご			第3編2-3-27-1羽口工(じゃかご)に準ずる。			
					2	ふとんかご			第3編2-3-27-1羽口工(ふとんかご、かご枠)に準ずる。			
		7 軽量盛土工	2 軽量盛土工	1	軽量盛土			第1編2-4-3路体盛土工に準ずる。				
				2	コンクリート床版							
				3	基礎コンクリート							
				4	壁体							
	5			裏込砕石								
	8 擁壁工	4 場所打擁壁工 (構造物単位)・場所打擁壁工	1	小型擁壁			第3編2-15-1場所打擁壁工に準ずる。					
			2	重力式擁壁								
			3	もたれ式擁壁								
			4	逆T型擁壁								
			5	L型擁壁								
			6	鉄筋								
7			裏込砕石									
8	止水板											
13	コンクリート											
14	型枠											
15	足場											
16	目地板											
17	水抜パイプ											
18	吸出し防止材											
9	基礎材					第3編2-4-1一般事項(砕石基礎工)(均しコンクリート)に準ずる。						
11	均しコンクリート											
10	公園基礎材	幅	施工後	40m又は1施工箇所に1回	又は施工面積1,000㎡毎に1回	不要						
12	公園均しコンクリート	厚さ										
7	擁壁高さ調整	施工状況	施工前 施工後	1施工箇所に1回		適宜						
5 プレキャスト擁壁工	1 プレキャスト型擁壁	1	プレキャスト型擁壁			第3編3-2-15-27'プレキャスト擁壁工に準ずる。						
		2	プレキャスト逆T型擁壁									
		3	側溝付プレキャスト擁壁									
6 補強土壁工	1 補強土壁基礎	1	補強土壁基礎			第1編1-2-3-4盛土補強工に準ずる。						
		2	帯鋼補強土壁・アンカー補強土壁									
		3	プレキャスト補強土壁									

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第14編 公園緑地編

県 現行基準 (H26)											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要		
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度		整理条件	
1 4 公園 緑地 編	1 基盤 整備	8 擁壁 工	7 コン クリ ート ブ ロック 工	1	コンクリートブロック基礎			第3編3-2-5-3コンクリートブロック工、第3編2-5-4緑化ブロック工に準ずる。			
				2	コンクリートブロック積						
				3	間知ブロック張						
				4	平ブロック張						
				5	連節ブロック張						
				6	緑化ブロック積						
				7	ブロック植栽						
				8	天端コンクリート						
				9	小口止コンクリート						
				10							
			8 石積 工	1	崩れ積	胸込裏込厚	施工中	120m又は1施工箇所に1回	代表箇所各1枚		
						法長又は高さ	施工後				
				2	面積						
				3	玉石積						
				4	小端積						
				5	こぶだし石積						
				6	切石積						
				7	間知石積						
				8	雑割石積						
				9	雑石積						
10	割石積										
11	雑割石張り										
12	雑石張り										
1	石積高さ調整	施工状況	施工前 施工後	1施工箇所に1回	適宜						
3											
			9 土留 め工	1	土留め	基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	100m又は1施工箇所に1回	適宜		
						高さ 延長	施工後	100m又は1施工箇所に1回	代表箇所各1枚		
			9 公園 カル バート 工	4	函渠						
				1	鉄筋						
				2	コンクリート						
				7	型枠						
				足場							
				7	支保						
				8	目地板						
				9	止水板						
				9	水抜きパイプ						
				10							

県 新基準 (H29)											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要		
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度		整理条件	
1 4 公園 緑地 編	1 基盤 整備	8 擁壁 工	7 コン クリ ート ブ ロック 工	1	コンクリートブロック基礎			第3編3-2-5-3コンクリートブロック工、第3編2-5-4緑化ブロック工に準ずる。			
				2	コンクリートブロック積						
				3	間知ブロック張						
				4	平ブロック張						
				5	連節ブロック張						
				6	緑化ブロック積						
				7	ブロック植栽						
				8	天端コンクリート						
				9	小口止コンクリート						
				10							
			8 石積 工	1	崩れ積	胸込裏込厚	施工中	120m又は1施工箇所に1回	代表箇所各1枚		
						法長又は高さ	施工後				
				2	面積						
				3	玉石積						
				4	小端積						
				5	こぶだし石積						
				6	切石積						
				7	間知石積						
				8	雑割石積						
				9	雑石積						
10	割石積										
11	雑割石張り										
12	雑石張り										
1	石積高さ調整	施工状況	施工前 施工後	1施工箇所に1回	適宜						
3											
			9 土留 め工	1	土留め	基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	100m又は1施工箇所に1回	適宜		
						高さ 延長	施工後	100m又は1施工箇所に1回	代表箇所各1枚		
			9 公園 カル バート 工	4	函渠						
				1	鉄筋						
				2	コンクリート						
				7	型枠						
				足場							
				7	支保						
				8	目地板						
				9	止水板						
				9	水抜きパイプ						
				10							

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第14編 公園緑地編

県 現行基準 (H26)

編	章	節	条	枝番	工	写真管理項目			摘要																																					
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度																																						
14	公園緑地編	1	9	5	プレキャストボックス			第3編3-2-3-30プレキャストカルバート工に準ずる。																																						
						10	3	1	遊具移設	設置高さ	施工後	1回/1基	適宜																																	
									基礎高基礎幅根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所に1回(施工前は必要に応じて)																																			
							2	3	1	小工作物移設	基礎高基礎幅根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所に1回(施工前は必要に応じて)	適宜																																
	景石移設	施工状況	施工前 施工後	5箇所に1回(施工前は必要に応じて)																																										
	2	植栽	3	3	高木植栽 高木植栽 (支柱有・幹巻有) 高木植栽 (支柱有・幹巻無)	①植穴	径 深さ	施工後	樹種別、規格別に1回	適宜																																				
						②樹木	施工状況	施工後	樹種別、規格別に1回	適宜																																				
						③支柱	施工状況	施工後	樹種別、規格別に1回	適宜																																				
			6	1	地	被	類	植	栽	施工状況	施工後	樹種別、規格別に1回	適宜																																	
														7	1	草	花	種	子	散	布	材	使用	量	混	合	前	種	子	別	又	は	1	工	事	に	つ	き	1	回	代	表	箇	所	各	1
厚																																														
8	1	播	種	①種子	播	種	状	況	施	工	中	種	子	別	1	回	適	宜																												
																			②肥料	施	工	中	種	子	別	1	回																			
					③養生材	施	工	中	搬	入	時	種	子	別	1	回																														

県 新基準 (H29)

編	章	節	条	枝番	工	写真管理項目			摘要																																					
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度																																						
14	公園緑地編	1	9	5	プレキャストボックス			第3編3-2-3-30プレキャストカルバート工に準ずる。																																						
						10	3	1	遊具移設	設置高さ	施工後	1回/1基	適宜																																	
									基礎高基礎幅根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所に1回(施工前は必要に応じて)																																			
							2	3	1	小工作物移設	基礎高基礎幅根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所に1回(施工前は必要に応じて)	適宜																																
	景石移設	施工状況	施工前 施工後	5箇所に1回(施工前は必要に応じて)																																										
	2	植栽	3	3	高木植栽 高木植栽 (支柱有・幹巻有) 高木植栽 (支柱有・幹巻無)	①植穴	径 深さ	施工後	樹種別、規格別に1回	適宜																																				
						②樹木	施工状況	施工後	樹種別、規格別に1回	適宜																																				
						③支柱	施工状況	施工後	樹種別、規格別に1回	適宜																																				
			6	1	地	被	類	植	栽	施工状況	施工後	樹種別、規格別に1回	適宜																																	
														7	1	草	花	種	子	散	布	材	使用	量	混	合	前	種	子	別	又	は	1	工	事	に	つ	き	1	回	代	表	箇	所	各	1
厚																																														
8	1	播	種	①種子	播	種	状	況	施	工	中	種	子	別	1	回	適	宜																												
																			②肥料	施	工	中	種	子	別	1	回																			
					③養生材	施	工	中	搬	入	時	種	子	別	1	回																														

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第14編 公園緑地編

県 現行基準 (H26)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目				摘要			
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度	整理条件				
1 4 公園緑地編	2 植栽	3 植栽工	9 花壇植栽工	1	花壇植栽	施工状況	施工後	花壇植物別1回	適宜				
					1 0 樹木養生工	1	防風ネット	支柱の高さ延長	施工後	120m又は1施工箇所に1回	代表箇所各1枚		
						2	寒冷紗巻き	施工状況	施工後	樹種別1回	適宜		
						3	植穴透水層	厚さ幅長さ	施工後	樹種別1回	適宜		
						4	空気管	施工状況	施工後	樹種別1回	適宜		
					8	養生柵	基礎高基礎幅根入れ長さ延長	施工前 施工後	100m又は1施工箇所に1回	適宜			
								高さ延長	施工後	100m又は1施工箇所に1回	代表箇所各1枚		
					9	支柱設置	施工状況	施工後	樹種別、	適宜			
					1 1 樹名板工	1	埋込型樹名板	基礎高基礎幅	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所に1回 (施工前は必要に応じて)	適宜		
			2	幹巻型樹名板		施工状況	施工後	樹種別1回	適宜				
			1 2 根囲い保護工	1	根囲い保護	基礎高基礎幅根入れ長さ	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所に1回 (施工前は必要に応じて)	適宜				
			1 4 壁面緑化施設工	1	2 3	壁面緑化フェンス 壁面緑化パネル 登はん補助資材	施工状況	施工中 施工後	1施工箇所(タイプ毎)に1回	適宜			
			4 移植工	3 根回し工	1	高中木根回し	根回し状況	施工後	樹種別、規格別に1回	適宜			
						4 高木移植工	1	高木移植	①樹木	施工状況	施工後	樹種別、規格別に1回	適宜
									②支柱	施工状況	施工後	樹種別、規格別に1回	適宜

県 新基準 (H29)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目				摘要			
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度	整理条件				
1 4 公園緑地編	2 植栽	3 植栽工	9 花壇植栽工	1	花壇植栽	施工状況	施工後	花壇植物別1回	適宜				
					1 0 樹木養生工	1	防風ネット	支柱の高さ延長	施工後	120m又は1施工箇所に1回	代表箇所各1枚		
						2	寒冷紗巻き	施工状況	施工後	樹種別1回	適宜		
						3	植穴透水層	厚さ幅長さ	施工後	樹種別1回	適宜		
						4	空気管	施工状況	施工後	樹種別1回	適宜		
					8	養生柵	基礎高基礎幅根入れ長さ延長	施工前 施工後	100m又は1施工箇所に1回	適宜			
								高さ延長	施工前 施工後	100m又は1施工箇所に1回	代表箇所各1枚		
					9	支柱設置	施工状況	施工後	樹種別、	適宜			
					1 1 樹名板工	1	埋込型樹名板	基礎高基礎幅	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所に1回 (施工前は必要に応じて)	適宜		
			2	幹巻型樹名板		施工状況	施工後	樹種別1回	適宜				
			1 2 根囲い保護工	1	根囲い保護	基礎高基礎幅根入れ長さ	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所に1回 (施工前は必要に応じて)	適宜				
			1 4 壁面緑化施設工	1	2 3	壁面緑化フェンス 壁面緑化パネル 登はん補助資材	施工状況	施工中 施工後	1施工箇所(タイプ毎)に1回	適宜			
			4 移植工	3 根回し工	1	高中木根回し	根回し状況	施工後	樹種別、規格別に1回	適宜			
						4 高木移植工	1	高木移植	①樹木	施工状況	施工後	樹種別、規格別に1回	適宜
									②支柱	施工状況	施工後	樹種別、規格別に1回	適宜

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第14編 公園緑地編

県 現行基準 (H26)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目				摘要	
						撮影項目		撮影時期	撮影頻度		整理条件
1 4 公園緑地編	2 植栽	4 移植工	5 根株移植工	1	根株移植 根株運搬 特殊機械掘取 特殊機械運搬	施工状況	施工後	樹種別、規格別に1回	適宜		
				2							
				3							
				4							
		6 中低木移植工	1	中低木移植	①樹木 施工状況	施工後	樹種別、規格別に1回	適宜			
				②支柱 施工状況	施工後	樹種別、規格別に1回	適宜				
		7 地被類移植工	1	地被類移植 地被類運搬	施工状況	施工後	樹種別、規格別に1回	適宜			
	5 樹木整姿工	3 高中木整姿工	1	基本剪定 軽剪定 機械剪定	施工状況	施工後	樹種別、規格別に1回	適宜			
			2								
			3								
		4 低木整姿工	1	手刈 機械刈	施工状況	施工後	樹種別、規格別に1回	適宜			
		5 樹勢回復工	1	樹勢回復	施工状況	施工後	樹種別、規格別に1回	適宜			
	2	樹木修復	施工状況	施工後	修復方法別1回	適宜					
3 施設整備	3 給水設備工	3 水栓類取付工	1	メーターボックス 止水栓ボックス 止水栓ボックス 不凍水栓 ボックス類高さ調整	据付状況	施工後	5箇所に1回	不要			
			2								
			3								
			4								
			5								
		6 散水施設工	2	ミスト	施工状況	施工後	100m又は1施工箇所に1回	不要			
	3	ドリップパイプ	高さ 据付状況	埋戻し前	100m又は1施工箇所に1回	不要					
	4	散水栓 散水栓ボックス	据付状況	施工後	5箇所に1回	不要					
	5	散水栓高さ調整	施工状況	施工前 施工後	1施工箇所に1回	適宜					

県 新基準 (H29)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目				摘要	
						撮影項目		撮影時期	撮影頻度		整理条件
1 4 公園緑地編	2 植栽	4 移植工	5 根株移植工	1	根株移植 根株運搬 特殊機械掘取 特殊機械運搬	施工状況	施工後	樹種別、規格別に1回	適宜		
				2							
				3							
				4							
		6 中低木移植工	1	中低木移植	①樹木 施工状況	施工後	樹種別、規格別に1回	適宜			
				②支柱 施工状況	施工後	樹種別、規格別に1回	適宜				
		7 地被類移植工	1	地被類移植 地被類運搬	施工状況	施工後	樹種別、規格別に1回	適宜			
	5 樹木整姿工	3 高中木整姿工	1	基本剪定 軽剪定 機械剪定	施工状況	施工後	樹種別、規格別に1回	適宜			
			2								
			3								
		4 低木整姿工	1	手刈 機械刈	施工状況	施工後	樹種別、規格別に1回	適宜			
		5 樹勢回復工	1	樹勢回復	施工状況	施工後	樹種別、規格別に1回	適宜			
	2	樹木修復	施工状況	施工後	修復方法別1回	適宜					
3 施設整備	3 給水設備工	3 水栓類取付工	1	メーターボックス 止水栓ボックス 止水栓ボックス 不凍水栓 ボックス類高さ調整	据付状況	施工後	5箇所に1回	不要			
			2								
			3								
			4								
			5								
		6 散水施設工	2	ミスト	施工状況	施工後	100m又は1施工箇所に1回	不要			
	3	ドリップパイプ	高さ 据付状況	埋戻し前	100m又は1施工箇所に1回	不要					
	4	散水栓 散水栓ボックス	据付状況	施工後	5箇所に1回	不要					
	5	散水栓高さ調整	施工状況	施工前 施工後	1施工箇所に1回	適宜					

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第14編 公園緑地編

県 現行基準 (H26)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要		
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度			
1 4 公園 緑地 編	3 施設 整備	4 雨水 排水 設備 工	8 集水 樹・マ ンホ ール 工	1	街渠樹 集水樹 浸透樹			第3編2-3-30集水樹工 に準ずる。			
				2	プレキャスト街渠樹						
				3	プレキャスト集水樹						
				4	塩化ビニル製樹 マンホール						
				5	プレキャストマンホール						
				6	公園マンホール						
				7	浸透マンホール						
				8							
				9							
				10							
			1	樹高さ調整 マンホール高さ調整	施工状況	施工前 施工後	1 施工箇所に1回	適宜			
			1 2								
9 地下 排水 工	1	2	3	1	透水コンクリート管 化学繊維管			第3編2-3-29-3暗渠工 に準ずる。			
				2	地下排水						
				3							
1 0 公園 水路 工	1	2		1	現場打水路 プレキャスト水路工			第3編2-3-29-2場所打 水路工に準ずる。			
				2							
6 電気 設備 工	3 照明 設備 工	1	2	1	ハンドホール			第10編2-12-5-2ケー ブル配管工（ハンドホ ール）に準ずる。			
				2	ハンドホール高さ調 整	施工状況	施工前 施工後	1 施工箇所に1回	適宜		
				3	引込柱 分電盤	基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所に 1回（施工前は必要に 応じて）	適宜		
				4							
				5	分電盤高さ調整	施工状況	施工前 施工後	1 施工箇所に1回	適宜		
				6	照明灯基礎	基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所に 1回（施工前は必要に 応じて）	適宜		

県 新基準 (H29)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要		
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度			
1 4 公園 緑地 編	3 施設 整備	4 雨水 排水 設備 工	8 集水 樹・マ ンホ ール 工	1	街渠樹 集水樹 浸透樹			第3編2-3-30集水樹工 に準ずる。			
				2	プレキャスト街渠樹						
				3	プレキャスト集水樹						
				4	塩化ビニル製樹 マンホール						
				5	プレキャストマンホール						
				6	公園マンホール						
				7	浸透マンホール						
				8							
				9							
				10							
			1	樹高さ調整 マンホール高さ調整	施工状況	施工前 施工後	1 施工箇所に1回	適宜			
			1 2								
9 地下 排水 工	1	2	3	1	透水コンクリート管 化学繊維管			第3編2-3-29-3暗渠工 に準ずる。			
				2	地下排水						
				3							
1 0 公園 水路 工	1	2		1	現場打水路 プレキャスト水路工			第3編2-3-29-2場所打 水路工に準ずる。			
				2							
6 電気 設備 工	3 照明 設備 工	1	2	1	ハンドホール			第10編2-12-5-2ケー ブル配管工（ハンドホ ール）に準ずる。			
				2	ハンドホール高さ調 整	施工状況	施工前 施工後	1 施工箇所に1回	適宜		
				3	引込柱 分電盤	基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所に 1回（施工前は必要に 応じて）	適宜		
				4							
				5	分電盤高さ調整	施工状況	施工前 施工後	1 施工箇所に1回	適宜		
				6	照明灯基礎	基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所に 1回（施工前は必要に 応じて）	適宜		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第14編 公園緑地編

県 現行基準 (H26)											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要		
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度		整理条件	
1 4 公園緑地編	3 施設整備	6 電気設備工	4	4	スピーカー柱基礎	基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所に 1回(施工前には必要に 応じて)	適宜		
			5	3	監視カメラ基礎	基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所に 1回(施工前には必要に 応じて)	適宜		
			6	1	電気設備修繕	施工状況	施工前 施工中 施工後	1施工箇所 (修繕内容毎)に1回	適宜		
		8	1 2 4	電線管 電線 埋設シート	高さ 据付状況	埋戻し前	120m又は1施工箇所に 1回	不要			
		7 園路広場整備工	5 アスファルト舗装工	1	1 2	下層路盤 上層路盤	敷均し厚 転圧状況	施工中	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回	代表箇所各1枚	
						修正状況	修正後	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回			
				厚さ	修正後	各層毎200mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回					
			幅	修正後	各層毎80mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回						
		5	4	基層	修正状況	修正後	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回	代表箇所各1枚			
			タックコート プライムコート	散布時	各層毎に1回						
		幅	修正後	各層毎80mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回							

県 新基準 (H29)											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要		
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度		整理条件	
1 4 公園緑地編	3 施設整備	6 電気設備工	4	4	スピーカー柱基礎	基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所に 1回(施工前には必要に 応じて)	適宜		
			5	3	監視カメラ柱基礎	基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所に 1回(施工前には必要に 応じて)	適宜		
			6	1	電気設備修繕	施工状況	施工前 施工中 施工後	1施工箇所 (修繕内容毎)に1回	適宜		
		8	1 2 4	電線管 電線 埋設シート	高さ 据付状況	埋戻し前	120m又は1施工箇所に 1回	不要			
		7 園路広場整備工	5 アスファルト舗装工	1	1 2	下層路盤 上層路盤	敷均し厚 転圧状況	施工中	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回	代表箇所各1枚	
						修正状況	修正後	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回			
				厚さ	修正後	各層毎200mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回					
			幅	修正後	各層毎80mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回						
		5	4	基層	修正状況	修正後	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回	代表箇所各1枚			
			タックコート プライムコート	散布時	各層毎に1回						
		幅	修正後	各層毎80mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回							

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第14編 公園緑地編

県 現行基準 (H26)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度		
						整理条件				
1 4 公園緑地編	3 施設整備	7 園路広場整備工	5 アスファルト舗装工	6	表層	整正状況	施工後	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回	代表箇所各1枚	
						タックコート プライムコート	散布時	各層毎に1回		
						平坦性	実施中	1工事1回		
			6 排水性舗装工	1 2	下層路盤 上層路盤	敷均し厚 転圧状況	施工中	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回	代表箇所各1枚	
						整正状況	整正後	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回		
						厚さ	整正後	各層毎200mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回		
						幅	整正後	各層毎80mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回		
			6 排水性舗装工	3	基層	整正状況	整正後	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回	代表箇所各1枚	
						タックコート プライムコート	散布時	各層毎に1回		
						幅	整正後	各層毎80mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回		
			6 排水性舗装工	5	表層	整正状況	整正後	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回	代表箇所各1枚	
						タックコート プライムコート	散布時	各層毎に1回		
平坦性	実施中	1工事1回								
7 透水性舗装工	2	路盤	敷均し厚 転圧状況	施工中	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回	代表箇所各1枚				
			整正状況	整正後	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回					
			厚さ	整正後	各層毎200mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回					
			幅	整正後	各層毎80mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回					
7 透水性舗装工	3	表層	整正状況	整正後	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回	代表箇所各1枚				
			タックコート プライムコート	散布時	各層毎に1回					
			平坦性	実施中	1工事1回					

県 新基準 (H29)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度		
						整理条件				
1 4 公園緑地編	3 施設整備	7 園路広場整備工	5 アスファルト舗装工	6	表層	整正状況	施工後	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回	代表箇所各1枚	
						タックコート プライムコート	散布時	各層毎に1回		
						平坦性	実施中	1工事1回		
			6 排水性舗装工	1 2	下層路盤 上層路盤	敷均し厚 転圧状況	施工中	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回	代表箇所各1枚	
						整正状況	整正後	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回		
						厚さ	整正後	各層毎200mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回		
						幅	整正後	各層毎80mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回		
			6 排水性舗装工	3	基層	整正状況	整正後	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回	代表箇所各1枚	
						タックコート プライムコート	散布時	各層毎に1回		
						幅	整正後	各層毎80mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回		
			6 排水性舗装工	5	表層	整正状況	整正後	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回	代表箇所各1枚	
						タックコート プライムコート	散布時	各層毎に1回		
平坦性	実施中	1工事1回								
7 透水性舗装工	2	路盤	敷均し厚 転圧状況	施工中	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回	代表箇所各1枚				
			整正状況	整正後	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回					
			厚さ	整正後	各層毎200mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回					
			幅	整正後	各層毎80mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回					
7 透水性舗装工	3	表層	整正状況	整正後	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回	代表箇所各1枚				
			タックコート プライムコート	散布時	各層毎に1回					
			幅	整正後	各層毎80mに1回又は 施工面積1,000㎡に1 回					

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第14編 公園緑地編

県 現行基準 (H26)													
編	章	節	条	枝番	工	写真管理項目			整理条件	摘要			
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度					
1 4 公園緑地編	3 施設整備	7 園路広場整備工	8 アスファルト系舗装工	1 2 3 4	公園アスファルト舗装 公園アスファルト薄層 カー舗装 透水性アスファルト舗装 脱色アスファルト舗装	路盤工	敷均し	施工中	各層毎400mに1回 又は施工面積500㎡に1回	代表箇所各1枚			
							厚転圧状況						
							整正状況	整正後	各層毎400mに1回 又は施工面積500㎡に1回				
							厚さ	整正後	各層毎200mに1回 又は施工面積500㎡に1回				
							幅	整正後	各層毎80mに1回 又は施工面積500㎡に1回				
						表層工	整正(敷設)状況	施工後	各層毎200mに1回 又は施工面積500㎡に1回				
						タックコート プライマー	散布時	各層毎に1回					
						1 4 石材系舗装工	11	飛石	碎石基礎 厚さ	施工後		1施工箇所に1回	不要
						1 6 園路緑石工	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	コンクリート緑石 現場打緑石 駒止めブロック 舗装止め 擬石緑石 レンガ緑石 木縁石 見切材(仕切材) 石材緑石 縁石高さ調整				第3編3-2-3-5緑石工 (緑石・アスファルト)に準ずる。	
						1 7 区画線工	1 2 3	溶融式区画線 ペイント式区画線 区画線消去				第3編3-2-3-9区画線工に準ずる。	
1 8 階段工	1 2 3 4 5	コンクリート階段 コンクリートブロック階段 丸太階段 擬木階段 石材階段	幅 高さ 長さ 段数	施工後	1施工箇所に1回	代表箇所各1枚							
1 8 階段工	6	階段高さ調整	施工状況	施工前 施工後	1施工箇所に1回	適宜							

県 新基準 (H29)													
編	章	節	条	枝番	工	写真管理項目			整理条件	摘要			
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度					
1 4 公園緑地編	3 施設整備	7 園路広場整備工	8 アスファルト系舗装工	1 2 3 4	公園アスファルト舗装 公園アスファルト薄層 カー舗装 透水性アスファルト舗装 脱色アスファルト舗装	路盤工	敷均し	施工中	各層毎400mに1回 又は施工面積500㎡に1回	代表箇所各1枚			
							厚転圧状況						
							整正状況	整正後	各層毎400mに1回 又は施工面積500㎡に1回				
							厚さ	整正後	各層毎200mに1回 又は施工面積500㎡に1回				
							幅	整正後	各層毎80mに1回 又は施工面積500㎡に1回				
						表層工	整正(敷設)状況	施工後	各層毎200mに1回 又は施工面積500㎡に1回				
						タックコート プライマー	散布時	各層毎に1回					
						1 4 石材系舗装工	11	飛石	碎石基礎 厚さ	施工後		1施工箇所に1回	不要
						1 6 園路緑石工	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	コンクリート緑石 現場打緑石 駒止めブロック 舗装止め 擬石緑石 レンガ緑石 木縁石 見切材(仕切材) 石材緑石 縁石高さ調整				第3編3-2-3-5緑石工 (緑石・アスファルト)に準ずる。	
						1 7 区画線工	1 2 3	溶融式区画線 ペイント式区画線 区画線消去				第3編3-2-3-9区画線工に準ずる。	
1 8 階段工	1 2 3 4 5	コンクリート階段 コンクリートブロック階段 丸太階段 擬木階段 石材階段	幅 高さ 長さ 段数	施工後	1施工箇所に1回	代表箇所各1枚							
1 8 階段工	6	階段高さ調整	施工状況	施工前 施工後	1施工箇所に1回	適宜							

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第14編 公園緑地編

県 現行基準 (H26)											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要		
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度		整理条件	
1 4 公園緑地編	3 施設整備	7 園路広場整備工	1 9 公園橋工	1 4 6 2 3 5 7 8	公園橋橋台 石橋橋台 木橋橋台	幅厚さ	形枠取外後	全数量	代表箇所各1枚		
						高さ					
						高さ	施工後	1施工箇所に1回	代表箇所各1枚		
				2 0 デッキ工	1 2	デッキ基礎 デッキ設置	基礎高	施工前	基礎タイプ毎5箇所に1回(施工前は必要に応じて)	代表箇所各1枚	
							基礎幅 根入れ長	施工後			
				2 3 植樹ブロック工	1	植樹ブロック			第3編3-2-3-5緑石工(緑石・7スカフ)に準ずる。		
				8 修景施設整備工	3 石組工	1 2	石組 景石	施工状況	施工後	1施工箇所に1回	適宜
			4 添景物工		1 2 3 4 5	つくばい 井筒 灯籠 石塔 擬岩造形	施工状況	施工後	5箇所に1回	適宜	
			5 袖垣・垣根工	1 2	袖垣 垣根	高さ 延長	施工後	120m又は1施工箇所に1回	代表箇所各1枚		
7 トレリス工	1 2	トレリス 緑化フェンス	基礎高	施工前	基礎タイプ毎5箇所に1回(施工前は必要に応じて)	適宜					
			基礎幅 根入れ長	施工後							
			高さ 延長	施工後	100m又は1施工箇所に1回	代表箇所各1枚					

県 新基準 (H29)											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要		
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度		整理条件	
1 4 公園緑地編	3 施設整備	7 園路広場整備工	1 9 公園橋工	1 4 6 2 3 5 7 8	公園橋橋台 石橋橋台 木橋橋台	幅厚さ	形枠取外後	全数量	代表箇所各1枚		
						高さ					
						高さ	施工後	1施工箇所に1回	代表箇所各1枚		
				2 0 デッキ工	1 2	デッキ基礎 デッキ設置	基礎高	施工前	基礎タイプ毎5箇所に1回(施工前は必要に応じて)	代表箇所各1枚	
							基礎幅 根入れ長	施工後			
				2 3 植樹ブロック工	1	植樹ブロック			第3編3-2-3-5緑石工(緑石・7スカフ)に準ずる。		
				8 修景施設整備工	3 石組工	1 2	石組 景石	施工状況	施工後	1施工箇所に1回	適宜
			4 添景物工		1 2 3 4 5	つくばい 井筒 灯籠 石塔 擬岩造形	施工状況	施工後	5箇所に1回	適宜	
			5 袖垣・垣根工	1 2	袖垣 垣根	高さ 延長	施工後	120m又は1施工箇所に1回	代表箇所各1枚		
7 トレリス工	1 2	トレリス 緑化フェンス	基礎高	施工前	基礎タイプ毎5箇所に1回(施工前は必要に応じて)	適宜					
			基礎幅 根入れ長	施工後							
			高さ 延長	施工後	100m又は1施工箇所に1回	代表箇所各1枚					

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第14編 公園緑地編

県 現行基準 (H26)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要		
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度			
						整理条件					
1 4 公園緑地編	3 施設整備	8 修景施設整備工	9 小規模水景施設	1	流れ	厚さ 幅 高さ 施工状況	施工前 施工後	1 施工箇所に1回	代表箇所各1枚		
				2	滝	厚さ 幅 高さ 施工状況	施工前 施工後	1 施工箇所に1回	代表箇所各1枚		
				3	池	厚さ 幅 高さ 施工状況	施工前 施工後	1 施工箇所に1回	代表箇所各1枚		
			9 小規模水景施設	4	州浜	厚さ 幅 高さ 施工状況	施工前 施工後	1 施工箇所に1回	代表箇所各1枚		
				5	壁泉	厚さ 幅 高さ 施工状況	施工前 施工後	1 施工箇所に1回	代表箇所各1枚		
				6	カスケード	厚さ 幅 高さ 施工状況	施工前 施工後	1 施工箇所に1回	代表箇所各1枚		
				7	カナル	厚さ 幅 高さ 施工状況	施工前 施工後	1 施工箇所に1回	代表箇所各1枚		
			10 修景施設修繕工	1	修景施設修繕	施工状況	施工前 施工中 施工後	1 施工箇所 (修繕内容毎)に1回	適宜		
		9 遊戯施設整備工	3 遊具組立設置工	1 遊具組立設置工	1	ブランコ	設置高さ	施工後	1回/1基		
					2	ジャングルジム	基礎高	施工前	基礎タイプ毎5箇所に 1回(施工前は必要に 応じて)		
					3	滑台	基礎幅	施工後			
					4	シーソー	根入れ長				
					5	鉄棒					
					6	ラダー					
7	はん登棒										
8	スプリング遊具										
9	複合遊具										
10	アスレチック遊具										
11	健康遊具施設										
4 小規模現場打遊具工	2 現場打遊具	1	砂場	厚さ 幅 高さ 施工状況	施工前 施工後	1 施工箇所に1回	代表箇所各1枚				
		2	現場打遊具	厚さ 幅 高さ 施工状況	施工前 施工後	1 施工箇所に1回	代表箇所各1枚				
		3	徒渉池	厚さ 幅 高さ	施工前 施工後	1 施工箇所に1回	代表箇所各1枚				

県 新基準 (H29)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要		
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度			
						整理条件					
1 4 公園緑地編	3 施設整備	8 修景施設整備工	9 小規模水景施設	1	流れ	厚さ 幅 高さ 施工状況	施工前 施工後	1 施工箇所に1回	代表箇所各1枚		
				2	滝	厚さ 幅 高さ 施工状況	施工前 施工後	1 施工箇所に1回	代表箇所各1枚		
				3	池	厚さ 幅 高さ 施工状況	施工前 施工後	1 施工箇所に1回	代表箇所各1枚		
			9 小規模水景施設	4	州浜	厚さ 幅 高さ 施工状況	施工前 施工後	1 施工箇所に1回	代表箇所各1枚		
				5	壁泉	厚さ 幅 高さ 施工状況	施工前 施工後	1 施工箇所に1回	代表箇所各1枚		
				6	カスケード	厚さ 幅 高さ 施工状況	施工前 施工後	1 施工箇所に1回	代表箇所各1枚		
				7	カナル	厚さ 幅 高さ 施工状況	施工前 施工後	1 施工箇所に1回	代表箇所各1枚		
			10 修景施設修繕工	1	修景施設修繕	施工状況	施工前 施工中 施工後	1 施工箇所 (修繕内容毎)に1回	適宜		
		9 遊戯施設整備工	3 遊具組立設置工	1 遊具組立設置工	1	ブランコ	設置高さ	施工後	1回/1基		
					2	ジャングルジム	基礎高	施工前	基礎タイプ毎5箇所に 1回(施工前は必要に 応じて)		
					3	滑台	基礎幅	施工後			
					4	シーソー	根入れ長				
					5	鉄棒					
					6	ラダー					
7	はん登棒										
8	スプリング遊具										
9	複合遊具										
10	アスレチック遊具										
11	健康遊具施設										
4 小規模現場打遊具工	2 現場打遊具	1	砂場	厚さ 幅 高さ 施工状況	施工前 施工後	1 施工箇所に1回	代表箇所各1枚				
		2	現場打遊具	厚さ 幅 高さ 施工状況	施工前 施工後	1 施工箇所に1回	代表箇所各1枚				
		3	徒渉池	厚さ 幅 高さ	施工前 施工後	1 施工箇所に1回	代表箇所各1枚				

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第14編 公園緑地編

県 現行基準 (H26)												
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			整理条件	摘要		
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度				
14	公園緑地編	3	9	5	1	遊具施設修繕	施工状況	施工前 施工中 施工後	1 施工箇所（修繕内容毎）に1回	適宜		
							10	3	1	時計台	基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後
		4	1	1	水飲み場	設置高さ	施工後	1回/1基	適宜			
						基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所に1回（施工前は必要に応じて）				
		9	ベンチ・テーブル工	1	1	ベンチ縁台	設置高さ	施工後	1回/1基	適宜		
							基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所に1回（施工前は必要に応じて）			
				2 3 4 5	1	2 3 4 5	ベンチ・テーブル スツール 野外卓	設置高さ	施工後	1回/1基	適宜	
								基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所に1回（施工前は必要に応じて）		
								8	1	1	炊事場	設置高さ
		基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所に1回（施工前は必要に応じて）								
10	1	1	サービス施設修繕	施工状況	施工前 施工中 施工後	1 施工箇所（修繕内容毎）に1回	適宜					

県 新基準 (H29)												
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			整理条件	摘要		
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度				
14	公園緑地編	3	9	5	1	遊具施設修繕	施工状況	施工前 施工中 施工後	1 施工箇所（修繕内容毎）に1回	適宜		
							10	3	1	時計台	基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後
		4	1	1	水飲み場	設置高さ	施工後	1回/1基	適宜			
						基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所に1回（施工前は必要に応じて）				
		9	ベンチ・テーブル工	1	1	ベンチ縁台	設置高さ	施工後	1回/1基	適宜		
							基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所に1回（施工前は必要に応じて）			
				2 3 4 5	1	2 3 4 5	ベンチ・テーブル スツール 野外卓	設置高さ	施工後	1回/1基	適宜	
								基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所に1回（施工前は必要に応じて）		
								8	1	1	炊事場	設置高さ
		基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所に1回（施工前は必要に応じて）								
10	1	1	サービス施設修繕	施工状況	施工前 施工中 施工後	1 施工箇所（修繕内容毎）に1回	適宜					

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第14編 公園緑地編

県 現行基準 (H26)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度		整理条件
						1	4	3		1
		5	1	くず入れ 吸殻入れ	基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所に 1回(施工前は必要に 応じて)	適宜		
		6	1	さく井	施工状況	施工前 施工中 施工後	1施工箇所に1回	施工箇所各1枚		
			2	手押ポンプ	基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	1施工箇所に1回	適宜		
		7	1	門壁 門柱 門扉	基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所に 1回(施工前は必要に 応じて)	適宜		
		8	1	フェンス 柵 手すり 転落(横断)防止 柵 ガードレール ガードケール ガードパイプ	基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	100m又は1施工箇所に 1回	適宜		
			2	高さ 延長	高さ 延長	施工後	100m又は1施工箇所に 1回	代表箇所各1枚		
		9	1	車止め 車止めポスト 車椅子ゲート	基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所に 1回(施工前は必要に 応じて)	適宜		
		1	4	管理施設設備修繕	施工状況	施工前 施工中 施工後	1施工箇所(修繕内容 毎)に1回	適宜		

県 新基準 (H29)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度		整理条件
						1	4	3		1
		5	1	くず入れ 吸殻入れ	基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所に 1回(施工前は必要に 応じて)	適宜		
		6	1	さく井	施工状況	施工前 施工中 施工後	1施工箇所に1回	施工箇所各1枚		
			2	手押ポンプ	基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	1施工箇所に1回	適宜		
		7	1	門壁 門柱 門扉	基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	1施工箇所に1回	適宜		
		8	1	フェンス 柵 手すり 転落(横断)防止 柵 ガードレール ガードケール ガードパイプ	基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	100m又は1施工箇所に 1回	適宜		
			2	高さ 延長	高さ 延長	施工後	100m又は1施工箇所に 1回	代表箇所各1枚		
		9	1	車止め 車止めポスト 車椅子ゲート	基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所に 1回(施工前は必要に 応じて)	適宜		
		1	4	管理施設設備修繕	施工状況	施工前 施工中 施工後	1施工箇所(修繕内容 毎)に1回	適宜		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第14編 公園緑地編

県 現行基準 (H26)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目				摘要		
						撮影項目		撮影時期	撮影頻度		整理条件	
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度	整理条件			
1 4 公園緑地編	3 施設整備	1 2 建築施設組立設置工	3 四阿工	1	四阿基礎	基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所に 1回(施工前は必要に 応じて)	適宜			
					1 5 建築施設修繕工	建築施設修繕	施工状況	施工前 施工中 施工後	1施工箇所 (修繕内容毎)に1回	適宜		
4 グラウンド・コート整備	3 グラウンド・コート舗装工	4 グラウンド・コート用舗装工	1 2 3	1	下層路盤工 上層路盤工 中層	敷均し厚 転圧状況	施工中	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ 毎に1回	代表箇所各1枚			
					修正状況	修正後	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ 毎に1回					
					厚さ	修正後	各層毎200mに1回 又は施工面積1,000㎡ 毎に1回					
					幅	修正後	各層毎80mに1回 又は施工面積1,000㎡ 毎に1回					
		4	基層	修正状況	施工後	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回	代表箇所各1枚					
				タックコート プライムコート	散布時	各層毎に1回						
				幅	修正後	各層毎80mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回						
				抜き取りコア厚さ	抜き取り後	全数量						
		5 6 7 11 12	クレー舗装 アンダー舗装 天然芝舗装 グラウンド・コート砂 舗装 グラウンド・コートグ ラス 舗装	路 盤 工	敷均し 厚 転圧状 況	施工中	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回	代表箇所各1枚				
									修正状況	修正後	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ 毎に1回	
									厚さ	修正後	各層毎200mに1回 又は施工面積1,000㎡ 毎に1回	
									幅	修正後	各層毎80mに1回 又は施工面積1,000㎡ 毎に1回	
表層工	修正 (施 工) 状況	修正後	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回									

県 新基準 (H29)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目				摘要		
						撮影項目		撮影時期	撮影頻度		整理条件	
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度	整理条件			
1 4 公園緑地編	3 施設整備	1 2 建築施設組立設置工	3 四阿工	1	四阿基礎	基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所に 1回(施工前は必要に 応じて)	適宜			
					1 5 建築施設修繕工	建築施設修繕	施工状況	施工前 施工中 施工後	1施工箇所 (修繕内容毎)に1回	適宜		
4 グラウンド・コート整備	3 グラウンド・コート舗装工	4 グラウンド・コート用舗装工	1 2 3	1	下層路盤工 上層路盤工 中層	敷均し厚 転圧状況	施工中	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ 毎に1回	代表箇所各1枚			
					修正状況	修正後	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ 毎に1回					
					厚さ	修正後	各層毎200mに1回 又は施工面積1,000㎡ 毎に1回					
					幅	修正後	各層毎80mに1回 又は施工面積1,000㎡ 毎に1回					
		4	基層	修正状況	施工後	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回	代表箇所各1枚					
				タックコート プライムコート	散布時	各層毎に1回						
				幅	修正後	各層毎80mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回						
				抜き取りコア厚さ	抜き取り後	全数量						
		5 6 7 11 12	クレー舗装 アンダー舗装 天然芝舗装 グラウンド・コート砂 舗装 グラウンド・コートグ ラス 舗装	路 盤 工	敷均し 厚 転圧状 況	施工中	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回	代表箇所各1枚				
									修正状況	修正後	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ 毎に1回	
									厚さ	修正後	各層毎200mに1回 又は施工面積1,000㎡ 毎に1回	
									幅	修正後	各層毎80mに1回 又は施工面積1,000㎡ 毎に1回	
表層工	修正 (施 工) 状況	修正後	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回									

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第14編 公園緑地編

県 現行基準 (H26)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目				摘要																	
						撮影項目		撮影時期	撮影頻度		整理条件																
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度	整理条件																		
1 4 公園緑地編	4 グラウンド・コート整備	3 グラウンド・コート舗装工	4 グラウンド・コート用舗装工	8 9 10	人工芝舗装 全天候型舗装 (樹脂系) 全天候型舗装 (7スファルト系)	路盤工	敷均し	施工中	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回	代表箇所各1枚																	
							厚転圧状況	修正後	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ 毎に1回																		
							厚さ	修正後	各層毎200mに1回 又は施工面積1,000㎡ 毎に1回																		
							幅	修正後	各層毎80mに1回 又は施工面積1,000㎡ 毎に1回																		
							表層工	修正 (施工)	修正後			各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回															
								砕石 散布	散布時			各層毎に1回															
								コア厚さ 抜取り	抜取り後			全数量															
							5 グラウンド・コート緑石工	1 2 3 4	コンクリート緑石 舗装止め 見切材(仕切材) 内圍緑石					第3編3-2-3-5緑石工 (緑石・7スカーフ)に準 ずる。													
																			4 スタンド整備工	3 スタンド擁壁	1	スタンド擁壁	幅高さ 法長	型枠取外後	200m又は1施工箇所に1回	代表箇所各1枚	
5 スタンド施設修繕工	1	スタンド施設修繕	施工状況	施工前 施工中 施工後	1施工箇所 (修繕内容毎)に1回	適宜																					

県 新基準 (H29)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目				摘要																	
						撮影項目		撮影時期	撮影頻度		整理条件																
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度	整理条件																		
1 4 公園緑地編	4 グラウンド・コート整備	3 グラウンド・コート舗装工	4 グラウンド・コート用舗装工	8 9 10	人工芝舗装 全天候型舗装 (樹脂系) 全天候型舗装 (7スファルト系)	路盤工	敷均し	施工中	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回	代表箇所各1枚																	
							厚転圧状況	修正後	各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ 毎に1回																		
							厚さ	修正後	各層毎200mに1回 又は施工面積1,000㎡ 毎に1回																		
							幅	修正後	各層毎80mに1回 又は施工面積1,000㎡ 毎に1回																		
							表層工	修正 (施工)	修正後			各層毎400mに1回 又は施工面積1,000㎡ に1回															
								砕石 散布	散布時			各層毎に1回															
								コア厚さ 抜取り	抜取り後			全数量															
							5 グラウンド・コート緑石工	1 2 3 4	コンクリート緑石 舗装止め 見切材(仕切材) 内圍緑石					第3編3-2-3-5緑石工 (緑石・7スカーフ)に準 ずる。													
																			4 スタンド整備工	3 スタンド擁壁	1	スタンド擁壁	幅高さ 法長	型枠取外後	200m又は1施工箇所に1回	代表箇所各1枚	
5 スタンド施設修繕工	1	スタンド施設修繕	施工状況	施工前 施工中 施工後	1施工箇所 (修繕内容毎)に1回	適宜																					

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第14編 公園緑地編

県 現行基準 (H26)											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要		
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度		整理条件	
1 4 公園緑地編	4 グラウンド・コート整備	5 グラウンド・コート施設整備工	3 ダッグアウト工	1	ダッグアウト基礎	基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所 に1回(施工前は必要に 応じて)	適宜		
						高さ 延長	施工後	120m又は1施工箇 所に1回	代表箇所各1枚		
			5 バックネット工	1	バックネット基礎	基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所 に1回(施工前は必要に 応じて)	適宜		
						高さ 延長	施工後	120m又は1施工箇 所に1回	代表箇所各1枚		
				6 競技施設工	1 2 3 4 5 6 7	フールール ポスト ゴールポスト 支柱台 スパーサー 跳躍箱 踏切板	設置高さ	施工後	1回/1基	適宜	
							基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所 に1回(施工前は必要に 応じて)		
							高さ 延長	施工後	120m又は1施工箇 所に1回	代表箇所各1枚	
							設置高さ	施工後	1回/1基	適宜	
			13	塁ベース基礎	基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所 に1回(施工前は必要に 応じて)	適宜			
					設置高さ	施工後	1回/1基	適宜			
1 1 グラウンド・コート柵工	1 2 3	高尺ネットフェンス 防球ネット	基礎高 基礎幅 根入れ長	型枠取外後	120m又は1施工箇 所に1回	代表箇所各1枚					
			設置高さ	施工後	1回/1基	適宜					
			設置高さ	施工後	1回/1基	適宜					

県 新基準 (H29)											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要		
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度		整理条件	
1 4 公園緑地編	4 グラウンド・コート整備	5 グラウンド・コート施設整備工	3 ダッグアウト工	1	ダッグアウト基礎	基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所 に1回(施工前は必要に 応じて)	適宜		
						高さ 延長	施工後	100m又は1施工箇 所に1回	代表箇所各1枚		
			5 バックネット工	1	バックネット基礎	基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所 に1回(施工前は必要に 応じて)	適宜		
						高さ 延長	施工後	100m又は1施工箇 所に1回	代表箇所各1枚		
				6 競技施設工	1 2 3 4 5 6 7	フールール ポスト ゴールポスト 支柱台 スパーサー 跳躍箱 踏切板	設置高さ	施工後	1回/1基	適宜	
							基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所 に1回(施工前は必要に 応じて)		
							高さ 延長	施工後	120m又は1施工箇 所に1回	代表箇所各1枚	
							設置高さ	施工後	1回/1基	適宜	
			13	塁ベース基礎	基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所 に1回(施工前は必要に 応じて)	適宜			
					設置高さ	施工後	1回/1基	適宜			
1 1 グラウンド・コート柵工	1 2 3	高尺ネットフェンス 防球ネット	基礎高 基礎幅 根入れ長	型枠取外後	120m又は1施工箇 所に1回	代表箇所各1枚					
			設置高さ	施工後	1回/1基	適宜					
			設置高さ	施工後	1回/1基	適宜					

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第14編 公園緑地編

県 現行基準 (H26)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要					
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度						
						整理条件								
1 4 公園緑地編	4 グラウンド・コート整備	5 グラウンド・コート施設整備工	1 2 グラウンド・コート修繕工	1	グラウンド・コート施設修繕	施工状況	施工前 施工中 施工後	1 施工箇所（修繕内容毎）に1回	適宜					
					5 自然育成	2 自然育成盛土工	3 1	1 蒔き出し	巻出し厚	巻出し時	200mに1回 又は施工面積1,600㎡ 毎に1回	代表箇所各1枚		
									巻出し状況	巻出し時	転圧機械又は地質が変わる毎に1回			
									幅 法長	施工後	200m又は1 施工箇所に1回 又は施工面積1,600㎡ 毎に1回			
					4 自然水路工	1 3 4 5	1 3 4 5	1 3 4 5	遮水・止水シート	幅 高さ	施工状況 施工後	40m又は1 施工箇所に1回	代表箇所各1枚	
									ごろた石積 崩れ積	胴込裏込厚	施工中	第3編3-2-5-5石積 (張)工に準ずる。		
									砂・礫敷	法長又は高さ	施工後	100m又は1 施工箇所に1回		
										厚さ 幅		200mに1回 又は施工面積1,600㎡ に1回		
									5 水田工	1	1	遮水・止水シート		
					6 ガレ山工	1	1	1	ガレ山	高さ 幅 施工状況	施工中 施工後	1 施工箇所に1回	適宜	
									7 粗朶山工	1	1	粗朶山	高さ 幅 施工状況	施工中 施工後

県 新基準 (H29)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要					
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度						
						整理条件								
1 4 公園緑地編	4 グラウンド・コート整備	5 グラウンド・コート施設整備工	1 2 グラウンド・コート修繕工	1	グラウンド・コート施設修繕	施工状況	施工前 施工中 施工後	1 施工箇所（修繕内容毎）に1回	適宜					
					5 自然育成	2 自然育成盛土工	3 1	1 蒔き出し	巻出し厚	巻出し時	200mに1回 又は施工面積1,600㎡ 毎に1回	代表箇所各1枚		
									巻出し状況	巻出し時	転圧機械又は地質が変わる毎に1回			
									幅 法長	施工後	200m又は1 施工箇所に1回 又は施工面積1,600㎡ 毎に1回			
					4 自然水路工	1 3 4 5	1 3 4 5	1 3 4 5	遮水・止水シート	幅 高さ	施工状況 施工後	40m又は1 施工箇所に1回	代表箇所各1枚	
									ごろた石積 崩れ積	胴込裏込厚	施工中	第3編3-2-5-5石積 (張)工に準ずる。		
									砂・礫敷	法長又は高さ	施工後	100m又は1 施工箇所に1回		
										厚さ 幅		200mに1回 又は施工面積1,600㎡ に1回		
									5 水田工	1	1	遮水・止水シート		
					6 ガレ山工	1	1	1	ガレ山	高さ 幅 施工状況	施工中 施工後	1 施工箇所に1回	適宜	
									7 粗朶山工	1	1	粗朶山	高さ 幅 施工状況	施工中 施工後

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第14編 公園緑地編

県 現行基準 (H26)																				
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要											
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度		整理条件										
1 4 公園緑地編	5 自然育成	2 自然育成施設設工	8 カントリーヘッジ工	1	カントリーヘッジ	高さ 幅 施工状況	施工中 施工後	1 施工箇所に1回	適宜											
						9 石積土堰堤工	1	石積土堰堤	高さ 幅 施工状況	施工中 施工後	1 施工箇所に1回	適宜								
									10 しがらみ柵工	1	しがらみ柵	高さ 幅	施工後	120m又は1 施工箇所に1回	代表箇所各1枚					
												11 自然育成型護岸工	3	階段ブロック積み 魚巢ブロック積み		第3編3-2-5-3コンクリート ブロック工に準ずる。				
															4	石積 石張 雑割石張		第3編3-2-5-5石積 (張)工に準ずる。		
																	5	かごマット		第3編3-2-3-28多自然 型護岸工(かごマッ ト)に準ずる。
															6	玉石階段			法長又は高さ 幅 高さ 長さ 段数	施工後
												17 18 19 20 種子散布 公園張芝 公園筋芝 公園市松芝	材料使用量	混合前			1 工事につき1回	代表箇所各1枚		
															土羽土の厚さ	施工中			200m又は1 施工箇所に1回 又は施工面積1,600㎡ 毎に1回	
																法長			施工後	200m又は1 施工箇所に1回

県 新基準 (H29)																				
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要											
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度		整理条件										
1 4 公園緑地編	5 自然育成	2 自然育成施設設工	8 カントリーヘッジ工	1	カントリーヘッジ	高さ 幅 施工状況	施工中 施工後	1 施工箇所に1回	適宜											
						9 石積土堰堤工	1	石積土堰堤	高さ 幅 施工状況	施工中 施工後	1 施工箇所に1回	適宜								
									10 しがらみ柵工	1	しがらみ柵	高さ 幅	施工後	120m又は1 施工箇所に1回	代表箇所各1枚					
												11 自然育成型護岸工	3	階段ブロック積み 魚巢ブロック積み		第3編3-2-5-3コンクリート ブロック工に準ずる。				
															4	石積 石張 雑割石張		第3編3-2-5-5石積 (張)工に準ずる。		
																	5	かごマット		第3編3-2-3-28多自然 型護岸工(かごマッ ト)に準ずる。
															6	玉石階段			法長又は高さ 幅 高さ 長さ 段数	施工後
												17 18 19 20 種子散布 公園張芝 公園筋芝 公園市松芝	材料使用量	混合前			1 工事につき1回	代表箇所各1枚		
															土羽土の厚さ	施工中			200m又は1 施工箇所に1回 又は施工面積1,600㎡ 毎に1回	
																法長			施工後	200m又は1 施工箇所に1回

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第14編 公園緑地編

県 現行基準 (H26)										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度		
1 4 公園緑地編	5 自然育成	2 自然育成施設工	1 1 自然育成成型護岸工	21	覆土（流用土）			第1編2-3-5法面整形工（盛土部）に準ずる。		
				22	覆土（発生土）					
				23	覆土（採取土）					
				24	覆土（購入土）					
			1 2	1 保護柵	基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所に1回（施工前は必要に応じて）	適宜		
				高さ 延長	施工後	120m又は1施工箇所に1回	代表箇所各1枚			
		1 3	1 解説板工	基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所に1回（施工前は必要に応じて）	適宜			
		1 4	1 自然育成施設修繕工	施工状況	施工前 施工中 施工後	1施工箇所（修繕内容毎）に1回	適宜			

県 新基準 (H29)										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度		
1 4 公園緑地編	5 自然育成	2 自然育成施設工	1 1 自然育成成型護岸工	21	覆土（流用土）			第1編2-3-5法面整形工（盛土部）に準ずる。		
				22	覆土（発生土）					
				23	覆土（採取土）					
				24	覆土（購入土）					
			1 2	1 保護柵	基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所に1回（施工前は必要に応じて）	適宜		
				高さ 延長	施工後	120m又は1施工箇所に1回	代表箇所各1枚			
		1 3	1 解説板工	基礎高 基礎幅 根入れ長	施工前 施工後	基礎タイプ毎5箇所に1回（施工前は必要に応じて）	適宜			
		1 4	1 自然育成施設修繕工	施工状況	施工前 施工中 施工後	1施工箇所（修繕内容毎）に1回	適宜			

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第14編 公園緑地編

県 現行基準 (H26)										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度		
1 4 公園緑地編	5 自然育成	2 自然育成施設工	1 6 自然育成成型護岸基礎工	1	現場打基礎			第3編3-2-4-3基礎工(護岸)(現場打)に準ずる。		
				2	プレキャスト基礎			第3編3-2-4-3基礎工(護岸)(プレキャスト)に準ずる。		
			1 7 沈床工	1	木工沈床 改良沈床 粗朶沈床			第3編3-2-3-19沈床工に準ずる。		
				2	袋詰玉石					
				3	吸出し防止材					
				4	粗朶単床					
				5	粗朶柵					
			1 8 捨石工	1	捨石			第3編3-2-3-20捨石工に準ずる。		
				2	表面均し					
				3	吸出し防止材					
2 2 杭出し水制工	1	杭出し水制			第6編6-1-10-8杭出し水制工に準ずる。					
4 水性植物植栽工	1	水性植物植栽	施工状況	施工後	樹種別1回	適宜				

県 新基準 (H29)										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度		
1 4 公園緑地編	5 自然育成	2 自然育成施設工	1 6 自然育成成型護岸基礎工	1	現場打基礎			第3編3-2-4-3基礎工(護岸)(現場打)に準ずる。		
				2	プレキャスト基礎			第3編3-2-4-3基礎工(護岸)(プレキャスト)に準ずる。		
			1 7 沈床工	1	木工沈床 改良沈床 粗朶沈床			第3編3-2-3-19沈床工に準ずる。		
				2	袋詰玉石					
				3	吸出し防止材					
				4	粗朶単床					
				5	粗朶柵					
			1 8 捨石工	1	捨石			第3編3-2-3-20捨石工に準ずる。		
				2	表面均し					
				3	吸出し防止材					
2 2 杭出し水制工	1	杭出し水制			第6編6-1-10-8杭出し水制工に準ずる。					
4 水性植物植栽工	1	水性植物植栽	施工状況	施工後	樹種別1回	適宜				

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表(その他)

県 現行基準(H26)													
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目	摘要						
						撮影項目		撮影頻度[時期]	整理条件				
その他					舗装工関係 橋面防水工	塗布又は設置状況 1施工箇所1回[施工中]	代表箇所各1枚						
					ダム工関係 仮排水路	厚さ、高さ 100m又は1施工箇所1回[型枠取外し後]	適宜						
					ダム工関係 仮締切(土石)	撤出し厚	100m又は1施工箇所1回[巻出し時]	適宜					
						転圧状況	転圧機械が変わる毎に1回[締固時]						
					仮締切(コンクリート)	厚さ、高さ 100m又は1施工箇所1回[型枠取外し後]	適宜						
					基礎掘削	組合せ機械	組合せ機械が変わる毎に1回[施工中]	適宜					
						土質、岩質	土質、岩質が変わる毎に1回[掘削中]						
					堤体コンクリート打設	岩盤清掃状況	1施工箇所1回[清掃前後]						
						骨材採取製造コンクリート製造、運搬	月に1回[施工中]	適宜					
					堤体止水	打継目処理打込養生	8リフトに1回[施工中]						
						止水板の厚さ、幅、埋設位置岩着及び溶接	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフトに1回[据付後]	適宜					
					堤体排水工	排水孔の位置、箱抜断面、排水管取付箇所	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフトに1回[据付後]	適宜					
					堤体冷却工	配管間隔 通水状況	5リフトに1回[据付後]	適宜					
					堤体埋設計器	器種、位置、間隔	1施工箇所1回[据付後]	適宜					
					トンネル関係					トンネル坑門工	厚さ、幅、高さ 1施工箇所1回[埋戻し前]	代表箇所各1枚	
										トンネル(矢板工法)	岩質	岩質が変わる毎に1回[掘削中]	代表箇所各1枚
											湧水状況	適宜[掘削中]	
											埋設支保工(建込間隔、寸法、基数)	100m又は1施工箇所1回[建込後]	
											湧水処理工設置状況	全数量[設置後]	
										トンネル(矢板工法)	集水渠(幅、高さ、位置)	100m又は1施工箇所1回[設置後]	代表箇所各1枚
地下排水工(管接合据付状況)													
トンネル(矢板工法)	地下排水工(フィルター厚さ)	100m又は1施工箇所1回[投入前後]	代表箇所各1枚										
	矢板設置状況	岩質が変わる毎に1回[設置後]											
	グラウト材料使用量	全数量[使用前後]											
	シールド	掘削の地山状態		地質の変化の毎に1回[掘削中]	代表箇所各1枚								
トンネル(矢板工法)	セグメント組立状況	1工事に1回[組立後]	代表箇所各1枚										
	二次覆工(セグメント清掃状況)	1工事に1回[清掃後]											
	二次覆工の厚さ	1スパンに1回[型枠取外し後]											
	トンネル(矢板工法)	掘削の地山状態		地質の変化の毎に1回[掘削中]	代表箇所各1枚								
トンネル(矢板工法)	セグメント組立状況	1工事に1回[組立後]	代表箇所各1枚										
	二次覆工(セグメント清掃状況)	1工事に1回[清掃後]											
	二次覆工の厚さ	1スパンに1回[型枠取外し後]											
	トンネル(矢板工法)	掘削の地山状態		地質の変化の毎に1回[掘削中]	代表箇所各1枚								

県 新基準(H29)													
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目	摘要						
						撮影項目		撮影頻度[時期]	整理条件				
その他					舗装工関係 橋面防水工	塗布又は設置状況 1施工箇所1回[施工中]	代表箇所各1枚						
					ダム工関係 仮排水路	厚さ、高さ 100m又は1施工箇所1回[型枠取外し後]	適宜						
					ダム工関係 仮締切(土石)	巻出し厚	100m又は1施工箇所1回[巻出し時]	適宜					
						転圧状況	転圧機械が変わる毎に1回[締固時]						
					仮締切(コンクリート)	厚さ、高さ 100m又は1施工箇所1回[型枠取外し後]	適宜						
					基礎掘削	組合せ機械	組合せ機械が変わる毎に1回[施工中]	適宜					
						土質、岩質	土質、岩質が変わる毎に1回[掘削中]						
					堤体コンクリート打設	岩盤清掃状況	1施工箇所1回[清掃前後]						
						骨材採取製造コンクリート製造、運搬	月に1回[施工中]	適宜					
					堤体止水	打継目処理打込養生	8リフトに1回[施工中]						
						止水板の厚さ、幅、埋設位置岩着及び溶接	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフトに1回[据付後]	適宜					
					堤体排水工	排水孔の位置、箱抜断面、排水管取付箇所	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフトに1回[据付後]	適宜					
					堤体冷却工	配管間隔 通水状況	5リフトに1回[据付後]	適宜					
					堤体埋設計器	器種、位置、間隔	1施工箇所1回[据付後]	適宜					
					トンネル関係					トンネル坑門工	厚さ、幅、高さ 1施工箇所1回[埋戻し前]	代表箇所各1枚	
										トンネル(矢板工法)	岩質	岩質が変わる毎に1回[掘削中]	代表箇所各1枚
											湧水状況	適宜[掘削中]	
											埋設支保工(建込間隔、寸法、基数)	100m又は1施工箇所1回[建込後]	
											湧水処理工設置状況	全数量[設置後]	
										トンネル(矢板工法)	集水渠(幅、高さ、位置)	100m又は1施工箇所1回[設置後]	代表箇所各1枚
地下排水工(管接合据付状況)													
トンネル(矢板工法)	地下排水工(フィルター厚さ)	100m又は1施工箇所1回[投入前後]	代表箇所各1枚										
	矢板設置状況	岩質が変わる毎に1回[設置後]											
	グラウト材料使用量	全数量[使用前後]											
	シールド	掘削の地山状態		地質の変化の毎に1回[掘削中]	代表箇所各1枚								
トンネル(矢板工法)	セグメント組立状況	1工事に1回[組立後]	代表箇所各1枚										
	二次覆工(セグメント清掃状況)	1工事に1回[清掃後]											
	二次覆工の厚さ	1スパンに1回[型枠取外し後]											
	トンネル(矢板工法)	掘削の地山状態		地質の変化の毎に1回[掘削中]	代表箇所各1枚								
トンネル(矢板工法)	セグメント組立状況	1工事に1回[組立後]	代表箇所各1枚										
	二次覆工(セグメント清掃状況)	1工事に1回[清掃後]											
	二次覆工の厚さ	1スパンに1回[型枠取外し後]											
	トンネル(矢板工法)	掘削の地山状態		地質の変化の毎に1回[掘削中]	代表箇所各1枚								

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表(その他)

県 現行基準(H26)											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件			
その他					維持修繕工関係	アスファルト舗装	打換バッチング	施工日に1回〔施工前後〕	不要		
						コンクリート舗装	目地掃除	3,000㎡に1回〔施工前後〕	不要		
							目地充填	3,000㎡に1回〔施工後〕			
							注入工削孔状況(位置、間隔)	2,000㎡に1回〔削孔後〕			
							注入工	2,000㎡に1回〔注入時〕			
							注入圧				
						路肩、路側路盤工	目地亀裂防止材張付け状況	3,000㎡に1回〔張付け後〕			
							局部打換、各層厚さ	各層毎100㎡に1回又は1施工箇所1回〔施工前後〕			
						路肩、路側路盤工	厚さ	100㎡に1回又は1施工箇所1回〔施工後〕	代表箇所各1枚		
						道路除草	出来ばえ	5kmに1回(1回刈毎)〔施工前後〕	適宜		
						路肩整正	出来ばえ	1kmに1回	適宜		
						新設、更新、修理防護柵類	出来ばえ	1施工箇所1回〔施工前は必要に応じて〕〔施工前後〕	適宜		
						新設、更新、修理標識類	基礎幅、深さ、出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回〔施工前は必要に応じて〕〔施工前後〕	適宜		
						新設、更新、修理照明灯	基礎幅、深さ、出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回〔施工前は必要に応じて〕〔施工前後〕	適宜		
						視線誘導標	出来ばえ	施工日に1回〔施工後〕	適宜		
						清掃(路面、標識、側溝、集水樹)	出来ばえ	施工日に1回〔施工前後〕	適宜		
						区画線路面表示	出来ばえ	施工日に1回〔施工前後〕	適宜		
						街路樹植樹	材料使用量	全数量〔施工前後〕	適宜		
							出来ばえ	適宜〔施工前後〕	適宜		
							街路樹補強補植	出来ばえ	適宜〔施工前後〕	適宜	
							街路樹剪定	出来ばえ	街路樹50本1回、グリーンベルト100㎡に1回〔施工前後〕	適宜	
							街路樹消毒、施肥	出来ばえ	街路樹50本1回、グリーンベルト100㎡に1回〔施工中〕	適宜	
							街路樹雪囲	出来ばえ	適宜〔施工後〕	適宜	
							排雪除雪	施工状況、機種	施工中に1回〔施工中〕	適宜	
							凍結防止剤散布	出来ばえ	施工中に1回〔施工中〕	適宜	
							河川除草	材料使用量	全数量〔施工前後〕	適宜	
								出来ばえ、刈草処理状況	1kmに1回(1回刈毎)〔施工前後〕	適宜	

県 新基準(H29)											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件			
その他					維持修繕工関係	アスファルト舗装	打換バッチング	施工日に1回〔施工前後〕	不要		
						コンクリート舗装	目地掃除	3,000㎡に1回〔施工前後〕	不要		
							目地充填	3,000㎡に1回〔施工後〕			
							注入工削孔状況(位置、間隔)	2,000㎡に1回〔削孔後〕			
							注入工	2,000㎡に1回〔注入時〕			
							注入圧				
						路肩、路側路盤工	目地亀裂防止材張付け状況	3,000㎡に1回〔張付け後〕			
							局部打換、各層厚さ	各層毎100㎡に1回又は1施工箇所1回〔施工前後〕			
						路肩、路側路盤工	厚さ	100㎡に1回又は1施工箇所1回〔施工後〕	代表箇所各1枚		
						道路除草	出来ばえ	5kmに1回(1回刈毎)〔施工前後〕	適宜		
						路肩整正	出来ばえ	1kmに1回	適宜		
						新設、更新、修理防護柵類	出来ばえ	1施工箇所1回〔施工前は必要に応じて〕〔施工前後〕	適宜		
						新設、更新、修理標識類	基礎幅、深さ、出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回〔施工前は必要に応じて〕〔施工前後〕	適宜		
						新設、更新、修理照明灯	基礎幅、深さ、出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回〔施工前は必要に応じて〕〔施工前後〕	適宜		
						視線誘導標	出来ばえ	施工日に1回〔施工後〕	適宜		
						清掃(路面、標識、側溝、集水樹)	出来ばえ	施工日に1回〔施工前後〕	適宜		
						区画線路面表示	出来ばえ	施工日に1回〔施工前後〕	適宜		
						街路樹植樹	材料使用量	全数量〔施工前後〕	適宜		
							出来ばえ	適宜〔施工前後〕	適宜		
							街路樹補強補植	出来ばえ	適宜〔施工前後〕	適宜	
							街路樹剪定	出来ばえ	街路樹50本1回、グリーンベルト100㎡に1回〔施工前後〕	適宜	
							街路樹消毒、施肥	出来ばえ	街路樹50本1回、グリーンベルト100㎡に1回〔施工中〕	適宜	
							街路樹雪囲	出来ばえ	適宜〔施工後〕	適宜	
							排雪除雪	施工状況、機種	施工中に1回〔施工中〕	適宜	
							凍結防止剤散布	出来ばえ	施工中に1回〔施工中〕	適宜	
							河川除草	材料使用量	全数量〔施工前後〕	適宜	
								出来ばえ、刈草処理状況	1kmに1回(1回刈毎)〔施工前後〕	適宜	
						応急処置	処理の状況	その都度〔施工前後〕	適宜		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表(その他)

県 現行基準(H26)										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
その他					鉄筋・無筋コンクリート関係	配筋	位置、間隔、継手寸法	打設ロット毎に1回又は1施工箇所に1回〔組立後〕	適宜	
				コンクリート打設		打継目処理、締固施工状況	工種種別毎に1回〔施工時〕	1施工ブロック各1枚		
				養生		養生状況	工種種別毎に1回、養生方法毎に1回〔養生時〕			

県 新基準(H29)										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
その他					鉄筋・無筋コンクリート関係	配筋	位置、間隔、継手寸法	打設ロット毎に1回又は1施工箇所に1回〔組立後〕	適宜	
				コンクリート打設		打継目処理、締固施工状況	工種種別毎に1回〔施工時〕	1施工ブロック各1枚		
				養生		養生状況	工種種別毎に1回、養生方法毎に1回〔養生時〕			

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第15編 水道編

県 現行基準(H26)											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件			
1 5 水道編	2 管路	3 管 布 設 工 事 一 般	2 管 据 え 付 け 工		配管	管のつり込み状況	実施箇所または100mごと	代表箇所	伏越し部等特殊な配管は、全箇所撮影		
						土被り及び占用位置	〃				
						管の接合状況(全行程)	〃				
						既設管との連絡状況(不断水連絡工を含む)	〃				
						水圧試験状況	継手ごと				
						溶接部検査状況	〃				
						オフセット測量	始点、終点、弁類、その他				
						管撤去	管弁類の撤去状況	実施箇所または100mごと		代表箇所	撤去材については、全数を確認できる状況で撮影
							撤去材の集積または車上状況	〃			
	撤去材の処分状況	必要に応じて									
	管保護	配筋間隔	実施箇所ごと	代表箇所							
		型枠設置状況	〃								
形状・寸法		〃									
コンクリート打設状況		〃									
鋼材防護等の取付状況		全箇所									
4 ダ グ タ イ ル 鑄 鉄 管 布 設 工	4 ポ リ エ チ レ ン ス リ ー ブ	防食用ポリエチレンスリーブ被覆工	被覆状況(ラップ長さ、固定箇所)	実施箇所または100mごと	代表箇所						
			管明示の状況	〃							

県 新基準(H29)											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件			
1 5 水道編	2 管路	3 管 布 設 工 事 一 般	2 管 据 え 付 け 工		配管	管のつり込み状況	実施箇所または100mごと	代表箇所	伏越し部等特殊な配管は、全箇所撮影		
						土被り及び占用位置	〃				
						管の接合状況(全行程)	〃				
						既設管との連絡状況(不断水連絡工を含む)	〃				
						オフセット測量	始点、終点、弁類、その他				
						管撤去	管弁類の撤去状況	実施箇所または100mごと		代表箇所	撤去材については、全数を確認できる状況で撮影
							撤去材の集積または車上状況	〃			
							撤去材の処分状況	必要に応じて			
						管保護	配筋間隔	実施箇所ごと		代表箇所	
	型枠設置状況	〃									
	形状・寸法	〃									
	コンクリート打設状況	〃									
鋼材防護等の取付状況	全箇所										
4 ダ グ タ イ ル 鑄 鉄 管 布 設 工	4 ポ リ エ チ レ ン ス リ ー ブ	防食用ポリエチレンスリーブ被覆工	被覆状況(ラップ長さ、固定箇所)	実施箇所または100mごと	代表箇所						
			管明示の状況	〃							

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

県 現行基準(H26)												
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要			
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4		矢板工 〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	根入長	40m又は1施工箇所に 1回 〔打込前後〕	代表箇所 各1枚				
						変位	40m又は1施工箇所に 1回 〔打込後〕					
						数量	全数量 〔打込後〕					
			5		縁石工(縁石・アスカープ)	出来ばえ	種別毎に1回 〔施工後〕	不要				
						6		小型標識工		基礎幅 基礎高さ 根入れ長	基礎タイプ毎5箇所に 1回 〔施工後〕	不要
										7	防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	※基礎幅 ※基礎高さ
			パイプ取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕								
			8		路側防護柵工 (ガードレール)	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある 場合) 〔施工後〕	不要				
						ビーム取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕					
			8		路側防護柵工 (ガードケーブル)	※基礎幅 ※基礎高さ ※基礎延長	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある 場合) 〔施工後〕	不要				
ケーブル取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕											
9		区画線工	材料使用量	全数量 〔施工前後〕	不要							
			出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕								
10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要							

県 新基準(H29)												
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要			
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4		矢板工 〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	根入長	40m又は1施工箇所に 1回 〔打込前後〕	代表箇所 各1枚				
						変位	40m又は1施工箇所に 1回 〔打込後〕					
						数量	全数量 〔打込後〕					
			5		縁石工(縁石・アスカープ)	出来ばえ	種別毎に1回 〔施工後〕	不要				
						6		小型標識工		基礎幅 基礎高さ 根入れ長	基礎タイプ毎5箇所に 1回 〔施工後〕	不要
										7	防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	※基礎幅 ※基礎高さ
			パイプ取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕								
			8		路側防護柵工 (ガードレール)	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある 場合) 〔施工後〕	不要				
						ビーム取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕					
			8		路側防護柵工 (ガードケーブル)	※基礎幅 ※基礎高さ ※基礎延長	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある 場合) 〔施工後〕	不要				
ケーブル取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕											
9		区画線工	材料使用量	全数量 〔施工前後〕	不要							
			出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕								
10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要							

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

県 現行基準(H26)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通 的工 種	11		コンクリート面塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 [使用前後]	代表箇所 各1枚	
					素地調整状況 (塗替)	スパン毎、部材別 [施工前後]			
					塗装状況	各層毎に1回 [塗装後]			
			13	1	プレテンション桁製作工 (購入工)(けた橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 [製作後]	代表箇所 各1枚	
					13	2	プレテンション桁製作工 (購入工)(スラブ橋)		
			14	1	ポストテンション桁製作工	シーす、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 [打設前]	代表箇所 各1枚	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 [型枠取外後]		
						中詰め及び グラウト状況	1スパンに1回 [施工時]		
			14	2	プレキャストセグメント製作工 (購入工)	断面の外形 寸法	1スパンに1回 [製作後]	代表箇所 各1枚	
						15			
16		PCホロースラブ製作工	シーす、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 [打設前]	代表箇所 各1枚				
			幅 厚さ	桁毎に1回 [型枠取外し後]					
			中詰め及び グラウト状況	1スパンに1回 [施工時]					

県 新基準(H29)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通 的工 種	11		コンクリート面塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 [使用前後]	代表箇所 各1枚	
					素地調整状況 (塗替)	スパン毎、部材別 [施工前後]			
					塗装状況	各層毎に1回 [塗装後]			
			13	1	プレテンション桁製作工 (購入工)(けた橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 [製作後]	代表箇所 各1枚	
					13	2	プレテンション桁製作工 (購入工)(スラブ橋)		
			14	1	ポストテンション桁製作工	シーす、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 [打設前]	代表箇所 各1枚	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 [型枠取外後]		
						中詰め及び グラウト状況	1スパンに1回 [施工時]		
			14	2	プレキャストセグメント製作工 (購入工)	断面の外形 寸法	1スパンに1回 [製作後]	代表箇所 各1枚	
						15			
16		PCホロースラブ製作工	シーす、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 [打設前]	代表箇所 各1枚				
			幅 厚さ	桁毎に1回 [型枠取外し後]					
			中詰め及び グラウト状況	1スパンに1回 [施工時]					

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

県 現行基準(H26)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通の 工種	17	1	PC箱桁製作工	シーズ、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	代表箇所 各1枚	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕		
						内空幅 内空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕		
						中詰め及び グラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕		
			17	2	PC押し箱桁製作工	シーズ、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	代表箇所 各1枚	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕		
						内空幅 内空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕		
18		根固めブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	代表箇所 各1枚				
			ブロックの 形状寸法	形状寸法変わる毎に1回〔製 作後〕					
19		沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	40m又は1施工箇所に 1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚				
			幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕					
23		階段工	幅 高さ 長さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚				
			設置状況	1スパンに1回 〔設置後〕					
26	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	設置状況	1スパンに1回 〔設置後〕	代表箇所 各1枚				

県 新基準(H29)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通の 工種	17	1	PC箱桁製作工	シーズ、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	代表箇所 各1枚	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕		
						内空幅 内空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕		
						中詰め及び グラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕		
			17	2	PC押し箱桁製作工	シーズ、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	代表箇所 各1枚	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕		
						内空幅 内空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕		
18		根固めブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	代表箇所 各1枚				
			ブロックの 形状寸法	形状寸法変わる毎に1回〔製 作後〕					
19		沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	40m又は1施工箇所に 1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚				
			幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕					
23		階段工	幅 高さ 長さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚				
			設置状況	1スパンに1回 〔設置後〕					
26	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	設置状況	1スパンに1回 〔設置後〕	代表箇所 各1枚				

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

県 現行基準(H26)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		整理条件
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通の 工種	26	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	設置状況	1スパンに1回 〔設置後〕	代表箇所 各1枚	
			28	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	胴込裏込厚	120m又は1施工箇所に 1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						法長	200m又は1施工箇所に 1回 〔施工後〕		
			28	2	多自然型護岸工 (かごマット)	高さ 法長	200m又は1施工箇所に 1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			29	1	羽口工 (じゃかご)	法長 厚さ	200m又は1施工箇所に 1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
29	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ	200m又は1施工箇所に 1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚				
30		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	据付状況	200m又は1施工箇所に 1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚				
			※幅 ※高さ	200m又は1施工箇所に 1回 (※印は場所打ちのある場 合) 〔埋戻し前〕					
31	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	据付状況	200m又は1施工箇所に 1回 〔埋戻し前〕	不要				
31	2	場所打水路工	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所に 1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚				

県 新基準(H29)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		整理条件
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通の 工種	26	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	設置状況	1スパンに1回 〔設置後〕	代表箇所 各1枚	
			28	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	胴込裏込厚	120m又は1施工箇所に 1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						法長	200m又は1施工箇所に 1回 〔施工後〕		
			28	2	多自然型護岸工 (かごマット)	高さ 法長	200m又は1施工箇所に 1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			29	1	羽口工 (じゃかご)	法長 厚さ	200m又は1施工箇所に 1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
29	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ	200m又は1施工箇所に 1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚				
30		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	据付状況	200m又は1施工箇所に 1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚				
			※幅 ※高さ	200m又は1施工箇所に 1回 (※印は場所打ちのある場 合) 〔埋戻し前〕					
31	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	据付状況	200m又は1施工箇所に 1回 〔埋戻し前〕	不要				
31	2	場所打水路工	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所に 1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚				

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

県 現行基準(H26)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	31	3	暗渠工	幅 深さ	120m又は1施工箇所に1回 [埋戻し前]	不要	
			32		集水柵工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	不要	
			33		現場塗装工	材料使用量 (塗料缶) ケレン状況 (塗替) 塗装状況 塗装状況	全数量 [使用前後] スパン毎、部材別 [施工前後] 各層毎1スパンに1回[塗装 後] 各層毎1スパンに1回 [塗装後]	代表箇所 各1枚	
		4	1	一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 厚さ	40m又は1施工箇所に 1回 [施工後]	不要		
		3	1	基礎工護岸(現場打)	幅 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	代表箇所 各1枚		
		3	2	基礎工護岸(プレキャスト)	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚		
	4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量 根入長 数量 杭頭処理状況	1施工箇所に1回 [打込後] 1施工箇所に1回 [打込前] 全数量[打込後] 1施工箇所に1回 [処理前、中、後]	代表箇所 各1枚			

県 新基準(H29)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	31	3	暗渠工	幅 深さ	120m又は1施工箇所に1回 [埋戻し前]	不要	
			32		集水柵工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	不要	
			33		現場塗装工	材料使用量 (塗料缶) ケレン状況 (塗替) 塗装状況 塗装状況	全数量 [使用前後] スパン毎、部材別 [施工前後] 各層毎1スパンに1回[塗装 後] 各層毎1スパンに1回 [塗装後]	代表箇所 各1枚	
		4	1	一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 厚さ	40m又は1施工箇所に 1回 [施工後]	不要		
		3	1	基礎工護岸(現場打)	幅 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	代表箇所 各1枚		
		3	2	基礎工護岸(プレキャスト)	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚		
	4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量 根入長 数量 杭頭処理状況	1施工箇所に1回 [打込後] 1施工箇所に1回 [打込前] 全数量[打込後] 1施工箇所に1回 [処理前、中、後]	代表箇所 各1枚			

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

県 現行基準(H26)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	根入長	1施工箇所に1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	
						偏心量	1施工箇所に1回 [打込後]		
						数量、杭径	全数量 [杭頭余盛部の撤去前、杭頭 処理後]		
						杭頭処理状況	1施工箇所に1回 [処理前、中、後]		
						鉄筋組立状況	1施工箇所に1回 [組立後]		
			6		深礎工	根入長	全数量 [掘削後]	代表箇所 各1枚	
						偏心量 数量	全数量 [施工後]		
						ライナープレート 設置状況	1施工箇所に1回 [掘削後]		
						土質	土質の変わる毎に1回 [掘削中]		
						鉄筋組立状況	全数量 [組立後]		
			7		オープンケーソン基礎工	沓	1基に1回 [据付後]	全枚数	
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットに1回 [設置後及び型枠取外し後]		
載荷状況	1基に1回 [載荷時]								
封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回 [施工時]								
沓	1基に1回 [据付後]								
8		ニューマチックケーソン基礎工	沓	1基に1回 [据付後]	全枚数				
			ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットに1回 [設置後及び型枠取外し後]					
			載荷状況	1基に1回 [載荷時]					
			封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回 [施工時]					
			沓	1基に1回 [据付後]					

県 新基準(H29)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	根入長	1施工箇所に1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	
						偏心量	1施工箇所に1回 [打込後]		
						数量、杭径	全数量 [杭頭余盛部の撤去前、杭頭 処理後]		
						杭頭処理状況	1施工箇所に1回 [処理前、中、後]		
						鉄筋組立状況	1施工箇所に1回 [組立後]		
			6		深礎工	根入長	全数量 [掘削後]	代表箇所 各1枚	
						偏心量 数量、基礎径	全数量 [施工後]		
						ライナープレート 設置状況	1施工箇所に1回 [掘削後]		
						土質	土質の変わる毎に1回 [掘削中]		
						鉄筋組立状況	全数量 [組立後]		
			7		オープンケーソン基礎工	沓	1基に1回 [据付後]	全枚数	
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットに1回 [設置後及び型枠取外し後]		
載荷状況	1基に1回 [載荷時]								
封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回 [施工時]								
沓	1基に1回 [据付後]								
8		ニューマチックケーソン基礎工	沓	1基に1回 [据付後]	全枚数				
			ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットに1回 [設置後及び型枠取外し後]					
			載荷状況	1基に1回 [載荷時]					
			封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回 [施工時]					
			沓	1基に1回 [据付後]					

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

県 現行基準(H26)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	4 基礎 工	9		鋼管矢板基礎工	沓	1基に1回 [据付後]	全枚数	
						根入長 偏心量 鉄筋組立状況	1基に1回 [設置後]		
						載荷状況 封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回(載荷時) 1基に1回 [施工時]		
	5 石・ ブロッ ク積(張) 工	3	1	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所 に1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	
						法長 厚さ (ブロック積張)	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]		
		3	2		コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	法長	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後] ただし、根入部は40mに1回	代表箇所 各1枚	
		3	3		コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	幅	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	
		4			緑化ブロック工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所 に1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	
						法長 厚さ(ブロック)	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後] ただし、根入部は40mに1回		
5			石積(張)工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所 に1回 [施工中]	代表箇所 各1枚			
				法長 厚さ(石積・張)	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後] ただし、根入部は40mに1回				

県 新基準(H29)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	4 基礎 工	9		鋼管矢板基礎工	沓	1基に1回 [据付後]	全枚数	
						根入長 偏心量 鉄筋組立状況	1基に1回 [設置後]		
						載荷状況 封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回(載荷時) 1基に1回 [施工時]		
	5 石・ ブロッ ク積(張) 工	3	1	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所 に1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	
						法長 厚さ (ブロック積張)	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]		
		3	2		コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	法長	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後] ただし、根入部は40mに1回	代表箇所 各1枚	
		3	3		コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	幅	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	
		4			緑化ブロック工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所 に1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	
						法長 厚さ(ブロック)	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後] ただし、根入部は40mに1回		
5			石積(張)工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所 に1回 [施工中]	代表箇所 各1枚			
				法長 厚さ(石積・張)	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後] ただし、根入部は40mに1回				

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

県 現行基準(H26)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
			幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕					
			7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
			幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕					
			7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								
厚さ	1,000mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要								
幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕								
7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚				
			転圧状況						
			整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕					
			幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕					

県 新基準(H29)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
			幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザーキャナーを用い た出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回〔整正後〕					
			7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
			幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザーキャナーを用い た出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回〔整正後〕					
			7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								
厚さ	1,000mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要								
幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザーキャナーを用い た出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回〔整正後〕								
7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚				
			転圧状況						
			整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕					
			幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザーキャナーを用い た出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回〔整正後〕					

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

県 現行基準(H26)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
			7	6	アスファルト舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕		
	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚			
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕				
				厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕				
				幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕				
	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚			
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕				
厚さ				各層毎200mに1回 〔整正後〕					
幅				各層毎80mに1回 〔整正後〕					

県 新基準(H29)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザーสキャナーを用い た出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回〔整正後〕		
			7	6	アスファルト舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕		
	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚			
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕				
				厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕				
				幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザーสキャナーを用い た出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回〔整正後〕				
	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚			
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕				
厚さ				各層毎200mに1回 〔整正後〕					
幅				各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザーสキャナーを用い た出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回〔整正後〕					

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

県 現行基準(H26)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						平整状況	各層毎400mに1回 〔整形後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整形後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔整形後〕		
			8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						平整状況	各層毎400mに1回 〔整形後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整形後〕		
			8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	平整状況	400mに1回 〔整形後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
			8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	平整状況	400mに1回 〔整形後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						浸透性ミルク 注入状況	400mに1回 〔注入時〕		
平坦性	1工事1回 〔実施中〕								

県 新基準(H29)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						平整状況	各層毎400mに1回 〔整形後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整形後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔整形後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザースキャナーを用い た出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回 〔整形後〕		
			8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						平整状況	各層毎400mに1回 〔整形後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整形後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザースキャナーを用い た出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回 〔整形後〕		
			8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	平整状況	400mに1回 〔整形後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
			8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	平整状況	400mに1回 〔整形後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						浸透性ミルク 注入状況	400mに1回 〔注入時〕		
平坦性	1工事1回 〔実施中〕								

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

県 現行基準(H26)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
			厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕					
			幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕					
			9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
			厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕					
幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕								
9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚				
			転圧状況						
			整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕					
厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要								
幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕								

県 新基準(H29)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
			厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕					
			幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザースキャナーを用い た出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回 〔整正後〕					
			9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
			厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕					
幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザースキャナーを用い た出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回 〔整正後〕								
9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚				
			転圧状況						
			整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕					
厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要								
幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザースキャナーを用い た出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回 〔整正後〕								

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

県 現行基準(H26)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						修正状況			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕			
			9	5	排水性舗装工(基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
			9	6	排水性舗装工(表層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕		
			10	1	透水性舗装工 (路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
転圧状況									
修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								
厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕								
		幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕						
10	2	透水性舗装工 (表層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚				
			タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕					
			平坦性	1工事1回 〔実施中〕					

県 新基準(H29)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						修正状況			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザー扫描仪を用い た出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回〔修正後〕			
			9	5	排水性舗装工(基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
			9	6	排水性舗装工(表層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕		
			10	1	透水性舗装工 (路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
転圧状況									
修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								
厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕								
		幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザー扫描仪を用い た出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回〔修正後〕						
10	2	透水性舗装工 (表層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚				
			タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕					
			平坦性	1工事1回 〔実施中〕					

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

県 現行基準(H26)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
				幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕				
			11	2	グースアスファルト舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
			11	3	グースアスファルト舗装工 (表層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕		
			12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕								
	幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕							
12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚				
			転圧状況						
			修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕					
			厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕					
	幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕							

県 新基準(H29)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
				幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザースキャナーを用い た出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回〔修正後〕				
			11	2	グースアスファルト舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
			11	3	グースアスファルト舗装工 (表層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕		
			12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕								
	幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」によ る場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕							
12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚				
			転圧状況						
			修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕					
			厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕					
	幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」によ る場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕							

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

県 現行基準(H26)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理 工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						厚さ	1,000㎡に1回 【修正後】 ※コアを採取した場合は写真 不要		
						幅	各層毎80mに1回 【修正後】		
			12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	修正状況	400mに1回 【修正後】	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 【散布時】		
						幅	各層毎80mに1回 【修正後】		
			12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 【散布時】	代表箇所 各1枚	
						スリップバータイ バー寸法 、位置	80mに1回 【据付後】		
						鉄網寸法 位置	80mに1回 【据付後】		
						平坦性	1工事1回 【実施中】		
						厚さ	各層毎200mに1回 【型枠据付後】		
目地段差	1工事に1回								
12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】	代表箇所 各1枚				
			転圧状況						
			修正状況	各層毎400mに1回 【修正後】					
			厚さ	各層毎200mに1回 【修正後】					
				幅	各層毎80mに1回 【修正後】				

県 新基準(H29)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理 工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						厚さ	1,000㎡に1回 【修正後】 ※コアを採取した場合は写真 不要		
						幅	各層毎80mに1回 【修正後】 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」によ る場合は各層毎1工事に1回 【修正後】		
			12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	修正状況	400mに1回 【修正後】	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 【散布時】		
						幅	各層毎80mに1回 【修正後】 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」によ る場合は各層毎1工事に1回 【修正後】		
			12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 【散布時】	代表箇所 各1枚	
						スリップバータイ バー寸法 、位置	80mに1回 【据付後】		
						鉄網寸法 位置	80mに1回 【据付後】		
						平坦性	1工事1回 【実施中】		
						厚さ	各層毎200mに1回 【型枠据付後】		
目地段差	1工事に1回								
12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 【施工中】	代表箇所 各1枚				
			転圧状況						
			修正状況	各層毎400mに1回 【修正後】					
			厚さ	各層毎200mに1回 【修正後】					
				幅	各層毎80mに1回 【修正後】 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」によ る場合は各層毎1工事に1回 【修正後】				

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

県 現行基準(H26)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
	厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕							
	幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕							
	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理 工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚			
				転圧状況					
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕				
	厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要							
幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕								
12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚				
			タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕					
			幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕					

県 新基準(H29)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
	厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕							
	幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」によ る場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕							
	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理 工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚			
				転圧状況					
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕				
	厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要							
幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」によ る場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								
12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚				
			タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕					
			幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」によ る場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕					

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

県 現行基準(H26)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ	400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後]		
						平坦性	1工事1回 [実施中]		
			13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]		
						厚さ	各層毎200mに1回 [整正後]		
						幅	各層毎80mに1回 [整正後]		
13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚				
			転圧状況						
			整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]					
			厚さ	各層毎200mに1回 [整正後]					
			幅	各層毎80mに1回 [整正後]					

県 新基準(H29)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ	400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後]		
						平坦性	1工事1回 [実施中]		
			12	11	コンクリート舗装工(連続鉄筋 コンクリート舗装工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]	代表箇所 各1枚	
						鉄筋寸法、位置	80mに1回 [据付後]		
						横膨張目地部 ダウエルバー 寸法、位置	1施工箇所毎に1回 [据付後]		
						縦そり突合せ 目地部・縦そり ダミー目地部 タイバー寸法、位 置	80mに1回 [据付後]		
						平坦性	1工事に1回[実施中]		
						厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後] [スリップフォーム工法の 場合は打設前後]		
13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚				
			転圧状況						
			整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]					
			厚さ	各層毎200mに1回 [整正後]					
			幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」によ る場合は各層毎1工事に1回 [整正後]					
13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚				
			転圧状況						
			整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]					
			厚さ	各層毎200mに1回 [整正後]					
			幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」によ る場合は各層毎1工事に1回 [整正後]					

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

県 現行基準(H26)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要				
				幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕				
			13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕				
			13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕		
幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕								
14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚				
			転圧状況						
			整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕					
			厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕					
	幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕							

県 新基準(H29)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要				
				幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」によ る場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕				
			13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」によ る場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕				
			13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕		
幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」によ る場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								
14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚				
			転圧状況						
			整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕					
			厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕					
	幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」によ る場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕							

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

県 現行基準(H26)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 各層毎80mに1回〔整正後〕		
			幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕					
			14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200m1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要		
			幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕					
			14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								
幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕								
14	5	ブロック舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚				
			タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕					
15		路面切削工	幅 厚さ	1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚				

県 新基準(H29)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 各層毎80mに1回〔整正後〕		
			幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」によ る場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕					
			14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200m1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要		
			幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」によ る場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕					
			14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								
幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」によ る場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								
14	5	ブロック舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚				
			タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕					
15		路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所1回 〔施工後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」によ る場合は1工事に1回〔施工 後〕	代表箇所 各1枚				

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

県 現行基準(H26)														
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要					
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件						
3 土木工事 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	幅延長 厚さ	1施工箇所 [施工後]	代表箇所 各1枚						
						17	オーバーレイ工	平坦性		1施工箇所 [施工後]	代表箇所 各1枚			
			タックコート	各層毎に1回 [散布時]										
		整正状況	400mに1回 [施工後]											
		7 地盤改良工	2		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回 [施工後]	代表箇所 各1枚						
	3					置換工	置換厚さ 幅	40m又は1施工箇所 1回 [施工後]		代表箇所 各1枚				
							5	パイルネット工		厚さ 幅	40m又は1施工箇所 1回 [施工後]	代表箇所 各1枚		
										6	サンドマット工	施工厚さ 幅	40m又は1施工箇所 1回 [施工後]	代表箇所 各1枚
												7 8	バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ベーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固 め改良工 (サンドコンパクションパイル 工)	打込長さ 出来ばえ
	杭径 位置・間隔	200m ² 又は1施工箇所 に1回 [打込後]												
		砂の投入量	全数量 [打込前後]											
	9	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所 に1回 [打込後]	代表箇所 各1枚									
深度			1施工箇所 に1回 [打込前後]											

県 新基準(H29)														
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要					
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件						
3 土木工事 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	幅延長 厚さ	1施工箇所 [施工後]	代表箇所 各1枚						
						17	オーバーレイ工	平坦性		1施工箇所 [施工後]	代表箇所 各1枚			
			タックコート	各層毎に1回 [散布時]										
		整正状況	400mに1回 [施工後]											
		7 地盤改良工	2		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回 [施工後]	代表箇所 各1枚						
	3					置換工	置換厚さ 幅	40m又は1施工箇所 1回 [施工後]		代表箇所 各1枚				
							5	パイルネット工		厚さ 幅	40m又は1施工箇所 1回 [施工後]	代表箇所 各1枚		
										6	サンドマット工	施工厚さ 幅	40m又は1施工箇所 1回 [施工後]	代表箇所 各1枚
												7 8	バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ベーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固 め改良工 (サンドコンパクションパイル 工)	打込長さ 出来ばえ
	杭径 位置・間隔	200m ² 又は1施工箇所 に1回 [打込後]												
		砂の投入量	全数量 [打込前後]											
	9	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所 に1回 [打込後]	代表箇所 各1枚									
深度			1施工箇所 に1回 [打込前後]											

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

県 現行基準(H26)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位 根入長	40m又は1施工箇所に 1回 [打込前]	代表箇所 各1枚	
						数量	全数量 [打込後]		
			5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ	1施工箇所に1回 [削孔後]	代表箇所 各1枚	
						配置誤差	1施工箇所に1回 [施工後]		
			5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後] ただし、根入部は40mに1回	代表箇所 各1枚	
			5	4	土留・仮締切工(締切盛土)	天端幅 法長	250m又は1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	
			5	5	土留・仮締切工(中詰盛土)	出来ばえ	250m又は1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	
			9		地中連続壁工(壁式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所に 1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	
10		地中連続壁工(柱列式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所に 1回 [施工後]	代表箇所 各1枚				
22		法面吹付塗装		第3編2-14-3 吹付工に準ず る					

県 新基準(H29)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位 根入長	40m又は1施工箇所に 1回 [打込前]	代表箇所 各1枚	
						数量	全数量 [打込後]		
			5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ	1施工箇所に1回 [削孔後]	代表箇所 各1枚	
						配置誤差	1施工箇所に1回 [施工後]		
			5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後] ただし、根入部は40mに1回	代表箇所 各1枚	
			5	4	土留・仮締切工(締切盛土)	天端幅 法長	250m又は1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	
			5	5	土留・仮締切工(中詰盛土)	出来ばえ	250m又は1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	
			9		地中連続壁工(壁式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所に 1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	
10		地中連続壁工(柱列式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所に 1回 [施工後]	代表箇所 各1枚				
22		法面吹付塗装		第3編2-14-3 吹付工に準ず る					

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

県 現行基準(H26)										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
3	土木工事共通編	2	12	工場製作工	1	1 1 鋳造費 (金属支承工)	製作状況	適宜 [製作中]	代表箇所 各1枚	
						1 2 鋳造費 (大型ゴム支承工)	製作状況	適宜 [製作中]	代表箇所 各1枚	
						1 3 仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	代表箇所 各1枚	
							製作状況	適宜 [製作中]		
						1 4 刃口金物製作工	刃口高さ 外周長	1施工箇所に1回 [仮組立時]	代表箇所 各1枚	
						3 1 桁製作工 (仮組立による検査を実施する 場合) (シミュレーション仮組立検査を 行う場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	代表箇所 各1枚	※シミュレーシ ョン仮組立検査 の場合は仮組 立寸法を省略
							製作状況	適宜 [製作中]		
							仮組立寸法 (撮影項目は適 宜)	1橋に1回又は1工事に1回 [仮組立時]		
						3 2 桁製作工 (仮組立検査を実施しない場 合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	代表箇所 各1枚	
							製作状況	適宜 [製作中]		
3 3 桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	仮組立寸法 (撮影項目は適 宜)	1基に1回又は1工事に1回 [仮組立時]	代表箇所 各1枚							
4 検査路製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	代表箇所 各1枚							
	製作状況	適宜 [製作中]								

県 新基準(H29)										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
3	土木工事共通編	2	12	工場製作工	1	1 1 鋳造費 (金属支承工)	製作状況	適宜 [製作中]	代表箇所 各1枚	
						1 2 鋳造費 (大型ゴム支承工)	製作状況	適宜 [製作中]	代表箇所 各1枚	
						1 3 仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	代表箇所 各1枚	
							製作状況	適宜 [製作中]		
						1 4 刃口金物製作工	刃口高さ 外周長	1施工箇所に1回 [仮組立時]	代表箇所 各1枚	
						3 1 桁製作工 (仮組立による検査を実施する 場合) (シミュレーション仮組立検査を 行う場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	代表箇所 各1枚	※シミュレーシ ョン仮組立検査 の場合は仮組 立寸法を省略
							製作状況	適宜 [製作中]		
							仮組立寸法 (撮影項目は適 宜)	1橋に1回又は1工事に1回 [仮組立時]		
						3 2 桁製作工 (仮組立検査を実施しない場 合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	代表箇所 各1枚	
							製作状況	適宜 [製作中]		
3 3 桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	仮組立寸法 (撮影項目は適 宜)	1基に1回又は1工事に1回 [仮組立時]	代表箇所 各1枚							
4 検査路製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	代表箇所 各1枚							
	製作状況	適宜 [製作中]								

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

県 現行基準(H26)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	12 工場製作工	5		鋼製伸縮継手製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
					製作状況	適宜 〔製作中〕			
					仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕			
			6		落橋防止装置製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
					製作状況	適宜 〔製作中〕			
			7		橋梁用防護柵製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
					製作状況	適宜 〔製作中〕			
			8		アンカーフレーム製作工	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	代表箇所 各1枚	
					製作状況	適宜 〔製作中〕			
			9		プレビーム用桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
	製作状況	適宜 〔製作中〕							
	仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕							
	10		鋼製排水管製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚			
製作状況				適宜 〔製作中〕					
11		工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	代表箇所 各1枚				
			素地調整状況 (塗替)	部材別 〔施工前後〕					
			塗装状況						
			塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕					
13	橋梁架設工	1		架設工 (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	架設状況	架設工法が変わる毎に 1回 〔架設中〕	代表箇所 各1枚		

県 新基準(H29)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	12 工場製作工	5		鋼製伸縮継手製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
					製作状況	適宜 〔製作中〕			
					仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕			
			6		落橋防止装置製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
					製作状況	適宜 〔製作中〕			
			7		橋梁用防護柵製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
					製作状況	適宜 〔製作中〕			
			8		アンカーフレーム製作工	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	代表箇所 各1枚	
					製作状況	適宜 〔製作中〕			
			9		プレビーム用桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
	製作状況	適宜 〔製作中〕							
	仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕							
	10		鋼製排水管製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚			
製作状況				適宜 〔製作中〕					
11		工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	代表箇所 各1枚				
			素地調整状況 (塗替)	部材別 〔施工前後〕					
			塗装状況						
			塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕					
13	橋梁架設工	1		架設工 (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	架設状況	架設工法が変わる毎に 1回 〔架設中〕	代表箇所 各1枚		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

県 現行基準(H26)											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件			
3	土木工事共通編	2	14	法面工	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、 植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1工事に1回 [混合前]	代表箇所 各1枚	
							土羽土の厚さ	200m又は1施工箇所に1回 [施工中]			
							法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]			
					2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 [清掃後]	代表箇所 各1枚	
								ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200m又は1施工箇所に1回 [吹付前]		
								厚さ(検測孔)	200m又は1施工箇所に1回 [吹付後]		
		法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚							
		材料使用量	1工事に1回 [混合前]								
		3			吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 [清掃後]	代表箇所 各1枚			
				ラス鉄網の重ね 合せ寸法		200m又は1施工箇所に1回 [吹付前]					
法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]										
4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長、 幅、 高さ、 枠中心間隔	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚						
			厚さ(検測孔)	200m又は1施工箇所に1回 [吹付後]							
4	2	法枠工(プレキャスト法枠工)	法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚						
6		アンカー工	削孔深さ	1施工箇所に1回 [削孔後]	代表箇所 各1枚						
			配置誤差	1施工箇所に1回 [施工後]							
15	擁壁工	1	場所打擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所に1回 [施工中]	代表箇所 各1枚					
				厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 [型枠取外し後]						
2		プレキャスト擁壁工	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 [埋戻し前]	代表箇所 各1枚						

県 新基準(H29)											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件			
3	土木工事共通編	2	14	法面工	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、 植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1工事に1回 [混合前]	代表箇所 各1枚	
							土羽土の厚さ	200m又は1施工箇所に1回 [施工中]			
							法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]			
					2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 [清掃後]	代表箇所 各1枚	
								ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200m又は1施工箇所に1回 [吹付前]		
								厚さ(検測孔)	200m又は1施工箇所に1回 [吹付後]		
		法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚							
		材料使用量	1工事に1回 [混合前]								
		3			吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 [清掃後]	代表箇所 各1枚			
				ラス鉄網の重ね 合せ寸法		200m又は1施工箇所に1回 [吹付前]					
法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]										
4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長、 幅、 高さ、 枠中心間隔	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚						
			厚さ(検測孔)	200m又は1施工箇所に1回 [吹付後]							
4	2	法枠工(プレキャスト法枠工)	法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚						
6		アンカー工	削孔深さ	1施工箇所に1回 [削孔後]	代表箇所 各1枚						
			配置誤差	1施工箇所に1回 [施工後]							
15	擁壁工	1	場所打擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所に1回 [施工中]	代表箇所 各1枚					
				厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 [型枠取外し後]						
2		プレキャスト擁壁工	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 [埋戻し前]	代表箇所 各1枚						

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

県 現行基準(H26)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工	3		盛土補強工 (補強土壁工法(テールアルメ)) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	高さ 鉛直度	120m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	
					井桁ブロック工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所 に1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	
	法長 厚さ	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]							
	16 浚 渫 工	3		浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) (グラブ船) (バックホウ浚渫船)	運転状況	1施工箇所 に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚		
18 床 版 工	12		床版・横組工	幅 厚さ 鉄筋有効高さ 鉄筋のかぶり鉄 筋間隔	1スパンに1回 [打設前後]	代表箇所 各1枚			

県 新基準(H29)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工	3		盛土補強工 (補強土壁工法(テールアルメ)) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	高さ 鉛直度	120m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	
					井桁ブロック工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所 に1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	
	法長 厚さ	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]							
	16 浚 渫 工	3		浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) (グラブ船) (バックホウ浚渫船)	運転状況	1施工箇所 に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚		
18 床 版 工	12		床版・横組工	幅 厚さ 鉄筋有効高さ 鉄筋のかぶり鉄 筋間隔	1スパンに1回 [打設前後]	代表箇所 各1枚			

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第6編 河川編

県 現行基準 (H26)												
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要			
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件				
6 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 高さ	1施工箇所1回 [施工後]	代表箇所 各1枚				
					10 水制工	8		杭出し水制工	径 杭長	1施工箇所に1回 [打込み前]	代表箇所 各1枚	
								幅 方向	1施工箇所に1回 [施工後]			
					13 光ケーブル配管工	3			配管工	配管状況	100m又は1施工箇所に1回 [施工後]	不要
		4		ハンドホール工					厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回 [施工後]	不要	
	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工		6	1	1	函渠工(本体工)	厚さ 幅 内空幅 内空高	1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	代表箇所 各1枚		
			6				2	2	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鑄鉄管)	据付状況	120m又は1施工箇所に1回 [巻立前]
			8							翼壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 [型枠取外し後]
							8				水叩工	厚さ 幅 高さ

県 新基準 (H29)													
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要				
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件					
6 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 高さ	1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚					
					10 水制工	8			杭出し水制工	径 杭長	1施工箇所に1回 [打込み前]	代表箇所 各1枚	
									幅 方向	1施工箇所に1回 [施工後]			
					13 光ケーブル配管工	3				配管工	配管状況	100m又は1施工箇所に1回 [施工後]	不要
		4		ハンドホール工						厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回 [施工後]	不要	
	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工		6	1	1	函渠工(本体工)	厚さ 幅 内空幅 内空高	1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	代表箇所 各1枚			
			6				2	2	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鑄鉄管)	据付状況	120m又は1施工箇所に1回 [巻立前]	不要
			8							翼壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	代表箇所 各1枚
							8				水叩工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 [型枠取外し後]

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第6編 河川編

県 現行基準 (H26)											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件			
6 河川編	4 水門	6 水門 本 体 工	7		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚			
			8								
			9								
			10								
			11								
			9 0	1	1	1	支承工(鋼製支承)	支承取付状況	1スパンに1回 〔取付後〕	代表箇所 各1枚	
			1 0	2	2	2	支承工(ゴム支承)	支承取付状況	1スパンに1回 〔取付後〕	代表箇所 各1枚	
			12 橋 梁 付 属 物 工 〇 鋼 管 理 橋 工	4		4	地覆工	地覆の幅 地覆の高さ 有効幅員	1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			5 6		5	6	橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 高さ	1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			7		7		検査路工	幅 高さ	1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
	5 堰	6 可 動 堰 本 体 工	13 14		閘門工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ 延長	1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚			
	7 固 定 堰 本 体 工	8 9 10		8 9 10	堰本体外工 水叩工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚			
	8 魚 道 工	3		3	魚道本体外工	厚さ 幅 高さ	200m又は測定箇所毎に 1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚			
9 管 理 橋 下 部 工	2		2	管理橋橋台工	厚さ 天端幅 (橋軸方向) 敷幅 (橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚				

県 新基準 (H29)											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件			
6 河川編	4 水門	6 水門 本 体 工	7		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚			
			8								
			9								
			10								
			11								
			9 上 鋼 管 理 工	10	1	1	支承工(鋼製支承)	支承取付状況	1スパンに1回 〔取付後〕	代表箇所 各1枚	
			10	2	2	支承工(ゴム支承)	支承取付状況	1スパンに1回 〔取付後〕	代表箇所 各1枚		
			12 橋 梁 付 属 物 工 〇 鋼 管 理 橋 工	4		4	地覆工	地覆の幅 地覆の高さ 有効幅員	1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			5 6		5	6	橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 高さ	1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			7		7		検査路工	幅 高さ	1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
	5 堰	6 可 動 堰 本 体 工	13 14		閘門工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ 延長	1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚			
	7 固 定 堰 本 体 工	8 9 10		8 9 10	堰本体外工 水叩工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚			
	8 魚 道 工	3		3	魚道本体外工	厚さ 幅 高さ	200m又は測定箇所毎に 1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚			
9 管 理 橋 下 部 工	2		2	管理橋橋台工	厚さ 天端幅 (橋軸方向) 敷幅 (橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚				

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第6編 河川編

県 現行基準 (H26)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			7		燃料貯油槽工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所1回 〔施工後〕	適宜	
		5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
	7 床止め・床固め	4 床止め工	6	1	本体工 (床固め本体工)	天端幅 堤幅 水通し幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			8	1	水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		5 床固め工	6		側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	

県 新基準 (H29)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			7		燃料貯油槽工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所1回 〔施工後〕	適宜	
		5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工 (床固め本体工)	天端幅 堤幅 水通し幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			8		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		5 床固め工	6		側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表【第7編 河川海岸編】

県 現行基準(H26)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
7 海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	幅高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外後〕	代表箇所 各1枚	
			6		海岸コンクリートブロック工	数量 ブロックの 形状寸法 据付状況	全数量 形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕 200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	数量 ブロックの 形状寸法 法長 厚さ	全数量 形状寸法変わる毎に1回 〔施工後〕 200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
				5		コンクリート被覆工	法長 厚さ 裏込材厚	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕 40m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚
			8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	幅 厚さ 基礎厚	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕 40m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚
	9 波返工	3		波返工	幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚		
	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			5		吸出し防止工	幅	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		5 突堤本体工	2		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	

県 新基準(H29)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
7 海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	幅高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外後〕	代表箇所 各1枚	
			6		海岸コンクリートブロック工	数量 ブロックの 形状寸法 据付状況	全数量 形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕 200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	数量 ブロックの 形状寸法 法長 厚さ	全数量 形状寸法変わる毎に1回 〔施工後〕 200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
				5		コンクリート被覆工	法長 厚さ 裏込材厚	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕 40m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚
			8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	幅 厚さ 基礎厚	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕 40m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚
	9 波返工	3		波返工	幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚		
	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			5		吸出し防止工	幅	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		5 突堤本体工	2		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表【第7編 河川海岸編】

県 現行基準(H26)										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
7 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 [製作後]	代表箇所 各1枚		
						ブロックの 形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 [製作後]			
						天端幅	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]			
			9		石砕工	厚さ	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚		
						高さ	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]			
						間詰石状況	1施工箇所に1回 [施工後]			
			1 0			場所打コンクリート工	幅	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]		代表箇所 各1枚
							高さ	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]		
			1 1	1		ケーソン工(ケーソン工製作)	壁厚	1基に1回 [製作後]		代表箇所 各1枚
							幅			
			高さ	1基に1回 [製作後]	代表箇所 各1枚					
			長さ			1基に1回 [製作後]	代表箇所 各1枚			
			底版厚さ	1基に1回 [製作後]	代表箇所 各1枚					
			フーチング高さ			1基に1回 [製作後]	代表箇所 各1枚			
1 1	2		ケーソン工(ケーソン工据付)	据付状況	1施工箇所に1回 [据付後]			代表箇所 各1枚		
					1施工箇所に1回 [据付後]					
1 1	3		ケーソン工(突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ	1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚				
				幅	1施工箇所に1回 [施工後]					
1 2	1		セルラー工(セルラー工製作)	壁厚	1基に1回 [製作後]	代表箇所 各1枚				
				幅			1基に1回 [製作後]			
			高さ	1基に1回 [製作後]	代表箇所 各1枚					
1 2	2		セルラー工(セルラー工据付)			据付状況	1施工箇所に1回 [据付後]	代表箇所 各1枚		
					1施工箇所に1回 [据付後]					
1 2	3		セルラー工(突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ	1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚				
				幅	1施工箇所に1回 [施工後]					

県 新基準(H29)										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
7 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 [製作後]	代表箇所 各1枚		
						ブロックの 形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 [製作後]			
						天端幅	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]			
			9		石砕工	厚さ	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚		
						高さ	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]			
						間詰石状況	1施工箇所に1回 [施工後]			
			1 0			場所打コンクリート工	幅	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]		代表箇所 各1枚
							高さ	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]		
			1 1	1		ケーソン工(ケーソン工製作)	壁厚	1基に1回 [製作後]		代表箇所 各1枚
							幅			
			高さ	1基に1回 [製作後]	代表箇所 各1枚					
			長さ			1基に1回 [製作後]	代表箇所 各1枚			
			底版厚さ	1基に1回 [製作後]	代表箇所 各1枚					
			フーチング高さ			1基に1回 [製作後]	代表箇所 各1枚			
1 1	2		ケーソン工(ケーソン工据付)	据付状況	1施工箇所に1回 [据付後]			代表箇所 各1枚		
					1施工箇所に1回 [据付後]					
1 1	3		ケーソン工(突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ	1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚				
				幅	1施工箇所に1回 [施工後]					
1 2	1		セルラー工(セルラー工製作)	壁厚	1基に1回 [製作後]	代表箇所 各1枚				
				幅			1基に1回 [製作後]			
			高さ	1基に1回 [製作後]	代表箇所 各1枚					
1 2	2		セルラー工(セルラー工据付)			据付状況	1施工箇所に1回 [据付後]	代表箇所 各1枚		
					1施工箇所に1回 [据付後]					
1 2	3		セルラー工(突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ	1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚				
				幅	1施工箇所に1回 [施工後]					

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表【第7編 河川海岸編】

県 現行基準(H26)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	2		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	
			3		根固めブロック工	数量	全数量 [製作後]	代表箇所 各1枚	
				ブロックの 形状寸法	形状寸法変わる毎 に1回 [製作後]				
	7 消波工	3		消波ブロック工	数量	全数量 [製作後]	代表箇所 各1枚		
		ブロックの 形状寸法	形状寸法変わる毎 に1回 [製作後]						
	3 海域堤防 (人工リーフ、 離岸堤、潜堤)	3			捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	

県 新基準(H29)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	2		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	
			3		根固めブロック工	数量	全数量 [製作後]	代表箇所 各1枚	
				ブロックの 形状寸法	形状寸法変わる毎 に1回 [製作後]				
	7 消波工	3		消波ブロック工	数量	全数量 [製作後]	代表箇所 各1枚		
		ブロックの 形状寸法	形状寸法変わる毎 に1回 [製作後]						
	3 海域堤防 (人工リーフ、 離岸堤、潜堤)	3			捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第8編 砂防編

県 現行基準(H26)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
8 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
					8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	骨材採取製造 コンクリート製造 運搬
	打継目処理 打込・養生	4リフト毎に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚						
	天端幅 堤幅 水通しの幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚						
	6			コンクリート側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚		
					水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕		代表箇所 各1枚
	9 鋼製堰堤工	5	1		鋼製堰堤本体工(不透過型)	長さ 幅 下流側倒れ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
						2	鋼製堰堤本体工(透過型)	堤長 堤幅 高さ	
			6	鋼製側壁工	長さ 幅 下流側倒れ 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚		

県 新基準(H29)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
8 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
					8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	骨材採取製造 コンクリート製造 運搬
	打継目処理 打込・養生	4リフト毎に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚						
	天端幅 堤幅 水通しの幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚						
	6			コンクリート側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚		
					水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕		代表箇所 各1枚
	9 鋼製堰堤工	5	1		鋼製堰堤本体工(不透過型)	長さ 幅 下流側倒れ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
						2	鋼製堰堤本体工(透過型)	堤長 堤幅 高さ	
			6	鋼製側壁工	長さ 幅 下流側倒れ 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第8編 砂防編

県 現行基準(H26)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		整理条件
8 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	幅 高さ 厚さ	200m又は測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	厚さ 幅 高さ 深さ	120m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	不要	
		7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ 配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	
			5		集水井工	偏心量 長さ 巻立て幅 巻立て厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	
	9 抑止杭工	6			合成杭工	偏心量	1施行箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
数量						全数量 〔打込後〕			

県 新基準(H29)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		整理条件
8 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	幅 高さ 厚さ	200m又は測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	厚さ 幅 高さ 深さ	120m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	不要	
		7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ 配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	
			5		集水井工	偏心量 長さ 巻立て幅 巻立て厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	
	9 抑止杭工	6			合成杭工	偏心量	1施行箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
数量						全数量 〔打込後〕			

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第9編 ダム編

県 現行基準(H26)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工(本体)	天端幅 ジョイント間隔 リフト高 堤幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
					コンクリートダム工(水叩)	ジョイント間隔 幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
					打継目処理	奇数ブロック毎に岩着部中間 リフトに1回			
					コンクリートダム工(副ダム)	ジョイント間隔 リフト高 堤幅 堤長	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
					コンクリートダム工(導流壁)	ジョイント間隔 リフト高 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
2 フィル ダム	3 盛 立 工	5			コアの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
					フィルターの盛立	外側境界線 盛立幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
					ロックの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
					フィルダム(洪水吐)	ジョイント間隔 厚さ 幅 リフト高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
3 基礎 グラウ チング	3 ボー リ ン グ 工				ボーリング工	ボーリング状況 水押テスト状況 グラウト状況 深度 深度 配置誤差	ブロック毎に1回 〔施工中〕	適宜	
					コアー	地質変化毎全数量 〔抜取後〕			

県 新基準(H29)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工(本体)	天端幅 ジョイント間隔 リフト高 堤幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
					コンクリートダム工(水叩)	ジョイント間隔 幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
					打継目処理	奇数ブロック毎に岩着部中間 リフトに1回			
					コンクリートダム工(副ダム)	ジョイント間隔 リフト高 堤幅 堤長	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
					コンクリートダム工(導流壁)	ジョイント間隔 リフト高 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
2 フィル ダム	3 盛 立 工	5			コアの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
					フィルターの盛立	外側境界線 盛立幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
					ロックの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
					フィルダム(洪水吐)	ジョイント間隔 厚さ 幅 リフト高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
3 基礎 グラウ チング	3 ボー リ ン グ 工				ボーリング工	ボーリング状況 水押テスト状況 グラウト状況 深度 深度 配置誤差	ブロック毎に1回 〔施工中〕	適宜	
					コアー	地質変化毎全数量 〔抜取後〕			

土木施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 6.港湾工事写真管理基準

県 現行基準 (H26)						
工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項および説明	
			撮影箇所	撮影時期		
1 共通仮設						
1.水質汚濁防止膜	施工管理	取付け、組立て	取付け、組立状況	組立時、全体および部分	カーテンの接続、アンカー等の取付状況が判明できるように撮影	
		設 置	設置状況	設置時	作業状況が判明できるよう使用船舶機械を配慮し撮影	
		撤 去	撤去状況	撤去時		
	品質管理	カーテンの種類、形状	カーテン	組立時、種類および形状毎	カーテンの種類、規格、形状等が判明できるように撮影	
		汚濁防止膜の構造	アンカー、フロート、ワイヤー等	組立時、種類および形状毎	アンカー、フロート、ワイヤー等の規格形状等が判明できるように撮影	
出来形管理	設置位置	設置状況	設置完了後	正面、側面等全体の設置状況が判明できるように撮影		
2 無筋・鉄筋コンクリート						
1.レディーミクストコンクリート	施工管理	材料の貯蔵	セメント、混和材料および骨材の貯蔵状況	貯蔵時	但し、JISマーク表示認証工場の場合は省略。	
		プラントの設備	全景および細部	施工時		
		材料の計量および練混ぜ	計量および練混ぜ状況	施工時		
2.コンクリートミキサー船	施工管理	材料の貯蔵	セメント、混和材料および骨材の貯蔵状況	貯蔵時		
		プラントの設備	全景および細部	施工時		
		材料の計量および練混ぜ	計量および練混ぜ状況	施工時		
3.現場練りコンクリート	施工管理	材料の貯蔵	セメント、混和材料および骨材の貯蔵状況	貯蔵時		
		プラントの設備	全景および細部	施工時		
		材料の計量および練混ぜ	計量および練混ぜ状況	施工時		
4.運搬打設工	施工管理	準 備	打設準備	打設前	打設面の不純物除去、散水状況等を撮影	
		運 搬	コンクリートの運搬状況	運搬時	但し、JISマーク表示認証工場の場合は省略	
		打 設	コンクリート打設	打設時	ポンプ、スキップ、シュート、コンベア等の打設方法および打込状態、締固状態等を撮影	
		打継目	レイタンス除去状況	施工時	レイタンス除去状況を撮影	
		表面仕上げ	仕上げ状況	表面仕上げ時	天端均し仕上げ状況を撮影	
		養 生	養 生	養生時	打設後(底版、打継各層、天端)の養生状況を撮影	
5.暑 中コンクリート	施工管理	施工状況	セメント、骨材、水の温度の管理状況	測定時	2-1レディーミクストコンクリートの関連事項を適用する。	
			打設面の状況	打設直前		
			打設状況	運搬装置、防護処置等		
			打設中および打設完了後の保護状況	打設時および施工完了時		コンクリートの温度保護を必要とした場合
6.寒 中コンクリート	施工管理	施工状況	セメント、骨材、水の温度の管理状況	測定時	2-1レディーミクストコンクリートの関連事項を適用する。	
			打設面の状況	打設直前		
			打設状況	運搬装置、防護処置等		
			打設中および打設完了後の保護状況	打設時および施工完了時		コンクリートの温度保護を必要とした場合
7.コンクリートの品質管理	品質管理	試験練り	試験状況、供試体作成および養生状況	試験時、養生時	ただし、JISマーク表示認証工場の場合は省略	
		強度試験	試験状況	試験時	設計基準強度の撮影は σ_{28} のみとする。	
		現場試験	スランブ、空気量、温度測定状況	供試体作成時		
8.鉄筋工	施工管理	棒 鋼	保管状況	荷降し後	まくら木の配置、覆いの状態等を撮影	
			保管状況	加工後		
		鉄 筋	組立ておよび結束	組立時	組立て、結束状態が確認できるように撮影	
			吊筋	取付後		
9.型枠・支保工	施工管理	型 枠	製作および大組製作の状況	製作時		
			組立状況	組立時		
			取外し状況	取外し時		内枠、外枠、隔壁の取外し状況を撮影
			型枠清掃状況	清掃時		

県 新基準 (H29)						
工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項および説明	
			撮影箇所	撮影時期		
1 共通仮設						
1.水質汚濁防止膜	施工管理	取付け、組立て	取付け、組立状況	組立時、全体および部分	カーテンの接続、アンカー等の取付状況が判明できるように撮影	
		設 置	設置状況	設置時	作業状況が判明できるよう使用船舶機械を配慮し撮影	
		撤 去	撤去状況	撤去時		
	品質管理	カーテンの種類、形状	カーテン	組立時、種類および形状毎	カーテンの種類、規格、形状等が判明できるように撮影	
		汚濁防止膜の構造	アンカー、フロート、ワイヤー等	組立時、種類および形状毎	アンカー、フロート、ワイヤー等の規格形状等が判明できるように撮影	
出来形管理	設置位置	設置状況	設置完了後	正面、側面等全体の設置状況が判明できるように撮影		
2 無筋・鉄筋コンクリート						
1.レディーミクストコンクリート	施工管理	材料の貯蔵	セメント、混和材料および骨材の貯蔵状況	貯蔵時	但し、JISマーク表示認証工場の場合は省略。	
		プラントの設備	全景および細部	施工時		
		材料の計量および練混ぜ	計量および練混ぜ状況	施工時		
2.コンクリートミキサー船	施工管理	材料の貯蔵	セメント、混和材料および骨材の貯蔵状況	貯蔵時		
		プラントの設備	全景および細部	施工時		
		材料の計量および練混ぜ	計量および練混ぜ状況	施工時		
3.現場練りコンクリート	施工管理	材料の貯蔵	セメント、混和材料および骨材の貯蔵状況	貯蔵時		
		プラントの設備	全景および細部	施工時		
		材料の計量および練混ぜ	計量および練混ぜ状況	施工時		
4.運搬打設工	施工管理	準 備	打設準備	打設前	打設面の不純物除去、散水状況等を撮影	
		運 搬	コンクリートの運搬状況	運搬時	但し、JISマーク表示認証工場の場合は省略	
		打 設	コンクリート打設	打設時	ポンプ、スキップ、シュート、コンベア等の打設方法および打込状態、締固状態等を撮影	
		打継目	レイタンス除去状況	施工時	レイタンス除去状況を撮影	
		表面仕上げ	仕上げ状況	表面仕上げ時	天端均し仕上げ状況を撮影	
		養 生	養 生	養生時	打設後(底版、打継各層、天端)の養生状況を撮影	
5.暑 中コンクリート	施工管理	施工状況	セメント、骨材、水の温度の管理状況	測定時	2-1レディーミクストコンクリートの関連事項を適用する。	
			打設面の状況	打設直前		
			打設状況	運搬装置、防護処置等		
			打設中および打設完了後の保護状況	打設時および施工完了時		コンクリートの温度保護を必要とした場合
6.寒 中コンクリート	施工管理	施工状況	セメント、骨材、水の温度の管理状況	測定時	2-1レディーミクストコンクリートの関連事項を適用する。	
			打設面の状況	打設直前		
			打設状況	運搬装置、防護処置等		
			打設中および打設完了後の保護状況	打設時および施工完了時		コンクリートの温度保護を必要とした場合
7.コンクリートの品質管理	品質管理	試験練り	試験状況、供試体作成および養生状況	試験時、養生時	ただし、JISマーク表示認証工場の場合は省略	
		強度試験	試験状況	試験時	設計基準強度の撮影は σ_{28} のみとする。	
		現場試験	スランブ、空気量、温度測定状況	供試体作成時		
8.鉄筋工	施工管理	棒 鋼	保管状況	荷降し後	まくら木の配置、覆いの状態等を撮影	
			保管状況	加工後		
		鉄 筋	組立ておよび結束	組立時	組立て、結束状態が確認できるように撮影	
			吊筋	取付後		
9.型枠・支保工	施工管理	型 枠	製作および大組製作の状況	製作時		
			組立状況	組立時		
			取外し状況	取外し時		内枠、外枠、隔壁の取外し状況を撮影
			型枠清掃状況	清掃時		

土木施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 6.港湾工事写真管理基準

県 現行基準 (H26)						
工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項および説明	
			撮影箇所	撮影時期		
10.水中コンクリート	施工管理	打 設	打設状況	施工時	2-1レディーミクストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-4運搬打設工および2-9型枠・支保工の関連事項を適用する。 トレミー、コンクリートポンプ、底開き箱、底開き袋等	
		打設用機械器具等	打設状況	施工時		
	出来形管理	出来形の確認	出来形寸法等の測定状況	出来形測定時		
11.袋詰コンクリート	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶、機械等	施工時	2-1レディーミクストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-4運搬打設工、2-9型枠・支保工および2-10水中コンクリートの関連事項を適用する。	
		袋詰設置	コンクリート袋詰状況 設置状況	施工時 施工時		
	出来形管理	出来形の確認	出来形寸法等の測定状況、設置(積上)状況	出来形測定時		
12.水中不分離性コンクリート	施工管理	打 設	打設状況	施工時	2-1レディーミクストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-8鉄筋工および2-9型枠・支保工の関連事項を適用する。 トレミー、コンクリートポンプ等	
		打設用機械器具等	打設状況	施工時		
	品質管理	各種試験	スランブフロー、圧縮強度、懸濁物質等の試験状況	試験時		
	出来形管理	出来形の確認	出来形寸法等の測定状況	出来形測定時		
13.プレバッドコンクリート	施工管理	型枠状況一般	型枠組立て、建込状況	施工時	2-1レディーミクストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-4運搬打設工、2-8鉄筋工および2-9型枠・支保工の関連事項を適用する。	
		骨材の投入	骨材洗浄、投入状況	施工時		
		プラントの設備	設備の全景および細部	施工時		
		注入管および検査管	管の配置状況	モルタル注入前		配置間隔が判明できるようにテープ等を同時撮影
		モルタル注入	注入状況	注入時		注入の状態が判明できるように全景を撮影
	品質管理	各種試験	圧縮強度、フロー値、膨張率、ブリーディング率等の試験状況	試験時		
	出来形管理	出来形の確認	出来形寸法等の測定状況、岩盤かき均し状況等	測定時		
3 一般施工						
3-1 共通の工種						
1.排砂管設備						
1)排砂管設備	施工管理	排砂管設備	排砂管、零号等設置撤去	布設撤去の作業時	設置状況が判明できるように撮影	
2.土運船運搬工						
1)土運船運搬	施工管理	土砂の運搬状況	運搬時積載状況	土砂運搬時	運搬経路が判明できる背景を入れて撮影	
3.揚土土捨て						
1)バージアンローダー揚土	施工管理	使用船舶機械等	作業現場	現地搬入前または現地搬入時	全景および数量が判明できるように撮影	
2)空気圧送揚土		バージアンローダー揚土、空気圧送揚土	排砂状況	排砂時		
3)リクレーマ揚土			海洋汚染防止対策	余水吐における濁り防止処置、設置および状態	特記仕様書の内容に対応させる。	
4)バックホウ揚土		リクレーマ揚土、バックホウ揚土	土砂の揚土状況	揚土作業時		
4.圧密・排水工						
1)サンドドレン【海上】	施工管理	使用船舶機器等	杭打船舶機械	組立完了後船舶機械毎打設		
			記録計器	打設時		
	品質管理	材料の確認	測量機等	測量中、機等毎		
			砂運搬船舶機械	運搬中		
【陸上】	施工管理	使用施工機械	クローラクレーン	現場搬入時、組立時、機械毎	全 景	
			その他	発動発電機	現場搬入時、組立時、機械毎	全 景
			施工状況	作業状況	施工時	全 景
	品質管理	材料の確認	品質試験状況	試験時	全 景	
		材料置場	現場搬入時	全 景		

県 新基準 (H29)						
工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項および説明	
			撮影箇所	撮影時期		
10.水中コンクリート	施工管理	打 設	打設状況	施工時	2-1レディーミクストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-4運搬打設工および2-9型枠・支保工の関連事項を適用する。 トレミー、コンクリートポンプ、底開き箱、底開き袋等	
		打設用機械器具等	打設状況	施工時		
	出来形管理	出来形の確認	出来形寸法等の測定状況	出来形測定時		
11.袋詰コンクリート	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶、機械等	施工時	2-1レディーミクストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-4運搬打設工、2-9型枠・支保工および2-10水中コンクリートの関連事項を適用する。	
		袋詰設置	コンクリート袋詰状況 設置状況	施工時 施工時		
	出来形管理	出来形の確認	出来形寸法等の測定状況、設置(積上)状況	出来形測定時		
12.水中不分離性コンクリート	施工管理	打 設	打設状況	施工時	2-1レディーミクストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-8鉄筋工および2-9型枠・支保工の関連事項を適用する。 トレミー、コンクリートポンプ等	
		打設用機械器具等	打設状況	施工時		
	品質管理	各種試験	スランブフロー、圧縮強度、懸濁物質等の試験状況	試験時		
	出来形管理	出来形の確認	出来形寸法等の測定状況	出来形測定時		
13.プレバッドコンクリート	施工管理	型枠状況一般	型枠組立て、建込状況	施工時	2-1レディーミクストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-4運搬打設工、2-8鉄筋工および2-9型枠・支保工の関連事項を適用する。	
		骨材の投入	骨材洗浄、投入状況	施工時		
		プラントの設備	設備の全景および細部	施工時		
		注入管および検査管	管の配置状況	モルタル注入前		配置間隔が判明できるようにテープ等を同時撮影
		モルタル注入	注入状況	注入時		注入の状態が判明できるように全景を撮影
	品質管理	各種試験	圧縮強度、フロー値、膨張率、ブリーディング率等の試験状況	試験時		
	出来形管理	出来形の確認	出来形寸法等の測定状況、岩盤かき均し状況等	測定時		
3 一般施工						
3-1 共通の工種						
1.排砂管設備						
1)排砂管設備	施工管理	排砂管設備	排砂管、零号等設置撤去	布設撤去の作業時	設置状況が判明できるように撮影	
2.土運船運搬工						
1)土運船運搬	施工管理	土砂の運搬状況	運搬時積載状況	土砂運搬時	運搬経路が判明できる背景を入れて撮影	
3.揚土土捨て						
1)バージアンローダー揚土	施工管理	使用船舶機械等	作業現場	現地搬入前または現地搬入時	全景および数量が判明できるように撮影	
2)空気圧送揚土		バージアンローダー揚土、空気圧送揚土	排砂状況	排砂時		
3)リクレーマ揚土			海洋汚染防止対策	余水吐における濁り防止処置、設置および状態	特記仕様書の内容に対応させる。	
4)バックホウ揚土		リクレーマ揚土、バックホウ揚土	土砂の揚土状況	揚土作業時		
4.圧密・排水工						
1)サンドドレン【海上】	施工管理	使用船舶機器等	杭打船舶機械	組立完了後船舶機械毎打設		
			記録計器	打設時		
	品質管理	材料の確認	測量機等	測量中、機等毎		
			砂運搬船舶機械	運搬中		
【陸上】	施工管理	使用施工機械	クローラクレーン	現場搬入時、組立時、機械毎	全 景	
			その他	発動発電機	現場搬入時、組立時、機械毎	全 景
			施工状況	作業状況	施工時	全 景
	品質管理	材料の確認	品質試験状況	試験時	全 景	
		材料置場	現場搬入時	全 景		

土木施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 6.港湾工事写真管理基準

県 現行基準(H26)					
工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項および説明
			撮影箇所	撮影時期	
2)敷 砂 3)敷砂均し	施工管理	使用船舶機械等	運搬船舶機械	投入時	全景が判明できるように撮影 均し用具は、作業前に撮影
			均し船舶機械	均し作業時	
		その他	海洋汚染防止対策 飛砂防止対策	対策を講じた時 対策を講じた時	
	品質管理	材料の確認	材 料	現場搬入時 (種類、品質および形状寸法の異なる毎)	
			品質試験状況	試験時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
4)載荷土砂	施工管理	使用船舶機械等	砂運搬船、機械	敷設時	
			排砂管設備	排砂中	
		その他	浚渫船(採取船)	浚渫中	
	品質管理	材料の確認	材 料	現場搬入時 (種類、品質および形状寸法の異なる毎)	
			品質試験状況	試験時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
5)ペーパードレーン				3-1-4圧密・排水工 1)サンドドレーンを適用する。	
6)グラベルマット	施工管理	使用船舶機械等	運搬および均し(船舶)機械	施工時	全景が判明できるように撮影 均し用具は、 作業前に撮影
			施工状況	砕石投入状況	
		その他	砕石均し状況	均し時、規格毎および作業機械・船種毎	
	品質管理	材料の確認	材 料	現場搬入時 (種類、品質および形状寸法の異なる毎)	
			品質試験状況	試験時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
7)グラベルドレーン	施工管理	使用施工機械	クローラクレーン	現場搬入時、組立時、機械毎	全 景
			その他	アースオーガマシン、リーダーオーガ、発動発電機、コンプレッサー、トラクターショベル	現場搬入時、組立時、機械毎
		施工状況	作業状況	施工時	全 景
	品質管理	材料の確認	品質試験状況 材料置場	試験時 現場搬入時	全 景 全 景
5.締固工					
1)ロッドコンパクション	施工管理	使用施工機械	振動体(バイブロ)	現場搬入時、組立時、機械毎	全 景
			その他	ロッド、リーダー、トラクターショベル、発動発電機、	現場搬入時、組立時、機械毎
		施工状況	作業状況	施工時	全 景
品質管理	材料の確認	品質試験状況	試験時	全 景	
		材料置場	現場搬入時	全 景	
2)サンドコンパクションパイロ【海上】	施工管理	使用船舶機器等	杭打船舶機械	組立完了後船舶機械毎 打設時	
			記録計器	打設時	
			測量槽等	測量中、槽等毎	
			砂運搬船舶機械	運搬中	
品質管理	材料の確認	材 料	現場搬入時 (種類、品質および形状寸法の異なる毎)		
		品質試験状況	試験時		
【陸上】	施工管理	使用施工機械	クローラクレーン	現場搬入時、組立時、機械毎	全 景
			その他	リーダー、発動発電機、コンプレッサー、トラクターショベル	現場搬入時、組立時、機械毎
		施工状況	作業状況	施工時	全 景
	品質管理	材料の確認	材料置場 品質試験状況	現場搬入時 試験時	全 景 全 景

県 新基準(H29)					
工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項および説明
			撮影箇所	撮影時期	
2)敷 砂 3)敷砂均し	施工管理	使用船舶機械等	運搬船舶機械	投入時	全景が判明できるように撮影 均し用具は、作業前に撮影
			均し船舶機械	均し作業時	
		その他	海洋汚染防止対策 飛砂防止対策	対策を講じた時 対策を講じた時	
	品質管理	材料の確認	材 料	現場搬入時 (種類、品質および形状寸法の異なる毎)	
			品質試験状況	試験時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
4)載荷土砂	施工管理	使用船舶機械等	砂運搬船、機械	敷設時	
			排砂管設備	排砂中	
		その他	浚渫船(採取船)	浚渫中	
	品質管理	材料の確認	材 料	現場搬入時 (種類、品質および形状寸法の異なる毎)	
			品質試験状況	試験時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
5)ペーパードレーン				3-1-4圧密・排水工 1)サンドドレーンを適用する。	
6)グラベルマット	施工管理	使用船舶機械等	運搬および均し(船舶)機械	施工時	全景が判明できるように撮影 均し用具は、 作業前に撮影
			施工状況	砕石投入状況	
		その他	砕石均し状況	均し時、規格毎および作業機械・船種毎	
	品質管理	材料の確認	材 料	現場搬入時 (種類、品質および形状寸法の異なる毎)	
			品質試験状況	試験時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
7)グラベルドレーン	施工管理	使用施工機械	クローラクレーン	現場搬入時、組立時、機械毎	全 景
			その他	アースオーガマシン、リーダーオーガ、発動発電機、コンプレッサー、トラクターショベル	現場搬入時、組立時、機械毎
		施工状況	作業状況	施工時	全 景
	品質管理	材料の確認	品質試験状況 材料置場	試験時 現場搬入時	全 景 全 景
5.締固工					
1)ロッドコンパクション	施工管理	使用施工機械	振動体(バイブロ)	現場搬入時、組立時、機械毎	全 景
			その他	ロッド、リーダー、トラクターショベル、発動発電機、	現場搬入時、組立時、機械毎
		施工状況	作業状況	施工時	全 景
品質管理	材料の確認	品質試験状況	試験時	全 景	
		材料置場	現場搬入時	全 景	
2)サンドコンパクションパイロ【海上】	施工管理	使用船舶機器等	杭打船舶機械	組立完了後船舶機械毎 打設時	
			記録計器	打設時	
			測量槽等	測量中、槽等毎	
			砂運搬船舶機械	運搬中	
品質管理	材料の確認	材 料	現場搬入時 (種類、品質および形状寸法の異なる毎)		
		品質試験状況	試験時		
【陸上】	施工管理	使用施工機械	クローラクレーン	現場搬入時、組立時、機械毎	全 景
			その他	リーダー、発動発電機、コンプレッサー、トラクターショベル	現場搬入時、組立時、機械毎
		施工状況	作業状況	施工時	全 景
	品質管理	材料の確認	材料置場 品質試験状況	現場搬入時 試験時	全 景 全 景

土木施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 6.港湾工事写真管理基準

県 現行基準 (H26)					
工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項および説明
			撮影箇所	撮影時期	
3)盛上土砂撤去	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶、機械等	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
		施工状況	撤去状況	撤去中	
		その他	海洋汚染防止対策	対策を講じた時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	
4)敷砂 5)敷砂均し 6.固化工					3-1-4圧密・排水工 2)敷砂、3)敷砂均しを適用する。
1)深層混合処理杭	施工管理	使用船舶機械等	改良船、材料運搬船、潜水士船、引船、揚錨船	搬入時、船舶機械毎	
			測量槽設置、撤去状況	測量槽設置時、改良船位誘導時	
		施工状況	障害物撤去状況	障害物調査、撤去時	
			改良杭打設状況	試験杭打時、作業時	
			海洋汚染防止対策	対策を講じた時	
			改良船計器類 代表的計器	計測時	
品質管理	材料の確認	固化材料 品質管理試験状況	現場搬入時、材料毎 試験時、試験種類毎		
2)盛上土砂撤去 3)敷砂 4)敷砂均し					3-1-5締固工 3)盛上土砂撤去を適用する。 3-1-4圧密・排水工 2)敷砂、3)敷砂均しを適用する。
5)事前混合処理	施工管理	使用船舶機械等	主要船舶機械	搬入時、船舶機械毎	使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影
			材料の貯蔵	貯蔵状況	
		プラントの設備	全景および細部	施工時	
		施工状況	混合処理状況	混合作業時	
			処理土運搬状況	運搬時	
			処理土投入状況	投入時	
品質管理	材料の確認	固化材料 品質管理試験状況	現場搬入時、材料毎 試験時、試験種類毎		
6)表層固化処理	施工管理	使用船舶機械等	主要船舶機械	搬入時、船舶機械毎	使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影
			材料の貯蔵	貯蔵状況	
		プラントの設備	全景および細部	施工時	
		施工状況	配合状況	施工時	
			固化処理状況	施工時	
	品質管理	材料の確認	固化材料 配合試験状況 品質管理試験状況	現場搬入時、材料毎 試験時 試験時、試験種類毎	
7.洗掘防止工					
1)洗掘防止	施工管理	マット類の確認	補強材セット状況	施工時	作業状況が判明できるように撮影
			アスファルトコンクリート打設状況	アスファルトコンクリート打設時	
			搬入仮置	搬入仮置時	
			アンカー取付け、加工	取付加工時	
		運搬	運搬時		
		敷設状況	敷設状況と使用船舶機械	敷設時	
	出来形管理	出来形の確認	敷設位置、重ね幅、延長およびジョイントの確認	敷設完了時	確認箇所が判る背景を入れる。
8.中詰工					
1)砂・石材中詰	施工管理	使用船舶機械等	運搬船等	施工時	作業状況が判明できるように撮影
			投入	投入状況	
			均し	均し状況	
	締固め	締固め状況	施工時		
品質管理	品質試験	品質試験状況	試験項目毎		
		材料の確認	材料および作業船等	搬入時に適宜	テープ等を同時撮影
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	均し完了後	中詰材の天端とケーソン天端との高低差が判明できるようにテープ等を同時撮影
2)コンクリート中詰					2.無筋・鉄筋コンクリートの関連事項および3-1-8 1)砂・石材中詰を適用する。
3)プレバッドコンクリート中詰					2.無筋・鉄筋コンクリートの関連事項および3-1-8 1)砂・石材中詰を適用する。

県 新基準 (H29)					
工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項および説明
			撮影箇所	撮影時期	
3)盛上土砂撤去	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶、機械等	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
		施工状況	撤去状況	撤去中	
		その他	海洋汚染防止対策	対策を講じた時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	
4)敷砂 5)敷砂均し 6.固化工					3-1-4圧密・排水工 2)敷砂、3)敷砂均しを適用する。
1)深層混合処理杭	施工管理	使用船舶機械等	改良船、材料運搬船、潜水士船、引船、揚錨船	搬入時、船舶機械毎	
			測量槽設置、撤去状況	測量槽設置時、改良船位誘導時	
		施工状況	障害物撤去状況	障害物調査、撤去時	
			改良杭打設状況	試験杭打時、作業時	
			海洋汚染防止対策	対策を講じた時	
			改良船計器類 代表的計器	計測時	
品質管理	材料の確認	固化材料 品質管理試験状況	現場搬入時、材料毎 試験時、試験種類毎		
2)盛上土砂撤去 3)敷砂 4)敷砂均し					3-1-5締固工 3)盛上土砂撤去を適用する。 3-1-4圧密・排水工 2)敷砂、3)敷砂均しを適用する。
5)事前混合処理	施工管理	使用船舶機械等	主要船舶機械	搬入時、船舶機械毎	使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影
			材料の貯蔵	貯蔵状況	
		プラントの設備	全景および細部	施工時	
		施工状況	混合処理状況	混合作業時	
			処理土運搬状況	運搬時	
			処理土投入状況	投入時	
品質管理	材料の確認	固化材料 品質管理試験状況	現場搬入時、材料毎 試験時、試験種類毎		
6)表層固化処理	施工管理	使用船舶機械等	主要船舶機械	搬入時、船舶機械毎	使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影
			材料の貯蔵	貯蔵状況	
		プラントの設備	全景および細部	施工時	
		施工状況	配合状況	施工時	
			固化処理状況	施工時	
	品質管理	材料の確認	固化材料 配合試験状況 品質管理試験状況	現場搬入時、材料毎 試験時 試験時、試験種類毎	
7.洗掘防止工					
1)洗掘防止	施工管理	マット類の確認	補強材セット状況	施工時	作業状況が判明できるように撮影
			アスファルトコンクリート打設状況	アスファルトコンクリート打設時	
			搬入仮置	搬入仮置時	
			アンカー取付け、加工	取付加工時	
		運搬	運搬時		
		敷設状況	敷設状況と使用船舶機械	敷設時	
	出来形管理	出来形の確認	敷設位置、重ね幅、延長およびジョイントの確認	敷設完了時	確認箇所が判る背景を入れる。
8.中詰工					
1)砂・石材中詰	施工管理	使用船舶機械等	運搬船等	施工時	作業状況が判明できるように撮影
			投入	投入状況	
			均し	均し状況	
	締固め	締固め状況	施工時		
品質管理	品質試験	品質試験状況	試験項目毎		
		材料の確認	材料および作業船等	搬入時に適宜	テープ等を同時撮影
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	均し完了後	中詰材の天端とケーソン天端との高低差が判明できるようにテープ等を同時撮影
2)コンクリート中詰					2.無筋・鉄筋コンクリートの関連事項および3-1-8 1)砂・石材中詰を適用する。
3)プレバッドコンクリート中詰					2.無筋・鉄筋コンクリートの関連事項および3-1-8 1)砂・石材中詰を適用する。

土木施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 6.港湾工事写真管理基準

県 現行基準 (H26)					
工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項および説明
			撮影箇所	撮影時期	
9.蓋コンクリート工					
1)蓋コンクリート	施工管理	使用船舶機械等	コンクリートミキサー船および付属船	コンクリート打設前	コンクリートミキサー船および付属船の形状が判るように前方、側面からそれぞれ撮影作業状況が判明できるように撮影
		ルーフィング敷設	中詰上面	コンクリート打設前	
	品質管理				2-7コンクリートの品質管理を適用する。
出来形管理	出来形の確認	測定状況	打設完了後		蓋コンクリートの施工天端とケーソンまたはセルラーブロックの天端との差が判明できるようにテープ等を同時撮影
10.蓋ブロック工					
1)蓋ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤードおよび設備	着工時全景	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		使用船舶機械等	クレーン等	施工時	
	品質管理	函 台	製作函台	着工時	
					2-7コンクリートの品質管理を適用する。
	出来形管理	鉄 筋	組立てかぶり	組立完了時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		型 枠	組立完了	組立確認時	
コンクリート		形状寸法、外観	打設後	番号等を入れて撮影	
完 成		完成品	完成時	個数が確認できれば1枚に複数数入れて撮影(全個数確認必要枚数撮影)	
	仮置状況	仮置時		積重ね段数が判明できるように撮影	
2)蓋ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
	出来形管理	据付作業	据付作業状況	据付時	据付作業が判明できるように撮影
3)間詰コンクリート	施工管理	使用船舶機械等	コンクリートミキサー船および付属船	コンクリート打設前	3-1-9蓋コンクリート工の関連事項を適用する。
		ルーフィング敷設	中詰上面	コンクリート打設前	
	品質管理				2-7コンクリートの品質管理を適用する。
11.鋼矢板工					
1)先行掘削	施工管理	掘 削	掘削状況	施工時	
2)鋼矢板	施工管理	矢板の保管	保管状況	保管時	全景およびまくら木、くさび等の変形、転落防止措置を撮影
		矢板の積込み	吊上げおよび積込状況	施工時	使用機械器具、積込方法が判明できるように撮影
		矢板の運搬	運搬状況	施工時	荷くずれ防止措置、台船への積載状況、使用船舶機械等が判明できるように撮影
		導材の設置	導材の設置状況	施工時	使用材料および船舶機械、導材の構造が判明できるように撮影
		矢板の建込み	建込状況(位置出し、吊込み、建込み等)	施工時	作業状況が判明できるように撮影
		矢板の打込み	打込状況	施工時	杭打船等の全景、打込み方法、順序等が判明できるように撮影
			ハンマーの種類、型式等	適 宜	
			打込記録中	測定時	
		飛油、騒音防止対策	対策を講じた時	飛油対策、騒音防止対策等を行った場合	
	継ぎ手部の離脱	離脱箇所	離脱が有った時	離脱部が撮影出来ない場合は、監督員の承諾を得ること。	
品質管理	矢板の規格、外観、形状寸法	観察、測定状況	観察、測定時	種類、形状寸法が変る毎にテープ等を同時撮影	
出来形管理	出来形の確認	測定作業状況	施工時および打込完了時		
12.控 工					
1)控鋼矢板 2)控鋼管 3)腹 起 4)タイ材	施工管理	腹起しの取付け	取付けおよび締付状況	施工時および完了時	
		タイロッド受杭			3-1-11鋼矢板工を適用する。
	品質管理	タイロッド、タイワイヤーの組立て、取付けプレキャストコンクリート控壁控杭、控矢板、控頂部コンクリート、場所打コンクリート控壁	組立ておよび取付状況	施工時	3-1-11鋼矢板工を適用する。 3-6本体工(ブロック式)を適用する。 3-14-1上部コンクリート工を適用する。
		腹起し材、タイロッド、タイワイヤーの規格、外観、形状寸法	観察、測定状況	観察、測定時	種類、形状寸法が変る毎にテープ等を同時撮影
1)控鋼矢板 2)控鋼管 3)腹 起 4)タイ材	品質管理	タイロッド、タイワイヤーの試験杭、矢板の品質、コンクリートの品質	引張試験の状況	試験時	3-1-11鋼矢板工を適用する。 3-14-1上部コンクリート工を適用する。
	出来形管理	出来形の確認	測定状況、完成状況	施工時および取付完了時	

県 新基準 (H29)					
工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項および説明
			撮影箇所	撮影時期	
9.蓋コンクリート工					
1)蓋コンクリート	施工管理	使用船舶機械等	コンクリートミキサー船および付属船	コンクリート打設前	コンクリートミキサー船および付属船の形状が判るように前方、側面からそれぞれ撮影作業状況が判明できるように撮影
		ルーフィング敷設	中詰上面	コンクリート打設前	
	品質管理				2-7コンクリートの品質管理を適用する。
出来形管理	出来形の確認	測定状況	打設完了後		蓋コンクリートの施工天端とケーソンまたはセルラーブロックの天端との差が判明できるようにテープ等を同時撮影
10.蓋ブロック工					
1)蓋ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤードおよび設備	着工時全景	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		使用船舶機械等	クレーン等	施工時	
	品質管理	函 台	製作函台	着工時	
					2-7コンクリートの品質管理を適用する。
	出来形管理	鉄 筋	組立てかぶり	組立完了時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		型 枠	組立完了	組立確認時	
コンクリート		形状寸法、外観	打設後	番号等を入れて撮影	
完 成		完成品	完成時	個数が確認できれば1枚に複数数入れて撮影(全個数確認必要枚数撮影)	
	仮置状況	仮置時		積重ね段数が判明できるように撮影	
2)蓋ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
	出来形管理	据付作業	据付作業状況	据付時	据付作業が判明できるように撮影
3)間詰コンクリート	施工管理	使用船舶機械等	コンクリートミキサー船および付属船	コンクリート打設前	3-1-9蓋コンクリート工の関連事項を適用する。
		ルーフィング敷設	中詰上面	コンクリート打設前	
	品質管理				2-7コンクリートの品質管理を適用する。
11.鋼矢板工					
1)先行掘削	施工管理	掘 削	掘削状況	施工時	
2)鋼矢板	施工管理	矢板の保管	保管状況	保管時	全景およびまくら木、くさび等の変形、転落防止措置を撮影
		矢板の積込み	吊上げおよび積込状況	施工時	使用機械器具、積込方法が判明できるように撮影
		矢板の運搬	運搬状況	施工時	荷くずれ防止措置、台船への積載状況、使用船舶機械等が判明できるように撮影
		導材の設置	導材の設置状況	施工時	使用材料および船舶機械、導材の構造が判明できるように撮影
		矢板の建込み	建込状況(位置出し、吊込み、建込み等)	施工時	作業状況が判明できるように撮影
		矢板の打込み	打込状況	施工時	杭打船等の全景、打込み方法、順序等が判明できるように撮影
			ハンマーの種類、型式等	適 宜	
			打込記録中	測定時	
		飛油、騒音防止対策	対策を講じた時	飛油対策、騒音防止対策等を行った場合	
	継ぎ手部の離脱	離脱箇所	離脱が有った時	離脱部の状況が判明できるように撮影すること。	
品質管理	矢板の規格、外観、形状寸法	観察、測定状況	観察、測定時	種類、形状寸法が変る毎にテープ等を同時撮影	
出来形管理	出来形の確認	測定作業状況	施工時および打込完了時		
12.控 工					
1)控鋼矢板 2)控鋼管 3)腹 起 4)タイ材	施工管理	腹起しの取付け	取付けおよび締付状況	施工時および完了時	
		タイロッド受杭			3-1-11鋼矢板工を適用する。
	品質管理	タイロッド、タイワイヤーの組立て、取付けプレキャストコンクリート控壁控杭、控矢板、控頂部コンクリート、場所打コンクリート控壁	組立ておよび取付状況	施工時	3-1-11鋼矢板工を適用する。 3-6本体工(ブロック式)を適用する。 3-14-1上部コンクリート工を適用する。
		腹起し材、タイロッド、タイワイヤーの規格、外観、形状寸法	観察、測定状況	観察、測定時	種類、形状寸法が変る毎にテープ等を同時撮影
1)控鋼矢板 2)控鋼管 3)腹 起 4)タイ材	品質管理	タイロッド、タイワイヤーの試験杭、矢板の品質、コンクリートの品質	引張試験の状況	試験時	3-1-11鋼矢板工を適用する。 3-14-1上部コンクリート工を適用する。
	出来形管理	出来形の確認	測定状況、完成状況	施工時および取付完了時	

土木施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 6.港湾工事写真管理基準

工種	撮影区分	撮影項目	県 現行基準 (H26)		注意事項および説明
			撮影基準		
			撮影箇所	撮影時期	
13.鋼杭工					
1)先行掘削					3-1-11鋼矢板工 1)先行掘削を適用する。
2)鋼杭	施工管理	杭の保管	保管状況	保管時	全景およびまくら木、くさび等の変形、転落防止措置を撮影
		杭の積込み	吊上げおよび積込状況	施工時	使用機械器具、積込方法が判明できるように撮影
		杭の運搬	運搬状況	施工時	荷くずれ防止措置、台船への積載状況、使用船舶機械等が判明できるように撮影
		導材の設置	導材の設置状況	施工時	使用材料および船舶機械、導材の構造が判明できるように撮影
		杭の建込み	建込状況(位置出し、吊込み、建込み等)	施工時	作業状況が判明できるように撮影
		杭の打込み	打込状況	施工時	杭打船等の全景、打込み方法、順序等が判明できるように撮影
	ハンマーの種類、型式等 適宜 打込記録中		測定時		
品質管理	杭の規格、外観、形状寸法	観察、測定状況	観察、測定時	飛油対策、騒音防止対策等を行った場合 種類、形状寸法が変る毎にテープ等を同時撮影	
出来形管理	出来形の確認	測定作業状況	施工時および打込完了時		
14.コンクリート杭工					
1)コンクリート杭					3-1-13鋼杭工 2)鋼杭を適用する。
15.防食工					
1)電気防食	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水土船、溶接機	取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		製品(陽極)	取付陽極	取付前	取付陽極の部分(1組)および取付陽極全体
		取付け(陽極) (電位測定装置)	取付状況 設置状況	取付時 取付時	取付状況(水中写真) 測定用端子の設置状況
	品質管理	形状寸法	測定状況	測定時	
出来形管理	出来形の確認(陽極) (電位測定装置)	取付完了状態	取付完了時	潜水土船または潜水土による確認検査状況	
2)FRPモルタル被覆	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水土船、溶接機	取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		施工状況	モルタル注入	施工時	
		製品(FRP)		取付前、取付後	
	品質管理	施工状況	設置状況	取付時	FRP被覆材の設置状況
	出来形管理	形状寸法	測定状況	測定時	
出来形管理	出来形の確認	被覆防食完了状態	取付完了時	完了の部分(1箇所)および正面全体と延長方向を撮影	
(素地調整)	施工管理	使用機械	コンプレッサー、ケレン工具等	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
	出来形管理	施工状況	作業状況	施工時	
(モルタル工)	施工管理	使用機械	モルタルポンプ、発電機	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
	出来形管理	施工状況	作業状況	施工時	
3)ペトラタム被覆	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水土船、溶接機等	取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		製品(FRP等)		取付前、取付後	
		施工状況	設置状況	取付時	FRP等保護材の設置状況
	品質管理	形状寸法	測定状況	測定時	
出来形管理	出来形の確認(陽極) (電位測定装置)	取付完了状態	取付完了時	潜水土船による確認検査状況	
(素地調整)	施工管理	使用機械	コンプレッサー、ケレン工具等	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
	出来形管理	施工状況	作業状況	施工時	
(防食工)	施工管理	使用機械	取付用工具	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
	出来形管理	施工状況	作業状況	施工時	
4)コンクリート被覆	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水土船、溶接機等	施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		被覆防食の作業状況	施工状況	施工時	
出来形管理	出来形の確認	被覆防食完了状態	完了時	完了の部分(1箇所)および正面全体と延長方向を撮影	

工種	撮影区分	撮影項目	県 新基準 (H29)		注意事項および説明
			撮影基準		
			撮影箇所	撮影時期	
13.鋼杭工					
1)先行掘削					3-1-11鋼矢板工 1)先行掘削を適用する。
2)鋼杭	施工管理	杭の保管	保管状況	保管時	全景およびまくら木、くさび等の変形、転落防止措置を撮影
		杭の積込み	吊上げおよび積込状況	施工時	使用機械器具、積込方法が判明できるように撮影
		杭の運搬	運搬状況	施工時	荷くずれ防止措置、台船への積載状況、使用船舶機械等が判明できるように撮影
		導材の設置	導材の設置状況	施工時	使用材料および船舶機械、導材の構造が判明できるように撮影
		杭の建込み	建込状況(位置出し、吊込み、建込み等)	施工時	作業状況が判明できるように撮影
		杭の打込み	打込状況	施工時	杭打船等の全景、打込み方法、順序等が判明できるように撮影
	ハンマーの種類、型式等 適宜 打込記録中		測定時		
品質管理	杭の規格、外観、形状寸法	観察、測定状況	観察、測定時	飛油対策、騒音防止対策等を行った場合 種類、形状寸法が変る毎にテープ等を同時撮影	
出来形管理	出来形の確認	測定作業状況	施工時および打込完了時		
14.コンクリート杭工					
1)コンクリート杭					3-1-13鋼杭工 2)鋼杭を適用する。
15.防食工					
1)電気防食	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水土船、溶接機等	取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		製品(陽極)	取付陽極	取付前	取付陽極の部分(1組)および取付陽極全体
		取付け(陽極) (電位測定装置)	取付状況 設置状況	取付時 取付時	取付状況(水中写真) 測定用端子の設置状況
	品質管理	形状寸法	測定状況	測定時	
出来形管理	出来形の確認(陽極) (電位測定装置)	取付完了状態	取付完了時	潜水土船または潜水土による確認検査状況	
2)FRPモルタル被覆	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水土船、溶接機等	取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		施工状況	モルタル注入	施工時	
		製品(FRP)		取付前、取付後	
	品質管理	施工状況	設置状況	取付時	FRP被覆材の設置状況
	出来形管理	形状寸法	測定状況	測定時	
出来形管理	出来形の確認	被覆防食完了状態	取付完了時	完了の部分(1箇所)および正面全体と延長方向を撮影	
(素地調整)	施工管理	使用機械	コンプレッサー、ケレン工具等	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
	出来形管理	施工状況	作業状況	施工時	
(モルタル工)	施工管理	使用機械	モルタルポンプ、発電機	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
	出来形管理	施工状況	作業状況	施工時	
3)ペトラタム被覆	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水土船、溶接機等	取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		製品(FRP等)		取付前、取付後	
		施工状況	設置状況	取付時	FRP等保護材の設置状況
	品質管理	形状寸法	測定状況	測定時	
出来形管理	出来形の確認(陽極) (電位測定装置)	被覆防食完了状態	取付完了時	完了の部分(1箇所)および正面全体と延長方向を撮影	
(素地調整)	施工管理	使用機械	コンプレッサー、ケレン工具等	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
	出来形管理	施工状況	作業状況	施工時	
(防食工)	施工管理	使用機械	取付用工具	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
	出来形管理	施工状況	作業状況	施工時	
4)コンクリート被覆	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水土船、溶接機等	施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		被覆防食の作業状況	施工状況	施工時	
出来形管理	出来形の確認	被覆防食完了状態	完了時	完了の部分(1箇所)および正面全体と延長方向を撮影	

土木施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 6.港湾工事写真管理基準

県 現行基準 (H26)					
工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項および説明
			撮影箇所	撮影時期	
5)防食塗装	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水士船、溶接機等	施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		塗 装	施工状況	施工時、各層毎	
	出来形管理	出来形の確認	塗装完了状態	完了時	完了の部分(1箇所)および正面全体と延長方向を撮影
16.路床工					
1)不陸整正	施工管理	路 床	施工状況	施工時	
17.コンクリート舗装工					
1)下層路盤 2)上層路盤	施工管理	路 盤	路盤材料均し、転圧、締固め	上層、下層作業中	
	品質管理	材料の確認	試験および検査	試験および検査時	主要資材については品質管理基準の項目による試験および検査の状況が判明できるように撮影
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	路盤の厚さが判明できるように撮影
3)コンクリート舗装 4)目 地 5)小口止め	施工管理	コンクリート舗装、目地	型枠据付時の路盤確認、型枠組立て、組外し、コンクリート運搬および打設	施工時	各作業が判明できるように撮影
			締固めおよび表面仕上げ		
			スリッパ、タイバー、目地材及び鉄網の設置養生		
		小口止め	施工状況	施工時	
	品質管理	材料の確認	試験および検査	試験および検査時	主要資材については品質管理基準の項目による試験および検査の状況が判明できるように撮影 2-7コンクリートの品質管理を適用する。
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	コンクリート舗装の鉄網、目地および舗設厚さが判明できるように撮影	
18.アスファルト舗装工					
1)下層路盤 2)上層路盤					3-1-17コンクリート舗装工 1)下層路盤、2)上層路盤を適用する。
3)基 層 4)表 層	施工管理	基層、表層	型枠組立て タックコート、プライムコート散布	施工時	各作業が判明できるように撮影
			舗設、締固め		
	品質管理	材料の確認	試験および検査	試験および検査時	主要資材については品質管理基準の項目による試験および検査の状況が判明できるように撮影
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	舗設厚さが判明できるように撮影	
19.植生工					
1)張 芝 2)筋 芝	施工管理	施工状況	使用機械器具等	転圧機械、打固め器具等	搬入時 使用機器の規格、形状等が判明できるように撮影
			材料の管理	施工時	材料の管理状況が判明できるように撮影
			土の敷均し、肥料の散布状況	施工時	土の敷均し厚、肥料の散布状況が判明できるように撮影
			芝の張付け	施工時	剥離しやすい箇所の固定、ローラ等による鎮圧状況が判明できるように撮影
	品質管理 出来形管理	使用材料 植生状況	土、芝、肥料 施工前区域	搬入時、施工前、全体区域および部分	芝、肥料の種類、土の性状等が判明できるように撮影 全体区域、部分的に施工前および完成の状況が判明できるように撮影
		完成区域	施工完了後、全体区域および部分		
3)播 種 4)種子吹付	施工管理	施工状況	使用機械器具等	整地、鎮圧、散布機械等	搬入時 使用機器の規格、形状等が判明できるように撮影
			材料の管理	施工時	材料の管理状況が判明できるように撮影
			種子の播き付け、土の敷均し等	施工時、工程毎	作業状況が判明できるように撮影
	品質管理	使用材料	土、種子、肥料、土壌改良剤、養生剤等	搬入時	種子、肥料等材料の種類、品質が判明できるように撮影
	出来形管理	植生状況	施工前区域	施工前、全体区域および部分	全体区域、部分的に施工前および完成の状況が判明できるように撮影 全体区域、部分的に施工前および完成の状況が判明できるように撮影
		完成区域	施工完了後、全体区域および部分		

県 新基準 (H29)					
工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項および説明
			撮影箇所	撮影時期	
5)防食塗装	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水士船、溶接機等	施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		塗 装	施工状況	施工時、各層毎	
	出来形管理	出来形の確認	塗装完了状態	完了時	完了の部分(1箇所)および正面全体と延長方向を撮影
16.路床工					
1)不陸整正	施工管理	路 床	施工状況	施工時	
17.コンクリート舗装工					
1)下層路盤 2)上層路盤	施工管理	路 盤	路盤材料均し、転圧、締固め	上層、下層作業中	
	品質管理	材料の確認	試験および検査	試験および検査時	主要資材については品質管理基準の項目による試験および検査の状況が判明できるように撮影
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	路盤の厚さが判明できるように撮影
3)コンクリート舗装 4)目 地 5)小口止め	施工管理	コンクリート舗装、目地	型枠据付時の路盤確認、型枠組立て、組外し、コンクリート運搬および打設	施工時	各作業が判明できるように撮影
			締固めおよび表面仕上げ		
			スリッパ、タイバー、目地材及び鉄網の設置養生		
		小口止め	施工状況	施工時	
	品質管理	材料の確認	試験および検査	試験および検査時	主要資材については品質管理基準の項目による試験および検査の状況が判明できるように撮影 2-7コンクリートの品質管理を適用する。
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	コンクリート舗装の鉄網、目地および舗設厚さが判明できるように撮影	
18.アスファルト舗装工					
1)下層路盤 2)上層路盤					3-1-17コンクリート舗装工 1)下層路盤、2)上層路盤を適用する。
3)基 層 4)表 層	施工管理	基層、表層	型枠組立て タックコート、プライムコート散布	施工時	各作業が判明できるように撮影
			舗設、締固め		
	品質管理	材料の確認	試験および検査	試験および検査時	主要資材については品質管理基準の項目による試験および検査の状況が判明できるように撮影
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	舗設厚さが判明できるように撮影	
19.植生工					
1)張 芝 2)筋 芝	施工管理	施工状況	使用機械器具等	転圧機械、打固め器具等	搬入時 使用機器の規格、形状等が判明できるように撮影
			材料の管理	施工時	材料の管理状況が判明できるように撮影
			土の敷均し、肥料の散布状況	施工時	土の敷均し厚、肥料の散布状況が判明できるように撮影
			芝の張付け	施工時	剥離しやすい箇所の固定、ローラ等による鎮圧状況が判明できるように撮影
	品質管理 出来形管理	使用材料 植生状況	土、芝、肥料 施工前区域	搬入時、施工前、全体区域および部分	芝、肥料の種類、土の性状等が判明できるように撮影 全体区域、部分的に施工前および完成の状況が判明できるように撮影
		完成区域	施工完了後、全体区域および部分		
3)播 種 4)種子吹付	施工管理	施工状況	使用機械器具等	整地、鎮圧、散布機械等	搬入時 使用機器の規格、形状等が判明できるように撮影
			材料の管理	施工時	材料の管理状況が判明できるように撮影
			種子の播き付け、土の敷均し等	施工時、工程毎	作業状況が判明できるように撮影
	品質管理	使用材料	土、種子、肥料、土壌改良剤、養生剤等	搬入時	種子、肥料等材料の種類、品質が判明できるように撮影
	出来形管理	植生状況	施工前区域	施工前、全体区域および部分	全体区域、部分的に施工前および完成の状況が判明できるように撮影 全体区域、部分的に施工前および完成の状況が判明できるように撮影
		完成区域	施工完了後、全体区域および部分		

土木施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 6.港湾工事写真管理基準

県 現行基準(H26)					
工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項および説明
			撮影箇所	撮影時期	
5)植 栽	施工管理	使用機械器具等	掘削機械、締固め器具	搬入時	使用機器の規格、形状が判明できるように撮影
			運搬機械、材料管理		材料の管理状況が判明できるように撮影
		施工状況	土の敷均し、肥料の散布状況	施工前	土の敷均し、肥料の散布状況が判明できるように撮影
			根回し、運搬、植穴、植付け、名札等の状況	施工時、工程毎	植樹の施工状況が判明できるように撮影
	品質管理	使用材料	土、肥料等	搬入時	土の性状、肥料の種類が判明できるように撮影
			樹 木	搬入時、種類毎	樹木の形状が判明できるように撮影
	出来形管理	植樹状況	施工前区域	施工前、全体区域および部分	全体区域、部分的に施工前および完成状況が判明できるように撮影
			完成区域	施工完成後、全体区域および部分	
3-2 土捨工					
1.排砂管設備工			3-1-1排砂管設備工を適用する。		
2.土運船運搬工			3-1-2土運船運搬工を適用する。		
3.揚土土捨工			3-1-3揚土土捨工を適用する。		
3-3 海上地盤改良工					
1.床掘工					
1)ポンプ床掘	施工管理	使用船舶機械等	作業現場	現地搬入前または現地搬入時	全景および数量が判明できるように撮影
			床掘	床掘位置測量状況 中継船設置、撤去 床掘状況 障害物積込状況	測量時 設置撤去の作業時 浚渫作業時、作業船毎、 積込時
		障害物除去	運搬船に積込まれた状態	積込完了時、運搬毎適宜	運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮
			障害物捨込状況	捨込時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測量作業時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
		2)グラブ床掘 3)硬土盤床掘 4)砕岩床掘 5)バックホウ床掘	使用船舶機械等	作業現場	現地搬入前または現地搬入時
2)グラブ床掘 3)硬土盤床掘 4)砕岩床掘 5)バックホウ床掘	施工管理	床 掘	床掘位置測量状況	測量時	法線または区域標識を入れる。
			床掘状況	床掘作業時、作業船毎	船団の配置および床掘位置が判明できる背景を入れる。
		障害物除去	土質状況 障害物積込状況 運搬船に積込まれた状態	床掘作業時 積込時	位置、深度または層を明記する。
			積込完了時、運搬毎適宜	運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測量作業時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
		2.排砂管設備工			
3.土運船運搬工			3-1-1排砂管設備工を適用する。		
4.揚土土捨工			3-1-2土運船運搬工を適用する。		
1)土砂掘削			3-1-3揚土土捨工を適用する。		
2)土砂盛土			3-17-3裏埋土 1)土砂掘削を適用する。		
5.置換工			3-17-3裏埋土 2)土砂盛土を適用する。		
1)置換材 2)置換材均し	施工管理	使用船舶機械等	運搬船舶機械 均し船舶機械	投入時 均し作業時	全景が判明できるように撮影 均し用具は、作業前に撮影
			その他	海洋汚染防止対策 飛砂防止対策	対策を講じた時 対策を講じた時
	品質管理	材料の確認	材 料	現場搬入時 (種類、品質および形状寸法の異なる毎)	
			品質試験状況	試験時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
		6.圧密・排水工			
7.締固工			3-1-4圧密・排水工 1)サンドレーン、2)敷砂、3)敷砂均し、4)載荷土砂、5)パーパートレーンを適用する。		
8.固化工			3-1-5締固工 2)サンドコンパクションパイル、3)盛上土砂撤去、4)敷砂、5)敷砂均しを適用する。		
8.固化工			3-1-6固化工 1)深層混合処理杭、3)敷砂、4)敷砂均しを適用する。		

県 新基準(H29)					
工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項および説明
			撮影箇所	撮影時期	
5)植 栽	施工管理	使用機械器具等	掘削機械、締固め器具	搬入時	使用機器の規格、形状が判明できるように撮影
			運搬機械、材料管理		材料の管理状況が判明できるように撮影
		施工状況	土の敷均し、肥料の散布状況	施工前	土の敷均し、肥料の散布状況が判明できるように撮影
			根回し、運搬、植穴、植付け、名札等の状況	施工時、工程毎	植樹の施工状況が判明できるように撮影
	品質管理	使用材料	土、肥料等	搬入時	土の性状、肥料の種類が判明できるように撮影
			樹 木	搬入時、種類毎	樹木の形状が判明できるように撮影
	出来形管理	植樹状況	施工前区域	施工前、全体区域および部分	全体区域、部分的に施工前および完成状況が判明できるように撮影
			完成区域	施工完成後、全体区域および部分	
3-2 土捨工					
1.排砂管設備工			3-1-1排砂管設備工を適用する。		
2.土運船運搬工			3-1-2土運船運搬工を適用する。		
3.揚土土捨工			3-1-3揚土土捨工を適用する。		
3-3 海上地盤改良工					
1.床掘工					
1)ポンプ床掘	施工管理	使用船舶機械等	作業現場	現地搬入前または現地搬入時	全景および数量が判明できるように撮影
			床掘	床掘位置測量状況 中継船設置、撤去 床掘状況 障害物積込状況	測量時 設置撤去の作業時 浚渫作業時、作業船毎、 積込時
		障害物除去	運搬船に積込まれた状態	積込完了時、運搬毎適宜	運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮
			障害物捨込状況	捨込時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測量作業時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
		2)グラブ床掘 3)硬土盤床掘 4)砕岩床掘 5)バックホウ床掘	使用船舶機械等	作業現場	現地搬入前または現地搬入時
2)グラブ床掘 3)硬土盤床掘 4)砕岩床掘 5)バックホウ床掘	施工管理	床 掘	床掘位置測量状況	測量時	法線または区域標識を入れる。
			床掘状況	床掘作業時、作業船毎	船団の配置および床掘位置が判明できる背景を入れる。
		障害物除去	土質状況 障害物積込状況 運搬船に積込まれた状態	床掘作業時 積込時	位置、深度または層を明記する。
			積込完了時、運搬毎適宜	運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測量作業時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
		2.排砂管設備工			
3.土運船運搬工			3-1-1排砂管設備工を適用する。		
4.揚土土捨工			3-1-2土運船運搬工を適用する。		
1)土砂掘削			3-1-3揚土土捨工を適用する。		
2)土砂盛土			3-17-3裏埋土 1)土砂掘削を適用する。		
5.置換工			3-17-3裏埋土 2)土砂盛土を適用する。		
1)置換材 2)置換材均し	施工管理	使用船舶機械等	運搬船舶機械 均し船舶機械	投入時 均し作業時	全景が判明できるように撮影 均し用具は、作業前に撮影
			その他	海洋汚染防止対策 飛砂防止対策	対策を講じた時 対策を講じた時
	品質管理	材料の確認	材 料	現場搬入時 (種類、品質および形状寸法の異なる毎)	
			品質試験状況	試験時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
		6.圧密・排水工			
7.締固工			3-1-4圧密・排水工 1)サンドレーン、2)敷砂、3)敷砂均し、4)載荷土砂、5)パーパートレーンを適用する。		
8.固化工			3-1-5締固工 2)サンドコンパクションパイル、3)盛上土砂撤去、4)敷砂、5)敷砂均しを適用する。		
8.固化工			3-1-6固化工 1)深層混合処理杭、3)敷砂、4)敷砂均しを適用する。		

土木施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 6.港湾工事写真管理基準

県 現行基準(H26)						
工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項および説明	
			撮影箇所	撮影時期		
3-4 基礎工						
1.基礎盛砂工						
1)盛 砂 2)盛砂均し	施工管理	使用船舶機械等	運搬船舶機械 均し船舶機械	投入時 均し作業時	全景が判明できるように撮影 均し用具は、作業前に撮影	
		その他	海洋汚染防止対策	対策を講じた時		
	品質管理	材料の確認	材 料	現場搬入時 (種類、品質および形状寸法の異なる毎)		
			品質試験状況	試験時		
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時		全景については、位置が判明できる背景を入れる。	
2.洗掘防止工						
3.基礎捨石工						
1)基礎捨石 2)捨石本均し 3)捨石荒均し	施工管理	準備、仮設	ストックヤード、仮設道路等	仮設道路、ストックヤード 使用前後		
		陸上運搬	ストック、積込み、運搬状況	運搬時	使用機械作業状況等が判明できるように撮影	
		捨石投入	投入状況	投入時、捨石規格毎および作業船種毎		
		捨石均し	均し状況	規格および作業船毎		
	品質管理	材料試験	試験状況	試験時	公的機関が実施する場合は省略できる。	
		材料の確認	産地・規格毎	搬入時	スタッフ、テープ等を同時撮影	
出来形管理	出来形の確認	測量状況	測量作業時			
4.袋詰コンクリート工						
5.基礎ブロック工						
1)基礎ブロック 製作	施工管理	ヤード等	ヤードおよび設備	着工時全景	ヤード全景および設備が判明出来るように撮影	
		使用船舶機械等	クレーン等	施工時	使用する機械等の種類が判明できるように撮影	
		函 台	製作函台	着工時		
	品質管理				2-7コンクリートの品質管理を適用する。	
	出来形管理	鉄 筋	組立てかぶり	組立完了時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。	
		型 枠	組立完了	組立確認時	函台、函台の平坦性(敷砂等)および剥離材(ルーフィング等)敷設状況の撮影	
コンクリート		形状寸法、外観	打設後	番号等を入れて撮影		
完 成	完 成	完成品	完成時	個数が確認できれば1枚に複数数入れて撮影(全個数確認必要枚数撮影)		
	仮置状況	仮置時	仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影		
2)基礎ブロック 据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影	
		据付作業	据付作業状況	据付時	据付作業が判明できるように撮影	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	目地測定時および法線出入の測定時	据付の全体が判明できるように撮影	
6.水中コンクリート工						
7.水中不分離性コンクリート工						
3-5 本土工(ケーソン式)						
1.ケーソン製作工						
1)ケーソン製 作用台船	施工管理	使用船舶機械等	フローティングドック、引船、起重機船、運搬船、クレーン運搬機械等	施工時	使用する船舶、機械の種類が判明できるように撮影	
		ヤード等	ヤードおよび設備	着工時全景	ヤード全景および設備が判明できるように撮影	
2)底 面	施工管理	函 台	製作函台	着工時および施工時	函台、函台の平坦性(敷砂等)および剥離材(ルーフィング等)の敷設状況の撮影	
3)マット	施工管理	摩擦増大用マット類の確認	補強材セット状況	作業中、完了時	作業状況が判明できるように撮影	
			アスファルトコンクリート打設状況	アスファルトコンクリート打設時		
			搬入仮置	搬入仮置時		
			アンカー取付け、加工	取付加工時		
	運 搬	運搬時				
出来形管理	摩擦増大用マット敷設状況	敷設状況と使用船舶機械	敷設時			
出来形管理	摩擦増大用マット出来形の確認	敷設位置、重ね幅、延長およびジョイントの確認	敷設完了時		確認箇所が判る背景を入れる。	

県 新基準(H29)						
工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項および説明	
			撮影箇所	撮影時期		
3-4 基礎工						
1.基礎盛砂工						
1)盛 砂 2)盛砂均し	施工管理	使用船舶機械等	運搬船舶機械 均し船舶機械	投入時 均し作業時	全景が判明できるように撮影 均し用具は、作業前に撮影	
		その他	海洋汚染防止対策	対策を講じた時		
	品質管理	材料の確認	材 料	現場搬入時 (種類、品質および形状寸法の異なる毎)		
			品質試験状況	試験時		
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時		全景については、位置が判明できる背景を入れる。	
2.洗掘防止工						
3.基礎捨石工						
1)基礎捨石 2)捨石本均し 3)捨石荒均し	施工管理	準備、仮設	ストックヤード、仮設道路等	仮設道路、ストックヤード 使用前後		
		陸上運搬	ストック、積込み、運搬状況	運搬時	使用機械作業状況等が判明できるように撮影	
		捨石投入	投入状況	投入時、捨石規格毎および作業船種毎		
		捨石均し	均し状況	規格および作業船毎		
	品質管理	材料試験	試験状況	試験時	公的機関が実施する場合は省略できる。	
		材料の確認	産地・規格毎	搬入時	スタッフ、テープ等を同時撮影	
出来形管理	出来形の確認	測量状況	測量作業時			
4.袋詰コンクリート工						
5.基礎ブロック工						
1)基礎ブロック 製作	施工管理	ヤード等	ヤードおよび設備	着工時全景	ヤード全景および設備が判明出来るように撮影	
		使用船舶機械等	クレーン等	施工時	使用する機械等の種類が判明できるように撮影	
		函 台	製作函台	着工時		
	品質管理				2-7コンクリートの品質管理を適用する。	
	出来形管理	鉄 筋	組立てかぶり	組立完了時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。	
		型 枠	組立完了	組立確認時	函台、函台の平坦性(敷砂等)および剥離材(ルーフィング等)敷設状況の撮影	
コンクリート		形状寸法、外観	打設後	番号等を入れて撮影		
完 成	完 成	完成品	完成時	個数が確認できれば1枚に複数数入れて撮影(全個数確認必要枚数撮影)		
	仮置状況	仮置時	仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影		
2)基礎ブロック 据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影	
		据付作業	据付作業状況	据付時	据付作業が判明できるように撮影	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	目地測定時および法線出入の測定時	据付の全体が判明できるように撮影	
6.水中コンクリート工						
7.水中不分離性コンクリート工						
3-5 本土工(ケーソン式)						
1.ケーソン製作工						
1)ケーソン製 作用台船	施工管理	使用船舶機械等	フローティングドック、引船、起重機船、運搬船、クレーン運搬機械等	施工時	使用する船舶、機械の種類が判明できるように撮影	
		ヤード等	ヤードおよび設備	着工時全景	ヤード全景および設備が判明できるように撮影	
2)底 面	施工管理	函 台	製作函台	着工時および施工時	函台、函台の平坦性(敷砂等)および剥離材(ルーフィング等)の敷設状況の撮影	
3)マット	施工管理	摩擦増大用マット類の確認	補強材セット状況	作業中、完了時	作業状況が判明できるように撮影	
			アスファルトコンクリート打設状況	アスファルトコンクリート打設時		
			搬入仮置	搬入仮置時		
			アンカー取付け、加工	取付加工時		
	運 搬	運搬時				
出来形管理	摩擦増大用マット敷設状況	敷設状況と使用船舶機械	敷設時			
出来形管理	摩擦増大用マット出来形の確認	敷設位置、重ね幅、延長およびジョイントの確認	敷設完了時		確認箇所が判る背景を入れる。	

土木施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 6.港湾工事写真管理基準

工種	撮影区分	撮影項目	県 現行基準(H26)		注意事項および説明
			撮影基準		
			撮影箇所	撮影時期	
4)支保					2-9型枠・支保工を適用する。 内足場及び外足場の組立状況を撮影
5)足場	施工管理	足場	組立状況	組立時	足場の構造、安全ネット等が判明できるように撮影
			登り足場設置状況	同上	
			壁継ぎ設置状況	同上	
			足場スペース確保状況	同上	
			解体状況	解体時	
6)鉄筋	施工管理				2-8鉄筋工を適用する。
	出来形管理	鉄筋	組立て 底板	組立段階確認時	組立完了状況が判明できるように撮影
			フーチング	組立段階確認時	
			外壁(側壁)	各層 組立段階確認時	
			隔壁	各層 組立段階確認時	
			ハンチ部	上段 組立段階確認時	
			吊筋等	上段 組立段階確認時	
			かぶり	各層 組立段階確認時	鉄筋と型枠の間隔が判明できるように撮影
7)型枠	施工管理				2-9型枠・支保工を適用する。
	出来形管理	型枠	組立て 底板	組立段階確認時	組立完了状況が判明できるように撮影
			フーチング	組立段階確認時	
			外壁(側壁)	各層 組立段階確認時	
			隔壁	各層 組立段階確認時	
			ハンチ部	上段 組立段階確認時	
8)コンクリート	施工管理				2-4運搬打設工を適用する。
	品質管理				2-7コンクリートの品質管理を適用する。
	出来形管理	コンクリート	形状寸法、外観	打設後、各層	打設完了状況が判明できるように撮影
		完成	完成品全景	完成時、各函毎	ケーソン番号、吃水マーク等を入れて撮影
2.ケーソン進水据付工					
1)バラスト	施工管理	バラスト投入	バラスト材投入状況	投入時	バラスト投入方法および材料が判明できるように撮影
2)止水板	施工管理	止水板	止水板の設置状況	進水時	曳航の場合で蓋の取付状況または取付完了状態を撮影
3)上蓋	施工管理	蓋 (ネットを含む。)	蓋の設置状況	進水時	曳航の場合で蓋の取付状況または取付完了状態を撮影
4)進水	施工管理	進水	進水方法	進水時	斜路式、ドライドック、FD、吊降し等の方法が判明できるように撮影
			進水設備	進水時	設備(吊降しの場合、起重機船、吊具を含む。)が判明できるように撮影
			進水状況	進水時	漏水がある場合は漏水状況および処置状況を撮影
		浮上	浮上または吊上げ完了状況	進水(吊上げ)完了時	計画吃水であることが確認できるように撮影
5)仮置	施工管理 (沈設の場合) (係留の場合)	使用船舶機械等	起重機船、発電機、ポンプ等設置状況	設置時	使用する船舶機械等の種類が判明できるように撮影
		仮置作業	沈設状況	仮置時	沈設作業(注水を含む。)が判明できるように撮影
		仮置作業	係留状況	仮置時	係留作業(係留アンカーを含む。)が判明できるように撮影
	出来形管理 (係留の場合)	仮置完了	沈設完了状況	完了時、各函毎	沈設仮置完了状態が判明できるように撮影
		仮置完了	係留完了状況	完了時、各函毎	係留完了状態(係留ロープを含む。)が判明できるように撮影
6)回航・えい航	施工管理	蓋の設置状況	完了状況	完了時、各函毎	
		使用船舶	引船全景	えい航開始時	形象物等が判明できるように撮影
		えい航・回航用ロープ	取付状況および、吊具取付状況	えい航開始時	えい航・回航用ロープの取付位置および状況について撮影
		えい航・回航	えい航・回航姿勢	えい航・回航時	えい航・回航の姿勢が判明できるように撮影
		寄港避難	寄港および避難の状況	寄港時および避難時、各函毎	途中寄港した場合には、その係留等の状態が判明できるように撮影
出来形管理	えい航・回航完了	完了(目的地着)状況	えい航・回航完了時	えい航・回航が完了したことが判明できるように撮影(付近の背景を同時撮影)	

工種	撮影区分	撮影項目	県 新基準(H29)		注意事項および説明
			撮影基準		
			撮影箇所	撮影時期	
4)支保					2-9型枠・支保工を適用する。 内足場及び外足場の組立状況を撮影
5)足場	施工管理	足場	組立状況	組立時	足場の構造、安全ネット等が判明できるように撮影
			昇り足場設置状況	同上	
			壁継ぎ設置状況	同上	
			足場スペース確保状況	同上	
			解体状況	解体時	
6)鉄筋	施工管理				2-8鉄筋工を適用する。
	出来形管理	鉄筋	組立て 底板	組立段階確認時	組立完了状況が判明できるように撮影
			フーチング	組立段階確認時	
			外壁(側壁)	各層 組立段階確認時	
			隔壁	各層 組立段階確認時	
			ハンチ部	上段 組立段階確認時	
			吊筋等	上段 組立段階確認時	
			かぶり	各層 組立段階確認時	鉄筋と型枠の間隔が判明できるように撮影
7)型枠	施工管理				2-9型枠・支保工を適用する。
	出来形管理	型枠	組立て 底板	組立段階確認時	組立完了状況が判明できるように撮影
			フーチング	組立段階確認時	
			外壁(側壁)	各層 組立段階確認時	
			隔壁	各層 組立段階確認時	
			ハンチ部	上段 組立段階確認時	
8)コンクリート	施工管理				2-4運搬打設工を適用する。
	品質管理				2-7コンクリートの品質管理を適用する。
	出来形管理	コンクリート	形状寸法、外観	打設後、各層	打設完了状況が判明できるように撮影
		完成	完成品全景	完成時、各函毎	ケーソン番号、吃水マーク等を入れて撮影
2.ケーソン進水据付工					
1)バラスト	施工管理	バラスト投入	バラスト材投入状況	投入時	バラスト投入方法および材料が判明できるように撮影
2)止水板	施工管理	止水板	止水板の設置状況	進水時	曳航の場合で蓋の取付状況または取付完了状態を撮影
3)上蓋	施工管理	蓋 (ネットを含む。)	蓋の設置状況	進水時	曳航の場合で蓋の取付状況または取付完了状態を撮影
4)進水	施工管理	進水	進水方法	進水時	斜路式、ドライドック、FD、吊降し等の方法が判明できるように撮影
			進水設備	進水時	設備(吊降しの場合、起重機船、吊具を含む。)が判明できるように撮影
			進水状況	進水時	漏水がある場合は漏水状況および処置状況を撮影
		浮上	浮上または吊上げ完了状況	進水(吊上げ)完了時	計画吃水であることが確認できるように撮影
5)仮置	施工管理 (沈設の場合) (係留の場合)	使用船舶機械等	起重機船、発電機、ポンプ等設置状況	設置時	使用する船舶機械等の種類が判明できるように撮影
		仮置作業	沈設状況	仮置時	沈設作業(注水を含む。)が判明できるように撮影
		仮置作業	係留状況	仮置時	係留作業(係留アンカーを含む。)が判明できるように撮影
	出来形管理 (係留の場合)	仮置完了	沈設完了状況	完了時、各函毎	沈設仮置完了状態が判明できるように撮影
		仮置完了	係留完了状況	完了時、各函毎	係留完了状態(係留ロープを含む。)が判明できるように撮影
6)回航・えい航	施工管理	蓋の設置状況	完了状況	完了時、各函毎	
		使用船舶	引船全景	えい航開始時	形象物等が判明できるように撮影
		えい航・回航用ロープ	取付状況および、吊具取付状況	えい航開始時	えい航・回航用ロープの取付位置および状況について撮影
		えい航・回航	えい航・回航姿勢	えい航・回航時	えい航・回航の姿勢が判明できるように撮影
		寄港避難	寄港および避難の状況	寄港時および避難時、各函毎	途中寄港した場合には、その係留等の状態が判明できるように撮影
出来形管理	えい航・回航完了	完了(目的地着)状況	えい航・回航完了時	えい航・回航が完了したことが判明できるように撮影(付近の背景を同時撮影)	

土木施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 6.港湾工事写真管理基準

県 現行基準(H26)						
工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項および説明	
			撮影箇所	撮影時期		
7)据 付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、発電機、ポンプ等配置状況	施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影	
		据付作業	据付作業状況	据付時、各函毎	据付作業が判明できるように撮影	
		据付位置	前面または背面の確認	据付時、各函毎	配筋が非対象の場合に適用する。	
	出来形管理	出来形の確認	据付完了状況	完了時	据付完了が判明できるように撮影	
		据付目地	据付完了状況	完了時	代表的な部分を撮影	
		据付法線の出入	据付完了状況	完了時	完成法線が判明できるように撮影(延長方向へ撮影)	
3.中詰工					3-1-8中詰工を適用する。	
4.蓋コンクリート工					3-1-9蓋コンクリート工を適用する。	
5.蓋ブロック工					3-1-10蓋ブロック工を適用する。	
3-6 本体工(ブロック式)						
1.本体ブロック製作工						
1)底 面	施工管理	ヤード等	ヤードおよび設備	着工時全景	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用す	
		使用船舶機械等	クレーン等	施工時		
		函 台	製作函台	着工時		
2)足 場	施工管理	足場	組立て	組立時	3-5-1ケーソン製作工の関連項目を適用する。	
			解体	解体時		
3)鉄 筋	施工管理				2-8鉄筋工を適用する。	
	出来形管理	鉄 筋	組立て 底 盤	組立完了時	組立完了状況が判明できるように撮影	
			フーチング	組立完了時		
			壁	組立完了時		
			ハンチ部	組立完了時		
		吊筋等	組立完了時			
		かぶり	組立完了時		鉄筋と型枠の間隔が判明できるように撮影	
4)型 枠	施工管理				2-9型枠・支保工を適用する。	
	出来形管理	型 枠	組立完了	組立確認時	組立完了状況が判明できるように撮影	
5)コンクリート	施工管理				2-4運搬打設工を適用する。	
	品質管理				2-7コンクリートの品質管理を適用する。	
	出来形管理	コンクリート	形状寸法、外観	打設後	番号等を入れて撮影	番号等を入れて撮影
		完 成	完成品	完成時	個数が確認できれば1枚に複数数入れて撮影(全個数確認必要枚数撮影)	個数が確認できれば1枚に複数数入れて撮影(全個数確認必要枚数撮影)
		仮置状況	仮置時		積重ね段数が判明できるように撮影	
2.本体ブロック据付工						
1)本体ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影	
		据付作業	据付作業状況	据付時	据付作業が判明できるように撮影	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	目地測定時および法線出入の測定時	据付の全体が判明できるように撮影	
3.中詰工					3-1-8中詰工を適用する。	
4.蓋コンクリート工					3-1-9蓋コンクリート工を適用する。	
5.蓋ブロック工					3-1-10蓋ブロック工を適用する。	
3-7 本体工(場所打式)						
1.場所打コンクリート工						
1)足 場	施工管理	足場	組立て 解体	組立時 解体時	3-5-1ケーソン製作工の関連項目を適用する。	
2)鉄 筋	施工管理	鉄 筋	鉄筋の仮置、溶接、組立作業	施工時		
			組立て、結束および溶接	組立時		
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定作業が判明できるように撮影	
3)型 枠	施工管理	型 枠	型枠の構造	施工時	作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影	
			目地材等の取付状況	施工時		
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定作業が判明できるように撮影	
4)伸縮目地	施工管理	伸縮目地	伸縮目地の設置状況	施工時		
5)コンクリート	施工管理	準備仮設	プラント仮設、コンクリートミキサー船回航、仮設道路、登坂路等	着手前後作業中および跡片付後		
			コンクリートミキサー船回航	回航開始時、終了時および作業時	使用船舶、回航の状況等が判明できるように撮影	
			仮設道路、登坂路等	仮設作業時、設置後および撤去時	路線状況が判明できるように撮影	
			打継ぎ処理	処理作業	施工時	作業方法が判明できるように撮影
			コンクリート	仕上状況	表面仕上時	天端均し仕上状況を撮影
			その他	穴埋時	施工時	型枠取外後の締付材等の穴埋状況を撮影
		品質管理				2-7コンクリートの品質管理を適用する。
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定作業が判明できるように撮影	

県 新基準(H29)						
工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項および説明	
			撮影箇所	撮影時期		
7)据 付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、発電機、ポンプ等配置状況	施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影	
		据付作業	据付作業状況	据付時、各函毎	据付作業が判明できるように撮影	
		据付位置	前面または背面の確認	据付時、各函毎	配筋が非対象の場合に適用する。	
	出来形管理	出来形の確認	据付完了状況	完了時	据付完了が判明できるように撮影	
		据付目地	据付完了状況	完了時	代表的な部分を撮影	
		据付法線の出入	据付完了状況	完了時	完成法線が判明できるように撮影(延長方向へ撮影)	
3.中詰工					3-1-8中詰工を適用する。	
4.蓋コンクリート工					3-1-9蓋コンクリート工を適用する。	
5.蓋ブロック工					3-1-10蓋ブロック工を適用する。	
3-6 本体工(ブロック式)						
1.本体ブロック製作工						
1)底 面	施工管理	ヤード等	ヤードおよび設備	着工時全景	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用す	
		使用船舶機械等	クレーン等	施工時		
		函 台	製作函台	着工時		
2)足 場	施工管理	足場	組立て	組立時	3-5-1ケーソン製作工の関連項目を適用する。	
			解体	解体時		
3)鉄 筋	施工管理				2-8鉄筋工を適用する。	
	出来形管理	鉄 筋	組立て 底 盤	組立完了時	組立完了状況が判明できるように撮影	
			フーチング	組立完了時		
			壁	組立完了時		
			ハンチ部	組立完了時		
		吊筋等	組立完了時			
		かぶり	組立完了時		鉄筋と型枠の間隔が判明できるように撮影	
4)型 枠	施工管理				2-9型枠・支保工を適用する。	
	出来形管理	型 枠	組立完了	組立確認時	組立完了状況が判明できるように撮影	
5)コンクリート	施工管理				2-4運搬打設工を適用する。	
	品質管理				2-7コンクリートの品質管理を適用する。	
	出来形管理	コンクリート	形状寸法、外観	打設後	番号等を入れて撮影	番号等を入れて撮影
		完 成	完成品	完成時	個数が確認できれば1枚に複数数入れて撮影(全個数確認必要枚数撮影)	個数が確認できれば1枚に複数数入れて撮影(全個数確認必要枚数撮影)
		仮置状況	仮置時		積重ね段数が判明できるように撮影	
2.本体ブロック据付工						
1)本体ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影	
		据付作業	据付作業状況	据付時	据付作業が判明できるように撮影	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	目地測定時および法線出入の測定時	据付の全体が判明できるように撮影	
3.中詰工					3-1-8中詰工を適用する。	
4.蓋コンクリート工					3-1-9蓋コンクリート工を適用する。	
5.蓋ブロック工					3-1-10蓋ブロック工を適用する。	
3-7 本体工(場所打式)						
1.場所打コンクリート工						
1)足 場	施工管理	足場	組立て 解体	組立時 解体時	3-5-1ケーソン製作工の関連項目を適用する。	
2)鉄 筋	施工管理	鉄 筋	鉄筋の仮置、溶接、組立作業	施工時		
			組立て、結束および溶接	組立時		
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定作業が判明できるように撮影	
3)型 枠	施工管理	型 枠	型枠の構造	施工時	作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影	
			目地材等の取付状況	施工時		
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定作業が判明できるように撮影	
4)伸縮目地	施工管理	伸縮目地	伸縮目地の設置状況	施工時		
5)コンクリート	施工管理	準備仮設	プラント仮設、コンクリートミキサー船回航、仮設道路、登坂路等	着手前後作業中および跡片付後		
			コンクリートミキサー船回航	回航開始時、終了時および作業時	使用船舶、回航の状況等が判明できるように撮影	
			仮設道路、登坂路等	仮設作業時、設置後および撤去時	路線状況が判明できるように撮影	
			打継ぎ処理	処理作業	施工時	作業方法が判明できるように撮影
			コンクリート	仕上状況	表面仕上時	天端均し仕上状況を撮影
			その他	穴埋時	施工時	型枠取外後の締付材等の穴埋状況を撮影
		品質管理				2-7コンクリートの品質管理を適用する。
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定作業が判明できるように撮影	

土木施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 6.港湾工事写真管理基準

県 現行基準(H26)					
工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項および説明
			撮影箇所	撮影時期	
6)補助ヤード施設	施工管理	補助ヤード	補助ヤード	着工時全景	ヤード全景および設備が判明できるように撮影
2.水中コンクリート工					2-10水中コンクリートを適用する。
3.プレパッキングコンクリート工					2-13プレパッキングコンクリート工を適用する。
4.水中不分離性コンクリート工					2-12水中不分離性コンクリートを適用する。
3-8 本体工(捨石・捨ブロック式)					
1.洗掘防止工					3-1-7洗掘防止工を適用する。
2.本体捨石工					
1)本体捨石 2)本体捨石均し	施工管理	準備、仮設	ストックヤード、仮設道路等	仮設道路、ストックヤード使用前後	作業機械作業状況等が判明できるように撮影
		陸上運搬	ストック、積込み、運搬状	運搬時	
		捨石投入	投入状況	投入時、捨石規格および作業船種毎	
		捨石均し	均し状況	規格および作業船毎	
	品質管理	材料試験 材料の確認	試験状況 産地・規格毎	試験時 搬入時	公的機関が実施する場合は省略できる。 スタッフ、テープ等を同時撮影
出来形管理	出来形の確認	測量状況	測量作業時		
3.捨ブロック工					
1)捨ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤードおよび設備	着工時全景	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		使用船舶機械等	クレーン等	施工時	
		函台	製作函台	着工時	
	品質管理				2-7コンクリートの品質管理を適用する。
	出来形管理	鉄筋	組立てかぶり	組立完了時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		型枠	組立完了	組立確認時	
		コンクリート	形状寸法、外観	打設後	番号等を入れて撮影
		完成	完成品	完成時	個数が確認できれば1枚に複数数入れて撮影(全個数確認必要枚数撮影)
			仮置状況	仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影
	2)捨ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等 据付作業	起重機船、台船等 据付作業状況	施工時 据付時
出来形管理		出来形の確認	測定状況	測定時	据付の全体が判明できるように撮影
4. 場所打コンクリート工					
1)基礎砕石	品質管理	材料の確認	材 料	現場搬入時(種類、品質および形状寸法の異なる毎)	
			品質試験状況	試験時	
2)型 枠	施工管理	型 枠	型枠の構造 目地材等の取付状況	施工時 施工時	作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定作業が判明できるように撮影
3)伸縮目地	施工管理	伸縮目地	伸縮目地の設置状況	施工時	
4)コンクリート	施工管理	準備仮設	プラント仮設、コンクリートミキサー船回航、仮設道路、登坂路等	着手前後作業中および跡片付後	
			コンクリートミキサー船回航	回航開始時、終了時および作業時	使用船舶、回航の状況等が判明できるように撮影
			仮設道路、登坂路等	仮設作業時、設置後および撤去時	路線状況が判明できるように撮影
		打継ぎ処理	処理作業	施工時	作業方法が判明できるように撮影
		コンクリート	仕上状況	表面仕上時	天端均し仕上状況を撮影
	その他	灯台基礎、電柱穴、階段	施工時	型枠取外後の締付材等の穴埋状況を撮影	
	品質管理				2-7コンクリートの品質管理を適用する。
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定作業が判明できるように撮影	
3-9 本体工(鋼矢板式)					
1.鋼矢板工					3-1-11鋼矢板工を適用する。
2.控 工					3-1-12控工を適用する。
3-10 本体工(コンクリート矢板工)					
1.コンクリート矢板工					
1)コンクリート矢板					3-1-11鋼矢板工 2)鋼矢板を適用する。
2.控 工					3-1-12控工を適用する。
3-11 本体工(鋼杭式)					
1.鋼杭工					3-1-13鋼杭工を適用する。
3-12 本体工(コンクリート杭式)					
1.コンクリート杭工					3-1-13鋼杭工を適用する。

県 新基準(H29)					
工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項および説明
			撮影箇所	撮影時期	
6)補助ヤード施設	施工管理	補助ヤード	補助ヤード	着工時全景	ヤード全景および設備が判明できるように撮影
2.水中コンクリート工					2-10水中コンクリートを適用する。
3.プレパッキングコンクリート工					2-13プレパッキングコンクリート工を適用する。
4.水中不分離性コンクリート工					2-12水中不分離性コンクリートを適用する。
3-8 本体工(捨石・捨ブロック式)					
1.洗掘防止工					3-1-7洗掘防止工を適用する。
2.本体捨石工					
1)本体捨石 2)本体捨石均し	施工管理	準備、仮設	ストックヤード、仮設道路等	仮設道路、ストックヤード使用前後	作業機械作業状況等が判明できるように撮影
		陸上運搬	ストック、積込み、運搬状	運搬時	
		捨石投入	投入状況	投入時、捨石規格および作業船種毎	
		捨石均し	均し状況	規格および作業船毎	
	品質管理	材料試験 材料の確認	試験状況 産地・規格毎	試験時 搬入時	公的機関が実施する場合は省略できる。 スタッフ、テープ等を同時撮影
出来形管理	出来形の確認	測量状況	測量作業時		
3.捨ブロック工					
1)捨ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤードおよび設備	着工時全景	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		使用船舶機械等	クレーン等	施工時	
		函台	製作函台	着工時	
	品質管理				2-7コンクリートの品質管理を適用する。
	出来形管理	鉄筋	組立てかぶり	組立完了時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		型枠	組立完了	組立確認時	
		コンクリート	形状寸法、外観	打設後	番号等を入れて撮影
		完成	完成品	完成時	個数が確認できれば1枚に複数数入れて撮影(全個数確認必要枚数撮影)
			仮置状況	仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影
	2)捨ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等 据付作業	起重機船、台船等 据付作業状況	施工時 据付時
出来形管理		出来形の確認	測定状況	測定時	据付の全体が判明できるように撮影
4. 場所打コンクリート工					
1)基礎砕石	品質管理	材料の確認	材 料	現場搬入時(種類、品質および形状寸法の異なる毎)	
			品質試験状況	試験時	
2)型 枠	施工管理	型 枠	型枠の構造 目地材等の取付状況	施工時 施工時	作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定作業が判明できるように撮影
3)伸縮目地	施工管理	伸縮目地	伸縮目地の設置状況	施工時	
4)コンクリート	施工管理	準備仮設	プラント仮設、コンクリートミキサー船回航、仮設道路、登坂路等	着手前後作業中および跡片付後	
			コンクリートミキサー船回航	回航開始時、終了時および作業時	使用船舶、回航の状況等が判明できるように撮影
			仮設道路、登坂路等	仮設作業時、設置後および撤去時	路線状況が判明できるように撮影
		打継ぎ処理	処理作業	施工時	作業方法が判明できるように撮影
		コンクリート	仕上状況	表面仕上時	天端均し仕上状況を撮影
	その他	灯台基礎、電柱穴、階段	施工時	型枠取外後の締付材等の穴埋状況を撮影	
	品質管理				2-7コンクリートの品質管理を適用する。
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定作業が判明できるように撮影	
3-9 本体工(鋼矢板式)					
1.鋼矢板工					3-1-11鋼矢板工を適用する。
2.控 工					3-1-12控工を適用する。
3-10 本体工(コンクリート矢板工)					
1.コンクリート矢板工					
1)コンクリート矢板					3-1-11鋼矢板工 2)鋼矢板を適用する。
2.控 工					3-1-12控工を適用する。
3-11 本体工(鋼杭式)					
1.鋼杭工					3-1-13鋼杭工を適用する。
3-12 本体工(コンクリート杭式)					
1.コンクリート杭工					3-1-13鋼杭工を適用する。

土木施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 6.港湾工事写真管理基準

県 現行基準 (H26)					
工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項および説明
			撮影箇所	撮影時期	
3-13 被覆・根固工					
1.被覆石工					
1)被覆石					3-4-3基礎捨石工 1)基礎捨石を適用する。
2)被覆石均し					3-4-3基礎捨石工 2)捨石本均し、3)捨石荒均しを適用する。
2.袋詰コンクリート工					
3.被覆ブロック工					
1)被覆ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤードおよび設備	着工時全景	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		使用船舶機械等	クレーン等	施工時	
	品質管理	函 台	製作函台	着工時	
					2-7コンクリートの品質管理を適用する。
	出来形管理	鉄 筋	組立てかぶり	組立完了時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		型 枠	組立完了	組立確認時	
		コンクリート	形状寸法、外観	打設後	番号等を入れて撮影
完 成		完成品	完成時	個数が確認できれば1枚に複数数入れて撮影(全個数確認必要枚数撮影)	
2)被覆ブロック据付	施工管理	仮置状況	仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影	
		使用船舶機械等	起重機船、台船等	施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮
	出来形管理	据付作業	据付作業状況	据付時	据付作業が判明できるように撮影
4.根固ブロック工					
1)根固ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤードおよび設備	着工時全景	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用す
		使用船舶機械等	クレーン等	施工時	
	品質管理	函 台	製作函台	着工時	
出来形管理	鉄 筋	組立てかぶり	組立完了時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。	
	型 枠	組立完了	組立確認時		
	コンクリート	形状寸法、外観	打設後	番号等を入れて撮影	
	完 成	完成品	完成時	個数が確認できれば1枚に複数数入れて撮影(全個数確認必要枚数撮影)	
2)根固ブロック据付	施工管理	仮置状況	仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影	
		使用船舶機械等	起重機船、台船等	施工時	3-13-3被覆ブロック工2)被覆ブロック据付の関連事項を適用する。
	出来形管理	据付作業	据付作業状況	据付時	据付作業が判明できるように撮影
5.水中コンクリート工					
6.水中不分離性コンクリート工					
7.サンドマスチック工					
1)サンドマスチック	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	施工時	
		施工状況	作業状況	施工時	
	品質管理	材料の確認	試験および検査	試験および検査時	
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時		
3-14 上部工					
1.上部コンクリート工					
1)支 保					2-9型枠・支保工を適用する。
2)足 場	施工管理	足 場	組立て	組立時	3-5-1ケーソン製作工の関連項目を適用する。
			解体	解体時	
3)鉄 筋	施工管理	鉄 筋	鉄筋の仮置、溶接、組立作業	施工時	
			組立て、結束および溶接	組立時	
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定作業が判明できるように撮影	
4)型 枠	施工管理	型 枠	型枠の構造	施工時	作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影
			目地材等の取付状況	施工時	
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定作業が判明できるように撮影	
5)伸縮目地	施工管理	伸縮目地	伸縮目地の設置状況	施工時	
6)コンクリート	施工管理	準備仮設	プラント仮設、コンクリートミキサー船回航、仮設道路、登坂路等	着手前後作業中および跡片付後	
			コンクリートミキサー船回航	回航開始時、終了時および作業時	使用船舶、回航の状況等が判明できるように撮影
			仮設道路、登坂路等	仮設作業時、設置後および撤去時	路線状況が判明できるように撮影

県 新基準 (H29)					
工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項および説明
			撮影箇所	撮影時期	
3-13 被覆・根固工					
1.被覆石工					
1)被覆石					3-4-3基礎捨石工 1)基礎捨石を適用する。
2)被覆石均し					3-4-3基礎捨石工 2)捨石本均し、3)捨石荒均しを適用する。
2.袋詰コンクリート工					
3.被覆ブロック工					
1)被覆ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤードおよび設備	着工時全景	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		使用船舶機械等	クレーン等	施工時	
	品質管理	函 台	製作函台	着工時	
					2-7コンクリートの品質管理を適用する。
	出来形管理	鉄 筋	組立てかぶり	組立完了時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		型 枠	組立完了	組立確認時	
		コンクリート	形状寸法、外観	打設後	番号等を入れて撮影
完 成		完成品	完成時	個数が確認できれば1枚に複数数入れて撮影(全個数確認必要枚数撮影)	
2)被覆ブロック据付	施工管理	仮置状況	仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影	
		使用船舶機械等	起重機船、台船等	施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮
	出来形管理	据付作業	据付作業状況	据付時	据付作業が判明できるように撮影
4.根固ブロック工					
1)根固ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤードおよび設備	着工時全景	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用す
		使用船舶機械等	クレーン等	施工時	
	品質管理	函 台	製作函台	着工時	
出来形管理	鉄 筋	組立てかぶり	組立完了時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。	
	型 枠	組立完了	組立確認時		
	コンクリート	形状寸法、外観	打設後	番号等を入れて撮影	
	完 成	完成品	完成時	個数が確認できれば1枚に複数数入れて撮影(全個数確認必要枚数撮影)	
2)根固ブロック据付	施工管理	仮置状況	仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影	
		使用船舶機械等	起重機船、台船等	施工時	3-13-3被覆ブロック工2)被覆ブロック据付の関連事項を適用する。
	出来形管理	据付作業	据付作業状況	据付時	据付作業が判明できるように撮影
5.水中コンクリート工					
6.水中不分離性コンクリート工					
7.サンドマスチック工					
1)サンドマスチック	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	施工時	
		施工状況	作業状況	施工時	
	品質管理	材料の確認	試験および検査	試験および検査時	
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時		
3-14 上部工					
1.上部コンクリート工					
1)支 保					2-9型枠・支保工を適用する。
2)足 場	施工管理	足 場	組立て	組立時	3-5-1ケーソン製作工の関連項目を適用する。
			解体	解体時	
3)鉄 筋	施工管理	鉄 筋	鉄筋の仮置、溶接、組立作業	施工時	
			組立て、結束および溶接	組立時	
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定作業が判明できるように撮影	
4)型 枠	施工管理	型 枠	型枠の構造	施工時	作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影
			目地材等の取付状況	施工時	
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定作業が判明できるように撮影	
5)伸縮目地	施工管理	伸縮目地	伸縮目地の設置状況	施工時	
6)コンクリート	施工管理	準備仮設	プラント仮設、コンクリートミキサー船回航、仮設道路、登坂路等	着手前後作業中および跡片付後	
			コンクリートミキサー船回航	回航開始時、終了時および施工時	使用船舶、回航の状況等が判明できるように撮影
			仮設道路、登坂路等	仮設作業時、設置後および撤去時	路線状況が判明できるように撮影

土木施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 6.港湾工事写真管理基準

県 現行基準(H26)					
工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項および説明
			撮影箇所	撮影時期	
6)コンクリート	施工管理	打継ぎ処理	処理作業	施工時	作業方法が判明できるように撮影
		コンクリート	仕上状況	表面仕上時	天端均し仕上状況を撮影
		その他	灯台基礎、電柱穴、階段	穴埋時	型枠取外後の締付材等の穴埋状況を撮影
	品質管理				2-7コンクリートの品質管理を適用する。
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定作業が判明できるように撮影	
7)補助ヤード施設	施工管理	補助ヤード	補助ヤード	着工時全景	ヤード全景および設備が判明できるように撮影
2.上部ブロック工					
1)上部ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤードおよび設備	着工時全景	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		使用船舶機械等	クレーン等	施工時	
		函 台	製作函台	着工時	
	品質管理				2-7コンクリートの品質管理を適用する。
	出来形管理	鉄 筋	組立てかぶり	組立完了時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		型 枠	組立完了	組立確認時	
		コンクリート	形状寸法、外観	打設後	番号等を入れて撮影
完 成		完成品	完成時	個数が確認できれば1枚に複数数入れて撮影(全個数確認必要枚数撮影)	
		仮置状況	仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影	
2)上部ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	施工時	3-13-3被覆ブロック工2)被覆ブロック据付の関連事項を適用する。
		据付作業	据付作業状況	据付時	
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定時	
3-15 付属工					
1.係船柱工					
係船柱	施工管理	使用船舶機械等	杭打機、クレーン車(船)、トラック等	設置時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		施 工	基礎工施工状況	施工時	基礎工施工状況(杭打ち、基礎石投入、均しおよびコンクリート打設等)を撮影(押込ボルトを含む。)
		据 付	本体据付状況	据付時	据付状況が判明できるように撮影
	品質管理	搬入数量の確認	係船柱	搬入時	搬入数量および所定の規格表示が判明できるように撮影
	出来形管理	杭	基礎杭	杭打完了時	基礎杭打込完了状況が判明できるように撮影
		石材投入、均し	基礎石投入均し完了状況	均し完了時	基礎石均しが判明できるように撮影
		型 枠	型枠組立完了状況	組立完了時	打設前の型枠、埋込ボルト検査状態
基礎完成		基礎完成状況	完成時	完成が判明できるように撮影	
据付完成	本体据付確認状況	完成時	据付完了状態が判明できるように撮影		
2.防舷材工					
1)防舷材	施工管理	使用船舶機械等	台船、クレーン車(船)	取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		取付け	取付位置の状況	取付前	埋込(取付)ボルトの部分および全景取付状況の撮影
			取付状況	取付時	
	品質管理	搬入数量の確認	防舷材	搬入時	搬入数量および所定の規格表示が判明できるように撮影
出来形管理	出来形の確認	取付完了状態	取付完了時	取付完了状態の部分(1基)および正面全体と延長方向全景	
3.車止・縁金物工					
1)車止・縁金物	施工管理	使用船舶機械等	台船、溶接機、クレーン	取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮
		取付け	取付状況	取付時	取付状況(取付け、溶接、コンクリート打設)
	品質管理	塗装状況	塗装時、各層毎	各層毎の塗装状況(警戒色塗装を含む。)	
		形状寸法	測定状況	測定時	塗料の種類別に内容が判明できるもの
出来形管理	取付け	取付完了状態	取付完了時	取付完了状態の部分(1基)および正面全体と法線方向全景	
4.防食工					
5.付属設備工					
1)係船環	施工管理	使用船舶機械等	クレーン車(船)、トラック等	設置時	使用する船舶機械等が判明できるように撮
		取 付	本体取付状況	取付時	取付状況が判明できるように撮影
	品質管理	搬入数量の確認	係船環	搬入時	搬入数量および所定の規格表示が判明できるように撮影
	出来形管理	取付完了	本体取付確認状況	完了時	取付完了状態が判明できるように撮影

県 新基準(H29)					
工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項および説明
			撮影箇所	撮影時期	
6)コンクリート	施工管理	打継ぎ処理	処理作業	施工時	作業方法が判明できるように撮影
		コンクリート	仕上状況	表面仕上時	天端均し仕上状況を撮影
		その他	灯台基礎、電柱穴、階段	穴埋時	型枠取外後の締付材等の穴埋状況を撮影
	品質管理				2-7コンクリートの品質管理を適用する。
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定作業が判明できるように撮影	
7)補助ヤード施設	施工管理	補助ヤード	補助ヤード	着工時全景	ヤード全景および設備が判明できるように撮
2.上部ブロック工					
1)上部ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤードおよび設備	着工時全景	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		使用船舶機械等	クレーン等	施工時	
		函 台	製作函台	着工時	
	品質管理				2-7コンクリートの品質管理を適用する。
	出来形管理	鉄 筋	組立てかぶり	組立完了時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		型 枠	組立完了	組立確認時	
		コンクリート	形状寸法、外観	打設後	番号等を入れて撮影
完 成		完成品	完成時	個数が確認できれば1枚に複数数入れて撮影(全個数確認必要枚数撮影)	
		仮置状況	仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影	
2)上部ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	施工時	3-13-3被覆ブロック工2)被覆ブロック据付の関連事項を適用する。
		据付作業	据付作業状況	据付時	
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定時	
3-15 付属工					
1.係船柱工					
係船柱	施工管理	使用船舶機械等	杭打機、クレーン車(船)、トラック等	設置時	使用する船舶機械等が判明できるように撮
		施 工	基礎工施工状況	施工時	基礎工施工状況(杭打ち、基礎石投入、均しおよびコンクリート打設等)を撮影(押込ボルトを含む。)
		据 付	本体据付状況	据付時	据付状況が判明できるように撮影
	品質管理	搬入数量の確認	係船柱	搬入時	搬入数量および所定の規格表示が判明できるように撮影
	出来形管理	杭	基礎杭	杭打完了時	基礎杭打込完了状況が判明できるように撮
		石材投入、均し	基礎石投入均し完了状況	均し完了時	基礎石均しが判明できるように撮影
		型 枠	型枠組立完了状況	組立完了時	打設前の型枠、埋込ボルト検査状態
基礎完成		基礎完成状況	完成時	完成が判明できるように撮影	
据付完成	本体据付確認状況	完成時	据付完了状態が判明できるように撮影		
2.防舷材工					
1)防舷材	施工管理	使用船舶機械等	台船、クレーン車(船)	取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮
		取付け	取付位置の状況	取付前	埋込(取付)ボルトの部分および全景取付状況の撮影
			取付状況	取付時	
	品質管理	搬入数量の確認	防舷材	搬入時	搬入数量および所定の規格表示が判明できるように撮影
出来形管理	出来形の確認	取付完了状態	取付完了時	取付完了状態の部分(1基)および正面全体と延長方向全景	
3.車止・縁金物工					
1)車止・縁金物	施工管理	使用船舶機械等	台船、溶接機、クレーン	取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮
		取付け	取付状況	取付時	取付状況(取付け、溶接、コンクリート打設)
	品質管理	塗装状況	塗装時、各層毎	各層毎の塗装状況(警戒色塗装を含む。)	
		形状寸法	測定状況	測定時	塗料の種類別に内容が判明できるもの
出来形管理	取付け	取付完了状態	取付完了時	取付完了状態の部分(1基)および正面全体と法線方向全景	
4.防食工					
5.付属設備工					
1)係船環	施工管理	使用船舶機械等	クレーン車(船)、トラック等	設置時	使用する船舶機械等が判明できるように撮
		取 付	本体取付状況	取付時	取付状況が判明できるように撮影
	品質管理	搬入数量の確認	係船環	搬入時	搬入数量および所定の規格表示が判明できるように撮影
	出来形管理	取付完了	本体取付確認状況	完了時	取付完了状態が判明できるように撮影

土木施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 6.港湾工事写真管理基準

県 現行基準 (H26)						
工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項および説明	
			撮影箇所	撮影時期		
3-16 消波工						
1.洗掘防止工					3-1-7洗掘防止工を適用する。	
2.消波ブロック工						
1)消波ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤードおよび設備	着工時全景	3-13-3被覆ブロック工1)被覆ブロック製作の関連事項を適用する。	
		使用船舶機械等	クレーン等	施工時		
		函 台	製作函台	着工時		
	品質管理				2-7コンクリートの品質管理を適用する。	
		出来形管理	鉄 筋	組立てかぶり	組立完了時	3-13-3被覆ブロック工1)被覆ブロック製作の関連事項を適用する。
			型 枠	組立完了	組立確認時	
コンクリート	形状寸法、外観		打設後			
2)消波ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	施工時	3-13-3被覆ブロック工2)被覆ブロック据付の関連事項を適用する。	
		据付作業	据付作業状況	据付時		
		出来形管理	出来形の確認	測定状況		測定時
3-17 裏込・裏理工						
1. 裏込工						
1)目地板	施工管理	目地板の確認	搬入	搬入時		
		敷設状況	敷設状況と使用船舶機械	敷設時		
	品質管理	材料試験	試験状況	試験時		
		目地板の形状寸法	測定状況	測定時		
出来形管理	出来形の確認	敷設完了状態	敷設完了時			
2)裏込材 3)瀨取り 4)裏込均し	施工管理	準備、仮設	ストックヤード、仮設道路等	仮設道路、ストックヤード使用前後		
		陸上運搬	ストック、積込み、運搬状況	運搬時	作業機械作業状況等が判明できるように撮影	
		瀨取り	瀨取り状況	施工時		
		裏込材投入	投入状況	投入時、捨石規格毎および作業船種毎		
	裏込均し	均し状況	規格および作業船毎			
	品質管理	材料試験	試験状況	試験時	公的機関が実施する場合は省略できる。	
材料の確認		産地・規格毎	搬入時	スタッフ、テープ等を同時撮影		
出来形管理	出来形の確認	測量状況	測量作業時			
5)吸い出し防止材	施工管理	吸い出し防止材の確認	搬入	搬入時		
		敷設状況	敷設状況と使用船舶機械	敷設時		
	品質管理	材料試験	試験状況	試験時		
		吸い出し防止材の形状寸法	測定状況	測定時		
出来形管理	出来形の確認	敷設完了状態	敷設完了時			
2.裏理工						
1)裏埋材	施工管理	使用船舶機械	主要船舶機械	施工時、船舶機械毎	使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影	
		施工状況一般	埋立柱の採取状況	採取作業時		
			埋立柱運搬の状況	運搬作業時		
			埋立柱整地状況	整地作業時		
	余水吐の設置および撤去 公害防止対策		設置作業時および撤去時 防止処置作業時	余水吐が判明できるように撮影		
品質管理	材料の品質管理状況	特記仕様書に定められた品質管理の作業状況	品質管理作業時、品質管理内容毎	撮影項目は品質管理基準1.土および2.石材等による。		
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時			
3.裏埋土工						
1)土砂掘削	施工管理	使用機械	主要機械	施工時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影	
		仮置場および土砂処分場	仮置および土砂処分状況	施工時、機械毎	各作業状況が判明出来るように撮影	
			掘削・切土	掘削、切土、穿孔および発破状況	施工時、機械毎	各作業状況が判明できるように撮影 埋没物等は、その状況が判明できるように撮影
	運 搬		土砂の搬入、搬出状況			
出来形管理	埋戻しおよび裏埋め	材料の投入および均し状				
2)土砂盛土	施工管理	使用機械	主要機械	施工時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影	
		仮置場および土砂処分場	仮置および土砂処分状況	施工時、機械毎	各作業状況が判明出来るように撮影	
			運搬			土砂の搬入、搬出状況
	盛土		盛土および各層の転圧状			
	品質管理	材料の確認	試験および搬入状況	試験および搬入時	主要材料並びに試験および搬入の状況が判明できるように撮影 撮影項目は品質管理基準1.土および2.石材等による。	
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時、作業毎	盛土の各層の仕上り厚さが判明できるように撮影		

県 新基準 (H29)						
工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項および説明	
			撮影箇所	撮影時期		
3-16 消波工						
1.洗掘防止工					3-1-7洗掘防止工を適用する。	
2.消波ブロック工						
1)消波ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤードおよび設備	着工時全景	3-13-3被覆ブロック工1)被覆ブロック製作の関連事項を適用する。	
		使用船舶機械等	クレーン等	施工時		
		函 台	製作函台	着工時		
	品質管理				2-7コンクリートの品質管理を適用する。	
		出来形管理	鉄 筋	組立てかぶり	組立完了時	3-13-3被覆ブロック工1)被覆ブロック製作の関連事項を適用する。
			型 枠	組立完了	組立確認時	
コンクリート	形状寸法、外観		打設後			
2)消波ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	施工時	3-13-3被覆ブロック工2)被覆ブロック据付の関連事項を適用する。	
		据付作業	据付作業状況	据付時		
		出来形管理	出来形の確認	測定状況		測定時
3-17 裏込・裏理工						
1. 裏込工						
1)目地板	施工管理	目地板の確認	搬入	搬入時		
		敷設状況	敷設状況と使用船舶機械	敷設時		
	品質管理	材料試験	試験状況	試験時		
		目地板の形状寸法	測定状況	測定時		
出来形管理	出来形の確認	敷設完了状態	敷設完了時			
2)裏込材 3)瀨取り 4)裏込均し	施工管理	準備、仮設	ストックヤード、仮設道路等	仮設道路、ストックヤード使用前後		
		陸上運搬	ストック、積込み、運搬状況	運搬時	作業機械作業状況等が判明できるように撮影	
		瀨取り	瀨取り状況	施工時		
		裏込材投入	投入状況	投入時、捨石規格毎および作業船種毎		
	裏込均し	均し状況	規格および作業船毎			
	品質管理	材料試験	試験状況	試験時	公的機関が実施する場合は省略できる。	
材料の確認		産地・規格毎	搬入時	スタッフ、テープ等を同時撮影		
出来形管理	出来形の確認	測量状況	測量作業時			
5)吸い出し防止材	施工管理	吸い出し防止材の確認	搬入	搬入時		
		敷設状況	敷設状況と使用船舶機械	敷設時		
	品質管理	材料試験	試験状況	試験時		
		吸い出し防止材の形状寸法	測定状況	測定時		
出来形管理	出来形の確認	敷設完了状態	敷設完了時			
2.裏理工						
1)裏埋材	施工管理	使用船舶機械	主要船舶機械	施工時、船舶機械毎	使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影	
		施工状況一般	埋立柱の採取状況	採取作業時		
			埋立柱運搬の状況	運搬作業時		
			埋立柱整地状況	整地作業時		
	余水吐の設置および撤去 公害防止対策		設置作業時および撤去時 防止処置作業時	余水吐が判明できるように撮影		
品質管理	材料の品質管理状況	特記仕様書に定められた品質管理の作業状況	品質管理作業時、品質管理内容毎	撮影項目は品質管理基準1.土および2.石材等による。		
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時			
3.裏埋土工						
1)土砂掘削	施工管理	使用機械	主要機械	施工時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影	
		仮置場および土砂処分場	仮置および土砂処分状況	施工時、機械毎	各作業状況が判明出来るように撮影	
			掘削・切土	掘削、切土、穿孔および発破状況	施工時、機械毎	各作業状況が判明できるように撮影 埋没物等は、その状況が判明できるように撮影
	運 搬		土砂の搬入、搬出状況			
出来形管理	埋戻しおよび裏埋め	材料の投入および均し状				
2)土砂盛土	施工管理	使用機械	主要機械	施工時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影	
		仮置場および土砂処分場	仮置および土砂処分状況	施工時、機械毎	各作業状況が判明出来るように撮影	
			運搬			土砂の搬入、搬出状況
	盛土		盛土および各層の転圧状			
	品質管理	材料の確認	試験および搬入状況	試験および搬入時	主要材料並びに試験および搬入の状況が判明できるように撮影 撮影項目は品質管理基準1.土および2.石材等による。	
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時、作業毎	盛土の各層の仕上り厚さが判明できるように撮影		

土木施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 6.港湾工事写真管理基準

県 現行基準(H26)					
工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項および説明
			撮影箇所	撮影時期	
3-18 陸上地盤改良工					
1.圧密・排水工			3-1-4圧密・排水工を適用する。		
2.締固工			3-1-5締固工を適用する。		
3.固化工			3-1-6固化工を適用する。		
3-19 土 工					
1.掘削工					
1)土砂掘削			3-17-3裏埋土工 1)土砂掘削を適用する。		
2.盛土工					
1)土砂盛土			3-17-3裏埋土工 2)土砂盛土を適用する。		
3.路床盛土工					
1)路床盛土	施工管理	使用機械	主要機械	施工時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影
		運 搬	土砂の搬入状況	施工時、機械毎	各作業状況が判明出来るように撮影
		路床盛土	路床盛土および各層の転圧状況		
	品質管理	材料の確認	試験および搬入状況	試験および搬入時	主要材料並びに試験および搬入の状況が判明できるように撮影 撮影項目は品質管理基準1.土および2.石材等による。
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時、作業毎	路床盛土の各層の仕上り厚さが判明できるように撮影	
4.排水処理工					
1)排水処理	施工管理	使用機械	主要機械	施工時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影
	出来形管理	排 水	排水処理状況	施工時、機械毎	作業状況が判明出来るように撮影
5.伐開工					
1)伐 開	施工管理	使用機械	主要機械	施工時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影
		伐 開	伐開、除根状況	施工時、機械毎	各作業状況が判明出来るように撮影
	出来形管理	運 搬	切株等の搬出状況		
6.法面工					
1)法 面	施工管理	使用機械	主要機械	施工時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影
		法 面	切取り状況	施工時、機械毎	各作業状況が判明出来るように撮影
		運 搬	土砂の搬出状況		
	出来形管理	植 生	測定状況	測定時、作業毎	3-1-19植生工を適用する。
3-20 舗装工					
1.路床工			3-1-16路床工を適用する。		
2.コンクリート舗装工			3-1-17コンクリート舗装工を適用する。		
3.アスファルト舗装工			3-1-18アスファルト舗装工を適用する。		
3-21 維持補修工					
1.維持塗装工					
1)係船柱塗装 2)車止塗装 3)縁金物塗装	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶、機械類	施工時	曳船、台船、コンプレッサー等が判明できるように撮影
	出来形管理	塗 装	施工状況	施工時、各層毎	
		出来形の確認	塗装完了状態	完了時	完了の部分(1箇所)および正面全体と延長方向を撮影
2. 防食工					
3-22 構造物撤去工			3-1-15防食工を適用する。		
1.取壊し工					
1)コンクリート取壊し	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶、機械等	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
	出来形管理	施工状況	作業状況	施工時	
2.撤去工					
1)水中コンクリート撤去 2)鋼矢板等切断撤去 3)腹起・タイ材撤去 4)舗装版撤去 5)石材撤去 6)ケーソン撤去 7)ブロック撤去 8)鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶、機械等	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
		施工状況	作業状況	施工時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	
		完 成	完成全景	完成時	

県 新基準(H29)					
工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項および説明
			撮影箇所	撮影時期	
3-18 陸上地盤改良工					
1.圧密・排水工			3-1-4圧密・排水工を適用する。		
2.締固工			3-1-5締固工を適用する。		
3.固化工			3-1-6固化工を適用する。		
3-19 土 工					
1.掘削工					
1)土砂掘削			3-17-3裏埋土工 1)土砂掘削を適用する。		
2.盛土工					
1)土砂盛土			3-17-3裏埋土工 2)土砂盛土を適用する。		
3.路床盛土工					
1)路床盛土	施工管理	使用機械	主要機械	施工時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影
		運 搬	土砂の搬入状況	施工時、機械毎	各作業状況が判明出来るように撮影
		路床盛土	路床盛土および各層の転圧状況		
	品質管理	材料の確認	試験および搬入状況	試験および搬入時	主要材料並びに試験および搬入の状況が判明できるように撮影 撮影項目は品質管理基準1.土および2.石材等による。
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時、作業毎	路床盛土の各層の仕上り厚さが判明できるように撮影	
4.排水処理工					
1)排水処理	施工管理	使用機械	主要機械	施工時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影
	出来形管理	排 水	排水処理状況	施工時、機械毎	作業状況が判明出来るように撮影
5.伐開工					
1)伐 開	施工管理	使用機械	主要機械	施工時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影
		伐 開	伐開、除根状況	施工時、機械毎	各作業状況が判明出来るように撮影
	出来形管理	運 搬	切株等の搬出状況		
6.法面工					
1)法 面	施工管理	使用機械	主要機械	施工時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影
		法 面	切取り状況	施工時、機械毎	各作業状況が判明出来るように撮影
		運 搬	土砂の搬出状況		
	出来形管理	植 生	測定状況	測定時、作業毎	3-1-19植生工を適用する。
3-20 舗装工					
1.路床工			3-1-16路床工を適用する。		
2.コンクリート舗装工			3-1-17コンクリート舗装工を適用する。		
3.アスファルト舗装工			3-1-18アスファルト舗装工を適用する。		
3-21 維持補修工					
1.維持塗装工					
1)係船柱塗装 2)車止塗装 3)縁金物塗装	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶、機械類	施工時	曳船、台船、コンプレッサー等が判明できるように撮影
	出来形管理	塗 装	施工状況	施工時、各層毎	
		出来形の確認	塗装完了状態	完了時	完了の部分(1箇所)および正面全体と延長方向を撮影
2. 防食工					
3-22 構造物撤去工			3-1-15防食工を適用する。		
1.取壊し工					
1)コンクリート取壊し	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶、機械等	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
	出来形管理	施工状況	作業状況	施工時	
2.撤去工					
1)水中コンクリート撤去 2)鋼矢板等切断撤去 3)腹起・タイ材撤去 4)舗装版撤去 5)石材撤去 6)ケーソン撤去 7)ブロック撤去 8)鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶、機械等	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
		施工状況	作業状況	施工時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	
		完 成	完成全景	完成時	

土木施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 6.港湾工事写真管理基準

県 現行基準(H26)						
工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項および説明	
			撮影箇所	撮影時期		
3-23 仮設工						
1.仮設鋼矢板工						
1) 仮設鋼矢板・H形鋼杭					3-1-11鋼矢板工 2)鋼矢板を適用する。	
2.仮設鋼管杭・鋼管矢板工						
1) 先行掘削					3-1-13鋼杭工 1)先行掘削を適用する。	
2) 仮設鋼管杭・鋼管矢板					3-1-13鋼杭工 2)鋼杭を適用する。	
3.仮設道路工						
1) 仮設道路					3-20舗装工を適用する。	
3-24 雑工						
1.現場鋼材溶接工						
1)現場鋼材溶接 2)被覆溶接(水中) 3)スタッド溶接(水中)	施工管理	開先の加工	加工状況	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影	
		溶接	作業状況	施工時		
	品質管理	水中溶接		作業状況	施工時	包装の表示が判明できるように撮影
		溶接棒、溶接ワイヤ		特記仕様書の品質であることの表示	使用前	
	出来形管理	外観、形状寸法		観察、測定状況	測定時	ゲージを同時撮影
形状寸法				測定時		
試験		試料の採取状況	採取前および採取時	試験時		
		強度試験の状況	試験時			
非破壊試験の状況	試験時	カラーチェックの結果				
2.現場鋼材切断工						
1)現場鋼材切断	施工管理	切断	作業状況	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影	
		水中切断	作業状況	施工時		
	品質管理	酸素ガスおよび溶解アセチレン		特記仕様書の品質であることの表示	使用前	ボンベの表示等が判明できるように撮影
出来形管理	外観、形状寸法		観察、測定状況	測定時	ゲージを同時撮影	
3.その他雑工						
1)清掃	施工管理	使用機械	ブレーカ、プラスト等	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影	
		施工状況	作業状況	施工時		
出来形管理	施工前区域		施工前	施工前	全体区域、部分的に施工前および完成の状況が判明できるように撮影	
	完成		完成全景	完成時		
2)削孔	施工管理	使用機械	カッター、ブレーカ等	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影	
		施工状況	作業状況	施工時		
	出来形管理	出来形の確認		測定状況	測定時	
完成	完成全景		完成時	完成時		
3-25 浚渫工						
1.ポンプ浚渫工						
1)ポンプ浚渫	施工管理	使用船舶機械等	作業現場	現地搬入前または現地搬入時	全景および数量が判明できるように撮影	
		位置測量	浚渫位置測量状況	測量時		法線または区域標識を入れる。
		施工状況	浚渫状況	浚渫作業時、作業船毎		浚渫位置が判明できる背景を入れる。
			中継船設置、撤去	設置撤去の作業時		
	障害物除去	障害物積込状況	積込時			
出来形管理	障害物除去		運搬船に積込まれた状態	積込完了時、運搬毎適宜	運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮	
	障害物捨込状況		捨込時			
出来形管理	出来形の確認		測定状況	測量作業時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。	
2)排砂管設備						
3-1-1排砂管設備工を適用する。						
2.グラブ浚渫工						
1)グラブ浚渫	施工管理	使用船舶機械等	作業現場	現地搬入前または現地搬入時	全景および数量が判明できるように撮影	
		位置測量	浚渫位置測量状況	測量時		法線または区域標識を入れる。
		施工状況	浚渫状況	浚渫作業時、作業船毎		船団の配置および浚渫位置が判明できる背景を入れる。
			土質状況	浚渫作業時		位置、深度または層を明記する。
	障害物除去	障害物積込状況	積込時			
障害物除去		運搬船に積込まれた状態	積込完了時、運搬毎適宜	運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮		
出来形管理	障害物捨込状況		捨込時			
	出来形の確認		測定状況	測量作業時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。	
2)土運船運搬						
3-1-2土運船運搬工を適用する。						

県 新基準(H29)						
工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項および説明	
			撮影箇所	撮影時期		
3-23 仮設工						
1.仮設鋼矢板工						
1) 仮設鋼矢板・H形鋼杭					3-1-11鋼矢板工 2)鋼矢板を適用する。	
2.仮設鋼管杭・鋼管矢板工						
1) 先行掘削					3-1-13鋼杭工 1)先行掘削を適用する。	
2) 仮設鋼管杭・鋼管矢板					3-1-13鋼杭工 2)鋼杭を適用する。	
3.仮設道路工						
1) 仮設道路					3-20舗装工を適用する。	
3-24 雑工						
1.現場鋼材溶接工						
1)現場鋼材溶接 2)被覆溶接(水中) 3)スタッド溶接(水中)	施工管理	開先の加工	加工状況	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影	
		溶接	作業状況	施工時		
	品質管理	水中溶接		作業状況	施工時	包装の表示が判明できるように撮影
		溶接棒、溶接ワイヤ		特記仕様書の品質であることの表示	使用前	
	出来形管理	外観、形状寸法		観察、測定状況	測定時	ゲージを同時撮影
形状寸法				測定時		
試験		試料の採取状況	採取前および採取時	試験時		
		強度試験の状況	試験時			
非破壊試験の状況	試験時	カラーチェックの結果				
2.現場鋼材切断工						
1)現場鋼材切断	施工管理	切断	作業状況	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影	
		水中切断	作業状況	施工時		
	品質管理	酸素ガスおよび溶解アセチレン		特記仕様書の品質であることの表示	使用前	ボンベの表示等が判明できるように撮影
出来形管理	外観、形状寸法		観察、測定状況	測定時	ゲージを同時撮影	
3.その他雑工						
1)清掃	施工管理	使用機械	ブレーカ、プラスト等	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影	
		施工状況	作業状況	施工時		
出来形管理	施工前区域		施工前	施工前	全体区域、部分的に施工前および完成の状況が判明できるように撮影	
	完成		完成全景	完成時		
2)削孔	施工管理	使用機械	カッター、ブレーカ等	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影	
		施工状況	作業状況	施工時		
	出来形管理	出来形の確認		測定状況	測定時	
完成	完成全景		完成時	完成時		
3-25 浚渫工						
1.ポンプ浚渫工						
1)ポンプ浚渫	施工管理	使用船舶機械等	作業現場	現地搬入前または現地搬入時	全景および数量が判明できるように撮影	
		位置測量	浚渫位置測量状況	測量時		法線または区域標識を入れる。
		施工状況	浚渫状況	浚渫作業時、作業船毎		浚渫位置が判明できる背景を入れる。
			中継船設置、撤去	設置撤去の作業時		
	障害物除去	障害物積込状況	積込時			
出来形管理	障害物除去		運搬船に積込まれた状態	積込完了時、運搬毎適宜	運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮	
	障害物捨込状況		捨込時			
出来形管理	出来形の確認		測定状況	測量作業時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。	
2)排砂管設備						
3-1-1排砂管設備工を適用する。						
2.グラブ浚渫工						
1)グラブ浚渫	施工管理	使用船舶機械等	作業現場	現地搬入前または現地搬入時	全景および数量が判明できるように撮影	
		位置測量	浚渫位置測量状況	測量時		法線または区域標識を入れる。
		施工状況	浚渫状況	浚渫作業時、作業船毎		船団の配置および浚渫位置が判明できる背景を入れる。
			土質状況	浚渫作業時		位置、深度または層を明記する。
	障害物除去	障害物積込状況	積込時			
障害物除去		運搬船に積込まれた状態	積込完了時、運搬毎適宜	運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮		
出来形管理	障害物捨込状況		捨込時			
	出来形の確認		測定状況	測量作業時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。	
2)土運船運搬						
3-1-2土運船運搬工を適用する。						

土木施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 6.港湾工事写真管理基準

県 現行基準(H26)						
工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項および説明	
			撮影箇所	撮影時期		
3.硬土盤浚渫工						
1)硬土盤浚渫					3-25-2グラブ浚渫工 1)グラブ浚渫を適用する。	
2)土運船運搬					3-1-2土運船運搬工を適用する。	
4.岩盤浚渫工						
1)砕岩浚渫					3-25-2グラブ浚渫工 1)グラブ浚渫を適用する。	
2)土運船運搬					3-1-2土運船運搬工を適用する。	
5.バックホウ浚渫工						
1)バックホウ浚渫					3-25-2グラブ浚渫工 1)グラブ浚渫を適用する。	
2)土運船運搬					3-1-2土運船運搬工を適用する。	
3-26 埋立工						
1.余水吐工						
1)余水吐	施工管理	施工状況一般	余水吐の設置および撤去 公害防止対策	設置作業時および撤去時 防止処置作業時	余水吐が判明できるように撮影	
2.固化工						
3.埋立工						
1)ポンプ土取 2)グラブ土取 3)ガット土取	施工管理	使用船舶機械	主要船舶機械	施工時、船舶機械毎	使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影	
		施工状況一般	埋立材の採取状況 埋立材運搬の状況 埋立材整地状況	採取作業時 運搬作業時 整地作業時		
	品質管理	材料の品質管理状況	特記仕様書に定められた 品質管理の作業状況	品質管理作業時、品質管 理内容毎		撮影項目は品質管理基準1.土および2.石材 等による。
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時		
4.排砂管設備工						
5.土運船運搬工						
6.揚土埋立工						
1)バージアン ローダー揚土					3-1-3揚土土捨工 1)バージアンローダー揚土を適用する。	
2)空気圧送揚土					3-1-3揚土土捨工 2)空気圧送揚土を適用する。	
3)リクレーマ揚土					3-1-3揚土土捨工3)リクレーマ揚土を適用する。	
4)バックホウ揚土					3-1-3揚土土捨工4)バックホウ揚土を適用する。	
7.埋立土工						
1)土砂掘削					3-17-3裏埋土工 1)土砂掘削を適用する。	
2)土砂盛土					3-17-3裏埋土工 2)土砂盛土を適用する。	
3-27 道路舗装工						
1.路床工						
2.コンクリート舗装工						
3.アスファルト舗装工						
4.道路付属工						
1)縁石	施工管理	縁石	据付、目地材の設置	施工時	主要資材については品質管理基準18.その 他の項目による試験および検査の状況が判 明できるように撮影	
	品質管理	材料の確認	試験および検査	試験および検査時		
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時		測定作業が判明できるように撮影
2)区画線および道路標示	施工管理	区画線、道路標示	舗装状況	施工時	主要資材については品質管理基準18.その 他の項目による試験および検査の状況が判 明できるように撮影	
	品質管理	材料の確認	試験および検査	試験および検査時		
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時		測定作業が判明できるように撮影
3)道路標識	施工管理	道路標識	基礎幅、深さ、標識設置 状況	施工時	主要資材については品質管理基準18.その 他の項目による試験および検査の状況が判 明できるように撮影	
	品質管理	材料の確認	試験および検査	試験および検査時		
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時		測定作業が判明できるように撮影
4)防護柵	施工管理	防護柵	設置穴の状況、防護柵設 置状況	施工時	主要資材については品質管理基準18.その 他の項目による試験および検査の状況が判 明できるように撮影	
	品質管理	材料の確認	試験および検査	試験および検査時		
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時		測定作業が判明できるように撮影
3-28 緑地工						
1.植生工						
					3-1-19植生工を適用する。	

県 新基準(H29)						
工 種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項および説明	
			撮影箇所	撮影時期		
3.硬土盤浚渫工						
1)硬土盤浚渫					3-25-2グラブ浚渫工 1)グラブ浚渫を適用する。	
2)土運船運搬					3-1-2土運船運搬工を適用する。	
4.岩盤浚渫工						
1)砕岩浚渫					3-25-2グラブ浚渫工 1)グラブ浚渫を適用する。	
2)土運船運搬					3-1-2土運船運搬工を適用する。	
5.バックホウ浚渫工						
1)バックホウ浚渫					3-25-2グラブ浚渫工 1)グラブ浚渫を適用する。	
2)土運船運搬					3-1-2土運船運搬工を適用する。	
3-26 埋立工						
1.余水吐工						
1)余水吐	施工管理	施工状況一般	余水吐の設置および撤去 公害防止対策	設置作業時および撤去時 防止処置作業時	余水吐が判明できるように撮影	
2.固化工						
3.埋立工						
1)ポンプ土取 2)グラブ土取 3)ガット土取	施工管理	使用船舶機械	主要船舶機械	施工時、船舶機械毎	使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影	
		施工状況一般	埋立材の採取状況 埋立材運搬の状況 埋立材整地状況	採取作業時 運搬作業時 整地作業時		
	品質管理	材料の品質管理状況	特記仕様書に定められた 品質管理の作業状況	品質管理作業時、品質管 理内容毎		撮影項目は品質管理基準1.土および2.石材 等による。
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時		
4.排砂管設備工						
5.土運船運搬工						
6.揚土埋立工						
1)バージアン ローダー揚土					3-1-3揚土土捨工 1)バージアンローダー揚土を適用する。	
2)空気圧送揚土					3-1-3揚土土捨工 2)空気圧送揚土を適用する。	
3)リクレーマ揚土					3-1-3揚土土捨工3)リクレーマ揚土を適用する。	
4)バックホウ揚土					3-1-3揚土土捨工4)バックホウ揚土を適用する。	
7.埋立土工						
1)土砂掘削					3-17-3裏埋土工 1)土砂掘削を適用する。	
2)土砂盛土					3-17-3裏埋土工 2)土砂盛土を適用する。	
3-27 道路舗装工						
1.路床工						
2.コンクリート舗装工						
3.アスファルト舗装工						
4.道路付属工						
1)縁石	施工管理	縁石	据付、目地材の設置	施工時	主要資材については品質管理基準18.その 他の項目による試験および検査の状況が判 明できるように撮影	
	品質管理	材料の確認	試験および検査	試験および検査時		
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時		測定作業が判明できるように撮影
2)区画線および道路標示	施工管理	区画線、道路標示	舗装状況	施工時	主要資材については品質管理基準18.その 他の項目による試験および検査の状況が判 明できるように撮影	
	品質管理	材料の確認	試験および検査	試験および検査時		
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時		測定作業が判明できるように撮影
3)道路標識	施工管理	道路標識	基礎幅、深さ、標識設置 状況	施工時	主要資材については品質管理基準18.その 他の項目による試験および検査の状況が判 明できるように撮影	
	品質管理	材料の確認	試験および検査	試験および検査時		
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時		測定作業が判明できるように撮影
4)防護柵	施工管理	防護柵	設置穴の状況、防護柵設 置状況	施工時	主要資材については品質管理基準18.その 他の項目による試験および検査の状況が判 明できるように撮影	
	品質管理	材料の確認	試験および検査	試験および検査時		
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時		測定作業が判明できるように撮影
3-28 緑地工						
1.植生工						
					3-1-19植生工を適用する。	